

### 川崎の在日韓国・朝鮮人にみる多文化共生発展の現代史的考察：主に民族差別と闘う市民運動（民闘連運動）の視点から

塚島, 順一 / TSUKAJIMA, Junichi

---

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

303

(発行年 / Year)

2019-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第463号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2019-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(国際文化)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022405>

# 法政大学審査学位論文

川崎の在日韓国・朝鮮人にみる多文化共生発展の現代史的考察

—主に民族差別と闘う市民運動（民闘連運動）の視点から—

塚 島 順 一

## 目 次

	頁
序章	
1. はじめに	5
2. 先行研究	39
3. 本研究の目的と方法	45
4. 論文の構成	48
第1章 川崎市南部の在日韓国・朝鮮人集住地域と本研究のキーパーソン	
1. はじめに	53
2. 川崎市南部における在日韓国・朝鮮人集住地域の形成	53
3. 在日韓国・朝鮮人集住地域である池上町のくらし	58
4. 在日韓国人保母親子の体験	62
5. 日立闘争・民闘連運動に関係した人たち	63
第2章 日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による 民間企業に対する民族差別撤廃運動	
1. はじめに	74
2. 日立就職差別糾弾闘争	77
3. 川崎信用金庫民族差別事件	85
4. ジャックス信販差別撤廃運動	87
5. 第一生命加入差別事件	89
6. 結論	92
第3章 民闘連の結成および民闘連運動の発展 —70年代の川崎を中心に—	
1. はじめに	94
2. 民闘連の結成	101
3. 第1回から第5回の民闘連全国交流集会の概要	105
4. 地域実践と地域行政闘争	109
5. 在日韓国・朝鮮人子弟の地域教育活動	118
6. 本章のまとめ	124
第4章 民闘連運動の課題と議論 —主に70年代を中心に—	
1. はじめに	127
2. 在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性 —川崎の在日青年の問題提起—	128

3. 在日一世である金時鐘と李進熙の主張	1 3 5
4. 坂中論文の議論と在日二世	1 4 0
5. 日本人側が示した共闘と主体性について	1 4 4
6. 川崎の日本人部会	1 4 7
7. 民闘連運動リーダーの離脱	1 5 3
8. 本章のまとめ	1 5 9
第5章 外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動	
—主に川崎からの視点として—	
1. はじめに	1 6 7
2. 川崎の最初の指紋押捺拒否者と一人の川崎市職労組合員	1 7 1
3. 日立闘争から民闘連へ	1 7 2
4. 初期の指紋押捺拒否者と李相鎬について	1 7 2
5. 川崎市職労の動き	1 7 3
6. 自治労と大阪市職	1 7 5
7. 李相鎬さんを支える会	1 7 6
8. 川崎市長の不告発宣言と李相鎬の逮捕	1 7 8
9. 指紋押捺問題についての川崎市議会定例会	1 8 2
10. 李相鎬の逮捕と川崎の指紋押捺拒否者を支える会	1 9 0
11. 神奈川県動き	1 9 2
12. 本章のまとめ	1 9 4
第6章 神奈川民闘連の結成および川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動	
—全国民闘連の解散と神奈川民闘連の再出発を含めて—	
1. はじめに	1 9 9
2. 80年代における青丘社と川崎市との交渉	2 0 3
3. 神奈川民闘連の結成	2 0 9
4. 川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動	2 1 4
5. 朝日新聞記事に見る川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動について	2 2 0
6. 国籍条項撤廃についての川崎市議会定例会	2 2 6
7. 全国民闘連の解散と神奈川民闘連の再出発	2 3 0
8. 本章のまとめ	2 3 2
第7章 川崎市外国人市民代表者会議に至る過程	
—日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に—	
1. はじめに	2 3 7

2. 要望書と 24 項目の検討課題	2 3 8
3. 日立闘争で共闘したことがある川崎市職員・議員と民関連のリーダー	2 4 0
4. 第 7 回「地方新時代」市町村シンポジウム	2 4 1
5. 調査研究委員会と代表者会議の設置	2 4 3
6. 本章のまとめ	2 4 5
終章	
1. はじめに	2 4 6
2. まとめと結論	2 4 6
3. 現状の把握と提言	2 7 4
参考文献	2 9 2



## 序章

### 1. はじめに

川崎市教育文化会館の市民自主学級「多民族共生のまちづくり—戦前の川崎における日本人と朝鮮人の関係史に学ぶ—」があると知り、初めて参加したのが2012年10月27日であった。その日は、第2回目の加藤千香子横浜国立大学教授の講演「1920年代の川崎—震災前後の川崎の状況、復興と川崎市の誕生—」であり、第1回目の山田昭次立教大学名誉教授の公開講座「関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後—その責任はどこにあるか—」は聞くことができなかった。この市民自主学級の案内パンフレットの最初に「いまから90年ほど前、関東地方を大きく揺るがした関東大震災。このとき、流言飛語により各地で朝鮮人虐殺が起こった一方、日頃つあいのある朝鮮人をかくまった日本人もいたといえます。」とあるように、関東大震災が起こってから次の年が90年になることを節目に、川崎において「関東大震災時の朝鮮人虐殺」の状況を地域の歴史として調査することが市民自主学級の目的であった。市民自主学級の中の話し合いでは、1970年代の初め、川崎駅から東側（臨海部）を見ると、大気汚染のため、夕方ではないのに夕焼けのように赤くなっていたとか、臨海部の池上町で洗濯物を干すと煤煙で汚れてしまったなどの話が出た。この臨海部の地域が在日韓国・朝鮮人の集住地域であることをこの時初めて知った。この市民自主学級を企画運営していた人の中に、後述する「日立闘争」に参加していた山田貴夫元川崎市職員や裴重度青丘社理事長（元川崎市ふれあい館館長）がいた。そして、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別や彼らの集住地域の状況をこの市民自主学級の参加によって知ったことが、本研究のきっかけとなった。

ところで、60年代中ごろから、既成政党や既成団体の傘下に所属し、また、その指示の下に社会運動や政治運動をするのではなく、個人個人が自由に運動に参加し、また離脱も自由な緩いネットワークの「市民運動」が起こってくる。全国レベルではベ平連[小林2003]、地域レベルでは大泉市民の集い[和田2015]などである。一方で、60年代では、在日韓国・朝鮮人が起こした李珍宇の小松川事件や金嬉老事件に対して、日本人の歴史上の、あるいは現存した民族差別への責任を感じながら、これら刑事事件の被告に対する日本人の支援活動が見られるようになった[李少年をたすける会1962、鈴木2007]。これらの支援活動も個人の自由な意思で参加するものであった。

小松川事件において「李少年の助命を願う会」[朴壽南1979:440]の中心メンバーであった旗田巍(1969)は、日本人の家庭を含めて日本社会の雰囲気の影響によって、もともと先入観がない子供に朝鮮人に対する「嫌悪・不信・侮蔑の意識」が生まれていく過程を示した。それより以前に小松川事件を含め、戦前から戦後の60年代までの日本人の「朝鮮人体験」として在日朝鮮人に焦点を当てたのが玉城素(1967)である。その中で、62年11月の法政二高の事件<sup>1</sup>にも関連して、「日本の若い世代も、決して偏見から解放されていたわけではなか

<sup>1</sup>『法政二高50年史』(1989)によれば、次の通りである。「1962年11月3日、二高祭は2日目……神奈

った。むしろ『無関心』という形で、偏見がおおいかくされ、また容易に差別的フィクションを受け容れる土壌が作り出されていたのである」[玉城 1967 : 241] と、在日朝鮮人への「無関心」を指摘した。同様に、飯沼二郎(1983)<sup>2</sup>は、「アメリカの黒人作家エリソンは、白人にとって黒人は“見えない人”なのだといっている。わたしたち日本人にとっても、日本に 60 万人もいるといわれる在日朝鮮人は、“見えない人”たちなのである」[飯沼 1983 : 9] と述べた。

また、文京洙(2007)は「市民社会と在日朝鮮人」について、次のように述べた。「日本のなりふりかまわぬ高度成長は、早くも 60 年代の半ばには、その矛盾をこの『都市問題』というかたちで爆発させる。住宅、交通、学校、医療、公園など、激増する都市の人口に対して立ち遅れる公共の施設、極端な乱開発や都市の再開発にともなう大気汚染や水質汚濁、それらは私たちを在日朝鮮人の生活環境にもただならぬ被害をおよぼした。……川崎の池上町もまさに公害の町として、在日朝鮮人の集住地域のこの頃の状況を象徴していた」<sup>3</sup>。生活環境の悪化は「生活の場としての『地域』を拠点とした、住民自身の発意による下からの『異議申し立て』がそこに爆発する」。そして、こうした背景に「革新自治体ブーム」が起こり、川崎でも住民の公害反対運動を発端に、71 年、社共両党・労組・市民団体が推す伊藤三郎が市長に選ばれ、革新市政が誕生した。そして、「自治体が在日朝鮮人の処遇の問題を『住民』もしくは『市民』という観点から見直そうとする動きも現われる。73 年、自民党議員の抵抗で『幻の都市憲章』となったものの、川崎市の伊藤市長らの発議した『川崎市都市憲章』では、『川崎市民』を『川崎に住むすべての人』(原案 13 条)と定義していた」。そうした中で、「日立就職差別裁判に始まる 1970 年代は、高度成長期に人格形成を果たした在日の戦後世代が、就職、結婚、子育てといった生活者として地域社会の現実に向き合い始めた時期でもある。総連・民団といった本国直結型の運動とは次元を異にする『地域活動』への自覚もこの世代を中心に芽生え始める。川崎での児童手当や市営住宅入居資格の差別撤廃を求める動きもそういう流れのなかで現われたといえる」[文 2007 : 188-192]。

この 70 年の初めに起こった「日立闘争」[朴君を囲む会 1974] は、ベ平連として活動していた慶応大学の学生と日立就職差別裁判の原告となる朴鐘碩との出会いから始まり、川崎の上述した在日韓国・朝鮮人集住地域にあった川崎教会を中心とした在日韓国・朝鮮人、

---

川朝鮮中高級学校高等部 1 学年生の辛永哲君は、……射撃部の展示室を訪れた。その際、居合わせた二高三年生の某と口論となり、激しいやり取りの末、激情に駆られた二高生徒は、展示してあった競技用エア・ライフルの銃床で、背後から辛君の頭部を強打した。辛君は廊下に逃れたが、二高生徒はその後を追って、さらに顔面を数回殴打した。……辛君は昏睡状態におちいり、……11 月 5 日午前 0 時 15 分、ついに不帰の人となった。二高は基本方針を明らかにし、「人命尊重、人道主義、日朝友好の立場に立って誠実に事件の対処にあたった」[法政 1989 : 57-58]。

<sup>2</sup> 1983 年 12 月 15 日の増補改訂、再版発行。初版は 73 年 4 月 5 日である。

<sup>3</sup> 1970 年 2 月、澤正彦と結婚するために韓国から来日した金纓は、70 年から 73 年まで、公害で有名な地域である川崎の桜本(池上町に隣接)に住んだ様子を次のように述べた。「空はいつも真っ赤な夕焼けのように燃えていました。煤塵のために窓をあけることもできず、トタンぶき屋根の牧師館は、夏には 40 度まで気温が上がりました。食後に飲むためにグラスに入れてある水には、食事をするあいだに煤塵が幕を張るほどでした。おまけに教会はステンレス工場に囲まれ、昼間はノイローゼになるほどうるさい音がつづきました。残業があるときには、夜も眠れませんでした」[金纓 1985 : 62]。



金嬉老の支援者などが加わり、日立闘争を勝利に導いた。川崎教会が設立した桜本保育園を運営する社会福祉法人青丘社の下、この勝利を糧として、「日立闘争」に参加していた人たち（在日韓国・朝鮮人および日本人）が「共に生きる」を模索しながら、民族差別と闘う市民運動をリードし、あるいは自治労川崎市職員労働組合（以下「川崎市職労」という）等と共闘し、行政、民間企業、教育における民族差別撤廃運動を行い、それを経てニューカマーを含めた「多文化共生」へと川崎市が他地域を先導する事例を創っていくことになった。

さて、ここで、戦後の在日韓国・朝鮮人の歴史を見ていくことにする。なお、「在日韓国・朝鮮人」という呼称についてはここでは深く議論しないが、民闘連が「在日韓国・朝鮮人」に統一しようとしてきたこと〔特別基調報告 1979：61〕<sup>4</sup>、また、「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」というように川崎市の施策にも「在日韓国・朝鮮人」という呼称を使っていることから、本論文では題名も含めて「在日韓国・朝鮮人」という呼称を用いることにする。ただし、これに限らず、例えば「在日朝鮮人」、「在日韓国人」、「在日朝鮮・韓国人」、「在日」、「在日コリアン」などの表現が出て来るが、これらは引用文献に準拠している場合もあり、特別の記載がないものは「在日韓国・朝鮮人」と同様の意味である。

まず、金奎一(1988)から「体験的在日同胞論」として、戦後すぐに在日同胞の「部落共同体」が生成し、そして70年代の初めにかけて「部落共同体」が崩壊していく経緯を見て行く。それは在日一世の時代であり、その最後の段階では多くの在日二世が「部落共同体」から日本社会へと出て行く時期と重なる。

在日二世の金奎一(1988)は在日一世とその時代について、次のように述べた。解放後、42年が経過した。40年前はウリマル（朝鮮語）が在日同胞の生活用語であり、現在は日本語が生活用語となった。二世・三世は99%が日本語に依存している。また、「一世は、人種的に純潔であったが、三世はほぼ40%が日本人との混血である。……一世は大部分が文盲で、ウリマルも日本語も読み書きが駄目であったが、二世・三世は、高卒以上の学歴を持つ者が大部分で、大卒者も人口比で日本人の水準を凌駕するに至っている」。植民地時代と解放後の30年間、つまり、1975年頃までが一世の時代である。一世の時代を、植民地時代を前期、45年から65年頃までを中期、残りの10年を後期と3段階に分けて考えている。

一世の時代と言え、ば、「けたたましい騒音のように飛び交うウリマルと強烈な民族臭がたちこめるのどかでおおらかな部落共同体」を思い出す。「解放の喜びと独立国民の誇りに満

---

<sup>4</sup> [民闘連特別基調起草委員会編『第5回民闘連全国交流集会 特別基調報告』民族差別と闘う連絡協議会、1979年、p.61]を示す。

<sup>5</sup> 尹健次(1992)は「1973年10月に創刊された在日朝鮮人の手になる雑誌『季刊まだん』が、書名の下に『在日朝鮮・韓国人のひろば』と銘打った……1972年に発足した『在日』の大学教員団体である『ムグンファ会』が、74年8月に『在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会』と改称した……1975年6月に発行した『民闘連ニュース』創刊号から一貫して『在日韓国・朝鮮人』という用語を使っている」〔尹 1992：188-189〕と述べた。

ち溢れた大人たちの、エネルギーな勇姿も頭」をかすめる。部落共同体の生成発展と崩壊の全過程のなかに一世の時代を見事に収斂している。

45年8月15日の解放後、在日同胞は最初、日本の至る所に「俗称、朝鮮部落」を誕生させた。部落共同体は、一般的には川下の空地や臨海工業地帯の片隅などに形成された。部落共同体は、「在日二世にとっては民族のしきたりや文化を身につける場として、民族意識にめざめ民族の誇りを育てていく場として決定的な意味を持っていた」。また、「民族運動、在日同胞運動の組織的基盤としての役割」があり、「解放後いち早く結成された朝鮮聯盟なども、全国に散在している部落共同体を拠点として急速に組織を拡大することが出来た」。

しかし、部落共同体は60年前後には衰退の兆しが顕著になり、共同体本来の役割も消失した。部落共同体が解体された日は在日一世が歴史の舞台から後退する時であり、また、在日一世の価値観が崩壊の危機を迎えるときでもあった。そして、在日同胞は集中の時代から分散、拡散の時代へと移行せざるをえなくなった。共同体の解体は内的な要因と外的な要因によって促された。

内的な要因（政治的要因）は、まず、（朝鮮半島の）南北の分断と政治的対立が挙げられる。南北間の対立は50年の動乱（朝鮮戦争）によって一気に敵対的な矛盾へと転化し、日本に住む同胞にも微妙な影響を及ぼした。48年頃から55年までは、政治難民の時代であり、5万人とも10万人ともいわれた同胞が韓国を脱出して日本に渡って来た。この密航者たちは徹底した反李承晩、反独裁だった。こういうこともあって在日同胞社会は90%以上が李承晩を嫌っていた。南北の対立が部落共同体崩壊の因子となるのは、共同体末期の頃である。

最も注目されるのが59年に開始された「共和国への集団帰国」である。その大部分が部落共同体の人たちであった。長い間、部落共同体の世話役として成員たちをまとめてきた人たちが帰国したために、その後遺症は大きかった。さらに、「集団帰国した同胞たちから部落残留者に送られてくる手紙が、どれもこれも悲観的で暗い内容のものばかり」であり、部落共同体は動揺し始め、やがて部落共同体に亀裂を生じさせた。共和国に懐疑的な同胞が増え、民団側へ移り始めるようになった。韓国で60年に起こった「4・19政治革命」<sup>6</sup>を機に、民団は一挙に活性化した。新しいものと古いものとの対立が民団内に起こり、「民団系同胞

---

<sup>6</sup> 「1958年からアメリカの対韓援助が削減され始めると、韓国経済はたちまち破綻の様相を呈するようになった。生活苦にさいなまれる国民の不満は政府の失政に向けられ、1960年3月15日に実施された正副大統領選挙は李承晩とその与党自由党にとって劣勢が免れがたいものとなった。このため自由党は史上例を見ない大掛かりな偽装工作を行なうことを全国的に指令し、選挙の結果、大統領に李承晩、副大統領に李起鵬（李承晩の養子の実父）が圧倒的多数の支持を得て当選したと発表した。

ところが、このあまりにもあからさまな不正選挙に怒った民衆は、選挙のやり直しを求めて各地で抗議行動に立ち上がった。連日、大規模なデモが波状的に続けられ、4月19日には、ソウルの学生たちが李承晩の退陣を要求して大統領官邸におしかけた。この隊列に向かって大統領警護の警察隊が発砲し、多数の死傷者が出る惨事となるや、ついに戒厳令がしかれた。こうした強圧策に抗して大学教授団や市民らが参加する李承晩退陣要求デモが始まると、国民からの孤立を悲嘆した李起鵬はピストルで一家心中し、李承晩も4月26日に退陣してハワイへ亡命した。民衆の力で李承晩政権が倒されたこの事態を、一般に『4月革命』とよんでいる」[朝鮮史研究会1995:340-341]。

は相互不信と分裂をいく度か繰り返す」ことになった。これも、部落共同体に複雑な波紋を投じた。

内的な要因（経済的要因）や背景は、次の通りである。45年から50年頃までは、日本の経済はどん底であり、在日同胞の働き口がなかった。一世たちは家族を養うため、「焼酎を密造してヤミ売りをしたり、残りカスでブタを飼育したりして」いた。また、「いろいろな物品をどこからか非合法に入手してきてヤミ市で売る。後はノガタ——土方仕事のことを一世は、こう呼んでいたのですが——これしかなかった」。ところが、朝鮮戦争が始まり、日本は戦争景気で好転した。そこで、「蓄えのある在日同胞は、誰も彼もがくず鉄商を始め」、成功した者も少なからずいた。朝鮮戦争を契機に、共同体の内部でも経済格差が目立ち、少数の成功者と、多数の経済的困窮者との分離現象が進んだ。経済的成功者は、新たな職業的成功を目ざして部落共同体を去って行った。「彼らの多くは、パチンコやキャバレー、それにタクシー会社など」で成功することになるが、再び、部落共同体には戻らなかった。

同じ頃、1人2人と静かに部落を立ち去って行く若者がいた。日本経済が高度成長期であり、特に若者は、「よりましな暮らし、快適で文化的な生活への要求が高まり始め」、二世たちは街へと進出して行った。彼らは日本語に不便はなく、親のお陰で中学や高校に通うことができたために、ある程度の学力や知識もあった。始めは、部落から通勤していた若者は、貯金ができると部落から遠く離れたアパートに引っ越した。これは、自分が「朝鮮人であることが会社側に知られないようにするための安全策」でもある。50年代後半になると、「大学を目ざす知識青年も増え始め、1960年代には、4年制大学に入学する同胞青年は、毎年千名を越えるように」なった。「若者たちに見離された部落共同体は無気力に支配され、将来への展望も断ち切られること」になった。

次に、共同体解体の外的な要因（公権力）に移る。日本の公権力は部落共同体に敵対し、その解体を目論んだ。「部落共同体初期の頃は、密造酒の取り締まりなどを口実に、数百名の警官を動員してたびたび襲撃」した。朝鮮戦争が始まると、政治弾圧が厳しさを増した。60年代に入ると、警察に代わって、県や市の行政が前面に出てくるようになった。都市再開発、道路や港湾の整備拡張などの理由に、立ち退きを求めた。そうして、部落共同体は姿を消すことになった。それは60年代末から70年代初めの頃のことである。

最後に、共同体解体の話の締めくくりとして、次のいくつかの点を補足する。

- ①共同体の解体により、一世の時代が著しく後退した。
- ②共同体の解体によって、在日同胞の多くが心の拠り所、民族感情や民族意識を育む場としてのマダンを失った。これは在日同胞の将来に計り知れない損失をもたらした。
- ③共同体の解体は必然的な事象であり、主体的かつ客観的情勢によってもたらされた。一世の時のような共同体が再び甦る余地はまったくない。
- ④二世・三世の実態と要求に即したコミュニティづくりに積極的に取り組んでいかななくてはならない。

45年8月15日以後、「強烈な民族独立精神が在日一世を支配していた」。これは反日感

情がバネになって在日一世に宿ったものである。「2、3年もすれば必ず富強な統一独立国家が祖国に樹立される」と考えていた在日一世にとって、在日同胞問題は基本的に存在していなかった。「この強烈な民族独立精神が具体的な行動として表現されたのが、解放直後に行われた祖国への一斉引き揚げ」であった。「祖国に強力な統一独立国家を創建するために、在日同胞もその一翼となって頑張ろうというのが、在日同胞運動の綱領的立場となった」。また、「一世の時代の前期、つまり1945年から1960年頃までは、民族的アイデンティティが基本的に在日同胞の教育や文化、つまり精神の領域を規定していた」。

ところで、在日同胞の日本定住はすでに既成事実となったが、現在もこの事実の承認を拒んでいる人たちがいる。「状況の変化を正確に理解する能力や、変化を承認する勇気の欠如は、在日同胞運動の路線転換を拒否するという形」で現れる。「在日の特殊性と独自性を承認し得ない者は、在日同胞の自主性や自立性を軽んずること」になる。在日同胞運動が自立性を失った原因は、次の通りである。

- ①一世のなかに根強く残っている事大主義的傾向とその裏がえしとしての権威主義が挙げられる。それにより、在日同胞運動は、本国政府への依頼度を日々強める結果となった。また、在日同胞の中の共産主義者は、解放後数年を待たずに、在日同胞運動の主導権を日本共産党に献上し、日本人の指導に従った。
- ②南北の政治的対立を一般同胞の中に持ち込んで政治的締めつけを行ったり、対立団体に所属している同胞に対する不信や憎しみを煽った。
- ③一世が民主主義者として失敗した。実際生活では、民主主義を徹底的に排除した。
- ④在日同胞の置かれている現実と諸要求に根ざした運動方針を提起することも、その手段と方法を明示することも出来なかった。在日同胞の絶対多数が日本定住を既定の事実として受け入れ、そのための対策に苦慮している。

一世の時代はもう終わってしまった。しかし、「二世・三世は、一世の歴史を面罵したり、嘲笑ったりしてはいけない」。それは「民族のため、在日同胞自身のために献身した、かぎりなく勇敢で誠実な人々の血と汗で一世の時代は彩られているから」である。「一世の時代から教訓を学び取ると同時に、一世が残してくれた遺産のなかから健康で肯定的なものの一切を継承しなくては」ならない。

ここまで、金奎一(1988)の「体験的在日同胞論」から在日一世とその時代について見て来た。次に、金英達(2003)から、戦後の在日韓国・朝鮮人の歴史を見て行くことにする。45年8月15日に日本がポツダム宣言を受諾して敗戦したことにより、朝鮮が解放された。敗戦時の在日朝鮮人数は約200万人(一般在住者160万人、強制動員労働者30万人、軍人・軍属10万人)と推定され、そのうち、150万人は46年末までに祖国へ帰った。日本に残留した約50万人が在日韓国・朝鮮人の土台となった。50年には朝鮮戦争が勃発し、海上交通がストップすることになった [金英達 2003 : 44-46]。

52年4月28日の対日平和条約発効日まで続くGHQ占領期では、朝鮮人は、日本の刑事

裁判権に服し、日本人と同様に課税され食糧配給を受けた。本国に帰還しない朝鮮人は日本国籍を保持するとされたが、47年5月に法令化された外国人登録令では外国人とみなされ、外国人登録証明書の常時携帯義務を負わされることになった。また、45年12月の衆議院議員選挙法改正で、日本在住朝鮮人が参政権から排除された。このようなGHQの在日朝鮮人処遇は、共産主義者が主導する在日本朝鮮人連盟（朝連）の活動が活発であったため、アメリカの反共政策が反映した結果であった〔金英達 2003：46-48〕。

戦後の日本社会では、戦前からの朝鮮人蔑視に加えて、排外意識が起こった。この排外意識は就職差別に現れた。在日朝鮮人は安定した仕事に就けず、「日雇い」、「飲食業やパチンコなどの風俗営業」、「廃品回収」、「養豚」などを職業とする者も多く、「闇市や酒の密造」にも手を染めた。「差別が貧困を生み、貧困がさらに差別を拡大するという悪循環」となった。そのため、多くの在日朝鮮人が生活保護を受けるようになり、さらに日本社会の排外意識を強めた。この「差別と貧困」は、在日朝鮮人に「①民族団体への結集」、「②北朝鮮への帰国」、「③日本国籍への帰化」という3つの動きを引き起こした。日本の高度経済成長が始まって雇用機会が増えるようになった60年代後半になって、在日コリアンは絶対的貧困から解放されるようになった。70年代、80年代の民族団体による生活権擁護運動により、制度的には在日コリアンへの差別状況は大きく改善された。これには日本人側の協力もあり、在日コリアンを「共に生きるパートナー」であるとみなす意識が、日本社会でも芽生えてきた。しかし、日本人の一部には韓国人・朝鮮人に対する蔑視意識が根強く、民族を踏みにじられれば、民族を主張しなければならなくなる〔金英達 2003：49-50〕。

ここで、民族団体について、金英達(2003)はさらに次のように説明している。

45年8月15日の解放とともに、それまでの協和会のネットワークを利用して、在日本朝鮮人連盟（朝連）を結成した。朝連は「帰国援護・政治犯釈放・朝鮮人学校設立」などの活動を行い、大きな勢力となった。この朝連の時期には、在日朝鮮人は民族教育に力を注いだ。GHQと日本政府は朝連の学校は「共産主義者の巣窟」として朝鮮人学校閉鎖命令を出すなど治安問題としたために、在日朝鮮人側は怒りが爆発し、大衆闘争に発展した。その代表は48年4月に起った「阪神教育闘争」であった。当初、朝連は「全同胞的大衆団体」であったが、日本共産党と提携して日本の社会主義革命を目指すようになった。一方、反共的な民族主義者は朝鮮建国促進青年同盟（建青）と新朝鮮建設同盟（建同）を結成し、やがて合同して在日本朝鮮居留民団（民団）となり、朝連に対抗した。それが後に、在日本大韓民国居留民団（民団）となる。朝連は49年9月に団体等規正令によって解散させられたが、朝鮮戦争の勃発後に後継勢力として在日朝鮮統一民主戦線（民戦）が立ち上がった。民戦は地下武力闘争組織として祖国防衛委員会・祖国防衛隊（祖防）をつくり、北朝鮮側について火炎ビンによる反米反戦闘争を展開した。一方、民団側は韓国を北朝鮮軍から守るために、韓国に「在日青年学徒義勇軍」を送って、祖国防衛戦争に参戦した。そして、朝鮮戦争休戦後、在日コリアン社会において南北のイデオロギー対立は決定的になった。南北朝鮮の統一は、一方の政治理念が他方の政治理念を打破する権力闘争でしかなかった〔金英達 2003：

50-53]。

なお、日本政府は、大韓民国だけを国家承認し、朝鮮民主主義人民共和国を国家承認していないので、日本では北朝鮮国籍の実効性はない。日本の外国人登録の国籍欄に「韓国」と記載されている者を「韓国籍」と言い、「朝鮮」と記載されている者は「朝鮮籍」と言う。日本で外国人登録が始まった時は、本国の南北政府が樹立されていなかったため、在日コリアンの国籍欄には「朝鮮」と記載された [金英達 2003 : 65-67]。

民族団体である民団は、「同胞金融機関の設立、権益擁護運動、指紋押捺撤廃運動」などを通じて、在日同胞のために活動するとともに、「駐日韓国領事館の領事事務の窓口代行」を引き受けている [金英達 2003 : 68]。

一方、在日コリアンのもう一つの大きな民族団体が在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連、総連）である。民戦が行っていた日本共産党の指導下の革命闘争から、北朝鮮の指導によって日本内政不干渉の原則を立て、北朝鮮の在外公民として祖国のために活動するという路線転換がなされることになり、55年に朝鮮総連が結成された。朝鮮総連には、朝鮮人学校の運営など「在日コリアンの生活を守るための大衆的民族団体」、「朝鮮民主主義人民共和国の在外公館」、「朝鮮労働党の日本支部」という3つの役割がある。北朝鮮の関係では、北朝鮮帰国事業<sup>7</sup>がある。60年と61年を頂点とする帰国事業で9万人余りが北朝鮮に永住移民した。しかし、「待ち受けていたのは、日本の生活よりひどい貧困と差別であり、何よりも政治的自由・基本的人権が圧殺される閉鎖社会」であった [金英達 2003 : 69-72]。

在日コリアン社会は、本国への帰国の流れがとまり、在日一世から二世、三世、四世へと世代交代が進み、日本への帰化の累積化、日本人との婚姻の圧倒的多数化などという変動が起きている。「制度上の差別の撤廃に関しては、民団、総連の民族団体をはじめ、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）などの市民運動の力が大きく寄与」した。70年代の日立就職差別闘争は画期的であった。「現在、定住外国人の公務員就任権の拡大と地方参政権の獲得が、運動の一つの焦点」になっている [金英達 2003 : 73-75]。

ところで、梁泰昊(1996)は日立就職差別闘争に関わる「日立就職差別裁判」とその背景について、次のように述べている。65年に日韓の国交が正常化し、在日韓国・朝鮮人が韓国へ留学したり、韓国で短期研修を受けられることになった。しかし、初期の感動から、「逆

---

<sup>7</sup>梁泰昊(1996)は北朝鮮帰国事業について次のように説明している。1950年代の在日韓国・朝鮮人は差別と貧困の中で、ほとんど出口を見いだせなかった。小松川事件はその先鋭化したものである。58年、川崎で帰国希望の決議をしてから、北朝鮮はすぐに受け入れを表明し、急速に全国的な組織をあげての北朝鮮への帰国運動が展開されるようになった。北朝鮮は「地上の楽園」であるという宣伝もなされた。日本政府もすぐに動き、両国の赤十字社を窓口として、59年12月に新潟港から帰国第一船が出航した。帰国したのは60年が49,036人、61年が22,801人であったが、63年に3,497人と急減し、68年から3年間の中断を挟み、84年までの累計は93,339人であった。この中に、6,000人以上の日本人の家族が含まれていた。多くが集中して帰国した理由は、在日韓国・朝鮮人が日本で生活することに絶望していた、北朝鮮では戦後復旧するための労働力が不足していた、日本では在日韓国・朝鮮人が一人でも多くいなくなることを望んでいた、ことが挙げられる。しかし、帰国者から伝わった消息では「実情は耐乏の日々」だという。北朝鮮の実情が明らかになるにつれて、帰国の足は遠のいていった [梁泰昊 1996 : 99-106]。

に在日韓国・朝鮮人と祖国の間には越えがたい溝があることを実感」し、「在日韓国・朝鮮人は本国にいる韓国人とは違う要素を持っている、本国の韓国人と同じようになることはできないという感覚が静かに広がった。また、協定永住申請や外国人登録上の国籍で民族団体が激しく対立したことも在日韓国・朝鮮人には当惑を招いた。こうした中、「国を知り国につながる」ことだけが在日韓国・朝鮮人の生き方ではないのではないか、もっと『在日』という事実在即した問題に取り組まなければならないのではないかという気風があちこちに芽生えてきた」。その背景には「在日世代」が社会に進出し始め、しかも日本は高度経済成長期であった。そうした中であつた 70 年 12 月に、朴鐘碩が日立製作所から就職差別を受けたとして、就職差別の取消しを求めた裁判（日立就職差別裁判）を起こした。裁判では日本人や同胞の支援があつた。しかし一方で、在日韓国・朝鮮人の中から「本名を名乗れないような、まるで民族的自覚を持たない人間が、何をえらそうに民族差別などというのだ」という批判があつた。この裁判をきっかけとして、大企業への門戸が徐々にではあるが開かれるようになった。さらに、弁護士や地方公務員になる姿も見られるようになった。「また行政上の差別撤廃を求める動きも広がって」いた [梁泰昊 1996 : 115-122]。

金英達(2003)は 47 年の外国人登録令で朝鮮人は外国人とみなされたと述べているが、在日韓国・朝鮮人の法的地位について、梁泰昊(1996)は次のように述べている。「戦前から引き続き日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人と台湾人及びその子孫」は 91 年 10 月に施行された「入管特例法」によって「特別永住」という在留資格を持つようになった。52 年 4 月 28 日、日本と連合国との平和条約（サンフランシスコ条約）が発効した際に、「朝鮮人・台湾人」は外国人として扱われるようになった。しかし、「法一二六一六」によって、「あらためて法律で決めるまでは在留資格及び在留期限のないまま日本に住むことが認められていた。ただし、サンフランシスコ条約発効のあとに生まれた「法一二六一六」の人の子供は「特定在留」という別の在留資格を持つことになった。65 年の日韓条約により「法的地位協定」が結ばれ、在日韓国・朝鮮人のうち韓国籍を持つ人に「協定永住」が認められた。そこで、「朝鮮」籍の人は、協定永住を申請するためには、外国人登録の国籍欄を「朝鮮」から「韓国」に変更しなければならず、「韓国という国籍にイエスかノーかを問うような問題に発展」した。ところで、協定永住には 71 年 1 月 16 日の申請期限までに資格ある人とその子どもには申請すれば認められたが、その後の三代目には取り決めはなかつた。これについては、「法的地位協定」では、その発効から 25 年後、つまり 91 年に再協議するという含みを残していたので、「1991 年問題」と呼ばれた。82 年の入管法改正では、「法一二六一六」と特定在留及びその子供には申請によって「特例永住」を認めることになった。そして、前に述べたように、91 年に在日韓国・朝鮮人は「特別永住」の資格を持つようになり、それは「子々孫々にいたるまで申請により永住資格を持つこと、及び退去強制になる理由を内乱罪や外患罪といったきわめて特殊なことだけに絞」ったことが特徴的である [梁泰昊 1996 : 15-22]。

金英達(2003)が述べた「定住外国人の公務員就任権の拡大と地方参政権の獲得」に関連す

るものとして、「国籍条項」の問題がある。梁泰昊(1996)によれば、在日韓国・朝鮮人は52年4月28日に「日本国籍を離脱」して外国人と処遇されるようになり、日本国憲法に定めた「国民」にあてはまらないことになった。このため、在日韓国・朝鮮人は義務教育の対象にならず、また、社会福祉制度から除外される根拠となった。このように、法律の適用を受ける者は国民すなわち「日本国籍を有するもの」と定められた。これを「国籍条項」と呼ぶ。65年に日韓条約が締結され、この時の法的地位協定によって、協定永住資格を持った人には教育上の配慮、生活保護の準用、国民健康保険加入が認められることになった。国籍条項という法的な差別（児童手当の支給、公営住居の入居）に直接的な疑問が投げかけられたのは70年代初めの日立就職差別裁判を闘う中からであった。これらの疑問は既存の民族団体ではなく、在日二世の青年を中心とした市民グループが行政当局へ公開質問状という形で直接的に提起されたことが「大きな特徴」であった。これによって、行政当局は「在日韓国・朝鮮人を居住地域と密接な関わりを持つ『住民』として再認識するようになった」。70年代初めは、市民運動が活発で「革新自治体」に勢いがあったことも追い風となった。その後、76年に金敬得が司法試験合格後に司法修習生になるのを阻まれた問題で、77年に採用を勝ち取った。また、78年の川崎信用金庫のパーソナルローンの国籍条項や大手信販会社でのクレジット販売拒否、81年の生命保険加入における不平等条件とった民間企業の問題が抗議や交渉によって見直されていった。また、教員等の採用や、「当然の法理」<sup>8</sup>の制約がある中での地方公務員の採用においても、国籍条項の撤廃や改善がなされていった。さらに、日本が79年に国際人権規約に加入したことにより、住宅金融公庫、公営住宅、公団住宅などの国籍条項が解除された。さらに、81年に国連難民条約を批准したことによって、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当などの国籍条項も82年に取り払われた[梁泰昊 1996: 134-139]。

上述した特例永住と国籍条項撤廃に関係した「1982年体制」について、梁泰昊(1996)は次のように述べている。

在日韓国・朝鮮人にとって82年は大きな区切りになった。その第一は「出入国管理及び難民認定法」が施行され、協定永住の資格がない人が条件に当てはまれば、申請によって「特例永住」が得られるようになったこと、第二は社会保障関係法令（例えば、国民年金、児童扶養手当、児童手当など）の適用対象が国籍条項から居住条項に変更になったことである。こうした変化の背景には、ベトナム難民について具体的な対応を迫られ、国連難民条約を批准したことにある。そして、この82年体制は「在日」を前提とした新しい外国人像を提起した。「日本に定着して日本人と変わることはないライフスタイルをおくっている、まるで

---

<sup>8</sup>「当然の法理」とは「1953年に内閣法制局が任用基準について出した見解。『公務員に関する当然の法理として公権力の行使、国家意思形成への参画に携わる者については、日本国籍を有するべきであり、地方においてそれ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としない。』自治省は、73年に『国家の意思形成』を『公の意思形成』に読み替えて、地方公務員の任用基準としている。したがって、公権力の行使、公の意思形成に関わる蓋然性がある一般職の採用について、国籍条項の制限を付けるものと指導していた」[高橋 1999: 61-62]。



外国人なのかどうか分からない」、母国語が「本来ならできなくてはいけない」から「できなくても仕方ない」、さらに「できなくて当たり前」という感覚が見られるようになった。「その背景には在日韓国・朝鮮人が社会経済的に一定の力を持つようになったこと、また差別が質量ともに減少しだしたこと」が考えられる。姜信子は自分を「普通の韓国人」<sup>9</sup>と表現した。「在日」することを自認し、法律上の差別が是正されたことは、日本社会の一員になってともに暮らすことを意味するようになり、ここから「共生」という言葉が生まれた。そして、梁泰昊は次のように指摘した [梁泰昊 1996 : 140-146]。

差別は許されないことです。しかしそれにこだわり続けることは迫及する側の精神を細らせる結果を招くことがあります。90年代に入って差別をなくすことを掲げて運動をしている中から、とある差別事象に対して「これはおいしい」という言葉を聞くことがありました。何とも耳を疑うしかありません。……共生のためには自己責任と他者責任の違いをはっきり区別することが求められます [梁泰昊 1996 : 146]。

1974年に「トッカビ子ども会」<sup>10</sup>を設立し、全国民闘連事務局長を経て在日コリアン人権協会結成とともに会長になり [徐正禹 2003 : 784]、執筆した当時在日コリアン人権協会副会長だった徐正禹(2003)は在日同胞と日本人との共闘に関連して、次のように述べた。

共に闘う中でも互いの立場性を明確にし、一定の緊張関係を保ちながら、双方の主体と自立性を確保することが重要である。在日同胞の側は差別を考えると、社会的責任の部分と自己責任の部分を明確にしなければ自ら崩壊してしまう危険性がある。在日同胞の差別からの解放とは、あくまで自らの力で生きる（自立）ことであり、それは当事者の努力（自己責任）とそれを可能ならしめる環境を整備する（社会的責任）ことによって達成されるのである。努力（自己責任）を全うすることなく、社会的責任を問うことはまさに自己崩壊を自ら招く行為であるといわざるをえない。自己責任を果たしてもなお残る社会環境の壁こそが差別であり、そのとき初めて社会的責任を問う運動が成立するのである [同 : 66]。

これは、先の梁泰昊の指摘と類似している。ところで、梁泰昊や徐正禹は関西の民族差別と闘う連絡協議会（以下「民闘連」という）で活動していた。上述した70年代初めの日立就職差別裁判を闘う中（いわゆる「日立闘争」）で、国籍条項という法的差別（児童手当の支給、公営住居の入居）に対して、在日二世を中心とした市民グループが行政当局へ公開質問状という形で最初に提起したのは、「日立闘争」の主要な拠点であった川崎においてであ

---

<sup>9</sup>姜信子(1990)参照、「単行本は1987年12月、朝日新聞社から刊行された」 [姜信子 1990 : 8]。

<sup>10</sup>徐正禹(1996)の「私の体験的地域活動論」など参照。

る。さらに、川崎信用金庫、大手信販会社、生命保険などの民間企業の在日韓国・朝鮮人に対する差別問題が提起されたのも川崎においてである。川崎においては、日立闘争後に川崎教会・青丘社を市民運動の地域拠点として、在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘という形で関東民闘連が結成され、88年には神奈川民闘連として生まれ変わり、現在まで至っている。そして、川崎市（行政）との交渉を通じて、川崎市において、全国的に先鞭をつける数多くの外国人・多文化共生施策が実施されるようになった。本論文では、以上の経緯を現代史として明らかにする。

水野直樹・文京洙(2015)は『在日朝鮮人 歴史と現在』において、民闘連について、次のように述べている。日立闘争以降に「各地に広がった地域運動の取り組みは、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）というネットワーク型の緩やかな連合組織によって結ばれることになった。民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され、李仁夏、佐藤勝巳などが共同代表、事務局長には裴重度が就いた。神奈川につづいて大阪・東京・愛知・兵庫・岡山・広島・福岡など各地で組織され、75年には第1回目の全国交流集会が開催されている」。民闘連は「三原則」の基で、「70年代から80年代にかけての在日朝鮮人の権益擁護運動の大きな流れを生む原動力となった」〔水野・文 2015：183〕。

この全国的な「ネットワーク型の緩やかな連合組織」が全国民闘連と呼ばれる。本論文では、民闘連運動を理解するために、全国民闘連の結成、そして、75年の第1回民闘連全国交流集会（大阪）から『特別基調報告』が民闘連の中間総括として発表された79年の第5回民闘連全国交流集会（川崎）までの間の民闘連運動とそこでの議論も取り上げる。これは『民闘連ニュース』の創刊号から第30号に対応する。『特別基調報告』は日立闘争から民闘連運動に参加した川崎の2人の在日韓国・朝鮮人と2人の日本人のメンバーが寄稿した。

ところで、70年代後半から80年代にかけて、在日韓国・朝鮮人の「アイデンティティ」もしくは「生き方」についての議論があった。尹健次(2015)は、その頃の状況を「転換期の1980年代」として、次のように述べている。

日本では80年以降、「在日」が指紋押捺拒否闘争をはじめ、果敢な反差別・市民権獲得運動を繰り広げていく。「在日」の主流は二世に移行し、三世さえも登場しはじめ、北そして南を観る観点が大きく変わっていくなか、民族や祖国、統一を中心とした既存の考え方も大きく揺れていく。私の記憶でいえば、やはり何といても、韓国の「民主化」実現と、とくにテレビで観たソウルオリンピック開会式の華麗さに衝撃を受け、以後、韓国観が変容していく中で、「在日を生きる」自らのアイデンティティを再構成していくことになった。

この時代、国家にとらわれずに歴史を見ようとする傾向が強まり、国家間ではなく国境を越えた関係を重視する思考が勢いを増していった。在日朝鮮人社会でも1970年代後半以降、「在日」という言葉が多用されていくが、同時に、それまでの本国への帰国

を前提とした「祖国志向」を否定し、日本での定住を既定事実とする「在日志向」を主張する考え方がさまざまに展開されるようになる。振り返ってみると、70年前後、「在日」にとっては、「祖国志向」と「在日志向」のせめぎあいの時期であった。しかし70年代半ばから、二世青年を中心とした「在日」の運動は、生活権擁護、「永住」志向にその足場を置き、民族差別や市民的権利獲得の問題が声高に語られ始め、あるいは「第三の道」が主張され始める。それらはさらに「民族差別と闘う連絡協議会」（民闘連、1974年結成）などの運動としてある一定のまとまりと流れを形作っていくことになる。1980年前後になって、事実として、「在日」の「定着志向」が確立されていく〔尹 2015：146-147〕。

さらに、尹は次のように述べた。日本社会は、2000年代になってもなお「在日」に「敵対的・攻撃的」ないし「差別的・排外的」なままである。「実際、1980年代から、90年代以降、在日朝鮮人の前に立ちはだかる大きな壁は、公務就任権と地方参政権の問題であった」。70年代後半から80年代に、「民闘連が日本人との共闘を謳いつつ、反差別の在日運動として少なからぬ役割を果たしたという声がある」。ただし、「民闘連は、その後組織内で意見の対立が深まり、1995年に『在日』の自立した闘いを前提とする『在日コリアン人権協会』として発展的に改組され、在日全体の一丸となった人権運動展開の難しさが浮き彫りにされる」〔尹 2015：165〕。本論文でも、第6章で、全国民闘連の解散と在日コリアン人権協会の設立について若干触れる。

文京洙(1984)は、「定住化」や「第三の道」について、次のように述べている。在日朝鮮人の問題において、「本国の変革を求める実践者の『理念』」と「生活者の側の具体的な感情」とは乖離する傾向にあるが、「定住化」の進展も「理念的なもの」と「生活的なもの」との乖離を深めてきた。このような「定住化」の問題の議論は70年代の半ば頃からだった。在日朝鮮人をめぐる議論は、ここ数年に、ほぼ3つの方向に分岐した。一つ目は、佐藤勝巳に代表される「在日朝鮮人の日本人への『同化』を容認する方向」、二つ目は、「第三の道」という「少数民族化の方向」、三つ目は、「定住化」の現実を承認しながら「在日朝鮮人の本国へのつながりを一義的な問題として強調する立場」である。一つ目の佐藤の主張は、①「制度的差別」の減少、②本名を名乗ることの意義の否定、③「同化」を「自然の流れ」として是認し、「要は人間の中身」であるとしたこと、にまとめられる。「この『同化』を根本のところまで推し進めているのは、むしろ、異質なものを異質なものとして受け容れようとする日本の側からの圧力なのであり、そのことは、およそ『在日』の問題を論じようとするものの共通した認識であるといえる」。三つ目の「本国志向」については、金時鐘<sup>11</sup>と金石範<sup>12</sup>の

<sup>11</sup>金時鐘については、本論文の第4章第3節を参照。

<sup>12</sup>金石範(1981)は『「在日」の思想』で次のように述べている。「在日朝鮮人の状況が世代交替などの要因によって大きく変ってきたのである。日本社会への定着化の傾向がそれであり、一方では民族性の風化と同時に同化が進み、その分化作用として日本へ帰化が増えて行く。……そして祖国の分断の持続はいっそうこれらの問題を促進し複雑化させるのに作用するだろう」〔金石範 1981：18〕。「定着、定住のないとこ

主張を例に挙げた。そして、二つ目の「第三の道」は飯沼二郎によって提起された。『朝鮮人』17号での「第三の道」の主張は飯沼と金東明の対談形式になっているが、「金東明」は仮名であり、飯沼という日本人の主張であると考えしかるしかない。金時鐘と金石範は「第三の道」について日本人が朝鮮人の生き方などに口をはさむことを批判した。そして、金時鐘はそれが『逆に民族性を散らす』方向に作用する」、金石範は「祖国と切れた少数民族はまた同化への道を辿りやすい」という見解を示した。『第三の道』という考え方が、統一志向の理念ではとてもフォローしえないような二世や三世を、『同化』の道に追いやることなく少しでも拾いあげていくことができるなら、それはそれで『在日』の一つのあり方として認めるべきではないのだろうか。私は、『第三の道』ふうの方向を一つのあり方として認めるべきだと思うし、現実的にいって認めざるをえなくなってくるとも思っている」[文 1984: 80-89]。

「第三の道」を提起した飯沼二郎(1988)は次のように言っている。「第三の道」という対談を公表した79年には、在日一世の発言力が圧倒的に強く、「在日」の生き方としては、故国に帰るか、日本に帰化するかの2つしかなかった。しかし、8割を越える二世の大部分は日本に定住する途を選択していた。そこで、二世の声を公にしようとして先の対談になった。この対談は予想以上の大きな反響をよんだ。飯沼自身も「気の毒な」在日韓国・朝鮮人のために努力するという態度から、「在日韓国・朝鮮人問題は、日本人自身の、日本の真の民主化のための不可欠な問題なのだということに、目覚めていった」という[飯沼 1988: 6-8]。

『朝鮮人』第17号(1979年8月)に発表された金東明の論文「在日朝鮮人の『第三の道』」の主旨は次のようなものであった。

日本で生まれ育った二世以下の人々の中には、日本に定住の意志をもっている人々が多い。この現実を正しく認識せよ。しかし、帰化の意志はない。日本社会のなかで、朝鮮民族としての民族意識をはっきりもって、生活していきたい。そのためには、祖国とのきずなを堅持しなければならないし、もし、そのきずなを手離してしまったら、もはや日本社会のなかに同化されてしまうほかはないであろう[同: 18-19]。

この論文は大きな反響を呼び、最初は「帰国もせずに日本に定住することはけしからん」という議論が多かったが、かわって「祖国とのきずなを堅持するというけれども、日本の定住が長びけば、必然的に祖国とのきずなはゆるむだろうから、結局、それは同化を促進することになるのではないか」という意見が強くなった。在日韓国・朝鮮人にとっての最大の課

---

ろに少数民族は存在しない。定住が同化への傾斜を進めて行くように、祖国と切れた少数民族はまた同化への道を辿りやすい。……私は『祖国』の肯定的な力と書いたが、そのような影響力が生まれて在日朝鮮人に決定的な影響を及ぼすのは、統一朝鮮である。在日朝鮮人の祖国への帰属性を意識的にも明白にできるのは、そのヴィジョンとともに統一祖国の現実である。そしてまた、在日朝鮮人の同化へと繋がり得る『少数民族』化を防ぐ道は、祖国統一と、統一朝鮮による在日朝鮮人への衝撃的な影響と変革的な作用である。在日朝鮮人は統一朝鮮の『定住外国人』としての性格と位置を持つようにならねばならぬし、それを予期せねばならない」[同: 39-40]。

題であるこの問題は、まだ、すべての人の合意を得る結論には達していない。飯沼二郎(1988)の最後に収録した姜尚中と梁泰昊の論争もすれちがいにおわっている [同：19]。

飯沼二郎(1988)に収録された「在日朝鮮人の『第三の道』」[同：21-86]の飯沼と金東明の対談において、在日朝鮮人二世金東明は次のように述べている。

在日二世、三世は今の在日朝鮮人の運動に大きな不満と批判を持っている。二世、三世に世代交代が進み、祖国統一の日はまだ遠い現状に、在日は問われ直されている。彼らは一世代のような「仮の在日」ではない。祖国も民族の文化も風習も知らない。そこで、「仮の宿」ではなく、「日本の社会で朝鮮民族として生きぬく、異民族として日本の社会で自立してゆくんだと、また、そうする以外に大多数の在日二世は地に足がついた生活はできないと。そのために在日するんです」。この質的变化に民団や総連も十分に対応できていない [同：21-23]。

「二世、三世こそ真の意味での在日朝鮮民族」であり、「特定の少数者を除いて、兄弟や親族、日本人も含めた友人をふり捨てて、言葉も解らない南北いずれかの祖国に帰る人」はいない [同：26]。一方、二世、三世へと世代交代が進む中で同化、帰化が進行している。日本に住む以上、日本に順応しようとし、それが同化となって現われる。順応することは悪くはないが、朝鮮人であることを恥じて隠し、日本人のような顔をして暮らそうとすることに問題がある。「みずからのルーツ、民族性を溝に投げ捨てるのは、人間としてのプライドを放棄するに等しい」。また、個人として生きるために、「祖国の運命にも同胞の未来にも目をつぶってしまう人達に、人間としての本当の幸福は有り得ない」 [同：55-56]。

そこで、同化しやすく、同化されやすい同胞に歯止めが必要である。話し合ってみると、誰でも朝鮮人らしく生きたいと思っている。そのために、「その彼等に差別の苦しさや祖国の分裂から来る絶望を乗り越える精神的な支柱が必要」であり、それは「意義と希望」を与えるものでなければならない [同：60]。このような金の話に対して、飯沼は次のように述べている。

今、「第三の道」が正しく認められるべきだと思うのです。総連も困る、民団も困る、あるいは朝鮮半島をみた場合に、共和国ももう「希望の星」でない、南の朴正熙政権、これはもちろん誰が見ても札つきのファシズム、これも困る。しかも帰化をせずに、朝鮮民族としての民族的な自覚と誇りをもって、日本にこれから長く住んでいくという。一代だけでなく子々孫々住んでいこうという第三の道があつていいと思うな [同：68]。

これに対して、金は次のように応答した。

「第三の道」こそ必要なんです。……ぼくは在日同胞 70 万は、日本で朝鮮民族の市民として生きてゆくべきだと思います。今こそはっきりと明言すべきなんです。統一すれば帰るとか、韓国が民主化されれば帰るとかいわないで、われわれは日本に住むと、

住みたいんだと、また、その権利もあるんだと言うべきなんですね。そのうえで、日本の社会で良き市民として、朝鮮人も日本人と仲良くやるから、君達日本人もわれわれを追いだそうと思ったり、姑息な手段で同化させようなんて考えずに、腹をくくってくれとですね。君達がそんなことをやってたら、第二の被差別部落ができて、新しい社会問題を抱え込むんだと。そして同胞社会は南北の代理で憎み合い争う事はないんだと [同：69-70]。

そして、金は「在日朝鮮人として生きる上での精神的な理念、第三の道だ」 [同：74] と述べた。

以上が「在日朝鮮人の『第三の道』」の中にあつた内容である。この「第三の道」を歩もうとしてきたのが、民闘連運動に参加していた個々の在日韓国・朝鮮人かもしれない。その実現のために在日韓国・朝鮮人に対する様々な民族差別と闘って来た。

兵庫民闘連に参加していた梁泰昊は1984年7月に書いた『부산港に帰れない』の「あとがき」 [梁泰昊1984：263-265] に、在日朝鮮人の存在と日本社会の中で民族差別と闘う意味について、ちょうど民闘連の歴史と自分が重なるように、「この10年間ずっと自問自答してきた」とし、次のように述べた。在日朝鮮人であるということとは「民族の血なのか、国籍なのか、あるいはまた言葉なのか」、「血」ではあれば「日朝の混血」はどうとらえるのか、「国籍」ならば日本へ帰化した人はどうなのか、「朝鮮語」ができることであれば圧倒的多数の在日朝鮮人はそれをはたしていないではないか。祖国との一体化については、南北分断している中、在日朝鮮人も「分極化し対立」することになり、また、祖国に依拠することは「他律的な要素」を多く持ちすぎることになる。在日朝鮮人は「将来にわたって日本に住みつけていくことはほぼ確実なこと」になり、日本社会の中で外国人という理由で社会的に排除されず、日本人と同等の権利を持つことはむしろ当然ではないか。そして、次のように述べた。

国籍の違いを理由にした差別をなくしていくことは、生活権を確保するにとどまらず、人間としての誇りをまもることでもあつた。……在日朝鮮人は日本社会に対しても、韓国・朝鮮に対しても「異文化をもった少数者」であるとすれば、その異質さをそこなわないで、しかも同じ人間として生きる権利を保障することが自己実現していく上で不可欠となる。民族差別をなくそうとするさまざまな取り組みはそのための具体的なアプローチといえよう。……固定観念的な民族意識が在日朝鮮人のありようを決めるのではなく、在日朝鮮人の客観的な位置が主体意識をも規定するのである [同：264-265]。

飯沼二郎(1988) が述べた姜尚中・梁泰昊の論争は『季刊三千里』に掲載された次の4編の論考から成る。それは姜尚中(1985a)の「『在日』の現在と未来の間」という論考が発端と

なった。その内容は次のようなものである。

「在日」社会の最大の懸案は指紋押捺拒否運動という人権・市民権獲得の闘いである。既存の民族団体から距離をおき、個々の「在日」朝鮮人が自分の意思と責任で行動を起こしたという点で、今まで「在日」の歴史にみられなかった新しい芽が育ちつつある。それは、「祖国の原体験をもたない二世・三世が『在日』の圧倒的多数を占め、日本社会の一員として『定住化』に傾きつつあることが、権利意識の拡大をもたらした」ということである。また、日本の国際人権規約や難民条約などの批准も差別撤廃要求にハズミを与えた〔姜尚中 1985a : 118-119〕。

ところで、72年の南北共同声明後の祖国情勢の暗転と南北対立の激化は同胞の「定住化」志向を一層拡大させた。70年代後半から80年代にかけて、「民族的マイノリティとしての『在日』という考えがクローズ・アップされるようになった」。この「日本社会の一員、住民としての少数民族の『定住化』の発想には、いくつかの隘路がある」。まず、日本社会において、『異質的なもの』を自分たちの存在と意識のなかに生活態度として確保し、発展させてゆけるかどうか。『異質的なもの』としての自己覚醒が困難な状況のなかで、大前提となるべき『異質的なもの』が不安定で曖昧な観念であるならば、共生など成りたちえない〔同 : 121-122〕。そして、次のように述べた。

天皇制の世襲カリスマ的血統主義を構成原理とする明治国家は、一民族＝一国家の虚構を近代国家の形態に再編し、それを自然の体系に擬することに成功した。敗戦によって旧憲法体制は瓦解したとはいえ、この基層定型は連綿として生き続けている。否むしる高度に完成された形態をとるにいたったとさえ言える。

このようにみえてくれば、少数民族としての自覚のもとに「定住化」の方向をみざし、民族性の確保が可能であれば日本国籍の取得も不可避であるとする考えは、日本の社会と国家の、精神構造を含めた根源的な転換がない限り、とうてい実現される見込みはないであろう。……日本社会の周縁や最底辺に組み込まれているアイヌ民族や琉球一沖縄の人々、そして数百年あるいはそれ以上の歴史を閲した部落差別の現状を直視するならば、「朝鮮系日本人」としての「定住化」は、「賤民化」（この差別用語をここではあえて使用する）の道に通じていないという保証はどこにもないのでなかろうか〔同 : 123〕。

このように、差別撤廃と人権・市民権獲得の闘いの流れが、「内国民化」と「賤民化」に収束するなら、「悲劇的な逆説」となろう。それを超えるには、「その流れを祖国にむけて定位させなければならない」。「近代史から現代まで続くわが民族と『在日』に対する差別と抑圧は、日本の社会と文化を根柢から規定している『エセ文明』の抑圧構造に由来している」。そのため、「在日」は祖国のかかえている問題を先取りしうる位置にいる。「在日」が「社会的秩序に関しても、また一般的な物の考え方に関しても、社会的因習に対するいわばアルキ

メデスの点に立」つことを決意し、覚醒的な生を選択するならば、祖国に何らかの影響を与えるはずである。それは「方法としての『在日』」と言える [同：123-125]。

姜尚中(1985a)<sup>13</sup>に対して、梁泰昊(1985)が次のように疑問を呈した。

姜も言っているように、「組織ではなく個人として行動が展開されていることは、『在日』の将来を考える上で非常にシンボリックな意味をもっている」。『定住化』はもはや疑う余地がない。1982年施行の「出入国管理及び難民認定法」によって、在日朝鮮人の大多数は「永住資格」をもつようになった。指紋押捺の問題も、在日朝鮮人の若い世代にとっては「外国人ととらえられることに対する人権」意識が作用している。「定住化」には、同化と国籍が問題として出て来る。姜は「少数民族としての『定住化』」の波をそれなりに評価しつつも、「いくつかの隘路ある」として否定的である。姜がいう「異質なもの」については、「朝鮮人として生まれたことを大切に思いながら生きていこうとする流れは、そんなにか弱いものではないと思う。この10年の民族差別との闘いの歩みは、マイノリティとしての自己を見失うまいとする自分との闘いであった」（ここで、梁は「少数民族」を「マイノリティ」と表記したいと述べた）。一方、「日本が単一民族社会であるという『基層定型』が不変であるという見方」は的確なように見えるが、それを前提にすれば、単一民族社会を是認することになる。そうでは困るという側もわずかずつ力を増している [梁泰昊 1985：147-148]。

また、「賤民化」という差別的表現をなぜあえてする必要があるのか、「民族差別を受けてきた者として、共に手をたずさえよう」というのなら分かるが、姜は「アイヌや沖縄や部落の仲間入りするのはごめんだというのである。これが差別でなくてなんであろうか。マイノリティである『朝鮮系日本人』は差別を受けるからといって、それがどうしたというのか。差別があれば差別と闘うしかない」 [同：149]。

日本の人々は政府に「おかしいことにはおかしい、違うことには違うとはいわないのだろうか。……民族差別に対して日本人（マジョリティ）として闘ってきた多くの人々に、在日朝鮮人はいまこそ学ばなくてはならない」。「組織や国家にしばられずに、人間として正義を求め個々の手と手が結びあうとき、国籍の壁をのりこえ、同化を克服することができる」。「祖国にむけて定位させる」というのは、「祖国というマジョリティへの転化を暗示」し、「別な種類の“国粹化”を招く危険すら感じさせる」 [同：149-150]。

日本社会での「単一民族観」が正しくないとするとき、在日朝鮮人、「南」、「北」の「単一民族観」も正しくない。日本社会の差別に対して、在日朝鮮人、「南」、「北」での差別もまた問われなければならない。そうした問題意識は「市民的権利を獲得するために闘う過程の中でしかはぐくみえない」 [同：150-151]。

姜の「方法としての『在日』」は何に対する方法だろうか。「在日」を方法としてとらえることは、「マジョリティの地位に伍して並ぼうとするものである。それは結局のところ、マ

---

<sup>13</sup>姜尚中(1985a)の西暦の次にある「a」は、参照文献に挙げた同じ著者の著作が同年に複数ある場合、巻末の「参照文献」の記載順に「a」、「b」、「c」と表示することによる。以下、同様である。



ジョリティによるマイノリティへの差別を承諾する」ことである。そして、「事実としての『在日』を考えなくてはならない。「在日朝鮮人が存在するという事実がまずあるのだ。その人権を守るために、マイノリティとして共生をめざす姿勢が何にもまして必要である」[同：151]。

この梁泰昊(1985) に対して、姜尚中(1985b)が次のように反論した。

姜は梁との係争点を次のように整理した。

- ①戦後日本の「現在」を総括する国民的「歴史意識」の位相をどのように評価するのか。
- ②「在日」朝鮮人の「定住化」傾向を、日本社会の現実のもとでどのように定位させるのか。「定住外国人」の「定住性」と「外国人」のどちらに力点を置くのかによって「定住化」のニュアンスも異なる。これは「定住化」としての「在日」と祖国との関係はどうかという問題とも通ずる
- ③二世・三世にとって、どのような主体的な投企の在り方が構想されるのか、という核心的な問題がある。梁の「事実としての『在日』」と姜の「方法としての『在日』」が対質される [姜尚中 1985b : 174]。

国際人権規約などの原則に即して制度的差別の撤廃を迫る運動が日本社会の中で重要な意義をもっている点是否定しない。そうした草の根から湧き起こりつつある運動が「異民族との共生」を目ざして成果を獲得しつつある。「指紋押捺問題」でも拒否者の周りに日本人支援者が集り、自らの問題として引き受けようとしている姿勢に感動を覚える。しかし、抽象的な普遍原則から、『在日』朝鮮人を『定住外国人』として平等に処遇していこうとする姿勢は、勢い、『定住性』の側面だけを過度に強調するあまり、われわれがあくまでも『外国人』であり、祖国をもっているという自明の理をないがしろにしかねないように思われる」。これが梁と姜の決定的な違いである [同：175]。

また、「賤民化」の概念を使ったのは、「日本国家からみてアイヌ、被差別部落民および『在日』朝鮮人の差別された境遇をひとつの範疇に一括し、先の抽象的な原則から差別の不当性を告発しようとする発想が、日本国内の被差別少数民族と『定住外国人』としての朝鮮人との実体的な差異を軽視しかねない危険を孕んでいるからである。……結果としては『在日』朝鮮人を『準日本人』として処遇する、なしくずしの同化・帰化の隘路に迷い込んでいくように思えてならないのである」。「権利意識に目醒めた多くの二世・三世の意見を代表していると思われる」梁の発想にそうした危惧を感じたのは、「母国を『マジョリティ』と規定され、日本社会という『マジョリティ』への同化＝帰化と、母国への直接的な還帰＝帰国を同列に置いているからである」。「在日」朝鮮人は、アイヌ民族や沖縄の住民と違って祖国があり、祖国は「母国」であって、「マジョリティ」として規定されるべき存在ではない [同：175-176]。

梁が「1982年体制」について「外国人としての自己規定のタガがはずれる」ことと評価しているのは、背景に「定住化」に偏向した「在日」観が前提とされている。しかし、『在日』を祖国から切り離し、日本国内の差別問題だけに解消してしまう論法は、……国境をま

たぐ生活空間と意識を保ち続けたいと願う人びとのリアリティーからも遊離している」  
[同：176-177]。

指紋押捺問題において、「外国人ととらえられることに対する人権」意識が、梁を始めとする若い世代の権利擁護運動の核心であるとすれば、「日本的価値体系への一元的な凝集力に晒され続けている『在日』の現実にあっては、棄民化への道は不可避である」。なぜならば、前稿で言及した「基層定型」が変らなければ、そうした「定型」の障碍を踏み越えられないと考えたからである [同：177]。

確実に言えるのは、「統一された祖国」によって、現在の「在日」の逼塞状況から解放されることは間違いのないことである。「事実としての在日」が、『在日』の二重性と祖国への帰属を日本社会のなかだけに逼塞させる論理を内包しているとするならば、『方法としての在日』は、『南北』と日本、そして『在日』の関係の総体を視野に入れつつ、『定住外国人』としての生を民族的価値の再生と統一されるべき民族国家へと方向づけていくことを意味している」 [同：178-179]。

姜尚中(1985b)に対して、梁泰昊(1986)が次のように疑問を呈した。

在日朝鮮人は民衆であり、自らを民衆の側か、国家の側かに位置づけるかが大きな分かれ目である。民衆の側であれば、国家至上主義との間には当然一定の距離が生まれる。日本と「祖国」双方の国家至上主義も批判的にとらえるべきだ [梁泰昊 1986：173-174]。

「定住外国人」の「定住」と「外国人」のどちらに重きをおくかについては、70年代初めの「在日朝鮮人」の「在日」と「朝鮮人」のどちらが大事かという議論を思い起こさせる。

「在日」はもはや仮の姿ではなく、70年代後半にはほぼ誰もが認めるところとなった。70年代初には「定住外国人」という表現は想像できなかったが、80年代半ばには、ごくありふれた用語となった。その転換点は82年であった。「在日朝鮮人」と同様に、「存在が意識を決定する」のだとすれば、「定住」という具体的なかたちを棚上げして「外国人」と規定するだけでは、自己満足の域をこえない。姜が「われわれがあくまでも『外国人』であり、祖国をもっているという自明の理」という「外国人」とは、国籍が日本ではないということなのか。帰化や「混血」の比率が決して低くない状況で、われわれの身近にいる「日本国籍の在日朝鮮人」は枠外というわけにはいかないだろう [同：175]。

姜が「準日本人」と言うように「差別された境遇をひとつの範疇に一括し、抽象的な原則から差別の不当性を告発」することなどできない。「差別の不当性は、具体的な存在の実態を明らかにすることからしか衝くことはできないのであって、抽象的原則をいかに声高に言ったとしても人の胸に届くことはないのである。……そのためには在日朝鮮人の歴史も、社会的位置も、個別の生活史までもがさらけ出されるのである。差別をなくしていこうとする過程には、なぜ差別はいけないのかという普遍的原理もまた見出されてくる。すると今度はそれが両刃の剣となり、自分は差別をしていないのかが逆に問われることにもなる。それゆえ差別を問うことは非常な緊張をともなう行為といえる」。ところで「準日本人」とは何か、アイヌや沖縄出身者や被差別部落の人々がそうだというのではあるまい [同：176-177]。

日韓条約にもとづく「協定永住」では「韓国」か「朝鮮」かという国籍選択の問題により多くのエネルギーが費やされたことは「外国人」意識を象徴している。ところが、82年の「特例による一般永住」では、「永住」がすでに既成事実化し、総体として在日朝鮮人が「永住」を選んだということが「1982年体制」の意味である。それは「難民」を含め海外からの人をいかに受け入れるかという、日本の中での共存・共生が求められている点で、これまでとは質的に異なっている。この中に在日朝鮮人もまた存在している〔同：178-179〕。

姜がいう「棄民化」に関連して、「国境をまたぐ生活空間と意識をもち続け」ようとすることは、国籍や定住という生活形態に左右されるのではなく、まさに在日朝鮮人の「主体」にかかわる問題である。姜が「われわれが『朝鮮人』であることの本源は祖国にある」というのは根源的な相違点であり、70年以上になる「在日朝鮮人の生活史」にあるとしなければならぬ。もし「祖国にある」とすれば、分断の状況下では在日朝鮮人像もまた分裂する〔同：179〕。

姜がいう祖国が統一されたなら「現在の『在日』の逼塞状況から解放される」ということに関しては、往来や長期滞在、永住帰国、民族文化や伝統にふれることは現在でも可能であり、やるかやらないかは自分が決めることである。在日朝鮮人が「民衆」であるならば、「北」や「南」の国家への帰属ではなく、「在日」の統一を図ることが「統一祖国」を展望することにつながる〔同：179〕。

在日朝鮮人が「事実として在日」する以上、そこに受ける風浪は在日朝鮮人自らがしのいでいくしかなく、「方法」はあとからついてくる。「避けることのできない『共生』を、人間として『共感』できるものとして模索するのみである。それにつけても在日朝鮮人は、現在、『外国人』である」〔同：179〕。

ここで梁が述べていることは、姜が梁を権利意識に目醒めた多くの二世・三世の意見を代表していると言っているように、梁が参加していた民関連の主張と一致しているものと思われる。

次に、「在日同胞の生活を考える会（仮称）」（以下、「考える会」という。）について述べる。「考える会」が87年11月に創刊した『ウリ生活』<sup>14</sup>には、84年11月25日付の『在日同胞の生活を考える会』（仮称）——結成準備会趣意書（案）』が載っている。その最初に「私たちを在日同胞社会は、解放後、早や40年が経過しつつある今日、全体として二世・三世の世代へと中心が移行し、人々の民族意識、生活意識も多様化、複雑化の傾向にあります。また、祖国の分断状況の継続と日本社会の根づよい差別状況のなかで、在日同胞社会には『同化』の地すべりともいふべき深刻な事態が進行しています」と述べ、在日同胞社会について、世代交代と多様化の傾向があること、祖国の分断と日本社会の差別状況から「同化」への危機があることを示した。そして、在日同胞は、日本が「定住」の地になりつつあるこ

---

<sup>14</sup> 「1984年に結成された『在日同胞の生活を考える会（仮称）』が発行していた『在日同胞の生活を考える会（仮称）通信』から解消・発展して、1987年に創刊された雑誌」〔在日コリアン辞典2010：40〕。

とを認識しながら、「日本での生活の重みを確かめながら、同時に、祖国の統一と民族の将来に思いをいたすのが自分たちの進むべき道である」。在日同胞の間では、結婚・就職・教育等の問題が新たな危機意識を生み、その問題を阻む同胞社会内での政治対立、地方主義的偏見、国籍・血統の違いによる差別などがある。こうした中、「在日同胞相互の交流は希薄になり、同胞の紐帯と信頼を築く機会が喪失され、少なくない同胞がそのために『帰化』・『同化』の選択を迫られて」いる。そこで、「民族を愛する主体的な文化創造と生活擁護を図る同胞の同胞による、同胞のためのアイデンティティの確認の場・協同体を作ろうと発意し」、会の目的を次のとおりとする。

- ・ 在日同胞の生活向上と諸権利の拡大、および相互扶助に努力する。
- ・ 在日同胞の文化的環境の醸成、民族的人間的文化の創造に寄与する。
- ・ 在日同胞の親睦と連帯を深め、民族的自覚を高めあう。

このように、「考える会」は、在日の世代交代が進み、定住化が確実にになり、しかも「帰化」・「同化」への危機意識がある中、概ね在日の生活向上と権利拡大、祖国統一への思いを含めて民族的自覚を高めることが目的にあった。これは、今まで見て来た姜と梁の論争の折衷説のようにも見える。しかし、3年後には、次のように変化する。

87年11月に、「考える会」は、『ウリ生活』創刊号を発行することになった。この創刊号に、創刊準備委員会の「創刊の言葉」が載っており、そこには「『ウリ生活』は一冊の情報手帳であり、わたしたちのマイホームであり、一個の学校である」[ウリ生活創刊号1987:6]とある。

また、「考える会」の事務局長である金奎一(1987)は、在日同胞の男性S君に起こった結婚に関する不条理を身近に見て、この創刊号で次のように述べている。金はそれまで、「民族的不幸や悲劇の原因は、祖国が南北に分断されているところに求められるのであるから、祖国を平和的・民主的に統一するために最善を尽くすべきである」という「最大限綱領主義の立場」をとっていた。これはこれで正しいので、祖国の民主的統一のために積極的に努力することは神聖な義務であると信じる。しかし、それは金にとって、「在日同胞問題の軽視、無視という形で現われていた」。S君に出会い、S君の問題を追う過程での体験によって、実際の在日同胞は「互いに傷つけ合ったり、足を引っ張りあったりしながら利己心をますます増殖させている醜い人々がうごめいていたのです。しかもこういう人々の主導のもとに否定的な価値観が形成され、それが支配的になりつつあった。個人利己主義、拝金主義、学歴主義、権威主義等々」である。そのため、最大限綱領主義の立場から現実主義者として歩むようになった。現実主義者には、次の3つの意味が包含される。

- ①現にあるがままの事実を素直に受け入れること、そのために生きた現実のなかに自己を置くこと。
- ②自分が現実に生活している場所を重視すること。在日同胞は自身が直面している諸問

題に取り組んでいかななくてはならない。

③自己の独自性、特殊性をふまえ、全体的課題に取り組んでいく。

そして、金は「在日同胞には在日同胞固有の矛盾が、韓国には韓国社会の発展段階に根ざした矛盾が、そして共和国にはその構造と体制に起因する矛盾が存在するはずですが、これらの矛盾はその地に住み生活している人々が自らの主体的責任にもとづいて解決すべきことなのです」と述べた。

次に、金は「考える会」の理念・目的・性格は次の通りであると述べている。

第一点は、在日同胞は日本での定住を余儀なくされているということ。そしてこの厳然たる事実を、いまようやく多くの同胞が受容しつつあるということを知ってもらおうということです。

第二点は、日本に定住せざるをえなくなった在日同胞の前途は、多難であるということ、それゆえに定住を前提とした新しいプランニングづくりに真剣に取り組まなくてはならないということを知ってもらうことです。

第三点は、在日同胞の日本定住を歴史的必然として積極的に受けとめ、そのうえに立って在日同胞の輝かしい未来を創造していこうというのが「考える会」の基本的立場であるということ。

また、「考える会」結成の基本的な前提が次の5つの条件であると述べた。

- ①在日同胞の実情を調査し、詳しい情報やデータを科学的に分析し、これを理論化していくこと。
- ②「考える会」が進むべき途、つまり方針を確定すること。それは社会科学的に考えぬかれたものでなくてはならない。
- ③仕事の手段や方法を見つけ出すこと。
- ④「考える会」を誠実で献身的な同胞によって構成すること。
- ⑤幅広い同胞の支持を得ること。

以上から、金奎一は、『ウリ生活』が創刊された87年には、「最大限綱領主義の立場」から「現実主義者」となり、そして「在日同胞の日本定住」に重点を置くようになった。また、「考える会」は在日同胞相互の交流の場でもあり、『ウリ生活』は「情報手帳」と位置付けられた。ただし、「考える会」の担い手は「誠実で献身的な同胞によって構成する」という条件を付けるとともに、民族差別と闘うという運動については、この会結成の前提に挙げられていない。

以上から、80年代についての金奎一、尹健次および梁泰昊の議論には、在日韓国・朝鮮人の定住化が共通認識にあった。

次に、在日韓国・朝鮮人の帰化の問題に移る。尹健次(2015)は次のように述べている。「他の国に移住した異邦人が、その国に長く住み続けるにつれ、その地に同化し、ひいてはその国のひとになる、つまり帰化するのはごく自然なことであろう。しかし植民地支配の所産であり、敗戦／解放後も民族差別の標的とされた在日朝鮮人は、そう簡単に日本になじむことはできず、帰化についても拒否的であり続けた」。その中で、帰化者が増えていくのは、「民族差別を逃れ、豊かな生活を享受したいという願いによるものである」。その他にも帰化の理由はいろいろあるが、「被抑圧者である『朝鮮人』から脱するという意味では『うしろめたさ』を伴うものであった」[尹 2015 : 167-168]。

しかし、鄭大均は「在日知識人批判の急先鋒で、在日朝鮮人は祖国との関係を清算して全員が日本に帰化すべきだ」という論陣を張っている。……悲劇的なのは、東京都職員として『国籍条項』による民族差別に対し果敢な裁判闘争を展開した妹・鄭香均との決定的対立である」[尹 2015 : 172-173]。

この尹が述べた「在日知識人批判」、「帰化」および鄭大均と鄭香均との「対立」をまず取り上げる。次に、これに関して、鄭大均を批判した徐京植についても示すことにする。

在日朝鮮人の自己の運命を変えようとするならば、日本の社会状況という生活環境に直接働きかけるのが正攻法であると、鄭大均が述べていた「在日朝鮮人知識人批判ノート」[鄭大均 1980] を取り上げることにする。鄭大均(1980)によれば、それは次の通りである。

在日朝鮮人の社会では、「性別とか世代、社会経済的地位、学歴などの要素にならんで『民族的』であるか否かということが、人間を評価する際の重要な規準になる。この規準にならって在日朝鮮人を二分するなら、『民族人間』と『同化人間』の名称で各々を呼ぶことができるだろう。言うまでもなく、この社会の価値規範体系を操作するのは『民族人間』であり、彼らは後者をして『民族的裏切者』とか『民族虚無主義者』『主体喪失者』『同化主義者』と呼んで憚りない。言いかえれば、この社会で正当な人間であるためには『民族人間』であることが要請され、逆に「同化人間」であることは名もなき多数者であるための条件である」。

「民族人間」は民族的自己を絶対化し、他方、「同化人間」は民族的自己をより相対化する。「民族人間」は自身と「同化人間」との区別は民族性の程度を規準にしているようだが、「民族人間」も含めて日本生まれは全て同化人間であるから、この規準は有効性を発揮しない。また、「民族人間」を世代の特徴によって分類すると、一世型が「伝統志向型」、二世型は「政治志向型」と呼ぶことができ、在日朝鮮人知識人が共有する傾向である。この在日朝鮮人知識人の行動様式は、次の通りである。

第一に、日本人との関係で、彼らは自己を一方的被害者とみなしがちである。このながめから導かれる特徴は、自己憐憫の感情をとまなう〈被害者・糾弾者の顔〉である。

第二は、朝鮮半島に向けられる顔で〈祖国志向主義の顔〉と名づけられる。「同化人間」が朝鮮半島から乳離れしている状況とは対照的に、在日朝鮮人知識人は心理文化的同一性の対象として、また自己の運命の政治的解決の方法として、あるいは双方の理由

から朝鮮半島への参加をえらび続ける。

第三は〈自民族至上主義の顔〉である。彼らは「同化人間」が在日朝鮮人として生まれた不幸を嘆く時、民族の誇りを謳う。

しかし、鄭は「在日朝鮮人として生まれるということは、政治、経済、文化的に、日本社会の一員になることをほぼ自動的に意味する。『同化人間』であれ『民族人間』であれ、私達はほぼ完璧に日本の社会状況に規定される。……私達にとって、日本社会はもはや切り離し難いが、朝鮮半島は切り離そうとさえすれば切り離せる存在である。……私達は生活者である限り生活環境に左右されるし、もし自己の運命を変えようとするなら、その生活環境に直接働きかけるのがおそらく正攻法である。しかし、在日朝鮮人知識人はこの方法をとらない。『朝鮮半島の政治状況、とりわけ統一運動への参加こそ、在日朝鮮人問題を根本的に解決する方法である』と述べた。

さて、在日二世の鄭大均<sup>15</sup>は、97年11月に開催された松山大学総合研究所主催の「松山大学国際フォーラム 1997—日本の眼 韓国の眼 『在日』の眼」の全体会で、14年ほど韓国で過ごした経験から報告を行った。報告後の討論で参加者から鄭へ次のような質問があった。在日韓国人には選挙権がなく、「地方によったら公務員試験もほとんど受けられない」。「在日の人の環境は良くなった」と言われるが、まだ問題は多い。「その昔と今の環境の違いをぜひ鄭先生にお聞きしたい」。これに対して、鄭は次のように在日の帰化を説いた。

これは少数派の意見ですが、在日の差別問題はもうあまり議論しなくてもよい時代になっていると思います。差別が無いとは言えません。しかしそれは国籍による差別であって、それを差別と呼ぶ必要は無いだろうと思います。在日がむしろ今積極的に考えるべきは帰化の問題でしょうね。私自身は韓国と東京に二つアパートがありますし、家内はソウルで仕事をしています。こういう在日は韓国籍を維持した方が便利なんです。普通の在日はそんなに祖国とのつながりはあるわけではない。在日は韓国籍というラベルを持ち歩いています。中身は日本人と変わりありません。ラベルと中身に違いがあるときにはラベルを中身に合わせて変えるのが妥当なところでしょう。しかしそういう議論は少ないですね。今話題になっているのは国籍取得よりは国籍条項の議論でしょう。二日前に東京都の保健婦の女性<sup>16</sup>が勝訴した事件がありましたが、あれは

---

<sup>15</sup>鄭大均(2003)によると、鄭大均は、「1948年岩手県に生まれる。立教大学文学部・法学部卒業。UCLA アジア系アメリカ人研究修士。啓明大学校（韓国大邱市）副教授等を経て、現在東京都立大学人文学部教授」とある。

<sup>16</sup>鄭香均(2006)の編著者略歴によると、鄭大均の妹である鄭香均について、「韓国人の父と日本人の母を両親に1950年岩手県で出生。看護師として川崎市で同胞が経営するクリニック等を経て、1988年東京都の外国籍保健師第1号として保健所勤務となる。しかし、1994年日本国籍でないことを理由に管理職試験の受験を拒否され、東京都を提訴。1996年東京地裁判決で請求を棄却されるが、1997年高裁判決で逆転勝訴。しかし東京都がこれを不服として上告し、2005年1月の最高裁大法廷で訴えが退けられる」と

実は私の妹です。私はテイと名乗っているんですが、妹はチョンと名乗っていますね。しかし私に言わせれば、妹は韓国語もしらないし、韓国籍を維持しているのが不自然なんです。韓国語もまともに使えないのに、何がチョンかなとも思いますね。妹も帰化のことは考えたようですが、結局は闘士になってしまった。管理登用試験を受ける段になったら国籍条項に阻まれ、妹は闘うことを選択したというわけです。私は帰化を勧めたんですね。帰化して韓国系日本人として生きることによって、日本人の多様性を自ら創り出していくっていう手もあるはずでしょう。本物の多文化主義者が考えるべきはそういう可能性だと思うんですが、日本ではどうもそういう議論が出ない。在日が帰化をしなければならんと本格的に考えるようになったのは韓国に行ってからのことです。私たちが韓国籍を持っているということは日本では何となく了解されますけど、日本人以外にはなかなか通じませんよ。私はアメリカでもそういう経験をしたけど、韓国でも何で韓国人なのかということが問われた。韓国人の場合は韓国人性を実践する人間が韓国人なんです。簡単にいえば、韓国語をしゃべれなくなったら韓国人とは認めない。.....在日は韓国人と対等に向き合うためにも日本国籍を持たなくちゃだめだと思います [松山大学 1998 : 44-45]。

この鄭の主張について、徐・金 (1998)で、徐京植は次のように批判した。鄭は自分が本物の多文化主義者だと言っており、まさに文化還元主義、文化のステレオタイプ化である。「誰がなに人かということを経験のあるなしという資格で数えていったら、在日朝鮮人の99パーセントは朝鮮人ではない.....文化があるから朝鮮人なんではなくて、文化を剥ぎ取られた痛みがあるが故に、朝鮮人だということ」である。朝鮮語や朝鮮文化が全部無価値だというのはなく、文化を在日朝鮮人の資格条件として捉える考え方には、抵抗しなくてはいけない [徐・金 1998 : 35-37]。

そこで、徐が思い描いていたことは、在日朝鮮人が「何の憂いもなく日本と朝鮮を意識し、そして日本では定住外国人として、日本人と同等な人権を享受し、統一された朝鮮では在外同胞として国内の人と同じ権利を享受する」、そして、「人間の自由な行動の結果、自分の居住地を選択し、職業を選択する」という関係だった。そのためには「日本がもっと徹底的に多元的な社会になる必要がある」。一方の朝鮮も、「統一された朝鮮」が多元的な国になる必要があり、血統でも言語でも「文化」でもなくて、「帝国主義と植民地支配の20世紀を生きてきたという歴史の共有、それを前提として朝鮮人だと自ら申告する人は誰でも朝鮮人として認められる、そういう朝鮮人観を私は考える」 [徐・金 1998 : 32-33]。このように、徐は、朝鮮人の資格要件として、「歴史の共有」を訴えた。

そして、徐の「心に描くユートピア」は「ディアスポラの、世界に散らばった全朝鮮人が結集することができるような、民族共同体です」 [徐・金 1998 : 39] と述べた。

この「ユートピア」について、徐京植(1997)は次のように述べている。

---

ある。



たとえば、パレスチナ民族評議会（PNC）のような、世界中に離散した「朝鮮人」たちの代表が一堂に会する最高議決機関という「夢」はどうだろうか。その機関は、すべての「朝鮮人」の尊厳と利害にかかわる最重要事項を議決する。代議員は各地域で民主的に選出される。議席の半数はあらかじめ女性に保障されている。世界のあらゆる地域から、あらゆる「国籍」の旅券をもった代議員たちが集まってくる。朝鮮語はもちろん、日本語、中国語、ロシア語、英語も公式議事用語として認められる。ここでは、人種や血統はもちろんのこと、国籍、言語、文化にかかわらず、朝鮮民族の苦難の歴史を共有し、そこに自らのアイデンティティをもち、自らを「朝鮮人」と認める者はすべて、対等の資格で新しい「くに（ウリナラ）」の建設に参加することができるのだ。つまりここでは、もっとも「民族的」であることが同時に「多文化的」であり、もっとも「多文化的」であることが「民族的」であるという弁証法的な関係が成立しているのである [徐京植 1997 : 119]。

このように、徐がいう「朝鮮人」は「人種や血統はもちろんのこと、国籍、言語、文化にかかわらず、朝鮮民族の苦難の歴史を共有し、そこに自らのアイデンティティ」を持った者であり、「歴史の共有」を「朝鮮人」の資格要件に挙げた。

尹健次(2015)は「在日女性の表現者」についても、次のように言及している。「それは家族や組織、祖国概念に縛られた閉鎖性から脱し、生き方の中心に『私』を据え、個の叫びを行動の起点にしはじめることであった。言いかえれば、在日社会に束縛されつつも、市民的な主体意識が台頭しはじめ、それが民族的な主体意識との文化、あるいは新しい形での統合がはじまったことを示す。在日女性作家が注目されるのは、1955年山梨生まれの李良枝が登場して以来のことである」。李良枝は82年にソウル大学校に留学したが、「日本と韓国、あるいは日本語と韓国語という二者択一で自らのアイデンティティを確立することはすぐにできず、挫折感や違和感を抱えてアイデンティティの確立に苦しみ、それが小説を書くことに繋がる。……『由熙』（『群像』1988年11月）はそうした李良枝の青春を描いた代表作であるが、ソウルでの生活になじめずに、大学を中退して日本に帰ってしまう話である」[尹 2015 : 183-185]。

同じように、韓国で生活したことがある姜信子について述べる。姜信子(1990)の「文庫版あとがき」に、在日三世の姜が90年3月1日に韓国大田市で書いた次の文章が載っている。

今、韓国で暮らしている。ここで私は、タクシーに乗るたびに、「どうして、そんな発音なの？ アメリカ人みたいだよ」と運転手に言われる。要するに変な韓国語なのだ。渡韓以来、10ヶ月。随分、練習もしたのだが、どうしてもできない発音がある。日

本語にない音はうまくでてこない。それは、例えば、日本で生まれ育った私が、韓国人のように同姓同士で腕を組んで歩くことや、話をしている時に何気なく相手の膝に手を置いたりすることにどうしても抵抗があるように。法事をするためには一家に何が何でも男の子が必要で、漢方薬から食事療法、さまざまな迷信の類までも動員して男児受胎を願い、それが失敗した時には中絶もいとわないから、いまや新生児の男女比率が狂うほどにまでなっているという、この韓国に深く根をおろす儒教的なるものについていけないのと同じように。

そんな自分を、韓国人でも日本人でもない「日本語人」だと、軽い気持ちで言うことができる [姜信子 1990 : 213]。

この姜の韓国での生活は次の理由によるものであった。姜信子(1993)によれば、公務員の夫は熊本県と姉妹関係を結んでいる韓国忠清南道に派遣されることになり、姜の一家は 89 年 5 月 22 日にソウルの空港に着いた。夫は韓国独立後に韓国の官庁で働く日本人公務員第 1 号となる。空港には、日本大使館参事官と東亜日報社会部記者が出迎えた。記者は、姜が日本で書いた本の内容を韓国語で尋ねた。姜は日本語で答え、参事官が通訳していた [姜信子 1993 : 19-20]。

そして、姜は 2 年間韓国で暮らして韓国語も話せるようになるが、その 2 年間で振り返り、次のように述べた。「韓国語を身につければ、韓国人の心がわかる、韓国人になれる」という「在日韓国人の上の世代の人々の言葉」が思い出される。実際に「韓国語を身に着け、多くの韓国人と話した。2 年間、韓国語を話して韓国で暮らした。その生活は、自分が韓国人とは違うことを強く意識させた。私が韓国語を学んで得たのは民族意識ではなく、韓国人とは違う自分の再確認だった。そして、凶々しさ」 [姜信子 1993 : 243-244] であった。これは、李良枝が描いた由熙が韓国に対して持った違和感と共通するものがある。由熙はソウルでの生活になじめずに、大学を中退して日本に帰ってしまったが、姜は自身を「韓国人とは違う」と思いながらも、「凶々しいさ」を身に着け、2 年間の韓国生活を送った。

そして、姜は 93 年 3 月に熊本で、「すべての始まりは韓国だった。韓国の暮らしの中で、私は自分を囲い込んでいる『枠』を初めて痛切に意識した。文化、言葉、在日韓国人であること、etc. 私に限らず、誰もがどんな形にせよ、囲い込まれている。この『枠』をどうやってこえていこうか。無意識のうちに取り込まれている枠の中から、境界の向こうのまだ見ぬ地へ」 [姜信子 1993 : 296] と述べた。

また、姜信子(2002)によれば、姜は 20 歳の頃、本名の「カン・シンジャ」と日本語読みの「きょうのぶこ」という 2 つの名前の中で揺れ、自分の居場所を見つけられずに、不安の中で生きていた。「素朴な感覚として、自分は日本人でもなければ、韓国人でもない。そういう境界線上の存在は、なぜ日本という国家の側からも、韓国の民衆の側からも否定されねばならないのか？ どうして日本人か韓国人かのどちらかになることを選択しなければならないのか？」という疑問が湧き起こる。また、「なぜ私は私のままでは、私が生まれ落ち

た世界に受け入れられないのか？ どうすれば、私はこの世界に自分の居場所を持つことができるか？」という学生の頃の疑問が姜の出発点であった [姜信子 2002 : 298-302]。

そして、『純粋さ』はフィクション」として次のように述べた。

同じ血、同じ言語、同じ文化で結ばれた「国民」によって構成される「国家」という枠組み。国境線の内側は、「純粋さ」で満たされるべきという発想。人間の生きる世界において、民族の純粋な血、他の言語からの混じりもののない純粋な国語、他者が持ち込む夾雑物を含まない純粋な文化というような言葉で語られる「純粋さ」とは、フィクションでしかありえないものです。ところが、そのフィクションに人はいとも簡単に取り込まれ、その物語を生きようとしてしまう。「純粋さ」とは、一見、美しいものがありますが、それは、美しい自分を囲い込み、異なるものを拒否する「排除」の発想を大前提とするものです。

……

「純粋さ」がフィクションであるように、「唯一の正しい答え」などというものもこの世には存在しません。それを誰かから与えられるはずと信じている限りは、私たちは、また私ではない誰かが作り出した「物語／世界」の枠組みの中に取り込まれ、みずからの生と想像力を囲い込むことになる。同じことの繰り返しです。

答えは、それぞれの人生を生きている私たち一人一人が、見つけていく、あるいは創り出していくしかない。そして、そのようにして生きていく姿勢を共有することによって、それぞれに異なる私たちは共感をもって出会い、言葉を交わし、互いに生きる力を送りあうことができるはずだと、私は信じてもいるのです [姜信子 2002 : 303-305]。

このように、姜は、国家や民族の枠組み、または「純粋さ」のフィクションから解放された一人一人（個人）がそれぞれの人生を見つけ、また創り出すことが重要である。そのような異なる個人が「共感をもって出会い、言葉を交わし、互いに生きる力を送りあう」ことが可能であるはずだと述べた。ここに、87年11月に姜が述べた「共感」<sup>17</sup>を再び登場させた。

李順愛(2000)によれば、李は、この「共感」が載っていた『ごく普通の在日韓国人』を初めて読んだ時、「私は自分がひどく恥ずかしかった。三世の彼女があそこで懸命にいわんとしていることが、『ごく普通の在日韓国人としての私』がどうのこうのというようなことだとは私には思えなかった。上の世代が問われているのではないのか。あなたがたが何を残し

---

17 「気が合う、趣味が合う、何となく通じ合う。そんな友人たちとの間で行き交う感情は、「共感」の土台には違いないが、十分ではない。今、同じ時を、この日本で、共に生き、共に差別解消を願い、異なる立場から壁ごしに手をさしのべようと思う日本人と在日韓国・朝鮮人。この両者の間に流れる「共に」と願う感情が「共感」なのである。友情を交わしている友人たちとの間に、さらに発展させていきたいのも、未知の日本人たちとの間に広げていきたいのも、この「共感」なのだ。私なりの民族意識を携え、過剰に民族に縛られず、共感を求めているごく普通の在日韓国人としての私がいる」 [姜信子 1990 : 211-212]。

てきたのか、私は何も手にしていないのだと。あの文章に私たちが見なければならぬのは、『私なりの民族意識』をつかまんとして暗中模索をする一人の三世の孤独な姿なのである」[李順愛 2000 : 158] と述べた。

ところで、鄭暎惠(2003)は、「在日朝鮮人」一世の男性たちの「女性や子ども」に対する抑圧と、彼女らの解放について取り上げ、次のように言っている。

従来の「在日朝鮮人」一世が展開してきた民族解放運動の「担い手は、ほとんど例外なく男性であり、表では勇ましく民族の解放を叫びながら、その裏では女性や子どもを抑圧してやまない男性が少なくなかった」。そして、「一世のホルモンたちの苦悩に満ちた生活は、日本帝国主義によるものであったと同時に、自分の夫によるものでもあった。……一世の男たちは、日本社会から受けた抑圧を、そのまま自分の妻や子どもたちに振り向けてきた。そのため、『在日朝鮮人』の女性や『子ども』(二世たち) にとっての〈解放〉とは、日本社会にはびこる民族差別からの〈解放〉と共に、暴君(父) によって支配されてきた〈家〉や〈民族〉からの解放も意味した」。85年にピークであった指紋押捺拒否運動の時に出されたのが「民族」内にある差別の問題である。「梁容子は、『人間宣言』のなかに「女」を！」として、『在日朝鮮人』の解放概念を鋭く問うている」[鄭暎惠 2003 : 13-14] という。そして、鄭は次のように述べた。

民族差別に反対しながら、女・子どもを抑圧してきた男たちの問題、ばかりではない。こうした民族内の文化・制度・モラルに反対するどころか、逆に内面化し、それらに進んで加担してきた、女たち自身の問題でもある。差別者とは「外部」にだけあるのではない。自分(たち) が自分を差別する——これが最もキツイ差別だろう。

解放には、一人ひとりが自己のあり方を問い直し、差別を黙認・許容してきた自己を批判することが不可欠だ。日本人がもつ民族意識を問うだけでなく、朝鮮人がもつ民族意識の構造をも問い直すべきだろう [鄭暎惠 2003 : 15]。

また、金敬得ら(1995)によれば、95年に行われた金敬得、梁澄子、尹照子および姜尚中(司会) による座談会『『在日』50年を語る』で、在日二世で、高校まで民族学校に通った梁が、次のように述べた。「私自身は、民族的に生きるということを、人間として楽に生きる、自分が心地よく生きるということだと理解しています。……日本人との関係も『私、朝鮮人、ヤン・ジンジャよ』とまず言うてからでないと結べないというのがある。……『人間として自由に、楽に生きる』その一言だけを提示していけば、世代の差をこえて同じ答えを出す人は、まだまだ多いだろうと思うんです」。そして、姜の「本国は住んだこともなく恩恵を受けたことない国になる。そうした国に対してなぜ次の世代も積極的な結び付きを持つとうとするのか、という回路を、体験のレベルを超えた生きた思想として、私たちはまだ提起できていない」という問いかけに、梁は、「それは一つの選択肢だと考えればいいんじゃないでしょうか。実は選択肢が広がってきつつあるのに、それを認めたくない人が多い。

とくに一世はそうだと思うんですが、私たち二世もそれに引きずられるところがあって、ねばならない一つの方向性を出さなければ、という強迫意識みたいなものがあるのかなと思うんです。次の世代に伝える回路をとおっしゃいましたが、それは無理だと思います。ただ、いくつかの選択肢をそれぞれが主張して、共鳴する人を得る可能性はあると思うけど」と答えた。さらに、金が「私たち  
在日同胞のことを日本社会にいか  
に理解させるか、本国にいか  
に理解させるか、理解させる  
ために在日同胞自身が結集  
できる場をいかにして作れる  
か」ということです。組織的  
イデオロギーや国籍の違い  
にとらわれずに、在日の民  
族的アイデンティティ作り  
を結集軸とする、社会教育  
文化センター的なものを各  
地の実情に応じてつくって  
いく。これだと思います。民  
族学校もそのような場にな  
り得る可能性を有しています  
」と述べたことに対して、梁  
は「在日と言ってもほとん  
ど見えない人たちで、日本  
名や日本籍など、潜在的な  
在日を含めたら一つに結集  
させるというのはどだい無  
理ですよ。……仲間を増や  
したいときの方法論として  
、結集すべき、団結すべき  
という『べき』が先行すると  
、結集が嫌で落ちていく人  
が増える、そういう世相だ  
という気がします。これまで  
在日の結果的なあり方は、  
尹さんがおっしゃったよう  
に内に問題をはらんでいな  
がら、外に対して文句を言  
っていれば存在証明ができた  
から、内の問題を追及しな  
かった。だから在日の集合  
体に対する不信感も根強く  
あって、ますます結集はむ  
ずかしいと私は思っています  
。これからは、アピールし  
たい人が、私はこうしたい  
、ただそれだけを言う。そ  
れに共感する人たちで一緒  
にやっていく。そういうコ  
ミュニティがあっちこっち  
が増えて、それらがゆるや  
かにつながればいい」と答  
えた。

以上のように、梁は、在日同胞は、内に問題をはらんでいるのに、外に文句を言っているだけで、その問題を追及してこなかった。そこで、在日の集合体に対する不信感も根強く、結集はむずかしい。選択肢が広がっている中、在日一世のように一つの選択肢にこだわらずに、また、「ねばならない」、あるいは、結集すべき、団結すべきという「べき」を先行させずに、アピールしたい人が主張していることに共感するような人たちと一緒にやるコミュニティが増え、それが緩やかなにつながれば（ネットワークになれば）よいと述べた。ここでも、姜信子と同様に、共感という言葉が出て来た。彼女らの共通点は、組織や他人から強制されず、いずれも自分自身から出発しているということである。上述したように、鄭暎恵が述べた「在日朝鮮人」一世の男性たちの「女性や子ども」に対する抑圧も、「在日朝鮮人」の内なる問題であろう。

また、上述した座談会『『在日』50年を語る』に出席していた「都立公立小学校教員」の尹照子の話しに移る。金敬得ら(1995)によれば、金から「たとえば50万人の日本籍者がいたとして、尹さんのように民族名を名乗っているのは50人いるかどうかでしょう、1万分の1です」と話を向けられた尹は、「それは在日の運動の反映だと私は思います。在日の運動が日本籍者を裏切り者と言って排除してきたからです。……民闘連のように、日本籍でも入れる運動体があって、反差別というところがあったから、私は民族とつながることができた」と答えた。尹は母親が日本人であり、民族差別を逃れるために、「私生児」として母

親の国籍に入れられたという。また、金が「二・三世は、在日を生きることに価値を見いださざるをえなくなる。そこで、定住と韓国籍・朝鮮籍をもって生きるということはどう合理化するのかが問われている」と述べたが、尹は「民族と国籍が一致していたという話ですが、私はそうかなと思います。今、三・四世の子どもたちと接しているわけですが、彼らにとっては民族も既に遠いですよ。私自身も民族も国籍も両方無かったという感じだった。ただ差別を受けるところで、後から民族が作られていったようなもので、民族をとり戻す機会のまったくない子どもたちが圧倒的多数という現状を考えてほしいんです。帰化の問題ですが、私が今関わっている子どもの親が、4年ぐらい前に帰化したんです。その親は帰化した理由を『自分たちは日本できちんと認められて責任を果たして生きたい』と言うんです。もちろんそれだけでなく差別から逃げたいという気持はあると思う。でも、このように考える人が増えていくのは当然かなという気がします」と述べた。姜の「尹さんは参政権を持っていますね」という問いかけに、尹は「私自身は投票権を行使しています。地方参政権に限って言いますと、絶対取るべきだと思います。それは選挙権の無い者の意見は聞かないというのが日本の政治だから、私たちが権利を訴えていくとき、やはり選挙権が必要なんです。……私は、投票場に行って尹照子（ユン・チョジャ）という名前に係官がハッという感じで反応する。……地域社会は日本人のためのものではなくて住民が構成するものであり、住民の要求が反映されなければならない」と答えた。そして最後に、尹は「人間は社会的な存在で、仲間とか人とのつながりの中で生きていくのが大事なことで、日本の中でそれを作り出していくには、多文化共生という概念がすごく大事だと思います。……在日は日本が多文化社会になるために大きな位置を持っている」と述べた。

尹は、母親が日本人であったために、生まれた時から日本国籍を持つ。ただし、本名は尹照子（ユン・チョジャ）であり、民闘連のように、日本国籍でも入れる運動体があったので、民族とつながることができた。三・四世の子どもたちにとって民族は既に遠く、尹自身も、民族も国籍も無かったという感じだった。在日が帰化して、「日本できちんと認められて責任を果たしていきたい」と考えるのは当然である。地方参政権に限っては、自分たちの意見を反映させるために絶対に選挙権が必要である。そして、「在日は日本が多文化社会になるために大きな位置を持っている」と述べた。なお、この尹の主張は、上述した鄭大均(1980)の主張とも共通するところがある。

最後に、ベ平連について若干取り上げる。なぜならば、前述したように、慶応大学ベ平連に参加していた学生が日立闘争と、その後の民闘連運動に深く関わっていたこと、そして、本論文のテーマを研究していくうちに、ちょうど、ベ平連が解散した年に立ち上がりつつあった民闘連運動がベ平連運動と、形態や個人との関りにおいて類似する部分が多いと考えるようになったからである。

そこで、ベ平連（ベトナムに平和を！ 市民連合）の「事務局長」を務めた吉川勇一(1991)が書いた「ベ平連について」[吉川 1991: 85-162]をみていくことにする。65年2月7日、

アメリカは大規模な北爆を開始した。世界各地で抗議デモなどが起こるようになり、日本の市民も関心を持つようになった。しかし、日本の既成政党、労組、平和団体から市民への行動の呼びかけはなかった。そのような状況の中、65年4月24日の清水谷公園からの市民によるデモの際に、ベ平連が発足することになった。65年9月から定例のデモとなり、その出発の前に清水谷公園で開かれた集会が「行動の提案、決定の機能」を果たした。これは「一種の直接民主主義」であり、「参加する民主主義」であった。定例デモは義務でなく、参加・不参加は自由であった。10月から月刊『ベ平連ニュース』が発行された。吉川は事務局として「いかなる政党の介入・支配も許さない」ことを貫こうとした。しかし、政党に属する人の参加は拒まなかった。京都ベ平連、関西ベ平連、福岡ベ平連というように、各地域のベ平連が立ち上がって行った。

ベ平連の事務所は何回か移転後、神楽坂に落ち着いた。全国各地にあったベ平連運動と相対的に区別して、東京のベ平連は「神楽坂ベ平連」と呼ばれた。そこでは、毎週火曜日に定例の「常任世話人会」、俗にいう「内閣」が発足した。一貫したメンバーは、小田実、栗原幸夫、小中陽太郎、鶴見良行、福富節男、古山洋三、武藤一羊、吉川勇一であり、その他にもいろいろな人が参加した。京都に移った鶴見俊輔も時折顔を見せた。この会は閉ざされた会ではなく、参加自由という建前だった。参加者の思想的な立場はいろいろであり、会の内容は運動の報告、次の行動計画、仕事の分担などの実務的な相談の他、いろいろなテーマを話し合う知的サロンの空気があった。「神楽坂ベ平連」が狭義のベ平連とすれば、全国400のベ平連グループ総体が広義のベ平連であった。ベ平連は会員制ではなく、選出された役員を持たず、明文化された権利や義務の規定もなかった。66年10月にベ平連の全国会議を法政大学で開いた後、毎年、何度かの「全国懇談会」が東京だけでなく地方でも開催された。これは運動体としての最低限の一体性を保つ上で重要であった。しかし、「神楽坂ベ平連」が69年に『週刊アンポ』を創刊した頃、各地のベ平連の発行物を見ると、「個人の自主性、自発性という運動の原理」の危うさが示されており、私たち（神楽坂ベ平連）の「悪しき権威主義、東京中心主義の枠から完全には抜け切れなかったようだ」。

米反戦脱走兵の支援、68年1月の「エンタープライズ」の佐世保闘争などを経て、「自分たちの生活そのものがベトナム戦争を支えている仕組みに組み込まれているという認識が強まり、自分たちの生活も変えながらこの仕組みをどう変えていくかを考えなければならぬ」というふうになってきた。そして、その中から「被差別部落や在日朝鮮人などへの差別構造」などにも目が向くようになった。

「問題をラジカルに提起し、それをすべての者に執拗に、強引に突き付け、なれ合いとゴマカシのベールを引き裂いて根底的な決断を引き出してゆく全共闘方式」は自分たち市民運動にも新鮮な衝撃を与えたが、その形式はベ平連が作り上げて来た運動の有り方とは異質なものであった。それは、小田実が唱えた「ベ平連の『三原則（？）』、①言い出した人間がする、②人のやることに、とやかく文句を言わない（そんな暇があったら自分で何かしろ）、③好きなことは何でもやれ、が特徴づけていた多様性の尊重の方式と相剋をきたした」。

73年1月24日、パリでベトナム戦争の停戦仮協定が調印されたが、ベ平連は協定実施を見守りたいという姿勢を取った。しかし、ベトナム和平が実現したら、ベ平連を解散するということは小田実をはじめ、「神楽坂ベ平連」のメンバーの意見であった。吉川は目的があって、それに見合う運動や組織がつくられるのであって、組織を維持するために問題を探したり、変えるのは「逆立ち」だと答えていた。解散に反対するグループもいたが、先ず、73年4月末に京都ベ平連が解散を宣言した。「神楽坂ベ平連」は、74年1月26日に解散集会を行い、27日に米大使館に向けデモを行い、大衆行動を終えた。そして、3月に『ベ平連ニュース』が第101号で終刊した。「ベ平連が掲げていた目的は、①ベトナムに平和を！、②ベトナムをベトナム人の手に！、③日本政府は戦争に協力するな！の3点」であった。しかし、「私たちはベトナムという国にすべての思いを“入れ込む”ということをしなかった。運動は『ベトナムのために』ではなく、『私たち自身のため』のものだということが、運動自体の中で自覚されてきたからだ。私たちは、ベトナム人の戦いから多くのことを教えられ、授けられたのであって、こちらが彼らを助けたのではない、ということを知ったのである。

ここまでは、吉川勇一(1991)が述べていたことだが、石田雄(2006)は、小田実の『「難死」の思想』<sup>18</sup>やこの吉川勇一(1991)を取り上げて、ベ平連の歴史的意義として、「思想内容」から「日本人が被害者であると同時に加害者であるという二面性を持つことを明らかにしたこと」、そして、「組織論上の特徴」から「市民が個人としてコミットすることに対応したゆるい組織形態」を生み出したことに注目した〔石田 2006 : 161-165〕。

以上、ベ平連についてみてきたが、ここで、ベ平連の特徴として、吉川勇一(1991)から、市民の参加、参加・不参加の自由、月刊『ベ平連ニュース』の発行、政党の不介入・不支配、事務局の存在、各地域のベ平連（全国400）、「全国懇談会」の各地域での開催、被差別部落や在日朝鮮人などへの差別構造へ目が向く、全共闘方式とは違うベ平連の「三原則」、目的の実現とベ平連解散、運動は「ベトナムのために」ではなく「私たち自身のため」のもの、といったことが抽出できる。また、石田雄(2006)は、「ベ平連の歴史的意義」として、日本人が被害者および加害者という二面性を持つことを明らかにしたこと、また、「市民が個人としてコミットすることに対応したゆるい組織形態」を生み出したことに注目していた。石田が挙げた「市民が個人としてコミットすることに対応したゆるい組織形態」は、吉川勇一(1991)から抽出した「市民の参加、参加・不参加の自由」に対応するものと考えられる。

ところで、「第三の道」を提起した飯沼二郎は京都ベ平連で8年間〔飯沼 1994 : 337〕活動していた。飯沼二郎(1994)の「あとがき」に次のように書かれている。

ベ平連運動というのは、まったく、それ以前にはみられなかったユニークな政治運動であった。だれにも命令せず、だれからも命令されず、メンバー個人の自主性に基づいて運動をしていくという方針を、はじめから終わりまで貫いた。その当時までの、上からの命令に一方的に従わせられる政治運動には反感をもっていた私も、このようなベ平

<sup>18</sup>初出〔小田 1991 : 293〕：『展望』1965年1月号。『戦後を拓く思想』講談社、1965年。



連運動には、参加することができたのである [同：337]。

ベ平連が主催し、1968年の夏に、京都でおこなわれた第2回日米市民会議のとき、鶴見俊輔さんから任錫均氏を紹介されたことは、その後の私の市民運動を、在日韓国・朝鮮人問題に導く大きなきっかけとなった。

……在日韓国・朝鮮人問題とのかかわりは、すべて「気の毒な人々」に対する同情からであった。ところが、このことが、次第に、在日韓国・朝鮮人によって批判されるようになった。「同情されることはご免だ。在日韓国・朝鮮人問題は、日本人自身の問題ではないか」というのが、彼らの主張であった。

たしかに、日本の国内に一人でも、不当に差別される人がいるかぎり、日本は民主主義国とはいえない。だから、在日韓国・朝鮮人問題は、日本人自身の問題なのだ。このことが、やっと分ってきたは、最近5、6年来のことにすぎない [同：338-339]。

ベ平連については、これ以上深入りはしないが、ベ平連と民闘連との特徴の類似点は相違点を踏まえながら終章で明らかにする。

## 2. 先行研究

加藤千香子(2008)は先行研究について、次のように述べている。「川崎市における『多文化共生』施策の実践や経緯については、すでに星野修美(2004)<sup>19</sup>や金侖貞(2007)の研究によって詳細に明らかにされています。そこで貫かれているのは、『共生』理念を目指すべき目標とし、その達成度を評価する視点です」[加藤千香子 2008：24]。この加藤が指摘した金侖貞(2007)の小林文人による推薦文では「川崎の『ふれあい館』設立や『川崎在日外国人教育基本方針』制定に奮闘した人々、その群像の輝き。在日韓国・朝鮮人のアイデンティティ形成と新しい『共生』の思想を、川崎の地に、そして日本の社会教育史の中に、くつきりと実像化した。」[金侖貞 2007：2]とあり、また、佐藤一子の本書の「刊行によせて」で「日本において地域に根ざす多文化共生教育の実践がどのように創造されてきたかを知る上で、本書の詳細な実証的な検討は大変貴重な価値がある。」[同：4]と述べられているように、金侖貞(2007)は「日本の社会教育史」や「多文化共生教育の実践」という観点で著した研究論文である。このように、この論文は主に、川崎市桜本地区という在日韓国・朝鮮人の集住地域において、1980年代における「社会福祉法人青丘社」等による「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定までの活動、基本方針を実践する「ふれあい館」の設立とその後の活動といった「多文化共生教育」に焦点を当てた。そのため、70年代から90年代の川崎市におけるその他の外国人や多文化共生の施策については、取り上げられても概要を示したに過ぎない。また、民闘連についても、主に地域の「関東民闘連」ないしは「神奈川民闘連」を意味しており、そうした各地域の連合体である全国民闘連については、「共闘」から「共生」への深化を説明するために、全国交流集会のスローガン

<sup>19</sup>2005年の出版である [星野 2005]。

や一部の基調報告等を引用している〔同：160-167〕だけであり、民闘連の結成の経緯や全国民闘連での議論がほとんど取り上げられていない。さらに、金が「1980年代の青丘社を中心としたネットワークの提示」で民闘連を「横の繋がり」としている〔同：148-149〕が、実態としては青丘社と「関東民闘連」ないしは「神奈川民闘連」とは「一体化している」とした方がよいように思われる。これについて、本論文で明らかにする。

ところで、やはり80年代に川崎で青丘社が中心となった「指紋押捺拒否運動」については、星野修美(2005)には1頁がさかれているだけで、「青丘社の人々は過激すぎる……彼らの活動の拠点になってしまう……日本人市民も出入りできなくなってしまう」〔星野 2005：160〕といった住民の不安要素として記述されている。また、金侖貞(2007)でも「指紋押捺拒否運動」については、川崎市「ふれあい館」設立の動きの中の一環として川崎市における概要(約2頁分)を記載している〔金侖貞 2007：114-116〕。その中に、「『私たち日本人は使えない、運動の拠点となる』と危惧する声は指紋押捺拒否運動によって裏打ちされていく」〔同：116〕と負の側面を記述する一方で、「1980年代から在日韓国・朝鮮人多住地域『桜本地区』を中心に行われた動き——指紋押捺拒否運動、青少年会館建設要望及び在日外国人教育基本方針制定要望——は、それまでの在日韓国・朝鮮人に対する行政の体質を変える上で一石を投じ、日本社会に異なるものが共に生きるという『共生』理念を突きつけるものであった」〔同：153〕と「共生」に結び付けている。しかし、青丘社が中心となって行った川崎の「指紋押捺拒否運動」は全国的にも主動的な役割を果たすととともに、革新市政であった川崎市も全国的に先導的な行政行動を展開した。したがって、川崎の民族差別撤廃の市民運動や川崎市の「多文化共生」施策を理解する上で、「指紋押捺拒否運動」については大きく取り上げる必要がある。

ところで、加藤千香子(2008)は「本書の三人の執筆者——日立闘争の原告であった朴鐘碩、日立闘争後の地域活動を先頭に立って進めた崔勝久、桜本保育園開園時から保母として『民族教育』にかかわってきた曹慶姫——は、80年代初め、桜本保育園の父母会から出された問題提起をめぐって青丘社のあり方を問おうとしたことをきっかけに、青丘社の運動から離れることになりました」〔加藤千香子 2008：25〕と述べている。加藤千香子(2008)には触れられていないが、彼ら三人とは別の理由で、日立闘争における「朴君を囲む会」の呼びかけ人から関東民闘連および全国民闘連の共同代表、そして、青丘社理事〔川崎教会 1997：309〕を77年1月から81年6月まで務めていた佐藤勝巳も80年代初めにこれらの運動から離れて行った。佐藤勝巳の離脱については青丘社や民闘連の運動を議論する上で重要であると考えられるので、本論文で取り上げる。

金侖貞(2007)は、「第VII章 『多文化共生教育』形成のメカニズムの解明 —1980年代の青丘社の実践メカニズムの提示—」の最初で、「青丘社の実践活動は、運動スタイルやそのビジョンにおいて日本人との関係を視野に入れた地域運動、市民運動としての性格が強く、このような地域社会の日本人と在日韓国・朝鮮人の『連携』という性格が行政との協働関係や川崎市ならではの『多文化共生教育』を導き出していたのである」。「川崎市の『多文化共

生教育』施策の形成における 1980 年代の青丘社の諸活動を可能にしたメカニズム、その分析を通して『共生』理念がいかなるプロセスから生み出されたのかを明らかにする。このようなメカニズムをより明確にすることは、『多文化共生教育』の構造が青丘社の実践活動から生成された、まさしく実践的なものである」[同：147] といい、次のように述べた。

「1. 地域実践の全体像及び周辺要因の変化」において、「1980 年代の青丘社を中心としたネットワーク」を提示し、次に「交渉を可能とした周辺環境の変化」として、日本でも「国際人権規約」（1979 年）、「難民の地位に関する条約」（1982 年）が批准されたことと、70 年代、川崎市に「革新市政」が誕生したことを挙げた。「伊藤市長の革新市政は、青丘社の実践に『持続性』を維持させ発展させる上での土台・基盤たるものを提供した点において少なからぬ影響を及ぼした」。しかし、青丘社活動が発展し続けた原点は日本人と在日韓国・朝鮮人をめぐる「主体性の再構築」（主体変革）であった。そして、これが「青丘社の形成やネットワーク拡大の原動力」となり、「多文化共生教育」の中心軸の 1 つとなった [同：148-153]。

「2. 新たな主体像の模索——1970 年代の状況の変化」では、金は「1980 年代から在日韓国・朝鮮人多住地域『桜本地区』を中心に行われた動き——指紋押捺拒否運動、青少年会館建設要望及び在日外国人教育基本方針制定要望——は、それまでの在日韓国・朝鮮人に対する行政の体質を変える上で一石を投じ、日本社会に異なるものが共に生きるという『共生』理念を突きつけるものであった」といい、これは次のように形成したと述べた。

韓国・朝鮮人と日本人が「民族差別をなくす」課題に向けての「主体」形成に注目すべきであり、それを解明するには、70 年代の「日立闘争」に立ち戻らなければならない。まず、諸活動の拠点である「青丘社が強力なダイナミズムを絶えず生成する原動力を有していた」のは、在日韓国・朝鮮人の「定住化」志向が根底にあり、それは「在日二世」が 70 年代に在日社会の中心に浮上して来たことと切り離すことができない。一方、在日韓国・朝鮮人問題において、日本人が「客体」から「主体」へと変わって行くのは、70 年代初めの日立闘争であり、その主体は「全共闘世代」の学生であった。佐藤勝巳が在日韓国・朝鮮人と日本人青年の関係が垂直から水平に近づいていったと述べているように、「日本人と韓国・朝鮮人の共闘の土台が創られるのである」。そして、「共闘のスタイルは、日立闘争の精神を継承する民闘連や青丘社に受け継がれ、究極的には平等な関係性に即する『共生』を実践の中で具現化していくこととなる」[同：153-161]。

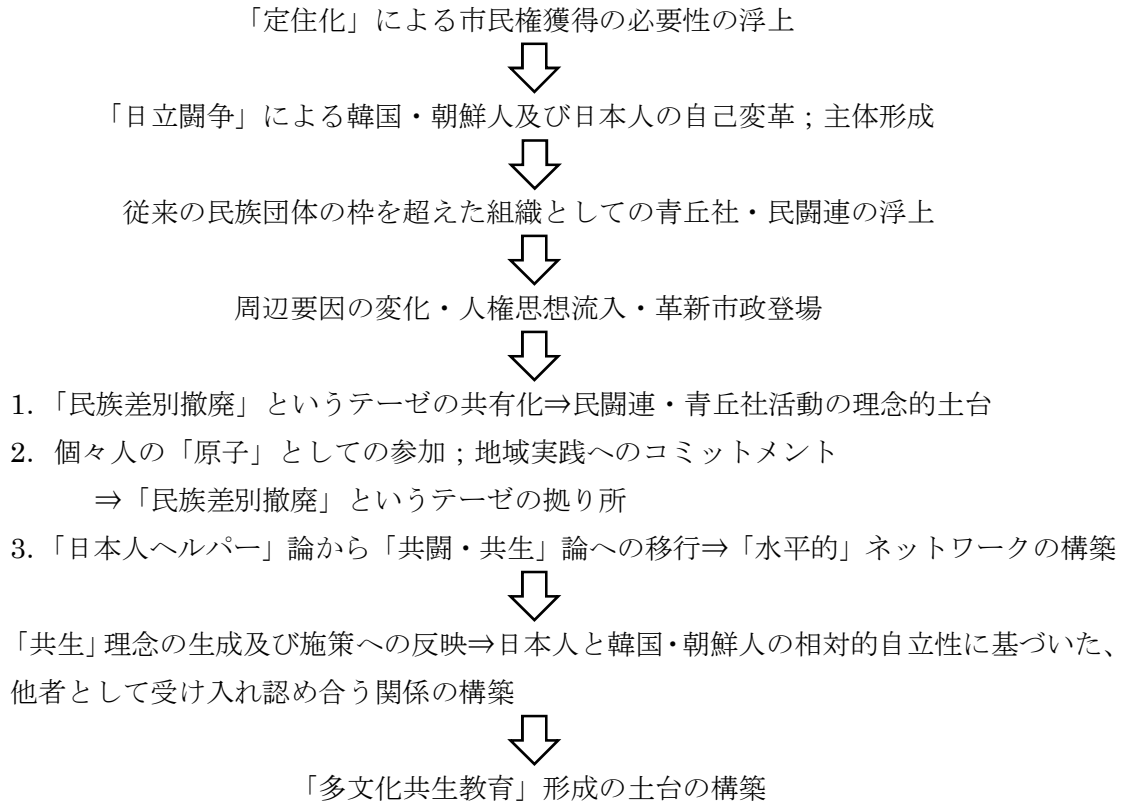
「3. 1980 年代の実践メカニズムの分析」では次のように言っている。「主体的アクターとしての韓国・朝鮮人 対 客体的ヘルパーとしての日本人」の構図は初期民闘連や青丘社の中に存在していたが、「被害者意識から突き放されたところでの水平的関係の構築が、1970 年代後半によりやく民闘連や青丘社の中心原則あるいは理論になるのである」。そして、「日本人と韓国・朝鮮人が『共に闘う』ことから生まれた『共に生きる』という共生概念が具体化されるようになるのは、1980 年代半ばに盛り上がりを見せていた指紋押捺拒否運動の時からである」。指紋押捺拒否運動のスローガンは「日本人へのラブコール」と「共

に生きる”]であったが、「抑圧的かつ人権侵害的な指紋制度をなくし、日本人も韓国・朝鮮人も“共に生きる”ような社会になってほしいという」メッセージであった。84年の全国民関連交流集会での基調報告で、“共に生きる”とは「異質なものを互いに尊重し、認めあうことの上に成り立つことをめざす、民族として自立した関係を求めるものである」とされた。こうした「共に生きる」「共生」という基本理念は「桜本保育園から青丘社、そしてふれあい館へと継承され続けており、『共生』が実践的に生成されてきたからこそ、その活動が持続的発展を遂げることができたのであろう」。この「蓄積された実践性に基づき、共生理念は川崎市の『多文化共生教育』のビジョンとして位置づけられる」[同：161-166]。

さらに、「1980年代の実践メカニズムの提示」においては、①李仁夏教師と裊重度ふれあい館館長というリーダーが『『当事者』として発信し続け、実践を積み重ねてきているからこそ、今日までこの実践メカニズムが持続性を持ち得ている」こと、引用から②「山田貴夫をはじめ在日韓国・朝鮮人問題に取り組んでいた人々がそれをライフ・ワークに川崎市の職員として行政や市職員労働組合に働きかけていたことや、1990年以降に日立闘争を経験した市職員出身の市議会議員が議会で韓国・朝鮮人問題をはじめ外国人問題について積極的に発言していることも川崎の実践を発展させた要因」[同：166-168]であると2つのファクターを付け加えた。

図1に示された「川崎実践のメカニズムは、韓国・朝鮮人が置かれていた状況の変化や、日本社会の変化——『全共闘世代』の登場や革新市政の発足など——を背景に生み出され、1980年代の交渉を通して行政との協働関係を構築、そこから今日に至るまで持続的な発展を成し遂げている。そして、このような実践の積み重ねの上に『多文化共生教育』の土台が形成されたのである」[同：168]と指摘した。

図1. 金侖貞の「多文化共生教育」形成における1980年代の実践メカニズム<sup>20</sup>



ここで注目すべきことは、青丘社の要望によって、川崎市が青丘社との交渉の上に作成した川崎市ふれあい館建設の「試案」に対して、建設予定地の周辺住民から反対の声があがり、反対運動が起こったことである。そこでは、周辺住民は青丘社との話し合いを拒否して、川崎市との交渉を求めた。また、青丘社が中心となった指紋押捺拒否運動は地域住民から「ふれあい館」は「私たち日本人は使えない、運動の拠点となる」という危惧を裏打ちするようになった [金侖貞 2007 : 105-120]。すなわち、青丘社と建設反対派の地域住民とのコミュニケーションは困難な状況であった。このような日本人が圧倒的多数であろう地域住民からの視点が、「1980年代の実践メカニズム」から抜けている。この実践メカニズムに示されている「共闘・共生」は、金侖貞(2007)が示したように、青丘社および民闘連の運動を実践している在日韓国・朝鮮人と日本人の関係である。

初めに地域住民を考慮しなかったという点で、川崎市においても「行政活動」の失敗があった。それは、82年9月に社会福祉法人青丘社は川崎市長あてに「青少年会館」設立を要望する統一要望書を提出したことを受けて、83年2月に民生局青少年課と青丘社はこのためのプロジェクトチームを編成したが、プロジェクトチームに地区の町内会やPTAなど住

<sup>20</sup> 「〈図VII-3〉『多文化共生教育』形成における1980年代の実践メカニズム」 [金侖貞 2007 : 167]。

民組織を入れなかったことである [星野 2005 : 140]。プロジェクトチームの成果として、85 年 8 月に「(仮称) 桜本ふれあい社会館にかかわる討議経過のまとめ」(試案) をまとめた。その中に、会館事業を社会福祉法人青丘社に委託すること、そして、「会館の機能としては、桜本中学校区におけるこども文化センターの役割を担う」など [同 : 143-144] とあった。これに対して、「ふれあい館建設にもっとも強く反対の意思を表明している人々は、当該施設を予定している町内会の子ども会と母親クラブや町内会の役員」[同 : 156] という施設の利用者側であった。

西尾勝(2000)は『行政の活動』で、次のように述べている。日本では、「ほとんどすべての地域に部落会・自治会・町内会・町会などと呼ばれている地域住民の自治組織が存在する」。これらの自治会町内会は準公共団体というべき性格の団体である。その特徴は、「①国または自治体の奨励によって組織され、国または自治体がこれを利用し助成しているために存続している。②全国各地にはほぼ普遍的に組織され、その区域は重複もなく空隙もなく整然と区画割されている。③その会員は個人でなく世帯である。しかも、④建前上は任意加入であるが、事実上は強制加入に近い運用がなされている」。これらの特徴は、小中学校単位に組織された PTA にもほぼ当てはまる。自治会町内会は、祭りや運動会の開催などの「住民自治活動」というよりも、「市町村の行政活動を補完・代行・補助するといった性格の活動の方がむしろ多い。……国によってその組織化を奨励されているこども会や老人クラブにしても、その組織区域は自治会町内会のそれと重なっていることが多い。ときには、それが自治会町内会の児童部・老人部の活動そのものに外ならない」[西尾 2000 : 160-163]。

これらのことから、「町内会の子ども会と母親クラブや町内会の役員」を最初からプロジェクトチームに入れることを市は考慮すべきであった。金侖貞(2007)には、これについての指摘が見られない。

ところで、「多文化共生教育」形成の土台の象徴と言える「ふれあい館」は設立から 30 年を経過したが、この間の外国人の利用率やその利用者の地理的分布はどうなっているのだろうか。これについては、本論文の終章で川崎市の調査資料を基に検討を加える。

また、崔勝久(2008)は『『民族差別と闘う砦』づくりから『共生』をスローガンにした地域活動に転換していく契機になったのは、子供文化センターとふれあい館の建設です」[崔 2008 : 67] との見方を示した。一方、金侖貞(2007)は次のように述べた。78 年、「青丘社を中心とした活動を『青丘社運動』と規定し、“地域を拠点に民族差別の闘いと克服を中心軸とした実践の展開によって民族解放を志向する運動”として位置づけられた」。「青丘社運動の三大原則」は「青丘社は民族差別と闘う場である、韓国・朝鮮人と日本人の共闘の場である、地域に根ざした実践団体である」であった。そして、79 年には「民族差別と闘う砦」づくりが提案された。『『民族差別と闘う砦』としてのイメージは、青丘社を青丘社内部の実践だけに閉じ込められたものではなく、地域に即して地域を基盤に活動していく団体であることを表明するものである」[金侖貞 2007 : 78-79]。

それでは、『『多文化共生教育』の土台が形成』され、「子供文化センターとふれあい館の

建設」後の「民族差別と闘う砦」はようになったのであろうか。本論文ではこの疑問への回答も試みる。

その他の先行研究文献は、CiNiiによって検索しても、民闘連運動（全国および川崎）自体や、川崎市における青丘社・民闘連の運動とその関連において川崎市の外国人・多文化共生施策の発展について総合的かつ実証的に扱った研究は見当たらない。また、「指紋押捺拒否運動」でも、著者が塚島順一(2017)を投稿する前には、総合的に扱った論文は見られなかった。塚島順一(2017)は本論文第5章の基になっている。なお、その他の先行研究文献については各章に記載する。

### 3. 本研究の目的と方法

本研究の目的は、日立闘争に始まる川崎を中心とした青丘社や民闘連の運動など、主には在日韓国・朝鮮人に対する民族差別と闘う市民運動を現代史として見て行くことによって、同運動とともに川崎の多文化共生の発展を明らかにすることにある。

日立闘争の後、川崎の青丘社が関東民闘連の拠点となった。関東民闘連の代表に、「日立裁判」の原告朴鐘碩を支援する「朴君を囲む会」の呼びかけ人であった川崎教会の李仁夏牧師および日本朝鮮研究所の事務局長佐藤勝巳が就いた。水野・文(2015)が述べている「各地に広がった地域運動の取り組みは、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）というネットワーク型の緩やかな連合組織」は全国民闘連と呼ばれ、関東民闘連も全国民闘連に参加していた。そして、李仁夏および佐藤勝巳が全国民闘連の共同代表にも就いていた。また、川崎の「朴君を囲む会」の事務局にいた裴重度が全国民闘連の事務局長に就き、在日韓国人問題研究所（RAIK）で『民闘連ニュース』の発行を担当することになった。また、全国民闘連は年1回、地域持ち回りで「民闘連全国交流集会」を開き、各地の運動体の相互交流や情報交換がなされた。そのため、本研究では、1970年代の『民闘連ニュース』の記事やその中に書かれている「民闘連全国交流集会」の報告内容などについても多く取り上げる。これによって、民闘連およびその運動を理解し、さらに関西などの他の地域と川崎との比較も可能にする。

概ね本研究で扱う時期は、70年代初めの日立闘争から、川崎市において、96年に「川崎市職員の任用制限付き国籍条項撤廃」がなされ、96年に「川崎市外国人市民代表者会議」が全国で初めて条例設置される前後までの期間とする。なぜならば、この2つの施策形成によって、法律等の国の規制による制限がある中において、不完全ながら外国人の市政参加が成し遂げられたと判断したからである。

研究方法は、金侖貞(2007)でも名前が挙げられた「当事者」である裴重度青丘社理事長、山田貴夫元川崎市市職員から、貴重な青丘社や川崎市ふれあい館が保有する資料の紹介を受け、また、2人が個人的に保有している資料の提供も受けながら、不明な点は2人から聞き書きを行った。これに、他の資料・論考・商用新聞・市販本などの文献を加えて、整理、分析しながら、著者なりの切り口で本論文を完成させた。これらの中で一次資料としては、『民闘連ニュース』の創刊号（75年）から第30号（79年）、『かながわみんとうれんニ

ニュース』全9号(88年から89年)および「公務員の国籍条項問題特集」、『神奈川民闘連事務局通信』全4号(95年から96年)、『神奈川民闘連ニュース』(96年から)、70年の慶応大学ベ平連の「入管法粉碎行動資料」、『神奈川朝問研ニュース』、「川崎市職労定期大会 決議(案)」、「川崎市議会定例会会議録」、青丘社内部資料などの多数がある。詳細については、論文末尾の「参考文献」を参照のこと。

ただし、本論文では、青丘社に関わる運動のうち、星野修美(2005)および金侖貞(2007)において、主要なテーマとして大きく取り上げられた川崎市教育委員会と川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会との交渉で、86年3月に、川崎市教育委員会が「川崎市外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」を制定するまでの過程と、川崎市と青丘社との交渉で、88年6月に「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター」が設立するまでの過程、そして、保育園や学校などの教育関係については、本研究に必要な部分を除いて詳しくは取り上げない。

そして、概ね次のことを明らかにする。

- ・日立闘争の勝利後、全国各地の「朴君を囲む会」のメンバーが中心となり、全国民闘連が74年に結成され、各地で民族差別と闘い成果を得て行った。それは日立闘争の経験によって、民族差別と闘う勝ちパターン(戦術)を獲得したことを意味する。そこで、日立闘争を振り返り、「日立闘争の経験によって会得した民族差別撤廃運動の経験的な方法論」を明らかにし、その後の民間企業および行政にその方法が適用されていたことを明らかにする。

- ・民闘連の形成過程と、75年の第1回民闘連全国交流集会(大阪)から、『第5回民闘連全国交流集会 特別基調報告』(以下『特別基調報告』という)が民闘連の中間総括として発表された79年の第5回民闘連全国交流集会(川崎)までの全国交流集会の概要を示す。ここで民闘連の3原則が固まって行く様子も分かる。

- ・関西および川崎で民闘連に参加し、在日韓国・朝鮮人子弟の教育や見守り活動をしている団体や個人について、その由来から関西と川崎の特徴(違い)を明らかにする。

- ・第1回から第5回までの民闘連全国交流集会や『民闘連ニュース』などで見られた次の議論を明らかにする。

- ①「在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性」(以下「共闘と主体性」という)についての議論がこの間の重要なテーマであった。崔勝久などが在日韓国・朝鮮人が入らない運動は在日韓国・朝鮮人の主体性構築に貢献しないと主張していた。また、日本人の活動家の意識にあった「共闘と主体性」も見て行く。

- ②韓国民主化運動の影響を受けた「地域での闘う仕組みづくり」についての議論を見て行く。

- ③在日一世の金時鐘と李進熙の主張する「共闘と主体性」に関する議論を見て行く。

- ④坂中英徳が発表したいわゆる「坂中論文」についてでも在日韓国・朝鮮人の主体性が議論となった。また、「在日」を前提とした在日二世の多様性という議論も出て来た。

- ・川崎では、関東民闘連の中の「日本人部会」として山田貴夫らは何回か朝鮮問題研究会



などを立ち上げたが、何れも長続きせず消滅していった。何故か。

- ・日立闘争から民闘連の初期まで、運動を主導して来た佐藤勝巳と崔勝久が 80 年代初めに民闘連運動から抜けて行くことになった。これは民闘連運動の限界性を示唆したか。

- ・川崎は「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」において、重要な役割を演じた。それは、81 年の青丘社姜博主事に引き続き、82 年に姜の後任の李相鎬主事が指紋押捺を拒否したことで、李仁夏など青丘社を中心とした李相鎬を支援する運動が起こり、山田貴夫を中心として川崎市職労も共闘することになった。1985 年に、革新市長会会長だった伊藤三郎川崎市長が指紋押捺拒否者の不告発宣言を行い、全国の自治体に影響を与えるとともに国と対立したこと、市長の不告発宣言の後、李相鎬が逮捕されたことで、韓国を含めて、マスコミに多く取り上げられることになった。そこで、「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」を川崎からの視点で明らかにするとともに、川崎市の指紋押捺制度への対応なども示す。

- ・金侖貞(2007)の『『多文化共生教育』形成における 1980 年代の実践メカニズム』とその終点である『『多文化共生教育』形成の土台の構築』を評価するために、必要ある範囲で 86 年 3 月の「川崎市外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定と、88 年 6 月の「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター」の設立について、著者なりに振り返る。これらは、同時期にあった「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」とともに、その後の青丘社・神奈川民闘連や川崎市職労の運動、そして、国籍条項撤廃といった川崎市の施策形成に影響を与えることになる。その影響とは、青丘社・神奈川民闘連にとっては、①運動体として市民運動における調整機能の重要性を確認したこと、②川崎市職労との共闘体制を確立したこと、また、川崎市にとっては、①国との付き合い方の経験則を得たこと、②世論の形成と市民・市議会の納得の重要性を確認したこと、である。「民族差別と闘う砦」や、青丘社と「関東民闘連」ないしは「神奈川民闘連」との「一体化」についても議論を行う。

- ・88 年の神奈川民闘連の結成と、神奈川民闘連が重点課題に設定した自治体職員採用における国籍条項撤廃について、主に神奈川民闘連と川崎市との交渉などによって、96 年に川崎市が川崎市職員の任用制限付きで国籍条項撤廃するまでの経緯を明らかにする。

- ・95 年に全国民闘連が解散して在日コリアン人権協会が設立された経緯と、神奈川民闘連は在日コリアン人権協会に参加せず、今までの民闘連運動を引き継ぐ形で、96 年に再出発した経緯を明らかにする。

- ・外国人の参政権の代替、外国人の意見の市政反映を目的に、上述した「国籍条項撤廃」と同じ時期に条例化された「川崎市外国人市民代表者会議」の設立過程に焦点を当てる。この設立には、神奈川民闘連が直接交渉をして設立されたわけではなく、川崎市が主体的に動いた。その設立過程に、日立闘争から民闘連に至るリーダーが個人として参加していたことが特徴的である。

- ・最後に、川崎市の『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書』(1993 年 3 月) および『2014

年度外国人市民意識実態調査報告書』(2015年3月)を比較することによって、川崎市において21年余りの間に、学校での民族差別や本名の問題、川崎市ふれあい館の利用状況、参政権や市職員採用などの市政参加について、外国人市民の意識実態の変化をしてみる。これにより、川崎市におけるこれらの外国人施策の効果を検証する。なお、「川崎市外国人市民代表者会議」(1996年制定)については、93年時点では制定されていなかったもので、2014年の調査結果をしてみる。そして、これらの調査と本論文で得られた結果を基に、青丘社・民闘連のあるべき姿と今後の課題について検討を加える。

#### 4. 論文の構成

第1章では、在日韓国・朝鮮人の集住地域である川崎市南部の状況やキーパーソンの紹介を行う。本章の構成は、第1節の「はじめ」に続き、第2節では、本論文の主な舞台となる川崎市南部の在日韓国・朝鮮人の集住に関連づけた歴史、第3節では、そこでの戦後から70年代半ばまでの在日韓国・朝鮮人の暮らし、第4節では、ある家族が受けた民族差別に由来する酷いじめ、そして、第5節では、日立就職差別裁判の原告朴鐘碩を支援する「朴君を囲む会」のメンバーであり、後章で名前が多く出て来る本研究のキーパーソンである李仁夏、崔勝久、裴重度、佐藤勝巳、そして、山田貴夫などの慶応大学の学生たちについて取り上げ、日立闘争の分析から始まる第2章につなげる。なお、慶応大学の学生たちについては個人名ではなく、山田から個人資料として提供を受けた慶応大学ベ平連の1970年「入管体制粉碎 行動資料」を取り上げ、彼らの当時の活動方針などを記載する。

第2章は、塚島順一(2016b)がほとんどベースになっている。川崎教会・青丘社を拠点とした「民間企業に対する民族差別撤廃運動」に焦点を当て、次の2点を実証的に明らかにすることを目的とする。

- ①日立闘争を振り返ることによって、日立闘争が民闘連などの「民族差別撤廃運動」や社会に影響を与えたこと。
- ②日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論がその後起こった「民間企業に対する民族差別撤廃運動」においても適用されていること。

本章の構成は、第1節の「はじめ」に続き、第2節では、日立闘争を分析することによって、上記の目的のうち、①を明らかにし、②の「経験的な方法論」を仮説として設定する。そして、川崎で起こった、第3節の川崎信用金庫民族差別事件、第4節のジャックス信販差別撤廃運動、第5節の第一生命加入差別事件の3つの「民間企業に対する民族差別撤廃運動」において、「経験的な方法論」が適用されていたことを実証する。第6節で本章をまとめる。なお、「経験的な方法論」は第3章でも使用する。

第3章は、『民闘連ニュース』、第5回民闘連全国交流集会の『特別基調報告』などを基に、民闘連結成の経緯と、1979年の第5回民闘連全国交流集会までの民闘連の発展過程、地域実践、行政差別への「経験的な方法論」の適用、関西と川崎との違いなどを明らかにす

る。第1節の「はじめ」に続き、第2節では、日立闘争後に、関西や関東における民闘連結成、そして、4回の民闘連全国代表者会議を経て、75年の第1回民闘連全国交流集会に至るまでの経緯をまとめる。第3節では、全国民闘連の1年ごとの集まりである75年の第1回から79年の第5回までの民闘連全国交流集会の概要を記述する。この節では、民闘連の3原則が固まって行く経緯も出て来る。第4節では、先ず、民闘連の原則を踏まえた川崎市での地域実践を示すとともに、尼崎市および川崎市での地域行政闘争で、第2章で提示した「経験的な方法論」が適用されていたことを実証する。第5節では、大阪、兵庫、川崎における在日韓国・朝鮮人子弟の教育や見守り活動についてまとめることにより、関西と川崎の特徴（違い）を明らかにする。第6節で本章をまとめる。

第4章は、第3章に引き続き、民闘連を取り上げる。本章の目的は、79年の第5回民闘連全国交流集会までにあった在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘や、それぞれの主体性の問題などの議論についてまとめ、考察することである。また、川崎での「日本人部会」の試みや、日立闘争から民闘連までの主要な役割をリーダーとして担ってきた佐藤勝巳および崔勝久の民闘連からの80年代の離脱を取り上げ、そこでの課題を明らかにする。

本章の構成は、第1節の「はじめ」に続き、第2節では、崔勝久から問題提起があった「在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性」の議論をまとめる。崔勝久は在日韓国・朝鮮人が当事者として入っていない民族差別と闘う運動は在日韓国・朝鮮人の主体性の確立に貢献しないために意味がないと言い、また、「地域での闘う荂づくり」を主張していた。李仁夏牧師は聖書から、「自分を愛するように、あなたの隣り人を愛せよ」という「誠命」を挙げていた。第3節では、民闘連全国交流集会で講演した在日一世である金時鐘と李進熙の主張を示す。彼らは在日一世として母国に目を向けていた。第4節では、法務省入国管理局職員だった坂中英徳が75年に発表した、いわゆる「坂中論文」についての民闘連での議論と在日二世の意識や考え方などについて述べる。第5節では、日本人の活動家が示した日本人と在日韓国・朝鮮人との共闘や主体性などについて見て行く。この中では、①水平な関係の重要性、②実践の優先、③民闘連の調整機能、④継続の必要性和困難性、などが議論された。第6節では、川崎の「日本人部会」の歩みと継続性などの課題を取り上げる。神奈川朝問研や川崎朝問研などを立ち上げた山田貴夫から提供された多数の個人資料を参照した。第7節では、民闘連運動のリーダーであった佐藤勝巳と崔勝久が80年代初めに、民闘連運動から離脱した経緯を示す。佐藤勝巳は離脱した理由として、民闘連運動の限界性を示しており、示唆に富む。また、家庭の事情で青丘社の現場を離れていた崔勝久は、保育園の教育方針をめぐり、現場を混乱させたとして青丘社の運営委員長を解任されることになる。その間、後輩主事との意見対立があった。その後、青丘社は、川崎市教育委員会との交渉、川崎市と「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター」の設置の交渉、そして、「指紋押捺拒否運動」に突き進むことになる。第8節で、本章をまとめる。

第5章は、塚島順一(2017)がほとんどベースとなっている。80年代、特に85年までの外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動を主に川崎からの視点で明らかにする。な

ぜ川崎からの視点かと言えば、先ず、82年に指紋押捺を拒否した在日韓国人李相鎬青丘社主事の3年の時効が近くなった85年2月に、川崎市は警察から自治体としての立場を明確にするように打診されていた。それに対して、革新市長会会長であった伊藤三郎川崎市長は指紋押捺拒否者の不告発宣言を行い、これが他の自治体にも波及していった。こうした状況に対抗する形で85年5月に警察は李相鎬の逮捕に踏み切った。これらがマスコミに多く取り上げられ、さらに集団で指紋押捺を拒否するなど、改廃運動が盛り上がることになった。不告発宣言と5月14日の法務省通達に絡み、川崎市と国は対立関係に至ったが、この対立の緩和に川崎市はやはり独自の道をとった。

第二に、青丘社を拠点に、指紋押捺拒否者を支援する形で「李相鎬さんを支える会」や「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」という李仁夏牧師を代表とする市民運動体ができ、これに、指紋押捺等の外国人登録事務を担当する川崎市職員を組合員として擁していた川崎市職労が連携しながら改廃運動がなされたことが特徴的である。それには、外国人登録事務を担当していた山田貴夫が川崎市職労の先頭に立ってこの運動に参加していた。この後、川崎市職労と民闘連は川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動においても連携することになる。

そして、最後に、川崎で指紋押捺を拒否した姜博や李相鎬は青丘社・桜本保育園の主事で、李仁夏の部下であった。第4章で議論したように、彼らは「在日」としてこれからも日本で生活していくということを前提にしていた。そして、政治手段を持たない自分達や子孫のために、良心的不服従を訴え、裁判で闘う道を選んで行った。

本章の構成は、第1節の「はじめ」に続き、第2節で、姜博が川崎で市職員山田貴夫の前で指紋押捺を拒否した経緯を示す。第3節は、本改廃運動で重要な役割を果たした川崎市職労の山田貴夫および川崎教会の李仁夏牧師と、彼らが関係した市民運動体について説明する。第4節は、本稿に登場する80年代初期の指紋押捺拒否者の一覧を示し、その中で、改廃運動で象徴的な存在になった青丘社・桜本保育園李相鎬主事が指紋押捺拒否に至る経緯を示す。第5節は、李相鎬が指紋押捺を拒否した後、山田貴夫が川崎市職労定期大会に「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて一決議（案）」を提出して決議されたこと、その後の川崎市職労の動きを示す。第6節は、川崎市職労との比較のために、上部団体自治労および大阪市職の「外国人登録法の抜本的改正の取組み」を示す。第7節は、李相鎬が指紋押捺を拒否したことを契機にできた「李相鎬さんを支える会」の活動を示す。第8節は、川崎市長不告発宣言と李相鎬逮捕の後の反響や経緯を商用新聞の記事から川崎を中心にまとめる。ここでは特に、川崎市が取った選択が見られる。第9節は、川崎市長不告発宣言の後に開催された4回に渡る85年川崎市議会定例会の議事録から指紋押捺問題に関する議論を見ていく。第10節は、指紋押捺拒否者が増加したことにより、「李相鎬さんを支える会」から変った「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」を通して、李相鎬逮捕の様子、李相鎬逮捕後の川崎の状況を見るとともに、李相鎬や支援者の主張などを示す。第11節は、指紋押捺制度（機関委任事務）では国に代わって川崎市を指導する立場にあった神奈

川県の動向を示す。最後の第 12 節で全体をまとめる。この運動が継続している中、88 年に関東民闘連に代わって神奈川県民闘連が組織され、そして、川崎市職員採用の国籍条項撤廃の運動に入っていく。これが、次章のテーマとなる。

第 6 章では、まず、86 年 3 月の「川崎市外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定と、88 年 6 月の「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター」の設立について振り返るとともに、89 年の青丘社の資料を基に、『多文化共生教育』形成の土台の構築」を評価する。また、これは金侖貞が取り上げ、崔勝久が指摘した「民族差別と闘う砦」づくりと「共生」とも関係する。それから、神奈川県民闘連が発行したニュース類などに基づき、運動体としての機能がなくなった関東民闘連に代わって、88 年 3 月に神奈川県民闘連が結成された経緯を示す。また、神奈川県民闘連が重点課題として設定した定住外国人職員採用の国籍条項問題において、神奈川県民闘連が川崎市と交渉することによって、96 年 5 月に政令指定都市として初めて、任用制限付きながら広く外国人職員の採用を開放するまでに至った交渉経緯を明らかにする。さらに、『朝日新聞』の記事や川崎市議会定例会の議事録によって、その過程を裏付け、補足する。最後に、95 年 10 月に民族差別と闘う「ゆるい連合体」であった全国民闘連が解散し、「在日コリアン人権協会」が設立された経緯に簡単に触れる。神奈川県民闘連は「在日コリアン人権協会」には参加せず、今までの民闘連運動を神奈川県という地で引き継ぎ、「共に生きる」という選択を行った。

本章の構成は、第 1 節の「はじめ」に続き、第 2 節では、86 年 3 月の「川崎市外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定と、88 年 6 月の「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター」の設立について振り返るとともに、89 年の青丘社の資料を検討する。第 3 節では、神奈川県民闘連の結成と、神奈川県民闘連が最初に神奈川県に要望書を提出するまでの経緯を示す。第 4 節では、神奈川県民闘連が重点課題に設定した自治体職員採用における国籍条項撤廃について、主に川崎での 8 年間に渡る神奈川県民闘連と川崎市との交渉と、川崎市が川崎市職員採用において、任用制限付きで国籍条項を撤廃した経緯を示す。第 5 節では、『朝日新聞』から川崎市の国籍条項撤廃についての記事を取り上げて、第 4 節の内容を裏付け、補足する。第 6 節では、「川崎方式」とされるこの任用制限付き国籍条項撤廃について、96 年 6 月の「平成 8 年第 2 回川崎市議会定例会」の議事録を見て行く。第 7 節では、全国民闘連の解散と神奈川県民闘連の再出発について取り上げる。最後の第 8 節で、本章をまとめる。

第 7 章は、塚島順一(2016a)がほとんどベースとなっている。96 年 3 月に「川崎市外国人市民代表者会議」(以下「代表者会議」という。)が「川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会」(以下「調査研究委員会」という。)によって答申され、その設置条例案が市議会本会議にて可決し、12 月に代表者会議が発足することになった。本章は、代表者会議が設立されるまでの具体的な過程を関係者の特定を含めて明らかにする。特に、日立闘争で共闘した在日韓国・朝鮮人と日本人がどのように関与したかについて注目する。代表者会議の設置には、前章までのプロセスとは違い、直接的には民闘連は関わっていない。むしろ、川崎市

が主体的に代表者会議を設置したと言っても良い。94年2月の川崎市主催のシンポジウムで、仲井斌成蹊大学教授がパネリストとしてドイツの「外国人代表者会議」や「外国人諮問会議」について説明したことから始まる。そのシンポジウムで、李仁夏がそうした諮問会議を川崎市に設置することを提案した。シンポジウムを受けて、94年10月に調査研究委員会が発足し、その調査研究委員に斐重度川崎市ふれあい館館長が就任し、代表者会議の条例設置を強く主張した。また、川崎市職員であった山田貴夫は88年9月に「川崎の国際化を考える会」を立ち上げ、その成果を政策提言にまとめた。そして、山田は調査研究委員会の事務局となり、条例設置された代表者会議の最初の事務局に就任した。代表者会議の初代委員長に李仁夏が就任した。まさに、民関連の二人の在日韓国・朝鮮人リーダーが個人として川崎市の政策形成プロセスに参加した。山田は川崎市役所内でそれを支援する形となった。

本章の構成は、第1節の「はじめ」に続き、第2節では、川崎市が民関連の要望書を受理して24項目の検討課題を設定し、また調査委員会を設置することによって、外国人市民の市政参加拡大の方向性を提示した経緯を示す。また、第6章で取り上げた川崎市職員の任用制限付きの国籍条項が撤廃されるまでの川崎市側のプロセスもここで示す。第3節では、日立闘争を共に闘った日本人と在日韓国・朝鮮人を特定して、彼らのプロフィールと役割を明らかにする。この中で、日立闘争を経験し、川崎市職労の役員から市議会議員に当選した飯塚正良についても示す。第4節では、代表者会議を設置するきっかけとなったシンポジウムの内容を示す。第5節では、調査研究委員会の設置から代表者会議の条例設置に至る過程を示す。最後に第6節で、結論として本章をまとめる。

終章では、第1節の「はじめ」に続き、第2節で、本研究で扱うとした70年代初めから96年前後までの期間において明らかにしてきた各章のまとめや結論を概要としてまとめる。加えて、ここまでにまとめた結果から、次節の「現状の把握と提言」において参考とする主な内容について示す。次に、その概要を基に序章の「1. はじめ」で提示した、①先行研究との関係、②ベ平連および民関連の特徴上の類似点、③在日韓国・朝鮮人の現代史という3つの切り口でまとめる。最終節となる第3節で、『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書』（1993年3月）および『2014年度外国人市民意識実態調査報告書』（2015年3月）を比較することによって、川崎市において21年余りの間に、学校での民族差別や本名の問題、川崎市ふれあい館の利用状況、参政権や市職員採用などの市政参加について、外国人市民意識実態の変化を見てみる。これにより、川崎市の一部の外国人施策の効果も検証する。これらの現状把握と第2節でまとめた結論を基に、青丘社・神奈川民関連への1つの提言を試みるとともに、最後に、定住外国人の地方参政権および帰化について取り上げる。

## 第1章 川崎市南部の在日韓国・朝鮮人集住地域と本研究のキーパーソン

### 1. はじめに

本章では、本論文の主な舞台となる川崎市南部の在日韓国・朝鮮人の集住に関連づけた歴史、そこでの戦後から1970年代半ばまでの在日韓国・朝鮮人の暮らし、ある家族が受けた民族差別に由来するいじめ、そして、本論文に出て来る主要な人物を取り上げて説明する。

第2節では、この論文で主要な舞台となる川崎市川崎区の臨海地区で、在日韓国・朝鮮人が1910年頃から、葦野原など、決して住環境が良くない場所に、どうして、どうやって集住するようになったかを主に川崎市と神奈川県資料を基にまとめる。

第3節では、葦の生える湿地帯だったところに在日韓国・朝鮮人が集住するようになった池上町の戦後から70年代中頃までの暮らしを見て行く。日本鋼管に隣接した土地であり、公害の危険にもさらされていた。

第4節では、1949年2月生まれで、小さい時から現在の池上新町に住んでいた在日韓国二世の保母とその子供について取り上げる。ここでは保母の講演資料等を基に、まず、母に対する中学時代の、そして娘に対する小学校時代の民族差別に根ざす「いじめ」について示す。それから、保母の体験として在日韓国・朝鮮人の卒園児が本名で小学校に通うことの困難さや、保母自らが1980年代に指紋押捺拒否を決意した経緯などを示す。

第5節では、日立就職差別裁判の原告朴鐘碩を支援する「朴君を囲む会」のメンバーであり、後章で名前が多く出て来る人たち、つまり、李仁夏、崔勝久、裴重度、佐藤勝巳、そして慶応大学の学生たちについて取り上げる。

### 2. 川崎市南部における在日韓国・朝鮮人集住地域の形成

川崎市市民局は1990年に『在日韓国・朝鮮人を理解するためのハンドブック』を発行した。そこに、「桜本地区の地域形成史」という在日韓国・朝鮮人の集住地域の歴史が載っている。この地域には、戦後において、本論文でも重要な位置づけを占める在日大韓基督教会川崎教会や青丘社・桜本保育園が設立されることになる。

「ハンドブック」によれば、「川崎市には約9000人の在日韓国・朝鮮人が在住し、その半数強の人々が京浜工業地帯の南部に集中」しており、それは1910年からはじまる「京浜工業地帯の発達史」と「1924年から市政が施行された川崎市の発達史」とともにあった。12年に日本鋼管が工場建設に着手したが、この頃、朝鮮人は神奈川県全体で82名であった。「日本鋼管の進出に前後して、富士瓦斯紡績、鈴木商店（現・味の素）、東京電気（現・東芝）、改良豆粕」が工場建設を行い、17年に「浅野セメント（現・第一セメント）が田島村に工場を建設する」ことになった。多摩川で採取した砂利を運搬するために、19年、川崎町と稲城村の間に鉄道を敷設するため多摩川砂利鉄道(株)が設立され、2年後に南武鉄道（現・JR南武線）と改称した。23年9月1日に起こった関東大震災発生直後、関東一円で「朝鮮人が日本人民衆の手で虐殺されるという惨劇が起こった」。その時、川崎南部には

「数百人単位で朝鮮人が在住していた」。23年末には、「日本鋼管に13人の朝鮮人が雇用されていた」。25年10月、「鶴見総持寺あたりから海岸ぞいに大師まで、海岸電気軌道が敷設された。日本鋼管や浅野セメントに通勤する労働者を運ぶためであった」。海岸電気軌道の海側の葦原の一面、「現在の池上町集落のあたりに朝鮮人が数戸ずつ在住しはじめ」た。

25年2月末に神奈川県に在住していた朝鮮人は4482名であり、川崎市は602人であった。震災後復興過程で砂利の需要が増大しており、多摩川での砂利採掘では大半が朝鮮人労働者によって担われていた。

31年の満州事変ぼっ発にともない京浜工業地帯は軍需生産が増大し、市の人口も増加した。田島地区では住宅が無計画に建設され、また、多くの飯場や寄宿舎が立てられた。

39年、「閣議決定に基づく強制連行が『募集』方式によって実施された」。同年、日本鋼管は現在の池上町一帯を買収し、軍需工場（現・京浜製鉄所・六管工場）の建設に着手した。

「現場には飯場が設けられ、数百人の朝鮮人労働者が宿泊をしはじめた。これが現在の池上町の原形となった」。この年、川崎市に在住していた朝鮮人数は5343人であった。42年末の「協和会（強制加入制）支部分会別の会員数によれば、川崎臨港分会6514人、川崎中央2446人、合計8960人となっている」。45年の日本の敗戦で、朝鮮人の大半は祖国へ帰っていったが、それでも多くの朝鮮人が残った。

「1945年5月の川崎大空襲で丸焼けとなったセメント通り一帯も、残留した朝鮮人の手になるバラック小屋がたちはじめ、どぶろく小屋も2軒ほど店を開いた」。戦時中は、池上町の産業道路沿いに日本人従業員の社宅が並んでいたが、敗戦によって従業員が引き揚げたので、日本人社宅は空屋になっていた。そこに、土木作業を続けていた朝鮮人が移り住んだ。こうして、池上町（旧桜本三丁目）、現在の桜本二丁目（旧池上新田中留耕地）、セメント通りを中心とした浜町に、朝鮮人が多住するようになった〔川崎地方自治研究センター1990：5-13〕。

また、神奈川県でも91年9月に次の2つの事項を「神奈川と朝鮮の関係史調査委員会」（以下「調査委員会」という）に委嘱した。調査委員会の委員長は金原左門、副委員長は山田昭次であった。

- (1) 古代から近代に至る日本と朝鮮との文化の関わりを神奈川との関係を踏まえて明らかにする。
- (2) 朝鮮人に対する強制連行や同化政策等、主に戦時中の日本の植民地政策によって本県で発生した事実について、県・市町村等が保有する資料によって実証的な調査を行い、在日韓国・朝鮮人が現在に至った経緯や背景を明らかにする。

この2つの調査事項に対応して調査委員会内に文化史小委員会と政治史小委員会が置かれ、山田副委員長は政治史小委員会を担当した〔調査委員会1994：3〕。

そして、県は「神奈川と朝鮮の関係史調査委員会」が編集した『神奈川と朝鮮——神奈川と朝鮮の関係史調査報告書』（1994）を発行した。



ここでは、政治史小委員会の「第2部 戦時下の神奈川と朝鮮」<sup>21</sup>から川崎を中心に見て行く。

朝鮮人強制連行について産業分野別に検討すると、全国では炭鉱への強制連行が最も多い。神奈川県では、42年で「土建」（強制連行朝鮮人累計数：3月末2088人、6月末2460人）が多く、それに次ぐ「工場その他」（同：3月末200人、6月末1016人）の増加傾向が大きかった。神奈川県では、「工場その他」は鉄鋼部門の工場だけであり、連行数のほとんどは「日本鋼管川崎、扇町両工場」が占めていた。全国でも「工場その他」が42年頃から上昇し、44年、45年には第1位となった〔調査委員会1994：108-110〕。

日本鋼管では朝鮮人を対象とした「日本鋼管訓練隊訓練要領」が作成され、「訓練」の目的は「朝鮮の産業のための熟練工養成とともに皇民化運動の尖兵養成」が掲げられた〔調査委員会1994：112〕。

県内の朝鮮人人口は、20年代から急増し20年の514人から39年には約2万人（20935人）に増加し、戦争末期には約6万人（58818人）となった。20年から30年代に神奈川県の朝鮮人の人口が増加した背景に京浜工業地帯の発展がある。24年の人口増加は関東大震災の復旧工事による。「1939年に強制連行が開始されて以降は、軍需品生産と結びつきの京浜工業地帯の生産増加、軍関連の施設の建築を背景に朝鮮人人口はそれまで以上のペースで増えて行った」。年によって出典は違うが、川崎市の朝鮮人人口は39年に5343人、45年11月1日に8157人であった。隣の横浜市は同様に8889人と15872人であった〔調査委員会1994：122-123〕。

川崎市に特化して、「第2次世界大戦が終結する以前に来市した朝鮮人を歴史的・地域的に分類すると以下の4項に大きく分けられる」という。

1. 主に臨海部の開発や市内各所の交通網整備や工場建設現場に従事した労働者、工場労働者、沖仲仕などの労働者とその家族
2. 砂利採取労働者として多摩川河畔に集落を作り生活していた人々とその家族
3. 戦時中、川崎市中部から北部の各所に海軍や軍需工場用の地下施設建設のために軍や請負業者によって労働させられていた人々
4. 戦時中、市内各工場に強制連行され強制労働させられていた人々

川崎市には主に第1次世界大戦以降、朝鮮人が工場や臨海部の埋め立て工事の労働力として住み始めた。「1923年関東大震災の時には市内全域にわたり朝鮮人暴動のデマが広がり、自警団が組織され日本人住民による暴行・虐殺が行われた。そうした中で民間の日本人や警察により何ヵ所かで保護された。新田神社には急遽バラックが造られ約300名が収容された（『川崎市史』）」。この時、復旧に果たした朝鮮人の役割は大きかった。

多摩川の砂利採掘は「1927年に南部鉄道（現JR南武線。敷設工事にも多くの朝鮮人が

---

<sup>21</sup>「神奈川県が上記調査委員会の山田昭次副委員長を中心とする山田ゼミナールに1991年9月から1993年3月にかけて基礎調査を委託し、同ゼミナールが収集した調査結果をもとに政治史小委員会委員が同ゼミナール調査委員の執筆上の協力も得てまとめた」〔調査委員会1994：4〕。

従事していた)が開通したことと相まって採掘が進んだ」が、治水問題が深刻化して砂利採取が禁止<sup>22</sup>となった。30年代の臨海部では「満州事変」以降の軍需景気によって、朝鮮人が急増する。20年代にすでに形成されていたと思われる集住地域の人口もこの時期に増大した。また、居住の長期化によって家族持ちが増え、女性や児童も増えた。それに伴ない集住地近くの桜本尋常小学校が大島小学校から分かれ創立された。朝鮮人子弟教育機関として「川崎愛生学園」が大島小学校校舎を借り夜学校として開校したが、38年10月に「協和事業を阻害する」という理由で廃止された。「39年の閣議決定に基づく強制連行が『募集』方式によって実施されたのを始めとし、川崎市にも臨海部と南武線に沿った地域の多数の工場に多くの朝鮮人が連行され労働を強いられた」。また、強制連行された朝鮮人が「逃亡」して川崎市内に流入した人々の数も無視できないという〔調査委員会 1994 : 157-159〕。

川崎市川崎区について、調査報告書では次のように報告している。1910年代に日本鋼管、富士瓦斯紡績、鈴木商店、浅野セメントなどの大工場が建設され、その建設現場の労働者として朝鮮人が集まり始めたと思われる。大震災の時に現在の浜町の一部である田島町汐浜に130名の朝鮮人労働者が住んでいた。「1930年代は軍需増産のため、臨海工業地域の拡張が進む。朝鮮人が増加する一方、日本人労働者も市外から多数来市し慢性的な住居不足となった。在日朝鮮人は貧困と社会的差別からより一層日本人の住まない劣悪な住環境の地域に住む人々が増え、集住地域を形成した」。その中で今でも多くの在日韓国・朝鮮人が住む地域の代表的なところは以下の通りである。

#### ①現在の浅野町から浜川崎駅間の産業道路沿いの地区

当時の浜町4・3丁目、鋼管通3丁目、東渡田5丁目の産業道路より海側の地区で、道路と工場の間細長い土地であった。30年代中頃には大集住地域となり「セメント前」と呼ばれていた。最終的には44年9月にこの地区全域が建物疎開の指定を受け、以後住めなくなり、延長900m幅員130mの36600坪の土地で除却戸数は約450戸に上った。

#### ②現在の池上町

「当時は『群電前』と呼ばれ、群馬電力があった現在の桜川公園の向かいあたりに朝鮮人が集住していたと思われる。この地区もいつ頃集住が始まったのか明らかでないが、1932年から33年頃には既に『朝鮮部落』と呼ばれていた」。当時はまだ「長屋・バラックが10数軒だった」。町内には「日本鋼管のノロの流し場（鉄鉱石の残滓の捨て場）があるような場所」であり、「桜掘運河を挟んで隣接する①の地区とあわせて特に住環境の悪い大集住地」であった。朝鮮人は「あの頃は葦野原で雨が降ると浸水し、用意しておいたみかん箱の上に畳を乗せて生活した。一度浸水すると一週間くらい水が引かないので『あひる小屋』と呼ばれた。便所は共同で、汲み取りは来ないので住人が交替で海に捨ててに行った。浸水すると溢れて不衛生だった。水道栓は1つだけだった。集落内には朝鮮料理を売る店（食堂ではなく井を持って行き買う店）の他に店はなかったの、主に『セメント通り』で買物をした。1944

<sup>22</sup>「34年にも2月12日に、ジャリ採取の禁止命令が出されるということで、……職場大会やデモを計画した」〔朴慶植 1992 : 183〕。

年頃桜本の方に引越した」と語った。「戦後、この地区にあった日本人社宅が従業員の帰郷により空になり、そこに朝鮮人が再び住み始めた（裴重度「共に生きる地域社会を目指して」）」。

### ③「セメント通り」を含む浜町

浜町 3・4 丁目を貫く「セメント通り」は浅野セメントの通勤路であり、そう呼ばれた。日本人との混住地域であり、特に朝鮮人が多住した所であった。また日本人商店も立ち並び、①や②に住む人たちが買物にやって来ていた。本格的に人口が増加したのは 30 年代末から 40 年代にかけてと思われる。「1944 年に日本鋼管に徴用された朝鮮人によれば、当時 200～300 世帯の朝鮮人がいて中には長屋のような普通の家で朝鮮料理を食べさせる所があった」。

### ④旧中留地区を含む池上新町・桜本 2 丁目

ここは②の地区と同様に桜本堤外耕地と呼ばれた水はけの悪い土地であったが、37 年に浅野町に来た朝鮮人が中留の池みたいだったところを日本鋼管の灰で埋めた。そして、この地区の人口は増加していったと思われる。

この他、鶴見寄りの大島、渡田、小田、浅田、貝塚などは震災前からある日本人との混住地域であった [調査委員会 1994 : 159-162]。

日本鋼管では 42 年 3 月 29 日から 10 月 12 日まで 5 回、主に京畿道から朝鮮人青年 999 人を「集団移入」した。この朝鮮人の「訓練工」は日本鋼管の川崎工場と扇町工場に配属された。42 年 6 月末までの連行総数は川崎工場 507 人、扇町工場 459 人だった。43 年 12 月、「川崎工場と扇町工場を含む川崎製鋼所の稼働朝鮮人『訓練工』は 1,902 人だった」 [調査委員会 1994 : 162]。

この他、川崎区では、朝鮮人が「味の素川崎工場」、「いすゞ自動車」、「日本冶金川崎工場」、「日本鑄造川崎工場」、「昭和電工川崎工場」、「東京機器工業」、「川崎市役所」などで戦時中に働いていたという [調査委員会 1994 : 163-168]。

こうした朝鮮人集住地区に、戦後まもなくの 47 年に東京教会諸職会が伝道所開設を決議した。52 年に川崎教会を創立し、そして、97 年の川崎教会 50 周年まで、川崎教会を取り巻く出来事を「在日大韓基督教会川崎教会年表」[川崎教会歴史編纂委員会 1997 : 163-251] から抜粋して章末の表 1-2 に記す。

ここで、在日大韓基督教会川崎教会について、若干補足する。川崎教会歴史編纂委員会 (1997)によれば、次の通りである。1940 年、在日本朝鮮基督教会は総会ぐるみで日本基督教会に併合された。日本基督教会は、41 年 6 月の日本基督教団成立と共にそこに編入された。戦後再出発した在日本朝鮮基督教会は 47 年の第 2 回総会で憲法を制定し、48 年、教会名称を在日大韓基督教会に変更した。在日大韓基督教会は、51 年に川崎伝道所を独立教会（自立教会）と承認した。そして、52 年 8 月 2 日に在日大韓基督教会川崎教会の献堂礼拝が挙行された。

59年3月19日、李仁夏牧師が川崎教会の初代の担任牧師となった。川崎教会は、地域社会に仕える宣教展開として保育園を開設することとし、69年4月に、教会の礼拝堂と裏の集会場を併用した桜本保育園を誕生させた。40名を目標に募集したところ、在日同胞7名、日本人27名の園児が集まった。その時点では無認可保育園であり、「国と地方自治体の措置費と援助を受けることは、政教分離の法原則から見ても困難だった」。そこで、「教会敷地一ぱいに、両建物を合築し、宗教法人側の教会が土地を、新たに起す社会福祉法人に貸し、建物は区分に従って分割登記する」ことにした。「その際、社会福祉法人の定款に事業の目的にキリスト教精神による運営を明記し、その方針は保育園の父母会にも伝えた」。そして、74年2月に桜本保育園は公認保育園となり、園長には李仁夏牧師が就いた<sup>23</sup>。

一方、70年の暮、朴鐘碩が日立製作所を横浜地方裁判所に訴えた新聞記事（いわゆる「日立就職差別裁判」）を見た、「川崎教会の青年会々長崔勝久君（後に執事）ら若者たちが支援を決め、『朴君を囲む会』を組織し、李牧師も呼びかけ人の一人として参加した」。74年6月19日に、「日立就職差別裁判」において朴鐘碩の勝利判決が出た。「裁判の勝利もさることながら、この闘いのプロセスで、朴君が『新井』という同化された意識から『朴』という民族的アイデンティティを勝ち取ったことも、在日同胞の若い世代の生きる方向に大きな意味をそえた」。そして、川崎教会関係者と青丘社・桜本保育園の「父母の有志とその他の民族団体と日本人市民関係者が結束して、'74年7月川崎市当局に『児童手当支給』と『市営住宅入居』を求めて、初めての国籍条項撤廃の申し入れをした」。その年に、市民運動は、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）として発足し、その事務局が、73年に在日大韓基督教会が設立した在日韓国問題研究所（RAIK）に置かれた〔川崎教会歴史編纂委員会1997：47-66〕。

なお、「朴君を囲む会」に参加していた裴重度は、民闘連の事務局長となり、RAIKで『民闘連ニュース』の発行に関与した。また、裴は76年に李牧師の洗礼を受け、その後、川崎教会の役職にも就くようになる。また、青丘社は75年に設立された関東民闘連（李牧師が共同代表）の拠点でもあった。以上のように、青丘社・桜本保育園の設立経緯、敷地の共有、構成員の共通性などを見れば、川崎教会と青丘社は密接な関係にあったことが理解できる。これらについては、民闘連との関係も含めて、本章第5節以下で徐々に明らかにされる。

### 3. 在日韓国・朝鮮人集住地域である池上町の暮らし

#### (1) 1970年以前の池上町

金栄(1998)によれば、川崎市川崎区の池上町は桜本地区でも特に朝鮮人が多く、かつては「あひる長屋」「ブタ部落」「アパッチ部落」「桜本スラム」などと呼ばれ、行政マンから「ブラックホール」と称された町だった〔金栄1998：89〕。池上町は今の産業道路を隔てた向い側にある日本鋼管に送電するため、群馬電力（現東京電力）があったために、「郡電前」と

<sup>23</sup> 李仁夏園長の在籍期間は1974年2月1日から96年3月31日である〔川崎教会歴史編纂委員会1997：311〕。

呼ばれるようになった。行政名は「田島堤外地」、「桜本三丁目」から 1967 年に「池上町」となった。郡電前一带は葦の生える湿地帯だったので、「あひる長屋」とも呼ばれていた [金栄 1998 : 95]。36 年 5 月、住居地のど真ん中に「大島塵芥焼却場」（後に大島清掃作業所）が建設された [金栄 1998 : 100]。

コークスは鉱石を溶かすために使われ、捨てられた残りかすは朝鮮人家庭の燃料として再利用された。鉱石は溶かされて鉄だけが抽出されるが、捨てられたものの中にも鉄くずがたくさん残っていて、簡単に鉄が拾えた。どぶろくやカストリ焼酎の密造、どぶろくの残りかすで飼育する養豚なども営んでいた [金栄 1998 : 102-103]。50 年頃、少年が描いた絵の空が夕焼のようだったのは、「工場地帯の煙突から南風に乗って飛んでくる、煤煙と赤錆がゆらゆらとただよう空だった」からであった。南風が吹く日は洗濯物を外に干せなかった [金栄 1998 : 104]。

金秀一(1998)によれば、川崎市池上町で生まれ育った在日二世の金秀一は、川崎市ふれあい館職員であった時、次のように述べている。金の家族がかつて住んでいたのは 1 間 6 畳の長屋で一時期、豚、鶏を飼っていた。洗濯したシーツを工場の煤煙でよく真っ黒にされた。当時、まさに公害の街であった。また、アボジ（お父さん）は桜堀に停泊している改造した小型船に乗り、外国船から鉄くず、ロープ等を仕入れ、売買する「銅鉄商」とか「船舶古物商」を行っていた。当時、この仕事に多くの同胞が従事し、通称「桜本艦隊」と呼ばれていた。金が高校受験<sup>24</sup>の一週間前の寒い夜に、もらい火によって火事で焼け出されたことがあったが、すぐ近所の同胞の人達が駆けつけてくれ、その日にアパートを探してくれたり、いろいろと世話をしてくれた。「本当に人情味ある人達がいる街だと感激した」と述べた [金秀一 1998 : 82-87]。

志沢小夜子(1978)は、66 年に夜間大学に通う前、高校を卒業して、となりが在日朝鮮人の多住地域だった桜本の小さな建設会社に就職した。そこでの体験である。「バラックの家が、いくつもいくつも重なるように細長く市電の線路にそって建っていた。18 才の私にとって、自分の貧しさを思わず思い起こすような、そして、もっとみじめな光景であった。めぐりくる 8 月 15 日には、いくつもの国旗がバラックの屋根を埋めた」。そして、「私の勤めている工場と家々の間には子どもの遊ぶぐらいの空地があった。その空地に日本鋼管が鋼さいをすてにくる。トラックが帰ると、家々からゾロゾロと、まるで潮干刈に行くように人々は鉄くずをほりにやってくる。年寄り、子ども、青年。ああ、こんなのいやだと思った」と述べている [志沢 1978 : 4-5]。

ここで示した戦後から 60 年代は、第 5 節に出て来る崔勝久や裴重度が育った時期に重なる。そして、二人が川崎で活動するようになった 70 年代の池上町はどうであっただろうか。

## (2) 1970 年代の池上町

鄭大均は 70 年代の中頃について次のように述べている [鄭大均 1978 : 2-9]。

---

<sup>24</sup>金秀一が高校受験の時は、後で述べるように 70 年代になっていた。

- ・76年時点で、田島地区の同胞人口は3104人、同地区人口の約9%である。その地区内にある池上町の人口は1449人（内、韓国籍460人、朝鮮籍400人、日本籍589人）である。
- ・60年代、養豚、ドブクロ密造、サッカリン製造といったものが姿を消す。
- ・71年に日本鋼管は操業を停止し、新たな埋立地へ移転した。「1974年」<sup>25</sup>に市清掃作業場が閉鎖された。同時期に住宅地を工場災害から遮断するための川崎市グリーン・ベルト構想が着手され、産業道路沿に樹木の垣根が設置される。
- ・池上町の住宅状況はひと頃よりはいく分改良された。家屋のほとんどは木造の1・2階建てである。水洗便所の数はまだ少ない。
- ・ぜん息、慢性気管支炎、鼻腔炎といった公害患者数は他地域に比較して高い。
- ・75年の池上町368世帯中120世帯（33%）は被保護世帯であり、内約80%は朝鮮・韓国人である（被保護率は73年381世帯中102世帯27%に比較し増加）。

さらに、鄭大均は以下のように指摘する〔鄭大均1979：51〕。

- ・朝鮮・韓国人と結婚した日本人妻の場合である。あえて一般化して言えば、彼女達が朝鮮・韓国人の友人を個人的に持つことは可能だとしても、民族組織に参加するということは民団・総連のレベルでは困難であろう。池上町に隣接する桜本町で地域を基盤に、ひらかれた朝鮮・韓国人と日本人の関係を模索する青丘社への参加は恐らくその例外である。しかし一般的に、日本人妻は朝鮮・韓国人住民の優勢な当地では孤立を免れない。
- ・日常生活で自らの国籍・民族・政治的所属を強調するといった行為をとるまいとするのが、池上町における最も一般化された社会関係のあり様である。

ここにあるように、70年代の中頃には、池上町の住環境は以前に比べて改善して来ていることが分かる。また、後章の多くの個所で出て来る青丘社について「ひらかれた朝鮮・韓国人と日本人の関係を模索する青丘社」と指摘された。

70年代の中頃、大学生であった原千代子は、朝鮮語の塾に通っていたところ、ある日本人の学生から、桜本学園で人手が足りないから手伝ってほしいと言われたことがきっかけで、桜本学園のタンポポの会（小学校高学年週3回）に関わることになった。そこでの経験であるが、ある朝鮮人の子のアボジ（お父さん）は「日本鋼管のすぐ隣のI町でずっと生まれ育ったため、公害病になり病院通いを続けている」。「『低学力』の子供は朝鮮人の子供だけでなく、日本人の子供にも多い。朝鮮人の場合、民族差別による様々な生活上の問題を抱える中で『低学力』が形成されているが、日本人の場合、生活保護、公害病、親が十分に教育を受けられなかった等の様々な環境が原因となっている」と、原は述べた〔原1978：24-27〕。

朝日新聞社川崎支局員だった前川恵司(1981)は、上述した金秀一（キム・スイル）について、幼年時代から高校で本名宣言するまでを、次のように述べた。スイルは「群電前」と呼

<sup>25</sup>川崎市環境局処理計画課に問い合わせたところ、1975年8月に施設は廃止になったとのことである。

ばれる韓国・朝鮮人の住宅密集地で生まれ、幼年時代は「焼却場の敷地で鬼ごっこをしたり、船着き場のノリ船で遊んだ」。遊び仲間は皆日本名であった。市立桜本小学校3年の頃、同級生を遊びに誘ったら、「あそこは危ないから、行ってはいけない、と親にいられているから」と断られた。3年の夏休みには、地域の民族団体支部が開く母国語の学習会に通うようになった。スイルは、74年4月に市立桜本中学校に進学し、中学時代は柔道部と生徒会で活躍した。中学3年の秋に、スイルは自分では初めての外国人登録証明書の切り替えのために市役所に行き、「窓口で、指紋を取られ、自分が用意した写真を貼られ、本名を記入した外国人登録証明書が渡された時、スイルは、朝鮮人であるという事実が動かないものであることを知り、暗い、暗い、よどみの中に落ち込む思いだった」。77年2月に、本名で県立川崎高校の入学試験を受けた。スイルは受験票の本名が分からないように、氏名のところに筆箱を乗せて隠した。スイルは、入学試験に合格して職員室に行き、合格を報告した。2年生の時の生徒会顧問だった西川勇教諭は、県立川崎高校の生徒サークル「朝鮮問題研究会」（略称、朝問研）顧問の三浦泰一教諭に電話し、「以前お話した生徒が、日本名で進学します。よろしく」と話した。

三浦はスイルの学級担任を学校に願い出て、認められた。4月中旬に、三浦はスイルに「うちには、朝鮮問題研究会という生徒サークルがある。君と同胞の先輩もいるし、紹介しておくよ」と切り出した。スイルが「県立川崎高に入学してから、スイルが朝問研に入るまでの成り行きは、まるで『鬼ごっこ』だった。逃げ回る鬼はスイル。三浦と朝問研のメンバーやOBらが、懸命に追いかけた」。スイルは部活で柔道部に入った。三浦は、夏休み前後の地理の授業で「朝鮮」を取り上げ、「生徒たちの間に、朝鮮に対する正しい認識や、日本の現代史への理解が深まることを願っていた」。10月の学園祭「柏葉祭」で、朝問研主催の朝鮮奨学会理事李殷直の講演があった。その講演を聞いたスイルは、「帰化する場合でも、本名ですると、日本名でするとは決定的に違う。本名は、人間の尊厳を保つ礎なのだ」という李の言葉に影響を受けた。柏葉祭の反省会（ホームルーム）で、一人の生徒の「理屈はともかく、朝鮮人はやっぱり怖い」という言葉に、スイルは「僕は、朝鮮人であるけど……みんな朝鮮人は怖いと、言っているけど……確かにこわいけど……そんな言い方はやめてくれ……」と言った。突然のことで、級友たちは驚いたが、前の席の2、3人が笑顔で振り返った。「スイルには、『よく打ち明けたなあ』と、語りかけてくれたように思えた」。柏葉祭後に、スイルは柔道部部長になった。

三浦の知人である裴重度の家庭にスイルを連れて行き、皆で食事をしたことがある。その時に、裴は「自分の生い立ちや本名を名乗る大切さ」をスイルに語ったことがあった。78年の春休みになると、スイルは「本名で通いたい」と三浦に打ち明け、父の了解を取ってほしいと言った。そこで、三浦はスイルの家に出向き、父の了解を取った。三浦は新学期のスイルがいる学級担任を学年会に願い出て、認められた。新学期が始まり、三浦は新学級の出席を取り始め、スイルは「キム・スイル」と呼ばれた。スイルは「僕の名前を見ても分かるように、在日朝鮮人のキム・スイルです」と自己紹介を行った [前川 1981 : 11-41]。

#### 4. 在日韓国人保母親子の体験

鄭月順は1987年の指紋押捺拒否裁判法廷陳述書で次のように述べている。鄭は東京の中野で49年2月に生まれた在日韓国人二世である。1歳になる直前に川崎の中留（現在の池上新町）に越して来た。そこは朝鮮人部落であった。小学校は家から歩いて1分程の朝鮮学校に通い、そこでは母国語を話した。中学校は日本の公立中学校に通うことになり、自己紹介で「隣の朝鮮学校から来ました」と言った。入学から数カ月後、「3人の男の子に毎日のように朝鮮人とののしられ、いじめられ、当時の男子学生が下げている布製のカバンでたたかれる日が続いた。後からその1人は朝鮮人であることが分かった。そのいじめについて伯父から担任に話をしてもらったところ、担任は「民族差別に根差している」とは気づかず、鄭を理解しようとしなかった。14歳の時、役所で初めて指紋を取ったが、「何だかその場にいられないような、いたたまれない複雑な思い」であった。高校は市内の公立学校に進学し、中学校と同様に通称名で通った。就職については、「学校の斡旋」では就職できず、両親の知りあいのついでで薬局に勤めることになった。そして、20歳を過ぎて日立闘争を経験することになり、鄭は「" 韓国人として生きて行こう。韓国人として生きてもいいんだ!" ということに運動を通して気づかされました。その時初めて人間としての叫び声をあげることができました」と述べている。その後、就職した「桜本保育園の子供の姿を通し、地域で懸命に生きる韓国人、そして日本人の父母の生きざまを通し、地域社会の中で共に生きることを学び、どんどん考え方が変わって行きました」[鄭月順 1995a : 25-29] という。

なお、鄭は67年4月に上述したように薬局に勤めたりした後、69年3月に東京水道橋にある韓国YMCAで3年余り仕事をするようになった。そこで、夫となる裴重度と知り合った。鄭は72年3月に韓国YMCAを退職して家にいたところ、桜本保育園の李仁夏園長（川崎教会牧師）に誘われて、4月に桜本保育園に勤めることになった。保育園が始まって3年が経過していた。そして、鄭は72年11月に裴と結婚した [鄭月順 1995b : 40-41] [權貞仁ら 1995 : 319]。

鄭月順は、自分の娘に対する小学校時代のいじめについて、88年1月の講演で次のように述べた。中学1年生になる娘は生後3ヶ月半から学校に入るまでの6年と半年間、桜本保育園に通って育った。「それが小学校に入って随分いじめられて、もう皆さんが想像もできないくらいにいじめを受け」た。「小学校の2、3年の頃、工作で使う竹ひごだとか鋏のさきっちょのこーんなに尖った鋏だとか、それからあとは割り箸なんか削ってね、とにかく先の鋭利になった物でこういうところ、パーっと傷付けられるんですね。あとはねー、かちこってご存じですか、百円ライターに銅線くっつけるんですって、私も実は知らなかったんです、それまで。銅線くっつけてその銅線の先を娘のこういうところにくっつけて、百円ライターのスイッチを入れると電流が流れる仕組みになってる」。気が強い子だったが、「もう何人もの集団でやられるからどうにもならなくなって、家に帰ってきて大泣きして」いたという [鄭月順 1995b : 53-54]。



そして、鄭月順は別の 91 年 3 月の講演会で、「小学校 1 年 2 年 3 年くらいまで、娘に言わせると 4 年だって言うんですけど、物凄く酷いいじめがあって」、「そのいじめの先頭に立った子が……日本人と朝鮮人のダブルだったんです。その子も自分を守るために、朝鮮人である娘をいじめました」と述べた [鄭月順 1995c : 88-89]。

また、88 年 1 月の講演で次のように述べた。青丘社の中で、李相鎬などが中心となって、土曜日の午後に朝鮮人の子どもを集めて民族的なことを遊んで学ぶケナリクラブにおいて、小学校 3 年生の娘が李の指紋押捺拒否の話聞いた。そこで、娘は「オンマは指紋のことをどう思うの」と聞いたので、鄭は「うん、悪いと思うよ」と答えると、娘は「じゃ、悪いと思っている指紋、なんでオンマ押すのか」と聞いた。鄭は「子供に悪いことは悪いって言いなさい」と教えているので、子供の気持を無視することができず、また、李は「そばにいたから、彼と私が同じ仲間としてどうやったら一緒に歩めるんだろうかとも考えましたし、いろんな要素があって指紋を拒否した」 [鄭月順 1995b : 55-56]。

また、鄭は同じ講演で、自分の息子について次のように述べた。小学校 1 年生のとき、母に突然、「オンマ、僕のふるさとは日本だよ」と言ったという。一瞬ドキッとした母は「えーと、あんた、なに人？」と聞いた。それに対して「韓国人に当たり前じゃん」<sup>26</sup>と答えた。二世の母はその言葉に納得し、三世である息子には「ふるさとは日本だ」と言え、一方で「堂々と自分は韓国人だ」と言える子供になっていると思った [鄭月順 1995b : 57-58]。

さらに、鄭は 91 年 3 月の講演会で、桜本保育園の保母として、次のように述べている。保育園では、朝鮮人の子供たちは本名を使うようにしている。3 年保育を終えて、すぐ隣の小学校に入り、本名で通っていた女の子が、小学校の 3 年になった時に通名に変えてしまった。その時、学童保育に通っていた彼女は「先生たちは、そんなにきれいごとを、かっこいいことばかり言っているけれども、実際に本名で行っている自分の苦しみはわかるか、それでいじめられている私の苦しみはわかるか、先生たち、なんにもやってくれないじゃないか」と、大人への痛烈な批判をした。鄭たち保母は、「卒園児の追跡調査をしなくちゃいけない」と思いながら、なかなか出来ないでいた最中だったので、返す言葉がなかった [鄭月順 1995c : 87]。

以上のように、鄭月順を通して、在日韓国・朝鮮人として、親子二代が受けた民族差別による「いじめ」、本名で小学校に通う困難さ、日立闘争、指紋押捺拒否闘争、青丘社・桜本保育園、そして、日本を「ふるさと」と言える子などについて見て来た。これらは後章におけるテーマと大いに関係するものである。

## 5. 日立闘争・民闘連運動に関係した人たち

本節では、日立就職差別裁判の原告朴鐘碩を支援する「朴君を囲む会」のメンバーであり、後章で多く名前が出て来る人たち、つまり、李仁夏、崔勝久、裴重度、佐藤勝巳、慶応大学の学生たちについて、ここでは取り上げる。その中で、慶応大学の学生たちについては個人

<sup>26</sup> 「韓国人に決まっている」という意味。

ではなく、彼らが作成した 1970 年の慶応大学ベ平連の資料について述べる。次章で詳しく扱うことになるが、日立就職差別裁判の原告となる朴鐘碩が、同年 10 月に横浜駅でベ平連の活動中の慶応大学学生に出会い、話しかけたことがきっかけで、同年 12 月に裁判を起こすことに至った。

#### (1) 李仁夏

李仁夏は 2001 年 11 月に、知覧の記念館で同姓の「朝鮮出身特攻隊員」の写真を見て「心は激しく疼いた」といい、それを『朝日新聞』[李仁夏 2001] の「自分と出会う」欄に『疑似種族』からの自由を求めて」として書き、それ以来、「戦後封印していた戦前の自分を語り始めた」[李仁夏 2006 : 9]。李は朝鮮植民地時代のことについて、二つの悔恨があった。

第一の悔恨は、李が皇民化政策によって創氏改名「岩城政雄」に徹し、「配属将校から甲種幹部候補生の推薦」を受けていた。このことによって、「他のアジア民族に銃を向けようとした心情を赦せない罪責を抱える苦悩だった」ことである [李仁夏 2001]。第二の悔恨は、父国賢は測量の助手をしていたが、朝鮮「総督府の下級官僚の試験」に受かり [李仁夏 2006 : 14]、朝鮮で「警察機構に組み込まれていた」[同 : 11] ことである。そのために、李が「公立普通学校」時代に、自分や姉が「犬の子」と「罵倒」されていた [同 : 19-21]。

李は、第一の悔恨では自分を聖書に書かれた「土の器に納めた宝」<sup>27</sup>に、第二の悔恨では父を「徴税人」<sup>28</sup>に例えることによって、李も父もキリスト教によって救われることになった。

太平洋戦争中、李は教会で礼拝前に「宮城遙拝」を行っていたが、母国では「朝鮮人の牧師と信徒が約 50 名も神社参拝を拒否して獄死したという事実、そのキリスト者の抵抗運動」が、李に「悔い改めを促す」<sup>29</sup>ことになった [同 : 55-56]。

李は 1925 年に慶尚北道で生まれた [李仁夏 2006 : 227]。在日の生活は、李が通っていた清津市の泰成中学校が 41 年 3 月初めに朝鮮総督によって「閉校処分」となり、京都の東寺中学 2 年に編入されたことに始まる [同 : 39,42-43]。その他、「自分史」である李仁夏 (2006) によると、中学の英語教師でキリスト者の和田正との交わりによって、キリスト者となった。戦後、李は神学校に通い、その時日本人と結婚した。カナダに留学後、在日大韓基督教会東京教会の副牧師をしていた時に、帰国して韓国の教会に移ることになっていたが、

---

<sup>27</sup> 「コリント後書四章の『土の器に納めた宝』という個所が私を捕らえ、その「土の器」に「宝が納められていると。捨てられる土の器、すなわち死人に等しい罪人も甦らせる神の力なるキリストの十字架と復活と与って生まれ変わるとの光を見た。此の世の力によってつくられた優越排他意識の疑似種族 (E・エリクソン) が死んで、李仁夏という名と実体の人格が創り直されるとの希望が示されたのだ」とある [李仁夏 2001]。

<sup>28</sup> 「新約聖書の福音書に登場する、イエスと多くの徴税人との出会いの物語」で、「徴税人」は「社会的に『罪人』と同列に置かれ」、「当時の支配力、ローマ帝国から徴税を委託されていたが故に、ユダヤ人社会から嫌われ、徹底的に疎外されていたのである。しかしイエスは彼らと食事を共にし、ザアカイの家に泊まる約束をした。十二弟子の一人マタイは、イエスに呼びかけられて従った徴税人だった。私は聖書の世界に導かれてすぐ、こういう徴税人の姿を父と重ねて見るようになった。イエスの広大無辺な愛と恵みによって、父だけでなく、私も救われていたのだ」 [李仁夏 2006 : 25]。

<sup>29</sup> 「旧約聖書の歴史に登場する預言者たちが告発しているのは、信仰の民が神を捨てたのではなく、神を拝しながら同時にバアルの偶像にひざを屈めたことである」 [李仁夏 2006 : 56]。

子どもの病気で果たせず、59年に川崎教会の牧師となった。その後、李は川崎教会の牧師をしながら、在日大韓基督教会や日本キリスト教協議会（NCCJ）などの要職を務めた。

李は「1960年代以降、私は牧会のほか、キリスト教界——日本・韓国・アジア・世界——の役職のみでなく、市民運動でも2つ3つの働きに就いていた……川崎教会は私の拠点だった」[同：231]、「私の主体が和解の福音によって生かされている」[同：237]と述べた。

ここで、李が70年代に韓国民主化運動にも関与していたことに若干触れる。李仁夏(2006)は次のように述べた。「1960年代中ごろから、韓国の若手のキリスト者のリーダーが続々と東京に集まった」。最初は、世界学生キリスト連盟（WSCF）のアジア担当主事である姜汝奎だった。呉在植はシンガポールから71年に東京に移ってきた。李はその当時、川崎教会牧師と、日本キリスト教会館5階に事務所がある在日大韓基督教会の「総務の職」を兼任していた。またNCCJの「書記」でもあった。李は61年から姜および呉を知っており、両者からの相談を受けて、彼らの事務所を日本キリスト教会館5階に置くことになった。これが「後の民主同志会のベースとなるために都合が良かった」。池明観は72年にこのグループに加わった [李仁夏 2006：208]。

72年10月に来日した池明観は来日から1カ月ほどたった頃、呉在植から「東京にいるわれわれは国内の民主化運動を支援し、その戦いの様相を世界に知らせ、またその支援を勝ち取る。このためには世界の教会のネットワークを動員することができる」。この中に池も参加すべきであるという提案があった。この時から、「韓国の民主化のために戦うこと」が池の「東京滞在の最優先する目標」になった [池 2005：126-127]。72年11月下旬頃、以前から面識があった『世界』（岩波書店）の編集長安江良介に偶然出会った [同：128]。そして、池は『世界』73年5月号から「韓国からの通信」を「T・K生」として書き始めることになった [同：136-138]。

「72年の秋、前年の大統領選挙に敗北した金大中」は、けが治療の目的で来日した。金の「来日一週間後の10月17日に、朴政権は韓国全土に非常戒厳令を敷き、国会を解散して『維新体制』を宣言した」。呉、姜および池から李に提案があり、呉、姜および李が11月の初旬に金大中と神楽坂で会うことになった。金大中の話は、「政治家としての状況分析と、民主主義実現のために生命を差し出してもよいとの決意」や、「沈黙でなく抵抗してこそ民主政治が生まれると、極めて説得力」があった [李仁夏 2006：209-210]。

呉在植は70年6月、アジアキリスト教協議会（CCA）の都市農漁村宣教部（URM）幹事になった [呉 2014：118]。呉の事務所は日本キリスト教会館の5階にあり、横には李仁夏牧師がいる教団事務所があった。また、中嶋牧師が総幹事であったNCCJも同じ会館の2階であった [同：121]。

73年4月22日の朴炯圭牧師らの「南山復活節礼拝事件」<sup>30</sup>の後に、金観錫牧師が韓国から来日し、韓国の情報部から身を隠すため、御殿場の旅館に滞在した。そこに、朴相増、姜

<sup>30</sup> [朴炯圭 2012：198-204] を参照。

汶圭、李仁夏、中嶋牧師など 10 名以上が集まった。そこで「国際的な連絡網を通して韓国内の活動と抵抗運動を支援しなければならないという結論に達した。……金観錫牧師や韓国のキリスト者と連携するために『韓国問題キリスト者緊急会議』<sup>31</sup>を結成した中嶋牧師を中心とする連絡網を運動の核と認めることになった」[同：171-173]。

池明観、金容福、呉は渋谷の呉の家で「韓国キリスト者宣言」（73 年 5 月 20 日）<sup>32</sup>を作成した。金が「基礎的な構造」を作った。韓国キリスト教協議会（NCCK）がこの「宣言文」を発表することを願い、「宣言文」を韓国に送った [同：132-133]。呉らは NCCK の「金観錫牧師とだけ連絡を取り、最大限に秘密を守ろうとした」[同：134]。

75 年、「朴相増牧師は、韓国の民主化運動に関心のある各国の教団代表をジュネーブに呼んだ」。議論の末、「75 年 11 月 7 日」に「韓国民主化のための世界協議会」を結成し、77 年に「韓国民主化運動キリスト教同志会」となり、「民主同志会」と呼ばれた。議長にカナダの金在俊が、総幹事に朴相増がなった。「民主同志会」は「韓国内運動を支援する一種の半地下組織」であった。ネットワークの中に、東京では呉在植、李仁夏、池明観、金容福がいた [同：174-175]。「民主同志会」は秘密だったが、「T・K 生」だった池明観によって、2003 年に『世界』[池 2003] で明らかにされた。

ところで、李が赴任した川崎教会の近くの地域では、在日「同胞と日本人がほぼ半々住んで」おり、「そこで公害などさまざまな問題をもろに受けながら生活」していた。そこで、李と妻は「共稼ぎが多いところから道端に放置され、『非行化』しやすい状態にある子供たち」を「同胞の子であれ日本人であれ、受け入れる原則」を取り入れた「桜本保育園」を 69 年に開園した [李仁夏 1988：31-33]。「桜本保育園」の運営のために、73 年に設立した社会福祉法人青丘社が「行政差別に反対する地域活動の拠点となった」[水野・文 2015：182]。70 年に始まった「日立闘争」<sup>33</sup>を勝利した後の 75 年に「民族差別と闘う連絡協議会」（以下「民闘連」という）の全国代表（93 年 3 月まで）に李が就任し [李仁夏 2006：228]、民闘連は日本人との共闘などという形で「70 年代から 80 年代にかけての在日朝鮮人の権益擁護運動の大きな流れを生む原動力となった」[水野・文 2015：183]。川崎では、青丘社が「川崎市に対して児童手当の支給、市営住宅の入居資格についての公開質問状を出し、交渉し、川崎市は 75 年に「全国に先駆けて在日韓国・朝鮮人への児童手当の支給を決定し、市営住宅入所資格の国際条項も撤廃した。この運動は『川崎方式』といわれ、全国に大きな影響を与えた」[川崎市 1997：600]。その後、後章で述べるように、川崎では青丘社を中心に、あるいは民闘連として、民間企業や川崎市への民族差別撤廃運動、外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動なども行われ、李はその運動体の代表を務めるなど関与し続けた。李は 96 年 3 月に川崎教会の牧師を「定年引退」して 4 月に元老牧師となり、12 月に「川崎市外国人市民代表者会議創立委員長」に就任した [李仁夏 2006：229]。

<sup>31</sup> [池 2003：59] を参照。

<sup>32</sup> [呉 2014：135-137] を参照。

<sup>33</sup> 朴君を囲む会(1974)にある「日立就職差別糾弾闘争」のことである。

『東洋経済日報』のサイトに、「『一粒の麦もし地に落ちて死なずば、ただ一つにてあらん。死なば多くの実を結ぶ』(ヨハネ伝第 12 章 24 節) 在日大韓基督教会川崎教会名誉牧師で社会福祉法人青丘社(神奈川県川崎市)の理事長の李仁夏さんが6月30日、間質性肺炎のため亡くなった。享年83歳。李さんを思うとき、聖書のこのことばがすぐ頭に浮かぶ。在日韓国・朝鮮人が多く住む川崎市桜本に落ちた『一粒の麦』は、在日の差別撤廃運動に取り組み、在日や他の外国人と日本人との多文化共生社会の実現という豊かな実をみのらせた。……」<sup>34</sup>という2008年7月11日付の記事が載っていた。

## (2) 崔勝久

崔勝久は『思想の科学』に「歪められた民族感」という論考を以下のように掲載した。

崔の育った実家は大阪の中心部にあって、いろいろな事業を行っており、何も不自由なく育った。中学2年の時に、「家は破綻し、大阪の一等地から逃げ出さなければならなくなった」が、叔母夫婦の世話になりながら、勉強ができたので、区内のもっともいいとされる府立K高校に通った。「唯一、どうしても人前では言えず隠していたこと、それは、自分が朝鮮人であるということであった」。浪人して、I大学<sup>35</sup>に入学した。大学2年の時に「在日韓国教会青年会」の全国修養会に出るようになった。その後、神学校に通う同胞の女学生の紹介で、川崎教会に通うようになった。「川崎教会の青年会から全国の青年会で活動するようになり、私たちが人間らしく生きるには差別をし、同化を強いるこの日本社会を告発しなければならないのだと主張した」。既成の民族団体は「本国の民主化・統一によって在日朝鮮人も解放される」と言う一方、「在日同胞の受けている差別の現実と取り組もうとしないではないか」と思っていた。この頃、日立に訴訟を起こした朴鐘碩に会いに行った。

しかし、崔は韓国教会の中の青年に、「『朝鮮人として、日本社会に入りこむ(公立学校を含め)』ということは同化につながり、日立裁判は日本社会に逃げこもうとする同胞の同化現象を推し進めるものだと断定」され、「民族反逆者、同化論者のラク印をおされ、教会青年会の代表委員をリコールされた」<sup>36</sup>。崔は卒論を書き終えてからソウルに2年にわたって

---

<sup>34</sup> 「<鳳仙花>◆『共生』に尽くした李仁夏牧師◆」『東洋経済日報』2008年7月11日、(on line)、(2016年5月16日アクセス)、<[http://www.toyo-keizai.co.jp/news/hosenka/2008/post\\_275.php](http://www.toyo-keizai.co.jp/news/hosenka/2008/post_275.php)>。

<sup>35</sup> 編者紹介に国際基督教大学とある[崔・加藤2008]。

<sup>36</sup> 朴一は会長解任までの経緯を次のように説明している。「在日コリアンの立場から日本における民族的な生き方について本格的な問題提起をおこなったのは、1970年、大韓基督教青年会全国協議会の会長職にあった崔勝久氏である。彼は、大韓基督教青年会の全国大会で、在日コリアン二世・三世の民族意識の現状と将来について、おおよそつぎのような見解を述べた。

在日コリアン二世・三世のエスニック・アイデンティティ(民族意識)には、①生まれもった素朴な民族意識や、②韓国の国民というような国民意識としての民族意識に加えて、③日本人から差別されたときはじめて実感する「被差別意識の裏返しとしての民族意識」の三つのタイプが考えられるが、レイシズム(民族差別)が放置されている日本のような閉鎖的社会では、①②に代表されるノーマルな民族意識よりも、③のような被差別意識の裏返しとしてのアブノーマルなエスニック・アイデンティティが一般的になりつつある。

当時、大韓基督教青年会では、日立就職差別事件の被害者となった朴鐘碩氏への支援活動の重要性が指

留学し、そこで「在日朝鮮人こそ戦前、戦後とかけて本質的に変わることはない日本社会における抑圧される者なのであり、『植民主義的民族観』の最も典型的な犠牲者なのではないか。……〈在日朝鮮人問題〉は、在日朝鮮人だけの問題ではなく、歪められた民族観を克服して自らの、そして民族全体の自立を計るという意味で、民族全体の課題であると確信しはじめた」。日立闘争において、朴鐘碩が「4年の闘争の中で民族の主体性を求めてきた生き方が『民族全体の貴重な教訓』（東亜日報）として評価されたことは、私たちに大きな自信と喜びを与えてくれた」。その後、民族運動としての地域活動を始めたが、それは「民衆から学び、民衆と共に生きるということである」[崔 1976]と述べた。

このことについて、崔が別のところで、次のように書いている。

母国留学中、韓国の中で現実を変革しようという新しいうねりに出会った。それはスラムのなかで抑圧されてきた民衆が主体となって、地域を組織し、自分たちの権利を要求する姿であった。地域のなかの教会を中心に、牧師や学生たちが住民と一緒に人間としての自立を求める動きを見て、私は「歪められた民族観」の克服の可能性、方向性を見た。私にとっては、韓国の民主化闘争はマスコミでとりあげられる政治的スローガンやデモ、機動隊との衝突よりむしろこのような地道な地域活動と結びついている。（「個からの出発」）[崔 2008 : 54]。

### （3）裴重度

在日コリアンの声を記録する会(2013)によれば、裴は「韓国の慶尚南道」出身の両親を持ち、世田谷区下北沢で1944年に生まれた在日韓国人二世である。空襲が激しくなったために一時「群馬県桐生市」に疎開していたが、下北沢に戻り、そこで育った。叔父の紹介で「日本の小さな会社」に勤めていた時に、裴は、韓国語を習いに行っていた韓国YMCAで、川崎の桜本に住む鄭月順と知り合うことになった。鄭が通っていた川崎教会に通うようになり、そこで、「教会員の奉仕の姿に感動し、教会に惹かれていき」、76年に李仁夏牧師から洗礼を受けるようになった。鄭と「結婚して数ヶ月経った73年の春ごろ」、李仁夏から「誘われ」、金大中の秘書<sup>37</sup>となった。金が拉致された後も「しばらくは原田ビルの事務所に一人勤めて」おり、その間、日立闘争の支援事務所によく通った。「金大中先生救出委員会」などの組織が立ち上がったが、裴はこうした組織には参加しようとしなかった。74年になって、「原田ビルの事務所が閉鎖されて就職先をどう探すかと悩んでいたところ、再び李仁夏牧師から声」がかかった。李は「在日韓国人問題に関する資料を収集し情報を発信す

---

摘されていたが、崔氏のこの発言を受けて、おなじ組織のメンバーからさまざまな疑問が投げかけられるようになった。青年会のメンバーの一人であった金哲顛氏は、『崔氏は一方で差別の克服を主張しながら、在日コリアン二世・三世の民族意識が差別を通じてしか形成されないというのでは本末転倒ではないか』と指摘。このような認識のまま日立闘争を展開していくことは同化につながるとして、崔氏の考え方を痛烈に批判した。[朴一 1999 : 74-75]。

<sup>37</sup> 金大中(1995)の p.365、p.385 を参照。

る文書センターをつくろうと考えている」とのことであった。また、「日立闘争」の各地にある「支援グループ」を「勝利解散するには惜しい」として「民闘連」を立ち上げ、「民闘連の連絡事務所」ともなる「在日韓国人問題研究所」(RAIK)が日本キリスト教会館の中に設立された。妻はRAIKで「民闘連ニュースの編集と発行の一方で在日韓国人問題に関する資料の収集と分類整理に明け暮れ」るようになった。88年6月、「桜本子ども文化センター」を併設した社会教育施設である「ふれあい館」が開館することになった〔在日コリアンの声を記録する会 2013〕。

青丘社が「ふれあい館」の運営を川崎市から委託された〔川崎教会歴史編纂委員会 1997: 73〕。妻は「ふれあい館の運営に携われと説得<sup>38</sup>されレイクを辞め」〔在日コリアンの声を記録する会 2013〕、「副館長」〔川崎教会歴史編纂委員会 1997: 314〕となった。90年に館長に就任して2010年まで務め、現在は青丘社理事長である〔在日コリアンの声を記録する会 2013〕。また、妻は川崎教会の長老に86年度になった〔川崎教会歴史編纂委員会 1997: 265〕。

#### (4) 佐藤勝巳

佐藤勝巳は「表 1-1. 佐藤勝巳の経歴」<sup>39</sup>のように、1965年に日本朝鮮研究所事務局長に就任し、68年に金嬉老事件特別弁護人となり、その特別弁護人を続けながら、70年代の日立闘争では、日立就職差別裁判補佐人に就任するとともに、「朴君を囲む会」の呼びかけ人となった。日立闘争後に立ち上がった「民族差別と闘う連絡協議会(民闘連)」の全国代表を李仁夏とともに務めた。このように、在日韓国・朝鮮人と日本人が民族差別に対して共闘する市民運動のリーダーの一人であった。これについては、2章から4章で詳しく触れる。

本節では、佐藤勝巳(1991)によって、佐藤が日立闘争前後までの歩んだ道を見てみることにする。表 1-1 は、日立闘争前後までの佐藤の簡単な経歴である。

表 1-1. 佐藤勝巳の経歴

1929年	新潟県生まれ。
1950年	川崎汽船からレッドパージされる。
1956年	(約4年間の結核療養後に小売店経営) <sup>40</sup>
1957年	新潟市で民主商工会活動に参加。
1958年	在日朝鮮人の北朝鮮への帰国実現運動に参加。
1960年	日朝協会新潟支部専従事務局長。 帰国運動と日韓会談反対運動に参加。
1964年	上京、日本朝鮮研究所所員。

<sup>38</sup> 2016年8月2日に、川崎で妻重度青丘社理事長にインタビューした「聞き書き」によると、「ふれあい館の運営に携われ」と誘い、「説得」したのは李仁夏牧師であった。

<sup>39</sup> 注釈なきところは佐藤勝巳(1991)の著者紹介〔佐藤勝巳 1991: 213〕から。

<sup>40</sup> 追記〔佐藤勝巳 1991: 3〕。

1965年 日本朝鮮研究所事務局長。  
1968年 金嬉老事件特別弁護人。  
1969年 出入国管理令改正反対運動に参加。  
1970年 朴鐘碩君日立就職差別裁判補佐人。  
以後個別民族差別に反対する多くの運動に関与。  
1974年～81年 個別の入管法違反事件の救援活動。

佐藤は56年から新潟市で小売店を経営していた。日本共産党員であったので、同市の民主商工会に加盟した。そこで、渉外部長をやっていたために、総聯との窓口になった。59年12月、新潟港から北朝鮮の清津に向けて帰国船が出航する北朝鮮への帰国事業が始まった。佐藤は60年に、日朝協会の新潟支部専従事務局長と県連の事務局長を兼務することになり、64年暮に病気で倒れ、新潟市を離れるまで「帰国事業」に直接関与してきた。

64年秋、佐藤は「共産党新潟地区委員会の官僚主義などをめぐる対立があつて、体調を崩し、転地療養のため弟をたよって上京した」。そして、寺尾五郎との関係で日本朝鮮研究所に入り、65年8月、日本朝鮮研究所事務局長になった。60年代の後半に、金嬉老事件が起き、一審の特別弁護人となった。この時、佐藤と「金嬉老氏のもつ考えには大きな違いがあるということ」を知ったという。

70年、在日韓国人朴鐘碩が日立製作所から就職差別された裁判でも補佐人となり、弁護士と同じ仕事をした。一方で、「日立製作所を直接糾す運動体の世話人の一人として運動にも参加した」。これが戦後生まれの二世との最初の出会いであり、この運動を支えた在日韓国人たちも、それまでと違ってはるかに若い、ほとんどが40年代生まれであった。それに対して、「日本の企業に勤めてどうする気か」、「差別糾弾などといっているが要するに同化の運動ではないか」という日本社会への「同化傾向」に、一世たちが鋭い警戒を示して朴鐘碩へ反発した。佐藤は「世代間に大きなギャップ」の存在を知り、在日韓国・朝鮮人との交際の範囲が広がり、「総聯の相対化」と「自己の相対化」につながった。「この日立闘争は、1974年6月、裁判も運動も朴君側の全面勝利で終わった。そして朴君問題を闘った組織は、民族差別と闘う全国協議会（民闘連）に発展的に解消していった」。

一方、在日本大韓民国居留民団（以下「民団」と言う）は「日立闘争に刺激されたこともあつてか、従来の本国志向から在日の権益獲得に180度ともいえる運動方針の転換を1975年おこなった」。「総聯もまた、日立闘争が全面勝利した翌月の1974年『月刊朝鮮資料』7月号で、在日同胞の権利擁護の問題を取りあげ、日立闘争が、ネオ同化主義運動だという非難の声は、もうどこからもきかれなくなった。この日立闘争は、古い一世たちの考えを一変させた」[佐藤勝巳1991：3-12]。

#### (5) 慶応大学ベ平連



山田貴夫らが参加していた慶応大学ベ平連の1970年「入管体制粉碎 行動資料」<sup>41</sup>によって、彼らの当時の活動方針を見て行く。なお、後章で出て来る名前は、山田のほか、高浪徹夫、飯塚正良である。

まず、行動資料では、「70年4-6月闘争を経」て、「どのような闘争を要求されているのだろうか」と問いかけ、「入管体制粉碎闘争の基本的な方向性は、我々が自己の存在を対自化し、帝国主義内的存在としての自己＝日本プロレタリアートを、在日朝鮮人、中国人 etc（被抑圧民族）＝帝国主義本国内植民地人民へのブルジョアジーの抑圧・分断の攻撃＝入管体制の強化と闘う中で真のプロレタリアートとして形成し、帝国主義のアジア侵略反革命への一切の準備過程を粉碎しぬく闘いを展開し、この中へかちとるべき在日朝鮮人・中国人との統一戦線をもって、インドシナ革命を先頭にまき起っているアジアの革命闘争へ日本階級闘争を合流せしめると規定づける事ができるだろう」。「我々は去る7・7集会において、華青闘からの訣別宣言<sup>42</sup>をうけ、「我々は歴史的事実を今一度検証し、〈我々の生き方全体に関わってくる退路のない闘争として入管闘争を展開していけるかどうか、この背後の問題構造総体に対して一生かけても解決する、その構造を解体するという思想をうちたてる事ができ、そういう思想の展開としての行動を組む事ができるかどうか〉という問いに対して、実践の中で答えていく作業に着手しなければならない」としている。この行動資料には、その他に台湾留学生の劉彩品の問題<sup>43</sup>、朝鮮人高校生に対する集団暴行事件、外国人学校法案などについて記載されていた。

このように、彼らは入管闘争を階級闘争と位置付け、いかにも政治的、観念的であった。このような彼らは朴鐘碩との出会いで「困惑」し、崔勝久から「在日朝鮮人問題」に対する見方や視点が問われることになる。

そして、本節に挙げた人たちは、朴鐘碩を支援する組織「朴君を囲む会」に集結することになる。

表 1-2. 在日大韓基督教会川崎教会年表（抜粋）

1947年11月9日	東京教会諸職会が川崎在住同胞800戸部落に伝道所開設を決議する。
1948年1月	桜本地域で田永福牧師を講師に路傍伝道を行なう。東京教会からの応援の中に、李仁夏がいた。
1948年2月	居留民団事務所（5坪）を借りて主日学校開設
1951年4月23日	現教会所在地に土地128坪を購入

<sup>41</sup>K 大ベ平連「入管体制粉碎 行動資料」、1970。当時、慶応大学生としてベ平連に参加していた山田貴夫から提供。

<sup>42</sup>華僑青年闘争委員会の螞蟻は「七〇年入管闘争もまた、私たち被抑圧民族の側からの闘いで開始されていた。……『七・七蘆溝橋事件三十三周年人民大集会』が、党派の政治利用主義に流されてゆくなかで、私たちは訣別宣言をもって日本人新左翼を糾弾し、彼らの誠実な回答を待った」[螞 1971：122-123]と述べた。

<sup>43</sup> [田中 1995：23-25] に詳しい。

- 1952年1月25日 礼拝堂建築のため請負業者と契約（建坪25坪）
- 1952年8月2日 献堂式挙行（司式：尹河英牧師、式辞：呉允台牧師）
- 1959年3月19日 李仁夏牧師 本教会着任
- 1959年9月25日 李仁夏牧師就任
- 1969年4月1日 教会併設の桜本保育園開園（定員40名）
- 1969年5月 李仁夏牧師、世界教会協議会（WCC）「人種差別と闘うプログラム委員会」委員に就任（以降14年間奉仕）
- 1971年4月25日 小杉尅次講道師着任歓迎会及び結婚祝賀会開催
- 1973年10月4日 社会福祉法人青丘社、厚生省より法人認可される。
- 1973年12月23日 現在の新教会堂、入堂礼拝及び聖誕節礼拝挙行。
- 1974年2月1日 桜本保育園、川崎市の認可保育園として出発。定員70名、職員15名。
- 1974年3月24日 献堂式挙行
- 1974年6月19日 朴鐘碩氏日立就職差別裁判勝利感謝特別記念礼拝
- 1974年7月30日 川崎教会及び各団体が連合し、川崎市に「児童手当の支給」「市営住宅の入居」を求めて交渉、市は完全受け入れ実施を約束する。
- 1974年8月19日～22日 池上町にて地域子供会開催
- 1975年2月9日 児童手当受給、市営住宅入居獲得に関する地域集会。4月より在日外国人に対しても門戸開放すると市側が確答する。
- 1975年4月16日 青丘社桜本学園開設
- 1976年3月15日 第325回諸職会  
\*川崎市委託の学童保育受託のため教会堂使用を許可
- 1976年12月26日 小杉尅次牧師送別礼拝
- 1977年2月13日 川崎市要保護世帯奨学金制度外国人除外改定要求の署名運動を開始する。
- 1977年5月1日 青丘社ティーチ・イン「民族差別とは何か」開催（通算3回開催）
- 1977年11月5日 青丘社運営委員会が組織される。委員長・崔勝久理事。
- 1978年10月6日 川崎信用金庫民族差別制度撤廃勝利地域集会開催
- 1979年4月13日 ジャックス信販差別問題起こる。
- 1979年11月2日～4日 第5回民闘連全国交流集会 本教会を会場の一部として提供
- 1981年8月27日 姜博青丘社主事、指紋押捺を拒否
- 1981年12月6日 第389回諸職会  
\*小杉尅次牧師を協力牧師として招請することを決議
- 1982年3月7日 第392回諸職会。青丘社運営委員会が廃止される。
- 1982年6月20日 「川崎在日韓国・朝鮮人の教育を考える会」発足
- 1982年8月7日 李相鎬青丘社主事、指紋押捺を拒否(1988年まで裁判闘争が継続される)。

- 1982年9月30日 青少年会館設置要求統一要望書が川崎市長宛に提出される。
- 1982年10月14日 第一生命加入差別撤廃交渉始まる。
- 1983年4月13日 会館建設にむけた市民生局交渉始まる。
- 1984年6月1日 会館建設要求第二次統一要望書を市に提出、助役と面談
- 1985年2月23日 伊藤川崎市長「法も規則も人間愛を超えるものではない」として指紋押捺拒否者を告発せずと声明
- 1985年5月8日 李相鎬執事 指紋押捺拒否事件のため逮捕され3日後釈放される。
- 1985年5月 李相鎬執事逮捕の抗議をこめて指紋押捺を拒否する教会員が10数名続出し、後にその多くの人たちは起訴され、裁判の結果罰金を支払った。
- 1986年6月8日 褒重度長老将立式
- 1986年6月27日 李相鎬執事、指紋押捺拒否裁判 横浜地裁川崎支部
- 1987年11月13日 川崎市ふれあい館建設着工(地元の反対運動のため一年間延期されていた)
- 1988年6月14日 川崎市ふれあい館開館(館運営・事業が青丘社に市より委託される)。
- 1989年2月24日 天皇の死去(1/7)に伴い「恩赦」が出され指紋押捺拒否者の裁判途中にある者は免訴にされる。
- 1994年11月3日 李仁夏牧師、川崎における永年の社会福祉活動に対して「川崎市社会功劳賞」を授与される。
- 1996年3月24日 李仁夏牧師現役最後の説教(「キリスト者となって半世紀」)
- 1996年5月23日 青丘社理事会(金鴻植長老理事長退任、李仁夏元老牧師理事長就任)
- 1997年11月23日 感謝節礼拝、教会創立50周年記念式挙行、『教会50年史』発刊

## 第2章 日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による民間企業に対する民族差別撤廃運動

### 1. はじめに

在日朝鮮人の通史として岩波新書への初収録であり、その意味で画期的な著作であると、高柳俊男が評価〔高柳 2015〕した水野・文(2015)が出版された。その中で、日本社会と在日韓国・朝鮮人二世について「戦後 20 年を経てもなお、日本社会は、自らの歴史が産み落とした民族的少数者の存在を、『禍根』や『異様』としてしか見なしえず、在日朝鮮人は弛まない差別や同化への圧力に直面していた。その一方で、日韓条約は在日社会を深く切り裂いた。韓国か北朝鮮か、民族への帰属か日本人への同化か、本名か通名か、さらには組織か個人か、青年期を迎えた多くの在日二世たちは、そういう問答無用の択一的な問いの前に立たされつづけ、精神の座標軸を見失って暴走する在日朝鮮人も少なくなかった」〔水野・文 2015 : 165〕とある。「60 年代末にはすでに二世世代が在日朝鮮人の 70%を超え」〔同 : 169-170〕、「70 年代は、高度成長期に人格形成を果たした在日の戦後世代が、就職、結婚、子育てと、生活者として地域社会の現実に向き合い始めた時期」となり、「70 年代の、差別社会への新たな異議申し立ての主体となったのは、「民族」とは無縁な環境で育った若者たちであった」と指摘した〔同 : 175-176〕。

その一人が朴鐘碩であり、1970 年 12 月に、就職差別を受けたということで、「日立製作所への訴状を横浜地裁に提出し」、74 年 6 月に「朴側の全面勝訴で終わった」。朴を支援することで、「同化を助長」すると、在日大韓基督教会の青年会会長職を解かれたことがある崔勝久は「この判決を勝ちとった日立闘争を担ったのは、朴と同じような境遇の〈在日〉と、『日本人としての加害者性を自覚し始め〈在日〉の問題提起を受けとめようとする日本人青年』からなる『市民運動』であったと述べている」といい、文は『『市民』という言葉が在日の新しい主体性を表現する言葉として登場しつつあった』と評価した。また、川崎教会は、「69 年から在日と日本人の園児がともに学ぶ桜本保育園を開設し、日立裁判以降に各地で活発に取り組まれる地域活動の先鞭をつけた。崔勝久はこの川崎教会の青年会会長であり、『朴君を囲む会』の呼びかけ人の一人として参加した李仁夏牧師は、川崎教会の初代担任牧師としてこの地の宣教活動の指導的人物であった」。日立裁判以降の 70 年代では、「川崎市は、児童手当や市営住宅につづいて、教育や福祉関係の国籍条項に関する運動側の指摘や要請を受け止め、これを次々と撤廃していった。その事例は、自治体が国に先立って外国人施策を転換して政府の施策にも影響を与えるという流れをつくり出していく。桜本保育園を中心とする『青丘社』が、そういう行政差別に反対する地域活動の拠点となった」。さらに、「日立闘争以降にこうして各地に広がった地域運動の取り組みは、民族差別と闘う連絡協議会(民闘連)というネットワーク型の緩やかな連合組織によって結ばれることになった。民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され、李仁夏、佐藤勝巳

などが共同代表、事務局長には裴重度<sup>44</sup>が就いた。神奈川につづいて大阪・東京・愛知・兵庫・岡山・広島・福岡など各地で組織され、75年には第1回目の全国交流会が開催されている。そして、これらの取り組みが既存の民族団体も動かすことになり、「77年には民団中央本部も、各地の行政差別撤廃運動を支援することを目的に權益擁護特別委員会を発足」させることになった〔同：176-183〕。

ここで、文は「青丘社」が、「行政差別に反対する地域活動の拠点となった」と述べている。ところが、川崎教会・青丘社は民間企業の民族差別撤廃運動に対する拠点でもあったのである。

なお、水野・文(2015)以前にも、田中宏が「各地の支援運動は日立裁判を支える一方で、自分の足元にある具体的差別を発見し、相互に連携し、交流を深めながら、おびたしい差別の集積に挑むことになる」と日立裁判の日本社会への影響を評価し、李珍宇事件(58年)や金嬉老事件(68年)とは「異なる日本社会への問いかけだった」〔田中 1995：136,138〕と指摘している。

また、鈴木道彦(2007)は朴寿南(1963)<sup>45</sup>を読んで、李珍宇が中学を卒業した時、「日立製作所と第二精工舎は、李が朝鮮人であることを知ってその国籍ゆえに彼の就職を拒んだのである」〔鈴木 2007：81〕と述べている。そして、朴鐘碩がその日立製作所(以下「日立」という。)を訴えた日立裁判について「金嬉老裁判の間接的な影響があってこれに勝訴した朴鐘碩は、無事に入社を果たしたが、……おそらくこの問題は8年半どころか、10年でも20年でも訴え続ける必要があるのだろう」〔同：231〕と長い継続した闘いの必要性を説いていた。

先行文献では、序章で挙げた金侖貞(2007)は次のように述べた。日立闘争の勝利へのプロセスを通して、「韓国・朝鮮人自身の意識変革だけでなく日本人の認識をも変えることになる。それとともに、在日韓国・朝鮮人の生活・現実の問題に直視していくという画期的かつ基本的なスタンスを生み出し、それはこの後の地域実践へと継承されていくこととなる」〔金侖貞 2007：67〕。また、崔勝久(2008)は、「日立闘争の歴史的な意義について」として、次のように3点を述べた。①「日本社会でのタブーが破られ、国籍の違いを理由としたいかなる差別も許されないという運動がはじめられました」。②「日立闘争後は、それを担った者たちは自分の生きている現実を直視するという視点から、……地域社会での活動を始めることとなります。……そして『上からの組織運動』ではない、個人、市民レベルの運動が広がります」。③「日立闘争が、日本人と在日朝鮮人との共闘であったという点です」〔崔 2008：46-53〕。

『季刊まだん』第3号(1974年5月)では、日立就職差別裁判の74年6月19日の勝訴判決が出る前の時期に、「特集 日立就職差別裁判」が組まれた。そこでは、原告朴鐘碩が、

---

<sup>44</sup>80年10月に社会福祉法人青丘社理事、88年に川崎市ふれあい館副館長、90年に同館館長に就任した〔川崎教会歴史編纂委員会 1997：309,314〕。

<sup>45</sup>〔朴寿南 1963：251〕。

自らの生い立ち、裁判に至る経緯、裁判、現在の心境を述べていた。また、裁判の担当弁護士や支援者も寄稿していた。そして、『季刊まだん』第4号(1974年8月)で、高清一(1974)の「日立就職差別裁判の勝訴判決を得て——朴君は勝ったか?」という勝訴判決後の論考が載った。そこで、高は「この勝訴判決が、在日韓国人の間に存在する日常茶飯事的な差別事由によって得られたことの意味は在日韓国人の基本的な人権闘争、生活権擁護獲得の闘争等の民族運動に、大いなるものをもたらす足跡となったことにある。……この裁判と法廷内外での闘争を進めて来たわれわれに、全面勝訴の判決は、無言のうちに運動の正しさをさし示してくれたのであると思う」と述べた。

李仁夏(1979)は、6月19日の勝訴判決の意味について、「7月3日に、この判決が日本の裁判史において1つの判例として確定するわけです。後にこの判例はさまざまな形で武器になります。たとえば文化放送で、ある短大生の在日韓国人女性採用の問題をめぐって、似たようなケースが起こった時に、この判決文を会社に持っていくだけで充分でした。それによって文化放送は解雇を撤回して、彼女の採用を決定いたしました。これを見ても、この判決が今後1つの武器として使える判例を残したわけです」[李仁夏 1979 : 123]と述べた。また、高柳俊男(1995)は、指紋押捺反対運動に関連して、指紋制度が「1980年代に入って問題視され、あれだけ大きな拒否・留保闘争に発展したのは、1970年代以降、とくに日立就職差別裁判あたりを一つの契機として、在日朝鮮人自身の意識に変化があったからと言えよう。20代から30代の若い在日朝鮮人二・三世が、この運動を中心的に担っていたのが特徴的である」[高柳 1995 : 153]と述べた。

本論文でも、第1章第2節で、「裁判の勝利もさることながら、この闘いのプロセスで、朴君が『新井』という同化された意識から『朴』という民族的アイデンティティを勝ち取ったことも、在日同胞の若い世代の生きる方向に大きな意味をそえた」[川崎教会歴史編纂委員会 1997 : 66]、また、同章第4節で、鄭月順(1995a)は、20歳を過ぎて日立闘争を経験することになり、鄭は「"韓国人として生きて行こう。韓国人として生きてもいいんだ!"ということに運動を通して気づかされました。その時初めて人間としての叫び声をあげることができました」[鄭月順 1995a : 29]と述べている。

以上のように、先行研究等では、日立闘争・日立就職差別裁判の評価、社会的影響などの取り上げ方や内容が、その先行研究等によってまちまちである。そこで、本章では、日立闘争・日立就職差別裁判に関する記録である「朴君を囲む会(1974)」を基に、次の2点を実証的に明らかにすることを目的とする。特に、②については、単なる歴史に留まらず、今でも有効な「民族差別撤廃運動」の方法論を提示できるかもしれない。

- ①日立闘争を振り返ることによって、日立闘争が民闘連などの「民族差別撤廃運動」や社会に影響を与えたこと。
- ②日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論がその後起こった「民間企業に対する民族差別撤廃運動」においても適用されていること。

なお、①については、先行研究等でまちまちであったものを、著者なりに新たにまとめることを意味する。②については、先行研究では見当たらない。日立闘争を振り返り、日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論（以下、「経験的な方法論」という。）を仮説として抽出し、その後の民間企業にその方法が適用されていたことを明らかにする。それは日立闘争の経験によって、民族差別と闘う勝ちパターン（戦術）を獲得したことを意味する。

ところで、日立闘争の参加者、その時に川崎教会・青丘社に集った者には、74年の勝利によって「やればできる」という自信が生まれた。そして、川崎教会・青丘社が運動の拠点となり、民間企業に対する民族差別撤廃運動も動き出すことになった。78年に「ジャックス信販差別撤廃運動」及び「川崎信用金庫融資差別撤廃闘争」が「地域住民と共闘する市民運動スタイルで展開し」[川崎教会歴史編纂委員会 1997: 68]、そして、82年には「第一生命加入差別撤廃交渉」が始まることになった[同: 217]。

そこで本稿では、上述した日立闘争およびその後に川崎で起こった3件、合計4件の民間企業の民族差別に対する撤廃運動の歴史を見ていくことにする。

本章の構成は、第1節の「はじめ」に続き、第2節では、日立闘争を分析することによって、上記目的のうち、①を明らかにし、②の「経験的な方法論」を仮説として設定する。そして、川崎で起こった、第3節の川崎信用金庫民族差別事件、第4節のジャックス信販差別撤廃運動、第5節の第一生命加入差別事件の3つの「民間企業に対する民族差別撤廃運動」において、「経験的な方法論」が適用されていたことを実証する。第6節で、本章の結論としてまとめる。なお、本章は塚島順一(2016b)を基にしている。

## 2. 日立就職差別糾弾闘争

### (1) 日立的採用取消までの経緯

1973年12月21日付の「朴君を囲む会」が日立宛に提示した抗議書<sup>46</sup>によれば、日立（抗議書では「貴社」と記載。）が朴鐘碩の採用取消に至った経緯は以下の通りである。

1970年8月23日、在日朝鮮人朴鐘碩君は、貴社ソフトウェア戸塚工場の採用試験を名古屋で受験し、同9月4日「正式採用通知書」を名古屋にて受理した。そのため彼は、その当時勤務していた「ヒカリ製作所」を退職し赴任の準備をする一方、必需品として明記されていた戸籍謄本を朝鮮人であるため持参することができぬ旨、同15日戸塚工場に連絡した。貴社は、その連絡を受けた時点で彼に「採用保留」を言い渡し、翌16日に電話すると応対した。しかし、貴社が約束を破り連絡してこなかったため、朴君は、翌翌17日に再度貴社に電話をかけた。貴社は「当社では一般外国人は雇わない方針だ。最初から本当のことを書いていたら、こんなことにはならなかった」と、その時彼に解雇を宣告した。

<sup>46</sup> 〈資料1〉 [朴君を囲む会 1974: 103-106]。

## (2) 日立糾弾闘争までの経緯

朴鐘碩と慶応大学生との出会いから日立糾弾闘争までの経緯をここで示す〔朴君を囲む会 1974:59-63,69-79〕。高浪徹夫は、K（慶応<sup>47</sup>）大学の学生であった。70年9月頃から10人程度のグループ（以下「学生グループ」という。）で、渋谷等に出て「入管法・在日朝鮮人問題」のカンパや署名活動を行っていたが、10月初め頃、横浜駅に出るようになった。10月18日、「日立に就職差別されて裁判を起こす」と、朴鐘碩が横浜の学生グループに声をかけた。4、5日後に、朴鐘碩は慶応大学を訪れ、日立の解雇は差別であり、「裁判をやつて、何とか日立に入りたい」ので助けてほしいとの思いを学生グループに告げた。これに対して早速、弁護士を探すことになり、70年12月8日に裁判は提訴された。この提訴の記事を見た韓国人 C（崔勝久<sup>48</sup>）が学生グループを訪ねてきて、「君にとって、在日朝鮮人と中国人とはどう違うんですか」と質問したが、高浪は満足な答えが出て来なかった。朴の「上申書」<sup>49</sup>の原型となる「手記」と崔勝久のこの問いが結びついて、71年4月の「朴君を囲む会」の結成に繋がっていった。

しかし、「いつまで続くかわからない裁判や自分の将来に不安」となり、さらに「裁判に対する在日韓国人からの『同化裁判』という批判」などが重り、10月頃、朴はたまりかねて、「とにかく、裁判をやめるわけにはいかない。俺がやる。だから好きにやらせてくれ」と言い出した。学生グループや崔勝久は「一斉に裁判の公判対策委員会的役割からしりぞくことになった」。

「72年中続いた会の分散化状況」は、「72年9月よりの証人尋問開始」や民族差別の問題を広く訴えていくための「9・2 関東大震災—朝鮮人虐殺 50年集会」へ向けた73年3月からの準備によって解消されていった。高浪ほか事務局の数名の仲間は、川崎教会がある「朝鮮人密集地域」に移り住んだ。一方、「73年3月頃は、同時に朴が最も荒れ、すさんだ時期でもあった」。学生グループの「準備会に、彼は酒のニオイをプンプンさせながら出席をし、『お前ら、みんな点検したる。一人5分以内でしゃべれ』と『糾弾』をし、ほえまくったのである。物が飛び、『上品な』日本人はそれだけで去った」。

こうした状況を変えたのは、8月の大阪・名古屋の出張尋問であった。その中でも、学生グループに強く影響を与えたのは「被差別部落出身教師・西田秀秋氏<sup>50</sup>のすさまじい教育実践の証言」であった。その内容は「差別の現実から学び、それを大事にするということは即闘いでなければならぬこと」、「差別の現実に対面した者が、それに圧倒され、逃げ出し、振

---

47 [崔 2008 : 37]。

48 崔勝久の証言から韓国人 Cさんは崔勝久であることが分かる [朴君を囲む会 1974 : 10]。

49 「就職差別裁判上申書」 [同 : 237-260]。

50 西田秀秋の著者紹介に「1937年、兵庫県生まれ、中学卒業後70種近くの職業を転々とし、1963年、湊川高校を卒業、同年、立命館大学文学部日本史科へ入学。この間、部落解放運動に従う。現在、母校湊川高校に教師として勤務」 [福地・西田 1970 : 著者紹介] とあり、また、西田は「私はいま、部落出身教員として湊川高校に勤務していますが、私は実はかつて非行少年であったがゆえに、部落の子ら、在日朝鮮人の子らと対面するとき、己れ自身の歴史をもってしか語れない……」 [同 : 147] と述べている。



り回されようと、被差別者の側にとって、自らを差別する者に対して、闘い糾弾し抜いてゆく中にしか、生きのびる道はない。対面者が、いかに現実に学んだかということは、その差別者の糾弾にどのような質で共闘し、自力でどのような闘いを組みうるかによって検証されなければならない」ということであり、学生グループの「3年間の関わりの質に対するきびしい批判であった」。一方、朴は西田よりは、朴と同世代の同胞青年が、「法廷において、淡々と自らの生きざまを語りきっていく姿に感動し、『しんどいのは俺だけではなかった』とつぶやいていた」。

出張尋問を終えた朴は、「新宿から川崎の朝鮮人密集地域に移り住」むことになり、「目に見えて明るくなり、生気をとりもどしていった」。学生グループは、「9・2集会を終えた後、日立糾弾闘争の開始に向けて全力を傾け」、「(囲む会) 3年間の総括の場として、73年12月、日立糾弾闘争に突入していった」。

### (3) 就職差別糾弾闘争

「就職差別糾弾闘争日誌」[朴君を囲む会 1974: 81-101] から日立に対する就職差別糾弾闘争の経緯を見ていくことにする。「朴君を囲む会」は73年12月21日に日立と最初の交渉(第一回直接交渉)を行おうと、午後3時半に、「朴君を囲む会」呼びかけ人の佐藤勝巳および大沢真一郎、朴鐘碩、事務局、会員ら約50名が日立本社(東京丸ノ内)へ行き、「別室での代表者会見を主張する日立に対し、受付ロビーで」郷司労務課長、最明同係長を相手に集団交渉を開始した。抗議文を読み上げた後、次の4つの要求と5つの質問を行った<sup>51</sup>。

- ①「朴君への就職差別の事実を認め、謝罪し、不当解雇を撤回すること」、
- ②「法廷での貴社の主張が差別であることを認め、謝罪し、謝罪文を新聞紙上に掲載すること」、
- ③「朝鮮人が朝鮮人として働くことのできる職場を保障すること、そのための社内教育等、具体的な対策を明示すること」、
- ④「韓国への経済的収奪をただちに中止すること」、

の4項目を要求した。同時に、当日の段階での回答を求めて、①「朴君を不当解雇した時点で『一般外国人は採用しない』と言明したにもかかわらず、貴社は法廷においてそれを否定しているが、不当解雇の正確な経過を示されたい」、②「在日朝鮮人が『日本名』を名乗らざるをえない日本社会の現状に対し、貴社の見解を示されたい」、③「朴君が『日本名』『日本の出生地』を書いたことをもって『信頼できない人物』であると断定する根拠を示されたい」、④「貴社は、戸籍謄本が採用に不可欠であると主張しているが、事実として、全社的に応募者に要求しているのか、関西においてもそうなのかを確認されたい」、⑤「貴社の主張通りであれば、貴社が戸籍謄本を必要だとする理由と、それが差別につながらないという理由を示されたい」、の5項目を質問した。

これらに対して次回、日立側が責任ある回答をすることを確認して6時半散会した。「当日の様相」は韓国の「東洋放送」と『韓国日報』が報道した。

<sup>51</sup> 〈資料1〉[朴君を囲む会 1974: 103-106]。

74年1月4日に韓国キリスト教学生会総連盟（KSCF）が「反日救国闘争宣言」<sup>52</sup>を発表したが、その中に「日立会社の朴鐘碩氏就職差別問題など、日本内での韓国人同胞に対する差別待遇を即時中止せよ」との要求が含まれていた。

1月30日に第2回直接交渉が行われた。約70名が参加し、労務課長、同係長他3名を相手に午後2時、日立本社会議室にて交渉が開始された。前回の5項目の質問に対する日立の回答（概要）は以下の通りであった。

- ①本名・本籍という基本的条件において朴がウソをつき、相互の信頼関係を失わせた。
- ②在日朝鮮人が「日本名」を名乗らなければならない現状については個人的見解を述べても仕方がない。
- ③履歴書等に事実を書いていない。朝鮮人であることを隠したからと理解してよい。
- ④⑤戸籍謄本の提出が契約締結の要件であったが、労働省の通達で、事業所採用（新規高卒者）は現在止めている。

抗議団は、①について、「一般外国人は採用しない」と言ったという当麻発言<sup>53</sup>の録音テープをつきつけて追及し、日立側は再調査を承諾し、6時半に散会した。

3月6日の第3回直接交渉は午後2時に始まった。約100名が参加し、日立側出席者は前回同様であった。労務課長が当麻発言の録音テープを聞く前に「テープはあとで編集することだってできますからネ」といった発言に対して、抗議団は、「この発言が、朴君、朝鮮人や抗議団はウソつきだからやりかねないという差別意識から出たものであり、朴君の差別と根が同じである」と糾弾を開始した。夜9時になって労務課長が、「改めて次回冒頭に謝罪し、謝罪文の問題も含めて態度表明する」と言い、上司の参加についても「結論を出す」と確約し、9時半に散会した。

4月8日の第4回直接交渉は午後4時に開始、参加者は徐々に増えて約140名となった。日立は前回のメンバーに新美勤労部長が加わった。勤労部長は「この問題は基本的に裁判でカタをつけるのが本筋ではないか」などと「初心声明」を出した。これに対して、「何故直接に糾弾するのか」、裁判と言うけれど「日立が変わらないとしょうがない」などの抗議側からの糾弾追及があった。これに対して、勤労部長が「差別の観点からこの問題をどうのこの言われても、迷惑だ」と言った時、崔勝久<sup>54</sup>が「共産党、民青等の思想的偏向者、熱心な創価学会員は雇わない、精神、肉体異常者は雇わない、外国人も積極的に雇わない」という内容が書かれた「日立の研修会におけるマル秘文書」を投げつけた。これは、71年1月26日に行われた労務担当者研修報告書<sup>55</sup>であり、現在の勤労部長、労務課長も出席してい

---

<sup>52</sup> 〈資料2〉 [同：106-108]。

<sup>53</sup> 〈資料4〉に次のように書かれている。「当麻発言とは、1970年の提訴直前、朴君、朴君のお姉さん、囲む会のメンバーの計5人が、ソフトウェア戸塚工場勤労課主任当麻隆に面会し、解雇の理由を問い正した時の『一般外国人は雇いません』という当麻の発言を言う」 [同：115]。

<sup>54</sup> 「日立の社員の中にも運動の賛同者が現われ、私たちは日立の人事に関するマル秘文書なるものを入手していました。差別を頑強に否定する部長に対して、私（崔勝久）はマル秘文書を投げつけました」 [崔2008：42]。

<sup>55</sup> 〈資料5〉 [朴君を囲む会1974：115-116]。

た。勤労部長の表情が変わった。その後、日立側が研修会の内容と当麻発言についても本人に確認することと、次回に勤労部長が朴の上申書<sup>56</sup>に対して感想を述べることを約束し、10時過ぎに散会した。

次の交渉までの間、4月16日に韓国キリスト教長老会女信徒会ソウル連合会、4月26日～5月3日に世界キリスト教会協議会（WCC）人種差別闘争委員会、5月7日に韓国キリスト教会女性連合会がそれぞれ日立製品の不買運動を行うことなどの決議を行った。

また、5月9日に「朴君を囲む会、記者会見をして、研修会マル秘文書を暴露。日立側は『一担当者の勇み足』と抗弁」。

5月15日に「衆議院法務委員会」で公明党議員が「マル秘文書及び朴鐘碩への就職差別を追及」した。

5月17日の第5回直接交渉は3時に開始した。抗議側参加者が約200名、日立側は勤労部長、労務課長ほか新井常務取締役（人事教育部長兼任）が新しく参加して計15名となった。

冒頭、韓国キリスト教長老会女信徒会ソウル連合会の決議文<sup>57</sup>、在日大韓基督教会女伝道会の決議文<sup>58</sup>、日本キリスト協議会在日外国人の人権委員会のアピールを朗読した。

まず常務取締役、勤労部長から「日立としては、従来から多くの在日朝鮮人を雇っていることも事実であるが、この問題の深さ、重大さに、人道的立場から解決をはかりたいと思っている」と言った後、「①朴君の採用内定取消を撤回し、昭和45年9月21日付で入社したと認める、②その間の賃金、慰謝料を支払う、③採用手続きで差別につながる点は、行政指導の線に沿って再検討し、全社に徹底する」という「日立の声明」を朗読し、そして「在日朝鮮人問題への認識が不十分で、多方面に多大な迷惑をおかけしたことをおわびする」と陳謝した。

しかし、回答要求に対して、当麻発言は「本人が言っていないと言っている」、マル秘文書は「一課員の勇み足だ。会社としては遺憾に思う」、朴君に関しては「差別する意図がなかったから、会社としては差別したと考えていない」と発言した。これに対して、抗議団は追及を開始した。交渉の途中、日立側は、73年1月現在「計11名（内女性5名）」の朝鮮人を雇っていることを報告したが、先ず「3年間日立が朴君にしてきたことは差別であったことを認める旨」を第一確認書<sup>59</sup>として残すことに両者合意し、新井常務、朴鐘碩、佐藤呼びかけ人が署名した。「期せずして場内から拍手がおこる」。

9時半に追及を再開し、「日立としては在日朝鮮人に対して差別をして」いたことを認める第二確認書<sup>60</sup>にも署名と捺印が行なわれた。「朴個人でなく、在日韓国・朝鮮人全体に対して差別していたことを認めたのだから、今度は、場内に涙と笑みがある。大企業が朝鮮人

---

<sup>56</sup> [同：237-260]。

<sup>57</sup> 〈資料6〉 [同：16-117]。

<sup>58</sup> 〈資料7〉 [同：117-118]。

<sup>59</sup> 〈資料8〉 [同：118-119]。

<sup>60</sup> 〈資料9〉 [同：119]。

に面と向かって、公の席で謝罪したのは、まちがいなく史上最初だ。朝鮮人のおばちゃんが泣いている」。11時半に散会した。

あくる日の5月18日に「昨日の模様」が日本の新聞や韓国の新聞に報道された。

5月27日に「5・27日立糾弾大集会」（日比谷公会堂）を開催、全国から800名が参加した。次にデモに移り、「日立本社に到着後、約400名が8階に上がって、第6回直接交渉に向かう。会議室には約半数の人々しかはいり切れず、残り半分の参加者は廊下に坐り込む」。日立側の出席者は前回通りであり、日立側から以下の回答があった。

朴君の地位は正社員、勤務先はソフトウェア戸塚工場という説明があったのに続いて、第二確認書にある「具体的な措置をとる」という確約の内容を、①本人の能力・適正・仕事に対する意欲・協調性の観点からだけ（で）<sup>61</sup>採否を決める、②提出書類は統一応募用紙にする、③戸籍謄本・抄本の提出は求めない、④面接にあたっては差別につながる質問はしない、⑤人事担当者に対し、本件の理解を深め、行政指導の内容を周知徹底させるべく、社内教育を行ない、採用手続きの改善を計る、というように採用方針を改める。

第二確認書にある「具体的な措置」については「タテマエをくり返す」だけであった。「日立に再回答の確約」をとり、11時10分に解散した。

6月11日に、6月17日は団体交渉ではなく代表5人なら会う、また本社ではなく、亀戸工場で一時間に限り面会するとの「申入書」が日立から佐藤呼びかけ人宛に送付されてきた。

6月17日、抗議団は「前回方針通り」、本社へ参加者250名が行くが本社はロックアウトの状態であったので、代表としてではなく、抗議団として亀戸に5名を送った。そこで、新井常務ほかに会って口頭で抗議し、「抗議ならびに要求書」<sup>62</sup>を手渡した。

6月19日に朴鐘碩就職差別裁判の判決があり、「原告側の主張をほぼ全面的に認めた」。

7月3日に日立は控訴を断念し、判決が確定した。「訴訟代理人（弁護士）を通じて、日立との折衝が続けられる」。

8月27日に、日立と「朴君を囲む会」が「合意書」ならびに「合意書に関する了解事項」<sup>63</sup>に調印した。

9月2日に朴は日立に入社し、日立ソフトウェア戸塚工場のソフトウェア部員となった。

日立闘争から見えた運動の形成過程や方法論を以下にまとめる。各項目については、「I〈座談会〉日立糾弾のあゆみ」[同：3-57]の中から補足として抽出して記載する。

・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉

---

<sup>61</sup> 「(で)」は著者が挿入。

<sup>62</sup> 〈資料11〉[同：121-122]。

<sup>63</sup> 〈資料12〉[同：122-125]。

「朴君を囲む会」は、呼びかけ人も事務局も日本人 5 人と朝鮮人 2 人で構成され、「月 200 円の会費で個人加盟の会員をつのり」、「会報」や「玄海灘」を発行していた。

「日本人と韓国人との間の共同闘争」がうまくいった理由は、「朴君の変化」と運動を担った人たちが「日本の政治党派」に属さず、韓国人側も「既成の団体」に入らず、「個人単位で参加」したことが「運動を今日までひっぱってこれた要因」である。「政治党派に属していると、その党派の論理のワクの中に当事者をはめこんでいき、その党派の主張に従属させる」。資金面では「朴君を囲む会」が数 100 万円を集めた。

- ・経験がある先輩格が参加

日立糾弾は当初は事務局レベルの話であったが、「まあ子供ばかりではまずいから大人も呼ぼうかと」、佐藤勝巳や李仁夏の参加を乞うた。佐藤が「矢面にたっていた」と言っているので、佐藤が抗議団を引っ張っていたことが分かる。佐藤は、日立が「民族差別がないと思う」というと、『『ない』とすれば『何故ないのか、いえ』『何を根拠にしないというのか、まずそれを聞かせろ』という喰いつき方をしてきたわけですから、むこうが『ない』といたからには、根拠を示さなければいけないわけです。根拠を示さずに『ない』というわけにはいきませんか』と交渉術を語った。

- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった

川崎教会の青年会責任者の崔が朴の問題を教会に持ち込んだ。そして、川崎教会について、李は「結局、韓国のキリスト者が今日、国の民主化のため闘っているという現実も、まさに教会の中における一つの転換を意味しているわけなんです。それが私の教会の場合には、とくにこの朴君を契機として、民族が日本において差別され、抑圧されているという状況をどうして打開するかという問題として基本にすえた」と言った。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

李は世界キリスト教協議会（WCC）の“人種差別と闘う委員会”副委員長をやっていて、4 月末のオランダの世界協議会で日立製品の不買運動を訴えて受け容れられた。そのことを関西で新聞記者に発表したところ、「朝日新聞」の関西版に記事が載った。また、WCC が 450 万円を援助した。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

佐藤は「日本の中で当事者同士がああいう形で確認書を交わしたというのは、初めて」であると言った。

- ・具体的証拠を持って交渉する

第 3 回目交渉の頃から、交渉団は綿密な作戦を立てていた。第 4 回目の交渉では、事前の打合わせ通り、高浪がマル秘文書に書いてある内容を新美部長に「日立は、思想・信仰によって採用しないことがあるのではないかと、宗教による差別があるのではないかと、身体障害者をとらないのではないかと」全部確認をとった。日立側は「そんなことありません」と否定したが、佐藤の隣に坐っていた崔がいきなり立ち上がって「これは何だ!!」と行ってマル秘文書を出した。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

団体交渉を行っただけで、ロックアウト時も物理的に破壊することなどは行わなかった。

次に日立闘争が「民族差別撤廃運動」や社会に与えた影響を考察してみる。

- ・在日韓国・朝鮮人に「やればできる」という自信と希望を与えた

崔によれば、韓国人部会が5月27日以降にできた。日立への直接交渉を通じて、在日朝鮮人が「いっちゃいけないものだ、あるいはいっても仕方のないものだ」から、「それをいうことは正当なことであり、正しくないことや、差別に対しては徹底していることが正しいことなのだ」と変り、同時に「やればできる」と感じるようになった。

そして、李は「教会青年の内にあった指導者のリコール運動以来、これはやはり結果的に同化につながるのではないかという危惧がある意味で乗り越えられていくという面が出てきた」と言った。

- ・今後の闘争の方向性と拮がりが見えた

李は「一つ一つの勝利をかちとっていくことの中で、もっともっと目覚めの運動が広がっていくという大衆運動に結びつけていくのかという、戦略の問題だ」と言った。

高浪によれば、「川崎で児童手当の問題が出された」。「川崎の市職の青年部の人たちが、それは絶対やる!」と言い、李は「これが川崎で限定されずに、大阪などで連鎖的に起こっている」と、運動の広がりを指摘した。

崔は「.....生活のレベルで声を出すことによって、必ず勝てるということで、今度はこれを契機にしてもっとぼくたちは声を出さなければならないでしょうね」と言い、佐藤は『ヨシ、これならばイケるぞ』というヨミができるし、確信がある」と、それぞれ運動への自信を示した。

佐藤は「イデオロギーから現実を解釈していくというやり方を変えない限り、運動は絶対に進まない、あくまでも現実から出発するんだということが大切だ」と思うと現実からの出発の重要性を指摘した。

崔は「ぼくたちは、民族運動としての地域活動を地道にやっていきたいと思っている」と実践としての地域活動の必要性を示した。

- ・日本人と在日韓国・朝鮮人との間の深い交流によって、彼らの間に連帯ができた

崔は、日本人の中で、「その核となった4人がそのまま残って、最初在日朝鮮人問題をやるといっていたのが、自分の生き方—卒業のあとのあり方等をそれぞれ模索してきている」、「ぼくらはこの2、3年徹底して日本人を糾弾する、それを受けて日本人は黙ってしまうということがあった」、そして崔在日朝鮮人も「主体性やあり方」など「自分の生き方を逆に問われてくる」、そして「それぞれの利用主義ではなく」、「お互いの自分がおかれている状況の中で生きざまをぶつけ合う」ところでしか連帯というのはない」と言った。

- ・日立裁判・日立闘争の過程と結果が情報として企業社会に浸透していった

佐藤は一例を紹介している。外国資本の石油会社の就職に合格した短大の女学生が、会社の調べで朝鮮籍であることが分かった。彼女は、朴同様に日本名を名のり、本籍地に日本の出生地を書いていた。そこで、短大の就職指導の先生と彼女で会社に説明しに出向いたところ、朴の事件を会社も知っていた。会社は「朴君の判決を取り寄せていろいろ検討したらしく、そのまま彼女は採用となった。その先生は日立と確認書をかわした5月17日の第5回直接交渉に参加していた。

### 3. 川崎信用金庫民族差別事件

加藤晴子(1978)によって「川崎信用金庫民族差別事件」を見ていくことにする。

川崎市に住む在日韓国人 B 氏は、1978年3月6日、川崎信用金庫大島支店に100万円のパーソナルローンを申し込んだが、即答を得られず、2日後、国籍のみを理由に融資を断られた。B 氏はその時理由を問い糺し、収入、家族構成、年齢、勤務年数、居住歴、金庫の利用度など、国籍以外に一切問題ないことを確認している。

B<sup>64</sup>は以前から同信用金庫「川信」の定期預金者だったが、預金については国籍による差別はなかった。B は、「この問題を青丘社（川崎桜本学園・保育園）と在日同胞の人権を守る会の合同合宿で提起した」。「B 氏以外に国籍を理由に融資を断られた例がいくつもあり」、「在日韓国・朝鮮人が屈辱と諦めのうちに差別を許し、日本人が差別を見てみぬふりをして過ごしてしまえば、差別に負けない、許さない主体の確立もめざせないし、更なる差別を生み出す土壌を作ることにもなるという認識に立って」、「青丘社に集まる青年やオモニを中心にこの問題を徹底的に糾明し、『川信』の民族差別に対する抗議行動を起こすため、3月23日『川崎信用金庫の民族差別を糾す会』（代表・李仁夏大韓基督教会川崎教会牧師）が結成された」。

3月30日に川信から B に「窓口担当者の勘違いであった」と、融資の決定を伝えた。3月31日に「『糾す会』約50名は、川信大島支店に抗議に行った」。その時の話し合いで、川信は「パーソナルローンには国籍条項はなく、住宅ローンと間違えた」、住宅ローンは「損保会社（日新火災・千代田火災）から朝鮮人の融資はダメだと言われている」と述べた。4月7日、「『糾す会』と地域の住民約80名が川信側から6名、損保会社2名」と交渉を行った。川信はここで「パーソナルローンには住民票が必要だが、B 氏は外国人で住民票がないために断った」と、先の説明とは違っていた。「糾す会」は以下の5項目の要求を提出した。

一 窓口がパーソナルローンと住宅ローンとを見まちがえたとする住宅ローンの取扱

---

64 「川崎信用金庫融資差別事件が起こったのは、4年後の（昭和）53年春。同区（川崎区）浜町に住む裴重度（ペェ・チュンド）が『パーソナル・ローン』を申し込んで断られたことに端を発した」[神奈川新聞社社会部 1985：184]。

- 要項と、損保会社との間でかわした覚え書を見せよ
- 二 川信及び損保会社は住宅ローンの国籍条項を撤廃せよ
  - 三 川信は民族差別を犯したことを認め謝罪せよ
  - 四 川信の差別体質の根幹である内部規約を見せよ
  - 五 パーソナルローンのパンフレットの中に在日韓国・朝鮮人にも融資できる旨明記せよ

4月中旬に3回目の交渉を持つことになったが、その後、「川信は態度を変化させ」、「一内規は見せられない 二 民族差別をしたとは思わない 三 謝罪するつもりはない」と電話で表明し、話し合いを断った。各地からは「川信に対する抗議文」（例えば、「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」から）が送られてきた。

川信は、「糾す会」との話し合いを拒否したまま、朝日新聞の取材に対して、「差別的に融資を断ったケースがあることは認める。今後は前向きに融資していきたい」「住宅ローンの国籍条項の検討のための交渉中断」（朝日新聞川崎版 5月18日付）と、「『糾す会』に対するとは異なった見解を述べた」。「『糾す会』は益々怒りを強めた」。

「『糾す会』は5月下旬、約5000枚の抗議のビラを川崎駅頭や桜本地域で配布し、5月31日、本店に抗議行動を行なった」。店内外でビラを配り、シュプレヒコールし、抗議文を読み上げた。3時過ぎには、坐り込みに入った。9時間に及んだ午後10時、「役員と糾す会との話し合いの場を設定する」との川信の約束を文書で交わした〔加藤晴子 1978：39-44〕。

その後の経過について佐藤勝巳(1978a)が以下のように報告している。

5月31日の後、川信理事者と「糾す会」の代表数名は数回の話し合いをもった。10月6日、「次の趣旨の確認書がかわされた。

- (1) パーソナルローンについては民族差別であり、関係者に謝罪する。
- (2) 従来の両者の対立は、本件に対する川信側の基本認識に誤りがあり、混乱の責任は川信にあったことを認め遺憾の意を表明する。
- (3) ①パーソナルローンは、在日韓国・朝鮮人も貸付けを行なう。②住宅ローンは、保証保険によらない独自の融資方法を検討する。③確認書の趣旨にそって社内教育を行なう、というものである」。

「このように金融機関が民族差別を認めたのは全国で最初」であった。また、川信の件を受けて、10月16日の『日本金融通信』に日本損保協会の見解として「外国人に対する保障拒否の根拠を問い直し、打開の道を検討したい」と掲載された。そして最後に、佐藤は「民族差別は、具体的なことを通じ、一つ一つ忍耐強く闘うことで全体が変わってゆくのだということを改めて教えられた」と締めくくった〔佐藤勝巳 1978a：1〕。

本民族差別撤廃運動を日立闘争で整理した項目別で見えていくと次のようになる。



- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉  
青丘社に集まる青年やオモニを中心に「川崎信用金庫の民族差別を糾す会」を結成、川信と団体交渉した。
- ・経験がある先輩格が参加  
川崎教会の李仁夏が「糾す会」の代表となり、日立闘争を経験した（あるいは近くで見ていた）であろう人々が交渉に参加した。
- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった  
川崎教会李仁夏牧師と青丘社に集まる青年やオモニが中心となった。
- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した  
川信が「糾す会」との話し合いを拒否した中で、川信を取材した『朝日新聞』の記事は運動に刺激を与えた。
- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す  
「役員と糾す会との話し合いの場を設定する」との川信の約束を文書で交わした。後日、川信と「糾す会」との間に確認書が交わされた。
- ・具体的証拠を持って交渉する  
「融資を断られた」という事実を持って団体交渉を行った。
- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する  
店内外でビラを配り、シュプレヒコールし、抗議文を読み上げ、坐り込みを行ったが、暴力や破壊行為は見られない。

#### 4. ジャックス信販差別撤廃運動

李仁夏(1987)から、ジャックス信販差別撤廃運動を見ていくことにする。株式会社ジャックス（以下「ジャックス」という。）が在日韓国人の婦人 R に対してクレジット利用を断った経緯は以下の通りである。

78年11月、川崎の戸手に住む在日韓国人の婦人 R さんが、同胞数人と新聞のチラシをみて、ある会社の展示即売会に出かけ、健康磁気ふとんを購入した。金額の張る物品だったので、月賦を利用することになった。その際、販売店は信販会社とタイアップして、そのクレジットのシステムを利用することになる。そのときの契約が信販会社の大手で、業界第3位、資本金30億円、年商2400億円の株式会社「ジャックス」との間に交わされた。申し込みが済んで、Rさんの銀行口座も自動払い込みのため知らされた。ところが確認の電話の段階で Rさんが韓国籍であることが知らされると、即座に、外国人は利用できないといわれ、いろんな抗議のやりとりの後で再考を約したが、もう一度電話で、最終的に断われた。

Rの夫は収入も確かであり、アパートを所有し、支払いに問題はない。夫は戦前から日本

に住み、日本の永住許可を持っている。R は戦後韓国から嫁ぎ、韓国名を名乗っている。R は近所の日本キリスト教団川崎戸手伝道所の関田寛雄牧師を訪ねて相談した。関田はその場で「『ジャックス』社の取った行為が民族差別であり、これは日本人として恥ずかしいことであると抗議した」。ジャックスの横浜支店長と商品販売会社の責任者が R に謝罪し、クレジットは利用できないが、商品は月賦払いで商品販売会社が徴収すると告げた。R は「クレジットが利用できない原則がある以上、在日韓国人は信用できないという対応だから、R さん一人の問題でなくなるとして、その提案を拒否した」。

関田に紹介されて、R は李が牧師をしている川崎教会に 1 月下旬を訪ねた。R の話を教会の婦人会、「桜本保育園の卒園児と在園児のお母さんたちの組織『在日同胞の子供の教育を考えるオモニ（お母さん）の会』」にも聞いてもらい、オモニたちと一緒に考えているところ、「R さんの突き当たった壁は、在日韓国・朝鮮人が日常的に経験している日本社会の不条理だから、何としても正されなくてはならない」ということになった。

4 月に入り、R を中心にして、在日韓国・朝鮮人のオモニたちに「その不条理を克服しようとする」日本人の婦人たちも加わって、ジャックスと公式な話し合いを行った。会社の窓口であったジャックスの「横浜支店長も問題の深刻なことに気づき、本社に向かって、オモニたちと一緒に要望書を提出するようになった」。その内容は、R だけでなく、「外国人は利用できないという国籍条項によって、外国人の 90 パーセントを占める在日韓国・朝鮮人及び中国人に対する民族差別を認め、謝罪し、国籍条項を撤廃し、他の信販会社にも働きかけて、差別条項を撤廃するよ」ということであった。

このことは 6 月 7 日の朝日新聞で全国的に報道された。その翌日に、ジャックスとの第 2 回の公式交渉を行った。その結果、「外国人除外規定を削除し、一般の与信基準（クレジット利用の可否を決める、居住歴、収入等の基準）に基づき取り扱いをするという約束」を得た。「約 2 時間半の激論の末」、ジャックスは「外国人除外規定が結果として、民族差別であったことを認識して謝罪をする確認書に署名をし」、口頭で「全国 90 以上の信販会社が同じようにもっている外国人除外規定撤廃について働きかける約束を」した [李仁夏 1987 : 58-60] <sup>65</sup>。

本民族差別撤廃運動を日立闘争で整理した項目別で見ると次のようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉

R と在日韓国・朝鮮人のオモニたちや日本人の婦人たちが不条理を克服しようと交渉に参加した。

- ・経験がある先輩格が参加

事件当事者である R が川崎教会（李仁夏牧師）を訪ね、相談。日立闘争を経験した（あるいは近くで見ていた）であろう婦人が R とともに交渉に参加した。

- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった

---

<sup>65</sup>掲載紙『聖書と教会』1979 年 8 月号。

川崎教会の婦人会と、青丘社が運営する桜本保育園のオモニたちが運動を引っ張った。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

第1回目の交渉が朝日新聞で全国的に報道され、翌日に第2回の公式交渉を行った。川崎戸手伝道所と川崎教会が連携した。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

外国人除外規定が結果として民族差別であったことを認識して謝罪する確認書を取った。

- ・具体的証拠を持って交渉する

「クレジット利用を断られた」という事実を持って団体交渉を行った。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

ジャックスと公式な話し合いを行い、問題の解決を図った。

## 5. 第一生命加入差別事件

高博は在日韓国・朝鮮人の多い桜本に住んでいた。中学時代の同級生には10何人の朝鮮人生徒がいて、ほとんどが日本名であった。高がその後就職した職場で生命保険に加入しようとして起こった「第一生命加入差別事件」を民族差別と関する連絡協議会(1983a)により、ここで見ていくことにする。事件の起こりは以下の通りである。

- ・1982年10月1日 高博君の会社の同僚S君（日本人）、第一生命の保険に加入。
- ・10月4日 高君は第一生命勧誘員から、加入の勧誘を受け応じる。申込書に記入、第1回充当金を支払う。その時高君が韓国人だとわかると、「外国人の方は別の書類を書かなければならない。」と勧誘員は言い、さらにその後の電話で、「外登（外国人登録証明書）のナンバーと本名の読み方（父親・本人）を教えてください。」と連絡してきた。高君は自分の番号だけ教え、アボジ（父親）の分は翌日（5日）、電話で伝えた。
- ・10月6日 高君に勧誘員から電話「日曜日に調査員がいく。」……高君がなぜ事前調査が必要なのかをたずねると、その後小杉営業部の白川副長から電話があり、「外国人は事前調査をしなければならない。が、理由はわからないので、本社の契約第一選択課にきいてほしい。」といった。その為高君は契約第一選択課に電話したが、そこもよくわからないと対応されたので、理由を調べてほしいと依頼、早急に答えを出すとの返事を受けた。その後、再度白川副長から電話があり、高君の事前調査をしなければどうなるのか、という質問に対し、「もしそうなれば契約が成立しないので、お金はお返しします。」と答えている。

これに対して10月14日、高と青丘社の1人が第一生命小杉支社を訪問し、「①外登のナンバー（本人と父親）を要求した理由、②事前調査をする理由とその内容はどういうものか、という二点について、会社側の回答を要求した」。

10月18日に第一生命の小杉支社と横浜支社それぞれ一名が、青丘社に来て、上記①につ

いての回答は、「従来は外登の写しを提出させていたが昨年からはナンバーの確認に切りかえた」、②については、「調査内容は『永住の意志』『帰国の可能性』『日本語の能力の確認』であると答えたが、根拠については契約第一選択課でなければわからない」と回答した。高側が事前調査は「勧誘員との対応の中ではないのか、事前調査をする必要はあるのかと指摘し」、「以上のことを責任のある回答が出せる人物の出席を要求した」。

10月20日に青丘社において第一回確認会を実施することになり、第一生命は契約第一選択課、保険相談室長、契約第二選択課からの3名が出席し、高側からは29名が参加した。第一生命から、『外国人だけ別にとる書類』＝念書は、『日本国外への移住のため出国した時解約されても異議のないこと。』、「事前調査の対象としても、外国人はハイランクに位置づけられている社内規定がある」との説明があった。

11月11日に第二回確認会（青丘社）があり、第一生命側から前回と同じ3名、高側は高を含めて23名が参加した。前回の確認後、「①外国人に対する制度の見直し、念書制度・事前調査の成立過程・根拠を示せ！ ②社員の対応に関する会社側の見解、③問題の所在に関する会社側の見解」について話し合いを行った。①では、念書に関して「移住の際の解約については削除する」などと第一生命側は答えた。これに対して高側は、「念書には本名と通名が記載され」、「一般の外国人を対象に想定したものではなく、むしろ在日韓国・朝鮮人を射程にいたした差別制度」であると指摘した。②では「事務手続に関してはきめこまかい配慮が必要」、③では「高君に対して不快な思いをさせて謝罪する」との回答があった。これらについて高側は、「会社側のこれからの姿勢について回答を要求した」。

11月25日に高あてに第一生命から回答書があった。

12月7日に第三回確認会（青丘社）があり、第一生命側から前回と同じ3名、高側は24名が参加した。11月25日の回答書では、「念書に関しては保険金の受取人の問題はあるが一本化に向けて協議すると回答したので大筋高君側と合意した」。「事前調査に関しては、勧誘員と社員の二重の調査であるという高君側からの指摘を受け廃止するとの回答があった」。

12月14日に高側の代表五人と第一生命との話し合いを青丘社で行った。回答書の「日本人同様の制度にする」という表現に対し、「日本人への同化と差別撤廃とは違う」との指摘が朝鮮人メンバーからあり、訂正を行った。「他の生命保険会社」の問題と、第一生命の「謝罪文」については今後協議することになった。これを受けて高は正式に保険に加入した。

83年2月15日、第4回確認会（最終）が青丘社であり、第一生命側から3名、高側は23名が参加した。確認書に双方が署名した。その主な内容は、第一生命の「事務制度内容とその運営の両面において高様を差別」した。「事務制度運営において、このような事件をひき起こしたことを民族差別として重大に受止め、あらためて制度そのものを見直した」。そして、「外国人念書を撤廃するとともに、外国人であることを理由としての成立前のご確認をなくすよう制度の改善を実施」することであった。

また、第一生命は生命保険業界への対応について第一生命が「リーダーシップをとって説

明することを約束」し、「社内の研修も周知徹底することを確認した」。次に各保険会社宛の「要望書・質問状を採択した」。「要望書の内容は事実経過と他社における念書と事前調査の有無とその理由、民族差別の問題の認識を問うたもので、要望書は生命保険協会を通して、確認会参加者一同と青丘社も参加している民族差別と闘う連絡協議会の名前で、後日各社に送られた」。

6月17日に「社内向け研修として、第一生命本社にて、青丘社・桜本保育園園長の李仁夏氏の講演会が行なわれた」。管理職対象で100名程度が参加した。

その時、青丘社・桜本保育園主事<sup>66</sup>だった李相鎬は「第一生命の闘いをふりかえって」、次のように評価した。

- ・高博は「民族差別と闘う地域活動の実践に取り組んでいる青丘社に相談し、第一生命をただすためにともに闘うことと」なった。
- ・「第一生命および生命保険協会を通じて、各社に差別制度の撤廃を促すと同時に、各保険会社に質問事項を提出したところ、外資系を除くほとんどの会社が、事前調査と外国人念書の制度を維持していたことが分かった。」
- ・『『外国人＝韓国・朝鮮人だからしかたがない』（敗北意識）、『ある程度は、がまんしなはいといけない。ここは日本だから。』（よそ者意識) というあきらめをもつことが多いのである。まさに、この敗北意識、よそ者意識と日本社会に蔓延する排外意識がミックスされて、生命保険業界においても差別制度が温存され続けてきたのである。』
- ・在日三世である20才前の青年高博は「第一生命に対して疑問をぶつけ、ついには彼の行動に共感する者を創りだし、10代、20代の在日韓国・朝鮮人と日本人の青年たちだけでやりきったのである。」「彼の感性と行動は、まさに、これからの在日韓国・朝鮮人三世の闘いを見るようである。」

本民族差別闘争を日立闘争で整理した項目別で見えていくと次のようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉  
事件の当事者である高博が青丘社に相談し、高に共感した在日韓国・朝鮮人と日本人の青年20数名が団体交渉した。
- ・経験がある先輩格が参加  
青丘社の一人が支援した。確認書に記名捺印（後述）した川崎教会牧師李仁夏は「民族差別と闘う連絡協議会」全国代表であり、日立闘争では「朴君を囲む会」呼びかけ人の一人であった<sup>67</sup>。
- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった  
「青丘社は民族差別と闘う地域活動の実践に取り組んでいる」支援組織と位置づけが明

<sup>66</sup>李相鎬の青丘社・桜本保育園主事の在籍期間は81年10月から89年3月31日まで〔川崎教会歴史編纂委員会1997：311〕。

<sup>67</sup>川崎教会牧師李仁夏は1975年5月から1993年3月まで「民族差別と闘う連絡協議会」全国代表〔李仁夏2006：228〕。

確化した。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

確認会を開催する間、82年12月9日の『神奈川新聞』に「保険加入にも民族差別」との題名で記事となった。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

合意事項を確認書とした。記名は第一生命保険相互会社契約選択部長、高博、そして民族差別と闘う連絡協議会李仁夏となっている。また、保険会社への要望書とそれに対する各社の回答が資料として残っている。

- ・具体的証拠を持って交渉する

本名と通称名の欄がある第一生命宛の念書のフォーマットが交渉材料の一つであった。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

青丘社での団体交渉（話し合い）で問題を解決した。

## 6. 結論

日立製作所の就職差別撤廃闘争に始まり、川崎信用金庫（関係先として日本損保協会）の融資差別、ジャックスの信販差別、第一生命（関係先として生命保険協会）の運用・制度差別と、製造業、金融機関、信販会社、生命保険会社で起こった4件の在日韓国・朝鮮人に対する民族差別事件において、いずれも川崎教会・青丘社が民族差別撤廃運動の拠点となっていた。1982年に起こった「第一生命加入差別事件」では、直接当事者が青丘社に相談に来るようになり、「民族差別と闘う地域活動の実践に取り組んでいる青丘社」という位置づけを示す事例となった。

「1. はじめ」で設定した本稿の目的に沿って、4件の民族差別撤廃運動から得られた結論は次の通りである。

### ①日立闘争が民闘連などの「民族差別撤廃運動」や社会に与えた影響

すでに第2節で本「影響」については議論した。ここでは、別の角度から「影響」を検討したい。

民闘連の代表であった川崎教会の李仁夏牧師は民闘連の著作で、「1975年、各地で日立就職差別を闘った仲間たちの第一回交流会をもつことになり、今年（1982年）は川崎市で『民闘連』第15回全国交流会をもつにいたった」。「『民闘連』は形式的には確たる組織体ではない。民族差別と闘う市民運動体であって、現在も『連絡協議会』のかたちを保持している」。そして、民闘連へ「参加する者は、次に掲げる大枠の”3原則”を共有して」いるとして、次のように述べている [民族差別と闘う連絡協議会 1989 : 7-8]。

一、在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。

二、在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。

### 三、在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと。

これら 3 原則と第 2 節ですでに考察した結果とを対比すると、一については、日立闘争の参加者から「現実からの出発の重要性」や「実践としての地域活動の必要性」が提示されていた。二については、「これが川崎で限定されずに、大阪などで連鎖的に起こっている」、「児童手当の問題」で「川崎の市職の青年部の人たちが、それは絶対やる!」といった運動の広がり指摘しているとともに、日立闘争で闘った川崎教会・青丘社の関係者が民闘連の代表や事務局長を努めることによって、民闘連の活動を彼らが自ら主導するようになっていた。三については、「日本人と在日韓国・朝鮮人との間の深い交流によって、彼らの間に連帯ができた」とあるように、日立闘争で在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘がすでに実現していた。以上のように、民闘連の“3 原則”は日立闘争ですでに体験的に示されていた。

その他の影響としては、「在日韓国・朝鮮人に『やればできる』という自信と希望を与えた」ことが先ず挙げられる。そして文京洙が指摘したように、日立闘争後の数々の「民族差別と闘う」取り組みが既存の民族団体をも動かすことになった。また、「日立裁判・日立闘争の過程と結果が情報として企業社会に浸透していった」ことについては、短大の朝鮮籍女学生の就職に影響を与えたことを一例として挙げられていた。しかしながら、本稿で取り上げた日立以外の民間企業 3 社に日立闘争・裁判がどのように影響したかは明らかでない。

### ②日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論

本稿で取り上げた、日立闘争の後に起こった 3 件の民間企業の民族差別事件において、日立闘争の経験によって会得した「民族差別撤廃運動」の経験的な方法論が同じように適用されていたことを第 3 節から第 5 節において実証したと考えている。これはある意味で、民間企業に対する「民族差別撤廃運動」の方法論として、今でも有効であるかもしれない。

### 第3章 民闘連の結成および民闘連運動の発展 ——70年代の川崎を中心に——

#### 1. はじめに

裴重度は、2015年11月22日に開催された「兵庫在日外国人 인권協会設立40周年記念集会」において記念講演〔裴2016〕を行った。そこで、裴は次のように述べた。

日立闘争を支援するグループが仙台、東京、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡などで組織されたが、日立闘争に勝利した後、これらの「支援グループを解散させてしまうのは惜しい」ということになり「民族差別と闘う連絡協議会」（以下「民闘連」という）という緩やかな連合体として、「1975年に民闘連が組織化されていった」。何回かの話し合いを経て「“実践・交流・共闘”の三原則だけでいい」、「来るのもよし、去るのもよし、この指とまれ方式で、民闘連は始まった」。事務局は在日韓国人問題研究所（RAIK）<sup>68</sup>に置き、裴は「民闘連ニュース」の発行などの仕事をしていた。

民闘連の代表者会議の中の議論はタブーなしで行った。結局実践としては、「地域の生活のなかに存在している民族差別」をなくすために、どう具体的に取り組むのかに集約された。政治的な事柄は民団や総連があるなかで、地域に混乱をもたらさだろうということで、「実践を通して問題が検証される」ということが民闘連に根付いた。

行政差別の問題に、民闘連はいち早く取り組んだが、尼崎市の児童手当の問題もそうであった。1975年5月の「あの有名な尼崎の徹夜交渉」にも参加した。その後、「市民運動が火を点けた行政差別撤廃闘争というものを民団が取り込むという形で、一挙に広まっていった」。行政差別撤廃闘争で実績が積み上げられる中で、「もうこれしかないだろうという問題であったのが、指紋押捺制度の問題だった」〔裴2016：13-15〕。

民闘連の実践の中で、川崎において、在日の学生が「民族運動」に参加するためにやって来たら、「中学生や小学生を集めて勉強を教える」というような「福祉の運動」であるので、「これが民族運動かと失望し消耗し、離れていった同胞の青年」も多くいた。運動の初期には、「運動の世界では、朝鮮人が上で、日本人が下である、つまり朝鮮人がやっている実践を日本人がサポートする」という在日韓国・朝鮮人と日本人との関係があり、このような「関係や運動の質」をめぐる、「佐藤勝巳氏が運動から離れていったのも、結局そういうところに原因のひとつがあるのではないか」と思う。「日本人学生が消耗して、川崎の実践から離れていく事例」もあり、在日韓国・朝鮮人と日本人が「上下の関係」ではなく、「水平の関係」にあるんだという議論が、民闘連のなかで日立闘争から続いていた。

結局、民闘連運動は日本社会で「共生」を目指してきた。川崎では、「障害を持った人との共生という発想」があり、その実践を深めながら、「民族差別と闘うことが民族主体を形成していく」ということであった。在日韓国・朝鮮人側には「民族主体の形成と日本人との

<sup>68</sup>「在日韓国人問題研究所（RAIK）は、在日大韓基督教会（KCCJ）付属の研究所として、1974年に設立。在日コリアンや移住労働者・移住者・難民など在外外国人の 인권に関する文書資料・映像資料を収集し、情報・編集センターとしての機能している」〔裴2016：26〕。



関わり」はどのようなかという議論があり、一方の日本人側については「なぜ朝鮮問題に関わるんだということについては、日本人は日本人のほうで考えろということで日本人部会がつくられる」ということが民闘連の初期からあった。

こうした議論が整理できていないまま、第 5 回民闘連全国交流集会で「特別報告」を出し、「民闘連の三原則“実践・交流・共闘”」を打ち出した。裴重度はその段階でも「民闘連運動は民族運動であるという感覚が強かった」が、「振り返ってみると、民闘連運動というのはまさに日本のなかでの『共闘、そして共存』を目指すものであった」。そのために、民闘連は「在日の同胞を総称して“在日韓国・朝鮮人”」と言った。これについては、「民団の側」、「総連の側」、「学者」からも批判をされた。「朝鮮が先に韓国が後ろに来てもどちらでもいいんですが、韓国と朝鮮は一緒なんだというようにしないと、地域実践も成り立たない」。これは「民団でもない、総連でもない、民族差別と闘う新たな潮流である、といわれ“第三の道”とも評されて」きた。

「在日コリアン」が、日本人及び日本社会との「共存ということを志向してきた闘いが、民闘連運動ではなかったか」と思う。日本籍を持った朝鮮人や韓国人がいる。「彼らは同胞じゃないのか」という議論が、名古屋の「第 4 回民闘連全国交流集会（1978・11・3～5）」でもテーマに上った。その集会上、金時鐘を記念講演に呼んだが、彼は「この民闘連の日本国籍取得の議論に抗いを覚えたと後に発言」していた。「そのとき、日本籍の取得を考えてもいいのではないかという主張の中心にいたのが梁泰昊氏だった」[同：19-21]。

民闘連運動は「共生」を目指してきた。「共生」は地域で築き上げていくものである。社会矛盾が一番しわ寄せされているのは地域生活の中である。「地域を拠点にした運動だけが残り続けている、民闘連運動とはそういう運動でもあった」。

民闘連運動が長く広がりを持てたのは、日本人教員との「共闘」、「連帯」にあった。「地域に住んでいる同胞の状況等を見ていく中で差別を考える」と、子どもは「一次的には学校で潰される」、次に「地域社会」、そして「家庭」である。「学校の先生と民族差別というものに取り組んでいく、そういう中で民闘連の実践というものは広がりを持っていったし、深みをもっていった」。高槻の「むくげの会」も八尾の「トッカピこども会」、川崎の「青丘社」もそうである。学校の先生との「共闘」、「連帯」の中で教育基本方針を出させるという運動が展開された。また「とくに関西は解放教育というものが下地として多く、部落の子どもたちを見ていく中に朝鮮の子どもの姿が浮かび上がって」きた。そうした朝鮮人の子どもの問題に取り組んでいた日本人教員グループと民闘連が共闘を組むことができた。地域実践を通して「学校が変われば、地域社会が変わる」と感じた。

民闘連運動は「共存」を目指している闘いであり、自分たちの立場は、「いかに市民的な存在として行政に認めさせていくのか」ということであった。そして、行きつくところは「多民族共生」であった。80年代半ばあたりから、「国」や「行政」が「共生」という言葉を使うようになった。実は「共生」という言葉は、国の側が使い始めたのではなく、「市民運動の中から芽生えてきた言葉」（“共に生きる” “共生をする”）である [裴 2016：23-24]。

民闘連は、民闘連の当面の到達点と位置づけを確認するために『第 5 回民闘連全国交流集会 特別基調報告』（以下『特別基調報告』という）を第 5 回民闘連全国交流集会で配布した〔特別基調報告 1979 : 60-61〕。

表重度は『特別基調報告』の第 5 章「民闘連運動の位置づけ」で次のように述べている。

日立闘争は単なる裁判闘争だけでなく、日立の糾弾とともに、日本の差別社会を糾弾する社会運動に発展した。民闘連は日立闘争の「朴君を囲む会」を発展的に解消して生まれた。そして、日立闘争の「民族差別と同化の克服は民族的課題である」、「日常生活に根ざした問題（民族差別）への取り組みが民族主体を形成する」ことを今まで継承して来た。

日立闘争の後半には、「民族差別の問題をより深く、在日韓国・朝鮮人の日常生活に接するなかで認識しよう」と、「朴君を囲む会」の事務所を渋谷から在日韓国・朝鮮人の多住地域である川崎へ移転した。そこで、「朴君を囲む会」の韓国人居部会は、地域の同胞大衆を対象に集会を開き、日立闘争を訴えた。また、日常生活における民族差別の問題に取り組んだ。裁判に勝利した直後に川崎で始まった行政闘争は、日立直接糾弾闘争と平行して進められ、「糾弾勝利、民闘連の設立提起というなかで全国に波及し、各地での民闘連結成を強くうながしていった」。

その中、74 年 11 月に第 1 回民闘連全国代表者会議が川崎で開かれ、一週間後に関東民闘連結成準備集会が開催された。11 月末に関西民闘連が発足した。74 年末に尼崎で差別行政闘争が生まれ、75 年 7 月に兵庫民闘連が発足した。そして、75 年 8 月、第 1 回民闘連全国交流集会の開催に至った。

民闘連運動の共通点として確認されてきたのは、次の民闘連の 3 原則である。

- ①在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- ②在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- ③在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと。

その他に制約、規約、綱領を設定せず、各地の主体的な実践をお互いに尊重し、交流を行ってきた。

民闘連は在日韓国・朝鮮人の把握に努め、共に歩む。これは「民衆観に根ざすものであり、自からが民衆の一員であることを確認しつつ、民衆、すなわち抑圧された在日韓国・朝鮮人の解放を志向する」。民族差別と闘うことが、民闘連にとっての「根源的な闘い」である。そして、「民族差別と闘う拠点を地域に定める」。地域は「生活の場」であり、それは在日韓国・朝鮮人の多住地域を指す場合もあるが、職場、学校、家庭など幅広くとらえたい。なぜ地域かといえば、「地域にこそ矛盾や不条理の表出である民族差別が凝縮され……民衆が存在しているからである」。

民闘連は、「相対的距離を持ちつつ、在日韓国・朝鮮人と日本人との共同闘争を維持する」。「民族差別との闘いは、在日韓国・朝鮮人と日本人の自己変革をめざす闘い」であり、それは「双方の解放を達成」するためである。民闘連は『『地域』の変革を志向するもの』であ

り、「それは、究極的には、日本の差別社会の変革であり、在日韓国・朝鮮人社会の分断の克服である」[同：59-60]。

それでは、70年代の在日韓国・朝鮮人の状況はどうであったであろうか。それについて、韓国の二人の学者が日立闘争とその裁判が継続中であった74年1月に、大阪で「在日韓国人」の意識と実態の調査を行った。その結果として、高麗大学の政治学者韓培浩教授と社会学者洪承稷教授の論考が『民闘連ニュース』に連載された。「韓国人マイノリティーの概括的特徴」を調査するために、1974年1月を通して、上記二人の教授によって構成された研究チームは、在日韓国基督教会館（KCC）の協力を得て、大阪市生野区で2週間費やし、「韓国人住民」の225世帯から合目的なサンプルを抽出した。回答者225人の日本在住歴は、5.3%が25年以下、20.89%が26から35年、27.11%が36から45年、11.11%が46年以上、34.7%が二世であり、2人は回答を拒否した[22号1977：1]<sup>69</sup>。

日本への永住と将来の計画については、51.5%が「日本に永住する」、12.8%が「韓国へ帰国する」、9.3%は祖国が「統一された時帰国する」、5.7%は「韓国の生活が向上した時に帰国する」、3.1%は「北朝鮮へ帰国する」、16.4%は「わからない」と答えた[22号1977：5]。

回答者の53.3%が民団に所属、13.3%は総連に同一視、3.5%は前の二つとは別の組織に加入、29.7%は組織との親和関係はなかった[23号1977：4]。

日本人と韓国人との国際結婚について、60.9%は反対、4.9%は賛成、32.9%は「その人の判断に任せる」、と答えた。帰化については、74.2%（167人/225人）が反対、20.4%が状況しだい、と答えた[24号1977：10]。結論では、以下のように記述している。「今や在日韓国人の全人口の2/3以上が二世三世で構成されている。二世三世の増加は韓国人マイノリティーの将来に関しての数多くの根本的な問題を提起する」。「二世三世については、彼らの大多数は韓国語や韓国の歴史が否定されている日本の教育制度の所産であるから、日本人化政策はあまりに多大な影響を彼らにもたらしているようだ。事実、彼らは母国との接触を失ない、事実上日本人化されている」。在日韓国人一世と二世三世との世代ギャップや、一世からの影響が弱まることを考えれば、二世三世が「より戦闘的な気持の中へ社会化されてゆくことが十分ありうる」。「もし日本国民がこの問題を真正面に直視し、そして日本社会にマイノリティーを融和<sup>70</sup>させる努力を真に行なうのなら、この問題は持続的に解決してゆくことが必要であろう。日本国民は、この方向でイニシアチブを取らなくてはならない」

<sup>69</sup> [22号1977：1]の22号は『民闘連ニュース』第22号を意味し、以下同様である。第1号は創刊号となっている。

<sup>70</sup> 「戦後においても、日本政府は韓国人マイノリティーへの同化政策を継続しつづけた。だがそれは、本国送還と排除というこれまでとは異った極端な方法が盛り込まれた。日本政府及び日本国民は、日本社会内の韓国人との融和を真剣に試みたことは一度もなかった。もし、同化と融和との間の区別を同化はあるマジョリティーの一定不変の社会へのマイノリティーの合併と没入としての同化であり、融和はあるマジョリティーとあるマイノリティーとの寛容によって特徴づけられた妥協の一過程としての融和であるとするならば、日本人は明らかに在日韓国人と融和する努力をほとんどしていない。したがって、民族隔離と同化を一つの連続体の両端にあるとすれば現在日本に住む韓国人の大多数はおそらく民族隔離の側により近いところに置かれていると言えよう」[22号1977：3]。

[24号 1977 : 8-10]。

この論考によれば、在日韓国・朝鮮人全体の中で二世三世が 2/3 以上となっている状況において、調査では「日本に永住する」が半数を超え、「在日」が前提となりつつあることを示した。また、二世三世については、「日本の教育制度の所産」であり、「日本人化政策」は彼らに多大な影響をもたらしているようだと指摘した。そのため、日本国民は在日韓国・朝鮮人を「融和」させる努力が必要であると結論づけた。

#### (1) 先行文献

上述したもの以外に先行文献として次が挙げられる。なお、水野・文(2015)は序章で取り上げたので、ここでは記載しない。

金一勉(1977)は民闘連について次のように述べた。日立闘争勝利後に民闘連が結成されての2年間、「在日朝鮮人への差別行政に対する闘いの成果は、目ざましい」。日立闘争において、「朴君を囲む会」が「日本全国の日立の工場と出張所の所在地ごと」に作られ、「仙台・東京・川崎・名古屋・大阪・尼ヶ崎・兵庫・北九州の8拠点に展開された」。「朴君を囲む会」の8拠点が民闘連の結成体となり、「朴君を囲む会」のリーダーがそのまま主導役を担うことになった。「民闘連は、民団や総連といった既成組織とは異なった闘いの論理と認識を掲げた」。民闘連には「日本人部会と朝鮮人部会があるが、朝鮮人側の主体は、在日韓国人の二、三世を中心とした基督教会の青年と女性たちであるという」。今まで、8拠点の中から3つの民闘連（関西民闘連、関東民闘連、兵庫民闘連）が結成されたが、「先駆的役割を果たしたのは、日立本社と闘ってきた関東民闘連の川崎である」。民闘連が「児童手当支給と公営住宅入居問題」で成果を得ると、民団が「同様の要求を掲げて、関西の各市当局と交渉を始めるに至った」。民闘連は76年8月に川崎で、「第2回全国集会」を開き、約150名が参加した [金一勉 1977 : 242-247]。

田中宏(2017)はインタビューで次のように日立闘争以前から民闘連までの流れを語った。1970年12月に提起された「日立就職差別裁判」当時、田中は、朝鮮人被爆者の孫振斗の問題に取り組んでいたため、日立就職差別裁判には直接関わっていなかった。しかし、名古屋の「朴君を囲む会」ができたため、名古屋でフォローしていた [田中 2017 : 106]。

当時の時代背景を次のように述べた。

当時のバックグラウンドはベトナム反戦です。入管が留学生の政治活動を弾圧し始める。僕の場合でいえば、千葉大の留学生、チュア・スイリンさんが64年に奨学金打ち切り処分され裁判が始まる(745号参照)。判決が出たのが69年4月です。その69年に政府方針の具体化としての「入管法案」が出てくるわけでしょう。その翌70年には劉彩品闘争があつてね(743号参照)、あの頃は奈良県立医大生の李智成さんという華僑が、入管法反対を遺書に書いて自殺したりしたんです。この年には華青闘告発(「入管法反対運動」への姿勢を巡って華僑青年たちが日本の新左翼を糾弾した)もあつたでしょう。その流れのなかで出てきたのが日立就職差別問題だから、市民運動がどーんと広が

ったのかなという印象ですよね。

あと社会運動自体の変化もね。基本的にはやはり「ベ平連（ベトナムに平和を！ 市民連合）」以降の流れだと思う [同：108-109]。

そして、74年の裁判勝訴後に民闘連の結成に至る。中心になったのは李仁夏と裴重度である。民団が権益擁護委員会を作って、77年に『差別白書』第1集<sup>71</sup>を出しが、民闘連の影響であった [同：112-113]。

民闘連は「日本社会の自己中、排外主義と闘う一点で繋が」り、特定の政治勢力と一緒にやらず、自前でやってきた。また、「日本人と在日とが一緒にやる」ということで、「在日の人権の問題」だけでも「日本社会の問題」という共通認識があり、しかも、日本人は「応援団」ではなく、「自らの問題だと思う人たちの集まりだった」 [同：116]。

塚島順一(2016b)は「日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による民間企業に対する民族差別撤廃運動」<sup>72</sup>という論考で、次の①と②を実証するために「民間企業に対する民族差別撤廃運動」に焦点を当てた。

- ①日立闘争を振り返ることによって、日立闘争が民闘連などの「民族差別撤廃運動」や社会に影響を与えたこと。
- ②日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論がその後に起こった「民間企業に対する民族差別撤廃運動」においても適用されていること。

②については、日立闘争の後に起こった3件の民間企業の民族差別事件においても、次に示している、「日立闘争の経験によって会得した『民間企業に対する民族差別撤廃運動』の経験的な方法論」（以下「経験的な方法論」という）が同じように適用されていたことを実証した [塚島 2016b：73-102]。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉
- ・経験がある先輩格が参加
- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった
- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した
- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す
- ・具体的証拠を持って交渉する
- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

## (2) 本章の目的と構成

---

<sup>71</sup> 『差別白書第一集 なにが問題なのか』在日本大韓民国居留民団中央本部、1977年。同書の「刊行のことば」に次のように記載されている。「1965年に締結された韓日基本条約および法的地位協定は、われわれ在日韓国人の法規準である。……同協定の精神を尊重しつつ、その不整合の大きな部分である人権と行政差別問題に目を向け、その是正を具体的に主張し、いまだに低迷している在日韓国人にたいする全般的な差別撤廃への運動を果敢に展開しなければならない」。

<sup>72</sup> この論考が本論文のほぼ第2章を構成する。

本章では、民闘連結成の経緯と1979年の第5回民闘連全国交流集会までの民闘連の発展過程、地域実践、行政差別への「経験的な方法論」の適用、関西と川崎との民闘連の成り立ちの違いを明らかにする。

そのために、『民闘連ニュース』、『特別基調報告』などを基に、次のようにまとめることとする。

まず、川崎が中心となって行われた日立闘争を支援する各地の「朴君を囲む会」が発展・解消して、74年に全国民闘連が結成され、75年に第1回全国交流集会が開催されるまでの経緯と、第5回に至るまでの各全国交流集会の概要を示す。一部の地域ではその地域の民闘連が結成され、それが全国民闘連に参加する形態をとった。

その中に兵庫民闘連があり、75年5月に、川崎からも応援に駆けつけた尼崎市での行政差別撤廃闘争では兵庫民闘連が勝利した。この闘争過程で、「先行文献」に記載した民間企業に対する「経験的な方法論」が行政差別撤廃闘争にも同じように適用されていたことを実証する。また、川崎では、日立闘争の終わり頃から、「朴君を囲む会」の韓国人部会が中心となって在日韓国・朝鮮人の集住地域で地域実践が始められた。76年から77年にかけて、川崎においても、川崎市の入学支度金と奨学金制度に関わる行政差別撤廃闘争が展開された。そこでも尼崎と同様に「経験的な方法論」が適用されていたことを示す。

次に教育関係を取り上げる。先行文献で挙げられた高槻の「むくげの会」、八尾の「トッカビこども会」、川崎の「青丘社」は民闘連運動の地域活動で生まれ、在日韓国・朝鮮人の子弟を民族差別から守り、教育するためのグループや団体である。しかし、川崎と関西ではその形成過程に違いが見られる。加えて、関西では、主に日本人教員による在日韓国・朝鮮人子弟の解放教育が関東より先行していた。このような経緯を整理して関西と川崎との違いを明らかにする。

なお、民闘連を対象とした本章の続きとして、「2. 在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性——川崎の在日青年の問題提起」、「3. 在日一世である金時鐘と李進熙の主張」、「4. 坂中論文の議論と在日二世」、「5. 日本人側が示した共闘と主体性について」、「6. 川崎の日本人部会」、「7. 民闘連運動リーダーの離脱」、というテーマは次章で扱う。

本章の第2節では、日立闘争後に、関西や関東における民闘連結成、そして、4回の民闘連全国代表者会議を経て、75年の第1回民闘連全国交流集会に至るまでの経緯をまとめる。

第3節では、全国民闘連の年の集まりである75年の第1回から79年の第5回までの民闘連全国交流集会の概要を記述する。

第4節では、先ず川崎市での地域実践を示すとともに、尼崎市および川崎市での地域行政闘争で「経験的な方法論」が適用されていたことを実証する。

第5節では、大阪、兵庫、川崎における在日韓国・朝鮮人子弟の教育や見守り活動についてまとめ、関西と川崎の違いを明らかにする。

第6節で、本章をまとめる。

## 2. 民闘連の結成

1975年6月に発行された『民闘連ニュース』創刊号に記載されている「民闘連ニュースの発行にあたって」は、次のように述べている。「民族差別がもたらす現実、在日韓国・朝鮮人の人間性を著しく破壊するばかりでなく、抑圧者としての日本人の人間性をも破壊する」。民族差別へ闘いは各地方で取り組まれているが、相互の連絡と交流、情報の交換は全くない。また、差別と闘うには、力と英智を結集する以外にない。『民闘連ニュース』の発行目的は、「あたうる限りの情報を提供することによって、民族差別と闘うグループの礎となること」であり、運動体相互の連帯が生まれ、発展することを願う〔創刊号1975〕。

ここでは、『民闘連ニュース』に基づき、74年の日立闘争勝利後に民闘連が結成された時期から民闘連が発展して行き、79年の第5回民闘連全国交流集会で中間総括として『特別基調報告』が発表されるまでの民闘連の歩みを見て行く。

日立就職差別裁判の原告側勝利と日立闘争勝利から民闘連の結成および発展の歩みについて、表3-1にまとめる<sup>73</sup>。

表3-1. 民闘連結成と歩み

### 1974年

- 6.19 日立就職差別裁判勝利判決 横浜地方裁判所
- 7.15 朴君を囲む会・在日韓国人部会、在日大韓基督教川崎教会、青丘社桜本保育園等が、川崎市長に「児童手当の支給及び公営住宅入居資格に関する公開質問状」を提出。7月末に川崎市が来年度より実施との回答〔創刊号1975:29〕。
- 8.27 日立と朴君を囲む会との間で合意事項調印（諮問委員会の設置）
- 9.1 日立糾弾闘争勝利集会開催、於東京全電通会館。民闘連の設立を提起。
- 9.3 朴鐘碩が日立ソフトウェア戸塚工場に出社する。
- 10.17 在日大韓基督教武庫川教会、同青年会および尼崎在日同胞の人権を守る会が尼崎市の児童手当支給・公営住宅入居資格について公開質問状を川崎市長あてに提出〔同:3〕。<sup>74</sup>
- 10.19 朴君を囲む会「解散」を宣言し、民闘連結成に向けた討論集会とする。
- 11.4 第1回全国代表者会議（在日大韓基督教川崎教会）
- 10 関東民闘連結成準備集会（川崎市労連会館）。関東民闘連結成を凍結にする。

<sup>73</sup> 直接の明示が無い場合は「民闘連全国代表者会議報告 第1回～第4回」〔4.5合併号1975:2-3〕と表巻「第1分科会発題要旨『民族差別との闘いの道すじを明かにしよう』—民闘連の歩み—」〔29号1979:24-25〕から抜粋して作成。

<sup>74</sup> 日付等の記載内容に次のように若干の差異があるものもある。「尼崎市に市営住宅入居、児童手当支給などの国籍条項撤廃を求めて、第1回要望書（1974.10.15）は大韓基督教会と尼崎在日同胞の人権を守る会であったが、交渉強化のための第2回要望書（1974.12.19）にむけて、急遽14団体を糾合して（1974.11.19決起集会）、はじめて『民族差別と闘う兵庫連絡協議会』の団体名を用いて交渉した」〔仲原・藤川2015:53〕。

- 23 関西民闘連結成。民族差別と闘う関西集会を開催（部落解放センター）。
- 12.19 14 団体を糾合し、兵庫民闘連の名で対尼崎市差別行政撤廃運動を展開
- 22 朴君を囲む会・日本人部会が神奈川朝鮮問題研究会設立集会を開催

1975 年

- 3.30 第 2 回全国代表者会議（大阪・芦原橋）
- 5.9~10 兵庫民闘連が尼崎市と徹夜交渉。実態的差別を認め、日本人との同等支給を 9 月市議会に提案することを尼崎市が文章回答。川崎から 12 名が応援に駆けつけた [同：5-7]。
- 5.11 第 3 回全国代表者会議（在日大韓基督教川崎教会、NCC 会館）
- 6.14 第 4 回全国代表者会議（大阪・在日韓国基督教教会館（KCC））
- 7.27 関東民闘連結成集会開催（川崎市労連会館）  
兵庫民闘連設立総会開催（尼崎市小田地区会館）
- 8.30~31 第 1 回民闘連全国交流集会を大阪・部落解放センターで開催する。  
（以下全国代表者会議省略）

1976 年 8.27~29 第 2 回民闘連全国交流集会（川崎）

1977 年 10.8~10 第 3 回民闘連全国交流集会（尼崎）

1978 年 11.3~5 第 4 回民闘連全国交流集会（名古屋）

1979 年 11.2~4 第 5 回民闘連全国交流集会（川崎） [30 号 1980 : 1]。

次に、表 3-1 にあるように、民闘連が 75 年 8 月に第 1 回民闘連全国交流集会を開催するまでの民闘連全国代表者会議の経過概要を示す。

第 1 回全国代表者会議は 74 年 11 月 4 日に在日大韓基督教川崎教会で開かれた。仙台・川崎・名古屋・大阪・尼崎・広島・福岡から 30 名が参加し、「①情報交換を主とした“交流体”として当面は出発する。②暫定的に事務局を RAIK に置く」ことを決めた。

第 2 回全国代表者会議は 75 年 3 月 30 日に大阪で開かれた。川崎・名古屋・大阪・尼崎から 18 名が参加し、第 1 回に引き続き、「民闘連結成に向けた組織イメージ」などを話し合った。

第 3 回全国代表者会議は 75 年 5 月 11 日、12 日に在日大韓基督教川崎教会で開かれた。仙台・川崎・名古屋・大阪・尼崎・小倉・福岡から 25 名が参加して、民闘連を交流体として発足させ、「実践経験の交流を深める中で民闘連の理念やイメージを明確」にしていくことを確認し、「交流を保障する為に全国研修会を持つこと」を決めた。「民闘連結成に向けた組織イメージ」と「具体的な交流の保障について」は以下の通りである。

- ・民闘連結成に向けた組織イメージ

- (1) 組織的原則を明確にするなかで組織化を計る。

- (2) 地方分権性を重要視する。

- (3) 民族差別闘争の具体的な場を保障するものとしての民闘連。



(4)情報・交流を保障するなかで全国的な共闘・連帯の関係づけをする。

・具体的な交流の保障について

(1)各地における運動の状況と情報を定期的に知らせる。(民闘連ニュースの発行)

(2)各地における活動と問題点をふまえての実践的交流を目的とした研修会を開く。

第4回全国代表者会議は75年6月14日に大阪の在日韓国基督教会館(KCC)で開かれた。川崎・大阪・尼崎から18名が参加して、「実践交流研修会プログラム」が話し合われた[4.5 合併号 1975 : 2-3]。

以上のように、第3回全国代表者会議において、民闘連の初期のイメージが出来上がった。

次に、各地域の民闘連の成立経緯を示す。

74年11月23日に、朴君を囲む会関西連絡会議主催の「11・23 民族差別と闘う関西集会」が開催された。そこでは「民族差別と闘う関西連絡会議」(以下「関西民闘連」という)の結成宣言がなされ、その宣言は次のように述べていた。

「在日朝鮮人・韓国人」が最も多く存在する関西では、それぞれの地域での問題や課題について闘いを継続している。その中であって、日立闘争にも取り組むために、「朴君を囲む会関西連絡会議」に結集した。日立闘争が勝利した今、「朴君の闘争から提示された民族排外主義と同化差別の実態の克服を目ざして」、朴君を囲む会関西連絡会議を発展させた運動体の結成が求められていた。その闘いは、日本人と在日朝鮮人・韓国人がそれぞれの立場を明確にした連帯運動である。在日朝鮮人・韓国人は日本社会に対する同化幻想を克服しながら、民族主体の確立と諸権利獲得の闘争として展開されるべきである。また、日本人は、その方向で闘争に連帯しながら、特に「日本社会」と「日本人性」に対する内側からの主体をかけた告発になるべきである。これらの点などを確認して、74年11月23日に関西民闘連が結成された[2号 1975 : 6-7]。

関東民闘連については、関東民闘連結成準備集会が74年11月10日にもたれたが、「参加する各団体が実践に裏打ちされた内実」を持つに至っていないということで、結成はしばらく凍結された。その間、各グループは実践を進めて基盤づくりに注力した。そして、75年5月21日に実行委を設置し、7月27日に結成集会を開くことを決めた[2号 1975 : 1]。

在日同胞の人権を守る会(以下「川崎人権を守る会」という)および神奈川朝鮮問題研究会(以下「神奈川朝問研」という)が「民族差別と闘う関東連絡協議会設立」の呼びかけ団体となり、次のように呼びかけた。

日立闘争において、在日朝鮮人側は、朴鐘碩の闘いが「民族差別を許さず、朝鮮人としての誇りをもって生きることが、民族的主体の回復、確立に不可欠のものであることを明らかに」した。また、日本人側は、朴との出会いを契機に、裁判の支援活動、公判の傍聴、関東大震災下の朝鮮人虐殺の歴史を捉える作業などの積み重ねによる「一人一人の変革を迫る闘い」であった。そして、日立闘争は全国の8カ所で、抗議行動を展開して勝利した。これが、全国の仲間がその後も相互交流を深め、民族差別と闘う全国的なネットワークを生み出

す契機となった。「川崎市や尼崎市に対する児童手当支給・市営住宅入居をめぐる差別行政撤廃の闘い・仙台における朝鮮高校生暴行事件の追及・名古屋における進学差別との闘い・川崎での在日朝鮮人の教育を中心とした地域活動の開始等々」、各地域で闘いが進められていたが、その中で、兵庫民闘連が尼崎市との行政闘争に勝利したことは、民闘連の意義、必要性を深く確信させることになった。関東でも、「全国の仲間の闘いを支援し、団結を強めながら、長期にわたって、地域に深く根を下ろした闘いを開始」しなければならない。そこで、7月27日に、川崎市労連会館で関東民闘連結成集会を開くことにした。連絡先は在日韓国人問題研究所（RAIK）とされた〔2号1975：3-4〕。ここでは、兵庫民闘連の尼崎市での行政闘争勝利が「民闘連の意義、必要性」を確信することになり、これが全国民闘連設立を後押ししたことが示されている。

川崎人権を守る会（代表朴鐘碩）と神奈川朝問研（代表高浪徹夫）が呼びかけ人になり、7月27日に川崎市労連会館において、関東民闘連の結成集会が開かれた。集会には、正式に関東民闘連に加盟を表明した社会福祉法人青丘社、NCC（日本キリスト教協議会）人権委員会等の5団体と、その他の団体、個人合わせて約50人が集った。人権を守る会の朴鐘碩が司会となり、日立闘争・民闘連の意義を確認した。次に、神奈川朝問研の高浪から基調報告があり、日立闘争後の反省から民闘連設立に至った過程を述べた。続いて関東民闘連が担うべき課題として労政時報の問題<sup>75</sup>が出された。

基調報告では「持続的に闘うべき共通の課題」として以下のことが挙げられた。

- ・就職差別の無数の存在、それに連なる差別と同化の教育、民族差別行政、入管体制～在日朝鮮人・韓国人の人間性破壊
- ・日本人は自身の労働運動・民主主義の内実の問題として。朝鮮人・韓国人は、差別反対闘争を通じて、民族主体を確立し、祖国に結びつく民族運動の一環として。

なお、8月4日の第1回活動者会議で、代表者に佐藤勝己と李仁夏が選出された〔3号1975：1-3〕。

以上のように関東民闘連の「持続的に闘うべき共通の課題」には、日本人側には「労働運動」という表現、「朝鮮人・韓国人」側には「祖国に結びつく民族運動の一環」と祖国に結び付けた表現も見られた。

また川崎と同じく、7月27日に、兵庫県尼崎市で、尼崎市との差別行政闘争で糾合した14団体約80名の参加で「兵庫民闘連」設立総会が開かれた。在日大韓基督教武庫川教会洪永其牧師が代表に選出され、協議会構成14団体<sup>76</sup>から代表一人ずつを選出して幹事会が構

---

<sup>75</sup>「外国人の雇用拒否は法律違反ではない——労務行政研究所（労働省認可団体）在日韓国人に対して”殺人宣言“」〔3号1975：8-16〕を参照。その中に「労働省の認可団体である財団法人『労務行政研究所』が発行している『労政時報』と言う労務管理に関するエキスパート誌の『相談室』欄に『外国人という理由で採用を拒否しても法に反しないか』といった主旨の質問に対し『労基法3条・憲法14条・民法90条に照らし合せても違反しない』という回答が掲載されており、明らかな民族差別に基づく就職差別として問題になっている」〔3号1975：8〕とある。

<sup>76</sup>加盟団体は在日大韓基督教武庫川教会、在日大韓基督教武庫川教会青年会、尼崎在日同胞の人権を守る会、在日韓国基督教教会館（KCC）、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会、在日韓国人民懇談会、在日外国

成された。基調報告において次のように述べている。日本人部会として、行政闘争と一体化した教育闘争を設定する。また、「在日韓国人・朝鮮人に対する権力側の抑圧政策と、内からの差別体制という一体化した差別構造における差別行政撤廃闘争として運動を位置づけ、日本人として闘う主体性を確立していかなければならない」。韓国人部会では、「本国民衆との共同闘争は、日本社会での民族差別と闘うことを欠落しては成立し得ず、祖国の統一への参与もあり得ない」。「具体的かつ実践の場として、韓国人・朝鮮人と日本人との立場を明確化した闘いへの取りくみ」の上に、真の共闘を構築する。そして、尼崎市の差別行政撤廃闘争を更に深化さなければならぬ [同：3-5]。

以上のように、兵庫民闘連の「基調報告」では、「本国民衆との共同闘争」では先ず「日本社会での民族差別と闘うことを欠落しては成立し得ず」、また「祖国の統一への参与もあり得ない」と、「日本社会での民族差別と闘うこと」が「祖国」に優先する課題であるとした。川崎に比べて、後に確認される「民闘連の三原則」に近い内容となっている。

このように、3つの民闘連が結成されたことは、「日本で最も在日韓国・朝鮮人が多く住み、それだけ民族差別問題が多く表われている地方で組織的に民族差別問題と闘える体制ができた」[同：1] ことになった。

### 3. 第1回から第5回の民闘連全国交流集会の概要

第1回民闘連全国交流集会「民族差別撤廃の全国闘争をめざして」は、1975年8月30日、31日に大阪芦原橋部落解放センターで開催された。仙台・関東民闘連・名古屋・関西民闘連・兵庫民闘連・京都・広島から80名の参加者があった。最初には、日立闘争のスライド上映と、在日韓国人問題研究所（RAIK）の裴重度から民闘連設立の経緯と民闘連全国代表者会議の報告がなされた。

「全体討議」では、民闘連のイメージ化として、「①今後とも具体的な闘争の中で在日韓国人と日本人の共闘をめざす。②全国的な情報の交換を継続する。③第1回交流集会で確認されたことを基に、具体的な民闘連のイメージを模索していく」等を確認した [4.5 合併号 1975：1]。

以上のように、第1回民闘連全国交流集会において、民闘連の三つの原則のうち、「在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘」が明確にイメージ化され、「交流の場の保障」については「情報の交換」という表現が用いられていた。

第2回民闘連全国交流集会「『民闘連運動』をめざして連帯強化を確認する」は、8月27日から3日間にわたって川崎で開催され、札幌、仙台、茨城、東京、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、尼崎、神戸の計11地域から44団体、約150名が参加した。韓国人の交流会では、川崎、尼崎、八尾、大阪の同胞グループの連帯を確認した [14号 1976：1-2]。

---

人の人権を守る会、阪神医療生活協同組合、朴君を困む会尼崎連絡会議、部落解放同盟神崎支部、尼崎市職員部落解放研究会、西宮市朝鮮史入門会、新しい教師の会（NTA）、日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会である [3号 1975：5]。

「開会の挨拶」の中で、関東民闘連代表の李仁夏が次のように述べている。日立闘争を通して、厳しい日本社会の差別的現実立ち向かい、切り開けるだけの「人間の主体」、また、人間が人間として生きていける「民族的な主体」を自分の中に「きちっと」していこうということ確認して来た。それがやがて地域の「落ちこぼれている人の悩みやいたみを共にになっけていける生き方のなかに、私共をさそい込んで来た」。児童手当、公営住宅の入居資格を獲得する闘いでは、単に「物とり」ではなく、「自分が本当に人間として生きられるその確認」を取りながらやって来た。この間、在日の「若い諸君」も「日本人の諸君」も同様に、人間として成長の過程を踏んで来た [同：5]。

このように、李仁夏は単に「物とり」ではなく、在日韓国・朝鮮人における「人間の主体」および「民族的な主体」の確立の重要性を述べていた。

次に、裴重度が「交流にあたっての問題提起」を行った [同：1]。

74年6月に日立就職差別裁判に勝訴し、8月に日立糾弾闘争にも勝利した。「日本の裁判史上はじめてといわれる民族差別に基づく日立就職差別裁判勝利の教訓と、運動がつくりあげた地平を継承すべく」、全国の関係諸組織間が話し合いを行い、次を確認した。

共闘の成功要因は、①在日韓国人と日本人が「日立の民族差別を許さない」ということを厳守した、②「朴君を囲む会」の事務局を担った日本人と在日韓国人の間は、当初は対等の関係ではなかったが、「納得のいかないことは納得できないといい合える」、「正しくないことはこれまた双方で批判しあえる」という対等な関係を作り出せた。両者の「運動への主体的な関わりと責任を抜きにした」、指導と被指導の関係では成功は望めない。

在日韓国人にとって、日立闘争の意義は「民族差別を許さず、韓国人としての自覚をもって生きることが、民族的主体の回復と確立に不可欠なものであることを明らかにしたこと」、「本国の民衆との具体的な結びつきを生みだした」こと、そして、民族差別を許さないという闘いが「民族の貴重な教訓」であることである。日本人にとっては、日立闘争は「日本社会の構造」と「ひとりひとり」の変革を迫る闘いであり、そして、「差別を日常不断に生み出して止まない日本社会のありようの変革を求める作業」を進めなければならないことを認識したことである。

在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘しながら、「全国の仲間が連帯し、民族差別撤廃の運動を担おうとしているのは民闘連のみ」である。この間、各地で公営住宅入居資格や児童手当などの行政闘争で成果を上げたが、在日韓国人・朝鮮人の「主体性の確立がともなわなければ、たんなる物取りに終る危険性がある」。さらに、一部の地域では、「在日韓国人・朝鮮人の参加がなく、日本人だけの運動となり、共同闘争の水準が問われた」 [同：5-7]。

ここで、在日韓国・朝鮮人と日本人が民族差別に対して共闘する上で重要な点は双方が率直に指摘し合える対等な関係を構築することであるとしている。また、そのためには、在日韓国・朝鮮人には自覚をもって民族主体性の回復と確立に努めること、一方の日本人に対しては、日本社会と自己の変革を迫ることが重要であるとした。ただし、在日韓国・朝鮮人が入っていない闘争は在日韓国・朝鮮人の主体性の確立が伴わないために否定的に捉えられ

ていた。これは大きな議論となる問題であり、次章で取り上げる。

第3回民闘連全国交流集会「在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人の共闘について」は、77年10月6日から8日まで尼崎で開催され、東京、川崎、静岡、名古屋、京都、大阪、八尾、尼崎、西宮、福岡から42団体、約120名が参加した〔25号1977：1〕。

パネルディスカッション「在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人の共闘について」（司会梁泰昊）で、関東民闘連の李仁夏は次のように述べた。民族的主体を形成するために、保育園で本名を名のり、母国の言葉に慣れさせようとしたが、最近、それで主体的な人間が形成されるのかという疑問が提起された。それは、「自分を抑圧し不条理の中にまき込んでいく力に気づいて、それと闘っていける人間を形成していくことが、民族的主体・人間としての主体を構築していくことにもなる」のであり、その典型例が「日立闘争を担った同胞青年」であると指摘した。

また、関東民闘連の佐藤勝巳は、民闘連には日本人と在日韓国・朝鮮人が一緒になって民族差別と闘うという大原則がある。総連や民団は民闘連のように一緒になって、民族差別をした企業に抗議に行くことや、教育問題を考えていくということはない。日本人と在日韓国・朝鮮人が一緒になって作業し、闘っていく中で、お互いに厳しい（しんどい）いろいろなことが起こって来る。そういうプロセスを経ることで在日韓国・朝鮮人と日本人双方が変わっていくのだ。そして、今民団でやっている行政闘争は日本人と一緒にほとんどやっておらず、闘っているのは韓国人である。しかし、悪いのは行政だけではなく、その悪い行政を許している「圧倒的な日本人の存在」である。日本政府や行政を変えるには、「それを支えている日本人の意識が質的に変わらない限り永遠に問題解決はない」。そのため、「民闘連は、多くの在日韓国・朝鮮人と日本人の双方の解放という視点で、その闘いをねばり強く、そして末長くやっっていかなければならない」〔同：9-16〕。

「圧倒的な日本人の存在」というのは重要な指摘である。この点については、次章で議論したい。

第4回民闘連全国交流集会「民族差別との闘いに向けての在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘」は、78年11月3日から5日まで名古屋YWCAで開催され、名古屋、西三河、仙台、東京、川崎、横浜、静岡、京都、大阪、八尾、尼崎、西宮、神戸、福岡等から32団体、156名が参加した。

「全体集会」の基調は民闘連運動の中間総括ともいえるものであった。また、今集会ではじめて記念講演が設定され、兵庫県立湊川高校教師・詩人の金時鐘が「在日韓国・朝鮮人と日本人の連帯」というテーマで講演した。「総合討論」では、「あるべき姿論」より「実践を深化させていくこと」が共闘を成立させるということを確認した〔29号1979：1-2〕。

「基調報告」では、次のように言っている。在日韓国・朝鮮人は「二世以降の世代が85%を占め、帰化者が増加し、混血者が増加してきている」。こういう状況において、既成民族団体も在日同胞に目を向けざるを得ず、例えば、民団では差別白書「何が問題なのか」の出版と「権益擁護運動」の展開があり、総連では「在日世代論」への注目がある。「いままで

祖国志向の運動方針であった既成の民族団体が、在日する韓国・朝鮮人の具体的な日常生活によろやく目を向けはじめた」。

今までの実践と交流の中で、次のように運動の方向を確認した。

- 1 在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- 2 在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- 3 在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと [同：5]。

以上のように、78年の第4回民闘連全国交流集会で民闘連の3原則が確認されていたことが分かる。

上述した金時鐘の講演で、金が在日同胞はすでに一つの朝鮮なのに、「在日韓国、カンマ、朝鮮という風に在日韓国・朝鮮人などと複合の名称がいつのまにか横行すること事態が日本を生き抜く在日そのものへの既成差別だ」[同：12]と批判したことに関連して、第1分科会報告「民族差別との闘いの道すじを明かにしよう」の討議で、李仁夏は、「祖国分断の現実としてあるそのものの痛みを表わしていて、それは一つになりたいという悲願をこめて言っているのである。また現実に関自分自身が韓国人だと言い切っている人、それから自分自身が朝鮮であるという人、そのような人間を含めたところで、やっていかなければならぬのであって、そういう意味で広く運動の側として、含めるという形で在日韓国・朝鮮人という呼び方を使っている」と述べた。また、「在日65万人を運動の側として見てゆくのであれば、その呼び方については、どう呼ぼうとかまわらないのではないか」という話も出た。そこで、裴重度が「民闘連としては、在日韓国・朝鮮人というような言い方を使ってゆきたい」と述べて、この問題の討議は終わった[同：34-35]。

第5回民闘連全国交流集会「民族差別と闘う実践を深め闘う仲間の輪をひろげよう」は、79年11月2日から4日まで川崎で開催され、川崎、東京、横浜、静岡、名古屋、西三河、京都、大阪、八尾、兵庫、広島、山口、福岡といった各地から93団体、約400名が参加した。この集会は、『特別基調報告』が出されたこと、また民闘連運動の潮流をどう形作っていかかということで民闘連運動の転期となった。『特別基調報告』は「中間総括」であり、民闘連は「いったい何をめざしているのか」という問いに対する回答でもある。全体集会では、李仁夏（関東民闘連代表）の開会の挨拶の後、姜博が集会基調報告を読み上げた。

記念講演では、歴史家、雑誌『三千里』編集主幹の李進熙が「皇国史観の克服」というテーマで講演した。李は民族差別が「『皇国史観』によって裏うちされていること」、民族団体が「在日における問題をなおざりにしてきたことを指摘した。そして、民闘連のような運動が、80年代の在日韓国・朝鮮人の運動を展望するのではないかと結んだ」[30号1980：1-2]。

基調報告の中には、「3点を運動の原則<sup>77</sup>として、今まで民闘連は、在日韓国・朝鮮人の民族的主体の確立と、日本人の民族差別への関わり方を中心課題として交流を深めてきた」との指摘があった〔同：5〕。

「閉会の挨拶」を関東民闘連代表の佐藤勝巳が行い、次のように述べた。今関東で残っている日立闘争のメンバーは、李仁夏、裴重度、崔勝久、山田（貴夫）、高浪（徹夫）と佐藤勝巳ぐらいである。昨年の名古屋集会が終わった後、崔勝久と「もうこれで大丈夫だな」と立ち話しをした。今年の集会は延べ600人をこえる参加者を3日間で得て、「民闘連の歴史のなかでは特筆大書される集会であった」。この第5回民闘連全国交流集会が「大きなふし目」との印象を受けた。今年はずじめて『特別基調報告』を作ったが、作るのに5年間の年月を要した。そして最後の方で、民闘連の基調である在日朝鮮人と日本人の「共闘問題というのは、かなり長い間有効性を持ち続けるだろう」と述べた〔同：70〕。

このように、川崎で開催された第5回民闘連全国交流集会は、民闘連運動の発展を示すように、前回までと比較して多くの参加者があった。集会で発表された『特別基調報告』は中間総括という位置付けであり、まさに佐藤勝巳が挙げた「今関東で残っている日立闘争のメンバー」のうち、佐藤勝巳、山田貴夫、裴重度、崔勝久（執筆順）が執筆したものである。そのためか、『特別基調報告』は日立闘争から民闘連という一つの流れの中での「中間総括」であった。

#### 4. 地域実践と地域行政闘争

本節では、川崎市での地域実践と、尼崎市および川崎市での地域行政闘争を取り上げる。地域行政闘争では、先行文献に記載した「経験的な方法論」が同じように適用されていたことを実証する。

##### (1) 川崎の地域実践

桜本保育園園長の李仁夏は1979年11月の第5回民闘連全国交流集会での講演「民族差別と闘う桜本保育園の歩みから」において次のように述べている。

川崎には、池上町という在日韓国・朝鮮人の多住地域があり、「川崎市の生活保護予算の半分を使うような地域」であった。69年に「共稼ぎの多い家庭の子供が道ばたで放置され非行化に走りやすい地域の中で、まず教会会堂を解放して、未公認の保育所を始めることから出発」した。その後、日立闘争を4年間闘っていく中で、運動で主体になっている人達は韓国籍が多かったため、韓国人部会を作り、日立闘争と平行して、地域に入って同胞の問題を担おうとした。「この運動の流れは、いわゆる日立という会社に代表される日本社会の持っている不条理を糾弾することから、一転して地域の中に入ってきて、地域に住んでいる子供達や、彼らをかかえている地域の父母達の触れあいの中で、もう一度新しい方向を発見していくという発想」であった。こういう発想は日本の部落解放運動<sup>78</sup>と韓国の民主化闘争の

<sup>77</sup>第4回民闘連全国交流集会で確認された民闘連の3原則と同じ。

<sup>78</sup>李仁夏は同じ講演で「私の教会が1974年に国際会議を開いた時に、部落解放運動から参加された市川

二つから学び取った。そして、韓国の民主化闘争に関して、次のように述べている [30号 1980 : 33-35]。

彼らの発想の根底には、社会の底辺からくるのです。ものすごい勢いで近代化を進めていくところからはみ出して、ソウルの町に吹きだまりとか、スラムの状況ができます。田舎から出てきて職もなく、貧しい地域の中に入っていきます。自分の言葉で語ることでできないこれらの貧しい人達の痛みを共有する中で、彼らに代って語っていく必然が生まれます。つまり、最近韓国の民主化の指導者の中から出てきた言葉だけれど、いわゆる民族という抽象概念でなくて、社会の底辺に位置づけられている民衆にコミットしていく中で、民衆の言葉を代わって語っていくことが民主化をうながしていく運動という形になっていくのです。少くとも、最も運動の中心を担っている良心的な部分は、そういう発想で運動を進めているのです。韓国に留学してそういうものを学びとって帰ってきた仲間が、在日同胞もまさにそういう民衆であり、日本の戦前から戦後にかけて本当に底辺を担って抑圧され、差別されてきた民衆であるという認識から、在日同胞の問題に目覚めていくのです。

次に、この川崎での地域運動がどういうものだったかを見て行く。『民闘連ニュース』第13号(1976)の「在日韓国人の地域実践活動報告 川崎における地域活動の歩み そのはじめから現在まで」では、次のように述べている。

74年4月28日、日立闘争を推進してきた韓国人青年が中心になって、日立の問題を地域に訴えようと、川崎教会で地域集会がもたれた。これが地域活動の始まりである。そこでは保母が「差別にまけない子にするために同胞子弟の民族教育がどうしても必要である」と報告した。また、地域の同胞住民から、児童手当が「外国人」に支給されないのは、差別なのかとの質問があった。青年たちは地域集会での質問と要求を大きな課題と受けとめた。

74年6月19日、横浜地裁で日立就職差別裁判の勝利判決があり、青年たちには大きな励みとなった。6月30日、川崎であった「日立糾弾川崎集会・民族差別裁判完全勝利」の集会の後、行政差別に対する具体的な取組みが開始された。7月15日、川崎教会、桜本保

---

先生がこんなことを言いました。『私達の教育は自分達の持っている既成価値体系の中に、被差別者を引き上げることではない。そうではなくて、自分の囲りに抑圧を受けている民衆がいる、かれらの踏まれている痛みが自分がかかわった時に、自分達がこれでいいと思っていた価値体系そのものに、まちがいがあること気づくだろう。』。しかし、フレイレは被抑圧者にもよい言葉を投げかけています。『被抑圧者は自分達のことばかり考えたら、人間として転落する。どういうふうに転落するかといえば、自分達が支配者の価値体系の中に自分自身を位置づけるようなエリートコースを歩んで、そして、登りつめたとたんに自分達の仲間を切っていくりする。“差別があるなんて、とんでもない話だ。差別なんて、なまけ者が言う言葉だ。”という発言をする。それ故に“される者”も“する者”も共に人間になっていくことが大切である。』。こういう最高の目標をわれわれがきちっと民闘連運動の中で設定しなくてはならないと思います。これは、われわれが日本人と共に共闘していく原点であります [30号 1980 : 39] とも言っている。



育園、朴君を囲む会の在日韓国入部会等の 5 団体の名で公開質問状<sup>79</sup>を川崎市に提出した。予想に反して、川崎市は来年度より実施すると、5 団体の代表に回答があった。そのため、行政差別撤廃を地域住民を動員した大衆運動にするという計画は実現できなかった。

そこで、条例化を市議会に請願するための署名集めを通して、問題をより広く地域住民に広めようと考えた。青年たちは、公営住宅の入居資格、児童手当の支給を実現させるべく、個別訪問を開始して、署名集めをしながら、より地域の現実を把握することを試みた。地域には「ひとりぐらしの老人、共稼ぎをせざるを得ないなかで放置されている子供達、生活保護を受けざるを得ない人々、同胞の密集するスラムの悪循環、なかでも、学校や家庭から疎外された子供の姿が目についた」など、様々な問題が存在していた。同胞の子供たちは、日本人の子供たちからも疎外され、「民族差別は子供たちの世界にも色濃く存在し、子供たちの精神形成に少なからぬ影響を与えていた」。青年たちは、より地域に密着しようと考え、同胞が集住している池上町で、8月から12月まで週2回、子供会活動を続けた。その中、74年9月に朴君を囲む会は日立闘争の完全勝利とともに解散した。それとともに在日韓国入部会は「川崎・在日同胞の人権を守る会」（以下「人権を守る会」という）となり、川崎における地域実践の母体としての歩みをはじめた。池上町の子供会活動は、人権を守る会が弱体であったことと、子供会を続ける場所の確保ができなかったことから、継続が困難となった。

75年2月9日、1回目の地域住民集会在「差別行政の撤廃を！」「人間らしく生きるために」というスローガンで開かれた。そこで、市からの説明の後、地域のオモニたちは、民族保育を模索していた桜本保育園を卒園した子供たちが、本名を名乗ることによって、明るい性格となったと話した。また、民族保育、民族教育の大切さを訴えた。3月30日の地域住民集会では、市から、条例化したことの報告と手続等についての説明があった。そこで、川崎市全域に住む在日韓国・朝鮮人に対して児童手当が支給される旨の案内を送付することを要求したのに対して、市がすぐに受け入れ、即日実施された。

在日大韓基督教川崎教会が当初無認可の保育園として発足させたことも含めて、社会福祉法人青丘社桜本保育園は8年目になった。川崎の地域実践は、桜本保育園の活動と、教会活動の基盤に負うところが大きい。保育園では日常の保育を通し、差別に負けない子供にするための努力が続けられ、同胞子弟の子供に本名を名乗らせるという園の方針を貫くようになった。保母たちは本名で小学校に行けるように、親を説得し、学校へ働きかけを行った。

その中であって、「教会はより開かれたものとしての地域への関りを求め、保育園は卒園児を見守る体制を欲していた」。そして、人権を守る会の青年たちは「同胞子弟を対象とした地域における民族教育を実践しようとしていた」。このようなニーズが、後述する青丘社・桜本学園を生むようになった。川崎の実践基盤は、教会と保育園、そして同胞と日本人の青

---

<sup>79</sup> 1974年7月15日：児童手当支給、市営住宅入居について市長宛てに要望書提出、同7月30日：川崎市第一次回答で改正実施を約束、75年1月11日：市営住宅入居資格の国籍条項撤廃される、同3月14日：市議会、児童手当の外国人への支給を条例化 [川崎地方自治研究センター1990：51]。

年たちの実践グループの 3 つの柱から成るようになった。さらに、園児および卒園児のオモニが中心となってできた「子供を見守るオモニの会」も地域の実践をすすめる上で大きな存在となった。

75 年 4 月 16 日、桜本保育園の卒園児や地域の同僚子弟の民族教育の場を保障し、また、低学力の克服と人間性豊かな子供に育てるという趣旨で、日本人子弟をも含めた青丘社・桜本学園が発足した。小学校 1 年から中学 3 年まで 60 人の子供が集まった。76 年 4 月からは、小学校低学年（1 年～3 年）を対象とした市からの委託事業である学童保育「ロバの会」が発足した。この報告時点で、子供総数が 80 名を超え、教師は韓国人・日本人の青年を含め、40 人を超えた [13 号 1976 : 7-10]。

こうした川崎における在日韓国人の地域運動の形成には、日立闘争で共に闘って来た日本人グループが作った神奈川朝問研の力強い連帯があった。また、人権を守る会、川崎教会、桜本保育園などの在日韓国人のグループと、民族差別と闘う神奈川キリスト者連絡会及び公立学校の教師グループを中心とした日本人グループとの間に「地域の問題を考える連絡協議会」が組織化された [創刊号 1975 : 31]。

人権を守る会事務局長の朴世一は次のように述べている。人権を守る会は闘争の場を地域に設定して、在日同胞の具体的な問題（就職・行政・教育における差別）に対して、朝鮮人側の力量がプラスになるように運動を進めて来た。そこで、民族の主体性は「抽象的に歴史や文化を知るのではなく、自分自身の生き様を問題にし、この地域での生活または活動することによって獲得される」ことを明らかにした。76 年 1 月 18 日に、人権を守る会の全体集会があり、会員 30 名が出席した。そこで、人権を守る会は桜本保育園保母、桜本学園教師、川崎教会教会員・青年会員、それに地域で共に闘う同胞によって会が成立することを確認した。人権を守る会には、運動に反映させるためのプログラムとして、①韓国語教室の充実と読書会の設置、②同胞だけの話し合いの場の設定、③桜本保育園と桜本学園の充実・発展、そして児童手当のような在日同胞の諸権利獲得のための努力、の 3 つがある。同胞だけの交流の場を毎週土曜日夜 8 時から 10 時頃までに設定した。また、地域に住む同胞と日本人が水曜日の夜 10 時から在日同胞の集住地域である池上町で、地域の運動や共闘を模索しながら、地域の個々の子供について話し合い、対策を練っている [8 号 1976 : 10-12]。

また、78 年の第 4 回民闘連全国交流集会の第 1 分科会報告において、民闘連では、民族文化言葉の注入だけでは、必ずしも在日韓国・朝鮮人の民族主体が確立したとは言えないとしているが、どのように民族主体を作っていくのかとの質問に、李仁夏は、「川崎の桜本学園の実践などを含めて、日常生活の中から民族差別と闘う主体を作ってゆくことが大切である。温室の中の民族教育ではなく、闘いの中での民族教育を作ってゆくことが大切ではないのか」と述べた [29 号 1979 : 35]。

このように、李仁夏は、在日韓国・朝鮮人の民族主体は民族文化言葉の注入だけではなく、闘いの中で民族教育を作ることが大切であると、実践的な民族教育を主張していた。

## (2) 尼崎市の差別行政撤廃要求運動

『民闘連ニュース』創刊号(1975)の「民族差別と闘う兵庫県連絡協議会 尼崎市の差別行政撤廃要求運動で勝利する！——児童手当支給・公営住宅入居資格」では次のように述べている。

尼崎市における在日韓国・朝鮮人への児童手当支給・公営住宅入居資格に対する差別行政撤廃要求の運動は、74年10月に在日大韓基督教武庫川教会、同教会青年会、尼崎在日同胞の人権を守る会（以下「尼崎人権を守る会」という）の3団体によって起こされた。74年10月17日、上記3団体名で尼崎市市長宛に公開質問状を提出することで交渉が開始された。

尼崎人権を守る会は、「兵庫県下あるいは関西の民主的在日韓国人グループ、日本人グループに連帯の呼びかけを行い、14団体を糾合するに至った」。74年12月の第2回尼崎市との交渉では、この14団体<sup>80</sup>の名によって、先の公開質問状を補足する新たな公開質問書を提出した。

第2回目の交渉で、市は児童手当等の条例化に際して日本人と支給内容・条件を同等にすると確約した。しかし、市は75年3月の議会で、児童手当について第4子から1500円という日本人への支給とはほど遠い内容で条例を上程し可決された。

このため、「民族差別と闘う兵庫県連絡協議会」（以下「兵庫民闘連」という）は、4月17日に、市に「抗議」し、そして「要求書」を市に提出して是正を求めた。これに対して市は、「第4子から一人1500円」としたのは「国が昭和47年から児童手当を支給する前、昭和44年から市独自に実施してきた条例によって実施した」と弁明し、「次回において市の最高責任者の出席のもとに最終的な回答をしたい」ということで、第3回目の交渉は終わった。

そして、5月9日、第4回目の対市交渉が尼崎市公民館で午後7時より開始された。今回の交渉には、川崎から在日韓国人、日本人の計12名が参加した。交渉には兵庫民闘連のメンバーを中心に、京都、大阪からの参加者もあり、約100名に及んだ。市からは、早崎憲人社会福祉局長以下12名が出席した。

「交渉の冒頭に、仙台、川崎、名古屋の支援団体からの抗議文が朗読された」。交渉では、兵庫民闘連側が前回の確認事項・質問事項を糺すことから始まり、「児童手当の支給額が日本人は第三子から4000円、在日外国人へは第四子から1500円という格差支給が差別であると認識しているのか否か」を市に問い、文章による回答を求めた。これに対して、市は「①児童手当法に差別があることを認める。②市行政当局に実態的差別があることを認める」と回答した。

民闘連側は早崎局長に再度文章による是正の回答を求めたところ、局長は「昭和51年度

---

<sup>80</sup> 「在日大韓基督教武庫川教会、在日大韓基督教武庫川教会青年会、尼崎在日同胞の人権を守る会、在日韓国基督教教会館 [KCC]、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会、在日韓国人民懇談会、在日外国人の人権を守る会、阪神医療生活協同組合、朴君を囲む会尼崎連絡会議、部落解放同盟神崎支部、尼崎市職員部落解放研究会、西宮市朝鮮史入門会、新しい教師の会 [NTA]、日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」 [創刊号 1975 : 3-4]。

実施を目途として前向きに検討する」と回答した。これに対して民闘連側は「今後一年間、差別実態を放置し維持することは許せない」と糾弾した。これに対し、市は、是正には一年間の猶予が必要と言い、民闘連側との対立が続いた。民闘連側は責任ある回答を得るために、助役または全局長の出席を求めた。交渉は深夜 2 時に至り、早崎局長は野草助役に出席を求める電話をしたが、助役からは「幹部会を招集した後に結論を出す」として出席を拒んだ。

10 日午前 8 時 30 分に登庁した野草平十郎助役を交渉の場につかせ交渉が再開された。助役は「新たな予算を組めない」と要求を拒否していたが、午後 1 時になって「昭和 50 年 4 月 1 日施行の本市児童手当支給制度について実態的差別があることを認め、日本人と同等に支給するよう、支給額、支給要件、児童居住要件、遡及適用（50 年 4 月 1 日より）について幹部会において協議し、9 月市議会に提案する」<sup>81</sup>と文章で回答した。これで 16 時間に及んだ徹夜交渉は民闘連側が勝利し、川崎市に次いで差別行政の撤廃を果たした〔創刊号 1975 : 3-16〕。

全国的に高まっていく差別行政糾弾の中で、川崎に次いで尼崎においても差別行政撤廃の闘いが勝利した意味は大きい。勝利した要因は兵庫民闘連の結成と、全国の闘う仲間との連帯にあった〔同 : 3〕。

なお、9 月 29 日に「在日韓国・朝鮮人への、児童手当の支給が、尼崎市議会において正式決定をみた」〔4.5 合併号 1975 : 37〕。

経験的な方法論の具体的な項目について、尼崎市の事例を調べてみると次のようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が市側<sup>82</sup>と団体交渉

尼崎人権を守る会は在日韓国人や日本人による 14 団体を糾合して兵庫民闘連を結成し、尼崎市と交渉を行った。

- ・経験がある先輩格が参加

上記 14 団体には部落解放運動を行っている部落解放同盟の地方組織が入っていた。また、5 月 9 日から 10 日にかけての第 4 回目対市交渉には、川崎から日立闘争経験者が参加した<sup>83</sup>。

- ・運動の拠点があった

上記 14 団体には在日大韓基督教武庫川教会、在日韓国基督教会館（KCC）など、拠点がある団体が参加していた。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

キリスト教会組織が参加していた。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

---

<sup>81</sup> 〔創刊号 1975 : 6〕では「草野平十郎助役」となっていたが、〔仲原・藤川 2015 : 51〕には手書きの回答文が掲載されており、助役名は「野草平十郎」となっていた。本稿では「野草平十郎」に修正するとともに、回答文も 40 年誌〔仲原・藤川 2015 : 51〕を参照した。

<sup>82</sup> ここでは、「相手企業」を「市側」と変更した。

<sup>83</sup> 2017 年 10 月 23 日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫からの聞き書きによれば、日立闘争経験者である裴重度や山田貴夫が参加していた。

民闘連側が尼崎市に公開質問状、公開質問書、要求書を提出して交渉を行った。また、民闘連側は文章回答を要求し、野草平十郎助役が文章で回答した。

- ・ 具体的証拠を持って交渉する

在日外国人に対する児童手当支給・公営住宅入居資格における差別行政という事実に基づいて交渉した。

- ・ 暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

公開質問状、公開質問書、要求書を市に提出するとともに、団体交渉で解決した。

以上のように、尼崎市の行政闘争でも、日立闘争の経験的な方法論の具体的な項目を同様に満たしていた。

「一兵庫一 尼崎市との第 8 回交渉 一第二期行政闘争一」では、次のように述べている。75 年末より第二期の行政闘争に入った。兵庫民闘連は、9 月市議会で「在日韓国人」への公営住宅入居資格、児童手当の支給が条例化された後の 10 月 17 日に、「局長以上の出席による交渉要請について」の申し入れ書を市に提出して「在日韓国人朝鮮人に対する行政の基本姿勢を明らか」にすることを要求した。これに対して、市は 11 月 10 日に「市の基本姿勢は昨年末のべてきたとおりで、意を用いて対応するので、交渉の必要はない」と文書で回答した。76 年 1 月 30 日の第 6 回目の交渉で、兵庫民闘連は「民族差別行政撤廃についての要求書」を提出し、「①民族問題に関する市行政の総合担当部局を設置されること、②民族差別撤廃に関する行政の基本方針の樹立については双方との話し合いによって、つみあげられること、③民族差別に関する調査ならびに市民への民族問題の自覚を促がす施策を講ぜられること」を要求した。この日の交渉の結果、市と「民族差別の実態については、今後とも認識を深め、具体的な問題については、今後とも貴協議会と話し合いたい」との文書確認を取り交わした。7 月 6 日、尼崎市との第 8 回交渉には、市の木和田企画調整局長以下 8 名と兵庫民闘連の約 20 人が参加した。この日の交渉で確認された事項は、「①市報『あまがさき』に韓国・朝鮮人問題をシリーズで連載する」、「②民闘連と市との定期懇談会」を持つということであった。なお、尼崎人権を守る会を中心に、地域の実践として「塾活動」が始められた [13 号 1976 : 10-12]。

### (3) 川崎市の民族差別撤廃運動

『民闘連ニュース』第 17 号(1977)の「一川崎一 就学案内要求と奨学金制度の民族差別撤廃運動」において、次のような記載がある。1976 年の 11 月 24 日と 12 月 18 日に、川崎の社会福祉法人青丘社・桜本保育園で「就学案内を要求する集い」があり、川崎市教育委員会が同席した。「集い」には、川崎の地域実践グループである「川崎在日同胞の人権を守る会」、桜本学園の教師、オモニの会、桜本保育園の保母と父母が出席した。教育委員会から、指導課長、企画調整課長など 5 名が出席した。「集い」のきっかけは、新年度に小学校に入学する日本人家庭には「入学期日学校指定通知書」が市から送られてくるが、在日韓国・朝

鮮人家庭には、外国人であるという理由で連絡がないので、市に入学案内を出すように要望しようとしたことであった。この市教委との交渉の席上、父母より、「川崎市には、入学支度金と奨学金制度があるが、在日韓国・朝鮮人には適用されていない」という指摘があり、それが発端となって奨学金制度等の民族差別撤廃運動が起こることになった。

入学支度金と奨学金制度<sup>84</sup>は、要保護家庭の子弟が対象とされ、民生局の担当である。桜本学園に来る子供達には、その対象となる子供が多かった。「集い」の席上で、川崎の実践グループによって「川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会」<sup>85</sup>（以下「委員会」という）の設置が決定された。数回の委員会を経て、委員会の代表である李仁夏および君島洋三郎<sup>86</sup>の名前で、77年1月14日に川崎市長と民生局長宛に「奨学金や支度金が支給されていないということこそ、川崎市における民族差別行政である」として公開質問状<sup>87</sup>を提出した。1月31日に、市から回答文が提示されたが、「差別を認め改正するというものではなく、財政上困難であり、国に対し要請をしつつ検討をする」という内容であったため、委員会は回答を市に付き返して、再度交渉をすることにした [17号 1977: 4-7]。

『民闘連ニュース』第19号(1977)の「在日韓国人の地域実践活動報告 一川崎一 奨学金闘争がめざすもの」では次のように述べている。

2月18日に、地域の拠点的な建物である韓国教会の礼拝堂に、地域住民と実践グループに関わる人々80名が結集するなかで、市と交渉を行った。市側からは民生局厚生部長、課長、係長の三名が回答文を持って出席した。市側が読み上げた回答文に対して糾弾が始まった。市側は「差別撤廃に向けた具体案を提示することと、質問状の三項目について回答すること」を約束して、第1回目の交渉は終わった。

3月7日に、市の課長と係長の2名が出席し、委員会側40名が参加する中で2回目の交渉を行った。この席上、委員会側が「地域の日本人中学生が経済上の理由で進路に悩み、自殺をはかった事実」を市側に突きつけ、このように「入学支度金、奨学金制度から排除された在日韓国・朝鮮人子弟のなかから出ないともかぎらない」と指摘した。しかし、交渉は継続となり、3月末の交渉に局長が出席し、実施にむけた具体的な時期を明示するという「確

---

84 「問題の奨学金制度は、要保護世帯……の児童を対象にした、入学支度金（小・中学校入学者には1万5千円以内、高校入学者には5万円以内）及び、奨学金（高校生を対象に月額5千円）の貸付をするという制度であるが、事実上の「国籍条項」を設け、在日韓国・朝鮮人が排除されている」 [19号 1977: 11]。

85 「『川崎市における奨学金制度の民族差別を糾す委員会』（在日大韓基督教川崎教会、社会福祉法人青丘社、桜本保育園、学習塾・桜本学園、学童保育ロボの会、在日同胞の人権を守る会、子供を見守るオモニの会等）が組織され、代表者に、李仁夏牧師（在日大韓基督教川崎教会、桜本保育園々長）と君島洋三郎牧師（日本基督教団生田教会、民族差別と闘う神奈川キリスト者連絡会世話人）のふたりが選出され、同時に各グループからも委員が選出され、事務局が設定された」 [19号 1977: 11]。

86 日本キリスト教団生田教会の君島洋三郎牧師は、74年11月に発足した「民族差別と闘う神奈川キリスト者連絡会」の代表である。連絡会はその頃に川崎でスタートした「地域の問題を考える連絡協議会」の構成団体である [創刊号 1975: 35]。

87 『民闘連ニュース』第17号に77年1月14日付の川崎市長および川崎市民生局長宛での公開質問状 [17号 1977: 5-6] と2月付の川崎市議会議長および川崎市長宛での請願書 [17号 1977: 6-7] が載っている。

認書」を市側が提出して、この日の交渉は終わった<sup>88</sup>。

新たな民族運動を模索するために、この2回の交渉の都度、川崎の実践グループは「情宣ビラをまくと同時に、ポスター、立て看板を地域に貼りめぐらし、地域をブロック割にしたこまやかな家庭訪問を続けた」。また、内部討議資料「民族差別とは何か」を基に学習を続けた。

委員会は77年3月8日付で伊藤三郎川崎市長宛てに、基本的見解を3月26日までに文章で示すように「要望書」<sup>89</sup>を提出した [19号1977:11-14]。

これに対して、3月26日付、川崎市長から李仁夏および君島洋三郎宛ての「在日韓国・朝鮮人の基本的人権の保障について」<sup>90</sup>という文書において、市長の「基本的考え」を示した [20号1977:14]。

経験的な方法論の具体的な項目について、この川崎市の事例を調べてみると次ようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が市側と団体交渉

当事者が含まれているだろう川崎の地域実践グループが委員会を組織し、川崎市と団体交渉を行った。

- ・経験がある先輩格が参加

日立闘争の「朴君を囲む会」で世話人であった李仁夏が委員会共同代表となっていた。また、「朴君を囲む会」の在日韓国人部会が前身であった「川崎在日同胞の人権を守る会」が委員会に参加していた。

- ・運動の拠点があった

委員会に川崎教会、社会福祉法人青丘社、桜本保育園などが参加していた。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

李仁夏が川崎教会の牧師、君島洋三郎が日本キリスト教団生田教会の牧師であり、共に委員会の代表であった。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

川崎市に「公開質問状」を提出し、市から「回答文」をもらった。団体交渉では「確認書」

---

88 「77.3.28 要保護所帯奨学金、入学支度金等の条例改正（国籍条項撤廃）請願、本会議趣旨採択」 [伊藤1997:54] とある。

89 『民闘連ニュース』第19号に要望書 [19号1977:13-14] が載っている。

90 文書の中に、「私は、このまちに居住・通勤・通学する者はもちろん、単に財産を保有する者についても等しく「市民」と考え、それぞれにおける市民的権利と義務を平等にすべきであるとの基本的立場に立っております。したがって、川崎市における基本的条例としての『都市憲章（案）』についても、一切の差別と不平等を除外した内容として示しているところであります。「残念ながら、この都市憲章は、条例として制定されるまでに至っておりません。しかし私の市政に対する基本的な考えとしては生き続けているものであり、少なくともこの憲章案に示された方向を実現することが私に課せられた任務であるとの考えは、何等変わっておりません」。「川崎と、在日韓国・朝鮮人との歴史的な友好・親善関係をさらに発展させ、市民福祉の向上をめざして一層の努力を続けていくために、皆さんの御指導と御協力をお願いいたします」と述べられている [20号1977:14]。

を市からもらった。また、川崎市市長宛てに「要望書」を提出し、市長から「基本的考え」を文書でもらった。

- ・ 具体的証拠を持って交渉する

要保護所帯奨学金、入学支度金の支給に事実上の「国籍条項」を設け、在日韓国・朝鮮人が排除されているという事実を基に交渉した。

- ・ 暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

公開質問状、請願書、要望書を市に提出するとともに、団体交渉で解決した。

以上のように、民間企業だけではなく、民間連による尼崎市および川崎市に対する行政闘争でも、前に示した日立闘争の経験によって会得した経験的な方法論の具体的な項目を同様に満たしていたことを示した。

## 5. 在日韓国・朝鮮人子弟の地域教育活動

本章では、地域での重点活動となった、大阪、兵庫、川崎における在日韓国・朝鮮人子弟の教育や見守り活動についてまとめるとともに、関西と川崎の特徴を明らかにする。

### (1) 大阪

1975年の第1回民間連全国交流集会で、「考える会」の館宗豊は「〔第3分科会報告〕入学差別・進路保障等 日本人学校での教育問題」で次のように述べている。大阪では「考える会」を中心として、大阪市同和教育研究協議会・大阪府同和教育研究協議会の中の在日朝鮮人教育部会や大阪市外国人教育研究協議会が、日本人学校に在籍する朝鮮人生徒の教育の問題に取り組んでいる。「これらの組織は、部落解放教育を進める中で、在日朝鮮人問題が見えてきた教師が集って作ったものであり、これが大阪の特徴と言える」。

具体的な取り組みによって、大阪市教育委員会が「1年間の教育方針の中に在日朝鮮人の教育」をあげるようになった。教育現場では、朝鮮を正しく教えるようにしており、教科外でも「関東大震災」、「7・4 南北共同声明」、「阪神教育事件」などを教材化して教える取り組みをしている。また、通名使用の子供たちに本名を名のらせ、本名で呼ぶようにしている。その他にも「大手前女子短大の差別事件」などに取り組む、また大阪市や府の職員採用の国籍条項を撤廃させた〔4.5 合併号 1975 : 15-16〕。

76年の第2回民間連全国交流集会において、大阪市立中川小学校教師の館宗豊は実践報告「一大阪― 民族差別と闘う諸組織」で、次のように述べている。

大阪は他地域と比べ、早くから民族差別と闘うグループがあり、それぞれ共闘協力関係にあった。そして、各グループが日立闘争に関わり、日立闘争以後に連絡し合う体制を作った。大阪では、「在日韓国人の組織は KCC（韓国基督教会館）、教会青年会、教会婦人会等で、日本人の組織は在日外国人の人権を守る会（牧師中心）、大阪市外国人教育研究協議会（教師の組織で後に大阪市同和教育研究協議会の在日朝鮮人教育部会が統合された）、日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会等」の民族差別と闘うグループがある。



在日韓国人・朝鮮人の密集地域である生野区旧猪飼野地域で、同地区内にある KCC を中心に地域問題研究会（地域研）を作って活動してきた。地域研は川崎を参考に児童手当、公営住宅入居権について、同胞家庭を一軒一軒回り署名活動を行いながら、地域の問題を発掘した。この中で、「地域内に保育所がたりない、アボジ、オモニが子供の教育に強い関心を持っている」ということが分かった。大阪の教師が学校教育の中で本名を名乗る取り組みをしている。

大阪の教師による朝鮮人生徒の教育に対する取り組みは 7 年から 8 年の歴史がある。この中で重要なものとしては、大阪市教育委員会に対して、教育指針に朝鮮人教育に関する項目を入れさせたことである。内容は「①朝鮮人生徒に民族的自覚を持たせるよう教育する。②日本人生徒には偏見を持たせないよう教育する。③朝鮮人生徒の進路保障のとりくみをする」であり、この具体化のため、各学校で本名を名乗らせる取り組みをしている [14 号 1976 : 27-30]。

78 年、第 4 回民関連全国交流集会の第 2 分科会分散会 A 報告「教育行政闘争をどうすすめるか」で、「大阪考える会の杉谷先生」は朝鮮問題に 10 年関わってきたが、「大阪の場合は、運動が続けられたのは、部落解放運動の流れがあったからで、それによるところが大きい」と述べた [29 号 1979 : 37]。

76 年の第 2 回民関連全国交流集会において、トッカビ子供会の徐和明は実践報告「一八尾一 民族差別と闘うオモニと青年 トッカビ子供会」で次のように述べている。トッカビ子供会は 74 年 10 月に発足した。その要因は、①差別の実態があり、その中で、子供たちの非行や低学力の問題があった、②地域に部落解放同盟安中支部があり、その運動にトッカビ子供会のオモニが間接的に関わってきたことである。

75 年 5 月に、「“教育を守る会” の民族部会として解放同盟の傘の中に入った」。それは、子ども会が大きくなるにつれて、その「オモニの会だけでは本当に子供たちの将来を見つめることが出来ない、もっと地域的な、もっと奥に広がっていくものを同胞の中にもつ必要がある。それは、アボジ、子供を持っていない人、老人、青年という地域全体の同胞の組織が必要だということで、“親睦会” というのが出来ています。そういうオモニの会とか親睦会が一定の段階にくるという時期になって、地域の同胞団体との関係がまずくなる」ということもあり、これに対する「一つの隠れみよ的なもの」という意味と、もう一つは、部落解放同盟の「つぶしかけの建物」があり、それを使用できるということがあった。トッカビ子供会は部落解放同盟の中にある訳ではなく、指導、援助をしてもらっているという形になっている。

76 年 6 月に、八尾市の教育委員会に、「解放同盟の教育部交渉の中の項目」として二つの要求を出した。一つは、在日朝鮮人教育に対する指針を出すこと、もう一つは、トッカビ子供会に資金援助をすることであり、どちらも獲得することができた。交渉ではオモニの貢献が大きかった [14 号 1976 : 25-27]。

79 年の第 5 回民関連全国交流集会において、第 3 分科会（教育全体会）では、八尾の安

から安中地区の実態の説明があった。「部落解放運動の成果があがっているところで目覚めていった在日朝鮮人が、そこから彼等との交友関係を保ちつつ、在日朝鮮人の運動としての歩みを進めてきた。それは、はじめに高校生友の会に入り、被差別部落の闘いに参与するなかで、結果としてそれが朝鮮人問題であることを認識するようになった」。そして、「子供を見守るという体制作りを心がけて来ている」[30号1980:52]。また、第3分科会(分散会A)では、八尾市のトッカビ子供会から報告があった。「部落子供会が闘いに含まれその関係が連帯という形でスムーズにいつている。また部落子供会から大きな影響を受けつつ、独自の朝鮮人の子供会を進めるようになった」。学校としての連絡体制が地域の中にできているが、「本名宣言をする子供を支えていく体制の強化」の必要性も強調された[30号1980:52-53]。

79年の同交流集会の在日韓国・朝鮮人部会において、八尾のトッカビ子供会の徐正禹が民族別交流会発題「進路を保障する民族教育をめざして」を行った。トッカビ子供会は、部落解放運動に刺激されて、民族差別との闘いをはじめた。徐は八尾の安中という被差別部落の中に住んでおり、「高校一年まで部落解放運動ばかりをやっていて、いつ自分の問題にあたるかびくびくしていた」。最初に、徐に対して運動を指導した人は徐を総連に連れて行ったが、総連では現実の差別について「全然受けつけてくれなかった」し、政治論議ばかりをやっていた。そういう人たちは、同胞の中の「特権階級」や「パチンコ店や中華料理店を営んで喰っている人」に限られる。「本当の同胞の民衆ができる闘い、それらの人のための文化、民族的自覚ということをもう一度洗い直さなければならない」と思っている。

トッカビ子供会を5年間やってきたが、「日本人だけを糾弾していく運動は結局だめに」なる。自分が成長するような運動でなければならないと思うようになった。その意味で、トッカビ子供会では「進路保障のない民族教育」はおかしいということでやってきた。「高槻六中の子供会」をやっている先生から「私たちの力不足です。進路保障がなされなかったのは私達の責任です」と聞かされたが、むしろ、子供たちを迎い入れて仲間として生きていくのは同胞の責任である。「ウリマル(自国語)」を学ぶということを「より具体的に生活と結びついたところ」で結論を出していかなければならない。差別・抑圧に従順になるという人は同化された人間だと思ふ。韓国籍・朝鮮籍に拘わらず、ウリマルを話せて、祖国のことをよく知っている人たちにも、同化された人はたくさんいる。「闘いを抜きにした民族の動向もあり得ない」[30号1980:60-62]。

同交流集会の全体会で、高槻ムクゲの会は「決意表明」として次のように述べた。高槻ムクゲの会は8年前にでき、高槻市教育委員会の社会教育部体育青少年課に属している。部落問題のように市の中の専門のポストとしてムクゲの会を位置づけさせたい。「成合という戦前に強制連行されてきた朝鮮人でつくられた集落の歴史の編さん」<sup>91</sup>を今やろうとしてい

91 「成合における在日朝鮮人の生活史」合同編集委員会編『こんなんして生きてきたんや —成合における在日朝鮮人の生活史—』(1980)を参照のこと。同様に、高槻むくげの会は『高槻の韓国・朝鮮人実態調査報告書——生活、環境、労働、健康、教育』(1984)を発行した。そこには、「高槻むくげの会は、1981年4月から1年間、市内に居住する在日韓国・朝鮮人の『生活・環境実態調査』を実施した。また

る。また、週に1回、朝鮮語の学習を行っている [30号1980:67-68]。

## (2) 兵庫

「教育実践報告 講演 在日朝鮮人教育の一つの指針(1)」では次のように書かれている。県立尼崎工業高校教諭の中谷豊は75年12月7日に川崎で「在日朝鮮人の就職・進学問題を考える集い」で講演を行った。尼崎工業高校は、全校生850名の中で「在日朝鮮人・韓国人生徒72名と混血の生徒も入れて80名ぐらい、部落出身の生徒もだいたい同数」いる。

71年に、在日朝鮮人・韓国人生徒の進路保障の取り組みで調査を行った。卒業する生徒280人に対して2千社余りの会社から応募があった。そこで、これらの会社に在日朝鮮人生徒を採るかと問うと、70たらずの会社がかろうじて「在日朝鮮人でも採ってもいい」ということだった。

72年になって、「高砂熱学」という大手会社から求人が来たので、就職担当の教師が、「おたく部落の子供を採りますか、在日朝鮮人をとりますか」と問うと、「部落の子はちょっと解りません。帰って連絡します。在日朝鮮人の子供はお断りします」と答えた。また、「部落の子供についても、昨年度何も差別してないのに、差別的な事があったんではないかと職業安定所から文句言われている。こちら、迷惑している。そんなややこしいことあるのなら、あらかじめ部落出身者とわかっておれば遠慮して下さい」という。この二つの件で、高砂熱学の糾弾闘争に入ってしまった。その糾弾会の席上、重役が、「日本人で間にあっています。アメリカ人やスウェーデン人とは技術協力はしますが、第三人はいりません」というので、厳しく糾弾した。「部落解放同盟が『朝鮮人を差別する会社は部落をも差別する』と明確に指摘する中で、半年後会社が全面的に自己批判」した。その結果、「部落出身の子1名、在日朝鮮人の子1名・日朝混血の子1名・沖縄出身の子1名・一般の日本人の子1名という生徒を一括に高砂熱学に就職」させることができた。その後、翌年1人、翌々年2人の在日朝鮮人生徒が入社している [7号1976:1-4]。

76年の第2回民間連全国交流集会において、兵庫民間連は「一兵庫一 兵庫民間連実践報告」で、次のように述べている。「尼崎・在日同胞の人権を守る会」は「運動それ自体ではなく、同胞との接触の中に自らの基盤を求めべく」、地域活動に行動の軸を移した。そこで、「子供会一塾活動を自らの存在をかけた中心的な課題」として「うさぎ子供会学習塾」を立ち上げた。

尼崎市は当時人口約50万人で、在日韓国・朝鮮人の同胞は約1万5千人であった。活動地域には同胞世帯数が約80戸あり、朝鮮初級学校および総連の分会がある。同胞の組合員が多く入っている阪神医療生活協同組合が介在することによって地域住民および同胞との信頼関係をもつことができた。塾の子供は小学校1年から中学校2年までの17名、韓国人

---

1983年8月には、韓国・朝鮮人の集住地区の成合で実施された『住環境と住民の健康調査』に全面協力した。この二つの『実態調査』は、それぞれの動機は異なっているが、ともに韓国、朝鮮人の被差別実態を科学的に明らかにするのが目的であった [高槻むくげの会1984:1] と記載されている。

8名と日本人9名であり、教師は韓国人9名、日本人2名である。子供の中に未解放部落出身者がいる [14号 1976 : 30-33]。

78年の第4回民闘連全国交流集会において、第2分科会の分散会A「教育行政闘争をどうすすめるか」で、兵庫民闘連は「尼崎市内小中学校ではほんのわずか、高校では多くの朝問(文)研サークルがあるが、それは部落解放教育の延長上につくられたもの」と報告した [29号 1979 : 29]。

79年の第5回民闘連全国交流集会最終日の「全体会」で以下の決意表明があった。兵庫民闘連・教育共闘会議には尼崎の三つの高校の朝問研とそれに関わっている教師が来ている。72年の闘いから作られた朝問研が放置されたままになっており、再建したいと考えている。近く of 被差別部落の上島支部に支えられた解放研の力が大きく、いまだにやり続けている。その解放研に依拠して朝問研を作ってきた。しかし、卒業後の受け皿が問題であり、受け皿を求めたが、うまくいかなかった。民闘連の人と話すことによって、民闘連のようなところに生徒をつないでいかなければいけないと思った。「解放同盟の部落」でも「最後には支部の兄ちゃんたちが支えるのです」 [30号 1980 : 66]。

### (3) 川崎

76年の第2回民闘連全国交流集会の「教育全体会」において、桜本学園の日本人教師会から次のような報告があった。日本人は桜本学園に関わってまだ数ヶ月であり、「韓国人の運動の手伝いという意識」などがあり、韓国人青年の運動の中にあって、「疎外感や反発から負の意味での日本人意識を持つ」。実践する中で、「日本人は日本人の子供に関わっていかねばならないと自覚するようになった」 [14号 1976 : 35]。

神奈川高教組教研の「『民族差別と人権小委員会』出発にあたって」という報告で次のように述べている。「川崎支部教研(76・1・26)の中で在日韓国人の子供達の進路が特に就職において大なり小なり差別されているということ」を知り、本小委員会が生まれた。そこで確認したことは、「在日朝鮮人・韓国人の声、特にオモニ・アボジの公教育への思いを一度は聞いておく必要がある」ということであった [17号 1977 : 7-8]。

79年の第5回民闘連全国交流集会で、李仁夏は桜本保育園園長として、第3分科会全体会発題講演「民族差別と闘う桜本保育園の歩みから」を行った。

川崎には、池上町という在日韓国・朝鮮人の多住地域があり、「川崎市の生活保護予算の半分を使うような地域」であった。69年に「共稼ぎの多い家庭の子供が道ばたで放置され非行化に走りやすい地域の中で、まず教会会堂を解放して、未公認の保育所を始めることから出発」した。日立闘争を4年間闘っていく中で、「韓国人部会」を作り、日立闘争と平行して進めたことがあった。それは「地域の中に入って同胞の問題を担おう」ということである。こういう発想は日本の部落解放運動<sup>92</sup>と韓国の民主化闘争の二つから学び取った [30号

---

<sup>92</sup> 桜本保育園の保母だった曹慶姫は次のように言っている。「三人の保母と部落解放同盟の保育大会に参加しました。そこで集団主義保育と出会ったのです。運動のなかではすでに集団主義保育のことは話題に

1980 : 33-35]。

#### (4) 活動家の交流

76年の「第2回民闘連全国交流集会総括」において、兵庫民闘連（韓国人部会）は次のような感想を述べた。韓国人サイドは「昨年よりも課題、運動が着実に我々の力量として根づき前進している」。「尼崎＝うさぎ子供会、八尾＝トッカビ子供会、川崎＝桜本学園」といった「民族運動としての地域活動を発展させていくことの討議と確認がされたのは、民闘連運動にとって歴史的な出来事である」[15号1976:11]。

78年の第4回民闘連全国交流集会の「第2分科会分散会B報告」で、関東民闘連・青丘社桜本学園の原千代子が民闘連交流集会の地域教育では、ほとんど川崎の青丘社、尼崎のウサギ子供会、八尾のトッカビ子供会の人達で話をするみたいなものになったと述べた[29号1979:40-42]。このように、川崎、尼崎、八尾の子供会活動で、交流が深められていったことが分かる。

#### (5) 本節のまとめ

以上から、民闘連における在日韓国・朝鮮人子弟の地域教育活動において、関西では部落解放教育や部落解放運動と関係が強いことが分かった。例えば、大阪の特徴として、大阪市同和教育研究協議会・大阪府同和教育研究協議会の中の在日朝鮮人教育部会や大阪市外国人教育研究協議会は部落解放教育を進める中で教師が集って作ったものであり、日本人学校に在籍する朝鮮人生徒の教育の問題に取り組んでいることが挙げられた。また、尼崎市市内小中学校や高校の朝問（文）研サークルは部落解放教育の延長上につくられたものがある。県立尼崎工業高校教諭によれば、高砂熟学の「朝鮮人」に対する就職差別問題は部落解放同盟の指摘によって解決した。地域の子供会活動においても、八尾のトッカビ子供会は部落解放同盟安中支部と関係があり、徐正禹は高校一年まで部落解放運動を行っていた。一方、川崎では、地域で同胞の問題を担おうという発想は日本の部落解放運動と韓国の民主化闘争の二つから学んだとしている。

また、本節では、在日韓国・朝鮮人の子供会などの地域活動や教育問題に対応するために、その拠点があるということが共通していた。例えば、大阪では、生野区旧猪飼野地域にあるKCCを中心に地域問題研究会（地域研）を作って活動してきた。トッカビ子供会は解放同盟に指導、援助をしてもらっており、解放同盟の建物を使用していた。高槻ムクゲの会は高

---

なっていました。私自身としては新たな出会いとして感じられました。そこでは、子どものなかから『リーダー』を育ててその子を中心に『仲間づくり』をし、『差別と闘う子』を育てる、と解放保育の実践のなかから報告されていました。また、差別のために満足に教育が受けられなかった親から育てられるため、『発達の遅れ』が顕著になり差別が増幅再生産されるからと、乳児からの『発達の保障』が叫ばれていました。私は『これだ、このような保育こそ私たちの保育園にとって必要な保育理論だ』と思い、一緒に行った保母たちと喜び合い帰ってきました。私と小椋保母は、『ひまわり組』で『四人の障害児』と『クラス全体』をみる係とに役割分担し、集団主義教育をめざして子どものなかから『リーダー』を育て、民族差別と闘う『仲間づくり』をめざす保育を手探りで進めていきました。』[曹2008:125]。

槻市教育委員会の社会教育部体育青少年課に属する。兵庫県尼崎市の「うさぎ子供会学習塾」は信頼を得るために阪神医療生活協同組合を介在させていた。一方、川崎では、桜本学園を社会福祉法人青丘社が運営することになったが、在日大韓基督教川崎教会や青丘社・桜本保育園が日立闘争以来の拠点であった。さらに、民闘連全国交流集会において、これら地域の活動家の間で交流がなされていた。

## 6. 本章のまとめ

本章ではまず第 2 節で、川崎が中心となって行われた日立闘争を支援する各地の「朴君を囲む会」が発展・解消して、74 年に全国民闘連が結成され、75 年 8 月に第 1 回民闘連全国交流集会が開催されるまでの経緯を示した。その間、大阪、兵庫、関東の地域ではその地域の民闘連が結成され、それが全国民闘連に参加する形態をとった。75 年 5 月に川崎教会で開かれた第 3 回全国代表者会議において、「民闘連結成に向けた組織イメージ」は地方分権性の重要視、全国的な共闘・連帯などとし、また「具体的な交流の保障について」は民闘連ニュースの発行、実践的交流を目的とした研修会の開催を行うという、民闘連の初期のイメージが出来上がった。

次に、第 3 節で、第 1 回から第 5 回の民闘連全国交流集会の概要についてまとめた。75 年 8 月に大阪で開催された第 1 回民闘連全国交流集会で、民闘連のイメージ化として、「在日韓国人と日本人との共闘」、「全国的な情報の交換」などが確認された。

76 年 8 月に川崎で開催された第 2 回民闘連全国交流集会では、李仁夏が「開会の挨拶」の中で、日立闘争を通して、「人間の主体」や「民族的な主体」を自分の中に「きちっと」していこうということを確認し、児童手当、公営住宅の入居資格を獲得する闘いでは、単に「物とり」ではなく、「自分が本当に人間として生きられるその確認」を取りながらやって来た」と述べた。裴重度は、日立闘争勝利の教訓として、在日韓国人と日本人の共闘の成功要因の一つに、お互いに何でも言える対等の関係を作り出せたことを挙げ、指導と被指導の関係では成功は望めないと述べた。また、集会では、在日韓国・朝鮮人が入らない闘争に疑問も投げかけられていた。

77 年 10 月に尼崎で開催された第 3 回民闘連全国交流集会では、李仁夏が、本名を名乗らせたり、母国の言葉に慣れさせるだけではなく、不条理と闘っていける人間を形成していくことが、民族的主体や人間としての主体を構築していくことにもなると指摘した。また、佐藤勝巳は悪いのは行政だけではなく、その悪い行政を許している「圧倒的な日本人の存在」である。日本政府や行政を変えるには、「それを支えている日本人の意識が質的に変わらない限り永遠に問題解決はない」という重要な指摘を行った。

78 年 11 月に名古屋で開催された第 4 回民闘連全国交流集会では、集会ではじめて記念講演が設定され、金時鐘が講演した。また、「基調報告」では、在日二世以降の世代が 85% となり、帰化者や混血者の増加している状況において、既成の民族団体も在日韓国・朝鮮人の具体的な日常生活に目を向けはじめたと指摘した。この交流集会で、以下の「民闘連 3 原

則」が確認された。

- 1 在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- 2 在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- 3 在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと。

79年11月に川崎で開催された第5回民闘連全国交流集会は、93団体、約400名が参加し、今までで最も多かった第4回の156名を遥かに超えた。これは、民闘連運動がこの時点で根付いたことの一つの証拠かもしれない。この集会では「中間総括」として『特別基調報告』が出され、その著者は執筆順に佐藤勝巳、山田貴夫、裴重度、崔勝久の4人である。いずれも日立闘争の「朴君を囲む会」のメンバーであり、川崎で民闘連運動を牽引してきた人々であった。なお、「閉会の挨拶」で佐藤勝巳は日立闘争のメンバーで関東で残っている人は、李仁夏、裴重度、崔勝久、山田貴夫、高浪徹夫と佐藤勝巳ぐらいであると指摘した。

これら全国交流集会での議論は、次章で詳しく取り上げる。

第4節では、川崎市での地域実践、尼崎市および川崎市での地域行政闘争を取り上げた。まず、川崎市での地域実践では、川崎教会の牧師で桜本保育園園長の李仁夏が69年に川崎教会で保育園を始め、日立闘争を経験して、再び地域実践に至った経緯を示した。地域実践には日本の部落解放運動と韓国の民主化闘争の二つから学び取ったと李が述べた。74年6月19日、横浜地裁で日立就職差別裁判の勝利判決が下りた後の7月15日、川崎教会、桜本保育園、朴君を囲む会の在日韓国人部会等の5団体の名で、公営住宅の入居資格、児童手当の支給についての公開質問状を川崎市に提出した。川崎市からは来年度より実施するとの回答があり、行政差別撤廃を地域住民を動員した大衆運動にするという計画は実現できなかった。また、児童手当の外国人への支給の条例化を市議会に請願するための署名集めや、在日韓国・朝鮮人の集住地域である池上町で子供会活動を行うことによって地域の現状を把握した。これらを踏まえて、75年4月16日、桜本保育園の卒園児や地域の同胞子弟の民族教育の場を保障し、また、低学力の克服と人間性豊かな子供に育てるという趣旨で、日本人子弟をも含めた青丘社・桜本学園が発足した。78年の第4回民闘連全国交流集会では、李仁夏は在日韓国・朝鮮人の民族主体は民族の文化や言葉の注入だけではなく、闘いの中で民族教育を作ることが大切であると、実践的な民族教育を主張した。

川崎に続き、尼崎市において、在日韓国・朝鮮人への児童手当支給・公営住宅入居資格に対する差別行政撤廃要求の運動が74年10月に起きた。14団体が糾合して誕生した兵庫民闘連は、75年5月9日に、第4回目の対市交渉を午後7時より行った。この交渉には川崎から在日韓国人、日本人の計12名が参加した。16時間に及んだ徹夜交渉は民闘連側が勝利し、川崎市に次いで差別行政の撤廃がなされた。この尼崎市の行政闘争でも、第2章で述べた民間企業における「経験的な方法論」が同様に適用されていたことを実証した。

また、川崎では、77年1月14日に「川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会」が、在日韓国・朝鮮人が要保護所帯奨学金、入学支度金について排除されているとして、

川崎市に公開質問状を提出したことから始まった民族差別撤廃運動においても、第 2 章で述べた民間企業における「経験的な方法論」が同様に適用されていたことを実証した。

以上により、民間企業だけではなく、民闘連による尼崎市および川崎市に対する行政闘争でも、日立闘争の経験によって会得した経験的な方法論の具体的な項目を同様に満たしていたことを実証した。

第 5 節では、民闘連における在日韓国・朝鮮人子弟の地域教育活動において、関西では部落解放教育や部落解放運動との関係が強いことが分かった。一方、川崎では、地域で同胞の問題を担おうという発想は日本の部落解放運動と韓国の民主化闘争の二つから学んだという。また、在日韓国・朝鮮人の子供会などの地域活動や教育問題に対応するために、その拠点があるということが関西でも川崎でも共通していた。例えば、大阪の地域問題研究会（地域研）の KCC、トッカビ子供会の部落解放同盟の指導・援助と建物使用、高槻ムクゲの会の高槻市教育委員会、尼崎のうさぎ子供会学習塾の阪神医療生活協同組合、川崎の青丘社である。さらに、民闘連全国交流集会において、これら地域の活動家の間で交流がなされていた。



## 第4章 民闘連運動の課題と議論 ——主に70年代を中心に——

### 1. はじめに

本章は、前章に引き続き、民闘連を取り上げる。本章の目的は、1979年の第5回民闘連全国交流集会までにあった在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘や、それぞれの主体性の問題などの議論についてまとめ、考察することである。また、川崎での「日本人部会」の試みと、日立闘争から民闘連まで主要な役割を担った2人のリーダーが80年代の初めに民闘連から離脱したことを取り上げ、そこでの課題を明らかにする。

70年代の民闘連では、全国交流集会や『民闘連ニュース』などで「在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘とはどうあるべきだ」、また「在日韓国・朝鮮人と日本人、それぞれの主体性とは何か」といった議論が継続していた。しかし、いろいろな意見がある中で、そのあるべき姿として明確な解答を得るには困難がともなった。そこで、民闘連運動の中間総括として『特別基調報告』が発表された79年の第5回民闘連全国交流集会までの議論をまとめることにする。

また、川崎における「日本人部会」を取り上げる。日立闘争の際に「朴君を囲む会」の在日韓国・朝鮮人メンバーが中心となってできた「韓国人部会」が74年9月に「川崎在日同胞の人権を守る会」に名称を変更した。一方、朴鐘碩は、70年にベ平連活動を行っていた慶応大生たちに出会って、日立を就職差別で裁判に訴えることになったが、「朴君を囲む会」の事務局にその慶応大生たちが参加していた。彼らが中心となって、日立闘争が終わった後の74年12月に「日本人部会」として「神奈川朝鮮問題研究会」（以下「神奈川朝問研」という）を立ち上げた。しかし、神奈川朝問研は長くは続かず、「朴君を囲む会」事務局だった日本人メンバーが何度か別の研究会を立ち上げるということが続いた。今まで韓国人部会の活動は取り上げられることが多かったが、日本人部会については系統だっ取り上げられた例は見られない。そこで、1980年前後までに「日本人部会」などで作成した資料を基に「日本人部会」の歩みを見ることにする。そして、日本人の主体性の問題などに関連付けながら「運動」における課題を明らかにする。

日立闘争と民闘連を引っ張ってきたリーダーである佐藤勝巳と崔勝久が、80年代初めに民闘連運動から離れて行ったが、最後に、その経緯を彼らの著作を中心に見ていく。これは民闘連運動の一つの転機を示していた。本章の構成は以下の通りである。

第2節では、川崎の在日同胞青年の問題提起から始まった「在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性」の議論をまとめる。

第3節では、民闘連全国交流集会で講演した在日一世である金時鐘と李進熙の主張を示す。

第4節では、法務省入国管理局職員だった坂中英徳が1975年に最初に発表し、1977年に自費出版した、いわゆる「坂中論文」についての民闘連での議論と在日二世の意識や考え方などについて述べる。

第 5 節では、日本人の活動家が民闘連の中で示した日本人と在日韓国・朝鮮人との共闘と主体性などについて見て行く。

第 6 節では、川崎の「日本人部会」の歩みと継続性などの課題を取り上げる。韓国人部会と違い、今まで、日本人部会が系統だっ取り上げられた例は見られない。

第 7 節では、民闘連運動のリーダーであった佐藤勝巳と崔勝久が 80 年代初めに、民闘連運動から離脱した経緯を示す。

第 8 節で、本章をまとめる。

## 2. 在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性——川崎の在日青年の問題提起——

本節では、1979 年の第 5 回民闘連全国交流集会まで、しかも、おそらく現在までにも明確な回答が得られていないと思わる「在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性」の議論について見てみることにする。

75 年の第 1 回民闘連全国交流集会の「全体討論集会」の「日本人と韓国人の共同闘争を模索しつつ——川崎での体験をとおして——」の中で、川崎在日同胞の人権を守る会（以下『人権を守る会』という）の崔勝久は次のように言っている。

日本人のグループから川崎市の職員採用における国籍条項が差別であるから、撤廃する運動を始めようと提案があった。しかし、在日韓国・朝鮮人（同胞）の中から教師や市職員になるという人が現われるまで待つて欲しい。そうしないと、同胞側が「恩恵を受けるといふ枠組から抜け出せない」と人権を守る会から言った。また、川崎市の児童手当や公営住宅入居を巡る行政闘争でも「物とり主義的にそれを獲得することだけを目指」とせず、行政闘争で「在日同胞自身が力をつけていくひとつの柱」にする必要があった。

日立闘争の過程で、差別と同化の現実が多くの人権の人間性を傷つけてきたことを知り、差別と同化を克服することは民族的課題であると認識した。「同胞に同じ苦しみを味あわせてはならない」ということで、地域活動として子供会を始め、そして学園を作った。

日本人の友人たちは日立闘争以降、川崎に移り住み、職場や学校に戻ったが、そこでは民族差別が具体的に問題になるようなことがなく、彼らの模索が始まった。彼らが作った神奈川朝問研と、人権を守る会が呼びかけて関東民闘連を作った。75 年の夏から、神奈川朝問研も、地域活動に積極的に関わるようになり、夏休みの子供会には人権を守る会の求めに応じて、手助けしてくれた。しかし、神奈川朝問研の青年たちは、手助けという形では自分の主体性にとっては意味がないのではないかという議論になり、日本人としての姿勢をはっきりとさせ、人権を守る会との共闘を図ろうということになった。

保育園・学園、子供会では 3 分の 1 が日本人の子供であり、その子供たちの教育の問題は、日本人自身がやっていくことが必要であるという認識に至った。

日本人との共闘・連帯をいうときに、在日韓国・朝鮮人自身が差別と同化を克服するために、地域活動をしていないことが最も大きな弊害となっていた。一方、日本人の方では、「日本人自身が自分たちの解放、人間性の回復をはかる実践を深める中で民族差別は克服され

ていくのであり、社会のひずみの反映である民族差別そのものだけが克服されることはありえない。共同や連帯は「お互いが自分たちの主体性を回復していく作業の過程で出てくる」という可能性の問題であり、「今は協力をしあいながらお互いの場の強化、深化を進めなければならない段階なのではないか」[4.5 合併号 1975 : 19-21]。

ここに、崔らが考えていた在日韓国・朝鮮人の主体性確立への方向性を見ることができる。ここでは、在日韓国・朝鮮人は当事者として運動に参加していないと意味がない。そして、「物とり主義的にそれを獲得することだけを目標」とせず、行政闘争で自身が力を付けていくことが重要である。また、差別と同化の克服のために、地域活動として子供会を始め、そして学園を作ったと述べた。また、日本人側には自身の解放、人間性の回復をはかる実践によって民族差別が克服されていく。共闘・連帯は在日韓国・朝鮮人と日本人がお互いに主体性を回復させる作業の過程で出て来るものだと指摘した。

さらに、崔勝久は「在日朝鮮人の解放に向けて (1) 一大阪での「集会」に参加して一」という論考で、在日韓国・朝鮮人の主体性の問題を次のように述べている。

75年11月に、崔は大阪の「民族差別と闘う」集会に出席した。日本人教師が熱心に同胞子弟の教育や進路保障に取り組んでいるのを見て、感謝の気持と同時に、危惧の念を抱いた。それは在日朝鮮人問題に在日朝鮮人自身の「主体の形成」ということが抜けているからである。

解放教育と運動とは表裏一体のものであり、本名を名乗らせる学校の運動(教育)は社会の変革運動なしには教師側の独りよがりになる。その意味で、兵庫の進路保障の闘いは、教育実践の内容にしても、また、子供を通した社会との関係に至るまで実践で培ったことをやりきっているので、朝鮮人子弟の多くいる公立学校にとってはひとつの学ぶべきモデルである。しかし、兵庫の解放教育は、教育理念の問題だけではなく、部落解放運動の高まりと深まりの中で、在日朝鮮人子弟のことを取り組むようになってきたと考えるが、その成果はどこに還元されるのであろうか。この「民族差別と闘う」集会の成果は「在日朝鮮人自身の力量、戦う基盤に還元される」のではなく、「『在日朝鮮人問題』を日本人の問題としてとらえその実践を深めようとする、既に解放運動を進めてきた運動の基盤に吸収されようとしている」。

差別の克服には、差別されている当事者が力を貯え、目覚め、そして闘っていくことによって、その可能性が見えてくるのである。「民族差別と闘うのは当事者である在日朝鮮人でなければならない、民族差別をなくす闘いもまた、闘う主体の形成をその目的にすべきである」ということが、教育界で理解されていない。それは次の二つの理由による。

一つは、日本人が「朝鮮人を独自の文化と歴史をもつ民族であるということ」を横に置き、自分たちで解決できるものと考えるのであれば、それは朝鮮人の主体性を無視したものである。もう一つ、本当の問題は在日朝鮮人自身の中にある。在日朝鮮人側は「差別され、孤立させられ、日本人化させられている私たちの子供をどうするのか」という点で、意識ある日本人と対話を重ね、具体的な実践を進めなければならない」のである。そうであれば、「日

本人教師をしてあそこまで力ませる誤まりをさせず」に済んでいた。

「在日朝鮮人の解放とは何なのか」ということを考える時、日立闘争において「典型的な在日朝鮮人青年であった朴鐘碩が4年間の闘争の後、何故、本国の人たちから彼の生き方こそ『民族全体の貴重な教訓』（東亜日報）とまで言われるようになった」ということが重要な点である。「朴は、日本人の協力を得ながらも、同胞との交わりの中で成長した」。

在日朝鮮人の解放は日本人教師や運動家の手ではなく、在日朝鮮人側の地道な活動によって勝ちとられるべきものであり、力をつけ、闘う質と基盤を作りあげていくことが、在日朝鮮人にとって最も必要なことである [6号 1975: 6-7]。

ここで、崔勝久は朴鐘碩が日立闘争の中で民族差別と闘いながら、民族性を獲得し、自身の「主体の形成」を成し遂げたことを例に挙げ、上述した第1回民闘連全国交流集会の時と同様に、在日朝鮮人自身の解放のためには、在日朝鮮人自らが民族差別と闘うことによって、自身の「主体の形成」に還元させていくことが必要であると説いた。そして、日本人教師は既存の解放運動の基盤に還元しようとしていると、崔は批判した。

一方、76年の第2回民闘連全国交流集会における兵庫民闘連の「一兵庫一 兵庫民闘連実践報告」には、次のように書かれている。尼崎・在日同胞の人権を守る会は行政闘争を通じて日本人との連帯や共闘について考える必要性を痛感した。日本人との連帯・共闘については、「日本人の支援は当然なくてはならない」が、そのためには、在日同胞の方も「自律的な力を養い蓄える」ことが必要である。でなければ、日本人との対等な関係は築けない。また、同胞社会と同様に、日本人を「理解ある者」と「わかっていない者」に色分けせず、「地道な接触の積みあげによって信頼関係を築いていくことが必要なのである」。一方の日本人も自らの主体性に基つき何をしようとしているのかを明らかにする必要がある。

また、兵庫民闘連は、児童手当を獲得した後、第二期行政闘争を展開しているが、交渉参加者が減少し、実際活動する団体が少ない。また日本人側も「交渉動員の域を出ず」、克服すべき問題点が多い [14号 1976: 30-35]。

ここで、尼崎・在日同胞の人権を守る会は、崔勝久と同様に「自律的な力を養い蓄える」ことの必要性を説いたが、一方で、同胞社会と同様に、日本人を「理解ある者」と「わかっていない者」に色分けせずに、地道な接触を通じて信頼関係を築いていく必要性を説いていた。

77年の第3回民闘連全国交流集会の総合討論において、在日一世から、在日韓国・朝鮮人に関して、①「民族差別は労働者の管理の問題として提起されている」、②「生存権の保障は教育を通して労働力の質を向上することである」、③「就職の場から排除されているという日本社会の後進性を労働組合の力で近代化して欲しい」、という発言があった。

「これに対し、川崎で地域活動をしている同胞青年から、在日同胞の問題を労働力の問題に限定することに問題がある、我々が地域で教育実践をするのは、差別によって同胞子弟が低学力、非行においやられているから」である。①民闘連の中で地域の教育実践の位置付けがあいまいである、②日本人との共闘は在日同胞の実態を共有化することで可能となる、③

運動を地域に結びつけていくことが大事である、との発言があった。

それに対して、日本人の参加者から、名古屋では日本人主体で行政闘争を行っているので、「静岡の韓国人グループ」と交流を深め、地域に還元したいという発言があった。また、「抽象的に地域と言っても仕方がない。地域とは労働を含めて生活が集中する場である」。そこに立脚し、生活実態に目を向けることだという発言もあった。

以上に対して、川崎の同胞青年は次のように述べた。運動は「目の前に差別があるからするのである」。韓国の教会闘争で民族と民衆とは違うことを学んだ。「民衆を抜きにした民族は権力者の支配強化として使われる」。そこで、民衆の解放という視点が出てきた。「在日韓国・朝鮮人こそ民衆である」。「日立闘争以降在日韓国・朝鮮人の民衆運動を指向してきた。在日同胞の手による自前の運動を作りあげようとしてきた。その時、民衆を語らずして生活実態を語ることの弱さを知らされた」。

川崎の学園活動では、「同胞の子供たちに民族性を注入しよう」としたが、そこでの「朝鮮人のあるべき姿」が観念的であることが分かった。それは地域を見つめることで克服される。「そこに見られる子供の実態に目をむけた運動、その実態に肉迫した運動の中で朝鮮人日本人双方の主体が明らかになってくる」。「民族運動としての地域活動」は在日韓国・朝鮮人だけではなく、日本人の解放をも求めていく。「日本人との連帯は民族の解放にとって必要であるから連帯する。運動を通して連帯を構築することができ、共に闘う人が仲間である」。「民衆運動から民族運動へ。それは民族の苦難をくみとることである。民族の解放の先端に、在日韓国・朝鮮人が立つべきである」。

この発言に対して、尼崎の同胞青年からは、「基本的に賛成である。我々も既成の民族団体が持ちえなかった視点から運動を進めてきた。だから地域という命題が出てきた。しかし、今日本人だけの運動も含まれている民闘連でそのことを主張するのは危険じゃないかと思う。民闘連と子供会との関係が今のところ不明確である。我々も日本人といっしょに地域で子供会をやっており、日本人が同胞子弟をみるという状況がある。そこでは主体の問題、返えしていく場の問題がある。しかし、我々は日本人の指導員に対していっしょにやろうではないかといえ言えない。名古屋のような日本人主体の行政闘争をしているグループに地域という命題を前面に出せば混乱が生じると思う。地域という命題は民闘連運動の中で端緒についたばかりである」という発言があった。

最後に、日本人の参加者から、「川崎の青年の発言は、我々が民族差別と闘う上で理念として持ちつづけなければならない。しかし一方で、今日の状況では電々公社に対する就職差別撤廃闘争<sup>93</sup>も、それが地域に帰っていくという明確な見通しが持ちえなくとも、やっていく必要がある。自己が立っている地域性の違いをふまえて、運動をやりぬかねばならないと思う」という発言があった [26号 1977: 10-11]。

---

<sup>93</sup>電々公社就職差別問題：「西宮市立西高（定時制）の卒業生で、近畿電々公社の就職試験を拒否されていた高昌重君は、西高教師集団を中心とした闘争によって門戸解放された電々を受験し、78年4月採用ということで内定した」 [26号 1977: 20]。

ここで、川崎で地域活動をしている同胞青年は、在日同胞の問題を労働力の問題に限定することに問題がある。地域で教育実践するのは差別によって同胞子弟が低学力、非行においやられているのであり、運動を地域に結びつけていくことが大事であるといった。さらに、同胞青年は韓国の教会で民族と民衆とは違うことを学んだといい、在日韓国・朝鮮人こそが民衆であり、民衆が生活している地域での活動が在日韓国・朝鮮人のみではなく、日本人の解放も求めている。民族の解放にとって必要であるから日本人と連帯する。そして、民衆運動から民族運動へと、民族の解放の先端には在日韓国・朝鮮人が立つべきであると主張した。一方、尼崎の同胞青年は基本的には賛成であると言いながら、民闘連運動では日本人だけの運動も展開されている中において、地域という命題を主張するのは危険ではないかと疑問を呈した。また、子供会活動は日本人と一緒にいき、日本人が同胞の子供を見る状況にある。日本人側からも、電々公社に対する就職差別撤廃闘争は、地域に帰って行くという見通しがなくとも、やる必要があると述べた。

さらに、川崎の同胞青年の発言に対して、西宮西高分会が反論として「主体形成を」という手記を次のように「電々公社就職差別反対闘争ニュース」<sup>94</sup>に掲載した。

西宮西高分会は、第3回民闘連全国交流集会の総合討論において、川崎の在日韓国・朝鮮人の青年が「自分たちの主体形成の問題を抜きにして共闘は語れない。自分は民族の問題に徹底的に固執し続けることからしか共闘の問題なり、階級問題なりを語ることはできない」と言ったことに対して、彼が何を私たちに要求したのか分からない。「私たちは他人の内的な主体形成に直接かかわる自信はないし、むしろおのれの主体形成問題として在日朝鮮人問題に取り組むと言った方がより適切だろう。私たちは奉仕する気もなければ傲慢に指導する気もない」。「在日朝鮮人を差別・抑圧迫害するこの社会は断じて許容できない。それと闘うことは日本人労働者の課題だ」と述べた。

「差別によって日々生活を破壊され、人格まで破壊されている生徒とのかかわりから私たちが学んだことは、そういう個々のかかわりから、更に進んで差別を産む機構へ教員自身が自らの責任で撃って出ることだ。教員自身、自ら闘うことを通じてしか、個々の生徒とのかかわりも積極的な意味をもたない。教育労働者の主体形成はまさしくそこにあるのではないか。そういう考えから、電々闘争がうまれた」。

こういう日本社会の変革の闘いを抜きにして在日朝鮮人の主体形成も考えられず、こうした変革は、在日朝鮮人の主体形成にとって、少なくとも必要条件に入るのではないかと述べた [同：12-13]。

西宮西高分会は、日本人教師が在日韓国・朝鮮人の生徒への就職差別に対して自ら闘うことが、日本社会の変革に繋がり、在日朝鮮人の主体形成にとっても、少なくとも必要条件であると、電々闘争を例に挙げて述べ、「民族の解放の先端に、在日韓国・朝鮮人が立つべきである」などとした川崎の在日韓国・朝鮮人青年の発言に対して反論した。

崔は『特別基調報告』の第4章「在日朝鮮人の主体性について」で、これまでの崔の主張

<sup>94</sup> 「電々公社就職差別反対闘争ニュース、『連帯』No.28よりの転載」 [26号1977:13] とある。

を次のようにまとめた。

「制度上の差別は、われわれが始めた闘争を踏襲するようになった民団の権益擁護運動（行政差別撤廃闘争）等によって徐々になくなってきている。国際人権規約の批准もそれに拍車をかけるだろう。日本の権力者は行政上の差別を撤廃していく方向性を打ち出そうとしている（入管の坂中論文<sup>95</sup>）」。

制度上の差別がなくなっても、「被差別部落の存在」を見れば、問題が解決しないことは明らかであり、抑圧された「在日朝鮮人の生活実態」をそのままにすることは許されない。

「在日朝鮮人のドロドロとした生活実態の中から、低学力、『非行』、犯罪といった問題が生じてくるのである。在日朝鮮人はこの生活実態の中で、民族の主体性を模索し人間らしく生きていくことを熱願している」[特別基調報告 1979 : 39-40]。

崔らは民衆を「日本の支配・抑圧構造の中で最も弱い立場に立たされ、差別によって人間としての尊厳性さえ失いかねない状況の中で生きている同胞のこと」と定義し、「民族差別と闘う運動はこの民衆自身によって担われなければならない」とした。韓国民主化闘争の背後には、例えば、活動家が「集落に入りこみ、住民と共に生き、人間の尊厳性を訴え、地域住民をして人間としての権利にめざめさせるような地道な活動をしている」[同 : 46-47]。

民族差別と闘う運動を進めるには、①在日朝鮮人の生活実態に「総合的に肉迫するために、地域における闘う砦を造り、そこで様々な地道な実践を日々続ける」、②「民族差別との闘いを日本人と一緒に闘っていくということである」。それは在日朝鮮人の民族運動、「即ち朝鮮人の手による朝鮮人の解放という原則を踏みはずしているようにとれるかもしれない」が、それは次のように必要不可欠である [同 : 48]。

#### ・地域での闘う砦づくり

民団を中心とした全国的な行政差別撤廃闘争は、「川崎での児童手当・市営住宅入居闘争を皮切りにして（その時、民団は参加団体として途中で名前を消した）——全国的にくり広げられるようになった」。そして、その成果はめざましい。そのような表面的な差別制度がなくなれば、民族差別はなくなるものであろうか。それには、在日朝鮮人の生活実態を知らなければならない。地域を重視するのは、そこに生活実態があるからである。例えば、隣の日本人は児童手当をもらっているのに自分たちはもらえないので行政闘争をやる。「朝鮮人であるというのでクレジットの利用を断った会社」や「朝鮮人にカネを貸さない」銀行に糾弾闘争をする。地域の子供会やオモニ学級（識字教室）を実施する。このように「地域での

---

<sup>95</sup> 佐藤勝巳は『特別基調報告』で次のように指摘している。1976年に、法務事務官坂中英徳著『出入国管理—その現状と課題—』の中の「在日朝鮮人の処遇」が発表された。この坂中論文は「在日韓国・朝鮮人の定住化は動かしがたいもの」として、「従来の入管行政は、在日韓国・朝鮮人の法的地位や処遇を不安定に置く、というよりも行き当たりばったりの行政であったが、今後は、長期の見通しに立って、法的地位や処遇を安定化する方向で管理を行なう必要がある」と述べ、そのためには、「退去強制と選挙権・被選挙権をのぞき、社会保障や就職などは、基本的に日本人と同じ扱いにする」。民族差別は「法律で罰則」を設けて、「在日韓国・朝鮮人が抵抗なく日本に帰化できるよう」にする。このように、「坂中論文が『期待する』在日韓国・朝鮮人像は、最終的に日本国籍をどういう形であれ取得することに置いている」。「他方、本国に帰国を希望するものには、民族教育を保障すべきである」としている [特別基調報告 1979 : 6]。

闘う基盤」を作ってきた。地域住民が一緒になって体当たりすることで、「民衆の意識化」が始まる [同：48-51]。

・日本人との共闘

「在日朝鮮人の解放を進めるには、日本の地域社会の変革が、われわれ自身と組織の体質と共に、必要不可欠である」。「われわれは現実を直視し、その変革に実存的に関わろうとする日本人と、利用主義でない、関係を結んでいきたい」 [同：52]。

朴鐘碩が日立闘争の4年間で獲得した内実は、「民族の自覚にめざめ、人間としてめざめた」ことではないか。それに多くの日本人が支援したのは、日本人自身の解放、人間のあり方の追求が「等閑視されてはならない課題」であったからである。

最後に、「民族差別との闘いこそが民族の主体性を回復する」と主張するのは、闘いによって「具体的な現実を切り開いていく当事者（主体）」に、そして「在日朝鮮人の解放」だけでなく、「民族全体の課題を担う主体」になっていくことができる。それには、「多くの仲間と共に、そして日本人とも協力をしあいながら、民族差別を克服する闘いを組んでいかねばならない」。

「われわれが民族差別との闘いによる民族の主体性を強調するとき、その依るべき立場は……差別によって最も抑圧されている具体的な民衆の立場である。このような民衆の立場に立つときはじめて、在日朝鮮人の生活実態に肉迫できる」。「われわれは日本人社会において自らの解放を願う日本の友人と、利用主義的でない、真の連帯の闘いを進めていくことができるように願っている」 [同：56-57]。

第5回民闘連全国交流集会で、関東民闘連の崔勝久は第1分科会発題講演「在日朝鮮人の主体性について」で次のように述べた。

崔には、大学卒業後に、韓国に留学した経験があった [30号 1980：28]。

今、制度差別に対して闘わなければならないが、「民族差別は生活実態」であるという認識に立たなければならない。韓国の民主化闘争にはスラム街に入り込んで、共に生きて行くという闘いがある。これと同様に、日本社会の底辺で生きていることしかできない在日朝鮮人の生活実態に迫って行く運動が必要であり、民闘連の唯一の思想はそこである。民族差別と闘うとは民衆論であり、足下から闘い、民衆に同一していくことである。

日本人との共闘については、「本当の尊敬とか友情は、闘いの中からしか生れてこない。日本社会がいかに抑圧社会であるということ、植民地支配を押し進めた体質が拡大再生産されていることを、自分自身の解放の問題として、いかに認識して実践的にかかわるのかということをやろうとする人間と、我々は手を結ぶ」 [同：31-33]。

同全国交流集会の「分科会総括報告」で、崔勝久は第1分科会（理論）の報告で、自らの発題のポイントを次のように述べた。「在日朝鮮人こそ民衆である」。「民衆論の立場で、民族的に生きる」ということは「抑圧された立場」に寄らなければならない。そのためには「民衆が自からの自覚で生きていく主体になっていく運動」でなければならない。「民衆論は、具体的に地域という砦を作ることによって展開すべきであり、地域の砦から出撃して在日



同胞の具体的な問題を担っていくべきである」〔同：50-51〕。

以上のように、崔勝久は韓国留学で「韓国の民主化闘争」を見た経験から、在日の民衆論を展開した。すなわち、民闘連運動も地域の闘争として民衆論に依拠すべきであると訴えた。そのイメージは「地域の砦」を作り、そこから出撃するというものであった。そして、手を結ぶ日本人は自分自身の解放の問題と認識して実践する者である。

なお、関東民闘連代表者・在日大韓基督教川崎教会牧師の李仁夏は「在日朝鮮人の解放に向けて (2) 一自己を担うことのできる自由一」という論考で、「自己の主体性」について、キリスト者として次のように言っている。

「自己を担うことのできるどころに自由がある。本名を名乗ることは、自己の主体によって生きる、自由への宣言を意味する。聖書に、人間の生きることを教える二つの誠命がある。一つは、神を誠心誠意愛すること、二つには、隣人を愛することである」。この二つ目の「誠命」は、「自分を愛するように、あなたの隣り人を愛せよ」である。『自分を愛するように…』とは自己をありのまま、うけとめることである。「自己に対する責任を担うことによって隣人との正しい関係が始まる」。「人間の自由は、現実的には、自由を抑圧している、歴史・社会的要因からの解放によって実現される。しかし、人間である徴は、その壁に立ち向う、主体的自由を回復するところにある。自己を担い切る自由な人間としての目覚めが、同胞の中で、切に求められている」〔7号 1976：5-7〕。

### 3. 在日一世である金時鐘と李進熙の主張

本節では、1978年の第4回民闘連全国交流集会で記念講演を行った金時鐘および79年の第5回民闘連全国交流集会で記念講演を行った李進熙を取り上げる。この2人は在日一世であり、序章で示したように、金奎一(1988)が「45年8月15日以後、『強烈な民族独立精神が在日一世を支配していた』。これは反日感情がバネになって在日一世に宿ったものである。『2、3年もすれば必ず富強な統一独立国家が祖国に樹立される』と考えていた在日一世にとって、在日同胞問題は基本的に存在していなかった」と述べていた。在日を前提とした運動を展開しようとしていた民闘連の全国交流集会において、在日一世の知識人がどういう主張をしたかが本節のテーマである。これは、序章で取り上げた鄭大均(1980)の「在日朝鮮人知識人批判ノート」とも関係する。最初に、この2人について説明する。

『在日コリアン辞典』によれば、詩人金時鐘は29年に「江原道元山市に生まれ、16歳で解放を迎える。1948年に済州島の民衆蜂起『4・3事件』が起きると、南朝鮮労働党の一員として闘いに加わる。1949年に難を逃れて日本に渡り、日本共産党に入党、民族運動に献身。1950年代以降、政治と拮抗しつつ詩作を続け、1996年に渡日以来、初めて故国を訪れた」〔在日コリアン辞典 2010：97〕とある。また75年、金が兵庫県立湊川高等学校教員だった時、「解放後30年を経ているが、私たち朝鮮人全体を覆いつくしている現実、少しも良い方向へは動こうとしない。相もかわらぬ分断固定の祖国の現状であり、現実である。わけてもベトナム以降のとげとげしい朝鮮論議は、日米安保による『韓国条項』と相まって、

在日朝鮮人の存在性にひとしおの受苦をしいつつある。同族同士の間であってさえ、杜絶している意志と条理のせめぎとして、その落差をますます広げるばかりである。この状況を生きていながら、私たち<sup>1</sup>在日朝鮮人がいつまでも『差別』の対象だけであっていいのか、どうか。『在日』を生きるということは、とりもなおさず北と南を同視野に収めうる立地条件を生きるということである」[金時鐘 1975 : 230]と述べており、金は祖国志向、祖国統一志向を持っていた。

李進熙は、『在日コリアン辞典』によれば、「歴史学者・和光大学名誉教授。専門は考古学・日朝関係史。1929年、慶尚南道金海郡生まれ。1948年に渡日し朝鮮学校教員ののち明治大学で考古学を専攻。1955年東京朝鮮高校、1961年朝鮮大学の教員に。……1966年『朝鮮文化と日本』（朝鮮青年社）を刊行するが、総連が廃刊処分。1971年朝鮮大学を去る。1969年に創刊された季刊雑誌『日本のなかの朝鮮文化』の編集に金達寿と共に参加。……1975年創刊の『季刊三千里』、1989年創刊の『季刊青丘』の編集長」などとある。この『季刊三千里』第20号(1979)に、『季刊三千里』の編集委員である姜在彦、金達寿、金石範、李進熙、李哲による「〈座談会〉総連・韓徳銖議長に問う」が載った。座談会の最初に、李進熙の「本誌『季刊 三千里』は、多くの読者、執筆者の方々からの励ましに支えられて、創刊5年、第20号を迎えました。その間、いくつかの批判もあって私たちは『季刊 三千里』第10号で、主に総連（在日本朝鮮人総連合会）の機関誌『朝鮮新報』から出された“批判”にこたえる座談会を行ないました。総連はことし3月に入って、学習『提綱』で『季刊 三千里』を『反動的出版物』ときめつけ（資料Ⅰ）、5月の総連第14次分会熱誠者中央大会では『反動的謀略雑誌』と規定しました（資料Ⅱ）。また6月の文芸同（在日本朝鮮文学芸術家同盟）の20周年大会の時には『三千里のペゴリ（やからども）の本質は民族虚無主義である。愛国運動に百害あって一利なし』という、おだやかならぬ表現をつかっております（資料Ⅲ）。さらに最近の『水曜講演』でも『季刊 三千里』が焦点にされており、またいろんな集会や大会などでも、名指しで非難をくりかえしています。『創刊のことば』に謳ったように、私たちが『季刊 三千里』を刊行してきたのは、朝鮮の統一と日本と朝鮮との架け橋を願ってであって、総連を批判するためではありません。しかし、総連のこうした“批判”に対して真摯にこたえるべきだ、という意見が多数編集部<sup>2</sup>に寄せられています。そこで、きょうの座談会となったわけです」<sup>96</sup> [姜在彦ら 1979 : 90-91] という発言が載っている。そして、座談会の途中で、李は「私などよく地方に行って若い二世・三世の人たち、いわば総連の影響をあまり受けていない人たちと会ったときつくづく思うのは、彼らはもうわれわれ一世とはまったく違う考え方、見方をしているということです。こういう状況ですから、総連がいくら『われわれは結成以来24年間、在日同胞にたいして責任を持ってやってきたのだ』と言ってみたところで、なんらの説得力も持たないわけです」[同 : 101]と若い二世・三世たちについての理解を示していた。『季刊三千里』第20号の印刷・発行日（79年10月25日印刷、11月1日発行）から、この座談会の後に、79年11月2日の第5回民

<sup>96</sup>資料Ⅰ、資料Ⅱおよび資料Ⅲについては、姜在彦ら(1979)を参照のこと。

関連全国交流集会での李進熙の記念講演があったと考えられる。

さて、谷口智彦は「日本人と在日韓国・朝鮮人—その『主体的』関わり合いを検討する—(下)」で次のように述べている。日立闘争は「溝を溝として認識した上で、双方から接点をまさぐりあう」(金時鐘と佐藤勝巳の対談「在日朝鮮人の主体性」)という、日本人と在日韓国・朝鮮人の関係の一つの成功例であった [19号 1977: 10]。

この対談「在日朝鮮人の主体性」<sup>97</sup>は72年の7・4南北共同声明の後に発表され、そこで金が次のように述べた。

政治権力が直接的に影響を及ぼしようがない在日朝鮮人にとって、民族統一を志向する動向の中で、自己の存在理由を明確に開示することが朝鮮人の主体性である。南北に分断した朝鮮をつなぎうる手がかりが在日朝鮮人にはあるはずなのに、それができていない。

また、「自己復元への希求を、在日朝鮮人は被差別という被害者意識におしとどめることによって、民族融和を空位にし、心ある日本人は、朝鮮人を自己の原罪意識が照射される対象に位置づけるあまり、朝鮮人の内部矛盾を看過し、温存せしめる」。日本人は「意識の内裡にタブーとしてあったもの」を朝鮮人に開示し、朝鮮人は「日本人のみを論難するのではなくて、自己をも照射しうる視点と論拠を合わせもつとき、両対極から徐々に手を差しあうこと」になっていく。「朝鮮と日本の在来のありよう」では、連帯はあり得ず、「むしろ接点をまさぐり合うこと」ではないか。そのためには、「親密だと認知し合っているその親密感」を「断ち切る行為」も必要である。

戦後一貫して朝鮮人運動を行なっている人たちの中で、金の年齢が最下限である。金の年代以上の人は「何十年も前にいた国の記憶が、回帰思想のように祖国への志向とだぶってうずいている」。「戦後世代、在日三、四世」には回帰思想はなく、「自分の国としての朝鮮のもつ民族固有の慣習、文化、伝統というものから隔絶されたなかで生成されている世代である」。このような状況にあっても、「やはり在日朝鮮人の主体は、世代を越えて『在日』の理由開示が迫られて」おり、「主動的に生きる在日朝鮮人の朝鮮人像が強く望まれている」[金時鐘 1975: 188-228]。

以上のように、金時鐘は政治権力が直接的に影響を及ぼしようがない在日朝鮮人にとって、民族統一を志向する動向の中で、自己の存在理由を明確に開示することが朝鮮人の主体性であるとした。金の年代以上の人は祖国への回帰思想があり、在日朝鮮人の主体性の拠り所は民族統一にあるとした。在日朝鮮人の「被差別という被害者意識」と「日本人の原罪意識」からなる親密感も「断ち切る行為」が必要である。そうでないと連帯はあり得ず、「むしろ接点をまさぐり合うこと」になる。また、戦後世代以降には回帰思想はなく、民族固有の慣習、文化、伝統から隔絶されているが、それでも世代を越えて、「主動的に生きる在日朝鮮人の朝鮮人像が強く望まれている」と述べた。

77年3月6日の関東民関連第5回セミナー「兵庫における民族教育の実践」において、

<sup>97</sup> [金時鐘 1975: 188-228]。(1972年8月『別冊経済評論』からの再掲載。)

兵庫県立湊川高校教師として金時鐘は次のように述べている。

解放教育における問題点について「解放教育を標榜する湊川高校にして、朝鮮子弟たちの自分の民族の命運にかかわるべき視座はまだ開発されていない。そして、一様に差別が原点であり、差別が起点である。差別だけが問題である時、部落の人も日本人であることによって、朝鮮人には差別者である。そして、差別だけが問題であるとき、在日朝鮮人の間には対立、亀裂はないも同然である。対日本人関係、対日本感情は、朝鮮人に等しく存在する民族的激情である。さらに、差別だけが問題であるとき、朝鮮に行きつくことを自分には圧倒する朝鮮人である」。

そして、在日朝鮮人とは「自分の国つまり北朝鮮と南朝鮮を同視野に納め得る立地条件を意志的に生きねばならない」という「南と北の接合点を担う生活集団」である [26号 1977: 24-25]。

以上のように、金時鐘は「在日朝鮮人」が南北に分かれている母国を同視野に納めることができ、南と北の接合点を担う生活集団であると指摘した。これは、彼が在日の後世代の状況に理解を示しながらも、母国生まれの在日一世の一人として母国を思う気持ちが強いからであろう。

78年の第4回民間連全国交流集会に、兵庫県立湊川高校教師・詩人として金時鐘が「在日韓国・朝鮮人と日本人の連帯」というテーマで、交流集会で初めての記念講演を行った [29号 1979: 1-2]。

同胞同志が反目しあっていることの多い中で、日本人との連帯をどうするか、日本によって虐げられたり、規制される不条理にどう立ち向かうのかと言われると、「まず自分のうちからの事が恥ずかしくなってあまり好きでない」。その中で連帯や差別という定義が成り立つとすれば、「自分自身がかかわる内実のうちの自分と他者とのかかわり方そのもの」である。連帯に関して、周囲と連がるには、「己を知り相手を知ることによって連がる以外にはない」。「結論命題」を先に言えば、「他者と連がりたいというこの希求は、……双方が徐々に暗闇の彼方から徐々に手をのばしあって接点をまさぐるものの原素なのではないだろうか」。そこで、連帯にはその接点を探ることが大事であり、「接点を探し得たのかどうか」ということをまず論じ合う必要がある。

ひとつの民族である在日朝鮮人である時、「北も南も規制するものを彼らはもたない」。在日朝鮮人の存在証明の契機には、①「差別と偏見の現実の中を戦後30数年依然と在留し続けている70万からの絶対量の共存、存在」、②「祖国の南と北を同じ視野、つまり同視野におさめうる政治的状況性」、③「日本語の共有」、が考えられる。在日朝鮮人は②の状況性があり、祖国の北と南のどちらにも「ノンと言えぬ権利」や「選択する権利」を持つ。在日が「ひとつの朝鮮」であり、「この分断の狭間を埋める主体的な担保として、在日朝鮮人の意識体がある」。

「在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘」というテーマを考えると、共闘したら在日朝鮮人の側に確実にプラスに働き、少なくとも損はしない。一方、日本人には何がプラスされるのか。

このことは日本人の側で論じられることが必要であり、プラスでなければ何故マイナスを負おうとしているのか。支援をもらうだけでは、決して連帯ではない。朝鮮人と共闘を組むことのプラス、マイナスをはっきりさせようとするれば、民闘連に参加する「心ある誠的な意識のいかなる日本人」でも立ち止まってしまうはずである。

最後に、金は連帯するということを、「ひとつ縦につながって生きない思想を作ることだ」と信じている。日本は「早くから縦の系譜を完備、正常しつくした国家として存在している。そしてまたそのような民族である」。また、金は「朝鮮籍」であるが、「金日成体制に縦につながろうとは思っていない」。「連帯は、それは横につながっていく面の広がり为保障する力学である。そして、精神的、思想的には絶対縦に依拠しないことである」と述べた〔同：9-19〕。

質疑応答で金は、差別する側のエゴと合わせて、差別される側のエゴも見逃がしてはならない。「ただ人間が本当にどうしようもなく醜くなってしまうのは、差別を受けることによって人格が損傷されてしまう、人間が解体されてしまった生命の無感動さとも言いましょうか」。「差別する側のエゴというのは、これは他者か又はそれをただそうとする相対的力量によってただしうる可能性としてある」。「差別を受けることによって捻じまげられてしまっているエゴというのは、これは差別されているともくされる側の内部からただしていかなければ絶対にあらたまらない問題なのです。在日朝鮮人が日本人から差別をされているから不幸だという言い方がいつまでもされているかぎり、在日朝鮮人の度し難い暗部は開かれることがない」と述べた〔同：21〕。

ここで金が言う日本人の側にもしプラスがなければ何故共闘するのかとの問いかけは、日本人として何故「民族差別が許せない」のか、何故「民族差別と闘うのか」という自身の内実への問いかけであり、また運動への係わり方や継続性に係わるものである。その答えが、金が言う「双方の接点」に向かう時、連帯が成立する要件であろう。そして、金は差別する側のエゴと合わせて、差別される側のエゴも見逃してはならないという在日韓国・朝鮮人側のエゴについても指摘したことは注目に値する。

また、79年の第5回民闘連全国交流集会では、李進熙が「皇国史観の克服」という題で記念講演を行った。そこで、次のように述べた。

民族差別の依っているところは明治維新以降に打ち出された「皇国史観」であり、まだ根強く残っている〔30号1980：9〕。

一方、在日朝鮮人にとっての「皇国史観」は「民族虚無主義」ということだったと思う。「皇国史観という土壌のなか」で、多くが日本へ帰化をしている。そして、日本へ帰化しても人間として解放されることはできない。こうした「民族虚無主義や帰化現象に対して、最も厳しく対決してきたのは朝鮮総連」や「それ以前の朝鮮人団体」であった。在日一世である李も長い教師の中で「統一をすれば帰るんだ」、そしてすぐにでも統一ができそうなことを言ってきた。しかし、「来年は朝鮮民族が日本帝国主義から解放されて36年」になるが、「統一をいい続けながらも分断の状態はさらに固定化してしまっただと思われるほどの状況」

である。李は「上を向いて歩いて来続け、足もとを見てくることはなかった」。そのため、李は 20 数年、民族運動に関わった中で、「在日朝鮮人二世三世がかかえる民族差別問題を見過ごしてきた」。そこで、「足が地に着いた活動が生まれていく、それが民族差別に反対して闘う、ここに集まった在日朝鮮人二世三世の方たちであろう」[同：16]。

李進熙は、在日朝鮮人にとっての「皇国史観」は「民族虚無主義」ということだったと述べた。「皇国史観という土壌のなか」で、多くが日本へ帰化をしているが、人間として解放されることはできない。そこで、母国統一・帰国を前提としていた自身の民族運動家としての反省を込めて、在日朝鮮人二世三世が中心となって、足が地に着いた活動を担うであろう民闘連運動の可能性を評価した。

#### 4. 坂中論文の議論と在日二世

法務省入国管理局では、1975 年 10 月の出入国管理行政発足 25 周年にあたり、全国の入国管理局職員から「今後の出入国管理行政のあり方について」の課題で論文を募集した。入国管理局参事官室に勤務していた坂中英徳はこれに応募し、優秀作に選ばれた。「この論文は入国管理局職員の執務参考資料である『入国管理月報』(第 176 号、1975 年 10 月)に掲載され、その別刷が外部の関係者にも配布された」[坂中 1989：229-230]。

この論文に加筆し注釈を加え、76 年 5 月号から 77 年 8 月号までの『外人登録』(外国人登録事務協議会全国連合会編、帝国判例法規出版社発行)に連載した。連載したこれらの「論説」を一冊にまとめ、「今後の出入国管理行政のあり方について」の表題で自費出版した[同：234-235]。

これは希望者が多かったので、すぐに品切れとなった。「13 年余の間に出入国管理行政をめぐる状況には大きな変化がみられた」が、「実質的な内容を変えない範囲内で表現の統一を図るなど最小限の訂正を行うにとどめ」、「補注」を付けたものを『今後の出入国管理行政のあり方について—坂中論文の複製と主要論評—』として、89 年に日本加除出版から出版した。最初の原論文も掲載した。また、第 2 部として、「論文成立の経緯と論文に関する主要論評をまとめた」[同、はしがき：1-2]。

第 2 部の「3 初期の論評」で次のように述べられている。「77 年 6 月号の『外人登録』に『在日朝鮮人の処遇』の項が掲載されると、大きな反響を呼んだ」。そして、「掲載後の比較的初期に出た論評等」の中で、最初に挙げられたのが 77 年 8 月の『民闘連ニュース』第 23 号に載った金相明の論考「在日朝鮮人の解放に向けて(6)一定着化を語るまえに」[23 号 1977：7-10]であった。このように、民闘連側は早くも反応したことになる。

坂中は金相明が「論文の『在日朝鮮人の処遇』の項において在日朝鮮人に対する教育と就職の機会均等の保障等について論じている箇所を引用した上、次のように論文に言及している」[坂中 1989：236]と述べ、金相明の文章をそのまま引用[同：236-238]している。

その引用文の中で、注目したい箇所は「行政闘争においては当事者である在日朝鮮人が主体になって『勝ちとる』という質を持つものでなければならない。我々が過去、民闘連内部

で消耗をもたらす論議であると知りつつも、当事者のいない、あるいは在日朝鮮人の力量構築につながらない行政闘争に疑問を投げかけたのも真にこのためであったのではないか。坂中論文におけるもう一つの問題点は、現在の日本社会の価値体系の中で『恩恵』として位置づけられている福祉制度や、矛盾の多い雇用関係の中に在日朝鮮人が組み込まれることが決して在日朝鮮人の解放にはならない」[23号 1977: 8-9]という部分であり、まさに第2節で崔勝久らが主張した見解と一致する。

この金相明の論考では、坂中論文について次のように説明しており、『民闘連ニュース』の読者の目に触れることになった。

坂中は在日朝鮮人が定着化していると結論づけ、「今後の在日朝鮮人の基本的な生き方及びそれに対する処遇政策として、①外国人のまま朝鮮人として日本で生きる立場——外国人としての地位を安定させる政策②日本国民として日本で生きる立場——帰化をすすめる政策③本国に帰り朝鮮人として本国で生きる立場——帰国をすすめる政策の3つをあげて、①については、在日朝鮮人が将来にわたって外国人として日本社会で生きていくことは好ましくない、③については、本国に帰りたいと思っている在日朝鮮人は帰えらせればいいとし、②が今後の日本政府の在日朝鮮人処遇政策としては最も好ましいものであると言っている」。そして、坂中論文の「すすんで日本国籍を選択したいという気持ちが在日朝鮮人の間に自然と盛りあがってくるような社会環境づくりに努めることであろう。この意味で何よりも必要なことは、教育の機会と職業選択の自由とを広く在日朝鮮人に認めることであり、この『開かれた日本社会』の実現をめざし、まず政府が率先して在日朝鮮人に公務員及び公共企業体職員への門戸を解放し、さらに、国民世論を喚起し、企業等の理解と協力を求めることであろう」「日本社会が在日朝鮮人に教育と就職の機会均等を保障し自由競争の場を提供するようになれば、在日朝鮮人は日本社会で生きる希望を見出すであろうし、在日朝鮮人のなかからその『能力』や『職業』によって高い社会的価値を受ける者が進出してくるであろう。そうなれば、日本人の朝鮮人観もおのずから変化していくであろうし、日本への帰化を積極的に肯定する方向でのコンセンサスが在日朝鮮人社会に形成されていくであろう」のところを、金は引用<sup>98</sup>している [同: 7-8]。

そのような中の77年10月の第3回民闘連全国交流集会において、パネルディスカッション「在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人の共闘について」[25号 1977: 9-16]が開催された。関東民闘連の李仁夏と佐藤勝巳、兵庫民闘連の朴炳閔がパネラーとなり、司会は兵庫民闘連の梁泰昊であった。このパネルディスカッションで、坂中論文が話題に上ったので、次に記す。

司会の梁泰昊は「民族差別と闘うことが同化につながるという批判がある一方で、非常に多くの実利的な感覚として、同化しても別にかまわないというような発想が同胞にないとはいえない。そして、それを導き出す日本政府の政策というものもあると思う。このような中で、民族的な自覚、意識というものを持ちつづけながら生きていくということについて、

<sup>98</sup> [坂中 1989: 168] に記載。

どのような展望が持ちえるのかということが問われなければならない」と論題を投げかけた [同：12]。

それに対して、佐藤勝巳は『外人登録』6月号に載った坂中論文および民団が出した「何が問題なのか」という差別白書第一集に非常に注目していると言ひ、それぞれを解説した。

これに対して、梁は「在日韓国・朝鮮人がどのようにして民族的自覚、民族意識を持ちつづけるべきかという問題がある」と言ひ、李仁夏を指名した。それに対して、李は「すっきりした答はない」と言ひながら、「坂中論文で指摘されている方向性」などに関して、「同化という他人が決めてくれた価値体系でしか生きられなくなった思想をえぐり出して、それと闘って自己を形成していくという具体的な営みを経た上で、同胞が結集し自らの方向を決めていくべきだと思う」と答えた [同：13-14]。

佐藤は「在日韓国・朝鮮人の内実がどういうふうにあるのが正しいのかということは、少なくとも私の中に答はない」などと言ひながら、先ず現実を把握する必要がある、「自分のある種の結論で現実を見るのではなく、在日韓国・朝鮮人の意識の多様化をリアルに見た上で何をどうするか考えなければならない」。「民族差別をしているのは日本社会だから、又、日本人だから、我々の側の主体にひきつけて言うなら、あらゆる民族差別をなくすことに全力をあげなければならない」と述べた [同：14]。

そして最後に、朴炳閔が「我々在日韓国・朝鮮人が坂中論文をのりこえるとすれば、やはり我々が運動を通して民族性の内実を高めることにつきと思う」と述べた [同：16]。

『特別基調報告』(1979)の「第1章 日本政府の在日朝鮮・韓国人政策と日本人の意識」は佐藤勝巳が執筆担当者であり、坂中論文に関して次のように言っている。

「坂中論文を一言でいうなら在日韓国・朝鮮人の定住化は動かしがたいものであることを種々のデータをあげ立証している」と述べた後、坂中論文の内容について説明した。そして、「坂中論文が『期待する』在日韓国・朝鮮人像は、最終的に日本国籍をどういう形であれ取得することに置いている」。「他方、本国に帰国を希望するものには、民族教育を保障すべきである」と述べている。そして、66年1月の協定永住発効以後を振り返ると、民族学校の生徒は減少の一途をたどり、日本学校への就学者が増え続けている。また、「近年の在日韓国・朝鮮人の結婚総数の2分の1が日本人との結婚であり、その率も増加傾向」にある。その結果、「混血者」が増え続けているということである。「他方、帰化者は、1952年4月の講和条約発効以来今日まで、……10万に近いものを推定される」。帰化申請者も年々増加している。「このような現実を押えて坂中論文が色々な提言をなしてきている」[特別基調報告 1979：6-7]。

佐藤勝巳は、79年の第5回民闘連全国交流集会の「第1分科会発題講演」で、『特別基調報告』の第1章と同名の「日本政府の在日朝鮮・韓国人政策と日本人の意識」という講演を行った。その中で、坂中論文に関連して、次のように述べた。

52年に日韓親和会ができたが、初代会長は初代の出入国管理長官であった鈴木一であった。鈴木は「当時から選挙権・被選挙権を与えるべきだ」と言っていたが、決して、「在日



朝鮮人は帰化すべきだ」と言っていなかった。これは、坂中論文と同様に、「体制側は、在日朝鮮人の現状をリアルにおさえている」。「在日朝鮮人はだんだん日本社会に近づいて、日本人と同じになります」ということである。そして、民族差別をなくせば、「朝鮮人が帰化する道が近くなる」と提案している。鈴木、坂中、森田は皆官僚である。彼らが書いているものは、10年や15年後にはよく当たっている。現実の認識は完璧である。森田芳夫が書いた「在日朝鮮人処遇の推移と現状」<sup>99</sup>が「唯一の在日朝鮮人問題のスタンダード」であり、55年にできた。それらを乗り越えるためには、現実をもっとクールに見る必要がある〔30号1980：25-26〕。

また、『特別基調報告』（1979）の「第3章 在日韓国・朝鮮人のおかれた諸状況」の執筆担当者である斐重度は「在日韓国・朝鮮人のおかれた諸状況」について、次のように分析した。

「定住化現象について」、在日一世二世は在日歴が30年から50年に及び、「日本生まれの二世以降の世代が80%を占める今日、ますます定住化が深まりゆくことは十分に予測される」、日本に「土地を買い家を建て、墓を建てる。子供に日本風の名前をつける。日本学校に行き日本企業にまがりなりにも就職して行く。祖国の言葉も知らず祖国を見たことすらない。あるいは民族文化に接することもなく、民族の習慣、風俗すら知らない」。これらの現象が定住化志向を促進させると述べた。

そして、「最近、在日韓国・朝鮮人の存在を将来にあわせてどう規定するかという論が、在日韓国・朝鮮人の生き方論と合わせてされている」として、在日韓国・朝鮮人の存在論・生き方論を、①「帰国を前提とした海外公民規定のなかでの、祖国統一を最優先」、②「日本での定着化を強く前面にたて対等な立場での『同化』を前提」、③「日本の中の少数民族者として……日本の参政権を要求」、④「帰国・建国を前提とし、統一と民主化闘争」の4つに分類した〔特別基調報告1979：22-23〕。

結婚では、「南」と「北」の分断を越えて結婚する。日本人との結婚も増加し、最近の統計では「結婚総数7450組のうち3576組が日本人との結婚」であり、これは全体の半数に近く、しかも増加傾向にある。生まれて来る子女は「混血」と称される。

帰化については、「帰化した総数は約10万人」と言われ、「年々の帰化申請は、5千人を超えるのではないかと推定されている」。帰化後も民族がついてまわり、複雑さを増していく。例えば、『日本人』でありながら日本人と結婚できない。かつての『同胞』からも拒絶される。彼らは仕方なく帰化者のグループを結成し、帰化者同志のつながりを求めて結婚を保障していかざるを得ない。

在日二世、三世は「こうした現状と実態のなかで見たり体験することによって成長して来た。そして実に多くの価値意識が生まれ、在日韓国・朝鮮人の生活実態は混屯とした状況を形づくってしまった。さらに、孤立して分散する在日韓国・朝鮮人が確実に増加するなかで、

---

<sup>99</sup>昭和29年度法務研究員 入国管理局法務事務官 森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」『法務研究報告書』第43集、第3号、法務研修所、1955年。

日本社会の中に埋没していく」[同：27-28]。

「既成民族団体が在日韓国・朝鮮人民衆から遊離し……、地すべりの現象で同化していく在日韓国・朝鮮人の二・三世に対して何等の有効な政策を持ち合わせていない」。しかも、「既成民族団体は、あまりにも政治至上主義である」。

「在日韓国・朝鮮人に対する日本政府当局の対策、分析は常に先行し、日本社会一般の対韓国・朝鮮人観は依然として偏見と蔑視に満ちている」。在日韓国・朝鮮人社会では、世代交替が進み、定住化が深まり、同化・帰化志向が強く、日本人との血縁関係も深まりつつある。「こうした構図から導き出される結論としては、在日韓国・朝鮮人二・三世の民族同化論であり、しょせんは日本人に同化していくしかないという宿命論である」。「こうした思いの反映が生き方のなかに強く投影されている」。「幾重にも屈折し、自己の民族性の否定面のみが増巾されていく」。こうした状況の中、「いまや、在日における諸問題の取り組みをなくしては、祖国統一への寄与、あるいは在日韓国・朝鮮人をも含めた全民族・民衆の解放を、在日のなかで展望することはできないであろう」と述べた [同：30-31]。

ところで、『民闘連ニュース』第20号(1977)の「編集後記」に「複雑化しさまざまに屈折する在日二世三世の心情と現実を反映した民族運動、特に教育戦線、地域を拠点とした大衆運動の展開が重要である。それらの実践の試行錯誤のなかにこそ答が秘められている。世代の交替が進むなかで、一世にその展望と答を期待するのは幻想に等しいと実感するこのごろである。二世三世こそが展望を明かにすることができ、それがなし得たとき、はじめて、一世をのりこえて質量ともに二世の時代になりうる。(B・J)」[20号1977:19]とある。

また、第5回民闘連全国交流集会で、川崎・子供を見守るオモニの会の在日二世宋富子は、「あなたの祖国は、といわれても私は日本の山や川しか頭にうかびません。祖国が統一されても私は日本にいる韓国籍を持った朝鮮人として、誇りを持って生きていきたいと思えます」と「在日」を宣言した [30号1980:23]。

このように在日韓国・朝鮮人の民族運動も世代の交替が進み、まさに民闘連運動は主に「在日」を前提とした二世によって進められていた。

## 5. 日本人側が示した共闘と主体性について

ここでは、日本人の活動家が民闘連の中で示した日本人と在日韓国・朝鮮人との共闘と主体性について見て行く。

1975年12月7日に「在日朝鮮人の就職・進学問題を考える集い」が、関東民闘連の主催で、在日大韓基督教川崎教会で開かれた。地域のアボジ、オモニや東京・神奈川の高校教師ら約120名が出席し、阪神進路保障協議会の中谷豊・小田光康両教諭(兵庫県立尼崎工業高校)の講演があった。川崎在日同胞の人権を守る会の朴世一は「日本人の提起した就職差別の問題をいかに自分たちの民族的課題として、主体性を回復していく作業とするか」と

最後の挨拶で述べた。また、神奈川朝問研の山田<sup>100</sup>は「今までの地域の取り組みの中で、日本人であることから、在日朝鮮人・韓国人に問題を投げ返していくことをしてこなかった事を反省させられた」と述べた。最後の全体討論で、関東における日本人教師による取り組みの遅れが今後の課題として浮き彫りとなった [7号 1976: 19-20]。

このように、尼崎工業高校の教諭の講演で、在日韓国・朝鮮人の就職・進学問題への主体的な関わりを知って、山田貴夫は地域において、日本人として在日朝鮮人・韓国人の問題を率直に投げ返して行く必要性を述べた。

兵庫民闘連日本人部会の仲原良二は「日本人の共闘は何か 一行政闘争を通じて考える一」という論考で次のように述べている。

「在日朝鮮人の民族差別からの解放は、日本人自身の差別からの解放である」。地域運動は単なる市民運動とは違って、「地域根こそぎ運動と地域における人間変革による主体の登場というイメージを志向するものであるから、労働運動の活動家や、地域に関連する自治体労働者、教育労働者や、とくに差別解放に大きな力をもつ部落解放同盟との共闘が必要であり、その連絡推進母体としての民闘連として組織が強化されなければならない」。また、特に「自治体内部の労働者階級的な反権力闘争の突き上げが重要となってくる」[11号 1976: 3]。

ここで、仲原は、地域運動には労働運動の活動家、自治体労働者、教育労働者、部落解放同盟との共闘が必要であり、その連絡推進母体が民闘連であると指摘した。その中でも、自治体内部の労働者の働きについて言及したことは注目に値する。先に名前が出た山田貴夫はまさしく自治体労働者であり、次章において多くの個所に名前が出て来る。

76年の第2回民闘連全国交流集会の「閉会の挨拶」で、関東民闘連代表の佐藤勝巳は次のように述べた。

佐藤と同じように朝鮮問題を長く続ける例は稀であり、長く続けると腐敗が起こる。そのためには、原点に戻ることが必要である。また、民族主体についても簡単に判る訳でなく、運動を1、2年やっても人権、主体、権利の問題などを「正しく創造」することは困難である。しかし、それは「素晴らしい困難ではないか」[14号 1976: 46-47]。

むくげの会・世話人の飛田雄一は「日本人にとっての在日韓国・朝鮮人問題 (4) 『問題は山積している』 一主観的朝鮮問題方法論一」という論考で次のように述べている。

「自己変革」というものがあれば、それは「運動に参加する理由でなくて運動に参加した結果である」。「“朝鮮”」については、課題が山積みされ、「それらの課題は相互に関連性がないことも多いし、日本人の主体と照らし合わず時ますますその関連性を見出すことがむづかしい。このような関連性のなさが、“朝鮮”をめぐる日本の差別社会の反映であることを踏まえた上で、相互関連性を火急に追うことなく、山積みされている課題、現実に

---

<sup>100</sup> 2017年10月23日、川崎市ふれあい館での山田貴夫への聞き書きによると、神奈川朝問研には山田姓は山田貴夫しかいなかった。また、12月18日、同所での同氏への聞き書きで、「川崎市の職員をやっている中で時々来て、在日韓国・朝鮮人の中高生にこうしろ、ああしろとは言いにくかった。また、自分で責任を取りきれない面もあった」と述べた。

解決を必要とする問題にひとつずつ取り組んでいくことが必要である」 [19号 1977: 5]。

このように、飛田は、自己変革は運動に参加した結果であり、「日本人の主体」を問う前に、課題にひとつずつ取り組んでいくという実践が重要であると説いた。

78年の第4回民闘連全国交流集会での日本人交流会の報告は、関東民闘連の山田貴夫が行った。川崎の青年が「学生の間は時間が比較的あるので頑張っていけるが、就職ということも考えると、もう少し長期的な見通しのなかで自分の生き方を考えていかなければならない」という発言があった [29号 1979: 47]。

学生は就職に際して、個人の問題として運動の継続性に支障が出る可能性がある。

同交流集会で、関東民闘連代表の佐藤勝巳は第1分科会発題講演「日本人と在日韓国・朝鮮人の共闘とはどういうことか」で、民族差別を撤廃する運動では、「日本人と在日韓国・朝鮮人との関係で、最少限度必要なことは正しいものは正しい、へんなものはへんだと双方いい合える関係の確立が必要不可欠である」。それは「贖罪意識やイデオロギーを媒介とする利用・被利用の関係」であってはならず、そうであれば「運動はほとんど内部崩壊する」と述べた [同: 23-24]。

同交流集会の第1分科会報告「民族差別との闘いの道すじを明かにしよう」では、佐藤勝巳が10年前から一緒にやってきた日本人は自分一人になってしまったと言い、日本人が持続した闘いができるためには、「意地が大切ではないか」と述べた [29号 1979: 35]。

同交流集会の「総合討論」の中で在日韓国・朝鮮人と日本人との「連帯のあるべき姿」が議論された。記念講演で、金時鐘は「基本的には『差別』問題で連帯はありえない」、あえていうなら「暗やみの彼方から一点をめざして、手をさしのばして行く関係」が連帯であると表現したが、佐藤勝巳は「被差別者の意見なり主張を一方的に受け入れるというような垂直の関係ではなく、在日韓国・朝鮮人と日本人とが水平の関係になっていくことが連帯であると表現した」 [同: 48]。そして、79年の第5回民闘連全国交流集会の「閉会の挨拶」で、佐藤は今関東で残っている日立闘争のメンバーは、李仁夏、裴重度、崔勝久、山田（貴夫）、高浪（徹夫）と佐藤勝巳ぐらいであると述べた [30号 1980: 70]。

佐藤勝巳は「日本人と在日韓国・朝鮮人の共闘」では率直に双方がものを言い合える関係であることが必要不可欠であり、「贖罪意識やイデオロギーを媒介とする利用・非利用の関係」であってはならない。金時鐘は「基本的には『差別』問題で連帯はありえない」と述べたことに対して、佐藤は在日韓国・朝鮮人と日本人とが水平の関係になっていくことが連帯であると述べた。また、日本人が持続して闘うには「意地が大切」とであると、一種の精神論的な指摘を行った。

仲原良二は第5回民闘連全国交流集会の「民族別交流会報告 日本人部会」で、次のように報告した。名古屋では8年間、日本人だけで民族差別との闘いを行って来ており、当事者抜きではないかと批判があったが、昨年の交流集会を契機に在日朝鮮人の同胞の会が生まれた。尼ヶ崎からは、なぜ日本人が「民族差別と闘うという事」をやらなければならないかと自問自答を繰り返しながら、現在行っていることにしがみついてやっていくほかないと

いう報告があった。また、川崎からは、なぜ日本人として関わるのかということをもっと最初は考えていたが、今はあまり考えなくなった。いつも在日韓国・朝鮮人の仲間と毎日のことをやっていた中で、自分にプラスとするものを自分なりにつかんで来た。このように 3 人から発題があった。最後に大阪の解放同盟の人が八尾のトッカビ子供会などとの関りから、「大事な事は在日朝鮮人の生活の中の要求を一つ一つ解決していく」、そのためには「もっと輪を広げてやっ行って行かなければならない」、そして「在日朝鮮人の置かれている生活実態に日本人がもっと学ぶ必要がある」と指摘した [30号 1980: 56-58]。

以上から、日本人が民間連運動で在日韓国・朝鮮人と共闘するという事についてまとめると、次のことが言える。

#### ① 水平な関係の重要性

日本人と在日韓国・朝鮮人との関係では、率直に双方がものを言い合える関係であることが重要であり、水平の関係になっていくことが連帯である。

#### ② 実践の優先

日本人の主体を問う前に、課題の一つずつ取り組む実践が重要であり、自己変革はその結果である。これについて、次のような意見があった。なぜ日本人が民族差別と闘うのかということをもっと最初は考えていたが、今は考えなくなり、在日韓国・朝鮮人の仲間と毎日のことをやっていた中で、自分にプラスとするものをつかんで来たという例がある。また、在日韓国・朝鮮人の生活の課題を一つ一つ解決していくことが大事であり、そのために輪を広げるとともに、在日韓国・朝鮮人の生活実態を学ぶ必要がある。

#### ③ 民間連の調整機能

地域運動には労働運動の活動家、自治体労働者、教育労働者、部落解放同盟との共闘が必要であり、その連絡推進母体が民間連である。

#### ④ 継続の必要性と困難性

朝鮮問題に長く継続して関わる例は稀であり、長く続けると腐敗が起こる。そのため、原点に戻ることが必要である。一方で、1、2 年では成果は期待できず、継続が必要である。そのために、意地が大切であるという。学生には就職問題が継続への障害となっている。79 年の第 5 回民間連全国交流集会の時点で、日立闘争から民間連へと継続して残っている人は、「朴君を囲む会」メンバーだった李仁夏、裴重度、崔勝久、山田貴夫、高浪徹夫および佐藤勝巳の 6 人ぐらいであった。

### 6. 川崎の日本人部会

佐藤勝巳は『特別基調報告』の第 1 章「日本政府の在日朝鮮・韓国人政策と日本人の意識」で、日本の同化政策等について、次のように述べた。

1966 年、67 年に「学校教育法の一部改正案」、68 年に「外国人学校法案」によって「民族教育の抑圧（日本の「国益」に合致する範囲内で民族教育を容認するというもの）を図ろう」としたが、強い反対によって実現しなかった。また、69 年に、「出入国管理法案が国会

に上提（以後、71、72、73年の合計4回上提され、いずれも廃案となる）され、協定永住を取得しない在日韓国・朝鮮人を旅券を所持し入国して来た外国人と文字通り同じ法体系に組みこもうとする動き」があった。

66年1月の日韓法的地位協定の発効を契機に、「日本政府の在日韓国・朝鮮人政策は、在日韓国・朝鮮人の法的地位を協定永住と一般外国人（一二六系列の既得権のハク奪）とに二分し、永住権取得者に対しては、積極的な日本人化政策を行ない、未取得者には、一方で民族教育を本質的に否定し、他方で『出入国管理法』で完全にしぼり上げる（追放）ということを用意したものであった」<sup>101</sup>。しかし、上述したように、「外国人学校法案」も「出入国管理法案」も国会を通過しなかったが、「在日韓国・朝鮮人二・三世の日本人化は急速に進んでいった」[特別基調報告 1979 : 5-6]。

また、佐藤は第5回民闘連全国交流集会の第1分科会発題講演「日本政府の在日朝鮮・韓国人政策と日本人の意識」で、『特別基調報告』に関連して、以下のように述べた。

68年が大きな節であった。関西で教育実践が始まった。また、「既成左翼とまったく違った運動の流れ」が起こったが、「入管反対闘争に参加していった新左翼の連中が全面崩壊していった」。それは「具体的に人間が見えていないところの運動だから」である。唯一、入管闘争で残ったのは、「日立闘争をやっていった連中」である。在日二世・三世の子どもが、民族差別によって人間破壊されている中で、一番身近にいる在日朝鮮人のことも分からないで、韓国の民主化運動に連帯することはおかしい [30号 1980 : 26-27]。

そこで、70年に「入管反対闘争」で慶応大学・ベ平連で活動（第1章を参照）していた時に、朴鐘碩と出合って『朴君を囲む会』の事務局の一員となり、72年に川崎市役所に就職した山田貴夫は『特別基調報告』の第2章「在日朝鮮人問題への日本人の主体的な取り組みについて」で以下のように述べている。山田らにとって「ベトナム反戦の闘い」が「日本人青年の問題意識・主体形成との関係」で触れるべき「体験」であった。また、法務省（入管行政）への抗議行動は、主に「在日中国人の闘いの提起を受けてであった」。その時の山田らの問題意識としては、政治的な問題として「法務省—入管—法的地位—在留資格」と理解していたが、情勢が変われば、他の政治課題へと「闘いの軸」が移っていった。そこには、「在日朝鮮人、中国人の生活現実、民族の魂の復権の叫び、同化攻撃との闘いという重要な課題」が抜け落ちていた。こうした中、70年7月7日、「在日中国人青年の組織、華青闘の告発」<sup>102</sup>があった。これは『革新』の側にも根深く残る排外主義の克服、日常的に生起している民族差別の諸実態に対する地道な実践を私たちに提起していた」[特別基調報告 1979 : 15-16]。

それに関して、山田は日韓連帯闘争のグループと話し合った時に「在日朝鮮人の実情、現

<sup>101</sup> 「永住権所得者」を「永住権取得者」に、「未所得者」を「未取得者」に変更して記載した。

<sup>102</sup> 螞蟻〔華僑青年闘争委員会〕は「70年入管闘争もまた、私たち被抑圧民族の側からの闘いで開始されていった。……『7・7盧溝橋事件33周年人民大集会』が、党派の政治利用主義に流されてゆくなかで、私たちは訣別宣言をもって日本人新左翼を糾弾し、彼らの誠実な回答を待った」[螞 1971 : 122-123]と述べている。

実生活を飛ばして、政治的に全部対応していくという問題、それから日本人自身、日本社会の解放、という日本人自身の課題というものが出ていない、というそういう違和感を感じた」。そこで、「きちっとした視点と理論化」と、「日本人が闘う側となる組合とか職場とか地域運動をきちんと見つめた活動をしていく必要があるのではないか」ということで『特別基調報告』の第2章を書いたと述べた [30号 1980 : 57]。

さらに、山田は『特別基調報告』で次のように述べている。日立闘争の中で、「日本人は朴君を始め、朝鮮人青年との激しい討論の中で、民族差別のもたらすすさまじい現実を知らされ、知識や経験の豊富さでは決して乗り切れない厳しい生き方を問われた」。それは、「正にどう生きるのかという問いの連続であった」。「日立闘争はイデオロギー、政治性にとらわれることなく、個別具体性に固執することを通して朴君本人の主体的な成長を保障し、在日朝鮮人二世、三世が共通して抱える民族的自覚の復権の重要性、日本人と朝鮮人の共闘のもつ意味、そして何よりも民族差別のすさまじい現実を提起した」。朴君を囲む会が「政治的な利用主義、ひきまわしを排するという」と個人が「どう受けとめ関わってゆくのかを考えてゆく」ということで個人参加の会員組織としていた。このため、日本人側には、「日本人自らの解放の歩みの中で朝鮮問題と向き合い、仲間を広げる活動は、日立闘争後の我々の課題として残された」[特別基調報告 1979 : 17]。これに関して、李仁夏は日立就職差別事件を契機に、朴鐘碩を支援する日本人学生と青年は「韓日間の不幸な歴史を知り、韓国人を差別へと追いたてる日本社会の経済・政治体制につきあたります。さらに、それを支えてきた日本の天皇制を頂点とする精神構造にまで肉薄します。偏見と差別が車の両輪のごとく動いて、増幅作用をおこす社会心理学の分析もでてまいります」[李仁夏 1979 : 57]と、「朴君を囲む会」に参加した日本人学生等の意識改革について説明した。

日立闘争後、第3章の第2節で示したように、74年12月に「朴君を囲む会」の日本人部会が神奈川朝鮮問題研究会（神奈川朝問研）を立ち上げた。

『神奈川朝問研ニュース NO 1』（1975）によれば、「職場での自分のとりくみと、朝鮮問題への関わりが切れている現状を、現状として直視し、具体的な課題を通じて打破してゆくこと」と「地をはうように存在する民族差別の現実には、具体的に対面し、一つ一つ、つぶしてゆくこと」の2つを神奈川朝問研の結成の動機に挙げた。そこで、「自分の職場・居住の点からも、『朴君を囲む会』と違って地域を『神奈川』に設定し、三つの部会を通じた、持続的な人間の集まりを作りあげようと考えた」。しかし、会を結成して2カ月余り経って、会は「極めて不活発」であり、川崎の在日韓国人による「児童手当適用」「公営住宅入居」の要求等にも、有効な協力ができなかった。一方、朴鐘碩は「在日同胞の人権を守る会」の代表として、地域活動にがんばっていた。

また、『神奈川朝問研ニュース NO 1』には、74年の「12・22集会基調レジメ」が載っており、次のように、地域の現状や課題、神奈川朝問研の活動方針が示されていた。

日立闘争の勝利には、「日立差別体質の徹底改革や侵略の問題」が課題として残った。「その要因は、(A)『朝鮮人が民族の一員として働ける職場を』という獲得目標を、5・17以前

の『就職差別糾弾・不当解雇撤回』と並ぶ大衆的スローガンとして定着させ切れなかったこと、(B) 闘争が、個別闘争へと純化し、(A) とも重なって、各職場・現場闘争と分離し恒常的な大衆闘争として組織し切れなかった、ことの二点に要約される」。日立闘争は、「偶然的結びつき・発覚から糾弾という方向」になったが、第二次日立闘争では、「地域の社会的結がりの深化と各実践の強化」によって基礎づけられるとし、次のように示されている。

・ 神奈川における地域現実と要求

(A) 地をばう就職差別。公害における問題を含めた日常的差別と人権ハク奪。日本人学校での同化と差別。入管体制と分断。＝様々な朴君や申君

(B) 旧韓国人部会を中軸とした地域活動への出発

(イ) 児童手当・公営住宅入居要求と署名

(ロ) 教育要求、保育・子供会実践

・ 神奈川朝問研の活動

地域民族差別の現実学び、現実に返す。＝地域実態をハクし、それをどうするか。(在日朝鮮・韓国人との交流・共闘)

さらに、75年6月8日の『神奈川朝問研ニュース第3号』に、尼崎市の「外国人への児童手当支給要求闘争」の報告が載っている。川崎市に対する在日外国人への児童手当支給、公営住宅入居実現の闘いが全国各地の「在日朝鮮人・韓国人の権益擁護運動の発火点となった」。その中で、尼崎には「川崎市在住のメンバーも、総勢12名が支援」に行ったが、その結果は示唆に富むものであるとして、次のように総括した。

・ 恒常的な連絡・支援体制の構築の必要性がある。

・ 川崎市における一発回答の場合、行政姿勢の点検、闘う主体の形成という目的は困難となった。尼崎の場合、日本人と朝鮮人の共闘の場であって、行政の回答は、いもづる式に、他の行政のありようにまで問題点が明らかにされていく。

・ 糾弾の場は地域の在日朝鮮人の参加がきわめて重要である。そうでなければ、問題の所在が分からず、行政は「恩恵」という発想になり、しかも、朝鮮人側の主体形成が困難となる。

そして、神奈川朝問研では「職場や自身の現場における、具体的なとりくみを最も大切にしたい」ということであった。

しかし、そうした「職場や自身の現場」では目の前に課題がなく、『神奈川朝問研ニュース』は第3号で終り、神奈川朝問研は終息していった<sup>103</sup>。

78年になって、山田貴夫は『川崎市職 朝鮮問題通信』を編集・発行し、その78年9月1日の創刊号に「朝鮮問題を労働運動の課題に!」、「日韓民衆の連帯を!」と叫ばれてから久しいが、「朝鮮問題こそ、複雑で、多岐にわたる領域はない」ということで、「私たちの側の決定的な遅れを克服するために」、この通信を発刊したと記載されている。『川崎市職 朝鮮問題通信』No.2は(川崎区役所)田島支所山田の名で発行されており、発行年月日はな

<sup>103</sup> 2017年10月2日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫から聞き書き。



いが、78年10月に書かれたものである。なぜなら、「次の編集会議10月30日」とあり、本通信に「川崎信用金庫“民族差別を認め、謝罪する”川信の民族差別を糾す会 確認書交す！」とあり、10月6日の川崎信用金庫と「川信の民族差別を糾す会」との間の話し合いでの確認書が掲載されていたからである。この川崎信用金庫の件では、山田は「恒常的な大衆的な抗議行動が停滞した」ことや、「川崎市職、川教組、県高教、川労協は支援要請を受けながらも何ら積極的な対応を見せなかった」ことを課題として挙げた。『川崎市職 朝鮮問題通信』No.3に、78年11月3、4、5日に開催された第4回全国民闘連交流集会の報告が載っており、山田が4日の第三分科会「職場労働と民族差別」に出席したことを報告した。そこで、日本人の取組みは、「官公労、大企業の比較的労働組合が機能している職場にあるため」、在日朝鮮人との出会いがない。「日本人として、職場労働、労働組合として在日朝鮮人問題に関わるためには、まさに、地域の中小企業、下請、パート労働者との共同闘争、組合間の連帯、地域への進出という課題を、実践迫及することなしに、在日朝鮮人との労働問題を軸にした共闘を形成する基盤すらありえない」と指摘した。『川崎市職 朝鮮問題通信』もNo.3で消えることになった。

山田は『特別基調報告』において、今後の具体的な実践には、「在日朝鮮人子弟を民族的自覚をもった労働者として社会に送り出すのが教育労働者としての責務であり、受け入れる職場労働者との交流、共闘が重要な課題となってくる」とし、「教育の場と職場をつなぐ日本人間の輪の広がり的重要性」を指摘し、また「日本人間の交流・共闘だけでなく、地域における民族運動の拠点（在日朝鮮人の団結の場）と日本人労働者がそことも関わりを積極的に強めてゆくこと」、更に、各職場、地域で活動家を育て、「組織（地域朝鮮問題研究会のようなもの）を確立」することが必要であるとした。そして、民族差別の「現実への直視から出発しなければならない」と述べた〔特別基調報告1979：19-20〕。

山田らは、『特別基調報告』が出る前の79年4月24日に、新たに川崎朝鮮問題研究会（以下『川崎朝問研』という）を発足させ、上記のような「具体的な実践」を試みていた。79年5月25日の川崎朝問研の会報誌『キムチとどぶろく』の創刊号には次のことが書かれている。「当日の設立集会（産業文化会館）には、約60名が結集し、参加団体として、社会福祉法人青丘社、神奈川高校教職員組合民族差別と人権委員会、神奈川労災職業病センター、川崎浅田教会、神奈川地連、ゼネ石精労組川崎支部、在日韓国・朝鮮人の国民年金を求めの会が連帯アピール決意表明を行った。」

同創刊号に記載されていた「川崎朝鮮問題研究会設立の案内と4・24講演会の参加、協力の要請」には、ここ数年の間の取組みについて、①集会、映画上映は一部活動家の取組みに終わっていた、②活動家周辺の一般組合員や友人関係でも、「無関心というより、むしろ、偏見、排外主義が根強く残っており」、それが取組み強化の大きな阻害要因となっていた、③朝鮮問題は「極めて領域が広く、複雑であり」、在日朝鮮人の苦闘に対して、「その一部分の問題に今やっと眼を向けはじめている」、という3つの反省点が挙げられた。そして、山田貴夫（川崎市職）、寺内一郎（全通川北）、川口進（川崎地区会議）の川崎朝鮮問題研究会

準備会一同は次の3点を目的とすることを確認した。

1. 日本人労働者の立場で自主的な学習の場を共同の力でつくりあげてゆくこと
2. 朝鮮問題の総領域に視野を広げ、取組む体制を築くこと
3. 朝鮮問題に関心をもつ諸グループ、諸個人との交流、共闘を深め、地域労働運動の内実を高める事

また、「基調提起」には、次のことが書かれている。「川崎における民族差別との闘い」として、日立闘争後、川崎市に対する児童手当支給および市営住宅入居要求、川崎信用金庫に対する闘いが「地域の在日朝鮮人父母を結集した大衆運動の力で勝利を収めている。教育戦線にあつては、保育園、学童保育（市の委託事業）、塾活動を通し、民族差別に負けない子、しない子、共に闘う子—をスローガンに、一貫した民族教育、父母の組織化、公教育の教育労働者への働きかけがなされている」。そこで、川崎朝問研の今後の方向性は「在日朝鮮人の要求と主体の形成を中心軸に据えながら、共同闘争をくみうる力量を貯え、個々人の関係においても信頼関係を着実に積み重ねること」が最も不可欠なことであるとした〔川崎朝問研・創刊号1979：1-4〕。

このように、川崎朝問研は今までの日本人グループの川崎での活動を反省して、「在日朝鮮人の要求と主体の形成を中心軸に据え」、共同闘争を模索することになった。ここで注目したいのは活動家周辺の一般組合員や友人関係でも、「無関心というより、むしろ、偏見、排外主義が根強く残って」いることである。そこで、思い出すのは、第2節で述べた崔勝久らが主張する民闘連運動も地域の民族闘争として民衆論に依拠すべきであり、「地域の砦」を作り、そこから出撃するというものである。しかし、そこには、上記の「活動家周辺の一般組合員や友人関係」のような日本人が多数を占めるであろう日本人一般大衆<sup>104</sup>の存在が視点として欠けているように思われる。

79年12月10日の『キムチとどぶろく』第3号には、「川崎で活動するグループを訪ねて 連載第一回 社会福祉法人青丘社」という記事が載っており、その中に次のような記述があった。

在日韓国・朝鮮人のグループは「パクさんを囲む会」を作って毎週土曜日に集まりを持ったが、日本人部会はなかった。そこで、「日本人部会を作っていたが、ことごとく消滅していった」。それは、それぞれの問題意識が違うこと、また、日本人青年と朝鮮人青年同士の日常的な付き合いがなかったことによる。77年に全員で話し合い、「青丘社とは、日本人と朝鮮人双方が民族差別と闘う場である」との認識に至った。こうして、「77年のむずかしい時期を乗り越えて」、青丘社運動は軌道に乗り始めていったが、日立闘争を経験してここで活動していた青年達が急速に減って行った。それは「必ずしも絶対の確信をもってやっているわけ」ではなかったからである。「現在、青丘社の具体的な運動を進めている中心部分は、この日立闘争を経験していない層だ」。そして、この地域の人間にどうつながり、また、この地域やその他において支持される活動をどう作っていくかが今後の課題である〔川崎

<sup>104</sup> 「各種各様の感情、思考や行動を持つ日本人個人や家庭などの集合体」とここで定義する。

朝問研・第3号1979:4-5]。

しかし、川崎朝問研も、1980年5月に起った韓国の光州事件についての報告『韓国はいま』<sup>105</sup>を出して、活動を止めることになった。この理由も「目の前に課題がなかった」からである<sup>106</sup>。

日立闘争を経験した山田貴夫らは、朝問研などの民族差別と闘う日本人側の市民グループを川崎において何回か立ち上げたが全て長続きはしなかった。日立闘争を経験した人たちの多くも「絶対の確信」が持てないということで去って行った。地域の中小企業の労働者等との共同闘争、組合間の連帯、地域への進出という課題を設定して、在日朝鮮人との労働問題を軸にした共闘も模索したが、実際には在日韓国・朝鮮人問題として、具体的な課題が見当たらなかった。そこで、地域の在日韓国・朝鮮人の要求と主体の形成を中心軸に据えながら、個々人の関係においても信頼関係を着実に積み重ねることが最も不可欠なことであると気づいた。

## 7. 民闘連運動リーダーの離脱

80年代になって、日立闘争と民闘連運動のリーダーであった佐藤勝巳や崔勝久、日立就職差別裁判の原告であった朴鐘碩がこの運動から離れて行くことになった。なお、高浪徹夫は、77年の時点であるが、「地域の職場に就職し、今は地域労組の結成という方向」を考えていた[19号1977:10]。本節では、主に佐藤勝巳と崔勝久について取り上げ、その経緯を述べる。

### (1) 佐藤勝巳

佐藤勝巳が在日韓国・朝鮮人運動に関与しなくなった経緯についてここでは見て行く。

佐藤は70年代前半、出入国管理法案反対運動に関わっていたが、動けば動くほど空しさを感じていた。それは法案反対の人たちのほとんどが出入国管理令や法案も読んでいなかったからであった。しかも、法案自体が他の法案を通すために、取引材料となり、廃案になった。入管問題に携わることで、「多くの在日韓国・朝鮮人が持つ価値観の一つに、法律とは破るもので守るものではないという考えがある」という確信を持つようになった。「この種のことで接した在日韓国・朝鮮人で、ワイロを使うことに後ろめたさを感じている人は皆無に近かった」。佐藤は「この種入管問題には関与すべきことではない。およそ日本国家との関係で『人権』が云々されるようなこととは無縁に近い世界だ。そう思うようになって、個別の相談は受けないことにした」。それが81年である。それまで、24件の民族差別事件に関与した[佐藤勝巳1991:12-19]。

また、佐藤は「1982年頃から在日韓国・朝鮮人運動に関与しなくなった」。それは82年1月1日に、「在日韓国・朝鮮人の社会保障などが、日本人と基本的に同じになり、また、

<sup>105</sup>川崎朝鮮問題研究会編『韓国はいま』第二号、神奈川労働ニュース、1980年5月30日。

川崎朝鮮問題研究会編『韓国はいま』第三号、神奈川労働ニュース、1980年6月4日。

川崎朝鮮問題研究会編『韓国はいま』第四号、神奈川労働ニュース、1980年6月9日。

<sup>106</sup> 2017年10月2日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫から聞き書き。

協定永住を取得しなかった彼らに、申請のみで永住を与えるという特例永住申請がはじまったことに起因する」。その結果、民族差別が減少したかどうかについて、佐藤らの「日本朝鮮研究所と、運動をやっている人たちとの間に意見の相違が顕在化」したからである〔同：25〕。

『現代コリア』(1986.12)<sup>107</sup>で、佐藤は「詩人の金時鐘氏が70年代初め私との対談で『同胞の暗部を照射すべきだ』と発言しました。けれども、氏を含め一世たちの誰もがやしません。……それをしなければ日本社会の中での共存は困難だ」と発言した。これに対して、裴重度は「その通りだと思います。しかし同様に、日本人だってできていない」と反論したという。佐藤は、在日韓国・朝鮮人側は、日本人の民族差別は日本人が改めるべきだというのが「自明のこと」だという理解があるようだが、民族差別をなくすために、その再生産過程や構造を明らかにする必要があると指摘した〔同：71-73〕。

例えば、就職差別の問題について言えば、競争社会では慈善事業のようなことをやっていたなら、会社はつぶれる。「だから雇用基準に合致しない人間は雇用しない」。朴鐘碩は日立に入社したら辞めないで頑張りたいと願ったが、頑張らなくて勤務し続けている。「自分にとって否定的な要因を外に求める人たちは、……努力とか、自己変革というようなことは、最初からないわけであるから、……他人を非難しておればよい」。企業家は「そういう人間は日本人であれ、誰であれ、使いものにならないから雇用しない」が、「これは民族差別でも就職差別でもない」〔同：79-80〕。

「民族差別反対運動に直接疑問を抱くようになったのは79年春の東京都歯科医師会の民族差別（同会が経営する技工士養成の各種学校が、日本の私立学校を卒業した在日韓国人〈女子〉の入学願書を日本国籍でないことを理由に受付を拒否した事件）をただす運動に参加したときからであった。……差別された女子高校生は、被差別の体験もなく、貧しさも知らず、したがって怒りもみられなかった。親たちも差別に抗議する姿勢が消極的で、10年前の日立のときと大変様子が違っていた」。また、この運動を担った韓国人青年たちは、50年代後半の生まれで、「被差別の有無を尋ねて」も「ノー」であった。「日本社会の民族差別の状況が、明らかに変化してきている」と感じた。また、重要な変化として、「従来の民族差別反対運動は、差別事件が起きて、それに抗議するというものであった」が、「この頃になると、なかなか差別事件が起きないので、運動の側が事件を“仕掛ける”という現象がみられてきた」。

「たとえば、ある金融機関に在日の誰かがパーソナル・ローンの借入れを申し込む。当該金融機関が国籍条項を理由に断れば民族差別であるとして反対運動を展開するというものである。ローン関係では、これと類似の“事件”を筆者が知っているだけでも他に2、3ある」。「また、ある地方の教育委員会が、外国籍の教員採用試験の申込みを拒否することを事前にわかっているにもかかわらず、申込みをおこない裁判に持込むということが耳に入りだしてきた」。これらは、アメリカの「おとり捜査」と同様に、「民族差別をなくすという方法・手段

<sup>107</sup> 〔大沼保昭ら1986：30-31〕。

のひとつとして、肯定されるべきことなのかも知れない」。しかし、佐藤の感覚や倫理感とは合わなかった。

これらは、日本社会に変化が起きてきている証拠であり、運動体は目的を達成すれば、本来解散すべきものである。

「現実の変化を認めない一番大きな理由は、常に日本政府や日本人が自分たちを不幸に陥れてきた『元凶』とみなしてきた、その『元凶』がよい方に変化しつつあるということを確認すると、自分たちが寄ってきたそれまでの論拠が揺ぐし、日本社会の非をただし続ける”正義の立場”が失われてしまうことになる。従って、変化を認めることを頑強に拒否することになる。この一点をめぐって、筆者（佐藤勝巳）と運動体との決定的な違いが生まれたのであった」[同：83-86]。

さらに、佐藤にとっては「個別運動に多く関与しているうちに、相手の出方がほとんど読めるようになり、交渉技術のようなものが身につく、いわゆるプロ化してゆく自分に耐えられなくなっていた。そんな時期に、既述の日本の現状をめぐる論争がなされ、運動から離れることになった」[同：92]。

さらに、佐藤は次章で扱う「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」にも次のような否定的な見解を持っていた。

佐藤は「付 指紋押捺問題に寄せて」<sup>108</sup> [同：129-142] で次のように述べている。

問題は、日本における外国人指紋押捺制度や外国人登録証の常時携帯の義務が、「①日本の利益という点からみて必要かどうかという検討と、②外国人の人権の側面からみて妥当かどうか」ということであるが、これまでの議論は②のみで、①の議論がまったくなされていない。

指紋押捺制度が導入された理由は、「①ゆうれい登録証が大量に存在し……米の不正受給などがなされる一方、敗戦直後日本から帰国した朝鮮人が再度日本に手続きなしで入国、それらの人に登録証が裏で売買されるなど在留外国人の実数掌握が困難であったこと。②さらに1950年6月からの朝鮮戦争で、韓国からの難民が手続きなしで入国し出したこと。③同じようにこの戦争を契機として北朝鮮からの工作員が日本に入国、米軍を背後からおびやかす工作を開始したことである」。これらに関連して、変わっていないものは「北朝鮮の対南解放路線」である。「それを実現する戦術は、合法・非合法、平和的・非平和的な手段を状況に応じて使い分けるといふものであり、日本はこの戦術を行使する恰好の場所のひとつという位置づけである」[同：131-132]。

「文世光事件直後、韓国政府は、北朝鮮の工作員および総聯の取締りを、日本政府にきび

---

<sup>108</sup>「第一部の付録として『指紋押捺問題に寄せて』を収録したが、これは、筆者の「在日韓国・朝鮮人20年の軌跡と直面する問題——指紋押捺問題に寄せて」（1985年『現代コリア』7月号）の後半部分である。これを改めて収録した理由は、日本外務省はいまでもなく、韓国政府までもが、北朝鮮の対南解放政策の深刻さを正しく把握していないのではないかという強い懸念をもっているからである。いまひとつは、在日韓国・朝鮮人の人権は、アジアの平和と安全に従属するもので、その逆ではないということと当事者はもちろん、多くの日本人に知ってほしかったからである」[佐藤勝巳1991：iv-v]。

しく求めてきた」が、これに間接的にでも対処できる法律は「出入国管理及び難民認定法」と「外国人登録法」であり、特に指紋押捺制度なのである [同：136]。

ところが、韓国政府は「外交ルートを通じ在日韓国人の指紋押捺などの撤廃を求めてきている。……この要求は、北朝鮮の韓国政府打倒の活動をさらに容易にするものである」 [同：140]。以上のように、佐藤勝巳は指紋押捺制度の必要性を訴えた。

ところで、佐藤勝巳(1978b)は「岐路に立つ統一問題——共和国の統一方針と韓国の民衆——」 [佐藤勝巳 1978b：205-236] において、小田実の『私と朝鮮』(1977)が筑摩書房から出版されたのを機会に、次のように、小田の「共和国評価を批判」 [同：ii-iii] していた<sup>109</sup>。北朝鮮（共和国）による韓国への侵攻、すなわち「南侵」について、小田実が「共和国の民衆のくらしが安定しているから、共和国の『南侵』はありえないと否定している」。その根拠の第一は、「戦争がはじまったら、せっかく建設した社会主義社会が灰になる可能性」があり、前に「武装ゲリラ」のように共和国主体の統一が考えられた時期はあったが、指導者がどうであっても「民衆が、『南侵』つまり、戦争に同意を与えなければそれはできない」、そして、第二は、「共和国の指導者も民衆も、韓国やアメリカが『北侵』してくれば、断固闘うと異口同音にいていたが、共和国側から『南侵』することはありえないと否定した」と述べたと指摘し、以下のように反論した。

第一に対して、佐藤は「生活の安定か不安定かのみ」では計れない。朝鮮戦争の初期には共和国は「祖国解放戦争」と規定していた。小田は本気で共和国の民衆が労働党の「南侵」という方針を拒否できると考えているのか。そして、「民衆の意思が労働党の政策を有効にチェックできるのであれば、小田氏も指摘しているように、まるで民衆をコケにした個人崇拜が、どうして20年近くも大手を振ってまかり通っているのだろう」と疑問を呈した。

第二については、「1975年3月19日韓国側から発表された軍事境界線下のトンネル（第二トンネル）」について、小田はこのトンネルを基に共和国が「南侵」を考えることを「きちがいじみた猜疑心と想像力を必要とする」と激しく否定していることに関して、実際に、佐藤は77年夏に韓国を訪問し、実際にトンネルの状況を見ることによって北から掘られたことを確信したことを例にあげ、重要な政策決定が金日成主席個人に握られていることを見れば、小田が述べたことには納得できない。そして、金主席の「武力統一方針」を挙げ、「共和国（労働党）の戦略は、韓国に『人民民主主義革命』を実現することにある」とする一方、韓国の民主化勢力の考えは民主主義を相対的に拡大することであり、共和国のいう統一に反対していると佐藤は述べた。

このように、佐藤がまだ全国民闘連の共同代表を務めていた78年頃、北朝鮮からの「南侵」の可能性について言及していた。この点に関して、佐藤は78年と85年において、同様の見解を持っていた。

---

<sup>109</sup>佐藤勝巳(1978b)は「共和国評価を批判」するために、小田実(1977)の以下の章から引用した。第1章「1本の竿を立てよう——『北』と『南』と『われわれ』——」 [小田 1977：7-44]：「世界」77年4月号に最初発表 [同：巻末]。第2章「『北朝鮮』——その現実と思想」 [同：45-174]：「朝日ジャーナル」77年2月18日号から5週連載 [同：巻末]。

## (2) 崔勝久

加藤千香子(2008)は次のように言っている。「日立闘争の原告であった朴鐘碩、日立闘争後の地域活動を先頭に立って進めた崔勝久、桜本保育園開園時から保母として『民族保育』にかかわってきた曹慶姫」は「80年代初め、桜本保育園の父母会から出された問題提起をめぐって青丘社のあり方を問おうとしたことをきっかけに、青丘社の活動家から離れることになりました」。なお、日立製作所に就職した朴はコンピュータ・ソフトウェア開発業務に継続して従事していた [加藤千香子 2008 : 25]。

崔勝久(2008)は次のように言っている。74年、ソウル留学から帰国した崔は、「日立闘争と川崎での地域実践を推進していくこと」と「行動に制限を加えないことを条件」に在日韓国人問題研究所 (RAIK) の初代主事に就任した。そして、韓国の「貧民街で教会を中心にした実にきめの細かい地域活動 (民衆運動)」を川崎の韓国教会を中心に行おうとしたのが川崎での地域活動の始まりであった。その2年後、義父の死によって、崔は義父の事業を継ぐことになった [崔 2008 : 53-54]。

「分数のできない子、アルファベットのわからない子」、「非行・貧困、将来への展望のなさ」など同胞の実態は、行政の差別が固定、拡大している。しかし、制度が変わっても、生活実態はすぐには変わらない。「民衆自らが権利を求め、闘い、自分自身の状況を変革していく主体になっていくべき」である。「民族差別とはまさに生活実態なのだ」ということで、崔は先頭に立って、生活実態に肉薄するために保育園や学園を核として「民族差別と闘う砦」をつくらうとした。崔は家庭の事情でRAIKと青丘社の主事を辞めた後、「市の奨学金制度にある国籍条項のことがきっかけで、青丘社の理事会の承認のもと、『民族差別と闘う砦』づくりをめざす、保育園・学童保育・学園に関わるすべての部門が参加する運営委員会」の委員長となった。朴鐘碩は川崎に住んで、日立に通いながら地域活動に参加した [同 : 60-61]。

「民族差別と闘う砦」づくりとは、「民族主義を脱構築、解体し、民族に固執することなく、朝鮮人・日本人ともども、地域に住む民衆とともに、地域の問題に肉薄して、地域の解放を目指すものであった」。

青丘社の核である保育園では、『民族保育』ということ、その保育の質を深めるというより、民族差別との闘い、運動が強調され、民族文化に触れさせることが保育の中身であるかのようになり、保育者であることよりも、活動家であることが重視されるという風潮があった。崔が唱えていた「民族運動としての地域活動」に対して、疑問をもつ韓国人主事が出て来た。崔は『地域活動』の中身を重視し、その韓国人主事は、民族の歴史や言葉の習得など、民族的主体を強く求めた。崔は運営委員長であったが、外部で働いていたために現場には直接関与しなくなっており、「後輩主事たちとの考え方の違い」によって地域活動の展開が大きく変わるとは思っていなかった [同 : 61-63]。

79年に、保育園から父母会の自立的な活動を求められた在日の父母会会長の問題提起を

巡って、青丘社は2年間混乱した。それは、日本人の母親が日本の子どもに他の民族文化に触れさせることに對して疑問を持っていたところに、「在日」の父母会長が民族問題を出したことで反発した。父母会会長と、在日及び日本人の数人の母親が保育園側に父母会の運営について問題を提起したが、受け止めてもらえなかった。

そこで、崔勝久は、その問題提起から、「民族差別と闘う砦」を目指してきた青丘社を「すべて洗い直さなければならない」と考えた。そして、青丘社の運営委員会が問題点を整理しまとめることになり、崔がその役割を担うことになった。崔は何10人という関係者全員に、母親たちからの問題提起の意図を説明した結果、「現場を混乱させたとして臨時理事会で運営委員長を解任され、同時に、運営委員会の解散も一挙に多数決で決められ」、崔、朴鐘碩、そして保育園を始めたときからの3人の保母のうち2人が「青丘社の地域活動の場を離れること」になった。

一方、後輩の主事たちは青丘社の内部の問題より、「教育委員会を糾す運動」として外部に目を向けるようになった。地域のオモニ（母親）たちが参加し、教職員、梶村秀樹教授などの外部理解者の協力で運動が広がり、86年に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定された。また、同じ時期に、「指紋押捺拒否闘争」が始まり、青丘社の韓国人主事が指紋押捺拒否で逮捕され、「政府の方針に反しても逮捕者は出さない」という伊藤三郎市長の画期的な決断もあり、大きな盛り上がりを見せた。すなわち、「民族運動を求めていた韓国人主事たちが中心となって、教育委員会への働きかけと、指紋押捺拒否闘争へとまっしぐらに向かった」。そして、『民族差別と闘う砦』づくりから『共生』をスローガンにした地域活動に転換していく契機になったのは、子供文化センターとふれあい館の建設であった〔同：64-67〕。

曹慶姫(2008)は次のように言っている。桜本保育園は李仁夏が牧師である川崎教会が69年4月に開設した。最初は無認可で、教会の礼拝堂において、李幸子主任保母、文多恵保母、曹慶姫保母の3人でのスタートであった。そして、聖書の「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」を保育目標とした〔曹2008：121〕。

曹の保母としての最大の関心事は、「民族差別と闘う子」をどう育てるかであり、「3人の保母と部落解放同盟の保育大会に参加し、……集団主義保育と出会った」。それは、「子どものなかから『リーダー』を育ててその子を中心に『仲間づくり』をし、『差別と闘う子』を育てる」という「解放保育の実践」であった。また、「差別のために満足に教育が受けられなかった親から育てられるため、『発達の遅れ』が顕著になり差別が増幅再生産されるからと、乳児からの『発達の保障』が叫ばれて」おり、曹は保育園に必要な保育理論と思い、一緒に行った保母たちと喜び合った。曹らは「集団主義保育をめざして子どものなかから『リーダー』を育て、民族差別と闘う『仲間づくり』をめざす保育を手探りで進めて」いった。しかし、曹は「健康と家庭の事情」から79年3月に保育園を辞めることになった。

保育園が「民族保育」で「民族文化」に触れ、「集団主義保育」「仲間作り」「発達の保障」を目指そうとしていたときに、崔勝久が述べていた「父母会会長の問題提起」があった。



保育園父母会会長余令子、副会長進藤礼子、会計金洙蓮、また、進藤とともに「カンガルーの会」（日本人父母の会）をはじめた宮崎節子、金貞子（保育園職員という立場上間もなく抜けることになった）、曹慶姫が「六人会」をつくり、「青丘社の三浦主事を交じえて父母の声を反映させる父母会づくりを目指して」といった。崔勝久は「この問題を保育園だけの問題にするのではなく、青丘社全体の問題にしていかなくてはならない」と主張しながら、母親たちを「側面から応援」していた。『活動家』を中心に『仲間づくり』を考えていた主事たちは、母親たちが集会をしようとしていることを含め青年たちが『混乱』していく原因は、多くの人に説きまわり仲間をバラバラにした崔勝久にあるとして、崔の責任を追求する『糾弾集会』を持ち、その後の緊急理事会で崔は運営委員長を解任され、運営委員会は理事会で廃止された。

これは「内部を点検して内部の充実をはかるべきだ」とする運営委員長崔勝久と、「内部の問題は横に置き、民族差別の問題を訴えて川崎市教育委員会を糾す運動のなかで、地域のお母さんたちとつながろうとする主事たちとの間に、すでに向かう方向に違いがあった」。そして、「姜主事は指紋押捺拒否をし、再び日本社会の民族差別を問う方向に歩みはじめます。こうして青丘社は教育委員会への働きかけと指紋押捺拒否闘争へと大きく舵を切り、保母たちもそれに参加していく」ようになった〔同：125-139〕。

## 8. 本章のまとめ

最初に「2. 在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性——川崎の在日青年の問題提起——」について次にまとめる。

75年に、崔勝久は在日韓国・朝鮮人の主体性確立に関して、在日韓国・朝鮮人が当事者として運動に参加していないと意味がないとし、その実例として日立闘争における朴鐘碩を挙げた。そして、行政闘争において「物とり主義的」だけでなく、在日韓国・朝鮮人自身が力を付けていくことが重要である。また、差別と同化の克服のためには、地域活動に重点を置き、その柱を子どもたちの教育問題に置くと述べた。一方、日本人側には自身の解放、人間性の回復をはかる実践によって民族差別が克服されていくものであり、共闘と連帯は在日韓国・朝鮮人と日本人がお互いに主体性を回復させる作業の過程で出て来るものだと指摘した。

これに関連して、崔が、兵庫の解放教育は、教育理念の問題だけではなく、部落解放運動の高まりと深まりの中で、在日朝鮮人子弟のことは取り組むようになってきた。しかし、その成果は既に解放運動を進めてきた運動の基盤に吸収されようとしていると批判した。

76年に、尼崎・在日同胞の人権を守る会は、崔勝久と同様に「自律的な力を養い蓄える」ことの必要性を説いたが、日本人を「理解ある者」と「わかっていない者」に色分けせずに、地道な接触を通じて信頼関係を築いていく必要性を説いた。

77年に、地域活動について、川崎で地域活動をしている同胞青年（名前は出ていない）は次のように述べている。運動を地域に結びつけていくことが大事である。彼は韓国の教会

で民族と民衆とは違うことを学んだといい、在日韓国・朝鮮人こそが民衆であり、民衆が生活している地域での活動が在日韓国・朝鮮人のみではなく、日本人の解放も求めている。民族の解放にとって必要であるから日本人と連帯する。そして、民衆運動から民族運動へと、民族の解放の先端には在日韓国・朝鮮人が立つべきであると主張した。一方、尼崎の同胞青年は基本的には賛成であると言いながら、民闘連運動では日本人だけの運動も展開されている中において、地域という命題を主張するのは危険ではないかと疑問を呈した。日本人側からは、西宮西高分会が、日本人教師が在日韓国・朝鮮人の生徒への就職差別に対して自ら闘うことは日本社会の変革に繋がり、在日朝鮮人の主体形成にとっても、少なくとも必要条件ではないかと反論した。

ところで、79年の『特別基調報告』や第5回民闘連全国交流集会で、崔勝久は韓国留学の経験があり、民闘連運動も地域の闘争として民衆論に依拠すべきであると主張していた。そのイメージは「地域の砦」を作り、そこから出撃するというものであった。そして、手を結ぶ日本人は自分自身の解放の問題と認識して実践する者という条件を付けた。

以上のように、崔勝久は韓国留学で「韓国の民主化闘争」を見た経験から、在日の民衆論を展開した。

この砦は地域社会において、砦という一種の閉鎖系（クローズド・システム）を構成することになりはしないかという懸念が生じる。今まで見て来た川崎の民間企業における民族差別事件や川崎、尼崎などの行政差別闘争では、一部の“先進的な”日本人との共闘によって「地域の砦」から出撃して、勝利や成果を収めることができた。しかし、ここに一つの落とし穴があるように思える。それは、韓国の民衆闘争では、民衆の相手が例えば、金芝河が言う「五賊」<sup>110</sup>という、当時の政権であったり、地方行政府であったり、資本家・企業であった。しかも、それは韓国内における同じ国民（民族）の間での闘いであった。一方、日本においては行政や企業など公の団体や法人の民族差別に対しては、「地域の砦」を拠点とした闘いが有効であっても、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別が根強く存在するのは、学校、町中、家庭など広く日本社会の中であり、その日本社会において絶対多数を占めるのは日本人一般大衆である。この日本人一般大衆に対して「地域の砦」がどういう働きを示せるのかをイメージするのは簡単ではない。これは80年代になって、青丘社に運営を委託されることになった「川崎市ふれあい館」の建設過程で町内会において反対運動を起こったことを見れば、明らかである。そこに見るあるべき姿は、「砦」ではなく、「共に生きる」を標榜した、69年に川崎教会が設立した青丘社・桜本保育園の理念であるかもしれない。前述した日本人教師の反論も「共に生きる」という「オープン・システム」であれば、出て来なかったのではないか。全国民闘連の代表で、桜本保育園園長の李仁夏牧師は「自分を愛するように、あなたの隣り人を愛せよ」と言った。これらについては第6章で再び取り上げる。

一方、尼崎・在日同胞の人権を守る会は、日本人を「理解ある者」と「わかっていない者」に色分けせずに、地道な接触を通じて信頼関係を築いていく必要性を説いたが、これは日本

<sup>110</sup> 財閥、国会議員、高級公務員、将星、長・次官を指す [金芝河 1972 : 10]。

人一般大衆を考慮したとも考えられる。この点に関して、崔勝久らとは考え方の違いが見られる。

また、第3章第3節で述べたように、77年の第3回民闘連全国交流集会において、佐藤勝巳は、問題は、悪いのは行政だけではなく、その悪い行政を許している「圧倒的な日本人の存在」である。日本政府や行政を変えるには、「それを支えている日本人の意識が質的に変わらない限り永遠に問題解決はない」。そのため、「民闘連は、多くの在日韓国・朝鮮人と日本人の双方の解放という視点で、その闘いをねばり強く、そして末長くやっつかねばならない」と述べた [25号1977:16]。これは示唆に富む重要な指摘であると思われる。

「3. 在日一世である金時鐘と李進熙の主張」に移る。72年、金時鐘は政治権力が直接的に影響を及ぼしようがない在日朝鮮人にとって、民族統一を志向する動向の中で、自己の存在理由を明確に開示することが朝鮮人の主体性であるとした。金の年代以上の人は祖国への回帰思想があり、在日朝鮮人の主体性の拠り所は民族統一にあるとした。在日朝鮮人の「被差別という被害者意識」と「日本人の原罪意識」からなる親密感も「断ち切る行為」が必要である。そうでないと連帯はあり得ず、「むしろ接点をまさぐり合うこと」になる。また、戦後世代以降には回帰思想はなく、民族固有の慣習、文化、伝統から隔絶されているが、それでも世代を越えて、「主体的に生きる在日朝鮮人の朝鮮人像が強く望まれている」と述べ、民族統一の志向を強く要望した。

77年にも、金は「在日朝鮮人」が南北に分かれている母国を同視野に納めることができ、南と北の接合点を担う生活集団であると述べており、72年と変わっていない。

78年に、金は次のように述べている。連帯に関して、周囲と連がるには、「己を知り相手を知ることで連がる以外にはない」。「結論命題」を先に言えば、「他者と連がりたいたいというこの希求は、……双方が徐々に暗闇の彼方から徐々に手をのばしあって接点をまさぐるものの原素なのではないだろうか」。そこで、連帯にはその接点を探ることが大事であり、「接点を探し得たのかどうか」ということをまず論じ合う必要がある。

ひとつの民族である在日朝鮮人である時、北も南も規制できない。在日朝鮮人の存在証明の契機の中に、祖国の南と北を同じ視野におさめうる政治的状況性があり、祖国の北と南のどちらにも「ノンと言える権利」や「選択する権利」を持つ。在日は「ひとつの朝鮮」であり、「この分断の狭間を埋める主体的な担保として、在日朝鮮人の意識体がある」。

「在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘」については、共闘したら在日朝鮮人の側にプラスに働く。一方の日本人の側には何がプラスされるのかについて、日本人の側で論じられる必要がある。支援をもらうだけでは、決して連帯ではない。連帯は横につながっていく面の広がり为保障する力学であり、精神的、思想的には絶対縦に依拠してはいけない。

差別する側のエゴと合わせて、差別される側のエゴも見逃がしてはならない。差別される側のエゴは内部からただしていかなければ絶対にあらたまらない問題である。在日朝鮮人が日本人から差別をされて不幸だという言い方がされているかぎり、在日朝鮮人の度し難い暗部は開かれることがない。

以上のように金時鐘の 72 年から 78 年の言葉を見てきたが、民族統一を志向する中で、「在日朝鮮人」が南北に分断されている母国を同視野に納めことができ、南と北の接合点を担う生活集団であるという見解は一貫している。これは祖国への回帰思想でもある。

やはり在日一世である李進熙は、79 年の第 5 回民闘連全国交流集会で、次のように述べた。在日朝鮮人にとっての「皇国史観」は「民族虚無主義」である。在日朝鮮人の多くが皇国史観という土壌のなかで日本へ帰化をしているが、それでは人間として解放されることはできない。李も長く教師をやっている中で「統一をすれば帰るんだ」と言ってきたが、分断の状態はさらに固定化してしまった。李は 20 数年、民族運動に関わった中で、在日二世三世がかかえる民族差別問題を見過ごしてしまった。そこで、民闘連に参加している在日二世三世が、足が地に着くように民族差別に反対して闘うことに期待を込めた。

李は、在日朝鮮人が日本へ帰化をしていることは「民族虚無主義」であるとし、それでは人間として解放されることはない、帰化について否定的な見解を示した。しかし、金時鐘と違って民闘連運動に期待を寄せていた。

「4. 坂中論文の議論と在日二世」では、次のことを示した。77 年に、金相明は『民闘連ニュース』で坂中論文を最初に紹介した。そして、金や李仁夏は坂中論文で述べられた「開かれた日本社会」の実現は、日本人サイドから「恩恵」として与えられるもので、在日韓国・朝鮮人の主体性の構築や自己の形成に繋がらず、在日韓国・朝鮮人の解放に資さないと考えていた。これは第 2 節の崔勝久らの主張と同様である。

一方、佐藤勝巳は 77 年に、先ず在日韓国・朝鮮人の現実を把握する必要がある、「自分のある種の結論で現実を見るのではなく、在日韓国・朝鮮人の意識の多様化をリアルに見た上で何をどうするか考えなければならない」と述べていた。また、79 年の『特別基調報告』や講演で、坂中論文と同様に、体制側（官僚）は「在日朝鮮人の現状をリアルにおさえて」おり、10 年や 15 年後にはそれがよく当たっているとして、現実をもっとクールに見る必要があると指摘した。また、裴重度はそれに答える形で『特別基調報告』において、在日二世以降の世代が 80% を占めるようになった状況において、在日韓国・朝鮮人の多様化している現状を分析した。そして、在日韓国・朝鮮人社会では、世代交替が進み、定住化が深まり、同化・帰化志向が強く、日本人との血縁関係も深まりつつある中にも、「幾重にも屈折し、自己の民族性の否定面のみが増巾されていく」という現状を示した。そして、最後に、「いまや、在日における諸問題の取り組みをなくしては、祖国統一への寄与、あるいは在日韓国・朝鮮人をも含めた全民族・民衆の解放を在日のなかで展望することはできないであろう」と述べたが、これは第 3 節で述べた金時鐘の主張とは異にするものである。

また、『民闘連ニュース』には、77 年に、二世三世こそが展望を明かにすることができるという編集者の意見や、79 年には、在日二世の宋富子が「祖国が統一されても私は日本にいる韓国籍を持った朝鮮人として、誇りを持って生きていきたいとします」と「在日」を宣言したことが載っていた。

「5. 日本人側が示した共闘と主体性について」に移る。仲原良二は 76 年の論考で、「在

日朝鮮人の民族差別からの解放は、日本人自身の差別からの解放である」といい、地域運動には労働運動の活動家、自治体労働者、教育労働者、部落解放同盟との共闘が必要であり、その連絡推進母体が民闘連であると指摘した。次章で示す通り、自治体労働者であった山田貴夫は川崎市職労と民闘連両方の立場で指紋押捺問題に対応することになる。

佐藤勝巳は76年の第2回民闘連全国交流集会で、朝鮮問題を長く続ける例は稀であり、長く続けると腐敗が起こる。そのためには、原点に戻ることが必要であると述べた。飛田雄一は77年の論考で、自己変革は運動に参加した結果であるといい、山積みされている課題や問題にひとつずつ取り組んでいくことが必要であると述べた。78年の第4回民闘連全国交流集会で、佐藤勝巳は10年前から一緒にやってきた日本人は自分しかいなくなったが、日本人が持続した闘いができるために意地が大切ではないかと述べた。また、同じ交流集会の日本人交流会で、川崎の青年から、学生は就職の問題があるので、自分の生き方を長期的な見通しの中で考えなければならないと述べた。以上から、日本人側としては、自己変革は運動に参加した結果であり、まず実践を積み重ねることが重要であるといい、その中において、個々人が運動に参加する際に継続性に課題があるという認識もあった。79年の第5回民闘連全国交流集会で、佐藤は今関東で残っている日立闘争のメンバーは、李仁夏、裴重度、崔勝久、山田貴夫、高浪徹夫と佐藤勝巳ぐらいであると述べた

78年の第4回民闘連全国交流集会で、佐藤勝巳は日本人と在日韓国・朝鮮人の共闘では、正しいものは正しいなどと双方が言い合える関係の確立が必要不可欠であり、それは贖罪意識やイデオロギーを媒介とする利用・被利用の関係であってはならない。水平の関係になっていくことが連帯であると述べた。

仲原良二は79年の第5回民闘連全国交流集会の「日本人部会」で、次のように報告した。尼崎からは、なぜ日本人が民族差別と闘うということをやらなければならないかと自問自答を繰り返しながら、現在行っていることにしがみついているとの報告があった。また、川崎からは、なぜ日本人として関わるのかということは最初と違って、あまり考えなくなった。いつも在日韓国・朝鮮人の仲間と毎日やっていく中で、自分にプラスとなっている。最後に大阪の解放同盟の人が八尾のトッカピ子供会などとの関りから、①在日朝鮮人の生活の中の要求を一つ一つ解決していくこと、②もっと輪を広げてやって行くこと、③在日朝鮮人の生活実態に日本人がもっと学ぶ必要があることを指摘した。

以上から結論として、「日本人が民闘連運動で共闘する」ということについて、①水平な関係の重要性、②実践の優先、③民闘連の調整機能、④継続の必要性と困難性、に分類してまとめることができた。

「6. 川崎の日本人部会」では、日立闘争の後、山田貴夫ら「朴君を囲む会」に参加していた日本人メンバーによって、関東民闘連の構成体として地域で活動するために日本人部会である神奈川朝問研や川崎朝問研が立ち上げられた。しかし、日立闘争を経験した人たちの多くも「絶対の確信」が持てないということで去って行った。また、「職場や自身の現場」では目の前に課題は見当たらず、いずれの日本人部会の活動も終息していった。このように、

活動が停滞した要因の一つは、崔勝久が主張したように、民族差別を受けている在日韓国・朝鮮人という主体が存在しなかったことによる。この結果、山田らは地域の在日韓国・朝鮮人の要求と主体の形成を中心軸に据えながら、個々人の関係においても信頼関係を着実に積み重ねることが最も不可欠なことであったと認識するようになった。もう一つは、日本人活動家の周辺でも、「無関心というより、むしろ、偏見、排外主義が根強く残って」いたことである。これは、第2節において、崔勝久らが主張していた「地域の砦」のところで議論したように、「日本人一般大衆」の存在が大きな課題であったことを示している。なお、本節は、慶応大ベ平連から日立闘争、そして、関東民闘連（神奈川朝問研、川崎朝問研）、また、その後においても主体的に活動している元川崎市職員であった山田貴夫が保有している資料によってまとめることができた。

「7. 民闘連運動リーダーの離脱」では、70年代の運動を引っ張って来た佐藤勝巳および崔勝久が民闘連から離脱したことに焦点を当てた。

佐藤は70年代前半、出入国管理法案反対運動で動けば動くほど空しさを感じていた。それは法案反対の人たちのほとんどが出入国管理令や法案も読んでいなかったからである。また、「多くの在日韓国・朝鮮人が持つ価値観の一つに、法律とは破るもので守るものではないという考えがある」という確信を持ち、81年に個別の相談は受けないことにした。それまで、24件の民族差別事件に関与した。

また、佐藤は82年頃から在日韓国・朝鮮人の運動に関与しなくなった。それは82年1月1日に、在日韓国・朝鮮人について、社会保障などが日本人と基本的に同じになったこと、また、協定永住を取得しなかった彼らに、申請のみで永住を与えるという特例永住申請がはじまったことに起因する。これらによって、民族差別が減少したかどうかについて、佐藤らの日本朝鮮研究所と運動側に意見の相違が顕在化したことが理由であった。

例えば、佐藤は、就職差別の問題について、次のように言っている。会社は雇用基準に合致しない人間は雇用しない。したがって、「自分にとって否定的な要因を外に求める人たち」は努力や自己変革を最初からしようとせず、他人を非難しておればよいわけである。企業家はそういう人間を日本人であれ、誰であれ、使いものにならないから雇用しないが、これは民族差別でも就職差別でもない。また、佐藤が民族差別反対運動に直接疑問を抱くようになったのは79年春の東京都歯科医師会の民族差別をただす運動だったが、差別された女子高校生は、被差別の体験もなく、貧しさも知らず、怒りもみられなかった。運動を担った韓国人青年たちは、50年代後半の生まれで、被差別の経験もなかった。さらに、この頃になると、なかなか差別事件が起きないので、運動の側が事件を“仕掛ける”という現象がみられた。これらは日本社会に変化が起きてきている証拠であり、運動体は目的を達成すれば、本来解散すべきものであるが、自分たちが寄ってきたそれまでの論拠が揺ぐので、変化を認めることを頑強に拒否することになった。この一点をめぐって、佐藤と運動体との決定的な違いが生まれたという。

さらに、佐藤は「個別運動に多く関与しているうちに、相手の出方がほとんど読めるよう

になり、交渉技術のようなものが身につく、いわゆるプロ化してゆく自分に耐えられなくなっていた」時期に運動から離れたと言っている。

そして、佐藤は80年代に民間連などが推進した「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」（第5章参照）には否定的な見解を持ち、逆に指紋押捺制度の必要性を訴えていた。すなわち、従来からの「北朝鮮の対南解放路線」は変わっていないので、北朝鮮の工作員などの取締りに間接的にでも対処できる法律は「出入国管理及び難民認定法」と「外国人登録法」であり、特に指紋押捺制度なのであると佐藤は主張した。

一方、朴鐘碩、崔勝久、曹慶姫は80年代初めに、青丘社のあり方を問おうとしたことがきっかけとなり、青丘社の活動家から離れたという。なお、朴は日立製作所でコンピュータ関係の仕事を継続していた。崔は次のように言っている。崔は先頭に立って、生活実態に肉薄するために桜本保育園や桜本学園を核として「民族差別と闘う砦」をつくろうとした。家庭の事情でRAIKと青丘社の主事を辞めた後、「民族差別と闘う砦」づくりを目指す青丘社の運営委員会委員長に就任した。それは民族に関係なく、地域に住む民衆とともに、地域の解放を目指すものであったという。しかし、青丘社・桜本保育園では保育の質を深めるより、民族差別との闘い、運動が強調されるようになった。それは、崔が唱える「民族運動としての地域活動」に対して疑問を持った韓国人主事は、民族の歴史や言葉の習得など、民族的主体を強く求めたという。

崔は関係者全員に、保育園児の母親たちからの問題提起の意図を説明した結果、現場を混乱させたとして運営委員長を解任され、運営委員会も解散となった。崔、朴鐘碩、保育園を始めたときからの3人の保母のうち2人が青丘社の地域活動から離れることになった。そして、後輩主事たちは青丘社の内部の問題より、「教育委員会を糾す運動」として外部に目を向けるようになった。

曹慶姫は次のように言う。青丘社・桜本保育園の内部を点検して充実をはかるべきだとする運営委員長崔勝久と、「民族差別の問題を訴えて川崎市教育委員会を糾す運動」において地域の母親と連携しようとする主事たちとの間に、向かう方向に違いが見られるようになった。そして、「混乱」の原因は崔勝久にあるとして、緊急理事会で崔は運営委員長を解任され、運営委員会は廃止された。そして、青丘社・桜本保育園の姜博主事は指紋押捺を拒否し、再び日本社会の民族差別を問う方向に歩みはじめた。こうして、青丘社は川崎市教育委員会への働きかけと指紋押捺拒否闘争に向い、保母たちも参加して行った。

その結果、崔は次のように言う。86年には「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定されるようになった。そして、地域活動が「民族差別と闘う砦」づくりから「共生」に転換していく契機になったのは、「子供文化センターとふれあい館の建設」だった。

なお、ここで、「民族差別と闘う砦」づくりについて補足する。第2節で示したように、崔勝久は79年の『特別基調報告』で、民衆を「日本の支配・抑圧構造の中で最も弱い立場に立たされ、差別によって人間としての尊厳性さえ失いかねない状況の中で生きている同

胞のこと」と定義し、「民族差別と闘う運動はこの民衆自身によって担われなければならない」とした。つまり、民衆は同胞（在日朝鮮人）である。そして、在日朝鮮人の生活実態に肉薄するために、「地域における闘う砦」をつくり、そこで地道な実践を続けることが必要であると述べた。これらについては、崔が韓国に留学していた時に、韓国民主化闘争から学んだ。崔は「地域での闘う砦」づくりについて、在日朝鮮人の生活実態に肉薄することで、例として、①児童手当のために行政闘争を行ったり、また、クレジット会社や銀行に対して糾弾闘争を行うこと、②地域で子供会活動やオモニ学級（識字教室）を実施することを挙げた。

日本人との共闘については、「われわれは現実を直視し、その変革に実存的に関わろうとする日本人と、利用主義でない、関係を結んでいきたい」と述べていた。また、前に述べたように、手を結ぶ日本人は自分自身の解放の問題と認識して実践する者という条件を付けていた。

しかし、第7節に示したように、崔勝久(2008)では、崔が青丘社運営委員会委員長として目指していた「民族差別と闘う砦」づくりとは、「民族主義を脱構築、解体し、民族に固執することなく、朝鮮人・日本人ともども、地域に住む民衆とともに、地域の問題に肉薄して、地域の解放を目指すものであった」と述べている。

これは、明らかに、上記の『特別基調報告』などとは民衆の定義や、運動の担い手について違いが見られる。なお、崔が運営委員会委員長に従事していた期間は、第1章の「表1-2. 在日大韓基督教会川崎教会年表（抜粋）」を見ると、77年11月5日から82年3月7日であるので、上記『特別基調報告』は崔が運営委員会の委員長の時に書いたことになる。

ところで、次章で詳しく述べることになるが、川崎市川崎区田島支所で外国人登録を担当していた市職員山田貴夫の目の前で、81年10月に、崔勝久の後輩である青丘社・桜本保育園主事の姜博が指紋押捺を拒否した。また、姜の後任であった李相鎬主事も指紋押捺を82年8月に拒否した。同年9月の第44回川崎市職労定期大会に、山田貴夫は川崎区役所支部代議員として、「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて一決議（案）」を提出して決議された。山田は川崎市職労を代表する形で、また、李仁夏は「李相鎬さんを支える会」や「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」の代表として、「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」に参加して行くことになる。



## 第5章 外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動

——主に川崎からの視点として——

### 1. はじめに

外国人登録法（または外登法という）の指紋押捺制度の制定とその後の変遷については次のように言われている。1952年4月28日のサンフランシスコ平和条約発効で日本は主権を回復したが、「日本政府は、朝鮮人及び台湾人は、平和条約発効の日をもって日本の国籍を喪失（外国人となる）として、国籍選択の道を開かず一律に外国人としてしまった」。同じ28日に外国人登録法が成立して指紋押捺制度も制定された〔神奈川県自治総合研究センター1984：32-35〕。指紋押捺制度の制定当時について、大阪市職員労働組合（以下「大阪市職」という）は「法務省の発表によれば、意識的に拒否した者は1956年秋に263名あり、そのほとんどが在日朝鮮人・韓国人であった」。そして、告発・起訴された中で懲役4カ月執行猶予2年という判決もあり、「拒否者に重い刑事罰を課すことによって、すべての在日朝鮮人・韓国人を弾圧し、『指紋押なつ』を強制した」。「当時の日本国民は、在日朝鮮人・韓国人のおかれている立場を理解し、連帯し、闘ったとは言えない状況にあった」と指摘した〔大阪市職1985：5〕。

朝日新聞によれば、47年、米軍占領下で施行された外国人管理令では写真だけで外国人を確認していた。ところが、「外国人登録をすれば米の配給が受けられたため、登録証の変造、偽造が後を絶たず」、また「朝鮮半島からの密入国」も多かった。そのため、「戦後の混乱期に、治安維持の観点から外国人を正確に把握する必要にも迫られていた」。しかし、在日朝鮮・韓国人の反発があり、実際の指紋押捺制度の運用は55年からとなった。その後、58年に最初の法改正があり、それまで60日以上日本に滞在する外国人に指紋押捺義務があったが、滞在1年未満の外国人は免除となった。71年に、指紋に関する政令改正があり、それまで再交付などの際に10指の指紋が必要であったが、指紋押捺は原則として左手人さし指の1指となった。さらに、82年8月に、外国人登録法を大幅に改正し、①指紋押捺義務年齢を14歳から16歳に引き上げ、②登録切り替えを3年から5年に延ばし、③指紋押捺を拒否した場合の罰金を3万円から20万円へ引き上げる一方、登録証明書（以下「登録証」という）を持っていない不携帯については懲役、禁固罪を削除した〔850520A〕。当時の登録証の常時携帯義務については、「日本に在留する外国人は上陸の日から90日以内、日本で出生等により外国人となったときは、その日から60日以内に外国人登録をしなければならないとなっている（第三条）。16歳以上の外国人は、常に登録証明書（外国人手帳）を携帯していなければならない（第一三条）、在日韓国・朝鮮人に『犬の鑑札』と蔑称されている」。指紋押捺については、「日本人は犯罪の被疑者以外には指紋をとられておらず、指紋をとる方法もインクをベッタリとつけ、係員が手を添えて指を回すようにしてとるため、外国人にとって精神的な屈辱感を与えている」ということだった〔神奈川県自治総合研究センター1984：35-36〕。そして、85年は、多くの在日外国人が登録証の切替交付の手続きをす

る年でもあり、多数の在日外国人が指紋押捺を拒否あるいは保留する事態になった。

(1) 先行文献について

田中宏(1995)は日本の指紋押捺制度の歴史変遷を示した。まず、52年4月28日の外国人登録令廃止と外国人登録法制定から82年改正までの経緯が示されている。そして、60、70年代でも指紋押捺拒否者が少数いたことを示し、80年9月に指紋押捺を拒否した韓宗碩が「日本人に見えた第一号」であると指摘した。大量切替えの年であった85年5月に「黒インク」が「無色の薬液」に「回転指紋」は「平面指紋」に変更され、さらに、87年の改正では指紋押捺は一回限りとなった。指紋押捺拒否者の裁判では、被告人が逆に指紋押捺制度を問うて、「日本政府を”告発”」した。しかし、89年、昭和天皇の逝去にともなう「恩赦」には「指紋不押捺罪」と「登録証不携帯罪」も対象となった。「その結果、当時公判中だった34人(1人は不携帯罪)はすべて『免訴』となり、それまでの違憲を争う手段を奪われた」。その後、91年1月の海部首相訪韓時の「日韓覚書」によって、2年以内に指紋押捺制度の廃止が決まった。92年6月の外国人登録法改正(93年1月8日施行)で、永住者および特別永住者に限り、指紋押捺制度が廃止された。代わりに「署名」および「家族事項」の登録が採用されたと述べた〔田中1995:77-100〕。

梁泰昊(1996)は、「指紋押捺拒否運動とはどういうものですか?」という問いに答える形で、次のように述べた。80年代の在日韓国・朝鮮人は「指紋押捺問題」に明け暮れた。80年9月に東京の韓宗碩が「この屈辱を子どもにまで味わせたくない」として指紋押捺を拒否し立ち上がった。「指紋押捺」の根拠法である外国人登録法は52年4月から施行され、指紋押捺は55年から始まったが、56年にも指紋押捺拒否者がいた。さらに北朝鮮への帰国事業が盛んだった頃の59年から65年まで尼崎市では2桁の人数の指紋押捺拒否があり、62年には87名が指紋押捺を拒否した。「外国人登録」に「指紋押捺」が必要とされた理由は、52年代の食糧事情から米穀通帳を入手するために多くあった「幽霊登録」を抑制するため、旅券代わりとして「同一人性」を確保するため、そして、退去強制事由による本国への「引き取り保証」(相手国民であるという証明)を確保するためであった。指紋問題は在日韓国・朝鮮人が「日本人と変わりなく生活している社会の一員」であり、82年体制<sup>111</sup>をより実質的なものにしたいということであった。70年代までの二世は日本人とは異なる自分を再発見する「朝鮮人宣言」でアイデンティティを獲得しようとしたが、80年代は同じ人間であることを宣言した〔梁泰昊1996:147-154〕。

この田中宏(1995)や梁泰昊(1996)は「指紋押捺拒否運動」を一般的に説明したものであり、川崎について言及したものではない。一方、川崎地方自治研究センター(2004)は資料集であり、85年2月23日に川崎市の伊藤三郎市長が行った「指紋押捺拒否者不告発」宣言を取り上げた。そこで、80年に新宿区役所で指紋押捺拒否を宣言する人がマスコミに取り上げられて、「再び在日韓国朝鮮人や中国人の間にこの制度に対する反発を呼び起こし、拒否者が続くようになる」と拒否者の増加した理由を示している。市長の「不告発」宣言に至る経緯

<sup>111</sup>序章「1. はじめに」を参照のこと。

として、川崎市の秋山・元市民局長は、85年の「2月20日頃の市の幹部会議で突然市長の不告発の指示があった」。「当初は庁外の人たちとの連携の中で不告発の方針を固めたようである」と述べている。これについて、82年の自治労第77回中央委員会における「外国人登録法の抜本的改正」の方針決定と『月刊自治研』（1984年2月号）への自治労政治局寄稿に触れて、「自治労政治連盟の有力幹部である伊藤市長の、この政治方針への関与は否定できない」とある。また、同誌に所収された「外国人登録事務担当者匿名座談会」と、沢井勝の「機関委任事務としての外国人登録」という論文が紹介されている。そして、「伊藤市長の全国初の不告発表明はかなり以前から川崎市とは別なところで周到に検討され、全国的な視野で展開するものとして、川崎市が口火を切り国会議員が国政レベルで支援するとともに、革新首長の自治体が続くというシナリオで実行されたものではないかと推測される。事実、川崎市の不告発表明の後、当時の革新市長会に参加していた首長の不告発の動きが続いた」。また、不告発は「国（法務省・警察庁）と自治体の対立と言う大事件であった」。「議会もオール与党となりつつあった伊藤市政4期目の安定政権下に初めて出来たことだと、改めて確信した」と述べている。資料集には他に、85年2月23日以降の各社の新聞記事がかなりの頁を占め、『地方自治通信』の記事2編も所収されている。そのうちの1編が「指紋押捺問題と自治体・その後」<sup>112</sup>であり、その中に資料「指紋押捺問題・1985年の動き（作成・佐藤信行）」という年表が載っている。ただし、85年2月23日から11月27日と期間が限定されており、出典の記載がない。

## （2）本章の目的と構成

本章の目的は、80年代、特に85年までの外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動を主に川崎からの視点で明らかにすることである。

なぜ川崎からの視点かと言えば、第一に、71年に革新系の伊藤三郎川崎市長<sup>113</sup>が誕生した川崎市は、川崎方式という先端的な在日外国人施策などを打ち出してきた〔川崎市編1997：490, 600〕。先行文献でもあるように、外国人登録証の大量切替えの年である85年になって、川崎市は82年に指紋押捺を拒否した川崎市在住の在日韓国人李相鎬青丘社主事の3年の時効が近くなり、警察から自治体の立場を2月23日までに明確にするように打診されていた。それに対して、2月23日に川崎市長は指紋押捺拒否者の不告発宣言を行い、これが他の自治体にも波及していった。そして、こうした状況に対抗する形で85年5月に警察は李相鎬の逮捕に踏み切った。これらがマスコミに大きく取り上げられ、さらに集団で指紋押捺を拒否するなど、改廃運動が盛り上がることになった。不告発宣言と5月14日の法務省通達に絡み、川崎市と国は対立関係に至ったが、この対立緩和に川崎市はやはり独自

<sup>112</sup>地方自治通信編集委員会編『地方自治通信』12（193）、地方自治センター、1985年、pp.2-52。

<sup>113</sup>伊藤市長の経歴：千葉県成田市生まれ。15歳の時、川崎へ。早稲田高等工学校卒。51年、技術吏員として川崎市役所勤務。川崎市労連委員長、自治労神奈川県本部委員長を経て、71年に川崎市長。85年3月当時、市長4期目、65歳。82年7月から全国革新市長会長〔850223My、850301Y、850305A、850712A〕。

の道をとった。

第二に、川崎では川崎教会李仁夏牧師が設置した社会福祉法人青丘社を基盤に、「日立闘争」をきっかけにできた民族差別と闘うネットワークがあり、指紋押捺制度等の改廃運動でも、指紋押捺拒否者を支援する形で「李相鎬さんを支える会」や「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」という李仁夏牧師を代表とする市民運動体ができている。これに、指紋押捺等の外国人登録事務を担当する川崎市職員を組合員として擁していた川崎市職労が連携しながら改廃運動がなされたことが特徴的である。川崎市職労は市民運動体を介して、民団および朝鮮総連の両民族団体との連携を模索することを可能にした。川崎市職労の上部団体である自治労は総評、社会党、朝鮮総連との間の強い連帯下で改廃運動を進めることを中央の方針としていた中で、なぜ川崎ではこうした運動形態をなし得たか、川崎の多文化共生発展にも関わる本章での大きなテーマである。実際、この改廃運動が起点となり、80年代後半の川崎市の外国人採用問題などでも、川崎市職労と民闘連が連携して市当局と交渉することになった〔加藤恵美 2000：26〕。この外国人採用問題は次章で取り上げる。

そして、最後に、川崎で指紋押捺を拒否した姜博や李相鎬はどちらも在日韓国・朝鮮人多住地域において民族差別と闘う教育実践をすすめている青丘社・桜本保育園の主事であって、李仁夏の部下であった。そして、「在日」としてこれからも日本で生活していくということ的前提に、政治手段を持たない自分達や子孫のために、良心的不服従を訴え、裁判で闘う道を選んだ。李相鎬逮捕は地域の在日韓国・朝鮮人らの抗議行動を呼び、さらに指紋押捺拒否者を増加させることになった。

以上のように、川崎市の不告発や李相鎬の逮捕がマスコミに多く取り上げられ、国内外に大きな反響を生んだことだけでなく、川崎の多文化共生の発展を理解するために、在日韓国・朝鮮人が「在日」として生きるための闘いであった改廃運動を川崎からの視点で明らかにすることの意義は大きい。

本稿の構成は、第2節で、姜博が川崎で市職員山田貴夫の前で指紋押捺を拒否した経緯を示す。第3節で、本改廃運動で重要な役割を果たした川崎市職労の山田貴夫および川崎教会の李仁夏牧師と、彼らが関係した市民運動体について説明する。第4節は、本稿に登場する80年代初期の指紋押捺拒否者の一覧を示し、その中で、改廃運動で象徴的な存在になった青丘社・桜本保育園李相鎬主事が指紋押捺拒否に至る経緯を示す。第5節は、李相鎬が指紋押捺を拒否した後、山田貴夫が川崎市職労定期大会に「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて一決議（案）」を提出して決議されたこと、その後の川崎市職労の動きを示す。第6節は、川崎市職労との比較のために、上部団体自治労および大阪市職の「外国人登録法の抜本的改正の取組み」を示す。第7節は、李相鎬が指紋押捺を拒否したことを契機にできた「李相鎬さんを支える会」の活動を示す。第8節は、川崎市長不告発宣言と李相鎬逮捕の後の反響や経緯を商用新聞の記事から川崎を中心にまとめる。ここでは特に、川崎市が取った選択が見られる。第9節は、川崎市が指紋押捺拒否者を外国人登録法違反で告発しないことを決定した後に開催された4回に渡る85年川崎市議会定例会の

議事録から指紋押捺問題に関する議論を見ていく。第 10 節は、指紋押捺拒否者が増加したことにより、「李相鎬さんを支える会」から変わった「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」を通して、李相鎬逮捕の様子、李相鎬逮捕後の川崎の状況を見るとともに、李相鎬や支援者の主張などを示す。第 11 節は、指紋押捺制度（機関委任事務）では国に代わって川崎市を指導する立場にあった神奈川県の変遷を示す。最後の第 12 節で全体をまとめる。なお、本章は塚島順一(2017)を基にしている。

## 2. 川崎の最初の指紋押捺拒否者と一人の川崎市職労組合員

川崎市川崎区田島支所で外国人登録を担当していた市職員山田貴夫の目の前で、1981 年に青丘社・桜本保育園主事の姜博が指紋押捺を拒否した。これは民間テレビ局が「在日」の問題で指紋押捺義務を取り上げることになり、「たまたま登録証明書を汚損していた姜さんが再交付申請に区役所を訪れ、指紋押捺制度の問題を指摘」し、それに対して、担当の山田が法制度を説明するというシナリオが考えられていた。しかし、姜は田島支所で「突然指紋押捺を拒否した。何故なら指紋制度の不当性を指摘しておきながら最後には指紋を押してしまう姿をテレビで放映されたときに、『在日』の子どもたちはどのように受けとめるかと思うと彼は『負け犬』の姿をさらすわけにはいかなかった」[山田 2007 : 76]。

姜博は 82 年 6 月 7 月に岡山地裁に出した「意見陳述書」で次のように述べている。81 年 10 月 27 日に、姜は川崎区役所田島支所で、新しい外国人登録書を交付された際に指紋押捺を拒否したとして、田島支所が告発し、岡山県の児島警察署が書類送検し、そして児島区検が起訴した<sup>114</sup>。その結果、姜は罰金 1 万円の略式命令を受けたが、正式裁判で争うことを選んだ。その理由は「弱者に対する有無をいわさない公権力の濫用であり、弱者の人権を切り捨てる行為であり、断じて承服できない」こと、役所、警察、検察庁を通じて「法そのものを問わなければならないと示唆」されたこと、第三に在日朝鮮人の現状を考えると「一個人の問題に帰することはできない事柄」であるからである。「我が子も含め、多くの同胞の子供達の将来の為にも、指紋押捺制度の不当性と差別性を見逃すことはでき」ず、指紋押捺拒否は「日本社会の中で、韓国人として、人間として生きていきたいという欲求であり、決して二度とみじめであった、オドオドした日本人のふりをする生活に戻ることがない為の正当な人間としての拒否であり、主張である」と述べた [姜博 1982]。

山田は姜の第 8 回公判（83 年 5 月 27 日）で、証人として「本人かどうかは顔（写真）で判断できる。指紋照合は専門的な技術を要し、教わったことのない一般職員には指紋で本人かどうか確認できない」[神奈川新聞社社会部 1985 : 241] と証言した。

---

<sup>114</sup> 「姜さんが倉敷市内へ転居したため、告発は児島署に移管され、昨年末、児島署、岡山地検の調べを受けて略式起訴され、今日 5 日、児島簡裁から罰金 1 万円の略式命令を受けた」[820214A]。なお、姜は、1956 年、岡山県の旧児島市、現在の倉敷市児島で生まれた [姜博 1982]。

### 3. 日立闘争から民闘連へ

山田貴夫は慶応大学時代にベ平連で活動しており、70年12月に始まった朴鐘碩が原告であった「日立製作所の民族差別に基づく就職差別に対する裁判支援闘争」（以下「日立闘争」という）の支援組織である「朴君を囲む会」に参加していた〔山田1998：91〕。「朴君を囲む会」は慶応大学ベ平連の仲間と在日大韓キリスト教川崎教会の李仁夏牧師や崔勝久などが組織したものであった〔朴君を囲む会1974〕。山田は裁判継続中の72年に川崎市市役所に就職した〔山田1998：92〕。82年に李相鎬が指紋押捺を拒否した時は、田島支所で住民登録の担当に変わり、近くで見ていた<sup>115</sup>。なお、山田は日立闘争後にできた関東民闘連（李仁夏が共同代表）の会員でもあった〔民闘連ニュース1980：3, 66〕。

李仁夏は69年に川崎市川崎区にある在日大韓基督教会川崎教会に保育園を開園し、74年2月には社会福祉法人青丘社・桜本保育園として認可保育園にした〔川崎教会歴史編纂委員会1997：192, 201, 202〕。李仁夏は桜本保育園の園長であり、姜博や李相鎬の上司であった。また、李相鎬は川崎教会の執事でもあった<sup>116</sup>。日立闘争以後に各地に広がった「地域運動の取り組みは、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）というネットワーク型の緩やかな連合組織によって結ばれる」ようになったが、「民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され」、李仁夏が共同代表に、裴重度が事務局長に就いた〔水野・文2015：183〕。李仁夏は75年から93年まで、民闘連の全国代表〔李仁夏2006：228〕を務め、民族差別と闘う市民運動のリーダーとして活躍していた。また、後述する2つの「支える会」の代表となり、指紋押捺制度反対の市民運動も主導していた。

民闘連は83年11月5日に『外国人登録法と指紋制度』という冊子を発行し、そこで次のように言っている。「指紋を押すのはもういやだ」という声が増しに高まっている。指紋押捺制度は在日韓国・朝鮮人を犯罪者扱いするものであり、「ついにここへ来てガマンの限界にまでいたった」。そして、在日韓国・朝鮮人は「外国人登録法によって一挙手一投足を管理され」、なかでも「常時携帯義務・指紋押捺義務・過大な罰則は早急な改善を求められている」と訴えた。「いまや在日韓国・朝鮮人は協定永住および特例永住によって『在日』しつづけることがいつそうはっきりしてきている。『在日』を前提とした在日韓国・朝鮮人のありようを考えると、地域社会に共に生き、不合理に対しては共に闘うことが課題となる」と述べた〔民族差別と闘う連絡協議会1983b：2-3〕。

### 4. 初期の指紋押捺拒否者と李相鎬について

1980年からの指紋押捺拒否者を月刊自治研(1984)から抜粋・修正<sup>117</sup>して表5-1に示す。

<sup>115</sup> 2017年2月28日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫から聞き書き。

<sup>116</sup> 李仁夏：桜本保育園園長(74.2～96.3)、姜博：桜本保育園主事(78.4～81.9)、李相鎬：桜本保育園主事(81.10～89.3)〔川崎教会歴史編纂委員会1997：311〕。李相鎬：川崎教会執事(85～89年度)〔同：265-267〕。

<sup>117</sup> 『月刊自治研』(1984),p.83。拒否順18は「李仁夏」となっていたが、「辛仁夏」〔神奈川新聞社社会部1985：241〕〔830728A〕と見られるため、「辛仁夏」に修正した。

表 5-1 にある名前は拒否順 3、4、5 以外は本稿のどこかに登場する。拒否順 7 が姜博である。ここでは、拒否順 16 の李相鎬について、簡単に取り上げる。

李は事業家の家に生まれ、九州の小倉で育ち、県立小倉高校に進学した。高校 2 年生の時、母親が通っていた崔昌華牧師（拒否順 2 番目）の「在日韓国基督教小倉教会」に通うことになり、ハングル文字を学び始めた。高校を卒業して 2 年後の 77 年に、明治大学に入学した。その年に「在日韓国基督教川崎教会」の敷地にあった社会福祉法人青丘社・桜本保育園を訪れ、ボランティアとして青丘社の学童保育の子供を任されることになった。81 年 10 月 27 日に青丘社の姜博主事が指紋押捺を拒否し、李はこのことを青丘社の事務所で知った。姜は 11 月に川崎区役所田島支所から告発された。その後、姜は岡山に転居した。李は川崎教会の李仁夏牧師から姜博の後任に誘われ、青丘社主事となった〔神奈川新聞社社会部 1985 : 6-30〕。李は 82 年 8 月 7 日に田島支所で指紋押捺を拒否した。川崎で姜博が拒否したことが、「この問題を自分の問題として深く考えさせる契機となった」。李は川崎の在日韓国・朝鮮人多住地域において民族差別と闘う教育実践をすすめている。指紋押捺拒否に際して、在日韓国・朝鮮人の三世、四世の子供たちを見ながら、一つは、「指紋押なつなどの屈辱的な制度によって、朝鮮というものを『負い目』として認識させてはならないということ」、二つ目は、李が「子供たちやその親たちに対して、『本名を名のろう！』『朝鮮人として胸を張って生きよう！』と語りかけていっているからには、自らも親や子供たちの闘いに答えていく必要がある」と思った〔月刊自治研 1984 : 14-17〕。

表 5-1. 1980 年から初期の指紋押捺拒否者一覧（抜粋）

拒否順	氏名	拒否場所	拒否年月日	国籍	年齢	職業
1	韓宗碩	東京都新宿区	80.09.10		52	会社員
2	崔昌華	北九州市小倉北区	80.11.18		52	牧師
3	崔善愛	同上	81.01.09		22	学生
4	崔善恵	同上	81.01.12		16	高校生
5	金貞女	同上	81.04.09		51	主婦
7	姜博	川崎市川崎区	81.10.27		26	会社員
14	梁容子	大阪市東淀川区	82.07.16		31	自営業
16	李相鎬	川崎市川崎区	82.08.07		26	団体職員
17	李敬宰	大阪府高槻市	82.08.07		26	団体職員
18	辛仁夏	横浜市港北区	82.08.11		15	中学生
23	朴愛子	大阪市生野区	82.08.28	朝鮮籍		主婦
26	キャサリン・森川	神奈川県大和市	82.09.09	米国	32	大学講師

## 5. 川崎市職労の動き

李相鎬が指紋押捺を拒否した後、1982 年 9 月 21 日、22 日の第 44 回川崎市職労定期大

会で、山田貴夫は川崎区役所支部代議員として、「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて一決議（案）」を提出して決議された。決議には、「西宮市では、指紋を取る側も『不愉快』であるとして、……外国人登録法事務従事者一同が西宮市職労本部に対し、1982.6.25 外国人登録事務取扱手当の廃止と、指紋押捺制度廃止に向け、取組むよう要望書を提出し、それを受けて、西宮市職労は、市当局、自治労本部へ取組むよう要望書を1982.7.1 提出しました」。「川崎市職労も西宮市職労の起き上がりを支持し、在日朝鮮人をはじめとする差別、偏見を打破し、地域住民の基本的な人権の立場に立って、川崎での具体的な闘いを支持するため、外国人登録法の指紋押捺制度廃止と告発の保留を、市当局、並びに自治労本部へ積極的に働きかけること、右、決議する」とある。

82年12月25日の『川崎市職労』第739号には、「外人登録『指紋押捺制度』廃止求め学習会」という井沢正勝自治体政策部長が書いた記事が載っており、12月15日開催の市職労の学習会で、李仁夏は市職労が取り組み始めたことを評価するとともに、市の職員にも「共に立ち上がって欲しい」と訴えた。また、李相鎬は「……押捺拒否したことは大変きついことだ。住民の権利を守るのが自治体に働く人達の責任だと思う。私の人権を守って欲しい」と表明した。この後、指紋押捺制度廃止へむけて市職労の取り組み強化を確認した。

83年7月10日の『川崎市職労』第751号には「外国人登録法 是正へ市議会請願」について、次のように書かれている。市職労、朝鮮総連川崎支部、民団川崎支部は6月30日、「指紋押なつ制度や外国人登録証の常時携帯義務などの廃止、是正を求めるそれぞれの請願書を同時に川崎市議会に提出した」。市職労は「市議会への請願運動を推進している『李相鎬氏を支える会』を支援する立場で請願に向けて努力してきた」。「在日外国人の多くが在日朝鮮人、在日韓国人であることから、支える会を通して朝鮮総連、民団にも呼びかけ共同請願を追求してきた。しかし、相方<sup>118</sup>の組織の違いなどから全的一致が見られなかったため」、「市職労、総連、民団がそれぞれの請願書を作り、同時に提出することで合意に達し今回の請願となった」。

ここでも川崎市職労と「李相鎬さんを支える会」（以下「支える会」という）との連携の強さが見られ、支える会を通して朝鮮総連、民団と請願の調整を行っていた。

支える会主催「外国人登録法に関する連続学習会」のビラによれば、11月22日に第一回目として「指紋を取るのもうイヤだ！ 外国人登録行務の実態」という講義が川崎市立産業文化会館であった。講師は川崎市職労の山田貴夫とある。このビラには、11月27日に大阪で民闘連主催の全国決起集会が予定されていることも書かれていた。連続学習会の他の案内には、84年2月26日に崔昌華の再入国訴訟代理人今村嗣夫弁護士の講義が記されていた[支える会1984:31]。このように、各地の運動の間でネットワークが作られていた様子が分かる。

山田は学習会の講義で、45年以降の歴史、外国人登録の実態、指紋の問題について話した。その中で、指紋による本人確認は法務省と警察だけで可能であると説明した[同:50]。

---

<sup>118</sup>「相方」は原文のまま。「双方」が正しいのか。



## 6. 自治労と大阪市職

ここでは外国人登録法の抜本的改正の取り組みについて、後で川崎市職労との比較を行うために、自治労と大阪市職を取り上げる。

### (1) 自治労

月刊自治研(1984)によれば、全日本自治団体労働組合（以下「自治労」という）は、地方自治体窓口で外国人登録事務を担う労働者として、1982年より外国人登録法の抜本的改正への取り組みを開始した。82年6月25日、「外国人登録事務取扱手当」の廃止をきっかけとした西宮市職労、9月10日に大会方針化した大阪市職、9月21日に大会決議した川崎市職労など単組段階での取り組みがあった。中央本部はこうした動きを受けて、9月と10月に朝鮮総連と協議し、11月30日、12月1日の第77回中央委員会で外国人登録法の改正や「告発留保」への取り組みなどを方針化した。83年2月2日に朝鮮総連から「支援要請」もあり、3月の臨時大会で自治体決議の推進と対策会議の開催を確認した。5月には、在日韓国青年同盟からの問題提起、大阪市職からの報告を受けた。5月27日、28日の第78回中央委員会で朝鮮総連と協力しながら取り組むことを確認した。8月の第44回定期大会で特別決議、自治労全体の問題として認識された。自治労の取り組むべき課題は次の通りである [月刊自治研 1984 : 2-8]。

- ・外国人登録法の根本的改正
- ・指紋登録制度や登録証常時携帯義務の廃止に重点
- ・自治体議会での決議、指紋押捺拒否者の不告発
- ・指紋押捺拒否者への弾圧反対・連帯・支援
- ・総評、社会党や民主団体、学者、文化人に広げた国民運動
- ・84年、85年の多くの人々が更新する時期を運動の節と位置づける
- ・外国人登録業務の改善
- ・在日朝鮮人との交流・理解、朝鮮人差別問題への取り組み強化

また、外国人登録事務担当者匿名座談会「治安管理者の手先にならないために——恐るべき外国人登録職場の実態」 [月刊自治研 1984 : 27-47] には、担当者 A (司会)、B、C、D と上林得郎が出席した。そのうち B が川崎市職労の山田貴夫であることを確認している<sup>119</sup>。座談会では、警察による不特定多数の閲覧と名簿作り、公安調査庁によるねらいを定めた調査、税務署による所在確認など、公権力の存在を明らかにした。それに関連して、B は県との担当者会議での結果、警察からの「電話照会は一切応じない」ことになったと述べた。また、本人確認については、指紋でなく写真を用いていると説明した。A は 82 年 10 月 1 日に復活するまでの約 10 年間、指紋原紙の省略という通達が出ていて、法務省サイドでは指紋による本人照合がなされていなかったと指摘した。そして、「外国人登録法の問題を社会的に浮き彫りにしていく作業を自治体労働者は先頭を切ってやっていかなければならな

<sup>119</sup> 2017年3月14日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫から聞き書き。

い。「自治労に大きく期待する」と述べた。

## (2) 大阪市職

85年2月6日の「外国人登録法抜本改正をもとめる大阪市職集会『指さきからの反乱』基調報告」[大阪市職1985]で次のように述べている。

国は、「登録申請者の同一人性を確認するには指紋照合が不可欠」としているが、「鑑識など専門技術をもたない自治体の窓口では、指紋による本人確認は不可能であり、顔写真で確認を行っている」。また、84年5月22日、姜博の岡山地裁での裁判で、証人に立った法務省の亀井前外国人登録課長は、「法務省自身全般的な指紋照合を行っていない」ことを明らかにした[同：5]。

毎年、外国人登録法違反事件（不申請事犯と登録証不携帯）で1万人近い在日朝鮮人・韓国人が犯罪者として送検されている。例えば、80年に送検された外国人8404人中、在日朝鮮人・韓国人が7295人であり、不申請が3114人で、不携帯が3761人、などであった。歴史的、人権擁護の観点からも、大阪市職は総評、自治労、日朝国民会議などに結集し、「日朝・日韓人民連帯」の立場から、外国人登録法改正を要求する[同：6-8]。そして、大阪市職の当面する具体的な取り組みは、「『外国人登録法の抜本的改正』を求める総評・社会党・日朝国民会議による全国的な運動に最大結集する」。また、12万人の在日朝鮮人・韓国人が住み、「その動向が全国的な影響をおよぼす大阪市」で、大阪地評・日朝共闘の取り組みに結集するとした[同14-15]。

85年の第16回部落解放夏期講座で、大阪市職が講演を行い、大阪市職の具体的な取り組みを次のように述べた。大阪市職では、82年9月10日の第37回年次大会において、「外登法抜本改正、押捺拒否者を告発させない、自治労へのとりくみ要請」を決議し、外国人登録事務手当の返上闘争に取り組んでいた西宮市職労、また川崎市職労と連携して、自治労に対して取り組みを要請した。その結果、11月、自治労第77回中央委員会で、外登法抜本改正の方針が決定され、83年8月の第44回定期大会で、外登法抜本改正と指紋押捺拒否者支援を決議し、10月に法務省へ申し入れを行った[徐正禹ら1985：268]。

## 7. 李相鎬さんを支える会

「李相鎬氏を支える会ニュース」<sup>120</sup>創刊号（1982年10月12日）には、1982年9月16日の支える会の結成集会について示されている。そこで、李相鎬が指紋押捺拒否について「子供達の人権に、“人間らしく生きる”ことを真摯に認識し自らの誠意を込めた行動」などと決意表明をした後、川崎市職労の山田貴夫が外国人登録法や指紋押捺拒否の動きについて説明をしていた。支える会の代表には李仁夏がなった[支える会1984：37]。このように、山田は第44回川崎市職労定期大会の前に川崎市職労の立場で結成集会に参加してい

<sup>120</sup>創刊号だけ「李相鎬氏を支える会ニュース」、次号から「李相鎬さんを支える会ニュース」である。連絡先は青丘社気付とある[支える会1984：37-52]以下「支える会ニュース」という。

たことになる。これは日立闘争以来の李仁夏らとの強い連携を示唆している。

李仁夏は支える会結成2周年を迎えて、次のように述べている。「支える会が在日韓国・朝鮮人と日本人市民有志により結成」されて2年となった。「法の基本は社会に秩序を与え、全ての人々が共に支え合って生きるようにすること」であるのに、外登法は外国人に対して登録証の常時携帯、指紋押捺、苛酷な罰則等を課すことによって「犯罪者をつくり出す仕組み」になっている。法体系が日本国憲法、国際人権規約等によって問われている。指紋押捺拒否は「非人間的であり差別的な法体系」への「抗議活動」であり、「当事者だけでなく、日本国民もこの不名誉な法を抜本的に改正するために闘わなくてはならない」[同：1]。

また、事務局長南宮成根は支える会の2年間の歩みを次のように言っている。82年8月7日に李相鎬が指紋押捺を拒否した後の9月16日に「李相鎬さんを支える結成集会」を持ち、「田島支所で長い間、外国人登録事務をしていた山田貴夫氏」に「登録制度の歴史及び登録の実態」について講演してもらった。また、日本キリスト教協議会青年協議会、在日韓国人問題研究所(RAIK)、社会福祉法人青丘社の名前で、川崎市長に要望書を提出した。その後、川崎区長、田島支所長に面会を求め、また、地域で署名活動を開始した。関東近辺で7名が指紋押捺を拒否しており、11月14日に「外国人登録法の指紋押捺義務の廃止を求める関東集会」を持った。83年には、川崎市議会や神奈川県議会に「請願運動」を開始した。支える会は民団、総連に何度も行き、連名による請願を実現させようと努力した。また、県議会議長とも面会した。「支える会、市労連、民団、総連の4者による打ち合わせを数回重ね、6月30日に、同書面連名は果たせなかったものの、4団体による川崎市請願をするに至った」<sup>121</sup>。7月17日には、神奈川県下での指紋押捺拒否者であるキャサリン森川、李相鎬、辛仁夏を中心に「神奈川集会」を持った。84年2月、支える会および市職労が川崎市民局長と面談を行い、局長から「告発はしない」という発言を得た[同：2-3]。

支える会ニュース第3号(83年7月15日)には、6月30日の川崎市議会への請願にあたって、支える会は川崎市職労や川崎教会の支援を受けて来た。そして、「民団、総連の両民族団体も積極的に請願活動を展開し、とくに民団は、支える会、川崎教会との連署請願に応じてくれました。そして、総連は独自で請願することになりましたが、同日同時間にいっしょに市民グループ、宗教団体、労働組合がそろって提出することが出来ました。とくに、川崎市職労が、一方の当事者の立場として、独自に積極的な請願活動を行なったことは大きな意味があります」とある[同：43]。

これは指紋押捺制度などの問題点を各種団体が共有していたことが共同歩調を可能ならしめた一因であるとも考えられるが、川崎では、市民運動体である「支える会」が各種団体の共同歩調を促す調整機能の役割を担っていたことが特徴的である。

「資料集」に掲載されていた支える会らの要望書等を以下にまとめておく。

#### ①川崎市長宛ての要望書

李相鎬が指紋押捺を拒否した次の日から川崎市長宛てに多くの要望書が出された。要望

<sup>121</sup> 理由は、本章第5節にある『川崎市職労』第751号(83年7月10日)の記載参照。

は李相鎬を告発しないこと、国（政府）に対して、指紋押捺義務と常時携帯義務の廃止を求める意見書の提出であり、次の要望書では共通している [同：8-11]。

- ・ 82/8/8 要望者:在日大韓基督教川崎教会 信徒一同、代表役員 李仁夏
- ・ 82/8/9 要望者：社会福祉法人青丘社職員一同
- ・ 82/9/18 要望者：神奈川県高等学校教職員組合民族差別と人権問題小委員会
- ・ 82 年の月日を任意に書き込めて署名（連署）欄がある、支える会（住所は川崎教会と同じ）の市長及び川崎区長宛て要望書様式

#### ②外国人登録事務協議会宛て要望書

- ・ 83/2/4 神奈川県外国人登録事務協議会宛て要望書 [同：12]  
要望者：支える会。
- ・ 83/2/4 外国人登録事務協議会全国連合会宛て要望書 [同：13]  
要望者：民闘連代表 李仁夏。

#### ③議会への請願

- ・ 83/6/30 神奈川県議会議長宛て請願 [同：16-17]  
請願者：支える会代表李仁夏など
- ・ 83/6/30 （川崎）市議会宛て請願 [同：14-15]  
請願者：資料集の「請願趣旨」には、手書きで「市議会に支える会と市職労と両民族団体と在日大韓キリスト教川崎教会が同日請願：文面は、うちと民団と教会」とのメモがある。「うち」とは本資料集の発行者「支える会」であると考えられる。

#### ④首長への要望書

- ・ 83/7/初旬 神奈川県下各市町村宛て要望書 [同：20]  
要望者：李相鎬、支える会代表李仁夏など
- ・ 84/8/1 神奈川県長洲一二知事への要望書 [同：22]  
要望者：李相鎬、支える会など

#### ⑤国への要望書

- ・ 83/8/30 法務大臣秦野章宛て要望書 [同：21]  
要望者：李相鎬、支える会代表李仁夏など

## 8. 川崎市長の不告発宣言と李相鎬の逮捕

### (1) 新聞記事の検索

1980 年から 93 年まで、「指紋押捺」をキーワードに、『朝日新聞』の「聞蔵Ⅱ」を用いて、表 5-2 に示すように検索を行った。最初の記事が、姜博（倉敷市）が「罰金一万円の略式命令」を不服として正式裁判を請求した [820214A] というものである。検索の結果、85 年 2 月 23 日に川崎市長が指紋押捺拒否者に対して「告発せず」を宣言してから記事数が急増していた。次に件数が増加したのは 89 年であるが、その原因は「外国人の指紋押捺制度などを定めた外国人登録法が政令恩赦の柱である『大赦』の対象となる法律のひとつに確定」

し、「恩赦による免訴」に関わる裁判と「恩赦を拒否したい」被告に関係した記事が増加したことによる（例えば、[890321A]）。90年にさらに件数が増加した背景には、韓国との「在日韓国人の法的地位・待遇改善」（在日韓国人三世問題など）についての交渉に指紋押捺制度が関係していたためである（例えば、[900501A]）。なお、「聞蔵Ⅱ」は84年8月1日以降にそれまでの紙面の縮刷版（イメージデータ）に加えて、文字データで見られる「朝日新聞デジタル」が追加された。84年8月1日以降の検索には「朝日新聞デジタル」を用いたため、「1980年1月1日～1984年7月31日」と「1984年8月1日～1985年2月22日」というように、便宜上84年7月31日までと8月1日以降とに分けた。

次に、川崎市を中心に、85年2月23日から12月31日までの本稿と関係する記事を見ていくことにする。なお、朝日新聞以外の新聞と朝日新聞の川崎版は資料集である川崎地方自治研究センター(2004)に所収された記事を使用した。

表 5-2. 「指紋押捺」で検索した結果の記事数

期 間	記事数
80年1月1日～84年7月31日	48
84年8月1日～85年2月22日	48
(85年1月1日～85年2月22日)	(9)
85年2月23日～85年12月31日	263
86年1月1日～86年12月31日	113
87年1月1日～87年12月31日	77
88年1月1日～88年12月31日	80
89年1月1日～89年12月31日	143
90年1月1日～90年12月31日	227
91年1月1日～91年12月31日	89
92年1月1日～92年12月31日	70
93年1月1日～93年12月31日	47
計	1205件

## (2) 新聞記事の内容

川崎市（伊藤三郎市長）は85年2月23日、指紋押捺拒否者を捜査機関に外国人登録法違反で告発しないことを決めた。「積極的に『告発せず』とした自治体は全国でも川崎市が初めてである」。臨港署は李相鎬が外国人登録法違反の3年の時効を迎えるため、同市に対して、自治体の立場を23日までに明確にするように打診していた。同市は警察から書類提出を求められれば、応じるという。一方、法務省は刑事訴訟法に基づき告発するのが公務員の義務であると述べた [850223My]。告発義務については、市は「警察が捜査、送検すれば法の趣旨は生かされる」と解釈した。1月25日、大阪府警生野署が全国で初めて、自治

体の告発を待たずに拒否者を書類送検した [850223Ay]。市が資料提供に応じることは「李への強制捜査の回避を配慮した」ものである [850223S]。

川崎市の「不告発」の決定は市長ら市三役のトップ会談で決定した [850224Y]。川崎市の市民局長秋山正一は今回の決定が刑事訴訟法に違反しているが、外国人登録法は自治体の告発義務を定めておらず、法の運用はもっと柔軟であるべきであると述べた [850224K]。

法務省は 3 月 1 日、指紋押捺拒否者を積極的に告発するよう市町村に求める通達を出す方針を決めた [850302A]。川崎市長は 7 日の定例川崎市議会で、公務員の告発義務については「法も規則も人間愛を越えるものではないとの判断に立った」と強調した。また、市民局長は「刑事訴訟法に規定はあるが、諸般の事情を総合勘案したうえで、行政の裁量余地が認められる」と答えた。自民党議員は「告発義務を怠っている」などと納得しなかった [850308M]。

法務省は外国人登録事務取扱要領で「直ちに所轄の警察署長に告発すること」としているとして、川崎市に嚴重注意した [850309Y]。川崎市の市民課員は、指紋照合ができるわけではない。切り替えの場合、新旧の写真と記載事項の照合で確認している。横浜市も写真による確認のみ。法務省も 74 年から 82 年まで、新規登録を除いて、切り替え者の指紋原紙の保管を取りやめていたと疑問を呈した [850309K]。奈良市長と町田市長が外国人の指紋押捺拒否者を「告発せず」と 3 月 13 日の各市議会で明らかにした [850314A]。川崎市は李相鎬の関係資料を任意捜査に応じる形で県警に提供した。これは市自身への強制捜査を回避するための“防衛”措置であった。県警では「必要な資料はそろった」とした [850315K]。

82 年 8 月 7 日、外国人登録証の更新手続きの際、登録証明書への指紋の押捺を拒否したため、外国人登録法 14 条違反（押捺拒否）の疑いで、85 年 5 月 8 日に李相鎬が臨港署に逮捕された。自治体の告発なしでの逮捕は初めてである [850508Ay1]。10 日午前には李は送検され [850510Ay1]、その夜に釈放された [850511A2]。6 月 10 日、横浜地検が李を横浜地裁に起訴した [850610Ay]。

李相鎬の逮捕を受けて、長洲神奈川県知事は、国に対し、法改正を強く求めた。法務省入国管理局登録課長は違法の責任追及は当然であると述べた [850508Ay2]。5 月 8 日に、韓国キリスト教会協議会と日本キリスト教協議会<sup>122</sup>が共催で「人権と指紋押捺制度シンポジウム」を東京で開いており、李の逮捕を知り、同シンポジウムとして法務省、警察に抗議することを決めた。また、同日夕の川崎市の抗議集会に参加する [850508My]。市民グループ「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」は 8 日午後 6 時すぎから、川崎市労連会館で抗議集会を開き、約 350 人が参加した。集会の前に、李仁夏ら在日韓国・朝鮮人約 60 人が川崎臨港署を訪れて抗議文を手渡そうとしたが、機動隊員らに阻まれた。弁護士によると、李相鎬は逮捕に抗議してハンストを続けていた [850509A]。社会党は、李相鎬逮捕について、国会での追及を構え [850510A]、釈放を国家公安委員長へ申し入れた [850510Ay2]。李の逮捕は韓国内で大きな反響を呼び、韓国内では反日感情が急速に膨れ上がる恐れが出て

<sup>122</sup>李仁夏は 82 から 85 年まで日本キリスト教協議会議長を務めていた [在日コリアン辞典 2010 : 19]。

きた。学園デモなどに波及するのを恐れ、韓国政府は慎重な態度を取っていたが、10日、日韓実務者会談の早期開催を求めた。9日、韓日親善協会と韓日議員連盟は「身柄拘束解除」を求めた。また、国際人権擁護韓国連盟が中曽根首相へ抗議し、「100万人の署名運動」を開始した。10日のソウル新聞をはじめ、朝夕刊各紙が幅広く事件を伝えた [850511A1]。

日本政府は5月14日、外国人指紋押捺制度の政令改正（法務省通達）を決めた。これはこれまで指にインクをつけ台紙に当てて180度回す回転式だった指紋押捺方法を平面式に改めるものであり、7月1日から実施となる。説得期間を超えても応じない場合、市町村に直ちに告発することを要請した。「同時に従来なら拒否してもらえた登録済証明書が今後は交付されなくなる。この登録済証明書は、在日外国人にとって日本人の戸籍謄本と住民票の写しを兼ねた重要な書類」 [850514Ay]。通達に対して、長洲知事は「法改正求める」と改めて表明し、川崎市長は「告発せず」を堅持するとした [850515M 川崎版]。朝鮮総連は法務省通達を非難し [850514Ay]、外国人登録法の抜本的改正を求めたが、指紋押捺拒否戦術はとらない方針であった [850621A]。一方、民団は「違法行為に当たる押捺拒否戦術を取らず、合法的な押捺を留保する戦術」を取ることを決めた [850531A]。6月7日、町田市長が通達に従わないことを表明し [850607Ay]、また、上尾市長も「告発せず」と言明した [850609A]。一方で、熊本県議会が初めて外国人登録法の指紋押捺制度の厳守と押捺拒否者に対して厳しい態度を求める国に対する意見書を採択した [850622A]。川崎市は6月28日、通達に、政令の実施日である7月1日以降も従わないことを正式に決めた。事実上の「通達返上」で、国との間に強い対決姿勢を示した。川崎市は7月以降も押捺拒否者に対し、3カ月の説得期間を置かず、その場で「不押捺」と記入した登録証を交付するとした。また、日本人の住民票の写しに当たる登録済証明書も従来通り交付し、通達が指示するような備考欄への「確認未了」「不押捺」などの記載はしない。不告発は今後も堅持する。法務省は「3カ月の説得期間を置かずに直ちに交付する」は機関委任事務に属するもので、この点は厳しく指導するとした [850629A]。この川崎市の決定は法的な裏付けに自信を持っていた。84年に法務省は「登録済証明書の交付は機関委任事務とは言えない」（5月17日の衆院法務委）、「告発は機関委任事務ではなく、国が職務執行命令を出すことはできない」（6月30日の参院法務委）と発言していた [850630K]。

国も機関委任事務について「訴訟抜き」の代執行を検討し始める [850702Yy, 850703A] とともに、法務省が指紋押捺“説得作戦”を開始することになり、神奈川県知事に協力要請した。知事は同省の考え方を神奈川県内の市町村に伝えると約束した [850706A]。全国革新市長会（会長・伊藤川崎市長）は外登法改正要求と代執行制度見直し反対を決議した [850712A]。横浜市が法務省通達を受け入れ、告発は横浜市が県に相談して対応するとした [850717A2]。また都の指導によって都区部が法務省通達を受け入れ、告発は各区の判断とした [850717A1]。法務省は16日「指紋事務 Q アンド A」という小冊子を自治体に配布した [850717A3]。17日に全国市長会が指紋押捺の緩和措置を国に要望した [850718A]。23日に大阪府の市長会も法務省通達順守に動いた [850724A]。ただし、7、8月は自治体

による告発が1件もなく、8月末現在の押捺拒否・留保者総数は6051人、うち韓国・朝鮮籍が99%の6017人、中国籍21人、米国5人、英国2人などで、実際の押捺拒否者1691人、押捺留保4360人であった〔850901A〕。9月28日の日韓外相会談で韓国外相は民団に対して日本の法律を守るよう指導していることを明らかにした〔850928A〕。その結果、指紋押捺拒否が峠を越し〔851001A〕、民団は10月11日に「留保終結」を決定した〔851012A〕。

川崎市長が10月15日の議会で、法務省通達について押捺拒否者を告発せずとの方針は変わらないが、国との全面対決の姿勢を再検討する可能性を示唆した。これは民団の押捺留保運動終結を受けた発言であった〔851016T〕。そして、12月17日、川崎市長は法務省通達と川崎市のやり方を併せた2通りの措置をとると表明した。同市によると「民団の一時的留保者に対しても、従来の即時交付のやり方だと、押捺拒否者と同じ扱いになり、『法違反』の記録が残る」からだとして説明した。しかし、「外登証の交付は国の機関委任事務であり、国に逆らうと法的に不利」といった「政治的判断」が働いたと見られる〔851218A〕。市職労内部には「もっと多くの自治体が後に続くと思っていたのに意外に少ないため、後退した」との声もある。しかし、もっと切実なのは、市の各部局では『不告発』で川崎があまりにも有名になったため、国のどの省庁へ行っても、職員が『ああ、あの国に盾をついている市ですね』という皮肉を聞かされて帰ってくる。「年度末にかけては、国との予算折衝の大事な時期。最近、大幅に交付税や国庫補助を減らされている革新市・川崎にとって、指紋認証問題の代償は高くつきかねない」。そのため、「国との対立イメージを少しでも和らげる必要があったという〔851219A かわさき〕。

## 9. 指紋押捺問題についての川崎市議会定例会

1985年2月23日、川崎市が指紋押捺拒否者を捜査機関に外国人登録法違反で告発しないことを決めた後に開かれた85年の第1回から第4回の川崎市議会定例会の内容を会議録から見ていくことにする。

「昭和60年第1回川崎市議会定例会 会議録第1088号」によれば、85年3月4日の「昭和60年第1回川崎市議会定例会」で、自由民主党川崎市議団を代表して、市川代三郎議員は次のような質問を行った。新聞報道<sup>123</sup>された指紋押捺制度について、外国人登録法は国を守り、国民の人権を守り、外国人の権利や義務を守るという意味で大変大切な制度である。また、刑事訴訟法第239条2項は、「職務上で犯罪行為を知った公務員に対し、告発の義務を課している」。法治国家では法律遵守が国民の義務であり、公務員や特別職にある者は他の模範となるべきである。密入国者の判別は、外国人登録証を持っているかどうかを決め手になっているが、何をもって身分確認が可能か。以上について、伊藤三郎市長の考えや見解を伺いたい。また、諸外国は外国人に対してどう対処しているか。

同定例会で、日本社会党を代表して、山田保議員は次のような質問を行った。人権問題として、外国人登録、再登録の際の指紋押捺問題で、市は告発しない方針と報道された。本市

<sup>123</sup> 新聞報道については本章第8節を参照のこと。



議会も 83 年 10 月 7 日に、在日外国人の人権を守る立場から外国人登録法の是正について、国宛ての意見書を全会一致で採択した。市の決定に賛成する立場から、①決定に至るまでの経過、②国、県、他の地方自治体の反応及び本市在留の外国人、特に「大韓民国や朝鮮民主主義人民共和国国籍」の人々の声、③機関委任事務の見直し、④法改正の見通しの 4 点について尋ねたい。2 日の新聞の裏付けも願いたい。

同定例会で、公明党を代表して、松島輝雄議員は次のような質問を行った。2 月 23 日に「押捺拒否者を捜査機関に外国人登録法違反で告発しないことを決定した」と報道されているが、この経緯を説明すること。同党は「指紋押捺制度は廃止の方向で改善すべきである」と考えている。しかし、現行法制下、「法務大臣は既に拒否者の告発励行を指示」している。問題点と今後の対応はどうか。

同定例会で、同志会議員団を代表して、松村仁議員は次のような質問を行った。市長が「指紋押捺拒否者に対し、法定の告発をしないとした声明」について、所信を確認したい。「法違反の疑いがある声明が責任のある首長から発せられること」は多くの市民が危惧している。新聞記事等の人権擁護発言と、外国人登録事務取扱要領に含まれている「行政の裁量」について、見解を伺いたい。

同定例会で、市民クラブ議員団を代表して、沼尻誉議員は次のような質問を行った。日本は法治国家であり、「第 14 条に、指紋原紙に押捺の規定」があるという現行の外国人登録法の下、指紋押捺拒否者を告発しないようにした根拠は何か。また、法務省から市へ指導するということに対する対応はどうか。

「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会 会議録第 1089 号」によれば、85 年 3 月 7 日の「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会」で、市長は、自民党の市川議員、社会党の山田議員、公明党の松島議員、同志会の松村議員、市民クラブの沼尻議員の質問に対してあわせて、次のように答えた。81 年に指紋押捺拒否の最初の韓国人男性を告発した。本年には 16 歳の少女が指紋押捺制度の改善を求めている。川崎在住の朝鮮、韓国人は、戦前、戦中、戦後に渡り大変苦勞をしながら、川崎市民として働き、生活してきた。川崎で生まれ育った二世、三世も多くなっている。このような市民が「犯罪者と同じようなやり方で指紋を取られる、この屈辱、そしてそれに立ち会う市の担当職員の複雑な立場、つまり市民の人権と職員の心境を思うとき、……市民の人権を守る立場と法を遵守すべき立場との相克について、日夜苦悩を重ねて」きた。「公務員には押捺拒否者に対し、告発義務に関する規定」がある。したがって、法の趣旨を理解してもらおう努力をしてきたが、82 年の押捺拒否者に対する時効成立が迫る中、「私は法も規則も人間愛を超えるものではないとの判断に立ち至った」。今回の措置は人道的立場で発した。

「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会 会議録第 1090 号」によれば、85 年 3 月 12 日の「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会」で、市川議員は次のような再質疑を行った。まず市民局長に刑事訴訟法 239 条 2 項についての行政裁量権の基準を問い、次に市長に次のように聞いた。「法律も規則も人間愛を超えるものではないとの判断に立ち」、同法 239 条 2 項

があるにもかかわらず、指紋押捺拒否者を告発しないとのことだが、法治国家の自治体トップの発言として無責任である。先日報道された在日韓国人の場合も、結局、市は捜査に協力している。再度見解を求める。次に、3月8日の新聞報道によると、法務省が川崎市に、法律違反者を告発しないことについて厳重に注意するとともに、告発を励行するようとの指示があったが、今後はどうするのか。また、答弁漏れとなっている身分確認としての「外国人登録証」についても答弁してもらいたい。これに対して、市長は次のように答えた。指紋押捺問題は国際国家として飛躍を目指している日本の立場、日本人としてこの問題をもう1度考え直してみる必要があるとの考え方で、法律の専門家などに相談し、「ああいう形」となった。行政機関の立場と警察の立場は違う。また、この制度を改正することは、関係者の立場を尊重しながら、主権者である市民、国民が全体として、日本の将来、日本の歴史を振り返りながら考えていただくという気持ちであったところ、たまたま時効の期限の問題にぶつかった。決して、時効が近づいたので急遽決めたことではない。新聞報道の件は、川崎市が神奈川県を通じて法務省に回答した内容について話したようだが、それは川崎市が慎重に対処するというような主旨であった。次に、秋山正一市民局長は次のように答えた。裁量権の問題、基準については、事件の性格上、「当該事犯の性質あるいは犯行の動機、対応、その解釈、適用をめぐる世論の状況、その他社会的、政治的、経済的、そういう諸般の事情を総合勘案して判断をする」というものである。密入国者の判別などの外国人の身分確認の方法は「外国人の居住、身分関係を示す外国人登録証明書及び旅券等により確認」している。

これに対して、市川議員は次のように質問した。もし市の職員が法律や市の条例等を自己流に判断をしたら行政はどうなるかの見解が欲しい。次に、裁量権判断の問題については、どういう専門家に聞いたのか。当然司法当局の判断を仰ぐべきだと考えるがこの点についても見解を求める。これに対して、市長は次のように答えた。職員の判断の問題は、上司と十二分に協議し、合議し、相談するといった手続きを取っている。職員個人個人の判断は市の判断ではなく、公印等も使われない。このように、行政組織が決定するという手段をとっている。司法当局の判断を仰ぐべきということについては、先日述べたように人道上の立場という観点での扱いであるので、司法当局には相談していない。それは(2月)22日に急遽首脳会議を開き、市長の気持ちを述べて、首脳会議の了承を得たというのが経過である。これに対して、市川議員は「人間愛が法治国家において法律、規則よりも上回るというようなこと」は川崎市民や国民には理解してもらえないと思う。警察官や自衛官も指紋をとっているとコメントした。

同定例会で、松島議員は次のように再質問した。川崎市は告発しないが、警察への捜査には協力するというので、拒否者を実質的に守ることができるのか。関係者から批判も出ているが、打開策は何かあるのか。これに対して、市長は次のように答えた。市長が目的とするのは、市民や国民全体がもう1度この問題を考えて欲しいという、そういう問題を広い意味で提起したということである。指紋押捺拒否者を制度的、物理的に川崎市が、自治体が

守るということは、行政の権限外という立場である。

「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会 会議録第 1091 号」によれば、85 年 3 月 13 日の「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会」で、松村議員は次のような質問を行った。市長は「人間愛は法と規則を超えるもの」と言い、一方、市民局長は行政の裁量権が介入してもいいと言っているので、統一的な見解を伺いたい。また、指紋押捺制度について、外国人登録法 14 条、政令、規則、事務取扱要領という一連の法体系の中で、行政裁量が食い込む余地はないのではないか。これに対して、市長は、公選市長が政治理念を具現化する場合、行政組織を通じて、現行制度、社会状況などについて調査、研究をさせて、それを受けて政治判断を行うものである。そして、裁量の問題等の意見も、十分報告を受け、今日的な情報の分析等を行って、市長の考え方を述べたものである。市長も市民局長も一体である。次に、市民局長が次のように答えた。刑事訴訟法 239 条の規定で、「通常、公務員が職務上正当と考えられる程度の裁量までも禁止するものではない」というのが「法意」と考えられる。また、外国人登録事務取扱要領は、「法令解釈あるいは事務運営の指針を示したもの」であり、239 条 2 項を超えるものではない。

さらに、松村議員は次のような質問を行った。国際国家というものは一つ一つの国が主権を守り続けなければならない。その主権の一つに外交権があり、この外交というものに指紋押捺の問題が関連する。その中で、一自治体の行為が日本の国益を損することにならないか心配している。日本人は住民登録や戸籍によって指紋押捺は必要ないが、外国人には指紋でないと本人確認ができないというように、日本の技術的な遅れが今の指紋押捺になっている。そこで、法務省との間に問題がある中、「期待する外国人に対して失望を与えないような形で大きな動きを進めていただきたい」が、市長の決意を伺いたい。これに対して、市長は次のように答えた。人道上の問題であり、日本の主権を侵す、侵されるという考え方ではない。「本当に世界から信頼される日本にするためにこのことはどうなんだろうかという、そういう問いかけ」を市民や国民にお願いした。これに対して、松村議員は次のようにコメントした。市長の政治理念は尊重する。しかし、告発をしないけど、昨日の松島議員の発言にあったように、保護する覚悟については市長が答えられないとなると、指紋押捺を拒否し、そして、告発をされなかったが、犯罪者扱いにされるとなれば、かえってかわいそうである。それが行政の裁量権という中で法理論的に合理化できるなら、強力に押し進めていただきたい。

同定例会で、沼尻議員は、3 月 8 日付の新聞報道で、嶋崎法相の見解として「今後は拒否者の告発が行われるものと期待をしている」と述べているが、川崎市がこの期待に反して、法務省からは正要望が来た時、市は決定までの経緯と真意を説明し、この判断を守っていく考えであるのかと質問した。これに対して、市長はそういう場合は誠心誠意話し合いを進めて行くと答えた。

「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会 会議録第 1092 号」によれば、85 年 3 月 26 日の「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会」で、小島隆議員は、自由民主党川崎議員団を代表し

て次のような討論を行った。「法治国家において法律を遵守することは国民の義務」であり、「公務員や特別職は、他の模範となるべき立場である」。「刑事訴訟法 239 条 2 項では、職務上で犯罪行為などを知った公務員に対し、告発する義務を課しており」、地方自治体が裁量権によって独自の判断で措置を決めたことは、理解に苦しむ。西ヨーロッパ先進諸国では、外国人登録は警察が扱っているなどと、制度が根本的に異なる。外国の制度も十分研究し、再考するように強く求める。

同定例会で、小川秀明議員は、公明党を代表して、次のような討論を行った。指紋押捺制度について、押捺拒否者に対して、市長が人道上の見地から告発しないと決定した措置は、今後外国人登録法改正へ向けて大きなインパクトとなったと評価する。さしあたり、「押捺制度の縮減や代替措置」を講ずるよう求める。

同定例会で、平山順一議員は、同志会議員団を代表して、次のような討論を行った。外国人登録法は「日本国内において外国人が安全かつ効率的な生活を保障するために規定されたもの」であり、法を曲げると、外国人に対する身分保障を損なうことにならないかと危惧する。主権国家間においては、互惠平等が基盤であり、国交のある韓国でも外国人居留者に指紋押捺を義務づけている。また、「朝鮮と我が国」においては、国交が回復していない。市長の判断を支援するにやぶさかではないが、「現行法規を曲解して、合法的な可能性を弁明されることは、理解しかねる問題であるとの見解」を述べておく。

以上のように、「昭和 60 年第 1 回川崎市議会定例会」の会議録を見てきた。川崎市議会は「83 年 10 月 7 日に、在日外国人の人権を守る立場から外国人登録法の是正について、国宛ての意見書を全会一致で採択」していた。しかし、市長が「法も規則も人間愛を超えるものではないとの判断に立ち至った」という人道的立場で、2 月 23 日に川崎市が指紋押捺拒否者を外国人登録法違反で告発しないことを決定したことに対して、川崎議会では賛否があった。例えば、自由民主党議員団や同志会議員団は、日本は法治国家であるので、指紋押捺制度や刑事訴訟法などの現行法は守るべきだと言う立場であった。一方、日本社会党や公明党は市の決定を好意的に評価した。また、公明党や同志会議員団は市の警察への捜査協力等については拒否者の保護という観点で懸念を持っていた。

「昭和 60 年第 2 回川崎市議会定例会 会議録第 1094 号」によれば、85 年 6 月 17 日の「昭和 60 年第 2 回川崎市議会定例会」で、自由民主党川崎市議団を代表して、原修一議員は次のような質問を行った。「外登法の機関委任事務の本市より国への返上論について市長が発言」し、報道されている。その真意と、5 月 14 日の法務省通達に対しての市長の考え方と対応はどんなものか。これに対して、市長は次のように答えた。外国人登録に関する事務については、地方自治法別表第 4 に機関委任事務として定められているが、関係法令との関連から地方自治法第 2 条に定める一般的事務とはなじみにくい。したがって、外国人登録に関する事務は国の直轄の事務にすべきではないかという趣旨について説明したものである。

「昭和 60 年第 2 回川崎市議会定例会 会議録第 1101 号」によれば、85 年 6 月 29 日の「昭和 60 年第 2 回川崎市議会定例会」で、寺田悦子議員（所属会派等未記載）が質問で、けさの指紋押捺問題に関する新聞報道<sup>124</sup>についての意見を聞いた。これに対して、市長は次のように答えた。外国人登録に関する事務の改正の問題であり、これについて「返上」だという気持ちはない。ただし、「指導の中では、窓口の混乱だとか一般の市の職員がきちっと見分けができるだろうかという、大変多くの問題」があるので、これをすぐ実施するというわけにはいかない。そして、市長の考えとしては、「この問題はやはり川崎市民、日本人全体の人間愛と正義、その気持ちが、在日外国人の皆さん方に信頼となって通じていただきたいし、それが世界人類に大きくうねって行って、やがて日本が憲法の前文にあるように、世界じゅうから信頼される地位を高めていく、そのことが 21 世紀にとって一番大事なことでないだろうか」と述べた。

「昭和 60 年第 3 回川崎市議会定例会 会議録第 1104 号」によれば、85 年 10 月 3 日の「昭和 60 年第 3 回川崎市議会定例会」で、日本共産党を代表して、鈴木勲議員は次のような質問を行った。国籍別外国人登録人口と 85 年度切りかえ確認申請の国籍別人員、押捺拒否者の国籍別人員と本市の対応措置はどうか。全国的、全県の動向はどうか。国は、9 月 24 日の閣議決定で、機関委任事務で裁判抜きでの国の代執行を認める職務執行命令訴訟制度改悪を決めている。指紋押捺制度は機関委任事務行政で、市長の裁量権内の問題でもあり、自治権の尊重こそ基本に据えられなければならない。また、外国人登録証明書の常時携帯義務も基本的人権を侵害するものであり、廃止する法改正も必要である。これらについて、市長の見解はどうか。これに対して、市長は次のように答えた。外国人登録法について、人道的立場から、告発すべきではないと考えている。登録証明書の常時携帯義務の廃止を含めて、同法の改正を強く求めていく。また、秋山市民局長は次のように答えた。85 年 8 月 31 日現在の国籍別の外国人登録人口は、川崎市全体で 10763 人、うち韓国、朝鮮人が 9037 人、中国人 566 人、米国人 286 人、その他 874 人である。本年度の切りかえ確認申請者は全市で約 4600 人が予定され、うち韓国、朝鮮人が約 3900 人と推定される。拒否者数は 9 月 21 日現在で 167 人、うち韓国、朝鮮人が 165 名、フランス人が 1 名、中国人が 1 名である。8 月末の調査で、全国の約 800 の自治体から、また、県内では知事及び全市町村長連名による法改正の意見書等が出されている。

これに対して、鈴木議員は次のような再質問を行った。市長は法改正に向けて努力をすると言っているが、その内容は、指紋押捺義務の廃止、登録証明書の常時携帯義務及び提示義務の廃止と理解してよいか。また、改正内容に他の点があれば、教示してもらいたい。これに対して、市長は次のように答えた。既に神奈川県その他関係者と相談し、嶋崎法務大臣に要望をしているが、その内容は、指紋押捺義務を廃止または改善すること、登録証明書の常時携帯義務及び提示義務を廃止または改善することの 2 点である。当面、この 2 点に最大

<sup>124</sup> 本章第 8 節参照 [850629A]。

限の努力をし、その状況を見ながら次の段階を検討する。

「昭和 60 年第 3 回川崎市議会定例会 会議録第 1108 号」によれば、85 年 10 月 15 日の「昭和 60 年第 3 回川崎市議会定例会」で、原修一議員は次のような質問を行った。川崎市の機関委任事務の事務量はどのくらいか。5 月 14 日の法務省通達の法的地位について、市長はどう考えるか。通達に関して自治体の自主解釈権は存在するのか。また、法改正の方の具体的な努力と、それに対して市長自身はどうしてきたのか。これに対して、市長は次のように答えた。通達は国の指導監督の形態であるので、守って行かなければと思う。しかし、日本の将来、世界人類全体の問題として、またこの問題にかかわる人々が市民として、戦前、戦中、戦後とあらゆる困難を乗り越えて生活し、また、二世、三世が日本国籍の川崎市民と変わらない生活をしている。このことを考え、承知のような対応をした。今事務局や法律の専門家などから意見をもらって、どの分について法改正の要望をするか、どの分を国の指揮監督の確保として守っていくかについて検討している。また、秋山市民局長は次のように答えた。川崎市の事務数を調査で 1820 と分類し、そのうち機関委任事務が 199 であった。自治体の解釈権については、自治法 138 条にあり、「国の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理執行する」<sup>125</sup>となっている。

これに対して、原議員は次のような再質問を行った。機関委任事務のこの通達は国家行政組織法 14 条 2 項<sup>126</sup>に根本が規定されている。「すなわち行政長の裁量権の行使につき、具体的な基準を明示している場合には、行政裁量の範囲は行政自身の意思によって狭まれ、行政長は通達によって、自己拘束を受けるものとみなされている」と考えるが、通達返上に近い措置は法に適切なのか。「他の市町村では、従前にも増してこの通達に対し前向きな態度で執行」されているが、この点はどうか。「通常なれば、法治国家のルールを守りつつ、一部改正もしくは変更を求める前提がある」と思うが、その前提を無視して法律の執行を回避している市長の政治姿勢について、市長の見解を求める。これに対して、市長は次のように答えた。通達の問題については見解が違う。長の裁量権について、検討し、議論をし、専門家の意見も聞いた。「砂川等の問題の例」<sup>127</sup>も十分やった。また、人道上の問題であるので、今日までの対応となった。いずれにしても、なるべく早く見直し、検討する予定である。

これに対して、原議員は次のように述べた。市長は通達を無視しているわけで、もう少し

---

<sup>125</sup>地方自治法第百三十八条の二：普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基く事務並びに法令、規則その他の規程に基く当該普通地方公共団体及び国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

<sup>126</sup>国家行政組織法第十四条 2 項：各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

<sup>127</sup> 『『機関委任事務』であっても、行政内部におけるような上命下服の関係が中央政府と自治体の首長との間に生ずるわけではなく、違憲違法の命令と判断した場合には首長はその命令を拒否することができるということである。この考え方は、米軍立川基地拡張反対闘争の中で争われた砂川事件についての最高裁判決（1960 年）および東京地裁差し戻し審判決（1963 年）で明確にされているものである。この考え方に立てば、『機関委任事務』であっても、主務大臣と知事、知事と市町村長との関係は、行政内部の上級、下級関係ではないことがはっきりしている」〔沢井 1984 : 50〕。

慎重に対応していただきたかった。「通達は押捺拒否者に対し、3ヶ月間の留保期間を設け、説得しなさい」となっている。資料によると、4月から8月までの切りかえ総数が1918人、留保拒否者の総数が149人となっている。しかし、川崎市には留保者はおらず、皆拒否者である。なぜなら、3ヶ月間を待たずに拒否者扱いとなり、報告書は県を通じ法務省に送られている。ある在留外国人が、「留保運動ができない。留保運動の中で世間にアピールし、訴えることもできない」と述べた。先ほど、市長は見直す点を検討しているということだが、いつ頃までに見直すのか。これに対して、市長は「年内にはきちっと方向づけをしたい」と答えた。これに対して、原議員は「外登法についても国際化に向けた一つの事象として、必要最小限市民にわかりやすく解説すべきだ」と述べた。これに対して、市長は「それはそれなりにまた検討させていただきたい」と答えた。

以上のように、「昭和60年第3回川崎市議会定例会」の会議録を見てきたが、本章第8節で示した新聞記事と比べて見ると、85年10月15日の川崎市議会定例会での「留保運動」は民団が実施していた「合法的な押捺を留保する戦術」[850531A]であるとみられる。また、5月14日の法務省通達への対応について「なるべく早く見直し、検討する予定である」との同定例会での市長の発言も新聞記事[851016T]と一致する。また、自由民主党議員から市長に対して、市民とのコミュニケーションへの課題についても指摘された。

「昭和60年第4回川崎市議会定例会 会議録第1111号」によれば、85年12月11日の「昭和60年第4回川崎市議会定例会」で、公明党を代表して、松野智議員は次のような質問を行った。国庫補助金について、「政府は財政難を理由に、61年度も本年度に引き続き高率補助の10%カットの継続と補助対象の見直しや打ち切り」をする方針を打ち出している。そこで、これに対する見解と本市への影響、そして、国へ撤回を働きかける方策を伺いたい。これに対して、市長は次のように答えた。本年度の「国庫補助負担金の一律削減措置はそれぞれその役割を分担し、国民の福祉を増進するという立場にある国と地方の関係に深刻な問題を提起」した。国庫補助負担金制度の整理合理化が真の財政改革となり、地方団体とそれを構成する市民が納得できる方向で行われるように、関係団体と共同で、一層の努力を行う。また、宮田袈裟好財政局長は、本市への影響については、生活保護費では、本来の負担率10分の8が仮に3分の2になると約19億円の減額となるなど、今年度にも増してかなりの額になると答えた。

また、「昭和60年第4回川崎市議会定例会 会議録第1112号」によれば、85年12月12日の「昭和60年第4回川崎市議会定例会」で、日本共産党を代表して、神林定雄議員は国庫補助金カットの大蔵省案が強行された場合の川崎市への影響額、補助金カットを阻止するための運動や対策、そして、国庫補助金制度改善のための対策などについて質問を行った。これに対して、市長は松野議員の質問のときと同様に答え、宮田財政局長は、国庫補助負担金の削減措置の本市への影響について、その内容は現段階で把握が困難であるので、明確に示すのは不可能であると答えた。

「昭和 60 年第 4 回川崎市議会定例会 会議録第 1113 号」によれば、85 年 12 月 18 日の「昭和 60 年第 4 回川崎市議会定例会」で、日本共産党を代表して、高橋嘉彦議員は、国庫補助負担金の削減問題について、「地方自治と地方財政を守るため不退転の決意で削減に反対されますよう、要望して」おくと意見を述べた。

以上のように、「昭和 60 年第 4 回川崎市議会定例会」の議事録を見てきたが、指紋押捺制度についての議論は見られず、議員から来年度の「国庫補助負担金の削減措置」についての質問や意見が出されていた。これは本章第 8 節で示した新聞記事の根拠になるものである。すなわち、その記事は、指紋押捺の一時的留保者に配慮して、12 月 17 日、川崎市が法務省の通達と川崎市の現行のやり方という 2 通りの措置をとると市長が表明していたが、これは、国との予算折衝の時期に、最近、大幅に交付税や国庫補助を減らされている川崎市が、「国との対立イメージ」を緩和する必要があったというものである。

#### 10. 李相鎬の逮捕と川崎の指紋押捺拒否者を支える会

原千代子は次のように述べた。1985 年 2 月 23 日に伊藤市長が指紋押捺拒否者を「告発しない」方針を表明した時に、李相鎬にマスコミからひっきりなしに電話がかかった。84 年 11 月の李相鎬さんを支える会 2 周年の集いを契機に、支える会は新たな拒否者を加えて「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」（以下「川崎支える会」という）になった。その「集い」の前後から、高校生、青年、主婦などが指紋押捺を拒否するようになった。82 年以来、川崎市職労は「外登法改正と、拒否者を支援する運動を強力にすすめてきた。市職労本部を始め有志の自治体労働者自らが骨身をけずって支える会の運動を支持している」[原 1985]。

李相鎬の逮捕とその直後の状況が川崎支える会が編集した資料集 [川崎支える会 1985] に載っている。この資料集の最初に、李の逮捕前後に川崎で起こったことが 8 ページにわたって写真で示されている。最初は 85 年 5 月 10 日釈放後の記者会見の様態であり、李相鎬が子供を抱き、隣に川崎支える会の代表で川崎教会の李仁夏牧師が並んで共に笑っている。写真を順番に見て行くと、8 日の逮捕 5 分前に自転車を支えながら笑っている李相鎬、李が勾留された臨港署の前に並んだ機動隊、機動隊の前で拳を上げながら抗議する李仁夏のデモ隊が写っている。次に、8 日に数百人が集まった川崎市労連会館での緊急集会の様態、集会で指紋押捺拒否宣言をする人たちが並んでいる姿がある<sup>128</sup>。9 日に田島支所において集団で指紋押捺を拒否する人たちが写っている。10 日夜に、釈放されて李仁夏が左腕を抱えながら出て来る李相鎬の様子がある。11 日に労連会館で開られた全国緊急集会では、壇上に李相鎬、李仁夏などが並び、新美弁護士、川崎市職労林書記次長、大阪の朴愛子がそれぞれ演壇に立っていた。さらに、大阪から李敬宰、梁容子が駆けつけたとある。集会の前列にはマスコミと子供達が陣取っている。集会後の川崎市内のデモ行進ではチマチョゴリの女性たちが写っている。最後の写真が青丘社前の「指紋押捺制度反対」などと書かれた立

<sup>128</sup>資料集に「拒否者の声」の頁があり、5 月 9 日拒否の 6 人、10 日の 2 人（1 人が南宮成根）、11 日、15 日の各 1 人などが「声」を寄せていた [川崎支える会 1985 : 23-28]。



看板である。この資料集の連絡先が「青丘社気付」となっていることから、李相鎬が勤務していた青丘社がこの運動の一つの拠点になっていたことを示している。

李仁夏はこの資料集に『『外国人登録法』改正運動が問うもの』という手記を最初に載せている。そこには、李相鎬が「釈放されるまでの3日間、緊迫に満ちた、まるで嵐の吹き荒れるようなさまざまな出来事に巻き込まれた」。その間、「数百名の民族、世代、団体を越えての連帯のデモンストレーションに胸を熱く」し、また「内外から警察庁に寄せられた数百通の抗議電報は、母国、アジア、欧米の諸教会、諸団体、それに国内の市民団体、労組、教会、民族団体、個人に亘り、ほぼ、同数の励ましの電報や手紙が私共の支える会にも寄せられた」。「今回の逮捕事件は、3年前から始まった運動を一気に盛り上げてしまった」と述べた。また、マスコミも協力的であった。さらに、李仁夏は川崎市長が「拒否者を告発しない」と宣言しただけでなく、5月14日の法務省通達によらず「窓口業務は従前通り」としたことを評価し、「私共の闘いは地方自治を守る戦後民主主義の根幹にふれる闘いという局面に転回している」と述べた〔同 1985 : 1-3〕。

李相鎬はこの3日間を次のように言っている。8日の午前6時頃に、川崎臨港署長の様子から逮捕が近いと感じた新聞記者が訪ねて来た。何も起こらなかったため、出勤のために自転車で家を出てすぐに先程の記者と会ったが、その先で逮捕された。臨港署の留置場は5つあり、その一つに李が一人で入れられていた。他の房は数人が入れられていた。このように、逮捕された時から丁重な対応であった。取り調べでは4月10日に警察庁長官宛てに出した質問書に「拒否の事実」を書いていたので、そのことだけ答えた。後は雑談をしていた。昼食にカツ丼が出て、お腹が減って食べたかったが、逆にそれを見て警察への抗議のために「ハンガーストライキ」を決断した。留置場では「支援者たちのシュプレヒコール」が聞こえて勇気づけられた。手錠は二日目からかけられ、写真と十指指紋を取られた。その日の夕刻前に妻と一歳の長男に会えた。三日目は横浜地検に移され、夕方5時半まで取調べが続いた。一旦、警察に戻されてから、「断食のための健康診断」を受診に病院に行ったが異常はなかった。その直後、釈放された。アボジ（お父さん）や支援者たちは喜んで迎えてくれた。そして、李は「私のところにも、70通をこえるきょうはく状、いやがらせの手紙、ハガキが舞い込んでいる」。「合法的にやっても受け入れられないこの状況の中で、政治的権利をもたぬ私たちにとってやれることは、良心的不服従としての拒否しかない。それゆえに、拒否者の若い世代は、自らの指紋拒否は、日本社会への、同世代の日本人へのラブコールだと言っているのである」と述べた〔同 : 4-9〕。

次に新美隆弁護士<sup>129</sup>は、「李相鎬指紋押捺拒否事件について」という手記で次のように述べている。李の逮捕は「広範な抗議運動を巻き起こすとともに、指紋押捺制度の不当性についての確信を一層強いものにした」。そして、「この3年間の指紋押捺問題をめぐる事態の発展は目まぐるしく急速である」。指紋押捺拒否者の「刑事裁判を見せしめの制裁とは逆に、

---

<sup>129</sup>今村嗣夫、新美隆、金敬得の3名の弁護士は李相鎬の横浜地裁第一回公判（85年10月8日）で弁護人意見陳述を行っている〔川崎支える会 1986〕。

指紋制度の実態や問題性を明らかにする場にしてしまった」。当初は自治体も指紋押捺拒否者を警察に告発していたが、「指紋押捺制度についての自治体労働者の自覚的な活動などにより次第に、『説得中』との理由で告発を事実上留保するようになり、そして、本年 2 月 23 日の『告発せず』との川崎市長の発言に至った」。「川崎市長の見解は、外国人登録法の治安体系の一角を崩すことになる」。「李相鎬逮捕は、警察がいかに関外国人の管理取締の手段としての指紋押捺制度等の維持に固執しているかを浮き彫りにするとともに、法務省の切り札とも言うべき 5.14 通達先触れであった」。「制度の撤廃を具体的に進める役割が、李相鎬押捺拒否裁判に課せられていると思う」と述べた [同：9-11]。

李を被告とする横浜地方裁判所第一回公判（85 年 10 月 8 日）の意見陳述書で、李は次のように述べている。81 年 10 月に姜博が指紋押捺を拒否したことが「この問題を身近に考えるきっかけ」となった。李のように日本で生まれ育った在日朝鮮人二世は「その歴史的経緯からして、いわゆる外国人とは明らかに違います」。「私たちの子供にも、そのまた子供にも、どれだけ税金をおさめようが、どれだけ日本社会を構成する一員として貢献しようが、屈辱的な帰化……をしないかぎり、ずっと、指紋を強要され、常時携帯を義務づけられるのです」。そして、最後に「私たちが悪法にしばられている状況の中で、人権が常におびやかされている以上、それを日本政府が率先してやるのであれば、私たちは自らの人権を守る上でも拒否をし闘っていくしかないのではないのでしょうか」。「日本政府は同化政策をはやく改め、抜本的に在日外国人政策を考えなおすべきです。問われるべきは、拒否者ではなく、日本政府なのです」[川崎支える会 1986：5-22]。このように、李相鎬は歴史的背景を持つ在日として、日本社会を構成する一員として、日本政府と闘う姿勢を示した。

以上のように李相鎬逮捕によって、指紋押捺制度に対する運動がさらに盛り上がって行った。それは国内だけでなく、韓国、世界から抗議の電報が来ており、国際的にも関心が高かった。

## 1 1. 神奈川県動き

神奈川県自治総合研究センターに設置された神奈川県および県内市町村の中堅・若手職員からなる研究チームが、1982 年 9 月から 83 年 8 月まで「国際化に対応した地域社会のあり方」のテーマのもとに調査研究を行って報告書を神奈川県知事に提出した [神奈川県自治総合研究センター 1984：200-201]。報告書には、次のように書かれている。83 年 6 月末現在、神奈川県内に 43873 人の外国人が住み、そのうち 69%を韓国・朝鮮人が占め、中国人を含めると 83%になる。そこで、調査対象は「最も多い在住外国人であり、最も問題が先鋭に出ている韓国・朝鮮人に絞った」。そして、神奈川県外国人の人権を考える「内なる民際外交」に資するために提言を行った [同：序]。その一つに「外国人登録法に基づく指紋押捺及び外国人登録証明書常時携帯の義務を撤廃するよう、積極的に国へ働きかけること」があった。特に、指紋押捺義務については県内 3 人、全国約 30 人の拒否者が出ており、85 年の登録証の大量切り替え時には、市区町村で大きな混乱が予想される。こうした

混乱を避けるためにも登録事務の見直しと改善は緊急の問題となっている。また、国際人権規約 B 規約第七条の点から、指紋押捺制度および登録証常時携帯提示義務制度は即刻廃止すべきであるとした [同：159-163]。

また次に、神奈川県内在住外国人実態調査<sup>130</sup>が実施された。これは、神奈川県が「内なる民際外交」を推進する観点から、県内在住外国人の生活実態調査について、神奈川県内在住外国人実態調査委員会に委託したものである。このような調査は戦後、地方自治体からの委嘱では全国的に初めてであり、「在住外国人の人権を尊重するという趣旨で行われえたことは、今までにない」という [神奈川県内在住外国人実態調査委員会 1986：iii-iv]。

この調査報告の中に、「外国人登録証明書の常時携帯・提示義務」という項目があり、その内容は次の通りである。「登録証明書の提示を求められた経験の有無」では、サンプル総数 1028 人の内 52.3%（男性の内 73.1%、女性の内 30.8%/韓国・朝鮮人の内 54.2%、中国人・その他の内 42.2%）が「あり」と答えた。「提示を求められた時、持っていたか」については、60.4%（韓国・朝鮮人の内 58.8%、中国人・その他の内 70.6%）が「持っていた」と答えた。持っていなかった時は、「警察につれていかれて始末書を書かされた」が 47.2%と多く、「警察などで注意を受けた」が 16.5%、「その場で注意されただけ」が 14.2%、「起訴、罰金など有罪判決を受けた」が 11.8%となっており、男女別では女性の方がよりゆるやかな取り扱いを受け、中国国籍では有罪判決はゼロであった。そのため、「登録証明書の常時携帯・提示義務の重圧感は、韓国・朝鮮人の男性のところに集中的に表われていると行ってよかろう」とした。指紋押捺義務については、「予備調査の質問紙には入っていたが、あまりに多くの人々が否定的な回答であったので、項目数を減らすために割愛した」。しかし、自由に記入してもらった欄には 611 人が意見を述べたが、指紋押捺義務に 89 人が触れ、いずれも廃止要望とか不快感を訴えた [同：218-221]。そこで、委員会は「フリー・アンサーの項目においては、指紋押捺制度の撤廃、切替え制度撤廃等をふくむ外国人登録法関係の改善要望が数多く記されていた。このことを国に正しく伝えて改善を求めること」を提言とした [同：240]。

さて、市民運動体から県議会議長に請願（83年6月30日）を行い、県知事に要望（84年8月1日）を行ったことは第7節に記載した。また、上記のように県で調査研究や実態調査がなされる中で、長洲神奈川県知事と県下自治体が連名で国に要望書を出している。一つは、神奈川県知事、横浜市長、川崎市長ほか 17 市長、葉山町長ほか 16 町長、清川村長の連名で法務大臣住栄作宛て「外国人登録法の改正に関する要望」（84年2月17日）である。内容は 82 年の外国人登録法一部改正によって「確認申請期間の延長、登録証明書の携帯義務等の義務年齢の引上げ等」が行われたが、「基本的人権の保障及び法の下での平等等を定める日本国憲法」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等から「改善及び簡素化」

---

<sup>130</sup>神奈川県に在住する韓国・朝鮮人及び中国人で、84年9月1日現在満20歳以上の男女から無作為抽出。調査員による質問紙を用いた訪問面接聴取法。調査実施期日 84年8月20日～9月30日 [神奈川県内在住外国人実態調査委員会 1986：1-2]。

を要するので、外国人登録法を改正し、指紋押捺義務と、登録証の常時携帯義務及び提示義務の廃止または改善を要望する、ということであった。

もう一つは、85年5月14日の法務省通達の後、神奈川県知事、横浜市長、川崎市長ほか17市長、葉山町長ほか16町長、清川村長の連名で、内閣総理大臣中曽根康弘、外務大臣安倍晋太郎、法務大臣嶋崎均、自治大臣古屋亨宛てにそれぞれ出された「外国人登録法の早期改正に関する要望」（85年6月24日）である。内容は4通とも同じで、「これまで数次にわたる改正が行われ、今回一部運用についての通達が出された」が、まだ「日本国憲法並びに国際人権規約等に照らし、改善及び簡素化を要する事項が残されている」とし、84年2月17日付とまったく同じ内容を今回は「強く」要望した。

各市町村を指導する役割であった神奈川県知事〔850701A, 850706A〕と、川崎市長ほか県下の首長はこのように外国人登録法の早期改正を要望していた。

## 12. 本章のまとめ

1980年代、特に85年までの外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動を川崎からの視点で見えてきたが、その運動は80年代になって在日韓国・朝鮮人を中心とする少数の永住外国人による指紋押捺拒否から始まった。それが指紋押捺拒否者を支援するという形の、「在日」として「地域社会に共に生き、不合理に対しては共に闘う」という市民運動に発展していった。また、朝鮮総連や民団も外国人登録法の抜本改正を目指すという方向性はそれらの市民運動とも共通していたが、それぞれ独自の運動を展開していた。85年になって、朝鮮総連は指紋押捺拒否戦術をとらず、民団は指紋押捺留保戦術をとった。

82年の外国人登録法改正を経た85年は登録証の大量切替の年であった。そのため、外国人登録法抜本改正の運動と相まって、指紋押捺拒否・留保者が急増することになった。朝日新聞の検索の結果、85年2月23日から「指紋押捺」関連の新聞記事が急増していた。それは、指紋押捺を拒否した川崎に住む李相鎬の時効が迫る中、伊藤川崎市長が2月23日に指紋押捺拒否者の「不告発宣言」をしたことと、それに対して、5月8日に李が初めて「告発なし」で逮捕された事件への国内外の反響が大きかったことが要因である。先行文献にもあるように、川崎市長の不告発宣言が全国の自治体に波及して行き、これら自治体と国との間に対立関係が生じた。85年5月14日の法務省通達については、川崎市は当初従わない方針であった。国や都道府県による基礎自治体への説得もあり、自治体の大勢は遵守の方針に傾いた。川崎市も12月17日、二段構えで法務省通達を受け入れる決定をした。これは交付税や国庫補助などに不利になるとの「政治決断」であったと言われている。

一方で、85年の4回に渡る川崎市議会定例会の議事録から指紋押捺問題に関する議論を見てきた。議事録と第8章で示した新聞記事とは、対照が可能なところでは整合的であった。83年に川崎市議会は「在日外国人の人権を守る立場から外国人登録法の是正」についての意見書を全会一致で採択していた。そうした中、85年2月23日、伊藤三郎市長が「法も規則も人間愛を超えるものではないとの判断に立ち至った」という人道的立場で、川崎市

が指紋押捺拒否者を外国人登録法違反で告発しないことを決定した。また、この決定と5月14日の法務省通達への対応について、議会で賛否が分かれた。川崎市の対応を批判する自由民主党議員団や同志会議員団は、日本は法治国家であるので、指紋押捺制度や刑事訴訟法などの現行法、法務省通達は守るべきだと主張した。一方、日本社会党、公明党、日本共産党は市の決定に好意的であった。その中でも、公明党や同志会議員団は市の警察への捜査協力等については拒否者の保護という観点から懸念も持っていた。その後、10月の第3回川崎市議会定例会において、市長は5月14日の法務省通達への対応について、「なるべく早く見直し、検討する予定である」と述べた。12月の第4回川崎市議会定例会では、国との予算折衝の時期となり、「国庫補助負担金の削減措置」の問題が取り上げられていた。これは、上述した12月17日の「政治決断」に関する新聞記事と整合的であった。加えて、議事録から、川崎市当局と市民とのコミュニケーションの問題、そして、議会の納得という課題が明らかになった。

川崎市長の出身母体である自治労は、先行していた西宮市職労、大阪市職、川崎市職労の動きを受け、82年に外国人登録法の改正への取り組みを開始した。なお、こうした地方自治体の職員労働組合は外国人登録の事務担当者を抱えており、彼らは外国人登録における公権力の存在や指紋押捺制度の不合理性を訴えていた。自治労と大阪市職の取り組みから、単組（大阪市職）、自治労、総評、社会党、朝鮮総連の間の連帯が確認できた。先行文献も含め、これらを総合すると、川崎市職労・自治労出身で革新市長会長であった伊藤三郎が市長であったから、川崎市は「不告発宣言」を決断し、あるいは、決断できたと言えるだろう。

一方、川崎においては、李仁夏が園長であり、川崎で民族差別と闘う教育実践をすすめている青丘社・桜本保育園の主事であった姜博が81年に、姜の後任の李相鎬が82年にそれぞれ指紋押捺を拒否した。それは今後も日本で生活する我が子、同胞の子供たちの将来のためでもあった。そして、姜は岡山という地域で、李相鎬は川崎という地域で「共に闘う」ことになった。李仁夏が代表であった民闘連は83年になって、登録証常時携帯・指紋押捺義務は不合理であり、不合理に対しては共に闘うことが課題であると述べているが、二人はまさにこの課題を背負って闘っていた。本章では、81年に姜博が指紋押捺を拒否した時の状況と、82年に李相鎬が指紋押捺を拒否して、85年に逮捕された後までについて、川崎における指紋押捺拒否者の支援と外国人登録法の指紋押捺制度等の改廃運動を具体的に見てきた。特に、李相鎬の逮捕をきっかけに、抗議行動が起きて、指紋押捺を集団で拒否する人たちも現れた。そして、李相鎬は姜と同様に裁判で指紋押捺の不条理を問うことになり、新美弁護士の言う通り、制度の撤廃を具体的に進める役割が、李相鎬指紋押捺拒否裁判に課せられることになった。

川崎の改廃運動には、川崎市長のやはり出身母体であった川崎市職労と、青丘社などが中心となった「支える会」との強い連携があった。これには本章で多く名前が出てきた川崎市職労の山田貴夫の存在も大きい。山田は日立闘争の「朴君を囲む会」で一緒に闘った李仁夏や裴重度との関係が強く、山田を含めて、彼らは民闘連のメンバーであった。そこで、山田

への聞き書き<sup>131</sup>を行うと、さらに具体的な知見が得られた。

第44回川崎市職労定期大会の「決議(案)」は山田自身が手書きで作成し、川崎区役所支部で了承を得た上で、大会前に川崎区役所支部代議員として川崎市職労本部に事前提出した。川崎区役所支部では執行委員をしており、代議員は6名から7名いた。市職労と民闘連・青丘社との間は、山田を通して指紋押捺問題から連携するようになった。山田は状況によって市職労か民闘連かの肩書を使い分けていた。例えば、定期大会前の9月16日の支える会結成大会では、川崎市職労の肩書で指紋押捺制度を説明した。日立闘争から民闘連と、山田は特に青丘社・川崎教会の李仁夏牧師や裴重度との関係が深く、李仁夏牧師が多忙であったので、主に裴重度と話をしていた。川崎市職労の深堀委員長は指紋押捺問題については、山田に任せることにし、委員長は報告を受けていた。市職労、支える会、総連、民団が市議会へ同日請願した件についても、市職労は山田が代表として交渉していた。他の自治体の職労は自治労の方針に忠実に従っていた。一方、川崎では地域共同闘争の課題に向け、青丘社という民族差別撤廃運動の基盤があったため、職労にとっても青丘社と連携することは都合がよかった。「支える会」の代表は李仁夏であり、在日韓国・朝鮮人の有力者であった李を通して、民団、総連等とのつながりも確保できた。

これから、川崎市職労は山田貴夫の決議案提出によって「外国人登録法の指紋押捺制度廃止と告発の保留」を求める運動に着手し、山田が「支える会」と連携しながら、川崎市職労を代表して指紋押捺問題について活動していたことが分かる。この市民運動体である「支える会」は「外国人登録法の抜本的改正」を求める運動の担い手であるとともに、各種団体・運動体の調整機能を果たしていた。また、大阪市職は、外国人登録法の抜本的改正へ向けて、自治労の方針に沿って「総評・社会党・日朝国民会議による全国的な運動に最大結集する」としていたように、単組(大阪市職)、自治労、総評という労働組合の下部から上部団体、支持政党という従来型の枠組みで運動を進めていた。他方、川崎職労は自治労などの関係団体と「外国人登録法の抜本的改正」という目的を共有しながら、地域の市民運動組織「支える会」と連携し、さらに「支える会」を介して民団および総連とも地域で連携を試みるなど独自の運動を展開した。

神奈川県では、県内在住外国人実態調査等から指紋押捺制度および登録証常時携帯提示義務制度の改廃提言もあり、84年と85年に、川崎市など県下の基礎自治体と連名で外国人登録法改正の要望書を国に提出することになった。

---

<sup>131</sup> 2017年4月24日、川崎市ふれあい館にて。

[参照新聞記事]

左側の数字とアルファベットは記事が掲載された新聞を表す。最初の数字が西暦の年月日、次の大文字のアルファベットが新聞社を示す（A：朝日、K：神奈川、M：毎日、S：サンケイ、T：東京、Y：読売）。さらに、大文字のアルファベットの次に小文字の〈y〉があれば夕刊であり、無ければ朝刊である。例えば、850223Myは1985年2月23日の毎日新聞夕刊を示す。

- 820214A 『外国人だけなぜ指紋』 拒否に罰金…不服と訴訟 倉敷の姜さん」
- 830728A 「在日韓国女高生の再入国 押捺拒否で不許可 夏休み旅行に横浜入管」
- 850223Ay 「川崎市、指紋押捺拒否者『告発せず』 外国人の人権重視」
- 850223My 「指紋押なつ拒否 川崎市『告発せず』—自治体で初の方針—」
- 850223S 「指紋押なつ拒否者を告発せず 川崎市が初の宣言 警察には資料提供」
- 850224K 「在日外国人の指紋押なつ拒否 川崎市『告発せず』 人権守り法改正にらむ」
- 850224Y 「伊藤三郎市長ら市三役のトップ会談で決定」
- 850301Y 「『指紋押なつ拒否』告発せずの川崎市長 伊藤三郎さん」
- 850302A 「『指紋押捺拒否者は告発を』 自治体へ法務省通達」
- 850305A 「伊藤三郎さん『指紋押捺拒否者、告発せず』を決めた川崎市長（ひと）」
- 850308M 「法も規則も人間愛を越えるものではない」
- 850309K 「揺れる指紋押なつ なぜ、必要なのか 川崎など自治体にも疑問の声」
- 850309Y 「『指紋押捺』苦悩の自治体 在日外国人の窓口 現行法と板ばさみ」
- 850314A 「外国人の指紋押捺拒否、町田市も『告発せず』」
- 850315K 「指紋押なつ拒否 川崎市、無念の捜査協力 県警へ李さんの資料提供 厚かった法の壁」
- 850508Ay1 「川崎臨港署、指紋押捺拒否で韓国人を逮捕 自治体告発なしでは初めて」
- 850508Ay2 「指紋押捺の拒否で逮捕、『まさか』『不当だ』 支援者ら抗議集会計画」
- 850508My 「『大変残念』と川崎市長 押なつ拒否者逮捕 支援者ら抗議決める」
- 850509A 「指紋押捺拒否逮捕の釈放求め抗議集会 李主事はハンスト」
- 850510A 「社会党、押捺拒否者逮捕の国会追及へ 近く担当機関を設置」
- 850510Ay1 「李保育園主事を指紋押捺拒否容疑で送検 川崎臨港署」
- 850510Ay2 「保育園主事の釈放申し入れ 『指紋押捺拒否』で社党」
- 850511A1 「指紋押捺拒否の李氏逮捕、韓国内では署名運動 反日感情が強まる恐れ」
- 850511A2 「指紋押捺拒否の李主事を釈放」
- 850514Ay 「指紋押捺拒否者に制裁 法務省通達 登録証明出さず、説得期間3カ月後告発」
- 850515M 川崎版 「指紋押なつ法務省改正 市『告発せず』は堅持」
- 850520A 「指紋押捺、導入と改正の流れ 米配給不正で発足 改正のたびに緩和」
- 850531A 「外人登録切り替え、“指紋押捺留保戦術”に 韓国居留民団が方針」

850607Ay 「指紋押捺の法務省通達、町田市は従わず 市長『外国人の人権侵害』」  
850609A 「押捺拒否、上尾市長も『告発せず』 法務省通達で言明」  
850610Ay 「横浜地検、指紋押捺拒否の李主事を起訴」  
850621A 「在日本朝鮮人総連合会、外国人登録法の改正要望」  
850622A 「指紋押捺制度を守れ 熊本県議会、全国初の意見書」  
850629A 「指紋押捺の法務省通達、川崎市が返上決定 説得期間も置かず」  
850630K 「指紋押なつの川崎市決定 法的裏づけに自信」  
850701A 「指紋押捺新方式、きょうから実施 自治体は消極的」  
850702Yy 「委任事務『訴訟抜き』代執行 首相、具体化を指示」  
850703A 「地方への権限移譲、代執行の強化を検討へ 自治省」  
850706A 「法務省が指紋押捺“説得作戦”開始 神奈川県知事に協力要請」  
850712A 「全国革新市長会も外登法改正要求を決議」  
850717A1 「指紋押捺、都区部は『通達順守』方針 告発は各区で判断」  
850717A2 「指紋押捺の法務省通達、横浜市も受け入れ方針」  
850717A3 「指紋押捺、法務省が『Q&A』 自治体へ小冊子配布」  
850718A 「全国市長会、指紋押捺の緩和措置など国に要望」  
850724A 「指紋押捺の法務省通達、大阪も順守の方向 市長会で決定へ」  
850901A 「指紋押捺拒否・留保やまず 45 都道府県で 6 千人 朝日新聞社調査」  
850928A 「指紋押捺、民団に法厳守を指導 韓国外相が安倍外相にNY会談で表明」  
851001A 「指紋押捺拒否、峠越す 本社調査」  
851012A 「指紋押捺、韓国居留民団は留保終結 『意思表示目的果たした』」  
851016T 「指紋押なつ問題 通達見直したい 市長全面对決の姿勢崩す」  
851218A 「川崎市、指紋押捺問題で国に“譲歩” 法務省通達を併用」  
851219A かわさき 「なぜ、この時期に軌道修正 市の『指紋押捺』通達見直し」  
890321A 「1 審破棄し免訴の判決 押捺拒否で東京高裁」  
900501A 「『指紋』在日 3 世から除外 日韓外相協議で大筋合意」



## 第6章 神奈川県民闘連の結成および川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動 ——全国民闘連の解散と神奈川県民闘連の再出発を含めて——

### 1. はじめに

1980年代に川崎では青丘社を拠点として川崎市職労などと連携して展開された「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」について、第5章で見て来た。そこでは、川崎市長の「指紋押捺拒否者の不告発宣言」によって、国との対抗関係が生まれたが、川崎市はその解消を迫られた。また、本論文の序章で述べたように、この時期には、青丘社が82年に川崎市へ2件の要望書を提出したことから始まった、86年の「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定、そして、88年の「川崎市ふれあい館」の開設に至る青丘社と川崎市の間の長い交渉があった。この中で、川崎市ふれあい館の建設には、周辺住民の反対運動があったが、これは川崎市にとっても大きな教訓となった。一方の青丘社については、金侖貞が示した「1980年代の実践メカニズム」について、もう1度ここで振り返ってみたい。これらは、終章の議論にとっても重要であるが、本章で扱う88年から90年代の「神奈川県民闘連の結成および川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動」を理解するためにも必要であるので、本章の第2節で取り上げる。

ここで、公人社から出版された『わたしたちと朝鮮——高校生のための日朝関係史入門』（1986）および『この差別の壁をこえて——わたしたちと朝鮮 第2集』改訂新版（1994）<sup>132</sup>とその編著者である神奈川県高等学校教職員組合「民族差別と人権」問題小委員会について、若干触れる。この2つの本の執筆者の中に、第1章第3節で名前が出て来た三浦泰一がいる。三浦は本章第3節で示すように、88年、李相鎬とともに神奈川県民闘連の代表に就いた。

神奈川県高等学校教職員組合（1986）の裏表紙に、「民族差別と人権」問題小委員会の次のような説明があった。

「民族差別と人権」問題小委員会とは、お世辞にもスマートとはいえない名称だが、10年前（1976年）から神奈川県高等学校教職員組合の中に存在している。目の前の在日朝鮮人・韓国人高校生の置かれた状況にたちあい、かかわった教師の呼びかけで発足したものである。この委員会に集まった教師のある者は、自分の国籍をひた隠しにして生きようとする高校生の姿に心を痛め、またある者は、進学差別・就職差別の厚い壁の中で自暴自棄になっていく高校生と格闘していた。

「民族差別と人権」問題小委員会という名称は、日本の中で朝鮮問題を、また反差別を、考え行動するさまざま集団の中でも他にないという。

日本における朝鮮・韓国問題は、たんに少数民族問題でもなければ、人権問題でもない。わたしたち日本人が、朝鮮・韓国をどう見るかは、まさに日本人が、日本の近代史をどう総括するかという問題である。そういう想いがこの名前にはこめられている。

<sup>132</sup> 第1版は1992年発行。

神奈川県高等学校教職員組合(1986)は、古くは「日本と朝鮮のはじまり」の2万年前から、建国神話、朝鮮渡来人、仏教伝来、元寇、ハングル、秀吉、朝鮮通信使、安重根、伊藤博文、「韓国併合」、3・1独立運動、「関東大震災での朝鮮人虐殺」、創氏改名、従軍慰安婦などの両国の歴史を述べ、そして戦後については、南北分断、金嬉老事件、「日立就職差別裁判」の3つが載っている。

一方の神奈川県高等学校教職員組合(1994)は「生活編・戦後史編」との位置づけであり、「行政・法の壁」、「社会の壁」、「壁に挑む」などのテーマにまとめられている。「壁に挑む」では、小松川事件、金嬉老事件、「日立裁判」などの他、82年8月に14歳で、港北区役所において指紋押捺を拒否した辛仁夏(第5章の表5-1参照)についても記載されている。なお、この本には、三浦泰一などの高校教諭以外に序章「1. はじめに」に名前が出て来た尹照子(東京都大田区立東蒲小学校)が執筆者として、また、川崎市ふれあい館館長の斐重度がアドバイザーとして名前が載っている。

ところで、89年から90年にかけて、神奈川県高等学校教職員組合による「川崎信用農業協同組合の民族差別」糾弾闘争が行われた。川崎信用農業協同組合の民族差別を糾す共闘会議(1991)によれば、川崎信用農業協同組合の民族差別を糾す共闘会議の議長は、神奈川県高等学校教職員組合の執行委員長の山際正道であった。「川崎信用農業協同組合就職差別糾弾闘争メモ」[川崎信用農業協同組合の民族差別を糾す共闘会議 1991: 179-181]から抜粋して、次に示す。

- 1989.8.29 川崎信用農協を会社見学した神奈川県立大師高校の在日韓国・朝鮮人生徒が事前選考の面接で本籍を質問され、戸籍謄本提出の可否を尋ねられる。その後、川崎信用農協の担当者が大師高校を訪れ、応募拒否の態度を示す。
- 8.31 大師高校と川崎信用農協との間で話し合いを持つ。川崎信用農協、応募拒否の態度を崩さないばかりか、さまざまな差別発言を繰り返す。大師高校、4項目にわたる質問書を提出する。
- 9.1 川崎信用農協、文書回答を大師高校へ提出。当該生徒の受験機会は認められるが、民族差別を行なったことについての認識なし。
- 9.2 神高教の民族小委に今回の就職差別が報告される。
- 9.5 大師高校、当該生徒が川崎信用農協を受験しないことを伝える。
- 10.5 大師高校、9項目の質問・要望事項からなる再質問書を川崎信用農協に提出する。
- 10.13 再回答を促す大師高校からの問い合わせに、川崎信用農協は再回答の意志がないことを明言する。
- 10.16 今回の就職差別を川崎職安に正式報告する。……
- 10.30 大師高校、川崎信用農協事件を県教委に報告する。

- 11.2 川崎信用農協、職安の指導を受けたその足で大師高校を訪問。形式的謝罪を行なう。大師高校、再質問書の回答を要求する。……
- 11.7 川崎信用農協、大師高校へ再回答書を提出する。……
- 11.9 「川崎信用農協の民族差別を糾す共闘会議」が結成される。……
- 11.19 民闘連川崎集会で、川崎信用農協の民族差別を糾弾する特別アピールがなされる。
- 11.20 県、大衆参加による事実確認会への参加に応じる。東京新聞の夕刊に今回の事件記事が載る。……
- 11.21 朝日、毎日、神奈川の各紙に事件記事が載る。川崎信用農協、当該生徒への謝罪のことで大師高校を訪問。共闘会議、川崎信用農協に対し事実確認会への出席要請の申し入れを行なう。……
- 12.13 第1回事実確認会。……
- 1990.1.17 第2回事実確認会。……
- 2.20 第3回事実確認会。……
- 4.26 第4回事実確認会。今後の取り組み事項として本人・学校・在日70万への謝罪をはじめとする4点が確認される。
- 5.1 川崎信用農協、大師高校に対し謝罪を行なう。
- 5.3 川崎信用農協、当該生徒宅を訪れ謝罪を行なう。
- 5.11 朝日、読売、神奈川、統一日報の各紙に謝罪広告が載る。

このように、神奈川県高等学校教職員組合は民族差別と闘う実践も行っていた。

ところで、塚島順一(2016a)は「川崎市外国人市民代表者会議に至る過程」を明らかにしており、ほとんど本論文の第7章を構成している。この論考に、86年に民闘連から川崎市に「職員採用における国籍条項撤廃の申し入れ」が川崎市職労を通じて行われたこと、そして、88年7月、川崎市は「民闘連から在日外国人の市民としての位置付けの明確化、在日韓国・朝鮮人の就労状況調査、自治体の職員採用における国籍条項の撤廃、などを求めた内容」の要望書を受理したことが発端となって、96年に外国人の「任用制限付き採用」に至った経緯についても、川崎市側からの視点でその概要が述べられている [塚島 2016a : 56-57]。

86年の民闘連と88年に要望書を提出した民闘連はどちらも実態は同様であるが、前者が関東民闘連であり、後者は88年3月13日に結成された民族差別と闘う神奈川連絡協議会(以下「神奈川民闘連」という)である。指紋押捺を拒否して、85年5月8日に逮捕され、起訴された青丘社主事李相鎬については第5章で述べたが、その李の判決公判が88年3月4日にあり、横浜地裁は罰金1万円の判決を李に下した [880304Ay]<sup>133</sup>。その李が横

<sup>133</sup>左側の数字とアルファベットは記事が掲載された新聞を表す。最初の数字が西暦の年月日、次の大文字のアルファベットが新聞社を示す(A:朝日)。さらに、大文字のアルファベットの次に小文字の(y)

浜地裁の判決のすぐ後に設立された神奈川民闘連の共同代表に三浦泰一とともに就任することになった。

また、95年には、第3章および第4章で述べて来た全国民闘連が解散して「在日コリアン人権協会」を設立することになった。しかし、神奈川民闘連は「在日コリアン人権協会」には参加せず、96年に、今までの民闘連運動の理念を引き継いで、「ゆるやかなネットワーク」の組織として再出発することになった。

本章の目的は、第2節で80年代の青丘社の運動を見直した上で、神奈川民闘連の結成の経緯と、神奈川民闘連が重点課題としていた川崎市の定住外国人職員採用における国籍条項撤廃運動を明らかにすることにある。加えて、全国民闘連の解散による、その後の神奈川民闘連の再出発についても明らかにする。

本章の第3節以下では、まず、神奈川民闘連が発行したニュース類などに基づき、88年3月に運動体としての機能がなくなった関東民闘連に代わって神奈川民闘連が結成された経緯を示す。次に、神奈川民闘連が重点課題として設定した定住外国人職員採用の国籍条項問題において、神奈川民闘連が川崎市と交渉することによって、96年5月に政令指定都市として初めて、任用制限付きながら広く外国人職員の採用を開放するまでに至った交渉の経緯を明らかにする。さらに、『朝日新聞』の記事によって、その過程を裏付け、補足する。また、川崎市が職員採用において任用制限付きで国籍条項の撤廃を決定した後に開催された川崎市議会定例会での議論も見て行く。最後に、95年10月に民族差別と闘う「ゆるい連合体」であった全国民闘連が解散し、「在日コリアン人権協会」が設立された経緯について簡単に触れる。その経緯を受けて、神奈川民闘連は「在日コリアン人権協会」には参加せず、今までの民闘連運動を神奈川という地で引き継ぐというように、「市民運動主義、地域運動主義を掲げた『ゆるやかなネットワーク』として組織を再スタート」させた経緯についても述べる。なお、本章の参照文献には、裏重度が個人的に保有する資料も参照させていただいた。

本章の構成は、第2節で、86年3月の「川崎市外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定と、88年6月の「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター」の設立の過程について振り返るとともに、89年の青丘社資料を検討する。第3節で、神奈川民闘連の結成と、神奈川民闘連が最初に神奈川県に要望書を提出するまでの経緯を示す。第4節で、神奈川民闘連が重点課題に設定した自治体職員採用における国籍条項撤廃について、主に川崎での8年に渡る神奈川民闘連と川崎市との交渉と、川崎市が川崎市職員採用において、任用制限付きで国籍条項を撤廃した経緯を示す。第5節で、『朝日新聞』から川崎市の国籍条項撤廃についての記事を取り上げて、第4節の内容を裏付け、補足する。第6節で、96年4月に、高橋清市長が川崎市職員採用において任用制限付きの国籍条項の撤

---

が有れば夕刊であり、無ければ朝刊である。例えば、970904Ay は1997年9月4日の朝日新聞夕刊を示す。ここでは、朝日新聞の神奈川版が多く見られるので、例えば、1988年08月23日の朝日新聞の神奈川版は880823A 神とする。

廃を表明し、5月の川崎市人事委員会でそれが決定した後に開催された6月の「平成8年第2回川崎市議会定例会」の議事録から、「川崎方式」とされるこの任用制限付き国籍条項撤廃について見て行く。第7節で、民闘連運動の根幹に係わる課題を提起した全国民闘連の解散と神奈川民闘連の再出発について触れる。最後の第8節で、本章をまとめる。

## 2. 80年代における青丘社と川崎市との交渉

本節では、青丘社が1980年代になって民族差別と闘う一環として行ってきた2つの運動の成果、つまり、「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定と、川崎市ふれあい館の設立の過程を振り返るとともに、第5章で扱った、やはり、80年代に川崎では青丘社を中心に展開された「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」を経て、青丘社と川崎市にどう影響があったかについて検討する。また、青丘社は88年に開館した川崎市ふれあい館の運営を川崎市から委託されたが、その後の様子を89年の青丘社資料によって見ていく。

星野修美(2005)は次のように述べている。教育現場では、1970年代後半から80年代にかけて、日本人の帰国子女問題が小中学校で生じた。それは「学校生活への不適応現象」であり、違いを認めることが必要であるという結論になった。こうした状況下で、難民条約が発効した82年の9月に、「川崎市に在日コリアンと日本人による『川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会』(以下「すすめる会」)が結成され、川崎市教育委員会と主として学校における在日コリアン差別克服のための取り組みを求める交渉が始められた」。その「最大の壁は、学校や地域社会において在日コリアン差別が存在するか、しないかをめぐらる問題」であり、その中でも、「90%以上の在日コリアンが日本名で生活している」という「本名」問題が焦点となった。教育委員会が差別の実態を認識するのに1年2カ月、「その考え方を学校現場に教員研修や研究会を通じて議論を深め、理解を得るのに約2年」かかった。「同時に、在日コリアン児童生徒の多住地区で異文化を受容し本名を名づけることの意味を問う人権尊重教育を教科・領域のなかで実践するふれあい教育が継続的に展開された」。ふれあい教育において、「教師の力量と実践の蓄積が在日コリアンも日本人児童生徒も大きく変えていった」。これらの実践の結果を踏まえて、86年3月に、川崎市教育委員会は「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」を制定した〔星野 2005 : 27-29〕。

一方、川崎市ふれあい館<sup>134</sup>は川崎市外国人教育基本方針の考え方が生かされ、88年に建設された。「民族の違いを認め多文化共生の街づくりを目指した社会教育施設」であり、基本構想から建設まで7年間を要した。ふれあい館は児童館(子ども文化センター)との合築施設であるため、教育委員会と民生局との合意が必要であり、「共生の街づくりの理念をどうつくり上げるか」ということで、関係局(青丘社、企画調整局、民生局、市民局、教育委

<sup>134</sup> 『ふれあい館』は、日本人と韓国・朝鮮を主とする在日外国人が、市民として、子どもからお年寄りまで、相互のふれあいを進めることを目的として、差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していくため、子ども文化センターとふれあい館を統合施設として川崎市が設置したものであり、その運営は、社会福祉法人青丘社が委託を受けて行うものである〔星野 2005 : 44〕。

員会)での協議などに時間がかかった。しかし、「建設に時間を要した最大の理由は、地元の人々による在日コリアンに対する差別と偏見にもとづく建設反対運動」<sup>135</sup>であった〔同：34〕。

82年9月に青丘社は川崎市長あてに「青少年会館」設立を要望する統一要望書を提出した。83年2月に民生局青少年課と青丘社はこのためのプロジェクトチームを編成した〔同：140〕。そして、85年8月に、次のような「(仮称)桜本ふれあい社会館にかかわる討議経過のまとめ」(試案)を作成した〔同：143-145〕。

(事業主体)

一、会館建物は川崎市が建設し、会館事業は社会福祉法人青丘社による地域活動の実績を評価して青丘社に委託し、民間活力の導入を図る。

(運営)

二、施設を幅広く地域に開かれたものとするために、会館運営にあたっては、住民をはじめとする各層からなる運営委員会を設置し、民主的で円滑な運営を図る。

三、会館の機能としては、桜本中学校区におけるこども文化センターの役割を担うとともに、老人福祉施設の一環として在日韓国・朝鮮人の高齢化にも対応するほか、全市を対象とした韓国・朝鮮の文化との触れ合いを図る拠点施設として別紙(省略)の設備等を備える。

四～七、省略

ところが、「桜本地区の町内会長よりふれあい館建設予定地へこども文化センターと老人いこいの家の合築施設を建ててほしいという要望書」が85年11月に市へ提出された。12月、担当主幹を含めて、2人の市担当者がこの要望書に基づいて地元説明会に臨んだ。住民から、「①青丘社との協議が施設建設について進められているようであるが、地元住民に説明してほしい。②施設はあくまでも市の直営とし青丘社への委託は止めてほしい。③なぜ青丘社と協議するか」という声があった〔同：151-152〕。

桜本地区の町内会へ市が説明を開始したのは、86年4月に、建設予定地の町内会および隣接(桜本中学校区)町内会の役員に対して教育委員会と民生局の担当課長が訪問したときからである。地元町内会の役員だけでなく、子ども会や母親クラブの関係者を含めた市との拡大会議を86年8月19日に開いた。市の青少年課長と社会教育課長からの説明が終わった段階で、質問が矢継ぎ早に飛んできた。そこには、「青丘社に委託すれば韓国・朝鮮人のものになってしまうので一般の住民は利用できなくなる。彼らのための施設が必要ならば別の場所に建てて、ここはあくまで、他の地区と同様に、こども文化センターと老人いこいの

---

<sup>135</sup>「反対運動は、ふれあい館構想がまとまりつつあった1985年ごろから活発になってきたが、主な反対の理由は次のとおりである。①地域には、差別はないのだから、そんな施設は必要ない。②韓国・朝鮮人が多いからといって、そればかり取り上げるのは不公平だ。③こんなに近隣に迷惑をかけている青丘社に管理を任せるのはおかしい。④政治活動の拠点となるのではないか。⑤事実上在日韓国・朝鮮人のための施設となり、利用者に対して不当な差別が行われるのではないか。⑥他に必要な施設があるというのに私たちの税金で、なぜ外国人のための施設を建てるのか(住民交渉の場での意見および反対者による公開質問状より)」〔同：44〕。

家の合築施設を建てるべきである」などが繰り返された [同：152-153]。

地元町内会の子ども会と母親クラブを中心に青丘社委託反対の声はますます高まり、86年11月、公開質問状が川崎市長に提出された。また、12月14日に、ビラ4000枚を市役所前で職員に配布し、12月15日に、建設予定地に立て看板を立てた。その内容は「民間委託絶対反対、市が直営でできないならば建設するな」というものであった。市長への手紙も頻繁に出された [同：158-159]。

前章で取り上げたように、この時期には指紋押捺反対運動があり、青丘社の李相鎬主事が逮捕された。反対運動側は「青丘社の人々は過激すぎる。このような人々にこども文化センターやふれあい館を任せたら、それは彼らの活動の拠点になってしまう。子どもたちの健全育成などとても考えられないし、日本人市民も出入りできなくなってしまう」 [同：160] という。

青丘社は桜本中学校区住民の全戸にチラシを配布した。内容はふれあい館建設への理解と協力を訴えるPRと、反対する住民の公開質問状に対する質問として、疑問点や問題点を糾すものであった。反対する住民、青丘社、市の三者による話し合いを青丘社は強く訴えたが、反対する住民は話し合いに応ぜず、青丘社が「なぜ応じないのか」と文書で求めた回答にも応じなかった。市や青丘社の考え方は明確であり、市議会の同意も得ているので、強行着工、もしくは広く地域住民集会を開いて、意思を決定すべきだという意見もあった。しかし、これでは、反対住民との間にしこりが残り、偏見意識はますます深まり、地域に定着する恐れがある。三者会談を拒む理由を聞いてみると、青丘社の人たちには言えないことがあるということだった。

チラシや新聞記事が少しずつ世論を形成するようになり、また、学校のふれあい教育によってPTAも関心を示すようになった。その結果、桜本一丁目町内会を中心とする反対運動に対する批判の声が聞こえるようになり、婦人会や子ども会のリーダーも市の考え方を支持するようになった。反対運動は孤立化の方向に進んだ。87年3月、市は予算を次年度に繰り越した。そして、87年の新年度になって、星野修美は教育委員会事務局同和・人権教育担当から民生局青少年課長になり、ふれあい館建設により深く関わることになった [同：161-164]。

6月29日、桜本一丁目町内会ははじめ桜本中学校区5町内会の役員40人と、川崎市民生局および教育委員会の担当課長および職員との交渉が、新聞記者が傍聴する中であり、ふれあい館建設が最終的に決まることになる。まず、市側は次の3点を提案した。

- ①当面、館長は市職員を派遣する。
- ②青丘社の理事会にも市職員を派遣する。
- ③地元関係者を含む運営協議会を設置する。

これに、さらに、「市からの館長派遣は2年間、職員は主任クラスと一般職員各1名を1年間というものであった。そして運営協議会の意思を尊重して2年後は青丘社へ全面委託する」ということで交渉は成立した。しかし、「これで市と反対派住民の間の心のわだかま

りが取り除かれたのかといえれば決してそんなことはない」とのことだった [同：171-174]。

青丘社が発行した『共に生きる——青丘社創立 20 周年記念、桜本保育園 25 周年』(1994)には、次のように書かれている。

神奈川県関連代表（県立大師高校教員）の三浦泰一は青丘社創立 10 周年の時に「自分の職場で生徒ともに差別克服にむけて笑ったり泣いたりの実践を続けていこうと思っています。自分の職場で頑張るといことが、いつの日か青丘社の実践に応えるだろう」などと言った思いは「今でもゆるぎない私の生活信条」であると述べた [青丘社 1994：6-7]。川崎市職員労働組合委員長の小西正典は「指紋押捺制度や市職員採用試験における国籍条項撤廃のたたかい、年金問題など、現在の国、地方自治体行政の差別性、不条理性を問う問題に直面し、貴社の活動にふれ、尊い教訓を学ぶ中で、この問題は人間の尊厳や社会全体のあり方を問うものであるだけでなく組合（市職労）運動のあり方を鋭く問うている」[同：10-11]と、青丘社と川崎市職労との連帯について示唆した。

ふれあい館館長の斐重度はふれあい館について次のように述べた。青丘社の実践は 1988 年に開館した「川崎市ふれあい館」「川崎市桜本こども文化センター」（総称・ふれあい館）の運営を市より受託してからである。82 年 9 月、青丘社は「青少年会館設立第一次統一要望書」を市に提出した後、6 年にわたり、市と話し合いながら、会館の設立が具体化されていった。しかし、地元住民からの反対運動にあった。ねばり強い市の住民説得によって、館は 1 年遅れで誕生した。そして、「市の英断に敬意を表するとともに、あらためて感謝したい」と述べた [同：23]。

ふれあい館運営協議会会長の「岩淵英之」（元川崎市教育委員会教育長 [岩淵英之ら 1989：48]）は「川崎市における在日外国人教育と青丘社」<sup>136</sup>という論考で次のように述べた。86 年 3 月、「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定された。「在日韓国・朝鮮人教育が、学校教育・社会教育の現場において実践的に積み重ねが続けられることによって、人権尊重、差別偏見の排除の意識が人びとの間に徐々に浸透していくのであるが、これは市の姿勢が『基本方針』により明確化されたことによるところが大きい」 [青丘社 1994：31-32]。

また、86 年、「『ふれあい館』の建設が地元からの思わぬ反対に会って事業の推進がストップさせられた」。その建設について、教育委員会と青丘社の間で進められたが、「地元には事前の説明がなかった」ということだった。しかし、「その裏には日本人の根強い韓国・朝鮮人に対する差別と偏見があった」。この件から、①「現場あるいは地域の人たちの参加を求めての計画立案の大切さを改めて知らせてくれたこと」、②「韓国・朝鮮人に対する日本人の差別、偏見がいかに根強いものであるかをうかがい知ることができたこと」という教訓を与えてくれた [同：33-34]。

それでは、川崎市から「ふれあい館」運営の委託を受けた青丘社はその後どうであったかについて、89 年 5 月の「1989 年度青丘社全体会」（テーマ：青丘社運動の原点にたちかえ

<sup>136</sup> 1994 年 3 月の教育学論集に掲載されたものとある [青丘社 1994：37]。



ろう!)の資料から見てみよう。「基調にかえて」で、金秀一は次のように述べている。

昨年の全体会の基調報告は「差別と人権を考え、行動し、共に生きるネットワークの拠点をめざして」であり、重点取組は「ふれあい館オープンと共に民族差別との闘いの地域基盤を確立しよう」「保育園改修によって、豊かな保育環境づくりを確立すると共に、保育園から始まった青丘社の活動の拡がりをふまえて、ふれあい館活動との有機的関連をつくりだそう」「神奈川民闘連の活動を積極的に支え、外登法問題、就職差別問題の解決に向け、神奈川のレベルでの闘いの和を上げよう」「民族教育の中身を進化させよう」であった。

「青丘社・桜本保育園・ふれあい館・神奈川民闘連・李仁夏・裴重度・李相鎬などの『代名詞』は非常に有名で、今や神奈川の『在日』の運動の先駆者と成っている」。そこで、いろいろな問題や相談が持ち込まれる。『在日』の問題・民族差別の問題の課題は多く、これからの取組が問われている」。公務員の国籍条項問題の交渉が始まっているが、まだ出口が見えない。また、外登法問題の裁判(指紋捺捺拒否)では、一斉に免訴判決が出たといった報告があった。

そして、川崎市からふれあい館の運営を青丘社が受託したことにより、「行政機構」に近くなり、ふれあい館の使用においても活動時間の制限ができ、神奈川民闘連がふれあい館を使用する際に使用申請書を出さなければならなくなったことが述べられている。

青丘社の活動は保育園からスタートし、その活動の代名詞が「民族保育」であった。そして、もう一つが「民族差別『事件』に取り組むいわゆる“運動”」であった。「青丘社運動は、保育園等の保育・教育現場の中で、こどもと接し、親と接する中で、地域の矛盾、主に民族差別を許さず、闘っていき、共に生きる社会創りをする営みの事」である。「今、青丘社がある程度の市民権を持ち、保育園が本当の意味で『独り立ち』をし、ふれあい館が建ち、神奈川民闘連ができ、私達の活動範囲が広く」なった。そして、今年の活動について、原点に立ち返り、次のように点検・展開をしようと書かれていた。

1. 民族保育をはじめとする教育実践の中身を明らかにしよう

.....

2. 教育実践と運動の連関を明らかにしよう

.....

3. 民族差別の闘いを拓める仲間作りを

民族差別の闘いは国籍条項の問題だけではありません。みんなの総意の中で作られた神奈川民闘連です。みんなで参加しよう

- ①神奈川民闘連に参加しよう

- ②差別を見逃さないセンター作りをしよう

4. 共に生きる活動の中身を明らかにしよう(入門)

.....

この資料の中に、「神奈川民闘連活動報告」も添付されていた。そこには「特に、重要課題である公務員の国籍条項問題は、国の壁が厚く、地方自治体との交渉に於いても目に見え

た進展はしていない」などの説明があり、神奈川民闘連は「共に『共に生きる社会』の実現を目指して今後も、粘り強い闘いを展開していきたい」と記載してあった〔青丘社 1989〕。

以上のように、「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定と川崎市ふれあい館の設立の過程を振り返った。特に、川崎市ふれあい館の建設過程で起こった建設地周辺住民の反対運動に焦点を当てた。これは今まで、青丘社が行ってきた公開質問状の送付、また、ビラ配りや立て看板で訴えるということ、逆に周辺住民から青丘社に向けられた事例であった。一方の青丘社は桜本中学校区住民の全戸にチラシを配布し、反対する住民に話し合いに応じない理由について回答を求めたが、住民からの回答はなかった。そして、反対する住民は青丘社とは接触せず、市との交渉を要求した。住民の反対について、市は在日韓国・朝鮮人に対する民族差別が根強いためと判断した。また、さらに住民の反対に拍車をかけたのが、在日韓国・朝鮮人から「日本人へのラブコール」と訴えていた「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」であった。

市は「川崎市ふれあい館」についての建設案の作成を、周辺の住民を入れずに、最初に建設を要望した青丘社だけとプロジェクトを組んで進めていた。これは本論文の序章で示したように「行政行動」の失敗であった。この意味で、周辺住民が抗議するのは理解できる。これは「岩渕英之」が述べている教訓の1つでもある。

「岩渕」がいうもう一つの教訓は「韓国・朝鮮人に対する日本人の差別、偏見がいかに根強いものである」というものであり、市は反対する住民と粘り強い交渉に入って行った。最後に、反対する住民と妥協案で合意することになった。その要因は、「チラシや新聞記事」による世論形成と、学校における「ふれあい教育」という実践であったと星野は指摘している。この結果、川崎市（行政）は世論形成の重要性を強く認識するようになったものと思われる。これは、本章を読み進めれば、よりはっきりすることになる。

青丘社は、青丘社全体会で神奈川民闘連に参加しようと呼びかけたり、神奈川民闘連の活動報告をするなど、神奈川民闘連と一体であることが分かる。一方において、青丘社と川崎市は、青丘社の要望で設置された川崎市ふれあい館運営の受委託の関係となった。この受委託の関係が、金侖貞(2007)が提示した「川崎実践のメカニズム」、つまり、川崎市とは「1980年代の交渉を通して行政との協働関係を構築」し、「実践の積み重ねの上に『多文化共生教育』の土台が形成されることになった〔金侖貞 2007 : 168〕」ことを意味している。

以上から、青丘社は、①李仁夏、裴重度、李相鎬などのリーダーの下、「在日」や民族差別の問題などについての相談対応を行い（いわゆる、駆け込み寺機能）、また、神奈川民闘連と一体となって民族差別との闘いを継続する一方、②保育園経営をしながら、川崎市からの受託者として、「子ども文化センター」という地域の児童館運営と、「ふれあい館」における「多文化共生教育」の運営という、①と②の側面を持つことになった。②については、まさに、川崎市と青丘社はある意味で「共生」関係を構築したことになる。

川崎市は、また 80 年代には、第 5 章で示したように、青丘社主事李相鎬が指紋押捺を拒否した外国人登録法違反に対する時効が迫る中、85 年 2 月 23 日に川崎市長の「指紋押捺

拒否者の不告発宣言」から始まる国との対抗関係を経験し、その解消に努めた。また、川崎市にとっては、川崎市ふれあい館の建設における周辺住民の反対運動が教訓になった。そのため、88年の神奈川県民闘連からの川崎市職員採用の国籍条項撤廃要求には、慎重に対処していくことになった。また、94年の川崎市職労委員長が発言は「指紋押捺制度や市職員採用試験における国籍条項撤廃」の運動のあり方に言及したが、これは青丘社・神奈川県民闘連と川崎市職労との連帯を示唆したものと思われる。

それでは、次節で、88年に関東民闘連に代わって、神奈川県民闘連が結成された経緯について見て行く。

### 3. 神奈川県民闘連の結成

1988年2月1日付の「民族差別と闘う神奈川県連絡協議会（準） 第一回幹事会開催のお知らせ」によれば、第一回幹事会が2月5日午後7時から日本キリスト教団中村橋伝道所で開かれた。神奈川県民闘連（準）の代表は斐重度、三浦泰一（予定）で、事務局連絡先は「川崎市川崎区桜本1-8-22 青丘社気付 李相鎬」となっていた。第1回幹事会の記録によると、結成集会（案）、プログラム（案）、結成式（案）、レセプション（案）、記念行事（案）、会場、結成集會会費、レセプション費用などを相談した。

次の第2回幹事会（88.3.7、於、中村橋伝道所）は記録によれば、結成集会のシンポジウム、結成式、レセプションなどの具体的な時間割や進行・挨拶などの人選を行った。また、「神奈川県民闘連ニュース」は南（川崎大師高教員）が編集委員を担当することになり、創刊号の進行状況を確認していた。会則の件では、案として、目的に記載する3原則のうち3番目が「KJとJが双方の人間解放にむけて共闘する」<sup>137</sup>となっており、もともとの民闘連3原則と一部表現が異なっていた。その他、「神奈川県民闘連結成主旨（骨子）案」や「代表の件」などの項目が挙がっていた。

表6-1は、「かながわみんとうれんニュース」に載っていた神奈川県民闘連関連の「活動日誌」などから抜粋したものである。2回の幹事会の後、3月13日に神奈川県民闘連結成集會が開かれた。

表 6-1. 神奈川県民闘連関連の活動日誌（抜粋）

1987年10月6日	神奈川県民闘連準備会結成
11月26日	第1回公務員の国籍条項問題を考えるセミナー
12月26日	神奈川県民闘連結成集會準備会
1988年1月19日	第2回公務員の国籍条項問題を考えるセミナー
2月5日	第1回幹事会

<sup>137</sup> 後で述べる神奈川県民闘連の3原則の一つに「在日韓国・朝鮮人と日本人が双方の人間解放にむけて共闘する」とあるので、KJは在日韓国・朝鮮人、Jは日本人と考えられる。

- 3月7日 第2回幹事会
- 3月13日 神奈川民闘連結成集会、ニュース第1号発行
- 4月8日 第3回幹事会
- 4月19日 国籍条項問題対策部設置
- 5月10日 神奈川県渉外部及び教育委員会と交渉
- 5月13日 第4回幹事会（幹事会は以下省略）
- 5月14日～15日 民闘連全国代表者会議
- 5月17日 川崎市人事委員会及び人事課と国籍条項問題について説明会
- 5月27日 神奈川県人事課と国籍条項問題について説明会
- 5月27日～28日 民族差別撤廃・外登法改正をめざす神奈川県連絡会議第2回総  
会参加

[ここまで、かな2号<sup>138</sup>1988：11]

- 7月16日 第3回公務員の国籍条項問題を考えるセミナー（決起集会）
- 7月18日 川崎市へ職員国籍条項撤廃を申し入れ
- 9月6日 県教委交渉
- 9月7日 川崎市人事課事務折衝
- 9月19日 県労働部交渉
- 9月25日 民族差別と闘う関東交流集会
- 10月4日 相模原市交渉（国籍条項問題）
- 10月5日 川崎市人事課事務折衝
- 10月13日 県教委交渉
- 10月28日 県教委交渉
- 11月7日 県労働部交渉
- 11月11日 第1回川崎市交渉（国籍条項）
- 11月12日～13日 民闘連全国交流集会（大阪）
- 11月21日 川崎市人事課事務折衝
- 12月9日 世界人権宣言40周年記念神奈川集会
- 12月23日 川崎市人事課事務折衝
- 1989年 1月24日 川崎市人事課事務折衝
- 2月13日 第2回川崎市交渉
- 2月28日 川崎市人事課事務折衝

[ここまで、かな7号1989：6]

- 4月28日 第3回川崎市交渉 [かな7号1989：11]
- 6月8日 第4回川崎市交渉 [かな8号1989：6]
- 7月31日 第5回川崎市交渉 [かな9号1989：6]

---

<sup>138</sup> 「かながわみんとうれんニュース」第2号を示す。

9月13日 第6回川崎市交渉 [かな9号1989:6]

88年3月7日の「第87回民闘連全国代表者会議招請状」には、全国代表者会議が88年3月12日の午後7時から13日正午まで川崎の青丘社で開かれた後、別紙の通り、神奈川県民闘連結成集会在13日午後3時から開催されると記載されていた。その別紙の「民族差別と闘う神奈川県民闘連結成協議会（かながわみんとうれん）結成集会」（神奈川県立県民ホール）の案内にはシンポジウムや結成式のプログラムが記載され、連絡先には青丘社気付で住所と電話番号が載っていた。これから、青丘社が神奈川県民闘連の事務局機能を当初から有していたことが類推される。

神奈川県民闘連結成集会が開かれた3月13日の日付で「かながわみんとうれんニュース」創刊号(1988)が神奈川県民闘連から発行され、その住所等も青丘社気付である。

この創刊号には、『『神奈川県民闘連』の結成に際してよびかけ人代表の言葉』として、李仁夏および梶村秀樹が寄稿している。民族差別と闘う連絡協議会（全国民闘連）代表として「真の人間化を目指して」の題で寄稿した李仁夏の記事は以下の通りである。

民闘連とは、ブラジルの教育学者、フレイレの言葉を借りていうと、人間を非人間化に追い込む抑圧と差別の構造と闘い、人間になる（ヒューマナイゼーション）ために連帯する運動をいう。

第一義的には在日韓国・朝鮮人が民族差別を理由に排除される差別と偏見によって築かれた価値観を克服して、人間らしい生き方を闘いとる運動である。その際、在日韓国・朝鮮人は自らの解放にだけ関心を置くのではなく、「在日」に責任主体としてどう関わるかも問う。民闘連に関わった日本人にとって、民族差別の問題は自らの生き方を問う深みをもつものである。いいかえると、両者はそれぞれ人間主体（アイデンティティ）の確立を目指しながら真の人間化を果たしつつある。

「共に生きる」とは、美しい友情を産み出す運動である。神奈川県内のいろんな地域と組織で芽ばえたものを持ちよって結集できることは、大いなる喜びである [かな創刊号1988:2]。

このように、李仁夏は在日韓国・朝鮮人に自らの解放にだけでなく、責任主体としての確立を求めた。そして、日本人を含めた両者に人間主体（アイデンティティ）の確立を目指しながら、「共に生きる」という運動に期待を込めた。

また、神奈川県大学教授の梶村秀樹は「いま期待されること」と題し、次のような文章を載せた。

十年あまり前にまかれた一粒の麦が、いまやたくさんの種子を实らせはじめた。地域にくらす主婦、労働者、そして行政の中にも、学校の先生にも、民族差別とたたかい、

自分の問題として生きる人々が、すこしずつ生れてきている。

この流れを神奈川県にわたってのネットワークにし、定着させていくことがいま期待されていると思う。それには、なによりも、きつすいの NGO としての初心、「どう生きるのか」の問いを忘れてはならないだろうが、同時に、共に生きることをめざす課題を共有するかぎり、どこの誰ともためらいなく手を結んでいける柔軟さが必要だろう。

ほかの点では是非もなく背をむけあっているような人たちが、ここでは、民族差別の克服というひとつの目標を共有して、出会うような、そういう場となっていくことを期待したい [同：2]。

梶村秀樹は「NGO としての初心」や「どう生きるのか」の問いを忘れず、また、「共に生きることをめざす課題を共有」するなら誰とでも手を結んでいける柔軟さを求めた。この 2 人の言葉は第 6 節で取り上げる 96 年の神奈川民闘連の再出発にも生かされることになる。

準備会事務局の李相鎬は『『神奈川民闘連』結成に至る経過と主旨』について、以下のよう  
に説明した。日立闘争後の 74 年に全国民闘連が結成され、関東民闘連なども結成された。  
ただし、関東民闘連は「のちに運動体としての機能はなくなるが、毎年、関東交流集会を開  
催」している。

- 一. 在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- 一. 在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- 一. 在日韓国・朝鮮人と日本人が双方の人間解放にむけて共闘する。

以上の民闘連の 3 大原則の「実践、交流、共闘を軸とした民闘連運動の願いは、『共に生きる社会』の実現に他ならない」として、神奈川でも「民族差別をなくすために取り組んでいる人々のネットワークを作り、この課題をより広く深く推進していきたいと思い、昨年より神奈川民闘連の結成が準備されてきた」とした [同：5]。

第 3 章で見てきたように、70 年代の民闘連発足当時の 3 大原則には、3 番目の文言が「在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと」となっていたのに対して、神奈川民闘連では「双方の人間解放にむけて」が追加されている。また、準備会事務局の李相鎬はこの時点で関東民闘連が運動体としての機能はなくなっていることを示すとともに、神奈川民闘連は「民闘連の 3 大原則」を踏まえながら、李仁夏や梶村秀樹と同様に、民闘連運動は「共に生きる社会」の実現を目指していることを述べた。一方、ここでは 70 年代に民闘連や青丘社などで言われていた「民族差別と闘う砦」という言葉は見られなくなった。

さらに創刊号には、『地方自治通信』88 年 2 月号から裴重度（在日韓国人問題研究所）の「在日韓国・朝鮮人はなぜ『国籍条項』の撤廃を求めるか」という論考を転載した。そこには、「国籍条項」について次のような内容が記載されている。

地方公務員の採用要件に「国籍条項」があるのは、「当然の法理」を根拠に、在日韓国・

朝鮮人を採用すると「公権力の行使をともなう」からとされている。特に政令指定都市ではどこも開放していない。しかし、「90%をこえる在日韓国・朝鮮人が永住資格を有し」、日本に生活基盤があり、日本人と共に生活し、納税の義務を果たしている。在日韓国・朝鮮人にとって「国籍条項」は「民族差別」そのものである。

「公務員採用の国籍条項撤廃を求める運動が、外国人登録法の指紋押捺制度撤廃を闘ってきた日本人市民グループによって担われ、広がりを持ってきている。それはまさに、自らの社会が持っている『排外性』を克服する営みに他ならない。指紋押捺拒否は、在日韓国・朝鮮人がこの日本社会において『共に生きようではないか』とする『ラブコール』であった。公務員採用の国籍条項撤廃は、在日韓国・朝鮮人にとっては『自立』して共に生きるための重要な闘いのひとつである」[同：7-10]。

以上のように、「公務員採用の国籍条項撤廃を求める運動」は第5章で取り上げた外国人登録法の指紋押捺制度撤廃運動に連なる重要な課題であることをこの創刊号で訴えた。

「かながわみんとうれんニュース」第2号(1988)には次のように記載されている。神奈川県民関連の結成集会には、150名を超える参加があった[かな2号1988：1]。

神奈川県民関連の会則には、事務所の住所が青丘社と同じ住所が書かれ、目的には「この会は、日本社会に根強く残る民族差別の撤廃を目指し、以下の3点を原則として神奈川の地で取り組みを進め、共に生きる社会の実現をはかっていく」とあり、上述した民関連の3大原則が記載されている[同：10]。

また、88年5月10日付で神奈川県民関連代表三浦泰一および李相鎬から出した2つの要望書が載っている。一つは長洲一二神奈川県知事宛てであり、次の要望事項に対して回答を求めたものである[同：8]。

1. 神奈川県として在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人県民施策の具体的方針を明らかにすること。
2. 外国人県民施策推進会議の進展状況を明らかにすること。
3. 神奈川県職員の国籍条項の全面撤廃を行なうこと。
4. 既に国籍条項が撤廃された職種について、その採用実態を明らかにしてください。

もう一つは、神奈川県教育委員会安西篤子委員長および渋谷正己教育長宛てであり、次の要望事項に対して回答を求めたものである[同：9]。

1. 神奈川県教育委員会として在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人教育基本方針を早急に策定すること。
2. 基本方針を具体的に推進するための担当部署を設置すること。
3. 在日韓国・朝鮮人生徒の進路指導を充実させる取り組みを行なうこと。
4. 在日外国人教員の採用を促進すること。

なお、5月10日には、これらの要望書を提出するとともに、神奈川県民関連は「民族差別撤廃・外登法改正をめざす神奈川県連絡会議」と共同で、県の渉外部および県教委と話し合いを行った[かな3号1988：3]。

これらから、神奈川民闘連の名にあるように、まず神奈川県に対して行動を起こした。また、神奈川民闘連の代表に三浦泰一および李相鎬が就任したことが分かる。

#### 4. 川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動

「かながわみんとうれんニュース」第3号(1988)には次のように記載されている。

神奈川民闘連は、1988年7月18日、「川崎市に対し市職員採用における『国籍条項』撤廃を求める『要望書』を提出し」て、当日、川崎市と交渉を行った。交渉参加者は、民闘連側が「12名（代表2名、横須賀1名、相模原1名、横浜2名、川崎6名）」であり、川崎市側は伊藤市長の代理として高橋助役ほか、「早川人事委員会事務局長、熊谷総務局長、武水道局長、松井交通局長、柏木教育次長（池田教育長の代理）の5名」であった。交渉では、三浦泰一が「要望書」の主旨説明を行い、その中で「在日韓国・朝鮮人青年が就職差別の厚い壁の前で自分の将来に希望を持ってないでいる状況と、その壁を取り払うために『公務員の国籍条項撤廃がいかに大切か』を語り、特に要望項目（F）の実現を強調した」。李仁夏は「行政に同和対策室はあるが、民族差別の窓口がないのはおかしい」と述べた。それに対して、高橋助役は「要望内容が全庁的なので、局長、担当者どうしの話し合いと、要望内容の検討をさせてほしい。今後そちらとの話し合いは継続する。窓口は総務局が担当する」というように答えた [かな3号1988:2]。

要望書は神奈川民闘連代表三浦泰一および李相鎬から、伊藤三郎川崎市市長、名前は省略するが、川崎市の人事委員会人事委員長、人事委員会事務局長、教育委員会委員長、教育委員会教育長、水道局局長、交通局局長宛てであった。そして、次の要望事項に対して回答を求めたものである [かな3号1988:4-5]。

- A. 川崎市に暮らす在日外国人の市民としての位置づけに関して、具体的に示して下さい。
- B. 在日外国人の就労実態に関して  
(この記載省略)
- C. 川崎市職員の採用に当たっての国籍条項に関して  
(この記載省略)
- D. 在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人に対する就職差別に関して  
(この記載省略)
- E. 市職員の全職種の具体的職務内容を明らかにして下さい。
- F. 以上の点をふまえて
  - 1.川崎市職員の採用に当たって、すべての国籍条項を撤廃して下さい。
  - 2.在日外国人の就労問題に関する担当部署を設置して下さい。
  - 3.「在日外国人就職推進協議会」を設置して下さい。  
(ただし、その構成については、民族差別と闘う神奈川連絡協議会と協議すること。)



4.職安、学校関係者と在日外国人を含めた『在日外国人生徒進路指導協議会』を設置して下さい。

「かながわみんとうれんニュース」第4号(1988)には次のような青年部学習会「国籍条項と在日の進路」の記事が載った。10月22日にふれあい館で行われたもので、まず県立川崎高校の三浦泰一が「県立川崎高校を卒業した在日韓国・朝鮮人生徒の進路状況(特に就職)」について、「在日韓国・朝鮮人生徒の進路をめぐる状況の厳しさ」を報告した。最後に、「川崎市役所の現業職を受験する予定のN君」と「彼を支える日本人生徒」の話があり、「国籍条項」の全面撤廃を訴えた[かな4号1988:4]。

「かながわみんとうれんニュース」第5号(1989)には、88年11月11日に川崎市ふれあい館で行われた第1回対川崎市交渉の報告が載っている。交渉への出席者は川崎市側が「要望書の宛名にある各部署の人事関係者14名」であり、神奈川民闘連側は高校生4名を含めて53名であった。要望書のA「市民としての位置づけ」の回答だけで予定時間を費やし、B、Cについては川崎市の回答について質問しただけであった。Aの回答は白紙撤廃し再検討することになった。

一方、川崎市職員採用の国籍条項に関しては、「川崎市は国籍条項を撤廃した職種に関して、いまだかつて1名も在日外国人を採用して」いない。「市は行政の責任において積極雇用していくべき」と紙面で述べた。「国籍条項撤廃をはじめとする総合施策を実施していく行政内の取り組み窓口」設置については、事務折衝で交渉中であった[かな5号1989:2-3]。

「かながわみんとうれんニュース」第6号(1989)によれば、89年2月13日に「公務員の国籍条項撤廃を求める第2回川崎市交渉」が行われた。「地方自治体の国籍条項の有無と任命権者一覧、組織図」が資料として提出された。そして、市側が「民族差別があるかどうかを含めて、プロジェクトチームを作って調査、研究、学習していきたい」と述べ、「プロジェクトチームの構成は、総務局、市民局、民生局、教育庁、人事委員会事務局、水道局、交通局の課長・係長級の職員15人」で、「名称は、神奈川民闘連の対市要請に基づく庁内プロジェクトチームで、これを担当する主幹は置かないという」ことだった[かな6号1989:6]。

「かながわみんとうれんニュース」第7号(1989)では次のように言っている。「最重要課題である公務員の国籍条項問題は国の壁が厚く、地方自治体との交渉においても目に見えた進展がない」。しかし、川崎市で国籍条項が撤廃された職種では「本名での採用を勝ち取る」など進展があった。県教委、県労働部への交渉は「着実に実現の方向に進んで」おり、神高教、自治労県本部が中心となっている「民族差別撤廃・外登法改正をめざす神奈川県連絡会議」との共闘が「大きな支え」である。「指紋拒否の闘い以後、市民の関心は高まりを見せ、神奈川民闘連もそのような状況の中で結成されていった」[かな7号1989:2]。

4月28日に第3回川崎市交渉があった。市はプロジェクトチームを中心に16名が、神

奈川民闘連は 40 名あまりが参加した。市から「順次今後とも門戸開放に努力したい」が、「現在のしくみの中では、ある程度やむをえない」との回答があった。これは、前回の交渉での国籍条項が「制度的に差別ではないかとの認識」に立ったところから後退した。「民闘連対策のプロジェクトチーム」の名称については、市側が次回までに検討することになった [かな 7 号 1989 : 11-12]。

「かながわみんとうれんニュース」第 8 号(1989)では次のように述べている。神奈川県民闘連の顧問をしていた梶村秀樹が 5 月 29 日に亡くなった。全国民闘連代表の李仁夏は「日本の良心として生きる一梶村秀樹先生を偲んで」で、李相鎬が指紋押捺拒否者として川崎臨港署に逮捕された時に、抗議行動に参加してくれた。昨年、川崎のふれあい館が誕生した時、梶村はふれあい館の運営委員会に人選され、その最初の会合で発言をし、地元住民を安心させた。「梶村先生の面目が最もいきいきとしているのは、私の見るところ、ご専門の朝鮮史学者としてであった。日本における朝鮮史から皇国史観というイデオロギーの覆いを取り去り、歴史的事実（ザッへ）に迫り解釈した、恐らく最初の日本人歴史学者ではなかっただろうか」。そして、「梶村先生は青丘社のスタッフとボランティアの若者たちの間にあって、連帯のかなめを占めるような、本当に心優しい歴史の教師であった」 [かな 8 号 1989 : 1-3]。

一方、第 4 回川崎市交渉が 6 月 8 日にあり、市はプロジェクトチームのメンバーを中心に 16 名が、神奈川県民闘連は 40 名以上が参加した。市側が口頭で示したプロジェクトチームの名称は「外国人市民施策検討委員会」であり、委員会の設置は「民族差別がある」ことを認識してということだった。これに対して、目的から言って「名称が『検討・推進委員会』にならないのは変だ」との疑問が出された [かな 8 号 1989 : 6-7]。

「かながわみんとうれんニュース」第 9 号(1989)では次のように言っている。7 月 31 日に第 5 回、9 月 13 日に第 6 回の川崎市交渉があった。市はそれぞれ 10 人と 16 人が、民闘連側はどちらも 50 人を超えて参加した。

川崎市側は担当窓口の変更と「外国人市民施策推進幹事会」の設置を報告した。窓口担当者については「脅すような口調や態度をとったり宿題をやってこなかったことにかえって開き直ったりと、少なくともこのことに真剣に取り組む姿勢を持った人という印象はもてませんでした」ということであった。「外国人市民施策推進幹事会」については、川崎市は行政施策推進のためのプロジェクトを交渉とは別に作り、「このプロジェクトチームが民闘連とも交渉をするという二面性をもつ」ことになった [かな 9 号 1989 : 6-7]。

92 年 3 月 14 日に発行された「かながわみんとうれんニュース〈公務員の国籍条項問題特集〉」では、発行が神奈川県民闘連代表三浦泰一、裏重度となっており、代表の一人李相鎬が裏重度に代わっていた。同ニュースによれば、92 年 2 月 20 日に「民族差別と闘う神奈川県連絡協議会、神奈川県人権センター、民族差別撤廃外登法改正をめざす神奈川県連絡会議は、川崎市に職員採用における国籍条項の完全撤廃を求める申し入れを行なった。飯塚正良市議会議員による話し合いの場が設定され、数年来これに日本人自らの課題としてとりくむ川

崎市職員労働組合も参加した」。川崎市側は総務局長、市民局長、人事委員会事務局長ら 7 名が出席し、神奈川民闘連代表裘重度、三浦泰一、神奈川人権センター代表日高六郎、民族差別撤廃外登法改正をめざす神奈川県連絡会議議長武田好弘から高橋清川崎市長に宛てた要望書を受けとった。要望書は次の要望事項に対して回答を求めたものである〔かなく公務員の国籍条項問題特集〕1992〕。

＜前半は省略＞

差別撤廃、啓発指導に努めるべきである地方自治体自らが就職差別を助長するかのよう  
に国籍条項を設けていることは許されるべきではありません。

すでに高橋市長自身、昨年 7 月の市議会で国籍条項条項問題について「現在の国の説明は十分とはいいがたい」との見解を示されています。また、1990 年 2 月に「川崎市市民施策推進幹事会<sup>139</sup>」が差別撤廃のために 24 項目の検討課題をまとめ、1991 年 5 月には「川崎市の外国人市民施策のあり方の調査研究委員会」が「国籍条項の撤廃」を提言しています。

川崎市が示されてきた姿勢をふまえ、以下の要望事項について充分ご検討のうえ、3 月末日までに誠意あるご回答をいただきますようお願い致します。

1. 川崎市職員採用にあたって全ての国籍条項を撤廃すること
2. 川崎市職員の転任試験に国籍条項を導入しないこと
3. 「川崎市の外国人市民施策のあり方の調査研究委員会」が提言した施策の策定を早期に行なうこと

95 年 9 月 5 日に、神奈川民闘連から新たに発行された「神奈川民闘連事務局通信」(1995)では次のように述べている。労働対策部では「川崎市に対しては、9 月下旬の総合要望書提出の中で国籍条項撤廃を求めて行く予定である」。同胞部会では、6 月 24 日に参政権問題の学習会、7 月 24 日に川崎の地域を中心にした「定住外国人の参政権を求める会」結成集会があった〔神奈川民闘連事務局通信 1995〕。

「神奈川民闘連事務局通信 No.2」(1996)は次のように述べている。95 年 9 月 26 日に提出した「市政全体」「教育」「福祉・生活」「就労」の 4 分野 31 項目の「在日韓国・朝鮮人市民の人権施策に関わる要望書」に対して、川崎市は 11 月 21 日付で回答し、12 月 15 日に第 1 回目の交渉を行った。「市政全体」の外国人市民施策に関しては「外国人市民推進施策連絡調整会議」において「外国人市民意識調査」と調査研究委員会の提言を基に施策化を行っている。また、外国人市民代表者会議の進展を市として考えている。

「就労」については、職員採用の国籍条項が中心となった。市の回答では「転任試験で国籍条項の存在をあらわにする姿勢」が現れた。また、市は外国人職員の昇任では管理職に登用するということが明らかにしたが、課長止まりということであった。神奈川民闘連側とし

<sup>139</sup> 「川崎市外国人市民施策推進幹事会」〔伊藤 1997 : 44-46〕のことだと考えられる。

ではこれらを問題視し、「職員採用における国籍条項を全廃しなければならない」との立場であった。今後は課題ごとに市と交渉を行う。

「主要な活動報告」として「神奈川民闘連では改革プロジェクトを作り、民闘連運動強化のために議論を行っています」と、「改革プロジェクト」の件が簡単に載っていた〔神奈川民闘連事務局通信 No.2(1996)〕。「改革プロジェクト」については、第7節で具体的に取り上げる。

「神奈川民闘連事務局だより No.3」(1996)には次のように述べられている。96年1月31日の川崎市人事課・人事委員会との交渉で、市は「当然の法理」の存在もあるので、神奈川民闘連側の要望の趣旨を理解して情報収集する。また、「高知の動きを調査しながら、横浜などと連携を強化し、来年度実施の採用試験に反映できるようにしたい」と回答した〔神奈川民闘連事務局だより No.3 (1996)〕。

「神奈川民闘連事務局だより 4」(1996)では次のように述べられている。96年4月30日に川崎市長が記者会見で川崎市職員採用における国籍条項撤廃を表明し、5月13日市人事委員会で正式決定された。88年以来の神奈川民闘連が取り組んだ成果であるが、撤廃は「『当然の法理』に抵触しない枠内での任用の制限つき」でもあった。しかし、この「川崎方式」での撤廃は、「当然の法理」によって「自治省の言いなりになっていた各都道府県、政令市の悪しき構造に一石を投じたことになり、自治省の指導と違う判断を、直接国と窓口がある政令市の川崎市がおこなったことは厚い壁に風穴を開けたことと言えます」と、神奈川民闘連として一応の評価をした。今後、「任用制限」について、市職労と連携をとり、撤廃していきたい。

そして、この5月13日の人事委員会の決定を受けて、神奈川民闘連はマスコミ各社へのコメントを発表して次のように述べた。「今日、川崎市の人事委員会で、国籍条項撤廃の決議がなされたことを歓迎したい。……今後、国籍条項の撤廃が神奈川県、横浜市等、他自治体に波及することを期待する。……『川崎市方式』は、この現状で行える川崎市の最大限の努力とも思える。……早急に川崎市が任用制限などの残された問題を解決するための次なる英断を要望する」。93年の「国際施策のガイドライン作りのための提言」にある定住外国人の積極採用を望む。川崎市議会では、「残る任用制限などの問題を解消するために、国に対して『当然の法理』を見直す意見書の決議等、関係する中央官庁などの働きかけを行っていただきたい」。自治省には「川崎市に報復的な措置をとらないことを望む」。更に「当然の法理を再考し、定住外国人の公務就任権を認める見解に改めることを要望する」〔神奈川民闘連事務局だより 4(1996)〕。

以上のように、神奈川民闘連が88年7月18日に、川崎市に「国籍条項」の撤廃を求めてから、川崎市職員採用において国籍条項が撤廃されるまで、約8年間を要した。その最大の障害は「当然の法理」という国の見解であった。これに対して、川崎市は「川崎方式」<sup>140</sup>

<sup>140</sup> 「自治体職員採用の国籍条項問題はこの『当然の法理』をめぐる攻防であった。町田市や尼崎市などの努力により一般市町村での職員採用の国籍条項問題は撤廃されつつあったが、都道府県・政令市につい

として工夫し、伊藤三郎市長の革新市政を引き継いだ高橋清市長のリーダーシップにより、国籍条項が撤廃されることになった。この結果、85年の伊藤市長の外国人登録法に関わる指紋押捺拒否者不告発宣言に引き続き、高橋市政は政令指定都市の先頭に立ち、国と対立することになった。神奈川県関連は「この現状で行える川崎市の最大限の努力」と一応の評価を行った。

高橋清(1999)には、「共生のまち・川崎——外国人市民とともに」という題で、法政大学法学部教授江橋崇が司会で、高橋清市長と、川崎市外国人市民代表者会議委員長李仁夏および同会議前副委員長マウゴジャータ・ホソノとの対話が載っている<sup>141</sup>。まさしく、川崎市での国籍条項撤廃の交渉における主要な当事者同士の対話でもあった。

ここで、高橋市長は、外国籍の人にも川崎市職員になれるように門戸を広く開放した経緯を次のように述べた。外国人の職員採用は職種が限定されて始まっていた。閉ざされていた一般職についても検討するように担当部局に指示した。そこで、一般職の職種を全て分析したら、「当然の法理」に該当しない職種は約8割に上った。それを根拠に自治省と交渉を進めたが、川崎市単独では難しいということで、横浜市、大阪市、神戸市と協議をしてきた。他の都市はいろいろな事情があつてだめになった。人事委員会とも研究を重ねながら、早くやって圧力がかかるのを避けるために、時期を見計らっていた。先に表明した高知県は人事委員会の反対等で踏み切れなかった。そこで、「川崎市だけで職員の募集要綱を配布する直前に、原則撤廃する」ことを決めた。「あまり先行して、川崎市単独で強行すれば自治省に呼び付けられてだめになっていたでしょう」。

これに対して、李は「国籍条項問題にたいする市長と職員の勇気とご苦勞に敬意を表します。また、共同作戦でいくことの必要性がよくわかりました」と評価した〔高橋 1999 : 42-44〕。

李は「制限された 182 職務」についても開放し、完全撤廃を要請したが、市長は「一自治体だけでやっては成功する確率は低くなる。国も県と政令指定都市にだけは圧力をかけているんですが、一般市には何の制限もしない」。やはり実態調査をきちんとやるのが大切である。また、「市民の納得を得ながら、少しずつ進めていく。そうしないと反発がすごい」。

---

ては、自治省はかたくなまでに当然の法理を守る指導を強め、時には制裁をほのめかしたこともあった。96年に川崎市は公権力の行使にあたる職は一般職の二割であるという見解を明らかにし、採用後のその職への任用を制限することを前提とし、受験資格の国籍条項を廃止し、門戸を全面開放した。この川崎方式について、当初自治省は否定的な見解を示し、非難していたが、同年11月に就任した白川自治大臣が、川崎方式を追認する発言を行ない、その後各自治体で川崎方式が取り入れられていくことになる〔高橋 1999 : 62〕。

<sup>141</sup> 対話の前に次の解説が載っている。「……70年代に入り、在日自身とその支援者によって、在日の社会保障や権利を求める運動が盛んになってきました。川崎市は、その要求を誠実に受け止め、市独自の取り組みを進めてきました。また、90年には『外国人市民施策の検討課題二四項目』を発表し、市職員採用の国籍条項撤廃、外国人福祉手当の支給、外国人市民代表者会議の設置などを先進的に進めてきました。『外国人は住民です』という言葉がありますが、市民は国籍や民族が異なっても対等・平等に公共サービスを受けられるべきです。川崎市は、「多文化共生のまちづくり」をめざしていますが、多様な文化が時には交り合い、ぶつかり合うことで、都市の地域文化はますます豊かになるはずです。」〔高橋 1999 : 30〕。

「外国人市民代表者会議も、国籍条項の撤廃も、議会をはじめ市民にも納得していただけたし、今後もそうした考えをもとに進めていきたい」などと答えた。江橋は「大阪市は市議会で賛成を得られませんでした。川崎の場合は、市民が圧倒的に支持しましたし、市議会も納得してくれました」とコメントした [高橋 1999 : 44-46]。

そして最後の方で、江橋からの「多文化共生のまちづくりをめざす川崎市のこれからの都市像」について意見を求められた李は「多文化共生は、同化とは違います。さまざまなマイノリティがメッセージを発信できるようになってはじめて街が変容していきます」 [高橋 1999 : 57] と述べた。

これに関連して、70年代から80年代に「民族差別と闘う砦」づくりを目指していた崔勝久は『『日立闘争』とは何だったのか』という論考で、『『民族差別と闘う砦』づくりから『共生』をスローガンにした地域活動に転換していく契機になったのは、子供文化センターとふれあい館の建設です。手狭になった教会での活動場所から新たな空間を求め、市の全面的な協力を得て、市の委託事業として子供文化センターとふれあい館が設立されることになるのです』 [崔 2008 : 67] と言っている。ちょうど、川崎市ふれあい館と子供文化センターがオープンしたのが88年6月14日である [川崎地方自治研究センター1990 : 54]。それは、神奈川民闘連が88年3月13日に結成され、7月18日に、川崎市に川崎市職員採用における国籍条項の撤廃を求めて、川崎市に要望書を提出した時期と重なることになる。そして、さらに、崔は「90年代以降、このふれあい館が核となって、青丘社は在日問題の象徴的な存在になっていきます。まさに行政と一体となった、『共生』をめざす一大プロジェクトとなりました」 [崔 2008 : 68] と述べた。

##### 5. 朝日新聞記事に見る川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動について

『朝日新聞記事データベース』の「聞蔵Ⅱビジュアル」(『朝日新聞 1985〜』『週刊朝日』『AERA (アエラ)』) を用いて、2018年2月7日に「国籍条項&川崎」をキーワードに検索を行った。その結果、総数303件の記事が見つかり、最も古い記事が1988年08月23日朝刊 [880823A 神] であった。ここでは、本章に関係がある記事(1997年まで)を抽出して以下のようにまとめた。

最も古い記事には、全国在日朝鮮人教育研究協議会(全朝教)が88年8月22日に「川崎市に、同市職員の採用について、すべての職種について国籍条項を撤廃するよう求める要望書を提出した」 [880823A 神] とある。そして、横浜市で初めて、市職員採用の国籍条項撤廃(以下、単に「国籍条項撤廃」という)を目指した市民集会が12月7日に開かれる。県内では、全朝教のほか、神奈川民闘連も、川崎市や相模原市に対し、同様の要望書を提出した [881206A 神]。

91年には次のような記事が出た。「都道府県や指定市では、一般事務や技術職系を中心に国籍条項が存在する。しかし、事務職以外の専門職などについては、門戸を開放しているところは多い」。川崎市では一部採用枠で保母や栄養士などに8人が採用されている。大阪

市は5月20日、外国人採用の門戸拡大を断念した。川崎市では国籍条項撤廃を求めて「市職員組合が毎年、組合決議をし、在日韓国・朝鮮人ら外国人市民の団体からも要望書が出ていた」〔910524A〕。

その中、川崎市外国人施策研究委員会（座長、江橋崇・法政大教授）は91年5月24日、在日韓国・朝鮮人ら定住外国人の採用について「国籍条項」を即時全面撤廃するよう提言する報告書を、高橋市長あてに提出した。自治省公務員課長は「当然の法理」の「枠内で判断せざるを得ない」と述べた〔910525A〕。神奈川民闘連（裴重度、三浦泰一代表）は川崎市に「イニシアチブをとって取り組んでほしい」と期待を寄せた。川崎市労連委員長は「今後、早期実現のためにわれわれも働きかけていきたい」と話した。神奈川県市町村課の調べでは、県内の市町村で、一般事務職に関し国籍条項を設けていないのは、平塚市や南足柄市など15市町村、全国的にも少なくない。これに対し、「国は『職種によっては撤廃を指導している』（自治省）としながらも、『当然の法理』を根拠に、一般事務・技術職では外国人採用は認められない、との立場を崩していない。川崎市幹部の中には『国の方針に造反すれば陰に陽にイジメがあるから』と、全面撤廃に踏み切れない背景について本音を漏らす人もいる」〔910525A 神〕。

在日韓国・朝鮮人ら定住外国人を一般事務・技術職などで採用する上で障害となっている「国籍条項」問題が7月3日の川崎市議会本会議の代表質問で取り上げられた。森博総務局長は「国の指導や他の政令指定都市の動向を見ながら引き続き検討するが、現時点での撤廃は難しい」との見方を示した。「川崎市外国人施策研究委員会の報告書は、(1)政府は国籍要件の最大の根拠として『当然の法理』を挙げてきたが、法的根拠はない(2)外国人市民の就職差別は深刻であり、国籍要件撤廃が悪循環を断ち切る有効な方策になる、などの点を挙げて、撤廃を提言した」〔910704A 神〕。また、「国籍条項」問題が、7月15日の川崎市議会本会議でも取り上げられ、高橋市長は「条項の撤廃へ向け積極的に検討していく姿勢を示した」。飯塚正良議員（社会）が「当然の法理」に触れて、「地方公務員法13条の内外人平等を旨とする精神に照らして、この法理はあまりに人権無視ではないか」と質問していた〔910716A 神〕。

神奈川民闘連は92年2月20日に「国籍条項」の早期撤廃を求めた高橋川崎市長宛での要望書を市民局長に手渡した。要望書は「(1)市職員の採用にあたってすべての国籍条項を撤廃すること(2)転任試験に国籍条項を導入しないこと(3)民族差別の解消に向けた市職員研修などを早期に実現すること、の3点について、市長の回答を求めている」〔920221A 神〕。川崎市職員労働組合は3月16日、「国籍条項」の早期撤廃を求める申し入れ書を、高橋市長と市人事委員会委員長に提出する。申し入れ書は「(1)新年度の市職員新規採用募集に際しても、国籍による差別をしない対応をとること(2)保母や栄養士など一部採用枠が認められている職種については、国籍要件を問わない旨の記載を明確にし、ポスターなどで啓発を徹底すること、などを要望している」〔920316A 神〕。

その中、横浜市の在日韓国人金明夫が4月1日、一般事務職として神奈川県逗子市職員

に採用された。神奈川県民闘連によれば「一般事務職で、在日外国人が自治体職員に採用されるのは東日本では初めて」。逗子市は91年度、職員採用の「国籍条項」を撤廃した〔920414週刊アエラ〕。

川崎市は5月7日、「人事委員会を開き、来年度の一般職採用にあたって、一部の職種で国籍要件を撤廃することを確認した」〔920508A〕。川崎市は5月16日、「今年度実施する職員採用試験で、一般事務職の中に「経営情報」と「国際」の専門事務職を新設、この職種に限り国籍を問わずに職員を採用することを決めた。同じ方式は大阪、横浜、神戸市が採用を決定しており政令指定都市としては4番目となる」。神奈川県民闘連は「大阪方式が固定して逆に差別を広げることになりかねない」と反対した〔920517A 神〕。高橋川崎市長は5月19日の会見で、「最終的には職員採用試験の国籍条項は全廃になるだろう」と発言した〔920520A 神〕。神奈川県民闘連など3つの市民団体が5月26日、職員採用試験の国籍条項問題に関連して、国籍を問わない「経営情報」「国際」の2つの専門事務職を新設することにした川崎市に対して、「今まで続けてきた話し合いの積み重ねを無視したものだ」として、新設される事務職の再検討などを求める要望書を提出した〔920527A 神〕。川崎市人事委員会は10月28日、「来年度以降の職員採用試験で、大卒を対象とする『舞台芸術』と、高卒対象の『情報処理』の2つの専門事務職を新設、国籍を問わずに職員を採用することを明らかにした」〔921029A 神〕。しかし、「舞台芸術」の受験者に外国籍はいなかった〔930123A 神〕。

「首都圏の自治体で、外国人に事務職の門戸を開く動きが出ている」〔930413Ay〕。自治労の調べで、地方公務員採用試験の国籍条項は回答した全国の1100余の自治体の約3割にこの条項がなかった〔930425A〕。

川崎市の外国人市民施策調査研究委員会は、「市政参加として(1)職員採用における国籍条項を撤廃し、過渡期的に非常勤職員として外国人を積極的に採用(2)非常勤職員を含めた市の外国人職員が、市内の外国人比率約2%となる目標を設定(3)外国人市民の地方参政権取得を国に働きかける」、などを提言した。「在日韓国・朝鮮人のほかに、近年増えてきたアジアや中南米などからの外国人も対象にした」。市は92年2月「各局の課長級を中心に「外国人市民施策連絡調整会議」を組織。外国人市民に対する施策のガイドラインづくりのために、同12月に同委員会に研究などを委託していた。提言を受けて、市は来年3月末までに作り上げる方針だ」。同会議の事務局は同市の国際室である〔930702A 神〕。

「在日韓国・朝鮮人への就職差別をなくすため、川崎市は『「共に働く」職場をめざして』と題した啓発パンフレットを5千部作り、市内の中小企業や労働組合、市民団体などに配り始めた」。『「多文化共生の街づくり」を掲げる市は5月中旬、県内の外国人を対象に、日々の生活や仕事の相談をどこで受けられるかを一覧表にした『外国人の労働生活相談はここです』というパンフレットを配る予定だ〕〔940426A 神〕。

川崎市は、今年度の大卒職員採用試験で、薬剤師の業務のうち、病院で薬を調合する「調剤」で外国籍の人の受験も認めた。一次試験は95年6月25日である〔950519A 神〕。「横



浜市と川崎市は6月14日、今年度の高卒程度職員採用試験で『国際』や『経営』など、専門職の一部に限って受験者の国籍を問わない、と発表した [950615A 神]。

「在日韓国・朝鮮人市民の人権施策」について、神奈川民闘連は川崎市と総合的な交渉を初めて行い、「12月15日夜、教育、福祉、就労など市政全般にわたって川崎市の姿勢を問いただした」 [951216A 神]。

「橋本大二郎・高知県知事は、1996年度県職員採用試験（97年4月採用）の受験資格から、警察官以外は『国籍条項』を撤廃することを決めた」。橋本知事は96年2月2日、「地方が独自に決定できる問題」と述べた。「一般事務職員の国籍条項撤廃は都道府県、政令指定市では初めて」 [960203A]。

「国籍条項」の全面的な撤廃を求め、神奈川民闘連と川崎市職員労働組合が3月12日夕、同市川崎区の市役所前で集いを開いた。市職労は3月11日、高橋市長と市人事委員会に国籍条項を撤廃するよう申入書を提出した [960313A 神]。3月25日に開かれた集会で、市職員の「国籍条項の早期撤廃を申し入れること」などを決議した決議文を神奈川民闘連の金秀一事務局長が26日、市に提出した [960327A 神]。神奈川民闘連は4月26日夜、「撤廃も含めた採用枠拡大を検討している川崎市の人事担当者と交渉した」。自治省との協議経緯などについて、市は神奈川民闘連側に具体的な内容を明らかにしなかった [960427A 神1]。「神奈川人権センター（日高六郎理事長）は26日、外国人の公務員採用を制限する国籍条項を撤廃するよう、県と横浜、川崎市に申し入れた」。センターの金秀一幹事が県と二市に決議文を手渡した [960427A 神2]。

川崎市は4月30日、職員採用試験で「国籍条項」を「消防職を除くすべての職種で撤廃する方針を打ち出した。採用後の昇任では制限を設ける。同日の記者会見で高橋清市長が明らかにした」 [960501A]。「まさに、トップ判断だった」。30日午後3時過ぎ、「市長室に三助役以下、東山総務局長、川副有康人事課長の5人が緊急に集められた。高橋市長は『川崎市の方式はいいと思う。これで行こう』と決断した。記者会見と同じころ、人事課も走った。大阪市で議会への『根回し』が足りなかったことが、断念の一つの要因だったことから、議会への報告準備に取り掛かった」。26日の市と自治省の協議でも、自治省は「任用制限を設ければ、人事管理上、問題が生じる」との立場を変えなかった [960501A 神]。倉田寛之自治相は5月2日、「一般事務職で国籍条項を撤廃することは、適当でない」と述べた [960502Ay]。

川崎市にとって「国籍条項の問題は避けて通れない課題だった。約2万人の定住外国人が暮らし、そのうちおよそ半数が在日韓国・朝鮮人。定住外国人との『共生の街づくり』を掲げ、全国初の外国人市民代表者会議の設置を打ち出すなど、外国人施策について先駆的に取り組んできた」 [960502A 神]。

4月30日午後4時半からの高橋市長の記者会見と同時に、「市長コメント 国籍条項の撤廃について」と題したファクス文章が市議会関係者に送信された。記者会見の後、市の担当者が主だった議員に市長の考えを説明して回った [960504A 神]。川崎市の国籍条項撤

廃表明を受けて、市議会第一委員会で5月10日、初めて議会側への正式な報告があった。委員からは「英断を評価する」などの声が出た一方、「昇任を制限することを疑問とする発言もあったが、明確な『反対』の意思表示はなかった」〔960511A 神〕。「撤廃を阻む壁は、自治省の圧力と日本社会の人権感覚だった」と神奈川県関連の金秀一事務局長はこれまでの道のりを振り返った。「大きな一歩」と評価したが、「あくまで、任用制限など残された問題解決へのステップ」との前提条件を付けた。そして、「行政が門戸を開いたことで、民間企業も就職差別を撤廃せざるを得なくなる」と間接的な影響の大きさを強調した〔960514A 神1〕。

川崎市人事委員会は5月13日、政令指定市で初めて職員採用の国籍条項を撤廃することを決めた〔960514A 神2〕。「国籍条項撤廃＜要旨＞」には「1996年度から実施の市職員採用試験の受験資格に、日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思形成に参画させないとする条件を付し、消防士の区分を除く全区分で、国籍条項を設けない。また、職員の任用（採用、昇任、降任または転任）にあたっては、前記の条件を前提とした人事管理を行うこととする」とあった〔960514A 神3〕。

他の自治体への影響について、静岡市が一般職について国籍条項を「撤廃の考えはない」から「川崎方式」を問い合わせ「静岡市でもどんな職務があるのか調べたい」との姿勢に変わってきた〔960515A 静岡〕。

川崎市は5月17日、今年度の市職員採用試験大卒対象の受験案内・申込書等を配り始めた〔960518A 神〕。

川崎市の国籍条項の撤廃を受け、「日立就職差別裁判」（1974年勝訴）の原告だった朴鐘碩は5月24日、「川崎方式は在日外国人への差別を正当化し、助長、拡大するものだ」として、抗議文と公開質問状を高橋市長宛てに提出した。「入り口を開放しただけでは、差別の本質は何も解決していない」と話し、抗議文では「差別を前提とした、行政からの恩恵的な国籍条項撤廃である」と批判して、「任用制限などを外した完全撤廃」を要求した〔960525A 神〕。さらに、朴鐘碩は6月10日、「高橋清市長に対して、国籍条項の完全撤廃を国に働きかけていくことなどを求める要望書を提出した」。これは5月末の公開質問状に対して、高橋市長が6月7日付で「より多くの市民の皆様にご理解いただけるような現実的な対応を模索し尽くした結果」と回答したことを踏まえた〔960611A 神〕。

川崎市人事委員会は9月12日、大卒職員採用試験の最終合格者174人を発表した。外国人は、「中国・台湾」が1人、「韓国・朝鮮」が5人受験して、韓国人1人が一次試験に合格したが、最終合格者は出なかった〔960913A 神〕。

「外国人市民代表者会議」の条例案が10月1日、「川崎市議会」で全会一致で可決された。大阪市のように外国人施策の諮問機関を要綱で設置している自治体はあるが、メンバーが全員外国人で、条例による設置は全国初めて。市は12月中にも初の代表者会議を開く〔961002A〕。

川崎市人事委員会は10月17日、今年度の高卒市職員採用試験の一次合格者127人を発

表した。「韓国人と中国人の計 3 人が受験したが、合格者はいなかった」[961018A 神]。

白川勝彦自治相は 11 月 22 日、「地方公務員一般事務職の採用に日本国籍が必要とした国籍条項をめぐる、外国人の採用は適当でないとしてきたこれまでの自治省の見解を修正し、『(外国人が就けない) 公権力に携わる具体的なポストや人事の方針を自治体が明確に示せば道は開ける。できるだけ外国人の任用の機会を広げたい』と述べ、外国人の採用を条件付きで容認する考えを明らかにした。「新たな見解は事実上、『川崎方式』を追認した形だ」[961122Ay]。白川自治相の新しい見解をきっかけに「神戸市、神奈川県、横浜市が相次いで川崎方式による撤廃を決め、大阪府、滋賀県が撤廃の検討を表明した」。11 月 22 日の白川自治相の談話要旨は「(1)公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍が必要という基本原則は地方公務員の場合も同様(2)しかし、どのような職種が具体的にそれに該当するかどうかはそれぞれの地方自治体で責任を持って適切に判断すること(3)一般事務職で国籍要件をはずすことはいろいろ支障も生ずる可能性もあるが、運用面で工夫し適切な措置を講じれば解決の道が開かれる(4)外国人の採用機会拡大に努力いただきたい」ということであった [970125A]。

川崎市は 97 年 4 月 24 日、「外国籍職員の任用に関する運用規程」を発表した。「全職務を分析し、(1)職務に就けるのは税の徴収など 182 の職務以外(2)昇任は決済権限のないスタッフ職の局部課長級 256 ポスト——と具体的な運用基準を示した」。高橋市長は「自治体としてできるのは、これが限界ではないか。これ以上の前進は、国が法律で定めてもらわないと難しい」と話した。一方、市民団体は「むしろ民族差別を固定化させるものだ」と反発した。国籍条項の完全撤廃を求めている朴鐘碩は「182 の職種を、なぜ国籍で制限するのか、理解できない。差別、偏見があらわだ」と言い、神奈川民闘連の金秀一事務局長は「これを作るのに、何 10 時間も残業したのだろうか、税金の無駄遣いだ。古い考え方で問題をとらえることが前面に出ており、ガッカリした」と話した [970425A 神]。

地方公務員の国籍条項について、「朝日新聞が 47 都道府県と 12 の政令指定都市を対象に調査した結果、政令指定都市以上の自治体として初めて撤廃した川崎市に続く形で、97 年度の採用試験から神奈川県、高知県、横浜市、大阪市、神戸市の 5 自治体が新たに条件付きで外国人に門戸を開く。さらに大阪府、滋賀県、仙台市も条件付き撤廃を検討しており、『川崎方式』での撤廃の流れが定着しつつある」[970601A]。

川崎市が 9 月 4 日、一般行政職の「事務職」で初めて外国籍の 3 人の合格を決めた。神奈川民闘連の金秀一事務局長は、「採用されること自体は喜ばしい。いままでは現業職だけだったが、今回の合格者は政策の企画立案にも参加できる。外国人採用の問題は、新たなステージに入った。日本という国の国際化が求められている中で、役所の中も国際化していかなければならない」と話した。川崎市外国人市民代表者会議の李仁夏委員長は「一般職にまで踏み込んで門戸を開放し、3 人が合格したことは喜ばしく、一歩前進と思う。しかし、ライン職にはつけないという最初からの差別が内包されていることを忘れてはならず、今後克服していかななくてはならない大きな課題だ」と話した [970904Ay]。

## 6. 国籍条項撤廃についての川崎市議会定例会

1996年4月30日に、高橋清市長が川崎市職員採用において任用制限付きで国籍条項の撤廃を表明し、5月13日の川崎市人事委員会でそれが決定した後に開催された6月の「平成8年第2回川崎市議会定例会」の議事録から、「川崎方式」とされるこの任用制限付き国籍条項撤廃について見て行く。

「平成8年第2回川崎市議会定例会 会議録第1408号」によれば、96年6月13日の「平成8年第2回川崎市議会定例会」で、川崎市の職員採用における国籍条項の撤廃について次のような質問があった。

自由民主党川崎市議団を代表して、矢沢博孝議員が次のような質問を行った。5月13日、川崎市人事委員会が「平成8年度から実施する一般事務職の採用試験の受験資格について、一部の制限を設けながら国籍条項を撤廃すると発表をした」。これに関して「公務員に関する当然の法理」が地方公務員にまで及ぶかどうかについて、現在もその統一的な見解が明確にされていない。そうした中において発表された本市の国籍条項撤廃について何点か伺いたい。

- ・外国国籍で採用された一般事務職の職員は各職場を数多く経験するゼネラリストとしての昇進が期待される。その際の「公権力の行使を伴う職場への配置」や「課長職等への登用制限」についてはどうか。
- ・神奈川県と横浜市は慎重に検討を要するという見解を示したが、そこでの課題等は何か。さらに、高知県や大阪市などが後退した状況の中で、何故本市が撤廃を決定したのか。
- ・日本と国交を回復していない国及び地域の国籍を有する外国人にも適用されるのか。
- ・職員の採用等の問題については人事委員会の専管事項であるが、人事委員会の主な職務内容とその権限について明らかにすること。
- ・国籍条項の撤廃に関連する法的な整備を急ぐ必要があるが、市長はどのように運動を模索していくのか。
- ・いわゆる川崎方式において、職員の20%の範囲、また3509の職務のうち182職務が公権力の行使に当たるとしているが、そこに至った経過および公権力の行使に該当する代表的な職務を示してほしい。また、外国籍の職員の運用規程の骨格はどうか。
- ・既にいる外国籍職員の転任に伴う取り扱いは今後どうなるか。

これらに対して、高橋清市長は次のように答えた。

- ・「川崎方式」は、「当然の法理」を前提とし、「外国籍の職員を市全体の総合的な人事管理システムの中に取り入れて任用管理するもの」である。管理職への登用は「公権力の行使及び公の意思形成に抵触しない範囲内」で取り扱い、「管理職の任用は、原則として、スタッフ職の課長級である主幹までとする」。「公権力等に抵触しない職域が約80%で、約6700人の職員が配属されている」ことや、「実務的に専決権を有しない課長職以上の職位がある程度のポスト数として見込まれる」。外国籍の職員も全職員のジョブ

ローテーションの中に位置づけるとともに、運用管理規程を明確に定めて配属や人事異動および昇任などを行うので、任用管理上の問題はない。

- ・「地方公務員法第 31 条の規定に基づく服務の宣誓により、本市職員は、公共に対するロイヤリティ、すなわち忠誠心が課せられておりまして、たとえ外国籍の職員であっても公務員の全体の奉仕者としての地位と責任を厳正に行うものとしなければならない」。これは、「相手国の状況のいかんにかかわらず全体の奉仕者として適正な職務執行を法制上担保するもので」、問題はない。
- ・国籍条項問題は大阪市や横浜市と連携し、高知県へは職員を調査に派遣し、それぞれの団体と協議を重ねてきた。そこで、他の自治体とともに前に進めていきたい。
- ・現状、「公権力の行使及び公の意思形成についての国の明確な判断基準」が示されていなく、79 年及び 82 年の国会答弁でも、「その判断は、具体的には地方公共団体においてなされるべきものである」とされている。そのため、職員採用の国籍条項について、「川崎市の実情に即した弾力的な判断が可能と考えた」。国の法体系の整備については、国が「川崎方式」を前進させるような立法措置を願いたい。

さらに、人事委員会本宮富賢事務局長は次のように答えた。

- ・人事委員会の主な職務内容は地方公務員法第 8 条に規定され、「人事行政に関する事項について調査、研究、立案等」を行う。同法第 6 条に規定される「任命権者からは独立した機関」であり、同法第 19 条に規定する「採用試験における受験資格を定めることができる権限を有する機関」である。
- ・人事委員会では、国籍条項について調査、研究を 10 年近く続け、市の職務分析などを検討した結果、「本市の職員規模を前提とすれば、日本国籍を有しない職員を当然の法理に抵触しない範囲で任用すること、及びその任用管理において公正妥当な運用を図っていくことは十分可能であると判断した」。
- ・転任試験でも「すべての区分で日本国籍を有しない人の受験が可能」となり、合格をした職員の任用では「公務員の当然の法理の範囲内において人事管理を行うこととなる」。

以下の他の議員の質問と市の回答は上記の矢沢議員の場合と重複しない範囲で示す。

本間悦雄議員は公明市議団を代表して、国籍条項の撤廃について、「国際政策のガイドラインづくりのための提言には、市の職員数のうち 2%程度は外国人であることが望ましい」とあるが、この目標設定をどう考えているのか、今後の自治省への協議はどう進めるのかなどを質問した。これに対して、市長は次のように答えた。この「国際政策のガイドラインづくりのための提言」には外国人市民施策のあり方について 53 項目にわたる分野の提言があった。提言を尊重して、「外国人市民の声を反映できるシステムとして外国人市民代表者会議の設置について調査研究」をしてきた。また、提言の中に「非常勤を含めた外国人職員の比率を約 2%とすることが望ましい」とあり、これを外国人の職員採用の際の参考としたい。また、自治省から、公権力の行使などに抵触しないとしても、そのような任用管理自体に問題があるとの指摘があった。「川崎方式の考え方は、公務員における当然の法理を踏まえた

もので、「配属や昇任などの任用管理について実例的な検証を進めながら、運用規程を明確化する中」で自治省と粘り強く協議したい。

佐藤忠議員は社会民主党川崎市議団を代表して、次のように質問した。5月16日の東京地裁における東京都保健婦任用試験判決をどう受けとめるか。そして、今年度の外国籍の人の応募者数とこれについての評価はどうか。これに対して、市長は次のように答えた。東京地裁の判決では「直接的に国の統治作用に関わっているものと認められる場合だけでなく、公権力の行使あるいは公の意思形成に参画することによって間接的に国の統治作用に関わっていると認められる場合にも、憲法は、外国人がこのような職責を有する公務員に就任することを保障しない」となっている。この判決の趣旨は「管理職への登用につきましては、公権力の行使や公の意思形成の参画に抵触しない範囲内での任用とする本市の考え方と整合する側面もあるもの」と考える。また、本宮富賢人事委員会事務局長は「今年度は、消防士の区分を除く全区分の国籍条項を撤廃した結果」、7人の外国籍の人が大学卒採用試験に応募している。これは「川崎市が広く理解された結果ではないか」と答えた。

「平成8年第2回川崎市議会定例会 会議録第1409号」によれば、96年6月14日の「平成8年第2回川崎市議会定例会」で、川崎市の職員採用における国籍条項の撤廃について次のような質問があった。

新進党川崎市議団を代表して、柏木雅章議員が次のように質問した。国籍条項撤廃について、高知県や大阪市と調整をすると「仄聞」していたが、なぜ川崎市がトップを切ったのか。また、定住外国人が帰化をするのに難しい問題点や、定住外国人とはどのような人なのか。国籍条項撤廃に当たって約3500の事務事業を調査し、「地方自治体の仕事の80%がサービスで、公権力の行使に当たるのは20%にすぎない」と言われているが、その数字を示してほしい。また、「東京都を相手取った在日韓国人二世のチョン・ヒャン・ギョンさんの裁判が東京地裁より却下」されたが、川崎市の管理職登用制限について今後どう対応するのか。これに対して、市長は、川崎市だけが先行するのではなく、他の自治体とも一緒に国籍条項問題を前へ進めたいとの思いがあったが、各自治体にはそれぞれの事情があった。川崎市には、重要施策として「共生の街づくり」があり、92年以来、「新しい職域の設置」など具体的な取り組みも行ってきた。また、在日韓国・朝鮮人を初め、約19500人の外国籍の人が川崎市に居住している。そして、外国人市民代表者会議のモデル会議の開催や、4月2日には同会議の調査研究報告書を答申として提出してもらった。これら様々な観点から思慮して「国籍条項撤廃」に踏み切った。管理職への登用の制限については、「当然の法理」を前提とし、「公の意思形成の参画に携わる職は、川崎市事務決裁規程に基づいて実務的に専決権を有するラインの課長職以上」と考えている。次に、東山芳孝総務局長が次のように答えた。外国籍の人の帰化の手続については、「国籍法第5条に定住要件、年齢要件及び素行や生活能力など一定の許可条件」が定められており、個々の事例に基づき、法務大臣が判断する。また、申請から許可までの期間は、概ね1年から2年程度を要する。定住外国人という用語は法令上の明確な定義はなく、一般的には長期間にわたり日本に居住している人を指

す。例えば、外国人登録事務では、定住者あるいは永住者という用語を使用し、出入国管理及び難民認定法（いわゆる入管法）によって、定住者とは、法務大臣が6ヵ月、1年及び3年のいずれかの一定の期間を指定して日本への居住を認めている人である。また、永住者とは、法務大臣が日本での永住を認めている人を言う。したがって、川崎市の外国籍の人の受験資格は「外国人登録法による外国人登録がなされており、かつ、出入国管理及び難民認定法に基づいた永住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づいた特別永住者とする」。また、川崎市は「基礎調査として、地方自治法に定められた地方公共団体が処理すべき事務の分析などの作業を行いまして、最終的には、命令・処分等を通じて、対象となる市民の意思にかかわらず権利・自由を制限することとなる職務を、本市の公権力の行使にかかわる職務の判断基準と定めた」。この基準に基づき、川崎市の3509の職務を照合し分析した結果、公権力の行使に該当する182の職務を抽出した。管理職を除き、この182の職務に従事する職員が約1200人おり、職員全体である約6330人に対して約19%となった。

神奈川ネットワーク運動川崎市議団を代表して、千葉美佐子議員が次のように質問した。明確な根拠もない「当然の法理」を判断基準として認めると、完全撤廃に向けてブレーキにならないのかと危惧している。また、川崎市外国人市民代表者会議調査研究会から答申が出されており、市長が外国人との共生の街づくりを進めようとする姿勢を支持している。一方、「当然の法理」を肯定した今回の国籍条項の撤廃との整合性をどのように考えていけばよいのか。これに対して、市長は次のように答えた。国籍条項問題は、少しでも前進させようとの思いで、取り組みを進めてきた。「最終的には川崎市の実情に即した弾力的な判断が可能と考え、より多くの市民の皆様にご理解いただけるような現実的な対応を模索し尽くした結果、決断をした」。川崎市の人口の約1.7%が外国人市民であり、「共生の街づくりを担っていただくパートナー」である。「その意味から、国籍条項の撤廃も外国人市民代表者会議の設置も、現実的な地方自治への参加の方法として整合は図られる」。

市民同志会議員団を代表して、増淵榮一議員が次のように質問した。4月30日、市長は、川崎市は職員採用に当たり、消防職を除く全職種の国籍条項を撤廃したい旨、表明した。そして、5月13日、人事委員会が国籍条項撤廃を決定した。そこで、この国籍条項撤廃の前提となるいわゆる川崎方式とはなにか。これに対して、市長は、川崎方式とは、「当然の法理を前提とする自治省の考え方に配慮しながら、公権力の行使及び公の意思形成の参画に抵触しない範囲内で、外国籍の職員の配属や人事異動及び昇任などについての運用規程を明確にした中での任用管理をするもの」であると答えた。さらに、増淵議員は、いわゆる川崎方式を生み出した当局（総務局、人事委員会等）が市長の決断を支えたことに対して「心からの敬意とエール」を送りたいと評価するとともに、昨日と今日の議会で「反対だという声」は聞けなかったと述べた。

以上のように、96年6月の「平成8年第2回川崎市議会定例会」の議事録から、「川崎方式」とされる任用制限付き国籍条項撤廃について見て来た。議事録によれば、この「川崎方

式」は、川崎市議会、すなわち川崎市議会議員からの理解が得られていた。また、市長が「より多くの市民の皆様にご理解いただけるような現実的な対応を模索し尽くした結果、決断をした」と言っているように、川崎市は市民の理解も得られるように考慮しながら作業を進め、川崎市職員採用において任用制限付きながらも国籍条項撤廃を実現させた。

## 7. 全国民関連の解散と神奈川民関連の再出発

まず、兵庫在日外国人 인권協会副代表仲原良二の講演内容から、1990年から全国民関連が解散するまでの経緯を示す。仲原は2013年6月1日の講演「兵庫民関連の38年間の歴史を語る①—全国民関連」で次のように述べている。

第16回全国交流集会(90.11.23~25)は神戸で行われた。「大沼保昭さんの事件」というのがあって、大沼は「グリーン車の指定しか乗ら」なかったので、「新幹線のチケットを送ると、それを送り返してきて、それには『運動が学者に頼りすぎている、甘えている、民関連とは一緒にやらない』などと書いた手紙も添えられていた」。集会では、大沼の代わりに李仁夏が代役を務めた。この失態に、大阪の徐正禹は「組織改革をする必要があるのではないかなどの意見」を出し、組織改革委員会が作られた。そこでは「各地の民関連の連合体ではなく、一本の組織である全国民関連を作る」ということだったが、「結局は中身がよく分からない」。

第1回組織改革委員会(1991.06.30)が川崎で行われ、第4回組織改革委員会(1992.07.07)は神戸で行われた。この後に、組織改革委員会のメンバーだった梁泰昊が「やり方がおかしい」といって辞任した。第5回組織改革委員会(1992.10.06)が大阪で行われ、「研究集会と交流集会を分ける、1日目と2日目は研究集会、3日目は交流集会とする。それと綱領、全国民関連規約というのをつくる」ということになり、これが第18回全国交流集会(1993.02.13~14、高槻)で承認された。そして、仲原と川崎の「三浦太一」(高校教員)が日本人の副代表に就いた。

132回全国代表者会議(1995.10.01、大阪)において、民関連という名前は止め、朝鮮人の方は「在日コリアン人権協会」、日本人の方は「多文化共生フォーラム」に組織変更したらどうかという話になった。そして、裴重度が会長を辞任した(1995.10.09)。解散集会となった第21回大会(1995.10.15大阪)において、李敬宰および金宗濤が辞任した。その後、東京での研究集会はあったが、民関連の交流集会は開催されなかった。兵庫では「在日コリアン人権協会・兵庫」という組織を作り、独立して出発した[仲原2015:243-244]。

一方の神奈川民関連でも95年以来、全国民関連の解散に関連して組織の改革論議を行っていた。「神奈川民関連事務局だより4」(1996)では、神奈川民関連の改革論議について、次のように述べている。神奈川民関連は95年の「全国民関連大会以降、在日コリアン人権協会の参加を凍結した私達は、改革プロジェクトチームを発足させ、拡大幹事会を開き、神奈川で独自に改革論議を行ってきました。神奈川の地でいかに民族差別と闘い、在日と日本人の共生社会を実現させていくのかという観点で議論を進めています」といい、96年6月



20日に拡大幹事会を開くので参加されたいとある〔神奈川県民センターだより 4(1996)〕。

そして、神奈川県民闘連は、9月1日に、新たに「神奈川県民闘連ニュース」の第1号を発行し、そこに第9回神奈川県民闘連総会報告を載せた。この総会で、神奈川県民闘連は次のように再出発することになった。

6月30日、神奈川県民闘連の第9回総会が神奈川県民センターで開催され、約70名の会員が参加した。総会で、「1995年の活動報告と1996年度の活動方針、役員体制、組織改革」などを話し合った。組織改革については、「改革プロジェクト、拡大幹事会での議論」が幹事会によって報告された。それは、この8年間で、神奈川県民闘連の「闘いに結集する裾野」が広がり、闘う課題も拡大してきたが、「運動と地域での取り組みが遊離するようになった」。そのため、「新たなネットワークの創造」と「地域活動を基調とする在日の結集」が提起された。また、「すべての会員に開かれた幹事会、ニュース機能の強化などといった民主的な組織運営・事務局体制の強化についての具体的な方策も提起された」。そして、以下で述べる約1時間の議論の後、『ゆるやかなネットワーク』として組織を再スタートさせること、『在日コリアン人権協会』へは移行しないことが確認された。総会の主な議論において、幹事会からの説明は次のとおりである。

旧民闘連は消滅し、組織は分裂した。在日コリアン人権協会とは敵対関係はなく、個人レベルの加入は妨げない。個別の課題では関係も考えていく。全国組織を作ることは考えていない。「当事者だけの団体であり、地域活動に基盤を置かないという姿勢の在日コリアン人権協会との間には違いがある」〔神奈川県民闘連ニュース 1(1996) : 3〕。

以下の文章は、この件についての総会資料抜粋「神奈川における民闘連改革議論のまとめ」の一部である。

全国民闘連の組織解散が強行され、「KJ 人権協会」が全国民闘連の発展新組織としてスタートしています。従来、全国民闘連と神奈川県民闘連との組織的關係は、93年高槻大会以降、地方民闘連としての主体性を確保しつつも、全国課題、全国組織との共闘關係については、その下部組織として機能してきました。しかし、今回の神奈川の改革論議は、市民運動主義、地域運動主義を掲げた「ゆるやかなネットワーク」として組織を再スタートさせる方向性を確認しました。したがって、組織として「KJ 人権協会」には移行しないことを確認します。また、全国レベルの個別課題の取り組みや他地域との交流について、積極的にすすめ、闘う裾野の広がりを追求します〔神奈川県民闘連ニュース 1(1996) : 4〕。

なお、神奈川県民闘連の新役員・事務局の体制は、代表が金宗潔および大石文雄、事務局長が金秀一であり、顧問に李仁夏、関田廣雄、平林久枝、裏重度および三浦泰一が就任した〔神奈川県民闘連ニュース 1(1996) : 6〕。

## 8. 本章のまとめ

1980年代、青丘社が中心となって川崎市と交渉して、86年に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」の制定、88年に青丘社が運営する「川崎市ふれあい館」の開館を果たした。ただし、川崎市ふれあい館の建設に当たっては、建設地周辺住民の反対運動にあった。反対住民は青丘社との直接的な接触を望まず、川崎市と交渉することになった。元々、川崎市は「川崎市ふれあい館」の建設案作成を、周辺の住民を入れずに青丘社だけとプロジェクトを組んで進めていた。これは「行政行動」の失敗であり、岩渕英之が述べているように川崎市にとって1つの教訓となった。また、岩渕は韓国・朝鮮人に対する日本人の差別、偏見に根強いものがあるという認識を得た。反対住民は最後に、市と妥協案で合意することになったが、その要因は「チラシや新聞記事」による世論形成と、学校における「ふれあい教育」という教育実践であった。この結果、川崎市（行政）は世論形成の重要性を強く認識するようになったものと思われる。また、この反対運動には川崎では青丘社が中心となって行われた「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」も影響<sup>142</sup>していた。この指紋押捺制度に関連して、川崎市は、第5章で述べたように、国との間に対抗関係が生まれ、その解消に苦勞した経験があった。

これらのような経験や教訓から、川崎市は神奈川民闘連からの川崎市職員採用の国籍条項撤廃要求に対して、「当然の法理」を掲げる国への対応、世論形成や他の自治体の動向など、慎重に対処することになった。

また、89年の青丘社資料によれば、青丘社は、①李仁夏、裴重度、李相鎬などのリーダーの下、「在日」や民族差別の問題などについての相談対応を行い（いわゆる、駆け込み寺機能）、また、神奈川民闘連と一体となって民族差別との闘いを継続する一方、②保育園経営をしながら、川崎市からの受託者として、「こども文化センター」という地域の児童館運営と、「ふれあい館」における「多文化共生教育」の運営という、①と②の側面を持つことになった。

②については、まさに、川崎市と青丘社が、教育基本方針制定と川崎市ふれあい館建設の交渉を経て、「協働」ないし「共生」の関係を構築したことになる。これが、金侖貞が提示した「川崎実践のメカニズム」、つまり、川崎市とは「1980年代の交渉を通して行政との協働関係を構築」し、「実践の積み重ねの上に『多文化共生教育』の土台が形成され」ることになったことを意味している。

次に、神奈川民闘連の設立の経緯に移る。75年に発足した関東民闘連が運動体としての機能がなくなったことから、88年に、新たに神奈川民闘連が発足した。それにあたり、「民

---

<sup>142</sup>「川崎市ふれあい館」の建設・運営案である「(仮称)桜本ふれあい社会館にかかわる討議経過のまとめ」(試案)が85年8月に作成されたが、第5章で示したように、この時期は、この年の5月に青丘社の李相鎬主事が逮捕され、指紋押捺反対運動が青丘社を中心として盛り上がりを見せていた。そのため、本章第2節で示したように、建設地周辺反対住民は、「青丘社の人々は過激すぎる。このような人々にこども文化センターやふれあい館を任せたら、それは彼らの活動の拠点になってしまう。子どもたちの健全育成などとても考えられないし、日本人市民も出入りできなくなってしまう」[星野 2005 : 160]という懸念を反対理由の1つとしていた。

「關連の3大原則」を踏まえながら、「共に生きる社会」の実現を目標に据えた。その時、神奈川民關連の呼びかけ人の一人李仁夏は『共に生きる』とは、美しい友情を産み出す運動である」と言い、もう一人の呼びかけ人である梶村秀樹は神奈川民關連に「NGOとしての初心」を忘れずに、「共に生きることをめざす課題を共有」することを求めた。そこには、70年代に民關連や青丘社などで言われていた「民族差別と闘う砦」という言葉は見られない。

神奈川民關連の設立に当たり、「公務員採用の国籍条項撤廃を求める運動」を最重要課題に挙げた。この運動は神奈川県に「要望書」を提出することで、神奈川民關連の発足直後の88年5月に始まったが、さらに、7月には、政令指定都市である川崎市に「要望書」を提出した。そして、川崎市と始まった交渉は、88年から96年までという約8年を経て、都道府県・政令指定都市の中で初めて、任用制限付きながら川崎市職員採用における国籍条項撤廃に至ることになった。そこでは、神奈川民關連と川崎市職労が川崎市の国籍条項撤廃運動でも、「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」と同様に共闘を行った。

川崎市では、国籍条項の撤廃をしようとした時に、最大の障害になったのは、「当然の法理」を根拠にした国（自治省）の反対であった。これに対応するために、高橋清市長のリーダーシップの下で、川崎市は全職務を分析するなど、実態調査を行うことによって、96年に「川崎方式」と言われる、任用制限付き国籍条項撤廃に踏み切った。なお、この「川崎方式」および「自治省の反対」などについては、96年6月の「平成8年第2回川崎市議会定例会」の会議録で確認した。

これに対して、日立就職裁判の原告であった朴鐘碩は、「差別を前提とした、行政からの恩恵的な国籍条項撤廃である」と批判し、国籍条項の「完全撤廃」を要求するという原則的な立場を取った。一方、神奈川民關連は「国籍条項の全面的な撤廃」という目標を持ちながら、川崎市の決定に対して、「大きな一歩」、「問題解決へのステップ」、「この現状で行える川崎市の最大限の努力」と一定の評価を行った。そして、97年には、川崎市の一般行政職の「事務職」で初めて外国籍の3人が合格した。

前章で見て来た伊藤三郎前市長の指紋押捺拒否者不告発宣言と同様に、高橋市長は「川崎方式」による国籍条項撤廃を国と対立しながら、都道府県・政令指定都市として初めて決断し、他の地方自治体に大きな影響を与えることになった。その後、国（自治省）も「川崎方式」を追認することになった。

高橋市長は「市民の納得を得ながら、少しずつ進めていく。そうしないと反発がすごい」。また、「外国人市民代表者会議も、国籍条項の撤廃も、議会をはじめ市民にも納得していただけましたし、今後もそうした考えをもとに進めていきたい」と述べた。江橋崇は「市民の圧倒的な支持」と「市議会の納得」があったと述べた。なお、これらは96年6月の「平成8年第2回川崎市議会定例会」の会議録でも裏付けられた。ここに、川崎市が進める「多文化共生」づくりの一端が表れている。

また、この高橋市政において、定住外国人の市政参加の一環として、「川崎市外国人市民

代表者会議」の条例案が96年10月1日に市議会で全会一致で可決された。そして、12月に初の川崎市外国人市民代表者会議が開かれ、李仁夏が同会議の委員長に就任した。この「川崎市外国人市民代表者会議」については、次章で取り上げる。

第7節では「全国民闘連の解散と神奈川民闘連の再出発」を取り上げた。日立闘争の勝利の後、日立闘争を支援する「朴君を囲む会」の川崎のメンバーが中心となって立ち上げた全国民闘連が95年になって解散した。そして、全国民闘連のような「各地の民闘連の連合体」ではなく、一つの「在日コリアン人権協会」が立ち上がった。神奈川民闘連は93年の第18回全国民闘連交流集会（高槻）以来、全国民闘連の下部組織という位置づけであった。そして、全国民闘連が解散となった95年の「全国民闘連大会」以降、神奈川民闘連は在日コリアン人権協会への参加を凍結し、「改革プロジェクトチーム」等によって、改革議論を進めてきた。その結果、「在日コリアン人権協会」へは移行しないことを決め、96年6月の神奈川民闘連の第9回総会で、神奈川民闘連は独立した組織として再出発することになった。

これについて、ここで若干説明を加える。序章で示したように、水野・文京(2015)は民闘連が「ネットワーク型の緩やかな連合組織」であると述べた。また、第3章第3節で示したように、78年の第4回民闘連全国交流集会で確認された民闘連の3原則は以下の通りであった。

- ①在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- ②在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- ③在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと。

また、本章第3節で示したように、88年の神奈川民闘連結成時の3原則も①と②は78年と同じで、③も次の通りであるため、78年の3原則と基本的には変わっていない。

- ③在日韓国・朝鮮人と日本人が双方の人間解放にむけて共闘する。

そして、以上の民闘連の3原則の「実践、交流、共闘を軸とした民闘連運動の願いは、『共に生きる社会』の実現に他ならない」として、神奈川でも「民族差別をなくすために取り組んでいる人々のネットワークを作り、この課題をより広く深く推進していきたいと思い、昨年より神奈川民闘連の結成が準備されてきた」とあった。

ところが、本章第7節で示したように、93年になって、全国民闘連が「ネットワーク型の緩やかな連合組織」ではなくなり、神奈川民闘連は全国民闘連の下部組織との位置づけとなった。また、95年に全国民闘連が解散して在日コリアン人権協会が設立されることになるが、その後、交流集会が開催されなくなった。さらに、在日コリアン人権協会では、当事者（在日韓国・朝鮮人）だけの団体であり、地域活動に基盤を置かないという姿勢であった。つまり、在日コリアン人権協会は、「ネットワーク型の緩やかな連合組織」ではなくなり、また、生活現実をふまえた（地域）実践、各地の交流、在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘、という「民闘連3原則」も確保されなくなった。そのため、「神奈川の地でいかに民族差別と闘い、在日と日本人の共生社会を実現させていくのか」という観点で議論を進めた結果、

神奈川民闘連は、従来からの民闘連の理念（共に生きる社会の実現を目指し、民闘連 3 原則を踏まえた運動）を引き継ぎ、「市民運動主義、地域運動主義を掲げた『ゆるやかなネットワーク』として組織を再スタートさせる」ことになった。

#### [参照新聞記事]

左側の数字とアルファベットは記事が掲載された新聞を表す。最初の数字が西暦の年月日、次の大文字のアルファベットが新聞社を示す（A：朝日）。さらに、大文字のアルファベットの次に小文字の（y）が有れば夕刊であり、無ければ朝刊である。例えば、970904Ay は 1997 年 9 月 4 日の朝日新聞夕刊を示す。ここでは、朝日新聞の神奈川版が多く見られるので、例えば、1988 年 08 月 23 日の朝日新聞の神奈川版は 880823A 神とする。

- 880304Ay 「指紋押捺拒否の李被告に罰金 1 万円 告発なし初のケース」
- 880823A 神 「川崎市職員の採用、国籍条項の撤廃を 全朝教が要望書提出」
- 881206A 神 「市職員の国籍条項、撤廃目指して市民集会 7 日、横浜で開催」
- 910524A 「『国籍条項全廃を』 川崎市の外国人職員採用、きょう報告書」
- 910525A 「国籍条項撤廃へ市研究委が報告書提出 川崎市」
- 910525A 神 「門戸開放に高まる期待 市職員採用『国籍条項』撤廃の報告書 川崎」
- 910704A 神 「国籍条項『現時点の撤廃困難』川崎市、施策委の提言は重視」
- 910716A 神 「高橋市長、撤廃に積極姿勢 市職員採用の『国籍条項』 川崎」
- 920221A 神 「市職員採用の『国籍条項』撤廃求め要望書 『連絡協』が川崎市に提出」
- 920316A 神 「国籍条項撤廃を市職労が要望 きょう市長に申し入れ 川崎」
- 920414 週刊アエラ 「在日韓国人が合格し逗子市職員に（先週今週・就職）」
- 920508A 「国籍要件を撤廃へ 川崎市の一般職の一部」
- 920517A 神 「川崎市、職員採用の国籍条項を一部撤廃 92 年度試験から」
- 920520A 神 「職員採用の国籍条項、高橋市長が全廃の方針 川崎市」
- 920527A 神 「『他市に追随』 国籍条項で 3 団体、再検討を要望 川崎」
- 921029A 神 「国籍問わない職種を拡大 『舞台芸術』『情報処理』職員採用で川崎市」
- 930123A 神 「外国籍者、舞台芸術は受験もなし 川崎の専門職新設に限界？／神奈川」
- 930413Ay 「公務員採用、外国人へ門戸広がる 首都圏自治体で国籍条項の撤廃進む」
- 930425A 「地方公務員採用で『国籍条項』3 割が撤廃 約千自治体自治労調査」
- 930702A 神 「市職員 2%を外国人に 川崎市がガイドライン作成へ ／神奈川」
- 940426A 神 「在日韓国・朝鮮人の就職差別を無くそう 川崎市が啓発パンフ／神奈川」
- 950519A 神 「『国籍不問』一歩前へ 川崎市の今年度大卒職員採用試験／神奈川」
- 950615A 神 「高卒の市職員採用、外国人にも道 一部を開放 川崎・横浜 ／神奈川」
- 951216A 神 「在日韓国・朝鮮人の人権で要望 市に民闘連 ／神奈川」

960203A 「高知県の採用試験、国籍条項撤廃へ 警察官除く 都道府県で初」  
960313A 神 「国籍条項の撤廃を求め集会 市職労と民闘連 川崎 / 神奈川」  
960327A 神 「川崎市職員採用の国籍条項の撤廃求め決議文提出 市民団体 / 神奈川」  
960427A 神 1 「市民団体と交渉、協議内容明かさず 国籍条項撤廃で川崎市 / 神奈川」  
960427A 神 2 「県と市などに国籍条項撤廃申し入れ 神奈川人権センター / 神奈川」  
960501A 「川崎市、国籍条項を撤廃 管理職登用は制限 今年度から市長が方針」  
960501A 神 「消防を除く全職種で実施 川崎市が職員国籍条項撤廃の方針 / 神奈川」  
960502Ay 「川崎市職員採用試験の国籍条項撤廃、『適当でない』 倉田寛之自治相」  
960502A 神 「逆風の中で（決断の舞台裏 国籍条項の撤廃：上） / 神奈川」  
960504A 神 「議会対策（決断の舞台裏 国籍条項の撤廃：下） / 神奈川」  
960511A 神 「『議員の反発』少なく 『国籍条項』で川崎市が議会委報告 / 神奈川」  
960514A 神 1 「門戸開放を最優先 国籍条項、川崎市が撤廃 / 神奈川」  
960514A 神 2 「注目される県や横浜の対応 川崎市の国籍条項撤廃 / 神奈川」  
960514A 神 3 「川崎市人事委の結論 国籍条項撤廃＜要旨＞ / 神奈川」  
960515A 静岡 「国籍条項、8市人事協で論議へ 『川崎方式』に高い関心 / 静岡」  
960518A 神 「募集要項の配布を開始 国籍条項撤廃で川崎市 / 神奈川」  
960525A 神 「川崎方式は差別正当化 国籍条項撤廃で在日韓国人が抗議文 / 神奈川」  
960611A 神 「『完全撤廃を国に求めて』 国籍条項で会社員が市長に要望書 / 神奈川」  
960913A 神 「国籍条項撤廃後初の大卒職員試験、外国人採用はゼロ 川崎市 / 神奈川」  
961002A 「外国人の市政参加へ『会議』 川崎市で条例可決 メンバーは外国人」  
961018A 神 「外国人採用、今年度はゼロ 国籍条項撤廃での川崎市職員試験 / 神奈川」  
961122Ay 「自治相、地方公務員の国籍条項を条件付きで緩和 『川崎方式』を追認」  
970125A 「自治体、そろりスタート 地方公務員の国籍条項条件付き撤廃」  
970425A 神 「川崎市、初の運用規定 256 ポストを開放 外国籍職員任用 / 神奈川」  
970601A 「地方公務員の国籍条項、『条件付き撤廃』進む 朝日新聞社調査」  
970904Ay 「皆が暮らしやすい社会に 川崎市職員に合格の蔡さん『うれしい』」

## 第7章 川崎市外国人市民代表者会議に至る過程

### ——日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に——

#### 1. はじめに

戦後公選による初代金刺川崎市長は「戦災の復興や朝鮮戦争による地域経済の再生に奔走し、外国人市民（主として在日朝鮮人）に対する特別な政策を考えるゆとりはなかった」〔峰岸 2004 : 98〕。川崎は「高度経済成長期を経た 1960 年代後半からは公害問題が深刻化し、住民の間に従来の産業優先の市政から生活を優先する市政への転換を望む声が高まった」。71 年に伊藤三郎市長<sup>143</sup>が誕生し、革新市政として公害の問題や外国人の人権保障に積極的に取り組んだ。89 年 11 月に高橋清市長が誕生し、伊藤市政の「基本姿勢」を受け継ぎ、「共生のまちづくり」を目指して「全国の自治体をリードするような外国人施策が展開された」〔加藤恵美 2000 : 17〕。そして、96 年 3 月に「川崎市外国人市民代表者会議」（以下「代表者会議」という。）が「川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会」（以下「調査研究委員会」という。）によって答申され〔調査研究委員会 1996〕、「設置条例案は、全会一致で 10 月 1 日の市議会本会議にて可決し」、12 月に代表者会議が発足した〔伊藤 1997 : 34-35〕。調査研究委員会の事務局〔調査研究委員会 1996〕だった伊藤長和は次のように述べた。

川崎市の外国人市民施策は「在日の運動と、それを支援する日本人の活動と労働組合の運動の成果」である。「出発点は、在日大韓基督教川崎教会の李仁夏牧師による桜本保育園の開設（69 年）と、そこで行われた園児と保護者への本名を名乗る運動から始まった」。李は、73 年に社会福祉法人青丘社を設立した。「青丘社の人権保障獲得の運動はめざましく、75 年に「児童手当の給付」や「公営住宅の入居」を「市当局と話し合い、勝ち取った。また、「日立の就職差別闘争」（以下「日立闘争<sup>144</sup>」という。）を支援し、74 年に裁判は勝利した。その後、日立闘争に「加わった有志により、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連：75 年）が組織された。地元川崎に民族差別と闘う神奈川連絡協議会が組織されたのは 88 年であったが、以後、青丘社の運動はこの民闘連が引き継ぐことになるが、実際には青丘社と民闘連とが表裏一体となって推進してきた」。日立闘争の「事務局には、当時 5 人の日本人学生が参加していたが、この中の二人はその後、在日問題をライフワークとするために川崎市に就職をする。そして、職場で、市職員労働組合で在日問題の解決に向けた活動を行う」。「在日に取り組んだ指紋押捺拒否闘争（85 年）と共闘した川崎市職労の運動は彼らに負うことが大であった」。二人のうち、「一人は職員として、内なる国際化の自主研究会を組織し、現在は代表者会議の担当者」となり、「もう一人は、川崎市議会議員となり、毎回議会で外国人市民施策を取り上げて」いる〔伊藤 1997 : 41-42〕。

<sup>143</sup> 「革新陣営からは社共の共闘が成立し、市労連（川崎市労働組合連合会）委員長の伊藤三郎」が「改革の一騎討ち」の市長選で金刺市長を破って当選した〔川崎市編 1997 : 490〕。

<sup>144</sup> 朴君を囲む会(1974)に詳しく書かれている。

青丘社は「川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会」を82年6月に結成し、教育委員会との話し合いで、86年3月に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」を制定した。また、88年6月に川崎市「ふれあい館」が開館し、青丘社が管理運営を行っている〔同：42-43〕。そして、民闘連は88年7月に「外国人市民の権利保障に関する要望書」（以下「要望書」という。）を川崎市に提出した〔同：44〕。

#### （1）先行研究と課題

「平成18年度政策形成研修第2班報告書」（以下「2班報告書」という。）には、外国人市民代表者会議の設立過程が報告されている。同報告書は「基礎的情報を以下の資料・記録等に依っている」として、①「川崎市によって発行された報告書類」、②「内部資料や代表者会議での議事録」、③「当時の担当者や関係者へのヒアリング」を挙げている〔2班報告書2007：2-3〕。これらの資料・記録等の中で内部資料の入手やヒアリングなどは川崎市職員としての業務として可能になる場合が多い。しかし、同報告書では「当時の事務局担当職員」や「委員」というように、川崎市の職員以外も含めて氏名等の固有名詞が使われておらず、個人の特定が困難である。そのため、関係者が時系列にどういう立場でどう行動したのか、また、関係者が書いた文献等との対応関係はどうかなどの詳細が把握しづらい。これについては、伊藤長和(1997)のほかに、川崎市の外国人施策の形成過程や評価など各種専門家の論考を掲載している宮島喬(2000)、川崎市の外国人施策の歴史等を明らかにした加藤恵美(2000)、それ以外に本稿で取り上げる川崎市職員の論考などでも同様である。また、民闘連などを市にとって交渉や要求する相手として捉えているために、市や市職員が書いた資料には、民闘連や在日韓国・朝鮮人側の具体的な情報が乏しくなっている場合が多い。

#### （2）目的と構成

本稿は川崎市の資料を基に、他の著作や記録と対比することによって、代表者会議が設立されるまでのより具体的な過程を関係者の特定を含めて明らかにする。特に、日立闘争で関わった在日韓国・朝鮮人と日本人がどのように関与したかについて注目する。

本稿の構成は、第2節で、川崎市が民闘連の要望書を受理して24項目の検討課題を設定し、また調査委員会を設置することによって、外国人市民の市政参加拡大の方向性を提示した経緯を示す。第3節では、日立闘争を共に闘った日本人と在日韓国・朝鮮人を特定して、彼らのプロフィールと役割を明らかにする。第4節では、代表者会議を設置するきっかけとなったシンポジウムの内容を示す。第5節では、調査研究委員会の設置から代表者会議の条例設置に至る過程を示す。最後に第6節で、結論として全体をまとめる。なお、本章は塚島順一(2016a)を基にしている。

## 2. 要望書と24項目の検討課題

1986年に、民闘連から「職員採用における国籍条項撤廃の申し入れが自治労川崎市職員



労働組合<sup>145</sup>を通じて行われた」<sup>146</sup>。元市民局国際室の職員によれば、「初めは総務局人事課が窓口になって何度か交渉を重ねたが、「民闘連は大勢の人たちを動員する」ので、「交渉経験がある職員」である峰岸是雄<sup>147</sup>を「市民局勤労市民室に異動させて特命事項的に交渉を担当させること」になった。峰岸は民闘連と交渉を重ねるうちに「民闘連側は 100 人規模が参加する」ようになったが、「彼は組合で活動していた」ので交渉には慣れていて [2 班報告書 2007 : 8]。88 年 7 月、川崎市は「民闘連から在日外国人の市民としての位置付けの明確化、在日韓国・朝鮮人の就労状況調査、自治体の職員採用における国籍条項の撤廃、などを求めた内容」の要望書を受理した [伊藤 1997 : 44]。峰岸によれば、「民闘連との大衆団交方式の交渉は難渋をきわめた。89 年、交渉の事務局を総務局から市民局に移管し、『内なる国際化』を踏まえた外国人市民への総合的な施策の中で、就労問題の一つとして国籍条項の撤廃も検討することとし、関係局の課長で構成する『川崎市外国人市民施策推進幹事会』を設置、多角的な検討を始め、「外国人市民施策の方向性を示す、24 項目の検討課題をまとめ、解決に向けた努力をすることとした」 [峰岸 2004 : 111]。89 年 12 月に、川崎市は 24 項目の検討課題を民闘連に提示し、90 年 2 月に公表した。高橋市長には「この施策に関する積極的な意向があった」という。代表者会議の事務局担当になった職員は「このときはまだ代表者会議のようなことはあまり知られていなかったのので、要求する側も出していなかった」と述べた [2 班報告書 2007 : 10-13]。24 項目の検討課題<sup>148</sup>の中には、(3)「永住権を持つ外国人市民の地方参政権取得への働きかけ」、(6)「市職員への採用職種枠の拡大」、(8)「各種委員会への委員としての参加」、(9)「市政モニターへの参加」、(24)「外国人市民問題の担当の設置」の項目があった。職員採用における国籍条項の撤廃や代表者会議は 24 項目の検討課題の「延長線上にある」 [峰岸 2004 : 118]。

92 年から 93 年にはニューカマーが急増しつつあり、「ニューカマーを主眼とした施策展開も必要となってきた」。そこで、国際室は 24 項目の検討課題を具体化するため、「川崎市外国人市民施策調査研究委員会」（以下「施策調査委員会」という。）と「外国籍市民意識実態調査委員会」（以下「実態調査委員会」という。）を設置した<sup>149</sup>。施策調査委員会では

---

145 「川崎市職労は、憲法第 14 条『法の下での平等』、憲法第 23 条『職業選択の自由』、労働基準法第 3 条・地方公務員法第 13 条の『均等待遇』などを法的根拠に、『当然の法理』の法規範性を疑問視していた。「この立場は、『当然の法理』のなかでも特に『日本国籍を必要とする』という文言が『差別的である』ことに着眼し、『当然の法理』の不当性を批判するものであって、この点で民闘連の主張とおおよそ軌を一にしていた。加えて川崎市では、既に当時 9 職種 17 名の外国人職員が働いていたため、市職労は、労働組合という性質上、かれらの採用後の任用なども含めた労働条件の改善という視点も同時に持ち合わせていた」 [加藤恵美 2000 : 27]。

146 「その背景には、市営住宅と児童手当などの法的な差別（国籍条項）は撤廃されつつあるものの、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別については、いっこうに無くならない現実があった。つまり、『差別禁止を指導するはずの役所がなぜ国籍条項をもっているのか』との指摘・撤廃要求がなされたのである」 [2 班報告書 2007 : 8]。

147 [2 班報告書 2007 : 9] の注 6 にある引用文献からその職員は峰岸是雄だと分かる。

148 [峰岸 2004 : 111-118] に「24 項目の検討課題と対応」が示されている。

149 施策調査委員会の委員長は「江橋崇法政大学教授」、実態調査委員会の委員長は「宮島番お茶の水女子大教授」であった [伊藤 1997 : 47-48]。

学識経験者や研究者が議論し、93年3月に「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための提言」(53項目の提言)が出された。ここでも代表者会議は直接的な記述がなく、「外国人市民の地方参政権取得を国へ働きかけること」という提言になっていた[2班報告書2007:13-14]。実態調査委員会では、外国人市民へのアンケート調査を実施し、93年3月に報告書が出された。宮島喬委員長は、参考になった点はニューカマーでは「定住化の傾向が読み取れ」、また「在日の市政参加への意識、要望がはっきり出」たことであり、これは「代表者会議を設ける方向を一押ししたと思う」と述べた[同:15-16]。

なお、職員採用の国籍条項撤廃についての国の立場は「当然の法理」で「都道府県や政令市は国(自治省)の考え方に従ってもらう」ということだった。そこで、当然の法理を前提とし、「公の意思の形成」や「公権力の行使」の職種が「どの程度あるのか調査し、その職をできるだけ限定し、採用枠の拡大を行うこととした」[峰岸2004:119]。「国との話し合いは難航した」が、96年4月、高橋市長は96年度の「職員採用試験で、消防士職を除く全職種で国籍条項の制限を撤廃する」<sup>150</sup>と表明した。97年に「外国籍職員の任用に関する運用規定」を定めたが、「任用制限付き採用」との位置づけであった[同:120]。

### 3. 日立闘争で共闘したことがある川崎市職員・議員と民関連のリーダー

山田貴夫は学生の時に日立闘争の支援組織「朴君を囲む会」で活動していた[山田1998:91]が、72年に川崎市役所に入所した[同:92]。山田は日立闘争の「裁判の途中で大学卒業を迎え、就職問題に直面し」、「とにかく、就職を契機にこの活動と縁が切れるのだけは避けたい、とだけ考え」、川崎市の職員採用試験を受けた。合格通知を受けて、「現市議の飯塚氏と彼の友人のドイツ人」の3人で、川崎の借家で共同生活を始めた。こうして、山田は川崎教会や地域の在日韓国・朝鮮人との交流を深めていった[山田1995]。

民関連が要望書を市に提出した後、山田を含む「市の職員の自主研究グループ『川崎の国際化を考える会』もこの交渉に合わせて関心のある職員に外国人市民に対する課題についてアンケートを配布し、集約の結果をまとめて政策提言を行い」、川崎市外国人市民施策推進幹事会のメンバーに配布した。山田は「24項目の策定の際に参考にされたのではないかと推察」した[山田2007:73]。川崎の国際化を考える会(代表山田貴夫[山田1998:92])は88年9月に23名で発足[山田1990:61]し、在日韓国・朝鮮人と同様にニューカマーに対しても、「人権保障が充分になされていないのが現状」であるとして、「各種審議会に外国人市民を参加させる」、「市内在住外国人の実態調査」を行う、「職員採用の際の国籍要件の撤廃」、など16項目の「早急に市区町村独自でもできる政策」を提案した[同:74-75]。

川崎市議会では89年以前と違って、90年代に「外国人市民に関連する質問は11回と急速に増加」した背景には「日立就職差別裁判の支援者が91年の選挙で議員になり、外国人

---

<sup>150</sup> 96年11月に「就任した白川自治大臣が、川崎方式を追認する発言を行ない、その後各自治体で川崎方式が取り入れられていくことになる」[高橋1999:62]。

団体の要望を議会の場で積極的にとり上げたことがある」<sup>151</sup> [樋口 2000 : 23-24]。「この議員は市職労の役員出身である。指紋押捺問題以来、市職労は外国人関連の問題に積極的に取り組んでおり、市職員採用時の国籍条項の撤廃を春闘秋闘において常に要求してきた」[同 : 37] と議員<sup>152</sup>の氏名を明らかにしていないが、飯塚正良<sup>153</sup>と考えられる。

李仁夏は 75 年 5 月から 93 年 3 月まで民闘連の全国代表であり、96 年 12 月に代表者会議の創立委員長となった [李仁夏 2006 : 228-229]。李は日立闘争では朴君を囲む会の呼びかけ人の一人であり [朴君を囲む会 1974 : 3]、75 年に「民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され、李仁夏、佐藤勝巳などが共同代表、事務局長には裴重度が就いた」[水野・文 2015 : 183]。裴は日立闘争に参加し、74 年に「在日韓国人問題研究所」が設立された時に所員となり、88 年に「川崎市ふれあい館の創設に携わり」、90 年にふれあい館館長に就任した [在日コリアンの声を記録する会 2013]。

民闘連は 89 年 11 月、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法(草案)」(以下「補償・人権法」という。)について小冊子にして出版した [民族差別と闘う連絡協議会 1989]。この草案は第一条(目的)で「この法律は、日本に在住する旧植民地出身者に対する戦後補償および人権保障を行うことを目的とする」[民族差別と闘う連絡協議会 1989 : 53] と規定した。また、第八条(特別永住権の設定)で「在日旧植民地出身者に特別永住権を設定し、これを無条件に付与する」[同 : 85]、特別永住権者は第十条(参政権)で「地方自治体の参政権を有する」[同 : 106]、第十二条(雇用および労働)の二項で「国および地方自治体ならびに公的機関への門戸開放、雇用に関する積極措置」をとる [同 : 138] と規定した。事務局長の裴重度は「あとがき」で、88 年の民闘連の「第 14 回全国交流集会(大阪)において『補償・人権法』として提示するにいたった」[同 : 188] といい、最後に、法案の作成を共に行い、また、その指導に対して、田中宏に感謝の意を述べた [同 : 190]。

以上から、88 年 7 月に民闘連が川崎市に要望書を提出した時期と補償・人権法を提示した時期が重なる。

#### 4. 第 7 回「地方新時代」市町村シンポジウム

94 年 2 月に「第 7 回『地方新時代』市町村シンポジウム<sup>154</sup>」(以下「シンポジウム」とい

---

<sup>151</sup>例えば、「平成 4 年第 3 回川崎市議会定例会 会議録第 1305 号」によれば、1992 年 9 月 17 日の「平成 4 年第 3 回川崎市議会定例会」において、飯塚正良が日本社会党市議団を代表して、国籍条項撤廃について「自治省とのやりとり、そして本市における既設の職の拡大、新設の職の設置について」の考え方と「新設の職についての採用枠について」質問した。これに対して、井上博人事委員会事務局長が次のように答えた。本年 5 月以降、国と 10 回協議を行った。「文化ホールや市民祭、区民祭など自主事業の実施に当たる専門的スタッフ職」などの新しい職について、国は「当然の法理に照らし、その専門性と人事管理の面において大変厳しい見解」を示した。既存職種 of 拡大についても「蓋然性の観点から大変厳しい指摘を受けている」。しかし、今後とも引き続き粘り強く国と協議を進めていく。

<sup>152</sup> [加藤恵美 2000 : 29] の注 65 も参照。

<sup>153</sup> 「日立闘争を経験した職員が労働組合の役員から市議会議員に当選し(飯塚正良民主・市民連合所属)、議会で積極的に質問を繰り返していることも貴重な戦力となっている」[山田 2007 : 80]。

<sup>154</sup> 「地方新時代」市町村シンポジウムは川崎市が 1987 年から、「全国の市町村に呼びかけ毎年開催しているシンポジウム。自治・分権を目標にその時々政策的課題をめぐって、研究者、自治体関係者が市民

う。)が川崎市主催で開催された。「第7回『地方新時代』市町村シンポジウム報告書」(以下「シンポジウム報告書」という。)を見ると、シンポジウムの実行委員長が高橋市長[シンポジウム報告書1994:2]、企画委員長が篠原一成蹊大学教授[同:4]である。

第3分科会「川崎発外国人市民との共生のまちづくり」では、パネリストとして、田中宏一橋大学教授、仲井斌成蹊大学教授、呂行雄横浜華僑総会会長、裴重度川崎市ふれあい館館長が登壇した[同:95]。田中は参政権について「自治体レベルでは外国人に門戸を開放したらいい」[同:103]こと、「新しい差別はつくらない」[同:119]ことを主張した。裴は川崎市の外国人市民施策は「在日韓国・朝鮮人も一緒につくってきた歴史的背景がある」と述べ、その経緯を説明した[同:104-107]。仲井は、ドイツの場合、外国人の州選挙や自治体選挙が「憲法裁判所から違憲だという判定」が出たので、「そのつなぎとして考えられてきたのが、外国人代表者会議」であり、「ここを通じて外国人居住者の意見なり、希望というものを行政、立法に反映させていこうという試み」である。フランクフルト市では市当局が任命して「外国人代表者会議」をつくったが、それを発展させて外国人住民の間で代表者を選ぶという現在の会議になった。「外国人代表者会議」の討議内容を「市の立法機関である市議会あるいは市当局行政に反映させるという機構」である。さらに、フランクフルト市があるヘッセン州全体に「外国人諮問会議」として広がって行った。「ヘッセン州自治体規則」のなかに、フランクフルト市は「外国人代表者会議」、他の自治体は「外国人諮問会議」を「つくるべしというようなことが書き込まれ」と説明した[同:114]。

そこで、李仁夏から「川崎市は地方参政権を実現するための話を進め、それに向けて仲井先生の紹介した諮問会議をただちに実現するようにして下さったらどうか」という提案があり、回答に「川崎市国際室の伊藤」が指名された[同:122]。伊藤は「施政にかかわる諮問会議」に「外国籍の市民が多く参加していただくことが必要だということで、いろんなセクションに働きかけるようにしている」、「今後の課題として当然、議論、あるいは研究の対象になっていく」と答えた[同:123]。この「伊藤」が伊藤長和<sup>155</sup>である。

一方の李によれば、シンポジウムで担当課長に「いまの提言を本気になって実現する気があるのですか」と質問したら、課長は「誠心誠意やる」と回答したという[李仁夏1997:25]。

---

とともに討論する。その報告のいくつかが提言となって、川崎市の政策づくりに反映され、「外国人市民代表者会議のほかに、オンブズマン制度、子ども権利条例など、川崎市の特色ある政策として採用されている」[高橋1999:60]。

<sup>155</sup> 「東京・沖縄・東アジア社会教育研究会」サイトの「伊藤長和さん追悼のページ」<<http://bunjink.net/itoutuitou20140216.htm>>。(on line) (2016年9月3日アクセス) 伊藤長和は93年4月に市民局国際室主幹、96年4月に総務局総務部国際交流課長に就任している。伊藤は「退職記念講演」(『東アジア社会教育研究』(TOAFAED 発行、2006年)所収)で、「李仁夏牧師から指名されたのです。『ここに国際室(後の国際交流課)の伊藤課長さんがいます。フランクフルトの外国人市民代表者会議を川崎でも設置できないだろうか、ちょっと聞いてみましょう!』と、発言を求められたのです」と述べた。

## 5. 調査研究委員会と代表者会議の設置

94年10月に調査研究委員会が発足し、「ただ政策を論議しているだけでなく、論議したことは必ず実現したい」[シンポジウム報告書1994:4]と述べていたシンポジウムの企画委員長篠原一が調査研究委員会の委員長、フランクフルト市の「外国人代表者会議」を紹介した仲井斌が副委員長になった[調査研究委員会1996]。

調査研究委員会委員名簿[同]から3人の講師および12人のオブザーバー委員を除き、一部追記(委員長、副委員長を明示)したものを表7-1に示す。ただし、オブザーバー委員の一人に峰岸是雄がいた。調査研究委員の妻と田中は前述の通り、民間連の補償・人権法の作成に携り、そこで特別永住権者は「地方自治体の参政権を有する」と主張し、シンポジウムでも席を共にした。調査研究委員の宮島は実態調査委員会の委員長であった。日立闘争で共にした妻と山田が調査研究委員会で顔を合わせるようになった。

表7-1. 調査研究委員会委員名簿(抜粋)

調査研究委員	事務局
篠原一 東京大学名誉教授(委員長)	石原由美子 市民局国際室長・参事
仲井斌 成蹊大学教授(副委員長)	伊藤長和 市民局国際室主幹
宮島喬 お茶の水女子大学教授(95.3.31まで) 立教大学教授(95.4.1変更)	山田貴夫* 市民局勤労市民室主任 (95.3.31まで)
田中宏 一橋大学教授	藤原亮子 市民局国際室職員
妻重度 ふれあい館館長	曹尚子 市民局国際室職員(95.4.1より)
戸田 Ingeborg ドイツ人女性	

\*山田貴夫は95年4月1日より教育委員会指導第2課主査でオブザーバー委員となった。

調査研究委員会の答申で特徴的なことは、「全て外国人市民による会議」[2班報告書2007:21]であること、代表者会議が要綱による設置ではなく、「条例設置」[同:22]だったことである。大阪府では、92年10月に「在日外国人問題有識者会議」を設置、大阪市も94年11月に「外国籍住民施策有識者会議」を設置したが、どちらも委員の半数が外国人という構成だった[調査研究委員会1996:9-10]。条例設置になった経緯について、事務局だった職員によれば、「要綱設置という話が出た際に、委員から机をたたいて『何を言っているんだ。要綱では会議の継続性は担保できない。絶対に条例だ』と強い意見表明があった」といい、調査研究委員会と関係があった別の職員も、委員の一人は市民オンブズマン条例、情報公開条例、環境基本条例に関わった経緯から、「実際に、委員会の場においても会議の席で条例設置だと何度も言っていました」と述べた[2班報告書2007:22]。伊藤長和は退職記念講演で次のように述べた。

最終段階で、条例設置か要綱設置かという決定をしなければならない場面です。篠原

一委員長の意向を受けて、要綱設置に傾きかけた時、普段温厚な（猫をかぶっていた）  
斐重度さんは、突然語気を荒らげて、条例設置でなければ、意味が無い、とおっしゃっ  
たのです。今思えば、条例設置だったからこそ、いまの川崎市の政権でも存続機能して  
いるのですね。斐重度さんに感謝。<sup>156</sup>

「答申は、4月2日に調査研究委員会が市長室を訪れ当時の高橋市長に直接報告され」、  
篠原委員長は「実現可能なように、現行法の枠内で答申を行った」などと言ったのを受けて、  
市長は「途方もない空想からの第一歩を踏み出すものだ」と述べ、「実現すれば全国初の条  
例での設置となる代表者会議の壮大さを表現した」[2班報告書 2007: 29]。96年10月に  
「市議会において全会派一致で代表者会議条例は可決成立した。質問や意見はあったが、反  
対意見は皆無であった」[同: 31]。

実際に、「平成8年第3回川崎市議会定例会 会議録第1415号」を読むと次のように書  
かれている。96年9月2日の「平成8年第3回川崎市議会定例会」において、高橋清市長  
が「議案第73号」として「川崎市外国人市民代表者会議条例の制定」について「外国人市  
民の市政参加を推進することにより相互に尊重し合い、ともに生きる地域社会の形成に寄  
与することを目的として、外国人市民代表者会議を設置するために制定する」と提案し、森  
山定雄市民局長が議案を説明した。そして、「平成8年第3回川崎市議会定例会 会議録第  
1418号」によれば、「議案第73号 川崎市外国人市民代表者会議条例の制定について（原  
案可決）」と記載された96年9月25日付「第3委員会審査報告書（議案）」を第3委員長の  
市古映美議員が小島一也川崎市議会議長に提出した。そして、同議員は、96年10月1日  
の「平成8年第3回川崎市議会定例会」において、第3委員会における「議案第73号 川  
崎市外国人市民代表者会議条例の制定について」の審査の結果、「全会一致をもって原案の  
とおり可決すべきものと決しました」と報告した。そして、議案は原案のとおり、川崎市議  
会定例会において議員の「総員起立」により可決された。

李仁夏は代表者会議の委員長に選出[川崎市外国人市民代表者会議 1997: 20]され、山  
田も人権・共生推進担当として、代表者会議の事務局を務めることになった[佐藤由美 1998:  
42]。以上のように、日立闘争で共に闘った在日韓国・朝鮮人と川崎市職員が代表者会議の  
設立と運営に大きな役割を果たした。

高橋市長は李代表者会議委員長らとの対話でシンポジウムでの「討論の結果を踏まえて、  
研究者の方などをお願いしながら、この制度を実現するための研究会を設置して、川崎でも  
十分可能だという報告を受けましたので、それにもとづいて条例案の作成にかかり、市議会  
の理解を得て、川崎方式の外国人市民代表者会議を設置することにしました」[高橋 1999:  
32]と、シンポジウムが代表者会議を設置するきっかけとなっていたことを示した。このこ  
とは「論議したことは必ず実現したい」と述べていたシンポジウムの企画委員長で調査研究  
委員会の委員長であった篠原と高橋市長との強い連携が示唆される。

<sup>156</sup>同上の伊藤長和の「退職記念講演」から。

## 6. 本章のまとめ

1996年は、日本で初めて条例で設置した代表者会議の第一回目が開催され、また「職員採用試験で、消防士職を除く全職種で国籍条項の制限を撤廃する」と高橋清市長が表明したことから、川崎市で外国人市民の市政参加拡大が実現した年となった。これは、民闘連（李仁夏代表、裴重度事務局長）から川崎市に、86年に職員採用における国籍条項撤廃の申し入れ、88年に要望書を提出して川崎市と民闘連が長い交渉を行った帰結である。市職員となった山田貴夫、飯塚正良は二人が学生時代に、李および裴と日立闘争で共闘していた。山田は88年に職員の自主研究グループ「川崎の国際化を考える会」を立ち上げ、また、91年に市議会に当選した川崎市職労出身の飯塚は外国人施策についての議会質問を積極的に行い、共に民闘連の交渉を支援することになった。94年のシンポジウムから代表者会議が提言されて、調査研究委員会が設置された。委員会の委員に裴が、事務局に山田が就任した。委員会では、裴が条例設置を強く主張して答申に取り入れられた。そして、シンポジウムで代表者会議の設置を主張していた李が代表者会議の初代委員長に、山田が事務局に就任した。民闘連のリーダー二人（在日韓国・朝鮮人）が外国人市民の市政参加拡大を主張し、その役割も果たすことになった。

一方、川崎市側では、革新市政二代目の高橋市長のリーダーシップ、民闘連と交渉に当たった峰岸是雄、伊藤長和など市職員の粘り強い努力、そして、篠原一などの学識経験者との連携があって、代表者会議が実現できたということも指摘しておきたい。

## 終章

### 1. はじめに

序章で、概ね本研究で扱う時期は、70年代初めの日立闘争から、川崎市において、96年に「川崎市職員の任用制限付き国籍条項撤廃」がなされ、96年に「川崎市外国人市民代表者会議」が全国で初めて条例設置される前後までの期間とした。本章では、まず、第2節で、その設定した期間において明らかにしてきた各章のまとめや結論を概要としてまとめる。加えて、ここまでにまとめた結果から、次節の「現状の把握と提言」の中で、提言の参考とする主な内容について示す。次に、その概要を基に、序章で提示した、①先行研究との関係、②ベ平連および民闘連の特徴上の類似点、③在日韓国・朝鮮人の現代史という3つの切り口でまとめる。

最終節となる第3節で、『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書』（1993年3月）および『2014年度外国人市民意識実態調査報告書』（2015年3月）を比較することによって、川崎市において21年余りの間に、学校での民族差別や本名の問題、川崎市ふれあい館の利用、参政権や市職員採用などの市政参加について、外国人市民意識実態の変化を見てみる。これにより、川崎市の一部の外国人施策の効果も検証する。これらの現状把握と第2節でまとめた結論を基に、青丘社・神奈川民闘連への1つの提言を試みるとともに、最後に、定住外国人の地方参政権および帰化について取り上げる。

### 2. まとめと結論

以下に、各章のまとめや結論を概要としてまとめる。まず、第1章では、川崎市南部の在日韓国・朝鮮人の集住に関連づけた歴史、在日韓国・朝鮮人の暮らし、民族差別に由来する酷いじめ、日立闘争における「朴君を囲む会」のメンバーであり、本研究上のキーパーソンであった李仁夏、崔勝久、裴重度、佐藤勝巳、そして、慶応大学生たちの関連として慶応大学ベ平連について取り上げて説明した。

第2章では、次のことを明らかにすることを目的とした。

- ①日立闘争を振り返ることによって、日立闘争が民闘連などの民族差別撤廃運動や社会に影響を与えたこと。
- ②「日立闘争の経験によって会得した民族差別撤廃運動の経験的な方法論」（以下「経験的な方法論」という）がその後起こった「民間企業に対する民族差別撤廃運動」においても適用されていること。

そして、①については次の結果を得た。

- ・在日韓国・朝鮮人に「やればできる」という自信と希望を与えた。
- ・今後の闘争の方向性と拮がりが見えた。
- ・日本人と在日韓国・朝鮮人との間の深い交流によって、彼らの間に連帯ができた。
- ・日立裁判・日立闘争の過程と結果が情報として企業社会に浸透していった。



②については、日立闘争から抽出した以下の「経験的な方法論」が川崎信用金庫民族差別事件（1978年）、ジャックス信販差別撤廃運動（1978年～79年）、第一生命加入差別事件（1982年～83年）において、適用されていることを実証した。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉。
- ・経験がある先輩格が参加。
- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった。
- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した。
- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す。
- ・具体的証拠を持って交渉する。
- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する。

また、行政については、第3章の第4節で取り上げた。兵庫民闘連が尼崎市に対して起こした行政差別撤廃闘争において、75年5月に川崎からも応援に駆けつけ、兵庫民闘連が勝利した際にも、この闘争過程で、「経験的な方法論」が適用されていたことを実証した。また、川崎では、76年から77年にかけて、川崎市の入学支度金と奨学金制度に関わる行政差別撤廃闘争が展開された。そこでも尼崎と同様に「経験的な方法論」が適用されていたことを実証した。なお、行政差別撤廃闘争では、民間企業の「個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉」の「相手企業」を「市側」と変更した。川崎での日立闘争後の3社への「民間企業に対する民族差別撤廃運動」はこれらの2つの行政差別撤廃闘争より後に起こったことになる。

その他に第3章では、次のことを明らかにした。まず、民闘連の形成過程と75年の第1回民闘連全国交流集会（大阪）から79年の第5回民闘連全国交流集会（川崎）までの全国交流集会の概要を示した。民闘連の3原則が全国交流集会を追うごとに固まって行き、78年11月に名古屋で開催された第4回民闘連全国交流集会で、以下の「民闘連3原則」が確認された。

- ① 在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- ② 在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- ③ 在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと。

次に、関西や川崎で民闘連に参加し、在日韓国・朝鮮人子弟の教育や見守り活動をしている団体や個人について調べた。民闘連における在日韓国・朝鮮人子弟の地域教育活動において、関西では部落解放教育や部落解放運動との関係が強いことが分かった。一方、川崎では、地域で同胞の問題を担おうという発想は日本の部落解放運動と韓国の民主化闘争の2つから学んだ。また、在日韓国・朝鮮人の子供会などの地域活動および教育問題に対応するために、そのための拠点があるということが共通していた。さらに、民闘連全国交流集会において、これらの地域の活動家の間で交流がなされていた。

第4章では、第1回から第5回までの民闘連全国交流集会や『民闘連ニュース』などで

見られた議論を次のようにまとめた。

まず、「在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性」についての議論がこの時期の重要なテーマであった。また、崔勝久が主張した韓国民主化運動の影響を受けた「地域での闘う砦づくり」についての議論があった。

川崎の崔勝久などが在日韓国・朝鮮人が入らない運動は在日韓国・朝鮮人の主体性構築に貢献しない。「物とり主義的」だけでなく、当事者（在日韓国・朝鮮人）自身が力を付けていくことが重要であると主張していた。また、差別と同化の克服のためには、地域活動に重点を置き、その柱を子どもたちの教育問題に置くとした。一方、日本人にとって、自身の解放、人間性の回復をはかる実践によって民族差別を克服するものであり、共闘と連帯は在日韓国・朝鮮人と日本人がお互いに主体性を回復させる作業の過程で出て来ると指摘した。さらに、崔は韓国留学で「韓国の民主化闘争」を見た経験から、在日の民衆論を展開した。すなわち、民闘連運動も地域の闘争として民衆論に依拠すべきであると訴えた。そのイメージは「地域の砦」を作り、そこから出撃するというものであった。そして、手を結ぶ日本人は自分自身の解放の問題と認識して実践する者という条件を付けた。

この砦は地域社会において、砦という一種の閉鎖系（クローズド・システム）を構成することになりはしないかという懸念が生じる。今まで見て来た川崎の民間企業における民族差別事件や川崎、尼崎などの行政差別闘争では、一部の“先進的な”日本人との共闘によって「地域の砦」から出撃して、勝利や成果を収めることができた。しかし、韓国の民衆闘争では、民衆の相手は当時の政権であったり、地方行政であったり、資本家・企業であり、同じ民族内の闘いであった。一方、日本においては行政や企業など公の団体や法人の民族差別に対しては、「地域の砦」を拠点とした闘いが有効であっても、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別が根強く存在するのは、学校、町中、家庭など広く日本社会の中であり、その日本社会において絶対多数を占めるのは「日本人一般大衆」である。この「日本人一般大衆」に対して「地域の砦」がどういう働きを示せるのかをイメージするのは簡単ではない。これは80年代になって、青丘社が運営することになる「川崎市ふれあい館」の建設段階で、「日本人一般大衆」の一部と言える町内会が反対運動を起こした。本来、そこにあるべき姿は、「砦」ではなく、「オープン・システム」ともいえる「共に生きる」を標榜した、69年に川崎教会が設立した桜本保育園の理念であるかもしれない。

佐藤勝巳は、悪いのは行政だけではなく、その悪い行政を許している「圧倒的な日本人の存在」である。日本政府や行政を変えるには、「それを支えている日本人の意識が質的に変わらない限り永遠に問題解決はない」。そのため、「民闘連は、多くの在日韓国・朝鮮人と日本人の双方の解放という視点で、その闘いをねばり強く、そして末長くやっつかねばならない」と指摘した。民闘連の日本人部会などにおける議論の中で、日本人の主体性に関して、自己変革は運動に参加した結果であり、先ず実践を積み重ねることが重要であるという意見が多かった。また、個々人が運動に参加することには、継続性が課題であるという認識もあった。その中で、金侖貞(2007)が取り上げたのは、78年の第4回民闘連全国交流集会

で、日本人と在日韓国・朝鮮人の共闘では、正しいものは正しいなどと双方が言い合える関係の確立が必要不可欠であり、それは贖罪意識やイデオロギーを媒介とする利用・被利用の関係であってはならない。水平の関係になっていくことが連帯であるという佐藤勝巳の発言であった。そして、これらの議論から、「日本人が民闘連運動で共闘する」ということについては、①水平な関係の重要性、②実践の優先、③民闘連の調整機能、④継続の必要性と困難性、に分類してまとめることができた。

在日一世の金時鐘と李進熙は、それぞれ 78 年と 79 年の民闘連全国交流集会で記念講演を行った。金は記念講演を含めて次のように述べた。「在日朝鮮人」が南北に分かれている母国を同視野に納めることができ、南と北の接合点を担う生活集団である。そして、在日朝鮮人の存在証明の契機の中に、祖国の南と北を同じ視野におさめうる政治的状況性があり、祖国の北と南のどちらにも「ノンと言える権利」や「選択する権利」を持つ。在日はひとつの朝鮮であり、この分断の狭間を埋める主体的な担保として在日朝鮮人の意識体があると述べた。また、日本人との共闘に関して、共闘したら「在日朝鮮人」の側にプラスに働く。一方の日本人の側には何がプラスされるのかについて、日本人の側で論じられる必要がある。支援をもらうだけでは、決して連帯ではないと述べた。そして、差別する側のエゴと合わせて、差別される側のエゴも見逃がしてはならないと在日朝鮮人側をも戒めた。

李は記念講演で次のように述べた。在日朝鮮人にとっての「皇国史観」は「民族虚無主義」である。在日朝鮮人の多くが皇国史観という土壌のなかで日本へ帰化をしているが、それでは人間として解放されることはできない。李は長く教師をやっている中で「統一をすれば帰るんだ」と言ってきたが、分断の状態はさらに固定化してしまった。その中で、在日二世・三世がかかえる民族差別問題を見過ごしてしまった。そこで、民闘連に参加している在日二世・三世が、足が地に着くように民族差別に反対して闘うことに期待を込めた。

以上のように、金時鐘は、民族統一を志向する中で、「在日朝鮮人」が南北に分断されている母国を同視野に納めことができ、南と北の接合点を担う生活集団であるという見解を持ち、それは在日一世が持つ祖国への回帰思想でもあった。一方、李は、在日朝鮮人の日本への帰化は「民族虚無主義」であり、それでは人間として解放されることはないと述べた。金時鐘と違って、在日二世・三世が参加している民闘連運動に期待を示した。

坂中英徳が発表したいわゆる「坂中論文」について、77 年に、金相明が『民闘連ニュース』で紹介した。そこで、金や李仁夏は坂中論文で述べられていた「開かれた日本社会」の実現は、日本人サイドから「恩恵」として与えられるもので、在日韓国・朝鮮人の主体性の構築や自己の形成に繋がらず、在日韓国・朝鮮人の解放に資しないと、崔勝久らと同様の主張をした。一方、佐藤勝巳は「在日韓国・朝鮮人の意識の多様化をリアルに見た上で何をどうするか考えなければならない」と述べた。また、裴重度は在日二世以降の世代が 80%を占めるようになって、定住化が深まり、同化・帰化志向が強くなり、日本人との血縁関係も深まりつつある。しかし、「幾重にも屈折し、自己の民族性の否定面のみが増巾されていく」という現状を示し、「いまや、在日における諸問題の取り組みをなくしては、祖国統一への寄

与、あるいは在日韓国・朝鮮人をも含めた全民族・民衆の解放を在日のなかで展望することはできないであろう」と述べ、在日を前提とした運動の有り方を示した。これは金時鐘の主張とは異にするものである。実際、77年に、『民闘連ニュース』の編集者が二世三世こそが展望を明かにすることができると言い、79年に、在日二世の宋富子が「祖国が統一されても私は日本にいる韓国籍を持った朝鮮人として、誇りを持って生きていきたいと思います」と「在日」を宣言した。80年代になって、在日を前提とした運動として「指紋押捺拒否闘争」が起こることになる。

川崎では、関東民闘連の中の「日本人部会」として山田貴夫らは何回か朝鮮問題研究会などを立ち上げたが、何れも長続きせず消滅していった。日立闘争を経験した人たちの多くも「絶対の確信」が持てないということで去って行った。また、「職場や自身の現場」では目の前に課題は見当たらず、いずれの日本人部会の活動も終息していった。このように、活動が停滞した要因の一つは、崔勝久が主張したように、民族差別を受けている在日韓国・朝鮮人という主体が存在しなかったことによる。もう一つは、日本人活動家の周辺でも、「無関心というより、むしろ、偏見、排外主義が根強く残って」いたことである。これは、前に、崔勝久らが主張していた「地域の砦」のところで議論したように、「日本人一般大衆」の存在が大きな課題であったことを示している。その後、山田貴夫は自らの職場で、地域の在日韓国・朝鮮人が指紋押捺を拒否する姿に「課題」を発見することになる。

日立闘争から民闘連の初期まで、運動を主導して来た佐藤勝巳と崔勝久が80年代初めに民闘連運動から抜けて行くことになった。

佐藤は82年頃から在日韓国・朝鮮人の運動に関与しなくなった。それは82年1月1日に、在日韓国・朝鮮人について、社会保障などが日本人と基本的に同じになったこと、また、協定永住を取得しなかった彼らに、申請のみで永住を与えるという特例永住申請がはじまったことに起因する。これらによって、民族差別が減少したかどうかについて、佐藤らの日本朝鮮研究所と運動側に意見の相違が顕在化したことが一つの理由であった。また、なかなか差別事件が起きないので、運動の側が事件を「仕掛ける」という現象も見られてきた。さらに、佐藤自身の問題として、「個別運動に多く関与しているうちに、相手の出方がほとんど読めるようになり、交渉技術のようなものが身につく、いわゆるプロ化してゆく自分に耐えられなくなっていた」時期でもあった。そして、佐藤は80年代の「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」には否定的な見解を持っていた。逆に、北朝鮮の工作員などの取締りに指紋押捺制度が必要だと訴えた。佐藤がまだ全国民闘連の共同代表を務めていた78年頃、すでに、北朝鮮による韓国への侵攻、すなわち「南侵」の可能性に言及していた。

一方、崔勝久は朴鐘碩、曹慶姫などと80年代初めに青丘社の活動から離れて行った。崔は、生活実態に迫るために桜本保育園や桜本学園を核として「民族差別と闘う砦」をつくらうとしていた。家庭の事情でRAIKと青丘社の主事を辞めた後、「民族差別と闘う砦」づくりを目指す青丘社の運営委員会委員長に就任した。しかし、崔勝久と、「川崎市教育委員会

を糾す運動」において地域の母親と連携しようとする主事たちとの間に、向かう方向に違いが見られるようになった。そして、青丘社に起こった「混乱」の原因は崔勝久にあるとして、緊急理事会で崔は運営委員長を解任され、運営委員会は廃止された。その一方で、青丘社・桜本保育園の姜博主事は指紋押捺を拒否し、再び日本社会の民族差別を問う方向に歩みはじめた。青丘社は川崎市教育委員会への働きかけと指紋押捺拒否闘争に向い、保母たちも参加して行った。その結果、86年には「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定された。そして、崔は、地域活動が「民族差別と闘う砦」づくりから「共生」に転換していく契機になったのは、「子供文化センターとふれあい館の建設」であったと後で振り返った。

なお、ここで、「民族差別と闘う砦」づくりについて補足する。崔は79年の『特別基調報告』で、民衆を「日本の支配・抑圧構造の中で最も弱い立場に立たされ、差別によって人間としての尊厳性さえ失いかねない状況の中で生きている同胞のこと」と定義し、「民族差別と闘う運動はこの民衆自身によって担われなければならない」とした。つまり、民衆は同胞（在日朝鮮人）である。そして、崔は「地域での闘う砦」づくりについて、在日朝鮮人の生活実態に肉薄することで、例として、①児童手当のために行政闘争を行ったり、また、クレジット会社や銀行に対して糾弾闘争を行うこと、②地域で子供会活動やオモニ学級（識字教室）を実施することを挙げた。しかし、崔勝久(2008)では、「民族差別と闘う砦」づくりとは、「民族主義を脱構築、解体し、民族に固執することなく、朝鮮人・日本人ともども、地域に住む民衆とともに、地域の問題に肉薄して、地域の解放を目指すものであった」と述べている。これは、明らかに、上述した『特別基調報告』とは民衆の定義や、運動の担い手について違いが見られる。

第5章では、「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」を取り上げた。川崎は、そこで、重要な役割を演じた。それは、川崎市川崎区田島支所で外国人登録を担当していた市職員山田貴夫の目の前で、81年に青丘社・桜本保育園主事の姜博が指紋押捺を拒否したことに始まる。また、姜博主事に引き続き、82年に姜の後任の李相鎬主事が指紋押捺を拒否したことで、李仁夏など青丘社を中心とした李相鎬を支援する運動が起こり、山田貴夫を中心として川崎市職労も共闘することになった。これは、山田が目の前の「指紋押捺」を「課題」と認識し、行動に移したことを意味する。85年の2月に、川崎市職労出身で革新市長会会長だった伊藤三郎川崎市長が指紋押捺拒否者の不告発宣言を行い、全国の自治体に影響を与えるとともに国と対立するようになった。そして、市長の不告発宣言の後の5月に李相鎬が逮捕された。これらは、韓国を含めて、マスコミに多く取り上げられることになった。5月14日に出された外国人指紋押捺制度の政令改正（法務省通達）について、川崎市などは、政令の実施日である7月1日以降も、通達に従わないことを正式に決めた。しかし、国や都道府県による基礎自治体への説得もあり、自治体の大勢は遵守の方針に傾いた。川崎市も12月、二段構えで法務省通達を受け入れる決定をした。これは交付税や国庫補助などに不利になるとの「政治決断」であったと言われている。

伊藤市長が「法も規則も人間愛を超えるものではないとの判断に立ち至った」という人道的立場で、85年2月23日に指紋押捺拒否者の不告発宣言を行った後に開催された4回の85年川崎市議会定例会の議事録から指紋押捺問題に関する議論を見た。川崎市の指紋押捺拒否者の不告発宣言と、5月14日の法務省通達への対応について、現行法や通達を守るべきだと主張する立場と川崎市の対応を好意的に見る立場で、賛否が分かれた。また、拒否者の保護という観点で、川崎市の対応に疑問も投げかけられた。なお、この4回の会議録の内容は第8節に示した新聞記事の内容と整合的であった。加えて、議事録から、川崎市当局と市民とのコミュニケーションの問題、そして、議会の納得という課題も明らかになった。

川崎の指紋押捺制度等の改廃運動では、青丘社などが中心となった「李相鎬さんを支える会」や「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」と川崎市職労との強い連携があった。これには川崎市職労の山田貴夫の存在が大きい。山田は日立闘争の「朴君を囲む会」で一緒に闘った李仁夏や裴重度との結びつきが強く、山田を含めて、彼らは民闘連のメンバーであった。82年9月の第44回川崎市職労定期大会で、山田は川崎区役所支部代議員として、「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて一決議(案)」を提出して決議された。市職労と民闘連・青丘社との間は、山田を介して指紋押捺問題から連携するようになった。山田は状況によって市職労か民闘連かの肩書を使い分けていた。川崎市職労委員長は指紋押捺問題については、山田に任せることにした。「支える会」の代表は李仁夏であり、在日韓国・朝鮮人の有力者であった李を通して、民闘、総連等とのつながりも確保できた。この市民運動体である「支える会」は「外国人登録法の抜本的改正」を求める運動の担い手であるとともに、各種団体・運動体の調整機能を果たしていた。外国人登録法の抜本的改正へ向けて、自治労の方針に沿って「総評・社会党・日朝国民会議による全国的な運動に最大結集する」としていた大阪市職とは違って、川崎市職労は「外国人登録法の抜本的改正」という目的を共有しながら、川崎独自の道を歩んだことになる。そして、80年代後半に、民族差別と闘う神奈川連絡協議会(以下「神奈川民闘連」という)が川崎市に要望書を提出して、川崎市と交渉に臨んだ「川崎市職員採用の国籍条項撤廃」の運動でも、川崎市職労は神奈川民闘連と共闘することになった。

第6章では、次のことを明らかにした。80年代、青丘社が中心となって川崎市と交渉して、86年に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定され、88年に青丘社が運営する「川崎市ふれあい館」が開館することになった。ただし、川崎市ふれあい館の建設に当たっては、建設地周辺住民の反対運動にあった。反対住民は青丘社との直接的な接触を望まず、川崎市と交渉することになった。川崎市が川崎市ふれあい館の建設案の作成を、周辺の住民を入れずに青丘社だけとプロジェクトを組んで進めていたことが「行政行動」の失敗であり、川崎市にとって教訓となった。また、川崎市は韓国・朝鮮人に対する日本人の差別、偏見に根強いものがあるという認識を得た。反対住民は最後に、市と妥協案で合意することになったが、その要因は「チラシや新聞記事」による世論形成と、学校における「ふれあい教育」という教育実践であった。その結果、川崎市は世論形

成の重要性を強く認識するようになったものと思われる。また、この反対運動には、川崎では青丘社が中心となって行われた「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」も影響していた。この改廃運動に関連して、川崎市は、川崎市長が「指紋押捺拒否者の不告発宣言」を行ったことによって国との対抗関係が生まれ、その解消に苦労した経験があったことは前に取り上げた。これらの経験や教訓から、川崎市は神奈川民闘連からの川崎市職員採用の国籍条項撤廃要求に対して、慎重に対処することになった。

また、89年の青丘社資料によれば、青丘社は、①李仁夏、裴重度、李相鎬などのリーダーの下、「在日」や民族差別の問題などについての相談対応を行い（いわゆる、駆け込み寺機能）、また、神奈川民闘連と一体となって民族差別との闘いを継続する一方、②保育園経営をしながら、川崎市からの受託者として、「こども文化センター」という地域の児童館運営と、「ふれあい館」における「多文化共生教育」の運営という、①と②の側面を持っていた。

②については、まさに、川崎市と青丘社が、教育基本方針制定と川崎市ふれあい館建設の交渉を経て、「協働」ないし「共生」の関係を構築したことになる。これが、金侖貞が提示した「川崎実践のメカニズム」、つまり、「1980年代の交渉を通して行政との協働関係を構築」し、「実践の積み重ねの上に『多文化共生教育』の土台が形成され」たことを意味している。

次に、88年の神奈川民闘連の結成と、その神奈川民闘連が重点課題に設定した自治体職員採用における国籍条項撤廃について、96年に川崎市が任用制限付きで国籍条項を撤廃するまでの経緯を次のように示した。

75年に発足した関東民闘連が運動体としての機能がなくなったことから、88年に、新たに神奈川民闘連が民闘連の3原則を踏まえながら、「共に生きる社会」の実現を目標に据えて発足した。その時の呼びかけ人の一人李仁夏は『『共に生きる』とは、美しい友情を産み出す運動である』と言い、もう一人の呼びかけ人の梶村秀樹は神奈川民闘連に「NGOとしての初心」を忘れずに、「共に生きることをめざす課題を共有」することを求めた。そこには、「民族差別と闘う砦」という言葉は見られない。

神奈川民闘連は最初に「公務員採用の国籍条項撤廃」を最重要課題に挙げ、88年7月、川崎市に「要望書」を提出した。そして、川崎市と始まった交渉は、88年から96年までという約8年を経て、都道府県・政令指定都市の中で初めて、任用制限付きながら川崎市職員採用における国籍条項撤廃に至った。神奈川民闘連と川崎市職労は川崎市の国籍条項撤廃運動でも共闘を行った。川崎市が、国籍条項を撤廃しようとした時に、最大の障害になったのは、「当然の法理」を根拠にした国（自治省）の反対であった。これに対応するために、高橋清市長のリーダーシップの下、川崎市は全職務を分析するなど、実態調査を行うことによって、96年に「川崎方式」と言われる、任用制限付き「国籍条項撤廃」に踏み切った。

これに対して、朴鐘碩は、「差別を前提とした、行政からの恩恵的な国籍条項撤廃である」と批判し、国籍条項の完全撤廃を要求するという原則的な立場を取った。一方、神奈川民闘

連は「大きな一歩」、「問題解決へのステップ」、「この現状で行える川崎市の最大限の努力」と一定の評価を行った。そして、97年には、川崎市的一般行政職の「事務職」で初めて外国籍の3人が合格した。実態調査に自信があった高橋市長は「川崎方式」による国籍条項撤廃を国と対立しながら、都道府県・政令指定都市として初めて決断し、他の地方自治体に大きな影響を与えることになった。その後、国（自治省）も「川崎方式」を追認することになった。

高橋市長は「市民の納得を得ながら、少しずつ進めていく。そうしないと反発がすごい」と言い、市民と市議会の納得が重要だと指摘した。これは96年6月の「平成8年第2回川崎市議会定例会」の会議録でも裏付けられた。ここに、川崎市が進める「多文化共生」づくりの一端が表れている。

日立闘争の勝利の後、日立闘争を支援する「朴君を囲む会」の川崎のメンバーが中心となって立ち上げた全国民闘連が95年になって解散した。そして、全国民闘連のような「各地の民闘連の連合体」ではなく、一つの「在日コリアン人権協会」が立ち上がった。神奈川民闘連は93年の第18回全国民闘連交流集会以来、全国民闘連の下部組織という位置づけであった。そして、全国民闘連が解散となった95年の「全国民闘連大会」以降、神奈川民闘連は在日コリアン人権協会への参加を凍結し、「改革プロジェクトチーム」等によって、改革議論を進めてきた。その結果、「在日コリアン人権協会」へは移行しないことを決め、96年6月、神奈川民闘連の第9回総会で、神奈川民闘連は独立した組織として再出発することになった。それは従来からの民闘連の理念を引き継ぎ、「市民運動主義、地域運動主義を掲げた『ゆるやかなネットワーク』として組織を再スタートさせる」ことだった。新たな神奈川民闘連の顧問には、李仁夏、裴重度、三浦泰一など、従来全国民闘連、関東民闘連、神奈川民闘連のリーダーが就いた。

第7章では、次のことを明らかにした。96年は、高橋清市政の下、日本で初めて条例で設置した川崎市外国人市民代表者会議の第1回目が開催され、また、前述したように、職員採用試験において任用制限付きで国籍条項撤廃がなされた。これによって、川崎市で外国人市民の市政参加拡大が実現した年となった。山田貴夫と同様に市職員となった飯塚正良も「朴君を囲む会」のメンバーであり、李および裴と日立闘争で共闘していた。山田は88年に職員の自主研究グループ「川崎の国際化を考える会」を立ち上げ、また、91年に市議会に当選した川崎市職労出身の飯塚は外国人施策についての議会質問を積極的に行い、共に神奈川民闘連の交渉を支援した。

94年2月、高橋市長が実行委員長、篠原一が企画委員長で、川崎市において開催された第7回「地方新時代」市町村シンポジウムから「川崎市外国人市民代表者会議」が提言されて、調査研究委員会が設置された。委員会の委員に裴重度が、事務局に山田が就任した。委員会では、裴が「川崎市外国人市民代表者会議」の条例設置を強く主張して答申に取り入れられた。そして、シンポジウムで代表者会議の設置を主張していた李仁夏が代表者会議の初代委員長に、山田が代表者会議の事務局に就任した。以上のように、日立闘争での「朴君を



囲む会」のメンバーであった4人、つまり、市職員の山田貴夫および市職員から川崎市議会議員となった飯塚正良、民闘連のリーダーであった李仁夏および裴重度が川崎市の施策形成に、今までの団体交渉ではなく、個々人として関与し、外国人市民の市政参加拡大に貢献することになった。

そして、ここまでのまとめから、次節の「現状の把握と提言」の中で、提言の参考とする主な内容について示す。

- ・日立闘争メンバー（李仁夏、佐藤勝巳、崔勝久、裴重度、山田貴夫）：民闘連運動での活動、川崎の多文化共生発展への貢献、考え方などを個人レベルで明らかにしたこと。
- ・日立闘争の「経験的な方法論」の抽出と、民間企業や地方行政に対する本方法論の適用と有効性の確認。
- ・70年代の民闘連での議論：「地域での闘う仕組みづくり」、在日意識の多様化、運動の継続困難性、「圧倒的な日本人の存在」や日本人の偏見・排外主義など。
- ・佐藤勝巳の民族差別減少、運動側の「仕掛け」、交渉のプロ化などの問題提起。
- ・金時鐘の「差別する側のエゴと合わせて、差別される側のエゴも見逃してはならない」と在日韓国・朝鮮人側への戒め。
- ・梁泰昊の「共生のために自己責任と他者責任の違いをはっきり区別することが求められる」という指摘。
- ・徐正禹の「在日同胞の側は差別を考えると、社会的責任の部分と自己責任の部分を明確にしなければ自ら崩壊してしまう危険性がある」という指摘。
- ・80年代の指紋押捺拒否運動：国との対抗関係から得た川崎市の教訓、山田貴夫を介した青丘社・民闘連と川崎市職労との共闘、市民運動体の各種団体・運動体の調整機能。
- ・周辺住民の反対運動：地域住民の偏見への対応、世論形成の重要性。
- ・89年の青丘社資料：①相談対応、神奈川民闘連と一体となった民族差別との闘い、②保育園経営と「ふれあい館」運営という、青丘社の①と②の側面。
- ・88年の神奈川民闘連発足：梶村秀樹からの「NGOとしての初心」というアドバイス。
- ・95年の全国民闘連解散と、96年の市民運動主義、地域運動主義を掲げての神奈川民闘連の再出発。市政にとっての「市民の圧倒的な支持」と「市議会の納得」。
- ・川崎市外国人市民代表者会議の設立と運営：李仁夏、裴重度、山田貴夫が個人として関与。（今でも裴と山田が市民運動のリーダーとして活動。）

以上のようにここまで、各章のまとめと結論を概要として示してきた。そこで、これらを序章において提示した、①先行研究との関係、②ベ平連および民闘連の特徴上の類似点、③在日韓国・朝鮮人の現代史という3つの切り口でまとめ直して、これまでの結論としたい。

#### （1）先行研究との関係

最初に、序章の「2. 先行研究」で挙げた疑問を次のように明らかにする。それは、青丘

社とは「関東民闘連」ないしは「神奈川県民闘連」と「一体化している」かどうかということ、そして、88年の川崎市ふれあい館の建設後の「民族差別と闘う砦」づくりはどうなったかという疑問についてである。崔勝久(2008)はふれあい館の建設が「民族差別と闘う砦」づくりから「共生」をスローガンにした地域活動に転換していく契機になったと述べている。また、金侖貞(2007)は79年に「民族差別と闘う砦」づくりが提案され、そのイメージは、青丘社を青丘社内部の実践だけに閉じ込めず、地域を基盤に活動していく団体であることを表明するものであったとした。これについて、「民族差別と闘う砦」づくりを主導していた崔は、79年の『特別基調報告』で、民族差別と闘う運動は民衆(同胞)自身によって担われなければならない。「地域での闘う砦」づくりは、在日朝鮮人の生活実態に肉薄することで、例として、①児童手当のために行政闘争を行ったり、また、クレジット会社や銀行に対して糾弾闘争を行うこと、②地域で子供会活動やオモニ学級(識字教室)を実施することであると述べていた。これが、崔勝久(2008)では、「民族差別と闘う砦」づくりとは、「民族主義を脱構築、解体し、民族に固執することなく、朝鮮人・日本人ともども、地域に住む民衆とともに、地域の問題に肉薄して、地域の解放を目指すものであった」と述べている。これは、明らかに、上述した『特別基調報告』とは、民衆の定義や運動の担い手について違いがある。

それらについて回答を与えたのは、第6章で明らかにした川崎市ふれあい館建設後の89年の青丘社の内部資料である。これによれば、青丘社は、①「在日」や民族差別の問題などについての相談対応を行い(いわゆる、駆け込み寺機能)、また、神奈川県民闘連と一体となって民族差別との闘いを継続する一方、②保育園経営をしながら、川崎市からの受託者として、「こども文化センター」という地域の児童館運営と、「ふれあい館」における「多文化共生教育」の運営という、①と②の二面性を持っていた。②については、まさに、金侖貞が提示した「多文化共生教育」の担い手であることを示している。また、①は、青丘社が、89年当時、神奈川県民闘連と一体となっていたことを示す。それからもう一つ、89年の①と②と、79年の①と②はよく一致している。すなわち、それは、青丘社の「民族差別と闘う砦」という機能が79年とふれあい館建設後の89年では、基本的には変わっていないことを示している。また、神奈川県民闘連の三原則の一つに「在日韓国・朝鮮人と日本人の双方の人間解放にむけて共闘する」とあるように、青丘社と一体となっていた神奈川県民闘連も在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘を目指していた。これから、崔勝久(2008)が示した上述の「民族差別と闘う砦」づくりの説明には矛盾がないことになる。

ところで、やはり「2. 先行研究」において、「ふれあい館」は設立から30年を経過したが、この間の外国人の利用率やその利用者の地理的分布はどうかと提起したことについては次節で扱う。

## (2) ベ平連および民闘連の特徴上の類似点

序章において、ベ平連の特徴と民闘連の特徴の類似点を終章で明らかにすると書いたことに移る。それは、序章において列記したベ平連の特徴に対して、今までにまとめた内容か

ら抽出した民闘連の特徴を比較するものである。確かに、民闘連運動には、在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘であったこと、全国民闘連の共同代表であった川崎教会李仁夏牧師の関係で、在日大韓基督教会付属の在日韓国人問題研究所（RAIK）を民闘連の事務局に使用するなどのキリスト教組織からゆるい支援があったことについては、ベ平連との相違と言える。これは運動そのものの本質的な違いやその立ち上がりの経緯の違いから来るものであり、表1を見れば、両者の特徴はよく似ていることが分かる。日立闘争から民闘連運動に参加していた主要なメンバーに、ベ平連で活動していた人たちがいたことから当然のことかもしれない。そこで、ベ平連運動は主に日本人の市民によるボトムアップの代表的な市民運動であるとすれば、民闘連運動は在日韓国・朝鮮人を中心とした日本人との共闘によるボトムアップの市民運動と言えるだろう。また、今まで見てきたように、民闘連運動という市民運動が革新自治体であった川崎市と親和的であったために、その市民運動と革新市政の相乗効果によって、川崎市に先進的な多文化共生および外国人の施策が生まれたと言える。

ここで注意すべきは、ベ平連は目的を達したということで解散したことである。一方の民闘連では、全国民闘連が95年に解散したものの、神奈川民闘連はまだ活動を継続している。その神奈川民闘連および青丘社は、民族差別撤廃に関して、在日韓国・朝鮮人が現在直面している「ヘイトスピーチ」に対して、梁泰昊が言っていたように「差別があれば差別と闘うしかない」ということで、今でも闘っている。

表1. ベ平連と民闘連の特徴上の類似点

ベ平連の特徴	民闘連の特徴
市民が個人としてコミットすることに対応したゆるい組織形態	同左
『ベ平連ニュース』の発行	『民闘連ニュース』の発行
事務局の存在（神楽坂ベ平連）	事務局の存在（RAIK）
各地域のベ平連の存在	各地域の民闘連の存在
政党の不介入・不支配	既存の民族団体や政党から距離
全国懇談会の各地域での開催	全国交流集会の各地域での開催
被差別部落や在日朝鮮人などへの差別構造へ目が向く	民族差別と闘うこと自体が目的
ベ平連の三原則の存在	民闘連の三原則の存在
「ベトナムのために」ではなく「私たち自身のため」のもの	在日韓国・朝鮮人の民族差別からの解放と日本人の自己の解放
日本人の被害者および加害者という二面性を持つことを明らかにした	自己責任と他者責任の違いを区別

### (3) 在日韓国・朝鮮人の現代史

序章では、在日韓国・朝鮮人の戦後史をいろいろな文献から振り返った。まず、金奎一(1988)は「体験的在日同胞論」を展開し、戦後直後に在日同胞の「部落共同体」が生成し、そして70年代の初めにかけて「部落共同体」が崩壊していく経緯を示した。その中で、部落共同体は60年前後には衰退の兆しが顕著になり、共同体本来の役割も消失したという。それによって、在日一世が歴史の舞台から後退し、また、在日一世の価値観が崩壊の危機を迎えた。そして、在日同胞は集中の時代から分散、拡散の時代へと移行せざるをえなくなった。共同体の解体は、次の内的な要因と外的な要因によって促された。

内的な要因(政治的要因)は、朝鮮半島の南北の分断と政治的対立が挙げられる。59年に開始された「共和国への集団帰国」であるが、帰国者の大部分は部落共同体の人たちであった。長い間、部落共同体の世話役だった人たちが帰国したために、その後遺症は大きかった。さらに、集団帰国した同胞たちから部落残留者に送られてくる手紙が、悲観的で暗い内容のものばかりであったため、部落共同体は動揺し始め、やがて部落共同体に亀裂を生じさせた。共和国に懐疑的な同胞が増え、民団側へ移り始めるようになった。韓国で60年に起こった「4・19政治革命」を機に、民団は一挙に活性化した。新旧の対立が民団内に起こり、民団系同胞は相互不信と分裂を繰り返した。これも、部落共同体に複雑な波紋を投じた。

内的な要因(経済的要因)では、45年から50年頃までは、日本の経済はどん底であり、一世たちは家族を養うため、焼酎の密造とヤミ売り、ブタの飼育、ヤミ市での販売、土木工事などで生計を立てた。朝鮮戦争が始まり、日本は戦争景気で好転した。そこで、蓄えのある在日同胞は、くず鉄商を始め、成功した者も少なからずいた。そして、共同体の内部でも経済格差が目立ち、少数の成功者と、多数の経済的困窮者との分離現象が進んだ。経済的成功者は、新たな職業的成功を目ざして部落共同体を去って行った。多くは、パチンコ、キャバレー、タクシー会社などで成功したが、再び、部落共同体には戻らなかった。

同じ頃、日本経済が高度成長期であり、部落から通勤していた若者は、自分が朝鮮人であることが会社側に知られないように貯金ができると部落から遠く離れたアパートに引っ越した。また、60年代、4年制大学に入学する同胞青年が毎年1000名を越えた。

共同体解体の外的な要因は公権力であり、部落共同体初期は密造酒を取り締まり、朝鮮戦争が始まると、政治弾圧が厳しさを増した。60年代に入ると県や市の行政が、都市再開発、道路や港湾の整備拡張などの理由に、立ち退きを求めた。そうして、60年代末から70年代初めの頃、部落共同体は姿を消すことになった。これによって、「在日同胞の多くが心の拠り所、民族感情や民族意識を育む場としてのマダンを失った」。

このように、在日同胞は集中の時代から分散、拡散の時代へと移行せざるをえなくなった時期に、本論文で今まで見てきたように、70年12月、朴鐘碩が日立製作所を就職差別で裁判に訴え、在日韓国・朝鮮人と日本人の有志が朴を支援するという日立闘争に発展した。そして、74年に、朴はこの「日立就職差別裁判」に勝訴して、民闘連運動に繋がって行った。

さらに、金奎一(1988)によれば、終戦直後、反日感情がバネになり、強烈な民族独立精神

が在日一世を支配していた。「2、3年もすれば必ず富強な統一独立国家が祖国に樹立される」と考えていた在日一世にとって、在日同胞問題は基本的に存在していなかった。「祖国に強力な統一独立国家を創建するために、在日同胞もその一翼となって頑張ろうというのが、在日同胞運動の綱領的立場となった」。ところで、在日同胞の日本定住はすでに既成事実となったが、現在もこの事実の承認を拒んでいる人たちがいる。一世の時代はもう終わってしまった。

金英達(2003)は同様に、在日韓国・朝鮮人の戦後史において、次のように述べた。戦後の日本社会では、戦前からの朝鮮人蔑視に加えて、排外意識が起こった。この排外意識は就職差別に現れた。在日朝鮮人は安定した仕事に就けず、「日雇い」、「飲食業やパチンコなどの風俗営業」、「廃品回収」、「養豚」などを職業とする者も多く、「闇市や酒の密造」にも手を染めた。「差別が貧困を生み、貧困がさらに差別を拡大するという悪循環」となった。そのため、多くの在日朝鮮人が生活保護を受けるようになり、さらに日本社会の排外意識を強めた。この「差別と貧困」は、在日朝鮮人に「①民族団体への結集」、「②北朝鮮への帰国」、「③日本国籍への帰化」という3つの動きを引き起こした。日本の高度経済成長が始まって雇用機会が増えるようになった60年代後半、在日コリアンは絶対的貧困から解放されるようになった。在日コリアン社会は、本国への帰国の流れがとまり、在日一世から二世、三世、四世へと世代交代が進み、日本への帰化の累積化、日本人との婚姻の圧倒的多数化などという変動が起きている。制度上の差別の撤廃に関しては、民団、総連の民族団体をはじめ、民闘連などの市民運動の力が大きく寄与した。70年代の日立就職差別闘争は画期的であった。70年代、80年代の民族団体による生活権擁護運動により、制度的には在日コリアンへの差別状況は大きく改善された。これには日本人側の協力もあり、在日コリアンを「共に生きるパートナー」であるとみなす意識が、日本社会でも芽生えてきた。「現在、定住外国人の公務員就任権の拡大と地方参政権の獲得が、運動の一つの焦点」になっている。

尹健次(2015)は、その頃の状況を「転換期の1980年代」として、次のように述べている。在日朝鮮人社会では、70年代後半以降、本国への帰国を前提とした「祖国志向」を否定し、日本での定住を既定事実とする「在日志向」を主張する考え方が展開されるようになる。70年前後は、「在日」にとって、「祖国志向」と「在日志向」のせめぎあいの時期であった。70年代半ばから、二世青年を中心とした「在日」の運動は、生活権擁護、「永住」志向にその足場を置き、民族差別や市民的権利獲得の問題に向い、「第三の道」が主張され始める。それらは、74年結成の民闘連運動などの流れを形作っていく。80年前後になって、事実として、「在日」の「定着志向」が確立されていく。ただし、90年代以降、公務就任権と地方参政権という大きな問題が残った。

文京洙(1984)は、「定住化」や「第三の道」について、次のように述べている。「定住化」の問題の議論は70年代の半ば頃からであり、ここ数年に、ほぼ3つの方向に分岐した。一つ目は、佐藤勝巳に代表される「在日朝鮮人の日本人への『同化』を容認する方向」、二つ目は、「第三の道」という「少数民族化の方向」、三つ目は、「定住化」の現実を承認しながら

ら「在日朝鮮人の本国へのつながりを一義的な問題として強調する立場」である。「私は、『第三の道』ふうの方向を一つのあり方として認めるべきだと思ひ、現実的にいって認めざるをえなくなってくるとも思っている」。

そして、「定住外国人」の「定住」または「外国人」のどちらに重きを置くか、または「在日」か「祖国」かといった議論について、民闘連運動に参加していた梁泰昊が重要な論点を提供していた。

次に、梁泰昊の主張と、姜尚中および梁の論争について振り返る。兵庫民闘連の梁泰昊は84年に次のように述べていた。祖国に一体化することは、南北分断している中、在日朝鮮人も「分極化し対立」することになり、また、祖国に依拠することは「他律的な要素」を多く持ちすぎることになる。在日朝鮮人の日本への「定住化」はほぼ確実となり、日本社会の中で外国人という理由で差別されず、日本人と同等の権利を持つことは当然である。その差別をなくすことは、生活権の確保にとどまらず、人間としての誇りを守ることである。そして、在日朝鮮人は日本社会および韓国・朝鮮に対して「異文化をもった少数者」であるとすれば、その異質さのまま、同じ人間として生きる権利を保障することが自己実現していく上で不可欠となる。民族差別をなくそうとする取り組みはそのための具体的なアプローチである。

この梁が述べた「異文化をもった少数者」とは、飯沼二郎が言った「第三の道」に通じる。この道を行くには、梁は、民族差別をなくす取り組み、つまり、民族差別と闘うことが必要であると述べている。その後の85年から86年にかけて、姜尚中と梁泰昊の論争が次のように起きた。

姜は最初に、次のような内容が書かれた論考を発表した。在日韓国・朝鮮人が指紋押捺拒否運動といった人権・市民権獲得の闘いで、既成の民族団体から距離をおき、個々の在日韓国・朝鮮人が自分の意思と責任で行動を起こしたという点を在日の歴史上、「新しい芽」であると評価した。しかし一方で、70年代後半から80年代にかけて、民族的マイノリティとしての「在日」という考えがクローズ・アップされるようになり、この日本社会の中の少数民族としての「定住化」の発想には隘路があると批判した。日本の社会と国家に「基層定型」<sup>157</sup>が生き続ける限り、差別撤廃と人権・市民権獲得の闘いは「内国民化」と「賤民化」に収束する懸念がある。これを超えるには、その流れを祖国に向けて定位することが必要だ。

これに対して、梁は次のように論考で反論した。組織ではなく個人として行動していることが、「在日」の将来にとって「シンボリックな意味」を持つ。82年に在日韓国・朝鮮人の大多数が永住資格を持つようになり、若い世代には外国人ととらえられることに人権意識が作用している。そして、この10年の民族差別との闘いは、マイノリティとしての自己を見失うまいとする自分との闘いであった。日本には、「基層定型」を前提とした単一民族社

<sup>157</sup> 序章でも示したように、姜尚中(1985a)は「天皇制の世襲カリスマ的血統主義を構成原理とする明治国家は、一民族＝一国家の虚構を近代国家の形態に再編し、それを自然の体系に擬することに成功した。敗戦によって旧憲法体制は瓦解したとはいえ、この基層定型は連綿として生き続けている。否むしろ高度に完成された形態をとるにいたったとさえ言える」[姜尚中 1985a : 123] と述べた。

会を否定するような勢力も少しずつ力を増している。そして、「賤民化」という差別的表現を批判するとともに、「朝鮮系日本人」への差別があれば差別と闘うしかない。「基層定型」と言うが、日本人も政府を批判するし、また、民族差別に対して日本人（マジョリティ）として闘ってきた多くの人々に学ばなくてはならない。また、「祖国にむけて定位させる」というのは、「祖国というマジョリティへの転化を暗示」し、「国粹化」を招く危険もある。そして、在日韓国・朝鮮人が存在するという事実がまずあり、その人権を守るために、マイノリティとして、避けて通ることができない共生をめざす姿勢が必要である。

これに対して、姜は次のように論考で反論した。在日韓国・朝鮮人について「定住外国人」の「定住性」を強調するあまり、「外国人」であり、祖国をもっていることをないがしろにしている。日本国内の被差別少数民族と、「定住外国人」である在日韓国・朝鮮人とは実体的な差異が存在する。それは、在日韓国・朝鮮人には祖国があるということである。指紋押捺問題において、権利意識に目醒めた多くの二世・三世の意見を代表している梁を始めとする世代が持つ「外国人ととらえられることに対する人権」意識では、「日本的価値体系」である「基層定型」が変わらなければ、棄民化への道は不可避となる。「統一された祖国」によって、現在の「在日」の逼塞状況から解放される。「定住外国人」としての生を民族的価値の再生と統一民族国家へと方向づけていくことが求められる。

これに対して、梁はさらに論考で次のように反論した。在日韓国・朝鮮人は民衆であり、民衆の側に位置付ければ、日本と「祖国」双方の国家至上主義も批判的にとらえるべきである。「定住外国人」の「定住」を棚上げして「外国人」と規定するのは、自己満足である。差別の不当性は、具体的な存在の実態を明らかにして衝くことが必要であって、抽象的原則を主張しても人の胸に届くことはない。差別をなくそうとする過程では、なぜ差別はいけないのかという普遍的原理もまた見出されてくる。これは逆に、自分は差別をしていないのかが問われる。「1982年体制」によって、在日韓国・朝鮮人の「永住」はすでに既成事実化し、そこでは「難民」も含めて、日本の中での共存・共生が求められている。姜が言うように「国境をまたぐ生活空間と意識をもち続け」ようとするのは、国籍や定住に左右されるのではなく、在日韓国・朝鮮人の「主体」にかかわる問題である。また、祖国が統一されたなら在日の「逼塞状況から解放される」ということは、現在でも往来や長期滞在、永住帰国、民族文化や伝統にふれることは可能であり、やるかやらないかは自分（個人）が決めることである。在日朝鮮人が「事実として在日」する以上、そこに受ける風浪は在日朝鮮人自らがしのぎつつ、避けることのできない『共生』を模索するしかない。

以上のように、梁の主張は84年から、85年および86年の姜との論争でもブレがないように見える。これは梁が民関連で活動してきた経験と10年間深く自問自答してきた結果であろう。そこには、在日韓国・朝鮮人の定住化が既成事実化し、その定住化を前提とすれば、在日韓国・朝鮮人として民族差別を受け入れるわけにはいかない。そのため、差別とは闘わなければならないし、日本国内において、避けることができない日本人との「共生」を模索するしかない。そこには、民衆と位置付けた在日韓国・朝鮮人の個人の意思と主体を尊重す

るという前提がある。それまでの民族団体や在日一世が持っていた考え方のように、一方向から、あるいは上位から個人を規定するものではない。また、民衆の定義の中には「帰化や混血」を包含することも妨げない。姜との論争で、梁が問題視したのは、姜が在日韓国・朝鮮人を「定住外国人」としての生を民族的価値の再生と統一民族国家へと方向づけるべきであると、「在日」の価値観を一方向に規定したことである。それでも、梁に言わせれば、個人の意思と主体を尊重することで、個人として姜の主張を受け入れることも自由であるということになるだろう。

梁が活動していた民闘連運動は、民闘連の活動に賛同する個人が在日韓国・朝鮮人、日本人に限らず、「主体的」に参加し、「事実としての在日」の実態を明らかにしながら、民族差別と闘うためのボトムアップの運動であったと言える。これは、ベ平連との特徴比較からも裏付けられる。梁がいうように「差別があれば差別と闘うしかない」ということで、日立闘争後の70年代半ばから現在に至るまで、行政、民間企業、教育など日本社会全般に存在していた民族差別（外国人差別）を特定し、それと闘うことで、主に川崎について見て来たような成果を上げた。そして、民族差別と闘いながら、日本人との「共生」も模索されるようになった。しかし、現在でも在日韓国・朝鮮人に対する「ヘイトスピーチ」<sup>158</sup>に代表されるような集団行動も見られ、それに対して、川崎では「青丘社」や「神奈川民闘連」などが中心となって、「差別があれば差別と闘うしかない」ということで、次節でみるように市民による運動体が立ち上がっている。「差別」撤廃に向けて、当事者相互の話し合いや説得といったコミュニケーション、また、仲裁などの手段は重要であり、それで解決できればよいが、駄目であれば、やはり闘うしかない。

ところで、84年に結成された「在日同胞の生活を考える会（仮称）」（以下、「考える会」という。）は、在日同胞社会について、世代交代と多様化の傾向があること、祖国の分断と日本社会の差別状況から「同化」への危機があることを示した。そして、在日同胞は、日本が「定住」の地になりつつあることを認識しながら、「日本での生活の重みを確かめながら、同時に、祖国の統一と民族の将来に思いをいたすのが自分たちの進むべき道である」とし、会の目的を次のように設定した。

- ・在日同胞の生活向上と諸権利の拡大、および相互扶助に努力する。
- ・在日同胞の文化的環境の醸成、民族的人間的文化の創造に寄与する。
- ・在日同胞の親睦と連帯を深め、民族的自覚を高めあう。

このように、「考える会」は、在日の世代交代が進み、定住化が確実になり、しかも「帰

---

<sup>158</sup>青丘社関係では『朝日新聞』の「ヘイトデモ事前差し止め——対策法踏まえ仮処分」という記事がある。「特定の人種や民族を標的に差別をあおる『ヘイトスピーチ』を繰り返す団体の主催者の男性が、川崎市で5日にデモを予定していることをめぐり、横浜地裁川崎支部（橋本英史裁判長）は2日、在日コリアンの男性が理事長を務める市内の社会福祉法人から半径500メートル以内でのデモを禁止する仮処分決定を出した。……5月27日に仮処分を申し立てていたのは、在日韓国・朝鮮人が多く住む同市川崎区の桜本地区にある社会福祉法人『青丘社』（裊重度理事長）」【『朝日新聞』朝刊13版、2016年6月3日、p.1】。



化」・「同化」への危機意識がある中、在日の生活向上と権利拡大、祖国統一への思いを含めて民族的自覚を高めることが目的であった。これは、今まで見て来た姜と梁の論争の折衷説のようにも見える。しかし、3年後には、次のように変化する。

87年11月に、「考える会」は、『ウリ生活』創刊号を発行することになった。この創刊号で、「考える会」の事務局長である金奎一(1987)は、次のように述べた。金はそれまで、「民族的不幸や悲劇の原因は、祖国が南北に分断されているところに求められるのであるから、祖国を平和的・民主的に統一するために最善を尽くすべきである」という「最大限綱領主義の立場」をとっていた。しかし、在日同胞の男性 S 君に起こった結婚に関する不条理を身近に見て、実際の在日同胞が「個人利己主義、拝金主義、学歴主義、権威主義等々」の価値観が形成され、それが支配的になりつつあるという認識をするようになり、最大限綱領主義の立場から現実主義者として歩むようになった。

そして、金は「考える会」の理念・目的・性格は次の通りであるといい、3年前とは変わるようになった。

第一点は、在日同胞は日本での定住を余儀なくされているということ。そしてこの厳然たる事実を、いまようやく多くの同胞が受容しつつあるということを知ってもらおうということです。

第二点は、日本に定住せざるをえなくなった在日同胞の前途は、多難であるということ、それゆえに定住を前提とした新しいプランニングづくりに真剣に取り組まなくてはならないということを知ってもらうことです。

第三点は、在日同胞の日本定住を歴史的必然として積極的に受けとめ、そのうえに立って在日同胞の輝かしい未来を創造していこうというのが「考える会」の基本的立場であるということ。

このように、金奎一は、『ウリ生活』が創刊された87年には、「最大限綱領主義の立場」から「現実主義者」となり、そして「在日同胞の日本定住」に重点を置くようになった。

また、「在日同胞の生活を考える会」(仮称)は在日同胞相互の交流の場でもあり、『ウリ生活』は「情報手帳」と位置付けられた。ただし、「在日同胞の生活を考える会」(仮称)の担い手は「誠実で献身的な同胞によって構成する」という条件を付けるとともに、民族差別と闘うという運動については、この会結成の前提に挙げられていない。これは、民族差別と闘うために、在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘するとした民闘連とは違っていた。

以上から、80年代についての金奎一、尹健次および梁泰昊の議論には、在日韓国・朝鮮人の定住化が共通認識としてあった。

次に、在日韓国・朝鮮人の帰化の問題に移る。尹健次(2015)は次のように述べた。「他の国に移住した異邦人が、その国に長く住み続けるにつれ、その地に同化し、ひいてはその国のひとになる、つまり帰化するのはごく自然なことであろう。しかし植民地支配の所産で

あり、敗戦／解放後も民族差別の標的とされた在日朝鮮人は、そう簡単に日本になじむことはできず、帰化についても拒否的であり続けた」。しかし、鄭大均は、在日朝鮮人は日本に帰化すべきだという論陣を張っており、東京都職員である妹の鄭香均と対立した。

在日二世の鄭大均(1980)は「在日朝鮮人知識人批判ノート」で、次のように述べた。在日朝鮮人の社会では、「性別とか世代、社会経済的地位、学歴などの要素にならんで『民族的』であるか否かということが、人間を評価する際の重要な規準になる。この規準にならって在日朝鮮人を二分するなら、『民族人間』と『同化人間』の名称で各々を呼ぶことができるだろう。言うまでもなく、この社会の価値規範体系を操作するのは『民族人間』であり、彼らは後者をして『民族的裏切者』とか『民族虚無主義者』『主体喪失者』『同化主義者』と呼んで憚らない。また、「民族人間」を世代の特徴から、一世型が「伝統志向型」、二世型は「政治志向型」と分類でき、在日朝鮮人知識人が共有する傾向である。この在日朝鮮人知識人は、①日本人との関係で、彼らは自己を一方的被害者とみなした被害者・糾弾者の顔、②祖国志向主義の顔、③自民族至上主義の顔を持つ。

しかし、鄭は、在日朝鮮人は、「同化人間」であれ「民族人間」であれ、日本の社会状況に規定され、日本社会は切り離し難いが、朝鮮半島は切り離そうとさえすれば切り離せる存在である。そして、「私達は生活者である限り生活環境に左右されるし、もし自己の運命を変えようとするなら、その生活環境に直接働きかけるのがおそらく正攻法である」が、在日朝鮮人知識人にとっては、「朝鮮半島の政治状況、とりわけ統一運動への参加こそ、在日朝鮮人問題を根本的に解決する方法」であると述べた。

これは、上述した 85 年から 86 年にあった「姜尚中および梁の論争」を、鄭が 80 年に言及していたように見える。

そして、松山大学(1998)によれば、鄭は、97 年 11 月の「松山大学国際フォーラム 1997」で、次のように述べた。在日の差別問題はもうあまり議論しなくてもよい時代になっており、今積極的に考えるべきは帰化の問題である。「在日は韓国籍というラベルを持ち歩いていますが、中身は日本人と変わりがありません。ラベルと中身に違いがあるときにはラベルを中身に合わせて変えるのが妥当なところでしょう。……帰化して韓国系日本人として生きることによって、日本人の多様性を自ら創り出していくっていう手もあるはずでしょう。本物の多文化主義者が考えるべきはそういう可能性だと思うんですが、日本ではどうもそういう議論が出ない」。このように、在日の帰化を本格的に考えるようになったのは韓国に行ってからで、韓国人の場合は韓国人性を実践する人間が韓国人であり、韓国語をしゃべれなくなったら韓国人とは認めない。在日は韓国人と対等に向き合うためにも日本国籍を持たなくてはいけない。「今話題になっているのは国籍取得よりは国籍条項の議論でしょう。二日前に東京都の保健婦の女性が勝訴した事件がありましたが、あれは実は私の妹です。私はテイと名乗っているんですが、妹はチョンと名乗っていますね。しかし私に言わせれば、妹は韓国語もしらないし、韓国籍を維持しているのが不自然なんです。韓国語もまともに使えないのに、何がチョンかなとも思いますね。妹も帰化のことは考えたようですが、結局は闘士

になってしまった。管理登用試験を受ける段になったら国籍条項に阻まれ、妹は闘うことを選択したというわけです。私は帰化を勧めたんですね。帰化して韓国系日本人として生きることによって、日本人の多様性を自ら創り出していくっていう手もあるはずでしょう」。

この鄭の主張について、徐・金(1998)で、徐京植は次のように批判した。鄭は自分が本物の多文化主義者だと言っており、まさに文化還元主義、文化のステレオタイプ化である。

「誰がなに人かということをも文化のあるなしという資格で数えていったら、在日朝鮮人の99パーセントは朝鮮人ではない……文化があるから朝鮮人なんではなくて、文化を剥ぎ取られた痛みがあるが故に、朝鮮人だということ」である。そして、「日本がもっと徹底的に多元的な社会になる必要がある」という一方、朝鮮も、「統一された朝鮮」が多元的な国になる必要があり、血統でも言語でも「文化」でもなくて、「帝国主義と植民地支配の20世紀を生きてきたという歴史の共有、それを前提として朝鮮人だと自ら申告する人は誰でも朝鮮人として認められる、そういう朝鮮人観を私は考える」というように、徐は、朝鮮人の資格要件として、「歴史の共有」を訴えた。徐京植(1997)は、「朝鮮人」は「人種や血統はもちろんのこと、国籍、言語、文化にかかわりなく、朝鮮民族の苦難の歴史を共有し、そこに自らのアイデンティティ」を持った者であり、「歴史の共有」を「朝鮮人」の資格要件に挙げた。

このように、徐は「帝国主義と植民地支配の20世紀を生きてきたという歴史の共有、それを前提として朝鮮人と認められる」、あるいは「朝鮮人」は「朝鮮民族の苦難の歴史を共有し、そこに自らのアイデンティティ」を持った者と主張しているように、一つの方向に規定した。この主張は、多様な考え方を持つようになって来た多くの在日韓国・朝鮮人にとって、一つの選択肢と言えるのかもしれない。

一方、日本へ帰化する在日韓国・朝鮮人が多数いることから、帰化は事実として、在日韓国・朝鮮人の一つの選択肢となっている。帰化については、民関連との関係において、次節で取り上げる。

尹健次(2015)は「在日女性の表現者」について、次のように述べた。「それは家族や組織、祖国概念に縛られた閉鎖性から脱し、生き方の中心に『私』を据え、個の叫びを行動の起点にしはじめることであった。言いかえれば、在日社会に束縛されつつも、市民的な主体意識が台頭しはじめ、それが民族的な主体意識との文化、あるいは新しい形での統合がはじまったことを示す」。李良枝が登場して在日女性作家が注目された。その李は、82年にソウル大に留学したが、「日本と韓国、あるいは日本語と韓国語という二者択一で自らのアイデンティティを確立すること」に苦しみ、『由熙』(1988)などの小説を書くことに繋がった。『由熙』は「ソウルでの生活になじめずに、大学を中退して日本に帰ってしまう話である」。

李と同じように、姜信子(1990)は10ヶ月間になる韓国大田市の生活について、次のように書いている。タクシーに乗るたびに、自分の変な韓国語を指摘される。また、同姓同士で腕を組んで歩くことや、韓国に深く根をおろす儒教的なるものなどに違和感を覚える。そのため、自分を、韓国人でも日本人でもない「日本語人」だと言ってみることがある。この李

と姜の例は、序章で示したように、梁泰昊(1996)が述べた「在日韓国・朝鮮人は本国にいる韓国人とは違う要素を持っている、本国の韓国人と同じようになることはできない」ということを意味している。

さらに、姜信子(1993)は2年間韓国で暮らして韓国語も話せるようになったが、「韓国語を身につければ、韓国人の心がわかる、韓国人になれる」と在日韓国人の上の世代の人々から言われたが、「韓国語を学んで得たのは民族意識ではなく、韓国人とは違う自分の再確認だった」。これは、李良枝が描いた由熙が韓国に対して持った違和感と共通するものがある。「由熙」はソウルでの生活になじめずに、大学を中退して日本に帰ってしまったが、姜は自身を「韓国人とは違う」と思いながらも、「凶々しいさ」を身に着け、2年間の韓国生活を送った。そんな韓国の暮らしの中で、姜は、文化、言葉、在日韓国人であることなどの自分を囲い込んでいる『枠』を初めて痛切に意識した。誰もがどんな形にせよ、囲い込まれているが、この「枠」をどうやってこえていこうかと自分に問いかけた。

また、姜信子(2002)によれば、『『純粋さ』はフィクション』として、「同じ血、同じ言語、同じ文化で結ばれた『国民』によって構成される『国家』という枠組み。国境線の内側は、『純粋さ』で満たされるべきという発想。……『純粋さ』とは、フィクションでしかありえない……それは、美しい自分を囲い込み、異なるものを拒否する『排除』の発想を大前提とする」と述べた。「純粋さ」がフィクションであるように、「唯一の正しい答え」などこの世には存在しない。「答えは、それぞれの人生を生きている私たち一人一人が、見つけていく、あるいは創り出していくしかない。そして、そのようにして生きていく姿勢を共有することによって、それぞれに異なる私たちは共感をもって出会い、言葉を交わし、互いに生きる力を送りあうことができるはずだと、私は信じてもいる」。

このように、姜は、国家や民族の枠組み、または「純粋さ」のフィクションから解放された一人一人（個人）がそれぞれの人生を見つけ、また創り出すことが重要である。そのような異なる個人が「共感をもって出会い、言葉を交わし、互いに生きる力を送りあう」ことが可能であるはずだと述べた。ここに、姜信子(1990)が1987年11月に述べた「共感」を再び登場させた。

一方、鄭暎惠(2003)は、「在日朝鮮人」一世の男性たちの「女性や子ども」に対する抑圧と、彼女らの解放について取り上げた。鄭は、従来の「在日朝鮮人」一世が展開してきた民族解放運動の「担い手は、ほとんど例外なく男性であり、表では勇ましく民族の解放を叫びながら、その裏では女性や子どもを抑圧してやまない男性が少なくなかった……そのため、『在日朝鮮人』の女性や『子ども』（二世たち）にとっての〈解放〉とは、日本社会にはびこる民族差別からの〈解放〉と共に、暴君〈父〉によって支配されてきた〈家〉や〈民族〉からの解放も意味した」と述べる一方、「それらに進んで加担してきた、女たち自身の問題でもある」とした。そして、「解放には、一人ひとりが自己のあり方を問い直し、差別を黙認・許容してきた自己を批判することが不可欠だ。日本人がもつ民族意識を問うだけでなく、朝鮮人がもつ民族意識の構造をも問い直すべきだろう」と日本人だけでなく、「朝鮮人がも

つ民族意識の構造」についても問うた。

また、序章で、95年の金敬得、梁澄子、尹照子および姜尚中（司会）による座談会『『在日』50年を語る』[金敬得ら1995]を取り上げた。そこでは、金敬得や姜尚中の問いかけに、梁澄子および尹照子は自分の主張をぶつけた。在日二世で、高校まで民族学校に通った梁は「私自身は、民族的に生きるということ、人間として楽に生きる、自分が心地よく生きるということだと理解しています。……日本人との関係も『私、朝鮮人、ヤン・ジンジャよ』とまず言うてからでないと結べない」と、自分が「朝鮮人」とであると、日本人に伝えて付き合うことにしていると述べた。そして、姜の「本国は住んだこともなく恩恵を受けたことない国になる。そうした国に対してなぜ次の世代も積極的な結び付きを持とうとするのか、という回路を、体験のレベルを超えた生きた思想として、私たちはまだ提起できていない」と、前に述べた梁泰昊との論争の時と同様の問いかけに、梁は、「それは一つの選択肢だと考えればいい」ときっぱり答え、「実は選択肢が広がってきつつあるのに、それを認めたくない人が多い。……ねばならない一つの方向性を出さなければ、という強迫意識みたいなものがある」と分析した。「ただ、いくつかの選択肢をそれぞれが主張して、共鳴する人を得る可能性はある」と答えた。さらに、金が「私たちを在日同胞のことを日本社会にいかにか理解させるか、本国にいかにか理解させるか、理解させるために在日同胞自身が結集できる場をいかにかして作れるかということですよ」と言ったことに対して、梁は「在日と言ってもほとんど見えない人たちで、日本名や日本籍など、潜在的な在日を含めたら一つに結集させるというのはどだい無理ですよ。……結集すべき、団結すべきという『べき』が先行すると、結集が嫌で落ちていく人が増える……尹さんがおっしゃったように内に問題ををはらんでいながら、外に対して文句を言っていれば存在証明ができたから、内の問題を追及しなかった。だから在日の集合体に対する不信感も根強くあって、ますます結集はむずかしい」と否定し、誰かアピールしたものに共感する人たちと一緒にやっていくというコミュニティが増えて、「それらがゆるやかにつながればいい」と答えた。ここでも、姜信子と同様に、共感という言葉が出て来た。彼女らの共通点は、組織や他人から強制されず、いずれも自分自身から出発しているということである。そして、共感する人たちのコミュニティができて、さらに、そういうコミュニティが増え、ゆるやかにつながればよいと述べた。鄭暎恵がいう「在日朝鮮人」一世の男性たちの「女性や子ども」に対する抑圧も、「在日朝鮮人」の内なる問題であろう。

また、この座談会において、「都立公立小学校教員」の尹照子は、金から、在日の日本籍者で、尹のように民族名を名乗っている人は非常に少ないと話を向けられた。尹は、それは「在日の運動が日本籍者を裏切り者と言って排除してきたからで……民間連のように、日本籍でも入れる運動体があって、反差別というところがあったから、私は民族とつながることができた」と答えた。ここに、梁が述べた尹にとっての在日の「内なる問題」への指摘があった。尹は母親が日本人であったため、民族差別を逃れるために、「私生児」として母親の国籍に入れられた。また、金が「定住と韓国籍・朝鮮籍をもって生きるということはどう

合理化するのかが問われている」と言ったことに対して、尹は、今接している三・四世の子どもにとっては民族も既に遠いし、尹自身も、民族も国籍も無かったという感じだったが、差別を受けたことで、後から民族が作られたと述べた。帰化の問題では、尹が関わっている子どもの親が、「自分たちは日本できちんと認められて責任を果たして生きたい」という理由で帰化したが、これは「当然かなという気がします」と答えた。

姜からの尹は「参政権を持っていますね」という問いかけに、尹は投票権を行使している、地方参政権に限っては、絶対取るべきだ。私たちが権利を訴えていく時、選挙権が必要である。投票場で尹照子（ユン・チョジャ）という名前に係官がハッという感じで反応する。地域社会は日本人だけでなく住民が構成するものであり、住民の要求が反映されなければならない。そして最後に、尹は「人間は社会的な存在で、仲間とか人とのつながりの中で生きていくのが大事なことで、日本の中でそれを作り出していくには、多文化共生という概念がすごく大事だ……在日は日本が多文化社会になるために大きな位置を持っている」と述べた。

このように、尹は、地方参政権に限っては絶対取るべきであり、権利を訴えていく時に、選挙権が必要である。「自分たちは日本できちんと認められて責任を果たして生きたい」という理由で帰化することは、当然であると述べた。なお、この尹の主張は、前述した鄭大均(1980)が、「私達は生活者である限り生活環境に左右されるし、もし自己の運命を変えようとするなら、その生活環境に直接働きかけるのがおそらく正攻法である」と述べたことと共通するところがある。

この座談会での議論を見ると、金や姜が本国との結びつきや在日同胞自身の結集といったことに執着しているのに、梁はそれらを選択肢の1つであるという、より相対化した見解を持っていた。そして、在日の結集は無理であり、結集すべきなどという『べき』が先行すると、結集が嫌で落ちていく人が増える。そして、梁は「民族的に生きるということ、人間として楽に生きる、自分が心地よく生きるということだ」といい、共感する人たちのコミュニティが増えて、ゆるやかなネットワークを構成すればよいと述べた。尹も従来の「在日の運動が日本籍者を裏切り者と言って排除してきた」帰化という問題を肯定的に捉えていた。そして、「在日は日本が多文化社会になるために大きな位置を持っている」と述べた。

ここで、李良枝、姜信子、鄭暎恵、梁澄子および尹照子の5人の女性を取り上げたが、いずれも、既存の国家、民族、家、在日運動という「枠」の絶対化を批判的に捉えていた。そして、ある者はその「枠」を乗り越えて、共感による仲間作りを構想し、ある者はその「枠」を選択肢の1つであるといい、他の選択肢もあると提示した。別の言い方をすれば、彼女たちは、個として既存の「枠」からの解放を試み、そして、自分たちが生きる場を見つけようとしていたのである。

ここで、「市民」、「地域」（もしくは地域社会）、「エスニシティ」という時代の変化を語る上でのキーワードを提示した文京洙について、見て行く。序章では取り上げなかったが、95年に、文京洙は以下の3つの論考を発表した。

94年6月4日開催、『季刊青丘』主催のシンポジウム「転換期の在日韓国・朝鮮人を語る」で、文京洙(1995b)は次のように「問題提起」した。

在日朝鮮人は、自身をとりまく状況や主体性において、多様な側面を持った変化が起こっている。55年、在日朝鮮人運動は「路線転換」をしたが、「これは、在日朝鮮人は朝鮮民主主義人民共和国の海外公民であるという基本的な規定の下に、在日朝鮮人の生活と運動を置くという……国民国家という枠組みを前提にしていた」。しかし、人間の経済的な生活は国境という枠を越えた組織化が求められ、また、最近、日本の政治的単位の問題として、地方分権化の動きもあり、「国民国家の枠組みは大きく揺れ動いて」いる。文化の面でも多様化が進んでいる。「こうして国民国家が相対化され、経済的、政治的、文化的な方向でその枠組みが崩れつつある」。在日朝鮮人の問題としては、「政治的な分権化の方向を重視したい」。在日朝鮮人は「海を隔てた国民国家の一員」としての側面もあるが、「現に住んで根付いている地域社会の一員として、その地域社会の住民である日本人とか他の外国人たちと一緒に地域社会を作り上げていく、そういう権利の主体でもあるし、責任の主体でもあるという位置付けが求められている。つまり、地域社会の住民としての位置ということをも基本にして、より具体的に、国籍の問題をどうするか、参政権の問題をどうするか、ということまで考え直していかなければならない」。先ほどの「在日朝鮮人における55年体制」では、同質的な文化、画一的な集団として「民族」を考えていたが、「そういう画一的な集団化の定式で語るよりも、一人ひとりの個性の問題として考え直していく必要がある……同じ民族であるけれども、多様な個性というものを認め合った形で、本国との関係も考え直していくことが必要だろう」と思う。

この講演で文は、在日朝鮮人が地域社会の住民として権利・責任の主体と位置付けられることが必要であり、それを基本として国籍や参政権を考えなければならぬ。そのためには、一人ひとりの多様な個性というものを認め合うことが大事であると述べている。この国籍については、日本へ帰化するかどうかも含めているのであろう。この講演の次の年に、文は2つの論考を発表した。

文京洙(1995a)は次のように述べた。高度成長は「60年安保」以後の所得倍増政策によって加速して、73年の石油危機までつづく。「高度成長のもとでの生活様式の激変は、社会意識や歴史感覚といった人びとの発想形式の深部にいたる変化をも誘い出した。……もはや家庭内の結びつきを支えるのは、かつてのような因習や自然条件、もしくは貧困ではなく、愛情という非常にモダンな情緒関係であり、そこにはかつての朝鮮人家庭に付き物であった『粗暴な父』の介在する余地はほとんどない」。高度成長は都市化にともなう住宅、交通、学校、医療などの立ち遅れなどに見られる「都市問題」や、工業化による環境汚染が深刻となった。そのため、「生活の場としての『地域』を拠点とした、住民自身の発意による下からの『異議申立て』がそこに爆発する」。64年の統一地方選挙、67年の美濃部都政の誕生、70年代前半までつづく革新自治体の叢生はそうした住民の反乱を背景とした。「日常的で自発的な問題解決の志向に根差した『市民参加』が……人びとの意識をとらえ、……『地域』

を舞台とした『自治体改革』や『地域民主主義』が『市民参加』の目標として浮かび上がる」。また、同じ頃、「ベ平連」などの市民運動も起こる。しかし、在日朝鮮人はこういう「市民革命」の「蚊帳の外」であった。「南北とも体制の硬直化が度し難いほどにすすみ、それは私たち 在日朝鮮人の社会生活にも色濃く影をおとしていた。思想と組織がすべて、といった一種の『原理主義』ともいえる姿勢がまかり通っていた。……『母国留学』を通じてじかに本国の民主化運動に身を投じる若い二世も少なくなかった。……生活の場を中心とした『市民革命』の噴出にもかかわらず日本の地域社会の中での私たち『定住外国人』の地位が定まったわけではなかった。それどころか、地域社会での差別と無理解は依然として私たち 在日朝鮮人を苛んでいた」。

在日朝鮮人の戦後世代の発想はこの高度成長期の潮流に深く刻印され、個の意識や市民感覚も芽吹きはじめていた。70年代前半からの既存組織とは次元が違う新しい権益擁護運動がそのことを物語っていた。

80年代、特にその後半は、日本は「国際化」が進む。「それは日本の都市の地域社会の内実を大いに変えた。アジア系のニューカマーを初めとして、難民から帰国子女にいたるさまざまな文化を背負った人びとが都市の『地域社会』に深く浸透し、日本の『市民』の心に巣くいつづけてきた等質社会の神話を足元から揺り動かしはじめる」。

もし、高度成長期に生まれた都市の「住民運動」が「市民革命」であれば、80年代半ば以降の都市が直面しているのは、その「地域社会」を舞台とした「エスニシティ革命」である。「つまり、かつての等質的な『市民』の像から、多様なエスニシティをふくむバラエティに富んだ『市民』の像への転換をそれは求めている」。

在日朝鮮人の参政権の提起は、私たちが地域社会の住民として他の住民たちと共にそういう『地域社会』のつくりかえを担う責任の主体となることの意味表示にはかならない。だが、その『転換』の帰趨は90年代も折り返し点を迎えたいまなお不透明である」。

ここでは、「地域社会」を舞台にした「エスニシティ革命」を想定していた。それは、在日朝鮮人やニューカマーなど多様なエスニシティを含むバラエティに富んだ「市民」の像への転換を求めるというものである。そして、在日朝鮮人の参政権の提起は、その「エスニシティ革命」を想定した「地域社会」の変革を担う責任主体となることの意味表示であると述べた。

さらに、文京洙(1995c)は「市民」、「地域」、「エスニシティ」について、次のように述べた。ここで、「市民」、「地域」（もしくは地域社会）、「エスニシティ」を取り上げるが、これらは、「戦後、在日朝鮮人の一世たちが提起した『階級』、『国家』、『民族』といった理念」に対応し、時代の変化を語る上でのキーワードである。こういう変化は世代の代替わり以上の根拠があり、「共同性の解体と個別化にある」と言われる。共同体に取り込まれていた家族や家族を構成する個の自立は、「市民社会」の前提条件である。そうした私たちにとって、都市の時代に生きる上での困難は、地域社会の住民が国籍を問わず共に解決すべき課題となる。「ロシアを含むアジアで『階級』が強調される場合は、……集団主義にウエイトが置



かれ、個人はその集団に有機的に組み込まれ……企業の場合に求めたのは滅私奉公型の集団主義の再建であった。しかも、そこには『地域』という生活点での家族生活や人びとの自治と協働といった問題がほとんど見落とされていた。そして、「階級」という考え方は、「上からの発想」を暗黙の前提としており、そこにある「地域」への視点の欠落は、「在日朝鮮人の活動家や知識人の発想においてとりわけ顕著だった。……一世の活動家や知識人にとって、『民族』の解放・統一は人間一人一人の解放とほぼ等値されていた」。そして、文は「エスニシティ」を次のように定義した。

いまや、国民国家やそれに結びついた「民族」という枠組みではとうてい律し切れない、より多元的な少数者の自己主張は世界のまぎれもない趨勢であり、そうした自己主張をふまえた異質な集団同士の新しい統合の枠組みが模索されようとしている。私は、そういう、国という枠組みでは律し切れない、個人に根差した、固有の歴史的経験や文化を背景とした自己主張のあり方を「エスニシティ」として定義したい。

在日朝鮮人は、「階級」、「民族」、「国家」という問題解決を先行させ、実際に「足下の問題解決」を軽んじ、『参加』への意識を空洞化させ、地域社会を他の住民と共につくりあげることを通して育まれるべき市民感覚を大いに損ね歪めてきた」。

「市民」や「エスニシティ」は「私たち一人一人のあるがままの個性の承認という前提に立って異質な内面同士が、……なんらかの秩序をつくりだすための原理として主張されている」。そして最後に次のように述べた。

極端な話、ある者がたまたま朝鮮人として生まれたからといって朝鮮人として生きなければならない、ということにはならないだろう。それはまったく個人の自由なのである。だが、わが身の出自をつつみかくして、日本人として振る舞うことが、その人間の、心底、内面に根差した自由な選択であるとは私には思われぬ。問題は、ある個人が多少なりとも朝鮮人として生きたいと願ったり、わが子を多少なりとも朝鮮人として育てたいと願ったときに、この社会がそういう選択の自由を認めているのか、どうかであり、その点は厳しく問う必要がある。そして、地域社会での市民参加は、そういう一人一人のあるがままの生き方が許され、重んじられる社会、そういう社会へのつくりかえのためにも、いま、私たちに求められている。

このように、文は、在日朝鮮人が、「朝鮮人として生きるか、生きないか」については個人の自由であるとしているので、「帰化」も選択肢の1つとなるであろう。しかし、文は、「エスニシティ」という概念を定義し、等質的な「市民」像から、多様なエスニシティをふくむバラエティに富んだ「市民」像への転換を、「地域社会」を舞台とした「エスニシティ革命」が求めていると言っているのです。いわゆる「多文化共生社会」の実現を重要視してい

と思われる。「在日朝鮮人の参政権の提起は、私たちが地域社会の住民として他の住民たちと共にそういう『地域社会』のつくりかえを担う責任の主体となることの意味表示にほかならない」というように、その実現のための責任主体になること目指し、定住外国人である在日朝鮮人として参政権の獲得を求めた。そして、そこには、一人ひとりの多様な個性というものを認め合うことが前提にあった。

これらの文の主張は、前に述べた5人の女性が目指していた、個として既存の「枠」から解放され、そして、自分たちが生きる場を見つけるための環境づくりにも貢献するはずである。その5人の中の尹照子は、多文化共生という概念が大事であり、文と同様に、「在日は日本が多文化社会になるために大きな位置を持っている」と述べていた。

ところで、在日などの定住外国人が地方参政権を得る方法は、一般的には「帰化」するか、地方自治法等の制度改正によるしかない。今まで見てきたように、金英達(2003)や尹健次(2015)も公務就任権と地方参政権が、在日にとって、大きな課題であると述べている。一方で、鄭大均や尹照子は帰化して、参政権を行使すればよいと述べている。在日が多様な個から出発し、それぞれが多様な個性というものを認め合うということを前提にすれば、「帰化」も「外国籍として地方参政権の獲得」も1つの選択肢と言えるのではないか。「地方参政権」と「帰化」については、次節でまた取り上げる。

ここで、鄭大均が、松山大学(1998)において、妹の鄭香均の関係で触れていた公務就任権(国籍条項)について、若干取り上げておく。鄭香均(2006)の編著者略歴によると、「1988年東京都の外国籍保健師第1号として保健所勤務となる。しかし、1994年日本国籍でないことを理由に管理職試験の受験を拒否され、東京都を提訴。1996年東京地裁判決で請求を棄却されるが、1997年高裁判決で逆転勝訴。しかし東京都がこれを不服として上告し、2005年1月の最高裁大法廷で訴えが退けられる」とある。

弁護士の金敬得(2006)は、この2005年1月の「最高裁判決批判」<sup>159</sup>として、次のように述べた。

2005年1月26日、最高裁は「住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする公権力行使等地方公務員」に、外国人が就任することは「本来我が国の法体系の想定するところではないものというべきである」とし、東京都が鄭香均に対してなした管理職受験拒否処分は違憲でないと判断した。これは行政当局が用いてきた当然の法理(公権力の行使、公の意思形成に参画する公務員には外国人は就任できない)に追随したに等しい。「公権力の行使」、「公の意思の形成に参画」を「公権力行使等地方公務員」と言い換えてみても、その内容が抽象的、空漠かつ曖昧で、具体的な職種がそれらに該当するか否かの判断が、最終的に採用権者たる自治体に任されることは、本判決以降も変わらない[金敬得 2006: 122]。

<sup>159</sup> 裁判判決は鄭香均(2006)を参照のこと。

このように、「当然の法理」が現在でも生きており、この最高裁判決は、川崎市の職員採用における任用制限付き国籍条項撤廃を追認したことになる。鄭大均は、この判決が出る何年も前に、鄭香均に「帰化」を説き、「当然の法理」をクリアするように勧めたことになる。

最後に、坂中英徳を取り上げる。第4章第4節で、いわゆる「坂中論文」を発表した坂中について民関連の関係で取り上げたが、最近の坂中はどのような活動を行っているのだろうか。坂中英徳(2013)によれば、元法務省東京入国管理局長で、現在、一般社団法人移民政策研究所<sup>160</sup>を主宰する坂中は、次のように述べた。今は高齢者1人を3人の現役世代で支えているが、50年後には高齢者1人を1人の現役世代が支えることになる。これでは現役世代の負担は重く、高齢者も何の福祉も受けられない悲惨な社会が訪れる。2100年、日本の人口は4000万人ぐらいになり、それから「瞬間」に、1000万人を切る。「人口の崩壊はすなわち日本の崩壊」である。そのため、「移民を入れる以外に方法はない」。50年間、「移民を計画的に受け入れ、最終的に1000万人に到達するようにする。すると日本の人口の10人に1人は移民になる」。坂中の提案は「育成型移民政策」であり、「日本の高校、大学などで勉強してもらい、日本語だけでなく日本の文化も理解してとけ込み、最終的には日本で永住し、結婚し、子どもを育ててもらおう。このようなプロセスを踏む移民ならば日本社会に適応し、摩擦も起きにくい」。これによって、坂中は日本に「多民族国家を成立させる」といい、「多民族国家実現へのプロセス」において、「在日韓国・朝鮮人と共生することが、多民族国家として日本が歩んでいくための最初の関門だと思っています。その過程には多民族共生社会実現のための多くのヒントが隠されている。彼らは多民族国家の象徴として日本社会で重要な役割を果たすでしょう」と述べた。

また、「12年1月、移民政策研究所内に『日本人妻等定住支援センター』を設立した。支援対象となる日本人妻<sup>161</sup>や北朝鮮残留日本人（北朝鮮残留孤児を含む）は帰国しても、いわば『浦島太郎』状態で、すぐに日本になじめるわけではない。ましてその子どもなどはなおさらだ。そこで朝鮮語を話せる職員が、カウンセリングや日本語教育、親族との再会に向けた支援などを行う」。

以上のように、坂中は、官僚時代の入国管理から、退官後、「育成型移民政策」という移民促進に軸足を移していた。

---

<sup>160</sup> 一般社団法人移民政策研究所のホームページ<<http://jipi.or.jp/>>によれば、「2005年8月、日本が空前の人口減少期に入ることが明らかになるや、移民の受け入れが喫緊の国民的課題になると考えた。私は人口減少社会における移民政策に関する提言作りを目ざし、民間の研究機関「外国人政策研究所」を創立した。そして2009年4月、その組織体制を拡充した『一般社団法人移民政策研究所』を設立した」とあり、事業は、「移民政策研究・啓発事業」と「日本人妻等定住支援センター事業」となっている。

<sup>161</sup> 「北朝鮮帰還事業が終わる1984年までに北朝鮮に渡った在日コリアンの数は9万3340人、なかには在日コリアンと結婚した日本人妻約1800人が含まれていた」[坂中2013:89]。

### 3. 現状の把握と提言

#### (1) 川崎市外国人市民意識実態調査について

本節では、まず、『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書』（1993年3月）および『2014年度外国人市民意識実態調査報告書』（2015年3月）を比較<sup>162</sup>することによって、川崎市において21年余りの間に、学校での民族差別や本名の問題、川崎市ふれあい館の利用状況、参政権や市職員採用などの市政参加について、外国人市民意識実態の変化をしてみる。これにより、川崎市の外国人施策の効果も検証してみたい。調査期間はそれぞれ「1993年1月23日～3月3日」および「2014年6月26日～7月22日」であり、2014年の調査は前の調査から21年余り経っていた。調査項目はほぼ同じであるが、その中でも追加や削除があったり、まとめ方や、質問と選択回答の表現等の違いがあった。

この間、川崎市の外国人市民は1993年3月の19720人（市人口の1.66%）から2014年3月の29571人（市人口の2.03%）に増え、川崎市人口の外国人比率も高まった。また、韓国・朝鮮人に代わって中国人が外国人人口でトップとなった。この間、ニューカマーの比率も高くなった。このように、21年が過ぎて人口動態は変化していることを前提に、比較が可能であった本研究に係わる項目について、新旧の比較を行った。

なお、宮島喬によれば、この二つの調査報告書が発行された間に、川崎市は「市民としての外国人の非差別、その政治参加の道筋を付けることを目指し、次のような施策を展開してきた（主なものだけ）」〔川崎市2015：122-123〕と言っている。

- ・川崎市外国人市民代表者会議の創設（1996年）
- ・川崎市住宅基本条例の制定（2000年）
- ・「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定（2005年）
- ・川崎市住民投票条例（国籍要件なし）の制定（2008年）

#### 1) 学校教育関係

ここでは、青丘社や民関連などの在日韓国・朝鮮人の運動において重要視されて来た学校での「民族差別問題」と、差別に立ち向かうという意味で本名（民族名）を名のするという「本名問題」を取り上げる。なお、調査の対象は、1993年が学校に通っている18歳以下の子供がいる人、2014年は子どもが小・中・高校に通っている人である。

#### (1) 民族差別問題

---

<sup>162</sup> 1993年の調査では、調査設計が、①地域：川崎市全域、②対象：川崎市在住の満18歳以上の男女個人、③標本数：3000標本、④抽出方法：満16歳以上の外国人登録原票から無作為に3200票本を抽出し、さらに満18歳以上3000標本を無作為抽出、⑤方法：郵送法（途中、封書による督促を行った）、⑥調査期間：1993年1月23日～3月3日であり、回収結果が、回収数1187標本（回収率39.6%）、有効回収数1146標本（有効回収率38.2%）であった。

2014年の調査では、調査設計が、①地域：川崎市全域、②対象：川崎市在住の外国人市民満18歳以上の男女個人、③標本数：5000標本、④抽出方法：住民基本台帳から単純無作為抽出、⑤方法：郵送配布、郵送回収（途中、封書による督促を行った）、⑥調査期間：2014年6月26日～7月22日であり、回収結果が、回収数928標本（回収率18.6%）、有効回収数921標本（有効回収率18.4%）であった。

なお、1993年と2014年の調査を比較するために、ここでは、調査結果が人数表示であったものをパーセント表示にするなど、部分的に加工を行った。また、無回答の人数や割合は特に記載しなかった。

「Q14 お子さんの教育について大変困っていることがありますか。次のどれですか。(いくつでも○)」(1993年)、「Q30 あなたが、お子さんの学校と進路について困っていることや不安なことはありますか。(当てはまるものすべてに○)」(2014年)という学校関係の質問がある。選択する回答内容や項目数(1993年が10、2014年が11)で両者に違いがあり、一概に比較はできないが、「就職の時予想される差別」(1993年、回答割合30.6%)や「仕事をさがす時、差別にあうのではないかと不安」(2014年、回答割合15.4%)という回答選択の割合と順位は2014年の調査の方が低くなっている。また、Q14の回答に「いじめられる」(1993年、回答割合3.2%)というのがあった。一方、2014年は別に「Q29: お子さんは、学校で現在、次のようなことで困ったり悩んだりしていますか。(当てはまるものすべてに○)」(2014年)という質問があり、総数198人中で、「とくに困っていることはない」が139人と多数を占めたが、「困ったり悩んだり」した人の中で、「外国にルーツがあることで、いじめられる」を選択した人が16人おり、これは「授業の内容が理解できない」の21人に次いで2番目に多くなっている。

以上から、21年余り経っても、民族差別は見逃すことができるほどには減っておらず、根深く存在することが分かる。

なお、学校教育関係とは限らず、「自由回答」の中から差別・偏見問題を2つの報告書から抜粋して以下に示す。

①1993年(国籍、年代、日本在住年数)

- ・差別されたりするから、精神的補償がほしい。(韓国、20代、1-3年未満)
- ・韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくしてほしい。(韓国、60代以上、30年以上)
- ・最近滞在する諸外国人の増加とともに、差別がより多く発生しているように感じられます。(韓国、60代、日本で生まれた)
- ・外国人も日本人と同様、住宅・教育等の面で平等な待遇を受けることを希望します。(中国、30代、10-20年未満)

②2014年(国籍・地域、性別、年代、日本在住年数)

- ・一言で差別だと思えます それがないければ私達にとっては日本は天国だと思います。(韓国・朝鮮、女性、70歳以上、25年以上)
- ・外国人であることだけで入居させないという大家さんをまず教育すべきだと思います。(中国、男性、20代、1~3年)
- ・外国人を差別しない共生共存社会の構築(子供が学校で名前がいじめられるので)。(中国、男性、40代、20~24年)
- ・差別をなくす。たとえば仕事とか。(韓国・朝鮮、女性、50代、生まれてからずっと)
- ・私もそうですが子供まで差別を受けてきました。(友人も含めて) はっきり言って差別はなくならないし、なくならない限り暮らしやすくなりません。日本で生まれ育った特別永住者への帰化申請をもっと簡単にして欲しい。(韓国・朝鮮、女性、40代、生まれてからずっと)

- ・日本は言論自由な社会です。しかし、このような自由は、責任のない一方的な言論を引き起こす可能性があります。特に、新聞や雑誌です。このままだと、外国人の国に対する偏見や誤解を招きやすいです。在日外国人も同じように、偏見や誤解を持ちやすいです。(中国、女性、50代、20~24年)
- ・何もしていないのに、職務質問されることがある。(アメリカ、女性、20代、1年未満)

## (2) 本名問題

1993年の調査で、「Q15 お子さんは学校で本名を名のっていますか、日本名を名のっていますか。(1つに○)」への回答は、「本名を名のっている」が48.1% (韓国・朝鮮人では45.5%)、「日本名を名のっている」が39.4% (韓国・朝鮮人では44.5%)であった。「日本名を名のっている」と回答した人への質問「Q15-1 日本名を名のっているその理由は何ですか。(いくつでも○)」への回答は、「差別やいじめを避けるため」が23.5% (韓国・朝鮮人では26.5%)、「親も日本名を名のっているのと同じようにしたい」が56.5% (韓国・朝鮮人では67.3%)、「これまでそうしてきて、急に変わると周囲も戸惑うから」が27.1% (韓国・朝鮮人では38.8%)、「将来の就職のとき差別されないために」が17.6% (韓国・朝鮮人では18.4%)であった。これらについて、「本名を名のり差別をされないこと、これは特に韓国・朝鮮人の強い要求である。日本名の強制という過去の植民地支配にまで遡る根の深い問題で、しかも今日なお多くの在日の人々が(子どもも含め)本名使用に踏みきれないでいる社会的要因がある」[川崎市1995:678]というコメントがなされている。

回答の中に差別という言葉が入っていなくても、朝鮮人に対する戦前・戦中の皇民化政策といった歴史的背景と戦前から戦後に渡って続いた民族差別がその要因である可能性もあり、本名問題における差別問題は看過できない。

一方、2014年の調査では、選択する回答が細分化している。「Q31 お子さんは学校で民族名(外国のルーツを表す名前)を名のっていますか。それとも日本名(通名)がある場合、それを名のっていますか。」への回答は、全体では「日本名(民族名なし)」が27.3%、「日本名(民族名もある)」が11.1%、「民族名(日本名なし)」が23.0%、「民族名(日本名もある)」が6.5%、「どちらにも読める名前」が10.5%であった。「韓国・朝鮮」の場合は、「日本名(民族名なし)」が33.3%、「日本名(民族名もある)」が28.3%、「民族名(日本名なし)」が28.3%、「民族名(日本名もある)」が5%、「どちらにも読める名前」が5%であった。以上のように、全体では、「日本名」を使用が38.4%、「民族名」を使用が29.5%、「どちらにも読める名前」が10.5%であった。これから、「民族名」に対して「日本名」を使用している割合が高いという結果が出た。「韓国・朝鮮」では、「日本名」を使用が61.7%、「民族名」を使用が33.3%、「どちらにも読める名前」が5%であった。このように、「韓国・朝鮮」では、「日本名」を使用する割合がさらに高かった。なお、2014年の調査では、これらの理由を問う設問はなかった。

なお、1993年の調査では、回答が「本名を名のっている」と「日本名を名のっている」の選択になっていたが、2014年の調査では、回答の一つに「日本名(民族名なし)」という

のがあった。この場合、日本名が本名となるので、1993年と2014年を比較する場合に注意を要する。

## 2) 川崎市ふれあい館

金侖貞(2007)が言う『『多文化共生教育』形成の土台』となる施設である川崎市ふれあい館について比較する。

1993年の調査において、「Q18 あなたは次のような市の施設や市及び関係団体の行うサービスを知っていますか。また、利用したことがありますか。あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。」への回答の中で、「子ども文化センター」を「知っている」が23.3%、「利用したことがある」が8.7%であり、「子ども文化センター」を併設している「ふれあい館」（開設から約4年半経過）を「知っている」が20.4%、「利用したことがある」が3.8%であった。『『自由回答』のなかに『ふれあい館』は『場所が遠く、子供をかかえる身では、行くことができない人々も多いのではと思う』（韓国・女・30代・日本で生まれ育った）といった意見がよせられており、このような足の便の理由から、利用していない者もいることがわかる」[川崎市1995:687]とコメントされている。ふれあい館に行くには、川崎駅からだと臨海部に向ってバスなどで行かなければならないため、近隣に住んでいないと行きづらい点を指摘しているものと思われる。

一方、2014年の調査において、「Q3 あなたは次のような市の施設を知っていますか。また、利用したことがありますか。（それぞれ1つに○）」への回答の中で、「こども文化センター」を「利用したことがある」が14.4%、「知っているが利用したことはない」が33.2%、「知らない」が47.7%に対して、「ふれあい館」を「利用したことがある」が5.6%、「知っているが利用したことはない」が27.4%、「知らない」が63.1%である。21年余り経って、「ふれあい館」の認知度・利用度は上がっているが、未だ限定的である。また、「ふれあい館」は川崎区（10.9%）および幸区（5.6%）で利用度が高くなっており、「川崎区にある川崎市ふれあい館もやはり川崎区および隣接する幸区で、『利用したことがある』という回答が多くなっている」[川崎市2015:25]とコメントされており、これは1993年調査の「自由回答」を裏付けている。

以上から、『『多文化共生教育』形成の土台』となる施設としては、川崎市全体から見れば影響や効果は限定的であると言える。

## 3) 外国人市民の市政参加

1993年の調査において、「Q21 あなたは、次のような権利を必要だと感じていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（それぞれ1つに○）」への回答で、「市長や市議員への選挙権」は「是非とも必要」が29.8%、「どちらかといえばあったほうがよい」が30.1%、「必要ない」が23.8%であり、「市議会に条例制定を請願する権利」は同様に28.1%、33.0%、18.2%、「国籍の別なく市職員になれる権利」は同様に40.0%、29.8%、16.4%であった。

一方、2014年の調査において、「Q36 外国人が暮らしやすい社会にするために、次のようなことは重要だと思いますか。（それぞれ1つに○）」への回答の中で、「地方参政権」が

「とても重要である」が 29.9%、「重要である」が 30.5%、「重要ではない」が 16.5%、「わからない」が 18.2%。また、「公務員・教員としての就労」は同様に 28.5%、42.5%、9.0%、13.8%であった。宮島喬は、1993 年と 2014 年の調査を比較して、1993 年は「外国人の地方参政権、公務員就任の権利について議論と運動の始まりの段階だったが、当時と現在ではほとんど差のない、2つの権利は『必要である』ないし『重要である』という回答が示されている」〔川崎市 2015 : 123〕と指摘した。

「川崎市外国人市民代表者会議」は 1996 年に制定されたので、1993 年の調査時はもちろんなかった。2014 年の調査において、「Q35 川崎市には外国人市民の市政参加を進めるための『川崎市外国人市民代表者会議』があります。外国人市民が地域で生活するなかで感じている問題などについて話し合い、市長に提言を出します。あなたはこの会議について知っていますか。」への回答で、「知らない」が 46.7%、「聞いたことはあるがよく知らない」が 30.2%、「知っている」が 20.9%であった。国籍別では、韓国・朝鮮は 30.2%が「知っている」で最も多かった。「知っている」と答えた人に、「Q35-1 あなたは外国人市民代表者会議が、外国人市民の生活を良くするために役に立っていると思いますか。」と質問した回答で、「そう思う」が 50.0%、「そう思わない」が 10.4%、「わからない」が 38.5%であった。

高橋誠一は代表者会議の課題として、「代表者会議の認知度に関しては、どのように評価するのかということは難しいものの、『知っている』は約 2 割にとどまっており、残念ながらやや低いという印象は拭えない」、「代表者会議の認知度の向上を図っていくうえでは、提言はもちろんのこと提言以外の活動や貢献についても積極的に PR し、知ってもらうことも重要だろう」〔川崎市 2015 : 119〕と述べた。

地方参政権が必要だという外国人市民の声が多い中、地方参政権の代替、あるいは外国人の声を市政に反映させる役割がある「川崎市外国人市民代表者会議」の認知度はそれほど多くないことが気にかかる。著者はこの数年に 2 度、外国人市民の手で運営されている「川崎市外国人市民代表者会議」を傍聴したが、いずれも傍聴者は数人ないし 10 人程度と多くはない。しかし、会議では委員が「代表者」自らの課題について積極的に発言しており、市長への提言に意欲を持っているように感じた。

## (2) 青丘社・神奈川民闘連

1993 年と 2014 年の調査を比較すると、「民族差別問題」では、21 年余り経っても、学校において差別が根強く残っているようだ。「本名問題」は、1993 年の調査では「本名を名のっている」と回答した人が「日本名を名のっている」より多かった。2014 年の調査では、「日本名」使用が「民族名」使用より多かった。特に「韓国・朝鮮」では、「日本名」使用が 61.7%、「民族名」使用が 33.3%と、「日本名」使用が「民族名」使用に対して 1.85 倍と多くなっている。ただし、「日本名(民族名なし)」が、全体で 27.3%、「韓国・朝鮮」で 33.3%となっており、どちらも本名が日本名である割合が選択項目の中で一番高かった。民族名と



日本名が両方ある子供のうち、全体では「日本名（民族名もある）」が 11.1%、「民族名（日本名もある）」が 6.5%、また、「韓国・朝鮮」では、「日本名（民族名もある）」が 28.3%、「民族名（日本名もある）」が 5%であり、どちらも日本名を使用している割合が高く、特に「韓国・朝鮮」では約 5.7 倍となっていた。

序章と第 6 章で見たように、86 年には「川崎市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育」（以下「教育基本方針」という）が川崎市教育委員会によって制定された。その中に、「日本人児童・生徒に対しては、民族差別や偏見を見抜く感性とそれを批判し排除する力を養う」、「在日外国人児童・生徒に対しては、その民族としての歴史・文化・社会的立場を正しく認識することを励まし助け、自ら本名を名乗り、差別や偏見に負けない力を身につけるように導く」[金侖貞 2007 : 264] とある。上述した 1993 年と 2014 年の調査から、この教育基本方針の効果をどう見たらよいのであろうか。

確かに、川崎市の学校ではこの教育基本方針に沿って、子供に教育を実施しても、その子供の家庭・親類、地域社会などの生活環境はどうであろうか。また、川崎市と他の都市との人の交流は「市の境」など意識せずに行われている。もちろん、川崎市への流入、川崎市からの流出は日常茶飯事であろう。川崎市在住の子どもが他都市へ進学・就職する人数は相当数いるはずであり、その逆もそうである。だからといって、教育基本方針を否定するものではなく、学校内を含めて、何某かの効果があるのに違いない。これについては、本研究の目的からはずれるため、教育論などからの他の研究に期待したい。

また、1993 年と 2014 年の調査において、川崎市全体から見れば、「ふれあい館」の利用率が高いとは言えず、利用されている地域も限定的である。しかし、「ふれあい館」がある地域は元々在日韓国・朝鮮人の集住地域であり、在日韓国・朝鮮人の生活と彼らへの民族差別が濃縮された地域に川崎市によって設置された市立の施設である。褒賞度は「ふれあい館のこの間の事業実践に大きな評価が下され、読売教育賞（社会教育部門・最優秀賞）を受賞できた……在日韓国・朝鮮人と日本人、障害をもつ人ともたない人、お年寄りも子供もだれもが力いっぱい生きていくための、共に生きる地域社会づくりをめざしている地域全体に対して与えられたものである」[青丘社 1994 : 21] と指摘しているように、地域の市民社会（外国人も日本人も含めて市民である）に不可欠な施設となっており、社会福祉法人青丘社が運営している。

ここで述べたいのは、金侖貞(2007)が言う『『多文化共生教育』形成の土台』では考慮されていなかった「日本人一般大衆」である。「日本人一般大衆」と今までまとめて言ってきたが、「日本人一般大衆」は日本人個人や家庭などが集合したマクロ概念として著者が定義したに過ぎない。その中のミクロな単位である個々人はいろいろな考え方や思想を持ち、社会的な反応や行動にも違いがある。行政は彼らを法律・条例等から外れたところで直接的に規制することは困難である。これは日本人に限ったことではなく、外国人でも同様であり、国際結婚した人やその子供も同様である。

そこで、民族差別などで、外国人が困った時は、どうしたらよいのであろうか。『2014 年

度外国人市民意識実態調査報告書』では、川崎市の対応について次のような調査結果がある。

「Q2 あなたは市が出している次のような案内を知っていますか。また、利用した（読んだ）ことがありますか。（それぞれ1つに○）」という質問に対して、「川崎市に住む外国人の皆さんへ」（窓口・問い合わせ先のリスト）を「利用した（読んだ）ことがある」が18.1%、「知っているが利用した（読んだ）ことはない」が24.2%、「知らない」が53.9%という回答割合であった。「Q4 あなたは次のような市のサービスや制度（仕組み）を知っていますか。また、利用したことがありますか。（それぞれ1つに○）」という質問に対して、「外国人市民相談窓口（川崎・麻生区役所）」を「利用したことがある」が4.7%、「知っているが利用したことはない」が32.5%、「知らない」が58.8%という回答割合になっており、また、「外国人窓口相談コーナー（国際交流センター）」を「利用したことがある」が3.7%、「知っているが利用したことはない」が30.2%、「知らない」が61.5%という回答割合になっていた。このように、「窓口・問い合わせ先のリスト」や市の相談窓口を知らない外国人が半数以上おり、また、実際に二つの相談窓口を利用した人はそれぞれ数%であった。

それでは、外国人は誰（どこ）に相談しているのでしょうか。同調査報告書の質問「Q10 あなたは生活で困っていることがある場合、誰（どこ）に相談しますか。（当てはまるものすべてに○）」への回答で、「家族・親戚」が65.4%、「日本人の友人・知人」が54.7%、「同国人の友人・知人」が44.2%、「同国人以外の外国人の友人・知人」が5.5%、「市・区の相談窓口」が8.7%、「川崎市国際交流センター」が1.5%、「NPO・ボランティア・宗教団体」が1.2%、「その他」が2.9%、「相談できる人はいない」が3.1%、「困ったことはない」が3.4%であった。このように、生活で困った外国人は身近な人に相談する場合がほとんどであるが、「市・区の相談窓口」にも8.7%が相談に行っていた。

以上から、市の相談窓口については外国人への周知を高め、さらにアクセスしやすい状況を作り出す必要があるだろう。そうであれば、外国人への行政サービスの向上にもつながるはずである。しかし、「民族差別」といった相談についてはどうであろうか。上述したように行政は法律や条例等から外れたところで直接規制することは困難である。そこで期待したいのが、相談相手として1.2%が回答した「NPO・ボランティア・宗教団体」である。本論文で見て来た青丘社、民闘連、在日大韓基督教会などもこの分類に当たり、「民族差別」に対して糾合し闘うことも可能である。また、行政を補完する役割も期待できる。

それでは、横浜市南区にある「NPO 法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾」について、まず見て行くことにする。このNPO 法人の理事には、青丘社の裴重度理事長も就いている。

在日外国人教育生活相談センター・信愛塾(2013)によれば、信愛塾は「78年、在日韓国・朝鮮人の保護者、在日大韓基督教横浜教会等の支援のもと、子どもたちに民族の誇りと自覚を持って自立してほしい、基礎学力を身につけてほしい」との思いで、子ども会としてスタートした。信愛塾の学区には外国籍及び外国につながる子どもが、在籍率の30~40%以上になる小学校や中学校、そして、50%が在籍する保育園もある。信愛塾にも、中国、フィリ

ピン、台湾、韓国、タイ、インドネシア、ハイチなどの外国籍をはじめ外国につながる子どもが多数通ってくる。「外国につながる…」とは、「言語や生活様式、風俗習慣等、文化的背景を大切な要素ととらえ、本人は日本国籍であっても両親・祖父母等の誰かが外国人である子どもたちや日本国籍取得者も含めている」。信愛塾は「2010年度から県のボランティア活動補助金事業（在日外国人子どもたちの「居場所」づくりと教育・生活相談・「支援」事業）を行ってきた。相談センター・信愛塾には年間 600 件以上もの相談が寄せられる」。相談件数<sup>163</sup>が年々増え、内容も深刻かつ複雑化し、中には生命にかかわるようなケースもある。地域や生活に密着した事業であるので、多くの子どもやその保護者が「居場所」や「相談の場」として利用する。

教育・生活相談・「支援」の取組では、「日本人の無理解や差別から引き起こされる深刻なケースも多くみられた。一般的傾向として日本人男性とアジア出身の女性との国際結婚が多くなっている」。また、離婚率も増加している。信愛塾の子どもの保護者は、約 65%が国際結婚であり、その多くが母子家庭である。「その離婚の主な原因は夫からの DV（家庭内暴力）が圧倒的に多く、借金による夫の行方不明、病気による死亡」などである。また、生活保護受給者が多い。漢字圏以外の外国人女性は日本語で履歴書を書くことも難しい。そこで、保護者（母親たち）向けに日本語クラスを開設しているが、そのモチベーション維持が課題である。ある母子は生活保護が受けられず、ライフラインまで止められてしまった。このような場合は、まず生命を守ることを優先し、例えば、コメ、カップラーメンや缶詰などを届けたり、保証人になることもある [在日外国人教育生活相談センター・信愛塾 2013 : 4-11]。

裴重度（青丘社理事長・信愛塾理事）は、次のように述べた。かつて、信愛塾に、オールドカマーの在日コリアンの子どもが多く集っていた。「民族差別に翻弄され、自分を否定し、親をも否定しながら荒れる子どもたちの姿が地域に存在していた」。今その姿は、ニューカマーの子どもに表れている。「そんな子どもたちと生活に疲れた親たちの救いの拠り所が信愛塾だ……多民族多文化共生社会の実現には、信愛塾のような実践現場の確保が必要不可欠である」 [同 : 46]。このように、裴によれば、支援対象が在日コリアンの子どもから、ニューカマーに移ってきていると述べている。

一方、青丘社が運営する川崎市ふれあい館ではどうであろうか。川崎市ふれあい館(2008)によれば、ふれあい館がオープンした 2 年後の 90 年、入管法が改定された。「少子・高齢化」が進み、労働力人口が減少していく中で、南米から日系人労働者や技術研修生の受け入れを決めた。そして、労働力不足のため、日本の 3K 労働市場で働く外国人が急増していった。「98 年、学童保育指導員にフィリピン人スタッフが採用された。彼女がふれあい館に勤めるようになって、フィリピン女性からの相談が増え……家庭内暴力（DV）や離婚、こどもの国籍取得手続き等、生活の基本に関わる深刻な相談が増えていった」。

---

<sup>163</sup> 実際、在日外国人教育生活相談センター・信愛塾(2018)によれば、2012 年、13 年の相談件数が 600 件に対して、17 年の相談件数は 800 件に増加 [在日外国人教育生活相談センター・信愛塾 2018 : 49]。

ふれあい館の性格上、こどもをめぐる相談が一番多く、「在留資格」の問題が共通している。現在、行政機関にいろいろな外国人相談窓口があるが、ふれあい館への相談は減少することがない。その理由は、ふれあい館が、生活に密着した、こどもが出入りする場所ということ、行政機関の外国人相談窓口の存在を知らなかったこと、その窓口に行っても、在留資格に関わる具体的な手続き等を行ってはくれなかったことなどが挙げられる。

ふれあい館は、「外国人相談事業」を委託されていないし、外国人相談の「正規の看板」も掲げていない。しかし、今後もこの取り組みは、「こどもの生存権を保障し、生活に密着した問題を共に考え、解決の道筋を示していくものとして、重要な営みである。一方、ケース相談には、多くの時間と労力、また経験の蓄積と専門性が求められる。現ふれあい館の職員体制では過剰な仕事でもあるが、『それでもこどもが目の前にいて、そこに地域の、社会の問題があるかぎり』、やはり市民運動から生まれたふれあい館の伝統は失せることなく、現実との格闘がつながれていくだろう」。98年、川崎市ふれあい館にタガットクラブが誕生した。タガットクラブの目的は、フィリピン人の母親がフィリピンの文化を伝えたり、母語を教えたりして、「アイデンティティに揺らぐ第2世代のこどもたちを支えることである」。前に述べたフィリピン人スタッフの採用によって、「生活の基本に関わる深刻な相談に悩む女性たちが、お互いを支えあう関係が深まっていった」[川崎市ふれあい館2008:104-112]。

以上のように、ふれあい館の支援対象が、ニューカマーに広がっていった様子が分かる。しかし、「外国人相談」は非公式であり、地域との関係や外国人スタッフによるところが大きい。これは、前に述べた、『2014年度外国人市民意識実態調査報告書』の結果で「生活で困った外国人は身近な人に相談する場合がほとんどである」ことと一致する。

ここで、第6章を思い出して欲しい。89年の青丘社の資料から、青丘社は、①李仁夏、裴重度、李相鎬などのリーダーの下、「在日」や民族差別の問題などについての相談対応を行い（いわゆる、駆け込み寺機能）、また、神奈川民闘連と一体となって民族差別との闘いを継続する一方、②保育園経営をしながら、川崎市からの受託者として、「こども文化センター」という地域の児童館運営と、「ふれあい館」における「多文化共生教育」の運営という、①と②の側面を持っていることを示した。①の相談対応は、川崎市ふれあい館(2008)を見ても、基本的には変わらず存在している。一方、②については、「ふれあい館」をよく利用している地域も限定されるため、川崎市全体への効果は限定的になると考えられる。しかし、今まで見てきたように「ふれあい館」は地域の重要な施設であることには変わりがない。著者が注目したいのは、①の機能である。今も、青丘社と神奈川民闘連は一体となって、民族差別と闘っており、例えば、ヘイトスピーチ及び差別等の取り扱いを禁止するための条例「川崎市人種差別撤廃条例」の早期制定を求める運動を進めている[神奈川民闘連2017.10]。前述した2つの川崎市の外国人市民意識実態調査が示すように、当面、在日韓国・朝鮮人に限らず、外国人への差別が根深く存在するという前提に立つ必要がある。

本論文で見てきたように、青丘社や民闘連は「日立闘争の経験によって会得した民族差別

撤廃運動の経験的な方法論」によって、行政や民間企業に対して、数々の民族差別を糾してきた実績を持つ。崔勝久(2008)は 80 年代に『民族差別と闘う砦』づくりから『共生』をスローガンにした地域活動に転換していく契機になったのは、こども文化センターとふれあい館の建設です」と指摘した。しかし、前で見たとように、79 年の『特別基調報告』で崔勝久が例示した「地域での闘う砦」づくりの 2 つの機能は、ここで議論している青丘社の①と②の側面と基本的には変わっていない。89 年になって変わっていたのは、青丘社が川崎市と「協働関係を構築」し、「こども文化センター」と「ふれあい館」の運営を市から受託したということである。

①の機能を推進して行く際の重要な点の一つは、88 年の神奈川民闘連設立の際の呼びかけ人であった梶村秀樹が述べていた「なによりも、きつすいの NGO としての初心、『どう生きるのか』の問いを忘れてはならないだろうが、同時に、共に生きることをめざす課題を共有するかぎり、どこの誰ともためらいなく手を結んでいける柔軟さが必要だろう」という中の「きつすいの NGO としての初心」である。これは民闘連の議論でよく出て来た「物取り主義に走らない」ことをも意味するであろう。また、金時鐘の「差別する側のエゴと合わせて、差別される側のエゴも見逃してはならない」、梁泰昊の「共生のために自己責任と他者責任の違いをはっきり区別することが求められる」、徐正禹の「在日同胞の側は差別を考えるとき、社会的責任の部分と自己責任の部分を確認しなければ自ら崩壊してしまう危険性がある」という示唆に富む指摘も見逃せない。これは、佐藤勝巳が警笛を鳴らした「なかなか差別事件が起きないので、運動の側が事件を“仕掛ける”ことや、営利を追求するなどの極端な「プロ化」は避けた方がよいということにも通じる。これらの指摘が重要である理由は、今まで見てきたように、青丘社や神奈川民闘連の運動にとって地域住民の偏見への対応や世論形成の重要性、また、市政にとって「市民の圧倒的な支持」と「市議会の納得」を重要視せざるを得ないからである。そうであるならば、川崎市との「協働」も維持されて行くはずである。

ところで、第 5 章で示したように、80 年代の「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」において、川崎で青丘社が拠点となって組成された「支える会」には「各種団体・運動体の調整機能」があったことを示した。そこで、2016 年に結成され、「川崎市人種差別撤廃条例」の制定を求めている「ヘイトスピーチを許さない！かわさき市民ネットワーク」（関田寛雄代表）[神奈川民闘連 2017.3、神奈川民闘連 2018.3] について、山田貴夫は次のように話した<sup>164</sup>。

社会福祉法人青丘社と川崎・富川（ぷちゅん＝川崎市の韓国の友好都市）市民交流会  
<sup>165</sup>とクラック川崎の 3 者が呼びかけ人となって、2016 年 1 月 23 日の「かわさきでの

<sup>164</sup> 2018 年 5 月 14 日、川崎市ふれあい館にて聞き書き。

<sup>165</sup> 2016 年 7 月 24 日の神奈川新聞に「裴さん、山田さん 韓国・富川の名誉市民に — 友好 20 年 礎を築く — 川崎市提携都市『若い世代につなげる』」という記事があった。その記事の中に「川崎市と友好都市提携している韓国・富川市の名誉市民に『川崎・富川市民交流会』の共同代表、裴重度さん(71)

ヘイトスピーチを許さない！オール川崎市民集会」を開催し、ここで「ヘイトスピーチを許さない！かわさき市民ネットワーク」が結成され、賛同団体を募集し、現在は呼びかけ団体を含めて 165 団体が加盟している。裴重度や山田貴夫などが同ネットワークの事務局を務めている。また、青丘社において、神奈川民闘連が『かながわみんなとうれん』（発行者である神奈川民闘連の住所は青丘社と同じ）を発行しながら、そこで、「川崎市人種差別撤廃条例」の制定を訴えている。すなわち、青丘社・神奈川民闘連が一体となって、ネットワークの要やコーディネーターの役割を担っている。また、山田を介して、青丘社・神奈川民闘連は 80 年代の指紋押捺問題から継続して川崎市職労と連携している。

したがって、青丘社・神奈川民闘連にとって、「各種団体・運動体の調整機能」の役割は増大しているようだ。これは上述した梶村秀樹の言葉にもかなうものである。

以上から、ニューカマーが増加していることも考慮して外国人住民全体を対象に、①の機能の中には、(a)外国人差別などの問題についての相談対応（いわゆる、駆け込み寺機能）、(b)神奈川民闘連と一体となった外国人差別との闘い、(c)「各種団体・運動体の調整」という役割が期待される。上記の山田からの聞き書きの内容や『かながわみんなとうれん』の記事から、(b)と(c)の役割が存在することが確認できた。また、非公式な外国人相談も継続して行われている。そのような中、川崎市の外国人市民意識実態調査を見ても、外国人への差別は 21 年余り経っても根深く存在することから、①の機能の入り口に当たる、(a)の相談対応（いわゆる、駆け込み寺機能）の充実が望まれる。その際には、公式窓口の設置とその広報が求められる。窓口相談の結果、差別問題が話し合い等で、解決できればよい。しかし、それでも改まらなければ、梁泰昊が言ったように、「差別があれば差別と闘うしかない」。そこで、(a)から(b)、(c)へと対応を進めなければならない場合も出て来る。

ただし、この①の機能を確保し継続していく上で、現実的には、運動体のコンセンサスを得ること、予算や人材を確保すること、組織体制を整備すること、ルールを明確化して要綱等を整備すること、青丘社の定款等を改定するなど、現実的にはいろいろな課題が出て来るであろう。特に、前に示した「ケース相談には、多くの時間と労力、また経験の蓄積と専門性が求められる。現ふれあい館の職員体制では過剰な仕事でもある」という現状を踏まえると、公式窓口相談は「外国人差別」や「民族差別」などに特化することも考えられる。

ところで、さらに、一つの大きな課題があるように思える。それは、本研究で見て来たように、民族差別と闘う運動で日立闘争から主導的な役割を演じ、現在でも未だ先頭に立ち、要でもある裴重度や山田貴夫などのリーダーから、如何に後世代へバトンタッチするかである。

---

と事務局長、山田貴夫さん(67)=ともに川崎市川崎区=の 2 人が選ばれた。22 日に富川で授与式が行われ、20 年以上にわたって両市民の交流を支えた功績がたたえられた。……2 人は『今後も市民交流が未永く続くよう、若い世代につないでいきたい』と思いを新たにしている」とある。

### (3) 定住外国人の地方参政権および帰化について

『2014年度外国人市民意識実態調査報告書』(2015年3月)において、前に示したように、「地方参政権」が、「とても重要である」が29.9%、「重要である」が30.5%、「重要ではない」が16.5%、「わからない」が18.2%とあるように、「とても重要である」と「重要である」の合計が60%以上となり、外国人市民は「地方参政権」を重要視している。前節で見て来たように、金英達(2003)や尹健次(2015)は、「公務就任権」と「地方参政権」が在日にとって大きな課題であると述べている。また、文京洙や尹照子も、在日の地方参政権獲得の重要性を指摘していた。「公務就任権」については、前節で触れたので、ここで最後に、「地方参政権」と、地方参政権獲得にも関係する「帰化」について取り上げる。まず、在日韓国・朝鮮人を中心とした地方参政権獲得の動きを現代史として見て行く。

金賛汀(1997)は、在日朝鮮人の地方参政権問題について、次のように述べた。「日本での生活は仮の生活で、いずれ朝鮮半島に帰るのだという考え方のもとでは、日本社会の建設と繁栄を願い、それを日本人とともに実現していこうという『共生』の発想は生まれない。在日朝鮮人の日本国籍取得問題の早期解決が、歴史的背景や日本政府の政策的方針のもとでは困難という認識のもとで、在日社会は地方参政権を求めるようになった。それは、日本を定住の地と思い定め、その地の発展と繁栄のための義務と権利を求めていこうとする在日社会の必然的な結果であろう」。定住外国人の参政権問題での最初の法廷闘争は、1989年、京都府在住のイギリス人が提訴したものである。本来、在日朝鮮人からその訴えがなされても不思議ではないが、参政権を求めるのは「内政干渉」であるという既存団体の主張や、「市民権などの人権思想・民主主義思想への理解の浅さ」から、法廷闘争という「発想も行動力も薄かった」[金賛汀1997:239-242]。

朴一(1999)によれば、80年代後半に入って、在日コリアンの間で権利獲得運動の具体的な課題として、参政権が取りあげられるようになった。「87年1月、民闘連全国代表者会議は『定住外国人に関する基本法』の制定を要望するにあたり、参政権の必要性を強調し、翌年12月、その旨を盛りこんだ『在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法』を発表した」[朴一1999:63-64]。

第7章第3節で、民闘連は89年11月に「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法(草案)」(以下「補償・人権法」という。)について小冊子にして出版した[民族差別と闘う連絡協議会1989]と述べていたが、この草案は第一条(目的)で「この法律は、日本に在住する旧植民地出身者に対する戦後補償および人権保障を行うことを目的とする」[民族差別と闘う連絡協議会1989:53]と規定し、第十条(参政権)で「特別永住権者は、地方自治体の参政権を有する」[同:106]、第十二条(雇用および労働)の二項で「国および地方自治体ならびに公的機関への門戸開放、雇用に関する積極措置」をとる[同:138]と規定した。事務局長の裴重度は「あとがき」で、「日本国籍の取得」について、「当初、提言には権利として日本国籍を取得できる道も示していたが、定住外国人としての法制を求

めている以上、そのことを求めるのは論理的にも整合性が持ちえないとして、削除した」[同：189]と述べている。

しかし、前節で見て来たように、鄭大均や尹照子は帰化して、参政権を行使すればよいという立場であった。尹は、民闘連に日本籍で参加していた。また、第6章第1節で述べたように、尹は、『この差別の壁をこえて——わたしたちと朝鮮 第2集』改訂新版(1994)を神奈川民闘連代表であった三浦泰一と共同執筆し、裴重度がこの著作のアドバイザーとなっていた。このように、民闘連の中でも「帰化」の主張に多様性が見られた。後で述べるように、「87年以降30代以下0歳までの帰化者が77.1パーセントになる」[李・崔2006：56]という現状から、「帰化」も在日韓国・朝鮮人が選ぶ選択肢の1つとして、その権利を主張しても「当然」と言えるのではないか。そこで、今「補償・人権法」を改定するならば、選択肢の1つとして「日本国籍を取得できる道」を当然の権利と示すことが必要であろう。

ところで、2012年に発表された鄭大均と川村湊の対談で、鄭は「帰化」について、次のように述べた。

80年代は在日の社会的権利に大きな進展があった時期でもあります。国民年金、児童手当、公営住宅の入居、住宅金融公庫の融資から国籍条項が撤廃され、生活制度上の差別がなくなりました。地方参政権は議論あるところですが、帰化をして参政権を行使すればいいのだと私は考えます。そもそも多くの在日は、韓国籍を持っているといっても、本国に帰属意識がないではありませんか [鄭・川村2012：179]。

このように、鄭は2012年になっても、「帰化」について1990年代と同様の見解を持っていた。

さらに、「補償・人権法」の「あとがき」で、「定住外国人の範囲」について、「いまだ定住外国人の概念規定も定まらず、現実に定住している在日韓国・朝鮮人とその他の定住外国人の間には、その存在の歴史性が異なることもあって、法的な整合性を求めることはむづかしかった。したがって、『法一二六』系列者に限定せざるをえなかった。しかし、現実的な実態を考え『定住外国人への準用』という条項を設けることにした」[民族差別と闘う連絡協議会1989：188]とあるが、今では、ニューカマーの人口が増加し、定住外国人が多様化している現状を踏まえると、「定住外国人の範囲」についても再検討が必要となろう。

ところで、前に述べた、定住外国人の参政権問題で89年に最初に提訴したイギリス人は、田中宏(1996)によれば、日本に永住権を持つヒッグス・アランであり、日本人女性と結婚して、82年来日、その後「永住許可」を得て、大阪府に住んでいる。89年7月の参議院議員選挙で投票できなかったことから、同年11月、永住許可を得て、納税の義務を果しているのに、「参政権が認められないのは著しく正義に反し、法の下での平等を定める憲法第14条にも反するとして、国家賠償を求めて提訴した」。また、彼は、「91年4月、大阪府池田市議会議員選挙の時も、選挙人名簿への登録、及び国家賠償を求めて提訴」した [田中1996：



83-84]。このヒッグス・アランの例も、定住外国人の国籍の多様化を示している。

田中宏(1995)によれば、90年9月、大阪在住の金正圭ら11名は、選挙管理委員会を相手に、選挙人名簿への登録を求め、大阪地方裁判所に提訴した。金らは、納税義務があるのに、憲法93条が保障する「住民」の地方選挙権を認めず、「公職選挙法と地方自治法」が地方選挙権を「国民」に限っているのは、違憲であり無効である、と主張した。93年6月、この大阪地裁判決は請求棄却となった。また、福井の李鎮哲ら4人が地方参政権を争った裁判でも、94年10月、福井地裁は敗訴判決を下した。しかし、「市町村レベルでの選挙権を一定の外国人に認めることは憲法の許容するところ」であり、「外国人に参政権を認めるかどうかは、立法政策の問題」であるとした。また、「93年9月、大阪府岸和田市議会は、初めて外国人に地方参政権を認めるようにとの政府に対する要望決議を採択した。以降、94年11月現在、すでに106の地方議会が同主旨の決議なり意見書を採択している」[田中1995:246-247]。

民団中央本部国際局調べの「地方参政権に関する意見書採択・都道府県別集計」によれば、96年1月16日現在、全自治体数3302のうち、990が採択（採択率29.98%）していた。また、同調べの「地方参政権に関する意見書採択・一覧表」によれば、川崎市が94年10月3日に採択<sup>166</sup>していた[田中1996〈参考資料〉:6-7]。

そして、丹羽雅雄(1995)によれば、大阪在住9名の地方参政権訴訟において、重要な最高裁判決が出ることになった。福井在日地方参政権訴訟（名古屋高等裁判所金沢支部に係属中）に関わっている弁護士の丹羽は、この最高裁判決について、次のように述べた。

1995年2月28日、最高裁判所第三小法廷は、大阪市在住の在日韓国人9名による選挙人名簿不登録処分取消請求事件について、主文において上告を棄却する旨の判断を行った。しかし、その理由判断において、「永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等にたいする選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは専ら国の立法政策にかかわる事柄である」とする注目すべき判断を示した。

そして、丹羽雅雄(1995)は、「異なる文化と民族の人々と、異なることを認め合いながら共に生活者として生きていくためには、その前提として、市民的権利が平等に保障されなければならない。そして、地域社会において、異なる文化を持った『住民』が、地域自治体の政治・行政過程にその意思を反映することは、日本社会全体を『豊かな多様な社会』に変革

---

<sup>166</sup>1994年10月3日の川崎市議会定例会における「定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書」の採択については、「平成6年第3回川崎市議会定例会 会議録第1361号」を参照のこと。

することにつながる」と述べた。

この 95 年 2 月 28 日の最高裁判決が意味するところは、上述の田中宏(1995)で見たように、地方選挙権を「国民」に限っている「公職選挙法と地方自治法」を、国会において、定住外国人に地方参政権を認めるように法律改正を行えばよいことを示している。しかし、ここで 1 つの大きな課題が生じる。国会において、このような法律改正に投票する国会議員は、国政選挙で日本国民の投票によって選ばれた日本国民であるということである。ここで思い出すのは、第 6 章で示したように、96 年、都道府県・政令指定都市の中で初めて、川崎市が川崎市職員採用における任用制限付き国籍条項撤廃を行った際の「市民の圧倒的な支持」と「市議会の納得」である。これをここで言い直せば、法律改正に必要な国会議員の投票数を確保するための政党や議員による支持と、政党や議員に対して法律改正を促す世論形成が必要ということになる。

朴一(1999)によれば、実際、95 年 2 月の最高裁判決の直後、自民党、社会党、さきがけの連立与党三党が定住外国人に参政権を与えるかどうかをテーマに議論を続けた。ここで、自民党は定住外国人に地方参政権を付与する前提として、「相手国がその国に在住する日本人に参政権を認めない以上、日本も在日外国人に選挙権をあたえることはできない」という「相互主義」の原則を主張した。さらに、「自民党は、定住外国人の母国と日本の利害が対立するケースや、国交のない国を母国とする定住外国人に参政権をあたえる問題点などを指摘し、定住外国人への地方参政権付与に消極的な姿勢を示しつつづけた」。これに対して、「社会党は、定住外国人の多数を占める在日コリアンの歴史的経緯を考慮すれば、この問題に相互主義の原則をかかげるのは妥当ではないと反論した」。また、さきがけも、「相互主義の原則は世界の主要な潮流ではないと自民党に反論し、定住外国人への参政権付与に積極的な態度を示した」。結局、社会党およびさきがけと、自民党の隔たりは縮まらなかった。

98 年 10 月になって、韓国の金大中大統領が来日した時、日本政府に「在日韓国人二世・三世は日本で税金を納め、大きな貢献をしている。彼らに地方参政権を与えてほしい」と要望した。この大統領の呼びかけに、民主党、公明党、共産党などの各政党から、再び「定住外国人に地方選挙権をあたえようという気運」が高まった。しかし、自民党には「相互主義の原則をかかげる政治家が少なくなく」、自治省も「選挙への参加は公の意思形成に関与することにあたり、国籍は必要」という考え方を崩していなかった [朴一 1999 : 67-69]。

次に「帰化」の問題に移る。李・崔(2006)は、「在日」の「帰化」とその手続について、次のように述べた。国籍とは、特定の国における国民であるという法的な資格を意味する。法の前にはすべての国民は平等であり、日本において、日本国籍を得れば最小限行政上の差別は受けない。日本に帰化することは簡単ではないが、多くの「在日」が日本に帰化する。

「1985 年の新しい国籍法改正が実施され、父母両系主義になったので出生のとき父または母が日本国民である場合、子は日本国籍とするのが普通である」。このため、「出生によって日本の国籍が与えられることが急増した。それについても日本政府が『在日』を帰化させる

政策であると批判している人もいる。そして 1987 年以降 30 代以下 0 歳までの帰化者が 77.1 パーセントになる」。この帰化の理由は日本人との結婚や子供の就学などである。

帰化を希望する者は、「帰化許可申請書」、「動機書（自筆を原則とする）」、「宣誓書」、「親族の概要書」、「生計概要記載書」、「居住附近略図」など、その他も含めて、いろいろな書類を希望者が住む地域を管轄する法務局または地方法務局に提出しなくてはならない。

このように提出する「書類のわずらわしさ」から、「在日」の多くは「帰化は難事である」と思い込んでいる。また、「交通事故の記録があっただけでもいけない」など、次のように、「在日」にとっていくつかのハードルがある。

国籍法によるが、実際は、納税の義務を履行していない者、妾を有する者または妾である者、不健康な職業、たとえばパチンコ、その機械の製造・販売、麻雀、売春などを生業とする者、失業対策事業に従事するいわゆるニコヨン、共産党または朝鮮総連その他の朝鮮人団体に加入している者、生活様式、その他の点で日本に完全に同化していると認められない者、いわゆる朝鮮人部落のような特殊地帯で生活している者、交際範囲のほとんどが外国人である者、少なくとも“かな文字”程度の読み書きができない者、病気療養中の者、そして担当者の調査に協力しない者などは帰化の調査で脱落するという。

……

申請書類を接受した法務大臣は、国籍法 4 条、5 条、そして 6 条の規定<sup>167</sup>によって書類を検討し、関係官庁に照合したあと対人調査を行なう。本人との面接と、親族、勤務

---

#### 167 【国籍法】

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。

五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第六条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民であつた者の子（養子を除く。）で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの
- 二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母（養父母を除く。）が日本で生まれたもの
- 三 引き続き十年以上日本に居所を有する者

地そして隣近所の人々に申請者についての話を聞く。こうして申請から 1 年ないし長くなると 2、3 年くらい経て許可される。

なお、85 年、戸籍法が改正され、帰化後の氏名を民族名のままで帰化する人が見られるようになった [李・崔 2006 : 55-65]。

以下のように、帰化の手続きは煩雑であり、国の審査ではいくつかのハードルもある。このように「在日」にとって「帰化は難事である」という状況である。そこで、「補償・人権法」では削除された、定住外国人の「帰化」という選択を当然の権利とし、手続きの簡略化を求めるというような主張が、現在ではより重要になっていると思われる。

定住外国人が地方参政権を得るために、例えば、在日韓国・朝鮮人等の定住外国人が主体となって、かつての全国民闘連のように賛同する日本人と共闘するというボトムアップの運動を全国的に展開するということも考えられる。第 5 章で見て来たように、「外国人登録法における指紋押捺制度の改廃運動」では、指紋押捺拒否者を支援するというボトムアップの運動が全国的に起き、しかも、川崎市を含め、多数の革新自治体が指紋押捺拒否者の「不告発宣言」を行い、そして、革新政党も国会でこの運動に賛同する主張を行っていた。しかし、現在では政治状況も変わり、第 6 章で示したように、民闘連運動も、上述した 95 年 2 月 28 日の最高裁判決があったその年に全国民闘連が解散し、現在は、神奈川県民闘連が在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘などの従来の民闘連運動の理念を引き継ぎ、神奈川県という地域でボトムアップの運動を展開しているのが、現状である。また、ニューカマーが増加し、前節で見て来たように在日韓国・朝鮮人の意識も個人レベルで多様化が進んでいる。もちろん、日本人も「いろいろな考え方や思想を持ち、社会的な反応や行動にも違い」がある。これらのことから、ボトムアップの運動として全国的に展開することは、現状では困難が予想される。

それではどうしたらよいか。本論文ではその回答を示すことはできないが、前節に 1 つのヒントがあるように思える。それは、坂中英徳(2013)の提案である。「育成型移民政策」によって「多民族国家を成立させる」というものである。その環境整備として、定住外国人の帰化を推進することや、定住外国人のまま地域の住民(市民)として地方参政権を行使できることという政策は十分に検討に値するだろう。そこで、坂中は、「多民族国家実現へのプロセス」において、日本が在日韓国・朝鮮人と共生する過程には多民族共生社会実現のための多くのヒントが隠され、在日韓国・朝鮮人は多民族国家の象徴として日本社会で重要な役割を果たすと述べていた。

いずれにしても、日本社会が、在日韓国・朝鮮人に限らず、ニューカマーを含めた定住外国人をそれぞれの多様性を尊重しながら「市民」、「住民」として受け入れ、そして、彼らが、帰化しようが、定住外国人のままであろうが、地域社会に参画し、地域社会に貢献することで、日本が、日本の地域が、多文化共生社会として発展することを期待したい。

謝辞 本稿の執筆にあたり、社会福祉法人青丘社褒重度理事長、山田貴夫フェリス女学院大学・法政大学非常勤講師、川崎市ふれあい館、川崎市職労から貴重な資料をご提供いただいた。また、両氏には、気軽に相談に乗っていただき、また聞き書きにも応じていただいた。崔勝久氏には、氏の青丘社時代等の話を聞かせていただいた。法政大学の高柳俊男教授からは、在日朝鮮人史および朝鮮史についてご教授いただくとともに、主指導教授として本研究および本論文作成についてご指導をいただいた。法政大学の曾士才教授からは、指導教授として本研究および本論文作成についてご指導をいただいた。法政大学の松本悟教授からは、2017年度まで、指導教授として本研究についてご指導をいただいた。立命館大学の文京洙教授から博士論文公開審査会の際に副査として頂戴したご指摘を、加筆修正の際に参考にさせていただいた。法政大学大学院国際文化研究科の佐々木一恵研究科長、浅川希洋志専攻副主任をはじめとした先生方には各方面からご指導をいただいた。高柳俊男教授のゼミに参加していた皆様には、ゼミで議論していただくとともに、大変お世話になった。その中でも、佐藤久現代語学塾事務局長には、情報や資料のご提供をいただいた。放送大学ガバナンス研究会(田口一博会長)では議論をしていただいた。ここで皆様に心から感謝申し上げる。最後に、放送大学ガバナンス研究会の故天川晃顧問(横浜国立大学名誉教授・放送大学元教授)には、いつも励ましをいただいた。ここで、感謝申し上げるとともに、ご冥福を祈る。

## [参照文献]

### ○一次資料

神奈川県知事ほか「外国人登録法の改正に関する要望」、1984年2月17日。

神奈川県知事ほか「外国人登録法の早期改正に関する要望」、1985年6月24日。

『神奈川朝問研ニュース NO1』、1975年。(山田貴夫個人資料)

『神奈川朝問研ニュース第3号』、1975年6月8日。(山田貴夫個人資料)

「神奈川民闘連事務局通信」民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1995年9月5日。

「神奈川民闘連事務局通信」No.2、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1996年1月1日。

「神奈川民闘連事務局だより」No.3、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1996年3月1日。

「神奈川民闘連事務局だより」4、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1996年6月1日。

「神奈川民闘連ニュース」1、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1996年9月1日。

「かながわみんとうれんニュース〈公務員の国籍条項問題特集〉」民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1992年3月14日。

「かながわみんとうれんニュース」創刊号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1988年3月13日。

「かながわみんとうれんニュース」第2号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1988年6月1日。

「かながわみんとうれんニュース」第3号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1988年9月1日。

「かながわみんとうれんニュース」第4号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1988年11月12日。

「かながわみんとうれんニュース」第5号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1989年1月11日。

「かながわみんとうれんニュース」第6号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1989年3月15日。

「かながわみんとうれんニュース」第7号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1989年5月27日。

「かながわみんとうれんニュース」第8号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1989年7月21日。

「かながわみんとうれんニュース」第9号、民族差別と闘う神奈川連絡協議会、1989年10月14日。

『川崎市職労』第739号、1982年12月25日。

『川崎市職労』第751号、1983年7月10日。

川崎市職労「第44回川崎市職労定期大会 外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて一決議(案)」、1982年9月21日、22日。

川崎朝鮮問題研究会『キムチとどぶろく』創刊号、1979年5月25日。(山田貴夫個人資料)

川崎朝鮮問題研究会『キムチとどぶろく』第3号、1979年12月10日。(山田貴夫個人資料)

川崎朝鮮問題研究会編『韓国はいま』第2号、神奈川労働ニュース、1980年5月30日。  
(山田貴夫個人資料)

川崎朝鮮問題研究会編『韓国はいま』第3号、神奈川労働ニュース、1980年6月4日。(山田貴夫個人資料)

川崎朝鮮問題研究会編『韓国はいま』第4号、神奈川労働ニュース、1980年6月9日。(山田貴夫個人資料)

姜博『外国人登録法指紋押捺拒否裁判資料 No.1——意見陳述書』、1982年。  
(連絡先：姜さんを支援する会、外国人登録法指紋押捺拒否裁判弁護団)

K大べ平連「入管体制粉碎 行動資料」1970年。(山田貴夫個人資料)

青丘社「1989年度青丘社全体会」全体会実行委員会、1989年5月20日。

「昭和60年第1回川崎市議会定例会 会議録第1088号」、1985年3月4日。

「昭和60年第1回川崎市議会定例会 会議録第1089号」、1985年3月7日。

「昭和60年第1回川崎市議会定例会 会議録第1090号」、1985年3月12日。

「昭和60年第1回川崎市議会定例会 会議録第1091号」、1985年3月13日。

「昭和60年第1回川崎市議会定例会 会議録第1092号」、1985年3月26日。

「昭和60年第2回川崎市議会定例会 会議録第1094号」、1985年6月17日。

「昭和60年第2回川崎市議会定例会 会議録第1101号」、1985年6月29日。

「昭和60年第3回川崎市議会定例会 会議録第1104号」、1985年10月3日。

「昭和60年第3回川崎市議会定例会 会議録第1108号」、1985年10月15日。

「昭和60年第4回川崎市議会定例会 会議録第1111号」、1985年12月11日。

「昭和60年第4回川崎市議会定例会 会議録第1112号」、1985年12月12日。

「昭和60年第4回川崎市議会定例会 会議録第1113号」、1985年12月18日。

「第1回幹事会」(記録)、1988年2月5日。(裊重度個人資料)

「第2回幹事会」(記録)、1988年3月7日。(裊重度個人資料)

「第87回民関連全国代表者会議招請状」、1988年3月7日。(裊重度個人資料)

第87回民関連全国代表者会議招請状(別紙)「民族差別と闘う神奈川連絡協議会(かながわみんとうれん) 結成集会」、1988年3月7日。(裊重度個人資料)

「平成4年第3回川崎市議会定例会 会議録第1305号」、1992年9月17日。

「平成6年第3回川崎市議会定例会 会議録第1361号」、1994年10月3日。

「平成8年第2回川崎市議会定例会 会議録第1408号」、1996年6月13日。

「平成8年第2回川崎市議会定例会 会議録第1409号」、1996年6月14日。

「平成8年第3回川崎市議会定例会 会議録第1415号」、1996年9月2日。

「平成8年第3回川崎市議会定例会 会議録第1418号」、1996年10月1日。

民族差別と闘う神奈川連絡協議会『かながわみんとうれん』No.147、2017年3月4日。  
民族差別と闘う神奈川連絡協議会『かながわみんとうれん』No.151、2017年10月14日。  
民族差別と闘う神奈川連絡協議会『かながわみんとうれん』No.155、2018年3月31日。  
「民族差別と闘う神奈川連絡協議会（準）第一回幹事会開催のお知らせ」、1988年2月1日。（裊重度個人資料）

民闘連特別基調起草委員会編『第5回民闘連全国交流集会 特別基調報告』民族差別と闘う連絡協議会、1979年。

『民闘連ニュース』創刊号、民族差別と闘う連絡協議会、1975年6月。  
『民闘連ニュース』第2号、民族差別と闘う連絡協議会、1975年7月。  
『民闘連ニュース』第3号、民族差別と闘う連絡協議会、1975年8月。  
『民闘連ニュース』第4.5合併号、民族差別と闘う連絡協議会、1975年10月。  
『民闘連ニュース』第6号、民族差別と闘う連絡協議会、1975年11月。  
『民闘連ニュース』第7号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年1月。  
『民闘連ニュース』第8号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年2月。  
『民闘連ニュース』第9号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年3月。  
『民闘連ニュース』第10号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年4月。  
『民闘連ニュース』第11号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年5月。  
『民闘連ニュース』第12号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年6月。  
『民闘連ニュース』第13号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年7月。  
『民闘連ニュース』第14号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年9月。  
『民闘連ニュース』第15号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年10月。  
『民闘連ニュース』第16号、民族差別と闘う連絡協議会、1976年12月。  
『民闘連ニュース』第17号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年1月。  
『民闘連ニュース』第18号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年2月。  
『民闘連ニュース』第19号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年3月。  
『民闘連ニュース』第20号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年4月。  
『民闘連ニュース』第21号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年5月。  
『民闘連ニュース』第22号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年7月。  
『民闘連ニュース』第23号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年8月。  
『民闘連ニュース』第24号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年9月。  
『民闘連ニュース』第25号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年10月。  
『民闘連ニュース』第26号、民族差別と闘う連絡協議会、1977年12月。  
『民闘連ニュース』第27号、民族差別と闘う連絡協議会、1978年1月。  
『民闘連ニュース』第28号、民族差別と闘う連絡協議会、1978年2月。  
『民闘連ニュース』第29号、民族差別と闘う連絡協議会、1979年11月。  
『民闘連ニュース』第30号、民族差別と闘う連絡協議会、1980年4月。



山田貴夫編集・発行『川崎市職 朝鮮問題通信』創刊号、1978年9月1日。(山田貴夫個人資料)

山田(田島支所)『川崎市職 朝鮮問題通信』No.2、1978年。(山田貴夫個人資料)

山田(川崎区役所田島支所)『川崎市職 朝鮮問題通信』No.3、発行日不詳。(山田貴夫個人資料)

李少年をたすける会「李珍宇君をたすけるためのお願い」1962年。(法政大学高柳俊男教授提供)

和田春樹(歴史家・元大泉市民の集い)「なぜベトナム戦争への反省と謝罪はなされなかったのか」『ベトナム戦争終結40周年記念講演会』資料、2015年4月30日、pp.7-12。

#### ○公的刊行物・報告書・資料集・冊子・非売本

李相鎬さんを支える会『指紋押なつ拒否闘争〜川崎から〜「李相鎬さんを支える会」資料集』、1984年。

大阪市職員労働組合「外国人登録法抜本改正をもとめる大阪市職集会『指さきからの反乱』基調報告」、1985年。

加藤恵美『共生のまち・かわさき 外国人市民の権利保障の意味—川崎市・外国人施策の歴史と現在』川崎地方自治研究センター、2000年。

神奈川と朝鮮の関係史調査委員会編『神奈川と朝鮮—神奈川と朝鮮の関係史調査報告書』神奈川県渉外部、1994年。

川崎教会歴史編纂委員会編『川崎教会50年史』在日大韓基督教会川崎教会、1997年。

川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会編『「仮称・川崎市外国人市民代表者会議」調査研究報告書(答申)」川崎市市民局国際室、1996年。

川崎市外国人市民代表者会議編『川崎市外国人市民代表者会議年次報告<1996年度>』川崎市市民局人権・共生推進担当、1997年。

川崎市編『川崎市史 通史編 4上 現代行政・社会』川崎市、1997年。

川崎市「川崎市外国籍市民意識実態調査報告書(平成5年3月)」駒井洋編『外国人定住問題資料集成』明石書店、1995年、pp.589-741。

川崎市『2014年度外国人市民意識実態調査報告書』川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室、2015年3月。

川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター『川崎市ふれあい館20周年事業報告書('88〜'07)』川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター、2008年。

川崎信用農業協同組合の民族差別を糾す共闘会議・事務局編『資料集 「川崎信用農業協同組合の民族差別」糾弾闘争の記録』川崎信用農業協同組合の民族差別を糾す共闘会議、1991年。

川崎地方自治研究センター『川崎市市民自治の実験 1971〜2001 資料 伊藤・高橋市政 その2 —外国人市民の人権 指紋押捺拒否者不告発—』、2004年。

- 川崎地方自治研究センター編『在日韓国・朝鮮人を理解するためのハンドブック』川崎市市民局、1990年。
- 川崎の指紋押捺拒否者を支える会編『李相鎬指紋押捺拒否裁判第1回公判記録：共に生きる「日本人へのラブ・コール」』、1986年。
- 川崎の指紋押捺拒否者を支える会編『資料集—「炎は烈火へ」共に生きるために～川崎・指紋押捺拒否の闘い』、1985年。
- 権貞仁・鈴木倫子・原千代子・三浦泰一編『鄭月順遺稿・追悼集—アッパ、ぎゅっと抱きしめてよ』発行人裴重度、1995年。
- 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾『ボランティア活動補助金助成事業報告書—日本で暮らす外国人～現場からの発信～』信愛塾文庫第3集、在日外国人教育生活相談センター・信愛塾、2013年。
- 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾『記憶と記録—信愛塾40年のあゆみ』在日外国人教育生活相談センター・信愛塾、2018年。
- 『差別白書第一集 なにが問題なのか』在日本大韓民国居留民団中央本部、1977年。
- 青丘社『共に生きる—青丘社創立20周年記念、桜本保育園25周年』社会福祉法人青丘社、1994年。
- 第7回「地方新時代」市町村シンポジウム報告書『「地方新時代」市町村シンポジウム—PART2 「地方政府」政策シンポジウム』川崎市市民局市民文化室、1994年。
- 高槻むくげの会編『高槻の韓国・朝鮮人実態調査報告書—生活、環境、労働、健康、教育』高槻むくげの会、1984年。
- 鄭月順『「悪いことは悪い」と言える勇気を！』権貞仁・鈴木倫子・原千代子・三浦泰一編『鄭月順遺稿・追悼集—アッパ、ぎゅっと抱きしめてよ』発行人裴重度、1995年、pp.25-34。(指紋押捺拒否裁判法廷陳述書、1987年)
- 鄭月順「木いちご舎二周年のつどい・講演(1988年1月31日)」権貞仁・鈴木倫子・原千代子・三浦泰一編『鄭月順遺稿・追悼集—アッパ、ぎゅっと抱きしめてよ』発行人裴重度、1995年、pp.35-61。
- 鄭月順「部落解放同盟神奈川県連婦人部結成集会 記念講演」権貞仁・鈴木倫子・原千代子・三浦泰一編『鄭月順遺稿・追悼集—アッパ、ぎゅっと抱きしめてよ』発行人裴重度、1995年、pp.80-90。(於・神奈川県婦人総合センター、1991年3月17日)
- 仲原良二「兵庫民闘連の38年間の歴史を語る①—全国民闘連」仲原良二・藤川正夫編『兵庫在日外国人権協会40年誌 民族差別と排外に抗して—在日韓国・朝鮮人差別撤廃運動1975-2015—』兵庫在日外国人権協会、2015年、pp.239-244。
- 仲原良二・藤川正夫編『兵庫在日外国人権協会40年誌 民族差別と排外に抗して—在日韓国・朝鮮人差別撤廃運動1975-2015—』兵庫在日外国人権協会、2015年。
- 「成合における在日朝鮮人の生活史」合同編集委員会編『こんなんして生きてきたんや—成合における在日朝鮮人の生活史—』在日朝鮮人サークルむくげの会事務局内合同編集委

員会事務局、1980年。

平成18年度政策形成研修第2班報告書『川崎市外国人市民代表者会議設立から10年をたどる』川崎市総務局人事部職員研修所、2007年。

法政大学第二高等学校50年史編纂委員会編『法政二高50年史』法政大学第二中・高等学校、1989年。

民族差別と闘う連絡協議会『あきらめることなく民族差別に抗して——第一生命加入差別事件、高博君の闘いの記録と資料——』、1983年。

民族差別と闘う連絡協議会編『外国人登録法と指紋制度』、1983年。

森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」『法務研究報告書』第43集、第3号、法務研修所、1955年。

山田貴夫「鄭月順さんの思い出と彼女の夢の実現のために」権貞仁・鈴木倫子・原千代子・三浦泰一編『アッパ、ぎゅっと抱きしめてよ——鄭月順遺稿・追悼集』発行人裴重度、1995年、pp.304-307。

#### ○論考等（雑誌等）

李仁夏「川崎市外国人市民代表者会議は何をめざすか」『部落解放』7(423)、1997年、pp.22-28。

李仁夏『『疑似種族』からの自由を求めて』『朝日新聞』夕刊2版、2001年12月3日、p.8。

岩淵英之・伊藤琢・星野修美・裴重度・山崎信喜・伊藤長和「座談会 国境をこえて、すべての人の学習権を保障する——川崎市の実践に学ぶ」『月刊社会教育』1(389)、国土社、1989年、pp.48-61。

『ウリ生活』創刊号、「在日同胞の生活を考える会」（仮称）、1987年。

大沼保昭・佐藤勝巳・林三鎬・裴重度・成美子・西岡力「座談会 在日韓国・朝鮮人いま何が問題なのか」『現代コリア』12(267)、1986年、pp.20-32。

加藤晴子「川崎信用金庫民族差別事件」『朝鮮研究』7(180)、日本朝鮮研究所、1978年、pp.39-44。

姜尚中「『在日』の現在と未来の間」『季刊三千里』42、1985年、pp.118-125。

姜尚中「方法としての『在日』——梁泰昊氏の反論に答える——」『季刊三千里』44、1985年、pp.174-180。

姜在彦・金達寿・金石範・李進熙・李哲「〈座談会〉総連・韓徳銖議長に問う」『季刊三千里』20、1979年、pp.90-107。

『季刊まだん』1、1973年10月。

『季刊まだん』3、1974年5月。

金一勉「民族差別と闘う連絡協議会」『現代の眼』18、1977年1月、pp.242-247。

金奎一「なぜいま『考える会』なのか①——正式発足をまぢかにひかえて」『ウリ生活』創刊号、在日同胞の生活を考える会（仮称）、1987年、pp.160-180。

- 金奎一「なぜいま『考える会』なのか②——体験的在日同胞論」『ウリ生活』2、在日同胞の生活を考える会（仮称）、1988年、pp.166-216。
- 金敬得・梁澄子・尹照子・姜尚中「『在日』50年を語る」『季刊青丘』24、1995年、pp.48-61。
- 金秀一「『郡電前』とオモニ、アボジ、そして私」ほるもん文化編集委員会『在日朝鮮人「ふるさと」考 ほるもん文化』8、新幹社、1998年、pp.82-87。
- 金栄「『道飛館』のある町——川崎・群電前」ほるもん文化編集委員会『在日朝鮮人「ふるさと」考 ほるもん文化』8、新幹社、1998年、pp.88-108。
- 『月刊自治研』2(293)、1984年。
- 高清一「日立就職差別裁判の勝訴判決を得て——朴君は勝ったか？」『季刊まだん』4、1974年8月、pp.136-143。
- 佐藤勝巳「闘うことで変わる」『朝鮮研究』11(184)、日本朝鮮研究所、1978年、p.1。
- 佐藤由美「二年目を迎えた川崎市外国人市民代表者会議」『月刊晨』4(186)、1998年、pp.42-44。
- 坂中英徳（文＝西所正道）「『移民革命』の断行で多民族が共生する日本社会を」『青鶴』4、韓昌祐・哲文化財団、2013年、pp.75-92。
- 沢井勝「『機関委任事務』としての外国人登録事務」『月刊自治研』2(293)、1984年、pp.48-57。
- 志沢小夜子「自分の痛みも人の痛みも痛いと言いたい」『朝鮮研究』2(175)、日本朝鮮研究所、1978年、pp.3-10。
- 徐京植・金栄「引き剥がされた者たち——徐京植さんに聞く——」ほるもん文化編集委員会『在日朝鮮人「ふるさと」考 ほるもん文化』8、新幹社、1998年、pp.11-40。
- 徐正禹・李相鎬・李敬宰・大阪市職員労働組合「課題別講演Ⅷ-3 在日韓国・朝鮮人差別の現状と課題～指紋押捺制度撤廃のとりくみ～」『部落解放』臨時号(238)、1985、pp.254-270。
- 高柳俊男「在日朝鮮人の自己認識と参政権、そして日本社会」『ウリ生活』第12号、在日同胞の生活を考える会（仮称）、1995年、pp.152-157。
- 高柳俊男「『在日朝鮮人』の書評」文京洙、趙博、丁章、金友子、尹健次編『抗路』抗路舎、2015年、pp.128-129。
- 田中宏「インタビュー 『共生』を求めて 第8回 日立から民闘連へ」『部落解放』11(749)、2017年、pp.106-116。
- 崔勝久「歪められた民族感」『思想の科学』3, No-59(267)、思想の科学社、1976年、pp.2-8。
- 池明観「国際共同プロジェクトとしての『韓国からの通信』」『世界』9(718)、2003年、pp.49-67。
- 塚島順一「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動——主に川崎からの視点として——」大学院紀要編集委員会編『法政大学大学院紀要』79、法政大学大学院、2017年、pp.137-154。

- 塚島順一「川崎市外国人市民代表者会議に至る過程—日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に—」『社会経営ジャーナル』4、放送大学社会経営研究編集委員会、2016年、pp.54-62。<<http://u-air.net/SGJ/pub/20161101J-Tsukashima.pdf>>
- 塚島順一「日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による民間企業に対する民族差別撤廃運動」企画広報委員会編『異文化』17、法政大学国際文化学部、2016年、pp.73-102。
- 鄭大均「池上町“朝鮮人部落”の社会関係(上)」『朝鮮研究』12(185)、日本朝鮮研究所、1978年、pp.2-13。
- 鄭大均「池上町“朝鮮人部落”の社会関係(下)」『朝鮮研究』1(186)、日本朝鮮研究所、1979年、pp.48-60。
- 鄭大均「在日朝鮮人知識人批判ノート」『季刊ちゃんそり』4、1980年、pp.34-36。
- 鄭大均・川村湊(構成・文=大田由紀江)「日韓のながめ合いを考える—友好と葛藤の狭間で」『青鶴』3、韓哲文化財団、2012年、pp.170-183。
- 丹羽雅雄「在日韓国・朝鮮人の地方参政権」『季刊青丘』22、1995年、pp.60-71。
- 原千代子「桜本の子どもたちと」『朝鮮研究』2(175)、日本朝鮮研究所、1978年、pp.24-30。
- 原千代子「共に生きる社会の創造へ—川崎における指紋押捺制度完全撤廃の闘い」『新日本文学』6(453)、1985年、pp.106-107。
- 裴重度「特集1 民闘連運動が目指したもの」『Sai』76、2016年、pp.10-28。
- 螞蟻[華僑青年闘争委員会]「華青闘と民族解放闘争—日本人民に問うこと」『現代の眼』2(12)、1971年、pp.116-125。
- 文京洙「高度経済成長下の在日朝鮮人」『季刊青丘』22、1995年、pp.44-52。
- 文京洙「『国民国家』を越えて」『季刊青丘』21、1995年、pp.204-207。
- 文京洙「『在日』についての意見—協調への模索—」『季刊三千里』39、1984年、pp.80-89。
- 文京洙「市民、地域、エスニシティ」『ウリ生活』12、在日同胞の生活を考える会(仮称)、1995年、pp.158-164。
- 山田貴夫「市民同士の連帯を求めて」『世界』10(653)、1998年、pp.91-94。
- 山田貴夫「地方自治体の外国人行政—『川崎の国際化を考える会』アンケート調査から—」『都市問題』6(81)、1990年、pp.61-75。
- 梁泰昊「共存・共生・共感—姜尚中氏への疑問(Ⅱ)—」『季刊三千里』45、1986年、pp.173-179。
- 梁泰昊「事実としての『在日』—姜尚中氏への疑問—」『季刊三千里』43、1985年、pp.146-151。

## ○市販本

- 李仁夏『明日に生きる寄留の民』新教出版社、1987年。
- 李仁夏『明日に生きる寄留の民』第2版、新教出版社、1988年。
- 李仁夏『寄留の民の叫び』新教出版社、1979年。
- 李仁夏『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教団出版局、2006年。
- 李仁夏・木田献一監修『民衆の神学』教文館、1984年。
- 飯沼二郎『市民運動研究』飯沼二郎著作集第4巻、1994年。
- 飯沼二郎『見えない人々——在日朝鮮人』増補改訂、再版発行、日本基督教団出版局、1983年。
- 飯沼二郎編著『在日韓国・朝鮮人——その日本社会における存在価値』海風社、1988年。
- 李光奎・崔吉城『差別を生きる在日朝鮮人』第一書房、2006年。
- 石田雄『一身にして二生、一人にして両身』岩波書店、2006年。
- 李順愛『二世の起源と「戦後思想」——在日・女性・民族』平凡社、2000年。
- 伊藤長和「川崎市——在日韓国・朝鮮人の経験に立つ総合的外国人市民政策」駒井洋・渡戸一郎編『自治体の外国人政策——内なる国際化への取り組み』明石書店、1997年、pp.33-57。
- 李良枝『由熙』講談社、1989年。
- 打越綾子・内海麻利編著『川崎市政の研究』敬文堂、2006年。
- 江橋崇『外国人は住民です——自治体の外国人住民施策ガイド』学陽書房、1993年。
- 呉在植著・山田貞夫訳『私の人生のテーマは「現場」——韓国教会の同時代史を生きて』新教出版社、2014年。
- 小田実『「難死」の思想』岩波書店、1991年。
- 小田実『私と朝鮮』筑摩書房、1977年。
- 加藤千香子「序論『多文化共生』への道程と新自由主義の時代」崔勝久・加藤千香子編『日本における多文化共生とは何か——在日の経験から』新曜社、2008年、pp.11-31。
- 神奈川県高等学校教職員組合「民族差別と人権」問題小委員会編著『わたしたちと朝鮮——高校生のための日朝関係史入門』公人社、1986年。
- 神奈川県高等学校教職員組合「民族差別と人権」問題小委員会編著『この差別の壁をこえて——わたしたちと朝鮮 第2集』改訂新版、公人社、1994年。
- 神奈川県自治総合研究センター・研究部「国際化に対応した地域社会のあり方」研究チーム『神奈川の韓国・朝鮮人——自治体現場からの提言』公人社、1984年。
- 神奈川県内在住外国人実態調査委員会金原左門／石田玲子／小沢有作／梶村秀樹／田中宏／三橋修『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人——神奈川県内在住外国人実態調査より』明石書店、1986年。
- 神奈川新聞社社会部編著『日本の中の外国人——「人さし指の自由」を求めて』神奈川新聞社出版局、1985年。

- 姜信子『安住しない私たちの文化——東アジア流浪』晶文社、2002年。
- 姜信子『ごく普通の在日韓国人』朝日新聞社、1990年。
- 姜信子『私の越境レッスン——韓国編』朝日新聞社、1993年。
- 金敬得「在日韓国・朝鮮人と地方公務員管理職」鄭香均編著『正義なき国、「当然の法理」を問いつづけて——都庁国籍任用差別裁判の記録』第4章、明石書店、2006年、pp.112-123。
- 金時鐘『さらされるものとさらすものと』解放教育選書8、明治図書出版、1975年。
- 金芝河「譚詩 五賊」姜舜訳『キム・ジハ詩集 五賊 黄土 蜚語』青木書店、1972年。
- 金石範『「在日」の思想』筑摩書房、1981年。
- 金賛汀『在日コリアン百年史』三五館、1997年。
- 金大中著・NHK取材班構成・訳『わたしの自叙伝』日本放送出版協会、1995年。
- 金侖貞『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店、2007年。
- 金纓『チマ・チョゴリの日本人』草風館、1985年。
- 金英達・高柳俊男『北朝鮮帰国事業関係資料集』新幹社、1995年。
- 金英達著、飛田雄一編『金英達著作集Ⅲ——在日朝鮮人の歴史』明石書店、2003年。
- 小林トミ著、岩垂弘編『「声なき声」をきけ』同時代社、2003年。
- 『在日コリアン辞典』明石書店、2010年。
- 在日コリアンの声を記録する会「12 川崎・桜本に生きる」『在日二世の記憶』集英社新書WEBコラム、2013年、頁なし。(on line: 2015年7月17日)、<<http://shinsho.shueisha.co.jp/column/zainichi2/012/>>。
- 坂中英徳『今後の出入国管理行政のあり方について—坂中論文の複製と主要論評—』日本加除出版、1989年。
- 佐藤勝巳『在日韓国・朝鮮人に問う』亜紀書房、1991年。
- 佐藤勝巳『わが体験的朝鮮問題』東洋経済新報社、1978年。
- 鈴木道彦『越境の時 一九六〇年代と在日』集英社、2007年。
- 徐京植『分断を生きる——「在日」を超えて』影書房、1997年。
- 徐京植編訳『徐兄弟 獄中からの手紙』岩波書店、1981年。
- 徐正禹「民族差別撤廃運動をめぐる論争と今後の展望」徐龍達編著『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン——中央アジア・ロシア・日本の韓朝鮮人問題』日本評論社、2003年、pp.52-68。
- 徐正禹「私の体験的地域活動論」李進熙編『「在日」はいま、在日韓国・朝鮮人の戦後50年』青丘文化社、1996年、pp.121-134。(1993年2月)
- 高橋清編『川崎の挑戦——21世紀へのメッセージ』日本評論社、1999年。
- 田中宏『Q&A 外国人の地方参政権』五月書房、1996年。
- 田中宏『在日外国人 新版』岩波書店、1995年。
- 玉城素『民族的責任の思想——日本民族の朝鮮人体験』御茶ノ水書房、1967年。

- 崔勝久『『日立闘争』とは何だったのか』崔勝久・加藤千香子編『日本における多文化共生とは何か——在日の経験から』新曜社、2008年、pp.34-73。
- 崔勝久・加藤千香子編『日本における多文化共生とは何か——在日の経験から』新曜社、2008年。
- 池明観『池明観自伝——境界線を超える旅』岩波書店、2005年。
- 曹慶姫『『民族保育』の実践と問題』崔勝久・加藤千香子編『日本における多文化共生とは何か——在日の経験から』新曜社、2008年、pp.120-150。
- 朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史 新版』三省堂、1995年。
- 鄭香均編著『正義なき国、「当然の法理」を問いつづけて——都庁国籍任用差別裁判の記録』明石書店、2006年。
- 鄭暎恵『〈民が代〉斉唱』岩波書店、2003年。
- T・K生著・「世界」編集部編『韓国からの通信』岩波書店、1974年。
- 鄭大均『韓国のイメージ』中央公論新社、1995年。
- 鄭大均『韓国のナショナリズム』岩波書店、2003年。
- 西尾勝『行政の活動』有斐閣、2000年。
- 朴一『〈在日〉という生き方』講談社、1999年。
- 朴慶植『在日朝鮮人・強制連行・民族問題』三一書房、1992年。
- 朴慶植・張錠寿・梁永厚・姜在彦『体験で語る解放後の在日朝鮮人運動』神戸学生青年センター出版部、1989年。
- 朴君を囲む会編『民族差別 日立就職差別糾弾』亜紀書房、1974年。
- 朴壽南編『李珍宇全書簡集』新人物往来社、1979年。
- 朴壽南編『罪と死と愛と』三一書房、1963年。
- 朴炯圭『路上の信仰——韓国民主化闘争を闘った一牧師の回想』新教出版社、2012年。
- 旗田巍『日本人の朝鮮観』勁草書房、1969年。
- 樋口直人『対抗と協力——市政決定メカニズムのなかで』宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂高文社、2000年、pp.20-38。
- 樋口映美編『流動する〈黒人〉コミュニティ——アメリカ史を問う』彩流社、2012年。
- 福地幸造・西田秀秋『在日朝鮮青年の証言』三省堂、1970年。
- 星野修美『自治体の変革と在日コリアン——共生の施策づくりとその苦悩——』明石書店、2005年。
- 前川恵司『韓国・朝鮮人——在日を生きる』創樹社、1981年。
- 松山大学総合研究所編『日本の眼 韓国の眼 「在日」の眼』晴耕雨読、1998年。
- 水野直樹・文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店、2015年。
- 峰岸是雄『川崎市の外国人市民政策とNPO』駒井洋編『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』明石書店、2004年、pp.95-124。
- 宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂高文社、2000年。



- 民族差別と闘う連絡協議会編『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法——在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして』新幹社、1989年。
- 文京洙『在日朝鮮人問題の起源』クレイン、2007年。
- 山田貴夫「地方自治体の外国人住民施策——川崎市を事例として」富坂基督教センター  
在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治——川崎と京都から考える』新幹社、2007年、pp.35-81。
- 梁泰昊『在日韓国・朝鮮人読本——リラックスした関係を求めて』緑風出版、1996年。
- 梁泰昊『부산 港に帰れない』創生社、1984年。
- 梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動』未来社、1994年。
- 尹健次『「在日」の精神史 3——アイデンティティの揺らぎ』岩波書店、2015年。
- 尹健次『「在日」を生きるとは』岩波書店、1992年。
- 吉川勇一『市民運動の宿題』思想の科学社、1991年。